

平成28年
9 月

宮崎県定例県議会会議録

平成28年 9 月 2 日開会

平成28年10月 7 日閉会

平成28年9月宮崎県定例県議会会議録 目 次

9月2日（金曜日）

1.	出席議員 -----	3
1.	地方自治法第121条による出席者 -----	3
1.	開 会 -----	4
1.	議席の一部変更 -----	4
1.	会議録署名議員指名 -----	4
1.	議会運営委員長審査結果報告 -----	4
	黒木正一議会運営委員長 -----	4
1.	会期決定 -----	4
1.	議員の辞職許可（押川修一郎議員） -----	5
1.	議案第1号から第20号まで上程 -----	5
1.	知事提案理由説明 -----	5

自9月3日（土曜日）

至9月6日（火曜日） 休 会

9月7日（水曜日）

1.	出席議員 -----	13
1.	地方自治法第121条による出席者 -----	13
1.	議席の一部変更 -----	14
1.	議案第21号追加上程 -----	14
1.	知事提案理由説明 -----	14
1.	代表質問 -----	14
	松村悟郎議員質問（宮崎県議会自由民主党） -----	14

- ・ 知事の政治姿勢について
- ・ ふるさと納税について
- ・ 国土強靱化地域計画策定について
- ・ 障がい者・児童福祉について
- ・ 健康長寿日本一について
- ・ 観光振興、東京オリンピック・パラリンピックに向けた取り組みについて
- ・ 産業振興策について
- ・ 公共工事について
- ・ 環境政策について
- ・ 農畜産業対策について

- ・ 2 巡目国体について

黒木正一議員質問（宮崎県議会自由民主党） ----- 42

- ・ 地球温暖化対策について
- ・ 地方創生について
- ・ 雇用対策について
- ・ 地方創生推進交付金について
- ・ 農水産業の温暖化対策について
- ・ 再生可能エネルギーについて
- ・ 環境森林行政について
- ・ 農水産業政策について
- ・ 介護休業について
- ・ 社会資本の老朽化対策について
- ・ 鉄道網整備促進について
- ・ 高速道整備について
- ・ 港湾における地震・津波対策について
- ・ 教育行政について
- ・ 携帯電話について
- ・ 買い物弱者対策について
- ・ 高齢者の交通事故防止対策について
- ・ 地域医療について
- ・ 特殊詐欺の予防対策について
- ・ 鳥獣保護管理事業計画について

9月8日（木曜日）

1. 出席議員 -----	73
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	73
1. 代表質問 -----	74

太田清海議員質問（県民連合宮崎） ----- 74

- ・ 知事の政治姿勢について
- ・ 消防防災行政について
- ・ 地域振興について
- ・ 福祉行政について
- ・ 道路行政について
- ・ 農政について
- ・ 労働行政について
- ・ 県立病院事業について

<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育行政について ・ 警察行政について 	
重松幸次郎議員質問（公明党宮崎県議団）	93
<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事の政治姿勢について ・ 参議院議員通常選挙について ・ 水素エネルギーの活用について ・ 中山間地域対策について ・ スポーツ振興について ・ 鳥獣被害対策について ・ 畜産振興について ・ 視覚障がい者・子供を取り巻く問題について ・ 地域防災力の充実について 	
9月9日（金曜日）	
1. 出席議員	115
1. 地方自治法第121条による出席者	115
1. 一般質問	116
山下博三議員質問	116
<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事の政治姿勢について ・ フードビジネスの推進について ・ 農業生産法人の経営状況について ・ 宮崎牛の生体出荷について ・ 相模原障がい者施設殺傷事件の教訓について 	
関師博規議員質問	129
<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神障がい者支援について ・ DVや経済的困窮世帯への支援について ・ 介護従事者の認定特定行為業務従事に関する体制について ・ 宮崎県水源地域保全条例制定後の状況について ・ 消防・防災力の維持向上のために 	
満行潤一議員質問	141
<ul style="list-style-type: none"> ・ 陸海空交通網の整備について ・ エネルギーの地産地消について ・ 災害に強い安心安全なまちづくりについて ・ あすを担う子供たちの環境整備について ・ 出資法人への貸付金の会計処理について 	
清山知憲議員質問	153

<ul style="list-style-type: none"> ・ 東九州新幹線について ・ 財政の状況と今後について ・ 医療費と県財政の関係について ・ 医師・看護師不足について ・ 公共事業・入札制度について ・ エビデンスに基づく政策について 	167
中野一則議員質問 -----	167
<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事の政治姿勢について ・ 台湾との交流について ・ 畜産行政について ・ 国県道の整備について 	
自 9 月 10 日（土曜日）	休 会
至 9 月 11 日（日曜日）	
9 月 12 日（月曜日）	
1. 出席議員 -----	183
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	183
1. 一般質問 -----	184
徳重忠夫議員質問 -----	184
<ul style="list-style-type: none"> ・ 都城志布志道路の整備について ・ 医療提供体制の充実について ・ 子ども・子育て支援新制度について ・ 児童虐待について ・ 子供の貧困について ・ 公共施設等の老朽化対策について ・ スポーツの振興について ・ 県内就職率について ・ 選挙投票率について 	
右松隆央議員質問 -----	196
<ul style="list-style-type: none"> ・ 攻めの人口減少・少子化対策について ・ 地域防災対策について ・ 本県の農業政策の推進について ・ 本県の森林政策の推進について 	
日高博之議員質問 -----	210
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中山間地域の活性化について ・ 熊本地震関連について 	

<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾行政について ・ アスリートフードについて ・ ひなたプロモーションについて ・ 2 巡目国体及び東京オリンピック・パラリンピックについて ・ 自治体版H A C C Pについて ・ 飲酒運転撲滅について 	
横田照夫議員質問 -----	222
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口対策について ・ 人材確保について ・ 内水面漁業について ・ 宮崎牛の産地維持について ・ 特別支援学校のスクールバスについて 	
9月13日（火曜日）	
1. 出席議員 -----	237
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	237
1. 一般質問 -----	238
河野哲也議員質問 -----	238
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害等に負けない学校づくりについて ・ 里親へのケアについて ・ 困窮する高齢者について ・ 社会福祉施設等の安全確保と再発防止について ・ 地方創生について ・ 沿海北部広域農道6期地区について 	
蓬原正三議員質問 -----	249
<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事の政治姿勢について ・ オリンピック効果について ・ 農業問題について ・ 教育問題について ・ 自転車活用について 	
渡辺 創議員質問 -----	263
<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事の政治姿勢について ・ 18歳選挙権導入と総括、主権者教育の今後について ・ 屋外型ナショナルトレーニングセンター誘致の取り組みについて ・ 中山間盛り上げ隊のさらなる活用について ・ L G B T 差別解消法案について 	

・ 広報戦略の今後について	
・ 遷延性意識障がいについて	
・ ダムなどの県施設のPRについて	
来住一人議員質問 -----	278
・ 知事の政治姿勢について	
・ 子供の貧困について	
・ 特別支援学校について	
1. 議案第12号から第20号まで採決 -----	288
1. 議案第1号から第11号まで及び第21号並びに請願委員会付託 -----	288
1. 常任委員長審査結果報告（議案第21号について） -----	288
二見康之総務政策常任委員長 -----	289
1. 議案第21号採決 -----	289
自9月14日（水曜日）	
至9月16日（金曜日）	常任委員会
自9月17日（土曜日）	
至9月19日（月曜日）	休 会
9月20日（火曜日）	特別委員会
自9月21日（水曜日）	
至9月22日（木曜日）	休 会
9月23日（金曜日）	
1. 出席議員 -----	293
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	293
1. 常任委員長審査結果報告 -----	294
二見康之総務政策常任委員長 -----	294
太田清海厚生常任委員長 -----	296
清山知憲商工建設常任委員長 -----	297
右松隆央環境農林水産常任委員長 -----	299
渡辺 創文教警察企業常任委員長 -----	300
1. 討 論 -----	302
前屋敷恵美議員 -----	302
1. 議案第1号採決 -----	303
1. 議案第2号から第11号まで採決 -----	303
1. 請願第5－1号採決 -----	303
1. 請願第6号採決 -----	304
1. 請願第16号採決 -----	304

1. 請願第3号、第14号及び第15号採決	304
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決	304
1. 議員発議案送付の通知	304
1. 議員発議案第1号から第10号まで追加上程	305
1. 討 論	306
来住一人議員	306
1. 議員発議案第10号採決	307
1. 議員発議案第2号及び第5号採決	307
1. 議員発議案第1号、第3号、第4号及び第6号から第9号まで採決	308
1. 議員派遣の件	308
1. 議案第22号から第26号まで上程	308
1. 知事提案理由説明	308
自9月24日（土曜日）	
休 会	
至9月27日（火曜日）	
9月28日（水曜日）	
1. 出席議員	313
1. 地方自治法第121条による出席者	313
1. 決算議案に対する質疑	314
前屋敷恵美議員	314
1. 議員発議案送付の通知	317
1. 議員発議案第11号上程、採決	318
1. 議案第22号から第26号まで決算特別委員会付託	318
1. 議長の報告（決算特別委員会正副委員長互選結果）	318
自9月29日（木曜日）	
決算特別委員会	
至9月30日（金曜日）	
自10月1日（土曜日）	
休 会	
至10月4日（火曜日）	
10月5日（水曜日）	
決算特別委員会	
10月6日（木曜日）	
休 会	
10月7日（金曜日）	
1. 出席議員	321
1. 地方自治法第121条による出席者	321
1. 決算特別委員長審査結果報告	322
宮原義久決算特別委員長	322
1. 討 論	324

前屋敷恵美議員	324
1. 議案第22号採決	326
1. 議案第23号から第26号まで採決	326
1. 議員派遣の件	326
1. 閉 会	326
<hr/>	
1. 資 料	327
平成28年9月定例県議会日程	329
議案送付文書	331
代表質問時間割	334
一般質問時間割	335
議案・請願委員会審査結果表	336
議案委員会審査結果表	337
閉会中の継続審査・調査申出一覧	338
決算議案委員会審査結果表	339
1. 議案議決件名一覧表	341
1. 議員発議案等	345
「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」の期限延長に関する意見書	347
「鉄道の安全・安定輸送」及び「地域を支える鉄道の発展」を求める意見書	348
教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書	349
子どもの貧困対策の推進と強化を求める意見書	350
チーム学校推進法の早期制定を求める意見書	351
有害鳥獣対策の推進を求める意見書	352
所得税法第56条の廃止を求める意見書	353
後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書	354
指定生乳生産者団体制度の存続と機能強化を求める意見書	355
スティッフパーソン症候群を指定難病とするよう求める意見書	356
決算特別委員会の設置について	357
議員派遣（地方議会活性化シンポジウム2016・第16回都道府県議会議員研究 交流大会）	358
議員派遣（第11回九州・沖縄未来創造会議）	359
1. 請願一覧表	361
1. 議事経過	373

9月2日（金）

平成 28 年 9 月 2 日 (金 曜 日)

午前 10 時 0 分開会

出席議員 (39 名)

- | | | |
|------|-----------|-----------------|
| 1 番 | 有 岡 浩 一 | (愛みやざき) |
| 2 番 | 重 松 幸次郎 | (公明党宮崎県議団) |
| 3 番 | 来 住 一 人 | (日本共産党宮崎県議会議員団) |
| 4 番 | 渡 辺 創 | (県民連合宮崎) |
| 5 番 | 岩 切 達 哉 | (同) |
| 6 番 | 右 松 隆 央 | (宮崎県議会自由民主党) |
| 7 番 | 二 見 康 之 | (同) |
| 8 番 | 清 山 知 憲 | (同) |
| 9 番 | 島 田 俊 光 | (同) |
| 10 番 | 日 高 博 之 | (同) |
| 11 番 | 野 崎 幸 士 | (同) |
| 12 番 | 日 高 陽 一 | (同) |
| 13 番 | 星 原 透 | (同) |
| 14 番 | 西 村 賢 | (無所属の会) |
| 15 番 | 関 師 博 規 | (愛みやざき) |
| 16 番 | 河 野 哲 也 | (公明党宮崎県議団) |
| 17 番 | 前屋敷 恵 美 | (日本共産党宮崎県議会議員団) |
| 18 番 | 田 口 雄 二 | (県民連合宮崎) |
| 19 番 | 高 橋 透 | (同) |
| 20 番 | 丸 山 裕次郎 | (宮崎県議会自由民主党) |
| 21 番 | 中 野 一 則 | (同) |
| 22 番 | 中 野 廣 明 | (同) |
| 23 番 | 黒 木 正 一 | (同) |
| 24 番 | 横 田 照 夫 | (同) |
| 25 番 | 押 川 修 一 郎 | (同) |
| 26 番 | 山 下 博 三 | (同) |
| 27 番 | 井 上 紀 代 子 | (県民の声) |
| 28 番 | 徳 重 忠 夫 | (自由民主党県民クラブ) |
| 29 番 | 新 見 昌 安 | (公明党宮崎県議団) |
| 30 番 | 満 行 潤 一 | (県民連合宮崎) |
| 31 番 | 太 田 清 海 | (同) |
| 32 番 | 緒 嶋 雅 晃 | (宮崎県議会自由民主党) |
| 33 番 | 後 藤 哲 朗 | (同) |
| 34 番 | 外 山 衛 | (同) |
| 35 番 | 松 村 悟 郎 | (同) |
| 36 番 | 坂 口 博 美 | (同) |
| 37 番 | 蓬 原 正 三 | (同) |
| 38 番 | 井 本 英 雄 | (同) |
| 39 番 | 宮 原 義 久 | (同) |

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|-----------------|---------|
| 知 事 | 河 野 俊 嗣 |
| 副 知 事 | 稲 用 博 美 |
| 副 知 事 | 内 田 欽 也 |
| 総 合 政 策 部 長 | 永 山 英 也 |
| 総 務 部 長 | 桑 山 秀 彦 |
| 危 機 管 理 統 括 監 | 畑 山 栄 介 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 日 隈 俊 郎 |
| 環 境 森 林 部 長 | 大 坪 篤 史 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 中 田 哲 朗 |
| 農 政 水 産 部 長 | 郡 司 行 敏 |
| 県 土 整 備 部 長 | 東 憲 之 介 |
| 会 計 管 理 者 | 高 原 みゆき |
| 企 業 局 長 | 関 師 雄 一 |
| 病 院 局 長 | 土 持 正 弘 |
| 財 政 課 長 | 川 畑 充 代 |
| 教 育 長 | 四 本 孝 子 |
| 公 安 委 員 長 | 藤 田 紀 泰 |
| 警 察 本 部 長 | 野 口 博 継 |
| 代 表 監 査 委 員 | 高 橋 秀 継 |
| 人 事 委 員 長 | 村 社 秀 継 |

事務局職員出席者

- | | |
|---------------|-----------|
| 事 務 局 長 | 甲 斐 正 文 |
| 事 務 局 次 長 | 奥 野 信 利 |
| 議 事 課 長 | 長 倉 健 一 |
| 政 策 調 査 課 長 | 小 田 博 之 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 伊 豆 雅 広 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 松 吉 浩 |
| 議 事 課 主 査 | 沼 口 恭 一 郎 |
| 議 事 課 主 任 主 事 | 森 本 征 明 |

◎ 開 会

○星原 透議長 これより平成28年9月定例県議会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎ 議席の一部変更

○星原 透議長 この際、議席の一部を変更いたします。

各議員の議席は、会議規則第5条第1項の規定により、ただいま御着席のとおり指定いたします。

◎ 会議録署名議員指名

○星原 透議長 会議録署名議員に、松村悟郎議員、前屋敷恵美議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○星原 透議長 まず、会期の決定について議題といたします。

今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、黒木正一委員長。

○黒木正一議員〔登壇〕 おはようございます。御報告いたします。

去る8月25日の閉会中の議会運営委員会において、本日招集されました平成28年9月定例県議会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に提案されます知事提出議案は合計20件、その内訳は、補正予算2件、条例5件、予算・条例以外13件であります。このほか4件の報告があります。またさらに、決算議案が追加提案される予定となっております。

これらの提出議案の内容等を踏まえ、当委員

会において審査をいたしました結果、会期につきましては、本日から10月7日までの36日間とすることに決定いたしました。なお、会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

今期定例会は、9月7日から2日間の日程で代表質問、9日から3日間の日程で一般質問を行います。

一般質問終了の後、人事案件の採決を行った上で、その他の議案・請願について所管常任委員会への付託を行います。9月14日から3日間の日程で各常任委員会を開催していただき、23日の本会議で、付託された議案・請願の審査結果報告及び採決を行います。

引き続き、決算議案の上程が行われた後、28日の本会議で決算特別委員会を設置の上、同委員会に当該議案を付託することにしております。決算特別委員会は、28日から10月5日までの間に開催していただき、10月7日の最終日に、決算特別委員長の審査結果報告及び採決を行います。

なお、議員から提出される議案の取り扱い及び決算以外の特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○星原 透議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○星原 透議長 会期についてお諮りいたしま

す。

今期定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日から10月7日までの36日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎ 議員の辞職許可

○星原 透議長 ここで、押川修一郎議員から辞職願が提出されておりますので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

辞 職 願

私儀

このたび、一身上の都合により県議会議員を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

平成28年9月2日

宮崎県議会議員 押川 修一郎

宮崎県議会議員 星原 透 殿

○星原 透議長 ただいま朗読いたしました押川修一郎議員の辞職の件を議題といたします。

この場合、押川修一郎議員は、地方自治法第117条の規定により除斥されますので、退席願います。

〔押川修一郎議員退席・退場〕

○星原 透議長 お諮りいたします。

押川修一郎議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、押川修一郎議員の辞職は許可されました。

暫時休憩いたします。

午前10時5分休憩

午前10時8分開議

◎ 議案第1号から第20号まで上程

○星原 透議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、お手元に配付のとおり、知事から議案第1号から第20号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。

〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○星原 透議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。平成28年9月定例県議会の開会に当たりまして、まず、台風10号による大雨等により各地で発生した災害におきまして、不幸にもお亡くなりになられた方々とその御遺族に対し、衷心よりお悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げます。

特に、岩手県と北海道では河川の氾濫等により甚大な被害が生じているところであり、一日も早い被災者の生活再建と被災地域の復興をお祈り申し上げます。

なお、現在、台風12号が接近しており、九州上陸の可能性があります。関係機関及び県民の皆様には、最新の台風情報を確認し、万全の準備と対策を講じていただきますようお願いいたします。

次に、ただいま提案いたしました議案の御説

明に先立ち、4点ほど御報告をさせていただきます。

1点目は、山之ロスマートインターチェンジの開通についてであります。

都城市とNEXC O西日本九州支社とともに建設を進めてまいりました宮崎自動車道山之ロスマートインターチェンジにつきまして、今月24日に開通する運びとなりました。この開通により、高速道路の利便性が向上し、地域の発展や救急救命活動の支援、防災機能の強化などに大きな効果が期待されます。これまで開通に向け御支援をいただきました県議会の皆様を初め、関係自治体や団体等の方々に、心からお礼を申し上げます。

また、スマートインターチェンジにつきましては、国富町及び門川町においても整備が進められております。この2カ所につきましても、一日も早く開通するよう関係自治体や団体等と連携を図り、全力で取り組んでまいりますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

2点目は、「国立公園満喫プロジェクト」についてであります。

去る7月25日、環境省が実施する「国立公園満喫プロジェクト」のモデル地域の一つとして、霧島錦江湾国立公園が選定されました。このプロジェクトは、国立公園への訪日外国人等の誘致拡大を目指し、受け入れ態勢を重点的に整備し、ブランド観光地として世界にPRしようとするものであり、本県の観光振興にも弾みがつくものと期待しております。今後、県としましても、鹿児島県や関係自治体等と連携を図り、プロジェクト推進のために積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

3点目は、「祖母・傾・大崩ユネスコエコパ

ーク」のユネスコへの推薦決定についてであります。

延岡市、高千穂町及び日之影町と大分県の佐伯市、竹田市及び豊後大野市の6市町で取り組んでおります「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク」が、先月12日に国内の最終審査を通過し、ユネスコへの推薦が決定されました。

今回の推薦決定は、この地域が有する豊かな自然環境や、これを守り活用した地元の暮らし、さらに、神楽等の伝統文化が各地域で継承されている点などが高く評価されたものと考えております。来年5月から7月に行われるユネスコの審査まで1年ほどありますが、この地域が自然環境の保全と持続可能な利活用の調和を実現し、人と自然が共生するモデルとして世界に認められるよう、関係機関との連携を一層強化し、しっかりと準備してまいりたいと考えております。

4点目は、リオデジャネイロ・オリンピックについてであります。

先月、ブラジルで開催されましたリオデジャネイロ・オリンピックには、本県出身や本県ゆかりの選手が11名出場しましたが、このうち、延岡市出身の松田丈志選手は水泳で3大会連続のメダルを獲得し、また、宮崎市出身の井上康生氏が監督を務めた男子柔道では、延岡市出身の羽賀龍之介選手を初め、旭化成所属の3選手を含む全階級でメダルを獲得するなど、すばらしい成績をおさめられました。

今大会では、本県ゆかりの選手が合計4つのメダルを獲得したところでありますが、一つのオリンピックで本県ゆかりの選手が獲得したメダルの数としましては、1984年のロサンゼルス大会と並んで過去最多タイとなります。また、松田選手はこれまで累計4つのメダルを獲得さ

れておりますが、本県出身の選手としては過去最多のメダル数となります。

この結果は、日ごろから厳しい練習に取り組んでこられた選手の努力と、それを支えてこられた監督・コーチを初め、関係者の方々の御尽力によるものであり、改めて深く敬意を表する次第であります。出場された各選手の活躍は、県民に「元気」と「勇気」、そして大きな「感動」を与えていただきました。心より感謝を申し上げます。

なお、井上監督や松田選手を初めとするメダリストの皆様に対しましては、県民栄誉賞などを授与し、その偉業をたたえ、県民の祝意をお伝えしたいと考えております。

いよいよ4年後には東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。これに向けて、本県が日本選手の活躍の原点となるよう、「スポーツランドみやぎ」のさらなる推進に努めてまいりたいと考えております。

それでは、本日提案いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、補正予算案についてであります。

補正額は、一般会計75億6,942万1,000円、特別会計2,882万円であります。このうち一般会計の歳入財源は、国庫支出金1億6,362万5,000円、繰入金6,082万3,000円、繰越金72億6,751万5,000円、諸収入525万8,000円、県債7,220万円であります。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は5,937億8,444万円となります。

以下、補正予算案に計上いたしました主な事業の概要について御説明いたします。

まず、国際定期路線維持に向けた緊急対策事業につきましては、熊本地震以降、搭乗率が低迷している国際定期路線の利用促進を図るため、旅行費用の一部補助やPR事業の支援等を行

うものであります。

次に、防災拠点庁舎整備事業につきましては、観測史上初めて震度7を二度観測した熊本地震を受け、防災拠点庁舎の耐震性をより高めるため、柱やはりのサイズや免震装置の変更など、設計の一部見直し等を行うものであります。

次に、災害救助法に伴う救助費につきましては、熊本県からの要請に基づき、被災者に提供する民間賃貸住宅の借り上げを行うものであります。

次に、県南地域へのシカ侵入監視対策事業につきましては、県南地域において、鹿による被害を未然に防止するため、監視カメラの設置など監視体制の強化を行うものであります。

次に、木造住宅耐震化リフォーム推進事業につきましては、木造住宅の耐震化を一層促進するため、県民の方々が耐震改修により取り組みやすくなるよう、段階的な耐震改修工事も補助対象に加えるなど、事業の拡充を行うものであります。

最後に、公共事業であります。治山事業につきましては、熊本地震や6月の大雨により発生した荒廃山地の復旧整備を行うものであります。

主な事業についての説明は以上であります。これらの事業のほか、平成27年度の決算により生じた剰余金の一部について、地方財政法の規定に基づき、県債管理基金への積み立てを行うこととしております。

それでは次に、予算以外の議案について御説明いたします。

議案第3号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」は、平成29年4月に開設を予定している宮崎県立看護大学「別科（助産専

攻)」の授業料や入学科等について、新たに規定等を行うものであります。

議案第4号「退職年金及び退職一時金に関する条例の一部を改正する条例」は、刑法改正による刑の一部執行猶予制度の創設に伴い、その期間に係る退職年金等の取り扱いについて、関係規定の改正を行うものであります。

議案第5号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、医療法及び医療施設調査規則の改正に伴い、引用する条文の改正を行うものであります。

議案第6号「宮崎県地方独立行政法人評価委員会条例」は、地方独立行政法人法の規定に基づき、法人の業務実績の評価等を行う附属機関に関する条例を制定するものであります。

議案第7号「宮崎県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例」は、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律の施行に伴い、弔慰金等の支給に関する裁定事務等が都道府県公安委員会の所掌事務となることから、警察法の規定に基づき、関係規定の改正を行うものであります。

議案第8号は、防災・安全社会資本整備交付金事業一般国道448号夫婦浦工区(仮称)夫婦浦トンネル工事について、当初想定していたよりも湧水が多く、追加工事の必要が生じたことなどから、工事請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第9号は、公共施設等の保有・運営・維持の最適化を図るため、総合的・計画的な管理の基本方針を示す宮崎県公共施設等総合管理計画を策定することについて、宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例第3条の規定により、議会の議決に付するものであります。

す。

議案第10号は、公立大学法人宮崎県立看護大学を設立するため、定款を定めることについて、地方独立行政法人法第7条の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第11号は、公立大学法人宮崎県立看護大学に承継させる権利(出資財産)を定めることについて、地方独立行政法人法施行令第9条の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第12号及び議案第13号につきましては、教育委員会委員2名が平成28年10月8日をもって任期満了となりますので、その後任委員を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

このうち、議案第12号は、島原俊英氏の後任委員として同じく島原俊英氏を、議案第13号は、山崎里都子氏の後任委員として松山郁子氏をそれぞれ任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第14号から議案第20号につきましては、土地利用審査会委員7名が平成28年10月24日をもって任期満了となりますので、その後任委員を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

このうち、議案第14号は、大迫敏輝氏の後任委員として町元真也氏を、議案第17号は、出口近士氏の後任委員として熊野稔氏を、議案第18号は、柳田慧子氏の後任委員として田中さみ子氏を、議案第20号は、堀口とも子氏の後任委員として内倉政子氏を、また、議案第15号外2議案につきましては、山口英之氏外2名の後任委員として同じく山口英之氏外2名をそれぞれ任命いたしたく、国土利用計画法第39条第4項の

規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○星原 透議長 知事の説明は終わりました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす3日から6日までは、議案調査等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、7日午前10時開会、代表質問であります。

終わりに当たりまして、宮崎県議会といたしまして、北海道、東北地方で台風10号によります大雨等により亡くなられた皆様にお悔やみを申し上げ、被害を受けられた皆様にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

本日はこれで散会いたします。

午前10時23分散会

9月7日（水）

平成 28 年 9 月 7 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (38 名)

1 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	来 住 一 人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
5 番	岩 切 達 哉	(同)
6 番	右 松 隆 央	(宮崎県議会自由民主党)
7 番	二 見 康 之	(同)
8 番	清 山 知 憲	(同)
9 番	島 田 俊 光	(同)
10 番	日 高 博 之	(同)
11 番	野 崎 幸 士	(同)
12 番	日 高 陽 一	(同)
13 番	星 原 透	(同)
14 番	西 村 賢	(無所属の会)
15 番	関 師 博 規	(愛みやざき)
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18 番	田 口 雄 二	(県民連合宮崎)
19 番	高 橋 透	(同)
20 番	丸 山 裕次郎	(宮崎県議会自由民主党)
21 番	中 野 一 則	(同)
22 番	中 野 廣 明	(同)
23 番	黒 木 正 一	(同)
24 番	横 田 照 夫	(同)
25 番	山 下 博 三	(同)
27 番	井 上 紀代子	(県民の声)
28 番	徳 重 忠 夫	(自由民主党県民クラブ)
29 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
30 番	満 行 潤 一	(県民連合宮崎)
31 番	太 田 清 海	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	後 藤 哲 朗	(同)
34 番	外 山 衛	(同)
35 番	松 村 悟 郎	(同)
36 番	坂 口 博 美	(同)
37 番	蓬 原 正 三	(同)
38 番	井 本 英 雄	(同)
39 番	宮 原 義 久	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	永 山 英 也
総 務 部 長	桑 山 秀 彦
危 機 管 理 統 括 監	畑 山 栄 介
福 祉 保 健 部 長	日 隈 俊 郎
環 境 森 林 部 長	大 坪 篤 史
商 工 観 光 労 働 部 長	中 田 哲 朗
農 政 水 産 部 長	郡 司 行 敏
県 土 整 備 部 長	東 憲 之 介
会 計 管 理 者	高 原 みゆき
企 業 局 長	関 師 雄 一
病 院 局 長	土 持 正 弘
財 政 課 長	川 畑 充 代
教 育 長	四 本 孝
警 察 本 部 長	野 口 泰
監 査 事 務 局 長	柳 田 俊 治
人 事 委 員 会 事 務 局 長	金 子 洋 士

事務局職員出席者

事 務 局 長	甲 斐 正 文
事 務 局 次 長	奥 野 信 利
議 事 課 長	長 倉 健 一
政 策 調 査 課 長	小 田 博 之
議 事 課 長 補 佐	伊 豆 雅 広
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	沼 口 恭 一 郎
議 事 課 主 任 主 事	森 本 征 明

◎ 議席の一部変更

○星原 透議長 これより本日の会議を開きます。

この際、議席の一部を変更いたします。

各議員の議席は、会議規則第5条第1項の規定により、ただいま御着席のとおり指定いたします。

◎ 議案第21号追加上程

○星原 透議長 本日の日程は代表質問であります。お手元に配付のとおり、知事から議案第21号の送付を受けましたので、これを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議案第21号を上程いたします。

◎ 知事提案理由説明

○星原 透議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。ただいま提案いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

議案第21号は、宮崎県議会西都市・西米良村選出議員補欠選挙の実施に伴う補正予算案であります。

補正額は、一般会計3,434万3,000円です。これに要します一般会計の歳入財源は、繰入金3,434万3,000円です。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は5,938億1,878万3,000円となります。

以上、追加提案いたしました議案の概要につ

いて御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○星原 透議長 知事の説明は終わりました。

◎ 代表質問

○星原 透議長 ただいまから代表質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の代表質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、宮崎県議会自由民主党、松村悟郎議員。

○松村悟郎議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。自由民主党、松村悟郎でございます。

早速、代表質問に入ります。

初めに、台風10号の豪雨によって各地で発生した甚大な災害におきまして、お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りしますとともに、被害に遭われた方々には心からお見舞いを申し上げます。一日も早い被災者の生活再建と被災地域の復興をお祈り申し上げます。

さて、本日9月7日、日本時間では明日となりますが、リオデジャネイロパラリンピックが開幕いたします。我が国の過去最多のメダル41個を獲得し、感動と勇気を与えてくれたリオオリンピックに続き、パラリンピックがすばらしい大会となることを御祈念申し上げます。

このリオでの熱戦が終わりますと、いよいよ、2020年東京オリンピックに向けて、さまざまな準備や活動が本格化してくると思います。そこで、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けての知事の意気込みをお聞かせください。

東京オリンピックが開催される2020年は、本県が取り組みを進めている記紀編さん1300年記念事業の最終年でもあります。記紀編さん事業は、日向神話やそれに関わる史跡などを本県の貴重な宝として、磨き上げや発信を幅広く行う取り組みであります。オリンピック・パラリンピックの開会式では、開催国の歴史や成り立ちなどが重要なテーマとなり、日本神話が取り上げられれば、本県を広く世界にアピールできるチャンスにつながるのではないかと思います。

私は、先週末の3日、東京の新国立劇場で開催されました「ドラマティック古事記」のステージを、議長、同僚議員とともに鑑賞させていただきました。本県出身の西島数博さんの演出で、本人がイザナキを演じられ、奥様の真矢ミキさんがイザナミを演じ、オーケストラや舞踊もあって、古事記の神話の世界をすばらしく表現されておりました。2020年、東京オリンピック開会式において日本神話の世界を取り上げてもらえれば、本県を世界にPRする絶好の機会になると考えますが、知事の考えをお伺いします。

次に、知事の政策提案についてお伺いします。

知事は2期目の選挙に当たり、「くらしの豊かさ日本一の宮崎」の実現を目指し、分野横断の4つの重点政策と分野ごとの3つの重点政策を内容とする政策提案を公約として当選を果たされました。そして、就任後の本会議にて、「県民の皆様は、宮崎に住んでいてよかったと実感していただけること、そしてそれが将来にわたって持続していくための取り組みを進めていくことこそが、知事としての私に課せられた究極の使命である」と所信表明をされ、日々そ

れを胸に県政に当たっておられると思います。知事の2期目の任期も、来年1月には折り返しを迎えますが、政策提案の進捗とそれに対する評価、また今後どのように取り込まれるか、お伺いします。

この知事の政策提案では、文化・スポーツの振興を総合的に推進する部署と、産業・雇用政策を総合的に企画・立案し、関係各部と連携しながらプロジェクトを推進していく司令塔としての機能を果たす部署という、新しい部署の設置が掲げてあります。

文化・スポーツについて見ますと、リオデジャネイロオリンピックが好成績のうちに終了し、4年後の東京オリンピックに向けて機運が盛り上がりつつあります。また、本県では、平成32年に開催される国民文化祭と、平成38年の2巡目国体に向けて、必要な準備を先手先手を打ちながら計画的に進めていくべき大切な時期でもあります。

一方、産業・雇用政策につきましては、政府が8月に閣議決定した経済政策の中で、金融政策、財政政策、構造政策を総動員してアベノミクスを一層加速する方針を掲げており、本県といたしましても、国の動きにアンテナを高く張りながら、産業成長戦略をしっかりと軌道に乗せていく必要があります。今は総力を挙げて知恵を絞り出す踏ん張りどころであると思います。

こうした意味において、文化・スポーツの振興と産業・雇用政策にかかわる新しい部署の設置は、まさに時宜を得た提案であると考えますが、その検討状況と見通しについて、知事にお伺いいたします。

次に、県が先月5日に発表した平成27年度の一般会計の決算見込みでは、自主財源が過去最高となり、県債残高も圧縮が図られたようです

が、決算の概要と評価について、知事にお伺いいたします。

政府は先月下旬に、新たな経済対策を盛り込んだ3兆2,869億円の第2次補正予算案を決定し、今月にも開催される臨時国会に提出することです。こうした国の動きに対応して、本県の積極的な予算面での対応を期待しますが、平成28年度補正予算、平成29年度当初予算にどのように取り組む考えなのか、知事にお伺いいたします。

次に、知事の国とのパイプについてお伺いいたします。

先週開催されました地方創生に関する講演会の講師を務められた、内閣府の地方創生推進事務局長の佐々木審議官は、以前、本県に出向され、地域振興課長などを歴任されており、そうした方が地方創生の要職にあるということは、本県にとって非常に心強いところでもあります。また知事は、総務省時代の同僚や先輩・後輩、あるいは同年代の官僚など、数多くのパイプ、ネットワークを持たれており、その方々も、国において実務的な要職につかれています。そこで、総務省出身である知事は、そのパイプ、ネットワークを活用しながら、大いに力を発揮できる状況にあると考えますが、県政推進に当たりどのように取り組んでいるのか、お伺いいたします。

以上で壇上の質問を終わります。(拍手)
〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

まず、2020年東京オリンピック・パラリンピックについてであります。現在、リオの大会が開催されていて、まさに実感するわけですが、4年後の東京大会、全世界の注目が集

まるビッグイベントとなることを実感しております。昨日、たまたま東京都庁に寄る機会があったわけですが、オリンピック・パラリンピックのエンブレムが掲げてあった。このエンブレムを目にしながら、この4年間、東京大会に向けて国を挙げて準備を進めていく。前回大会とは大きく違った意義がある。成熟国家として2回目を迎えるオリンピックであります。環境問題も含めて、どのようなモデルを示していくことができるのか、我が国の立ち位置というものを世界にPRできるのか、大変重要な時間をいただいたと考えておりますし、これを一東京の大会にとどめることなく、その効果を全国的に波及させる必要があるのではないかと。先日、全国知事会におきましても、スポーツ・文化・観光のプロジェクトチームが立ち上がったところであります。私も、そのチームリーダーとして取りまとめをさせていただいておりますが、国全体として、また各都道府県においても大変関心の高い取り組みが進む、ましてや「スポーツランドみやぎ」を掲げている本県でありますので、その効果というものを積極的に取り込んでいきたいと考えております。

このため、県内48の関係団体が一体となりまして、事前合宿やプレ大会の受け入れなどの協力や、市町村と連携したホストタウンの取り組み、杉の利活用技術の提案、本県が誇る食材の提供、外国人観光客の受け入れ環境の整備などを進めているところであります。オリンピックの開催期間というのは非常に限られておりますので、その準備をいかにするか、それから、オリンピック開催後にその開催効果をいかに将来に活かしていくか、それが非常に重要だという思いで準備を進めてまいりたいと考えておりま

す。いよいよ東京大会に向けて本格化する時期でありますので、しっかりとアンテナを張り、チャンスを逃すことなく宮崎県の発展に結びつけてまいりたい、そのように考えておるところであります。

次に、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開会式についてであります。世界の注目が集まる開会式におきまして、古事記に描かれた日本の神話が採用されれば、日本文化の理解を深めていただくだけではなく、その多くが舞台となっております本県をアピールする絶好の機会になるものと考えております。特に「天岩戸開き」は、闇夜に光を取り戻す再生の物語でありますので、東日本大震災や熊本地震等で被災した方々に希望の光を届けるとともに、力強く前に進む日本の姿を世界に発信できるものと考えております。また、世界では、さまざまな災害や紛争、テロで困難な立場にある方々が多くおられますが、そういう方々にも届ける希望の光でもありたいという思いがあります。

先日の「ドラマティック古事記」の東京公演、私は残念ながら、台風12号の対応等もありまして、拝見することができなかったわけですが、高円宮妃殿下をお迎えするなど、すばらしい公演だったと伺っているところであります。大きくアピールすることができたのではないかと、大変ありがたく思っておりますし、神話の世界の表現は、ひとり語りのようなものもあれば、今回のようなジャンルミックスで大変アピールするような表現もありまして、その多様な表現方法というものを感じたところであります。

県としましては、開会式での日本神話の採用につきまして、県内の関係団体と連携をしながら、国や関係機関などに対し提案を行って

り、九州の経済界を初め、その理解が今、徐々に広がっているところだという手応えも感じておりますし、先ほど申し上げました全国知事会のスポーツ・文化・観光のPTの取りまとめの中でも、開会式における神話の採用というものを、知事会の提案として国に行っておるところであります。今後も官民一体となって、その実現に向け取り組んでまいりたいと考えております。

次に、政策提案についてであります。私は、政策提案の中で、「くらしの豊かさ日本一の宮崎」を目指し、「人財づくり」「産業・雇用づくり」「豊かなくらしづくり」など、さまざまな施策を掲げておりまして、それらを県総合計画のアクションプランに反映させて、その実現に努めているところであります。

2期目は、復興から成長へとギアチェンジする中でスタートし、全庁一丸となって取り組んできた結果、交通インフラの整備も進みまして、産業・雇用面では確かな手応えも感じられる一方で、県総合計画審議会からも、「人財づくり」や「豊かなくらしづくり」の面では課題があるとの評価を受けるなど、まだまだ努力すべき点もあろうかと感じております。知事に求められる大きな役割というものは実行力、成果を上げることであり、宮崎の将来に向けた確かな礎を築くことであろうと考えておりまして、成果の上がっている分野におきましては、さらなる高みを目指し、また課題に対しては真摯な姿勢で真正面から向き合い、この実現に邁進してまいりたいと考えております。

次に、新しい部署の設置についてであります。私は、「新しいゆたかさ」の実現を図る上では、産業・雇用政策とともに、心の豊かさにつながる文化・スポーツの振興が大変重要と考

えております。それは、先ほど申し上げましたような宮崎の強みにもつながるものと考えております。

この中で、産業・雇用政策につきましては、現在、フードビジネスの分野で全庁横断的なプロジェクトの調整を行っており、一定の成果を得ているところであります。今後、他の分野においてどのような取り組みができるか、このフードビジネスのモデルというものをさらに横展開する、発展させるという観点から検討を進めているところであります。

また、文化・スポーツの振興につきましては、平成32年の東京オリンピック・パラリンピックに向けたおもてなしプロジェクトや、国に要望しております国民文化祭、さらには平成38年の国体が控えているところであります。これらの課題に集中的に取り組む体制も含めまして、急ぐものについては来年度からの設置も視野に入れて、検討を加速させてまいりたいと考えております。

次に、平成27年度の一般会計決算についてであります。平成27年度は、本県の厳しい財政状況を踏まえながら、人口減少問題への対策、経済・雇用対策、地域医療の再生や危機管理の強化など、本県が直面している緊急的課題に積極的に対応する一方で、人件費の伸びの抑制や投資的経費の重点化、一般行政経費の見直しによる収支不足の縮減に努めるとともに、県債の発行抑制により、将来的な公債費負担の軽減にも努めたところであります。これらの結果、実質収支、単年度収支は黒字となり、県債発行額、県債残高ともに減少するなど、堅実な財政運営を行いながら、将来を見据えたあすの宮崎の礎づくりを進めることができたものと考えております。

次に、国の経済対策に対する取り組みについてであります。8月に閣議決定された「未来への投資を実現する経済対策」におきまして、国は、当面の需要喚起にとどまらず、民需主導の持続的な経済成長と一億総活躍社会の着実な実現につながる施策を中心に対策を行うとしております。国の補正予算及び当初予算の具体的な内容については、今後明らかになっていくことと考えておりますが、県といたしましては、国の動向を十分に踏まえ、対応していくこととしております。

今後の財政運営につきましては、社会保障関係費の増加や防災・減災対策、公共施設の老朽化対策、さらには国体開催に伴う施設整備等、多額の財政需要が見込まれているところであります。一方で、厳しい財政状況の中にあっても、地域経済の活性化や人口減少問題等、積極的に取り組んでいく必要のある課題もありますことから、平成29年度の当初予算編成におきましては、国の予算編成や地方財政対策等の動向を注視しながら、選択と集中の理念のもと、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、ネットワークを活用した県政推進についてであります。県政推進に当たりましては、私自身が培ってきた人脈を初め、本県出身者や本県への出向経験者など、さまざまなチャンネルというものを積極的に活用していく必要があると考えております。

御指摘のありました、先週講演をいただきました佐々木内閣府地方創生推進事務局長も本県出向経験者であり、地方創生交付金の活用等について、またさまざまな県政の課題につきまして、有意義なアドバイスをいただいているところでありますし、私の出身の総務省について

も、多くの方からさまざまな局面で力添えをいただいているところであります。霞が関でさまざまな要望提案活動を行ってまいりましても、つくづく感じますのは人脈のありがたさであります。私自身は旧自治省であります。先輩・後輩という人脈の中で、直接ほかの省庁の面識のない方であっても、旧自治省の人脈を通じて必ず人のつながりがある、非常に話がしやすくなるということがあります。そのネットワークは今後有効に活用してまいりたいと考えておるところであります。

また、知事会において、先ほど御説明しました「スポーツ・文化・観光プロジェクトチーム」のリーダーを務めているというようなこともありますし、このほか、「将来世代応援知事同盟」や「ふるさと知事ネットワーク」、また南海トラフの9県知事会議など、知事同士で横の連携を図りながら、国に対して提言を行っている、この結束というのも大変重要であろうと考えております。今後とも、こうしたネットワークやさまざまなキーパーソンとのつながりを最大限に活用し、県政の推進を図ってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○松村悟郎議員 県議会自民党は、毎年夏に、東京で合同の研修会を開催しています。本年は、日南市出身で東京オリンピック・パラリンピック推進事務局の多田企画・推進統括官と、本県に出向し財政課長を務められた総務省の原調整課長に講師をお願いしました。東京オリンピック、地方財政の状況についても御説明をいただきました。意見交換をしながら、本当に貴重なネットワークだなということを感じさせていただきました。本県ゆかりの方などには、特に国で今、重要なポジションにおられる

方も数多くいらっしゃいますので、どうぞ本県発展のために力になっていただけるよう、知事の積極的な取り組みをお願いしておきたいと思っております。

平成28年度補正予算並びに平成29年度当初予算の編成につきましては、経済再生と財政健全化の2つの命題がありますが、現下の国の積極姿勢や諸課題を踏まえ、経済好循環を県民の皆様にも肌で感じていただくためにも、この時期を逃さず、県においては、財源をしっかりと獲得していただき、積極的な予算としていただくよう要望いたしておきます。

また、壇上で述べましたが、「ドラマティック古事記」、このステージは、まさに「神話のふるさとみやざき」を体感でき、すばらしい感動を受けました。改めて、2020年の東京オリンピックは、「神話の源流みやざき」、そのイメージで開会式が開幕されることを心から期待しております。

知事の政治姿勢について続いてお伺いします。7月の鹿児島県知事選で民間出身の三反園知事が初当選をされ、先月初めに三反園知事が本県を訪れ、河野知事と会談されたと報道で伺っております。そこで、三反園知事に対する印象や期待についてお伺いします。また、南九州の隣県として今後どのように連携して取り組んでいくのか、お伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 鹿児島県の三反園知事には、先月4日、就任挨拶ということでわざわざ本県を訪問いただいて、意見交換をしたところであります。三反園知事から、特に観光と防災という2つのテーマについて連携強化したいという御提案をいただいたところで、大変ありがたいこととあります。私からも、先般、環境省のモデル事業地に選定されました霧島錦江湾

国立公園を活用していこうというお話でありますとか、観光振興、防災対策に不可欠な高規格幹線道路、高速道路の整備等に向けた協力をお願いしたところであります。

三反園知事には、これまでの民間での経験を生かした鹿児島県のかじ取りに期待いたしますとともに、隣接県といたしまして、施策面でも関連する分野が多いことから、引き続き相互に連携し、またよい意味で競い合いながら、協調と競争ということがあろうかと思っておりますので、南九州の一層の活性化を図ってまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 三反園知事は選挙の公約の一つとして、川内原発に関して熊本地震を考慮し、点検と避難計画の見直しを行うという公約で当選されました。そして、先月26日に九州電力社長に対して、4月に二度の震度7を観測した熊本地震の発生を受けて、原発の耐震性をめぐる県民の不安が高まっていることを理由に、川内原発の一時停止と点検を申し入れたと伺っております。知事はどのように感じられたのか、お伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 三反園知事の申し入れは、熊本地震を契機とした住民の不安の声というものを受けまして、選挙公約に基づいてなされたものと認識をしております。

一方、原発の稼働につきましては、東日本大震災の反省を踏まえまして、科学的・技術的知見に基づく安全性の確保を大前提として国が判断したものでありまして、そのわかりやすい説明や十分な情報提供が重要と考えております。県としましても、九州電力が今後どのような対応を行うのか、注目をしているところであります。

○松村悟郎議員 また、三反園知事は、県民所

得10位以内を目指すという積極的な姿勢を示されております。知事は、先輩知事としてどう受けとめられたのか、また宮崎県の現状を踏まえながら、県民所得の向上にどのように取り組んでいられるのか、伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 1人当たりの県民所得が40位台にある中で10位以内を目指すことは、大変意欲的な姿勢であります。私もこの数字を見たとき、はっと思ったわけですが、やはり高い目標を掲げて進んでいく姿勢というものは大変重要ではないかと思っておりますし、県民生活を安定させ、豊かな暮らしを実現したい、その思いは私も同じであります。

これまでフードビジネスなどの成長産業や競争力の高い中核企業の育成などに全庁を挙げて取り組んできた結果、本県の1人当たり県民所得の全国順位も上昇してきているところであります。今年度は、さらに産学官労が一体となりまして、企業への集中支援を行うプラットフォームや、産業人材の育成を行います「みやざきビジネスアカデミー」など、さらなる飛躍の礎となる基盤も整えたところでありまして、今後、これらを十分生かしながら、本県経済の活性化や雇用の拡大、さらには県民所得の向上にもつなげてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 鹿児島県は隣接県でございますので、共通課題も非常に多く、大事な県だと認識しております。先輩知事としてリードする形で連携関係を築いていかれることを期待しております。

また、知事が政策提案に掲げた「くらしの豊かさ日本一の宮崎」、生活環境のよさという点では本当に日本一だと思います。ただ、何よりも経済的な豊かさがその基盤となります。三反

園知事に負けない意気込みを持って、県民のために所得向上に御尽力くださるようお願いしておきます。

次に、ふるさと納税についてお伺いいたします。

最近、新聞紙上等でよく取り上げられております「ふるさと納税」は、6月の総務省発表によりますと、平成27年度の自治体への寄附額は全国で約1,653億円となり、前年度の4.3倍にふえるなど、国民の間にも広く話題として広まっております。これは、昨年4月から減税対象となる寄附額の上限が約2倍に引き上げられたことや、自治体も返礼品を充実させていることが要因のようです。こうした中、全国1位の寄附額となった都城市を初め、綾町、都農町など、県内においても大幅に寄附実績を伸ばしている自治体が見受けられます。

一方で、先月、総務省が公表した平成28年度課税における平成27年中のふるさと納税に関する税額控除額は、全国の自治体合計で約999億円にも達したとのことであります。収支差額は、東京都や神奈川県など大都市を中心に赤字となっており、一方で、地方では黒字の傾向にあるとの新聞報道があります。ふるさと納税は、都市部に集中する税収の地方への再配分にも役立っていると思います。このような状況を踏まえ、まずは、本県のふるさと納税の取り組みと収支状況について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 県及び県内の市町村におきましては、宮崎牛や焼酎、旅行宿泊など特色ある返礼品を用意し、そのPRに努めておりますほか、いただいた寄附を各自治体の魅力発信や子育て支援などの住民福祉の向上に活用するなど、ふるさと納税に積極的に

取り組んでおります。

この結果、県と市町村を合わせた平成27年度の寄附受け入れ実績は、全国第4位の約103億2,800万円となるなど、全国から多くの応援をいただいたところであります。一方で、平成27年中にほかの自治体に寄附したことにより、居住する自治体から税額控除された額は、約2億9,800万円となったところであり、収支差額は約100億3,000万円の黒字となり、山形県、北海道に次ぐ全国3位となっております。

○松村悟郎議員 県全体での寄附額は全国4位、収支差額も黒字額第3位ということは、県内の先進的な自治体の創意工夫や努力によるものだと、本当に敬意を表したいと思います。

近年の実績を伺いますと、自主財源の乏しい本県や県内市町村にとっては、ふるさと納税は財源確保の観点からも非常に大きなインパクトのあるものだと思います。県の積極的な取り組みとともに、市町村に対する支援も重要になると考えます。ふるさと納税、今後さらに進めていきたいと思いますが、今後どのように取り組まれるのか、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） ふるさと納税は、地域の活性化、住民福祉の向上を推進する上で、貴重な財源確保に役立つ制度であるわけでありまして、地場産業の振興、域内経済の循環など、地方創生の推進にも大きく寄与する、そのような制度であると考えております。

また、先日、菅官房長官が都城市を訪問されたときは、都城市長が、職員の意識改革にもつながっている、そのようなことも言われたようであります。県としましては、この制度を通して、本県の魅力のPRに積極的に取り組むことにより、一人でも多くの方々に宮崎の魅力を知っていただき、本県及び県内市町村を応援し

ていただけるような努力をしてまいりたいと考えております。また、市町村に対しましても、引き続き、国と連携して情報提供やアドバイスなどを行いまして、地域の発展に資する成果が一層得られるよう努めてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 次に、企業版ふるさと納税についてであります。個人版ふるさと納税については、地方自治体の財源確保の手法の一つとして取り組みが進んでおります。新たに創設された企業版ふるさと納税についても、都市部から地方へと民間資金の新たな流れをつくる大きな切り札として期待しております。

この制度は、個人版と異なり、国が認定した地方公共団体が行う事業に対して企業が寄附を行うことにより、企業が地方創生に貢献することを狙いとしたものであります。内閣府は先月、本県を含む全国の6県81市町村の計102事業を第1弾として認定しましたが、この制度をいち早く活用するとして県の取り組み姿勢、まずは評価したいと思います。そこで、今回認定された「県民と築く「美しい宮崎づくり」沿道修景美化モデル事業」の概要について、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 本事業は、県内外からの観光客の皆様に対するより充実したおもてなしを実現するため、これまでの沿道修景美化条例のもとでの取り組みに、県民の皆様の視点や創意工夫を取り入れて、美しい沿道環境の創出を図ることを目的としたものであります。具体的には、県内から3つの地区を選定し、事業の計画段階から実施に至るまで、地元の皆様と話し合いながら、それぞれの地域の特色を生かした植栽のリニューアルや、記念植樹、花植えなどの各種イベントを行うもので

す。今回の企業版ふるさと納税の認定は、本事業が、県民協働での沿道修景美化により、観光地の魅力向上を図ることを目的としている点が高く評価されたものと考えております。

○松村悟郎議員 財政力の弱い本県にとっては、企業からの財政支援は大変ありがたく、この第1弾を弾みに、次回以降の認定に向けても全庁的な取り組みが期待されますが、今後、企業版ふるさと納税についてどのように取り組んでいくのか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（永山英也君） 企業版のふるさと納税につきましては、個人版のふるさと納税と同様、自主財源に乏しい本県にとりまして、必要な財源を確保するための有効な手段の一つであると考えております。この制度を積極的に活用していきますためには、まずは、多くの企業の賛同を得られます魅力のある事業を構築することが必要であります。これに向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。また、この制度は、県外に本社を置く企業を対象としておりますことから、特に本県にゆかりのある企業に、制度を御理解いただき、協力いただくため、3つの県外事務所を活用しながら、効果的なPRに取り組んでまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 ふるさと納税については、個人版、企業版ともに、県、市町村の取り組みを充実していただき、本県がふるさと納税の全国のトップリーダーとなることを期待しております。よろしく申し上げます。

次に、国土強靱化地域計画についてお伺いします。

ことし4月にも熊本地震が発生しましたが、振り返りますと、平成7年の阪神・淡路大震災、平成16年の新潟県中越地震、平成23年の東

日本大震災など、近年、大規模な地震や津波、台風、集中豪雨といった災害が頻発しており、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じています。

このため国は、南海トラフ地震や首都直下地震など、大規模自然災害等への対策として、平成25年12月に国土強靱化基本法を制定しました。そして、同法では、都道府県等は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国土強靱化地域計画を定めることができることとされており、本年8月1日現在、既に32都道府県が策定しています。南海トラフ地震対策や風水害対策に備え、積極的かつ迅速に強靱化対策に取り組むためにも、国土強靱化地域計画を早期に策定する必要があると思っておりますが、現在の取り組み状況を危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（畑山栄介君） 国土強靱化地域計画につきましては、現在、庁内の大規模災害対策連絡会議におきまして、住宅や保健医療・福祉、交通・物流などの施策分野ごとに、どういったところが弱いのか、どんな課題があるのかといった脆弱性の評価を行った上で、計画に盛り込むべき施策の推進方針等について検討を行っております。策定に当たりましては、県防災会議に国土強靱化部会を設置し、有識者の意見も伺ってきております。今後は、来月を目途に計画の最終案をまとめまして、パブリックコメントを経て、今年中に計画を策定したいと考えております。

○松村悟郎議員 この地域計画に基づく施策については、関係省庁の交付金等の交付に当たり、一定程度の配慮を行うとされており、国からの財源確保が重要と考えます。国土強靱化地域計画に基づく社会資本整備の予算確保にどの

ように取り組むのか、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 南海トラフ地震や台風による豪雨など自然災害のリスクが高い本県におきましては、津波や水害から県民の生命や財産を守るための河川や海岸の施設、さらには災害発生後の広域的な物資輸送のかなめとなります道路や港湾等の社会資本を整備し、県土の強靱化を図るとするのは、大変重要な課題であると考えております。

このため、私自身も機会あるごとに関係省庁を訪れ、政務三役や局長クラスはもちろんでありますが、関係各課にも直接足を運び、社会資本整備がおくれている本県の実情などを強く訴え、必要な予算の確保に向けた要望や提案などを行ってきたところであります。今後とも、国土強靱化地域計画に基づく社会資本の整備がしっかりと推進できますよう、市町村とも連携をしながら、私が先頭に立って、必要な予算の確保に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 平成28年度補正予算案にも経済対策としてインフラ整備予算が含まれており、平成29年度当初予算への国土交通省の概算要求においては、国土強靱化等にかかわる公共事業費が増額要求されているようですので、この機会を捉え、社会資本整備予算の充実確保をお願いしておきます。

次に、障がい者・児童福祉についてお伺いいたします。

7月26日未明に相模原市の障がい者施設で、施設の元職員が起こした事件により、入所者19人がお亡くなりになり、27人が負傷するという大惨事となりました。犠牲になられた皆様の御冥福を心からお祈りしますとともに、御家族の皆様へのお悔やみを申し上げます。また、負傷

された方々の一日も早い回復をお祈りいたします。

この事件は、戦後最悪の犠牲者を出し、日本全国に大きな衝撃を与えたということからも、他県で起こった特別な思想を持った一個人の事件では済まされないと思います。この事件を教訓に、障がい者施設の安全確保、職員のストレスチェックとフォロー体制などをいま一度考え直す機会にしなければならないと思います。そこで、今回の事件を受けて、県はどのような対応をとられているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 県では、今回の事件に係る厚生労働省からの通知を受けまして、7月27日に、県内の施設に対し入所者等の安全の確保を求める通知を行ったところであります。その後、県独自に施設の安全管理・防犯体制に関する状況調査を行いまして、8月5日に、施設長等を対象とした会議を開催するとともに、8月10日には、施設の安全確保等に関する自己点検表を配付するなど、施設の安全管理の周知徹底に努めたところであります。また、8月22日には、障がい者関係団体等との意見交換会を開催いたしまして、防犯対策のさらなる充実と障がいのある人への正しい理解が図られるよう、引き続き、団体等と連携しながら取り組んでいくこととしたところであります。

○松村悟郎議員 この事件を教訓に、今後とも、障がい者に限らず、子供やお年寄りのための施設においても、こうした事件が二度と起こらないような十分な対策をお願いしておきます。

一方、これまで障がい者施設は、地域に開かれた施設を目指して取り組んでこられた経緯があります。県におきましても、各事業所が安全

確保と地域に開かれた施設とのバランスをうまくとれるように、指導・助言していただくことを要望しておきます。

次に、子育て支援についてであります。6月に国が策定した「ニッポン一億総活躍プラン」では、少子高齢化という日本の構造的課題に政府一丸となって取り組む姿勢が示されました。そして、特に子育て支援については、平成29年度までに、保育の受け皿整備を40万人から50万人分に上積みすることや、保育士としての技能・経験を積んだ職員の処遇改善、さらに保育士確保の方策として、再就職準備金貸付制度の創設といった具体的な施策が打ち出されています。

本県においても、子育て支援策の充実のために、こうした国の事業、政策を積極的に活用していく必要があります。まず、保育の受け皿を拡大するには、特に民間保育所等の施設整備を進めていくことが重要だと思いますが、県は、民間保育所等の施設整備に対してどのような支援を行っているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 幼児の保育や教育の量の確保を図るためには、民間保育所等の施設整備を進めていくことが重要であると考えております。これまで県では、国の子育て支援対策臨時特例交付金を原資にいたしまして造成した「安心こども基金」等を通じまして、県内の認定こども園、保育所及び幼稚園に対する補助を行ってきたところでございます。また、さきの6月補正予算におきましても、約9億円の施設整備補助について議決をいただいたところであります。先日発表されました国の補正予算案におきましても、保育の受け皿整備を図るための予算が計上されておりますので、今後と

も、このような国の動向を踏まえ、市町村や関係機関とも連携を図りながら、保育所等の施設整備に取り組んでまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 次に、保育士の需給状況及び保育士の確保策についてお伺いいたします。保育の受け皿の拡大には、施設の整備だけではなく、そこで働く保育士を安定的に確保していく必要があります。東京などの大都市では保育士不足が深刻であるようですが、本県における保育士の需給の状況及び保育士の確保に向けた県の取り組み状況について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 県が昨年3月に策定しました「みやざき子ども・子育て応援プラン」では、計画策定時と同じ水準で職員を配置した場合には、県内の教育・保育施設などに従事する保育士や保育教諭は、平成30年度までは不足すると推計しているところであります。平成27年度の実績も同様の状態でございます。改めて保育士等の確保の重要性を認識しているところでございます。

保育士等の確保対策につきましては、これまで国の補助事業の活用や保育所等へ給付する運営経費への加算措置を通じ、給与面での処遇改善の取り組みを行ってきたところでございます。また、今年度から、潜在保育士の円滑な就職支援を図る「保育士支援センター設置運営事業」や、保育士養成施設に通う学生に対する修学資金の貸し付けなどを行う「保育士修学資金貸付等事業」の実施による保育士等の確保にも取り組んでいるところであります。今後とも、国の動向を踏まえ、保育士等の安定的な確保に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 今月2日に厚生労働省より、入所できる認可保育所はあるものの、特定の保育所を希望している場合や、保護者が育児のため求職活動を休止している場合など、国の待機児童数から除外されている潜在的な待機児童、いわゆる隠れ待機児童が、全国で、国の定義の待機児童数の3倍近くに上るとの発表がありました。子育て中のお母さんが安心して働けるためにも、人員確保を含め、保育所の充実が重要でありますので、県内の実態を的確に把握し、よりニーズに応える施策の充実をお願いいたします。

次に、子供の貧困についてお伺いします。我が国の子供の貧困率は、平成25年の国の調査で16.3%と過去最高を記録するなど、深刻化しております。こうした中で、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、県では法の趣旨を踏まえ、本年3月に、保護者に対する生活・就労支援、子どもの教育の支援など4つの柱から成る「宮崎県子どもの貧困対策推進計画」が策定されました。昨年度、県議会に設置されました宮崎のこども対策特別委員会では、子供の貧困対策についても調査を行い、県の計画の実施に当たり、関係部局間の連携体制の構築などを要望してまいりました。計画策定後の初年度における体制整備、そして計画に掲げた施策の確実な実行が重要だと考えます。そこで、この計画を着実に推進するために、県として今後どのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 子供の貧困対策の推進に当たりましては、部局横断的な取り組みが必要となりますので、ことし6月に、私が本部長となります「宮崎県子どもの貧困対策推進本部」を設置するなど、まずは庁内の体制を整備

したところであります。また、民間の関係団体等で構成します「宮崎県子どもの貧困対策協議会」を設置し、計画の進捗状況につきまして、毎年度、点検・評価を行うこととしております。

一方、計画をより効果的に推進し、具体化させるためには、地域住民に身近な市町村の取り組みが重要となります。国の交付金を活用し、市町村が実施します子供の貧困の実態調査や計画の策定などに対して支援を行うこととしたところであります。県内でも近年、民間団体などを中心に、子ども食堂や学習支援などの取り組みが活発に行われているところであります。これらの団体とも連携を深めながら、県を挙げて、計画の実現に向け、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 子供の貧困対策については、子供たちが日々多くの時間を過ごす学校における課題把握が大切であり、いじめや不登校などのさまざまな問題への対応はもとより、貧困に苦しむ家庭の子供たちを他の関係機関とつなぐスクールソーシャルワーカーの役割が重要となっており、本県においても今年度、増員が図られています。そこで、スクールソーシャルワーカーの事案解消の状況と今後の支援対策の充実について、教育長にお伺いします。

○教育長（四本 孝君） スクールソーシャルワーカーの平成27年度における活動状況としましては、不登校や家庭環境の問題など、497件の事案に対応しております。そのうち133件の事案が解消に至り、残る事案につきましては、継続的な支援を行っております。

スクールソーシャルワーカーの対応件数は年々増加しております。その人員の確保や質の向上が課題となっているところであります。こ

のため、今年度4名を増員し、計12名を配置したことによりまして、これまで難しかった県立学校への対応を進めておりますとともに、臨床心理士等と合同の研修会を年3回実施することや、スクールソーシャルワーカーに対する指導や助言を行う専門家の配置に努めているところであります。今後とも、関係機関との連携を図りながら、さらなる支援体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」では、地方自治体に、地域の状況に応じた施策を策定し、実施することを求めています。今後は、答弁にあったように、本庁段階での部局間、関係機関の連携強化とあわせて、各地域単位で、県の出先機関、市町村、学校などが、子供の貧困に係る問題の情報共有を図るなど、連携を強化し、子供の貧困の解決に向けて、実効性のある支援体制が構築されるよう、県のきめ細かな取り組みをお願いしたいと思います。

さて、このほど公表されました平成27年度の児童相談所における児童虐待の相談対応件数は、全国で10万件を超え、本県でも715件と過去最多となっています。相談件数が増加傾向にある児童虐待問題については、県などが果たすべき役割と取り組みが重要だと思います。福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 児童虐待は、子供の心身に影響を与える深刻な問題でありまして、社会全体で取り組むべき課題であると考えております。このため、県におきましては、未然防止を初め、早期発見・早期対応を対策の大きな柱と位置づけまして、住民により身近な市町村等と連携した取り組みを進めているところであります。中でも、児童虐待対応等のた

め、県内全市町村に設置されている要保護児童対策地域協議会におきましては、市町村を中心に、学校や医療機関など関係機関が協働し、地域での見守りや相談対応など、家庭への支援を行っております。その役割は大変重要であると考えております。県では、この協議会において効果的な対応が図られるよう、児童相談所の児童福祉司等の専門職員が会議に参加するとともに、同行訪問を行うなど、積極的な支援を行っているところであります。

○松村悟郎議員 人口減少が大きな課題となる中で、子供たちは、今後の日本、そして宮崎を支えてくれる大切な財産であります。子供たちが安心して成長し、夢をかなえられる社会をつくり上げるよう、県の積極的な取り組みをお願いしておきます。

次に、健康長寿についてお伺いします。

知事は政策提案で「健康長寿日本一」を掲げておられます。県民誰もが、本県の豊かな食や快適な気候風土を享受し、生涯にわたり心身ともに健康で心豊かに暮らせることは重要であり、医療費抑制の点からも進めるべき政策であります。そこで、健康長寿に関する本県の現状と、「健康長寿日本一」を実現するためのこれまでの取り組みについて、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 厚生労働省研究班の報告によりますと、平成25年の本県の健康寿命は、男性が全国8位、女性が全国4位となっております。

県では、「健康寿命男女とも日本一」の目標を掲げまして、昨年度、市町村や団体、企業等から成る「宮崎県健康長寿社会づくり推進会議」を設置いたしまして、健康長寿社会づくりプロジェクトを全県的に推進しているところで

あります。具体的な取り組みといたしましては、野菜摂取量増加の定着を図る事業や、運動の習慣化を図る事業、高齢者の生きがいづくりを促進する事業などのほか、今年19日には、健康長寿社会づくりの機運を醸成するため、県民参加型のイベント「健康長寿県民フェスタ」を開催することとしております。

○松村悟郎議員 今年5日に、日用品大手の花王と、健康長寿社会づくりを推進するための連携協定を締結されました。これまで県も、さまざまな角度からの取り組みにより、健康寿命の都道府県順位を着実に上げられていると感じております。将来的には「健康長寿日本一」を達成できると考えておられるのか、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 本県では今、「日本のひなた宮崎県」をコンセプトとしまして、気候も県民性も温かく暮らしやすい、そういう魅力をアピールし、県内への移住なども推進しているところでありますが、「健康長寿日本一」を目指すことは、そういう意味でも大変アピールになるものと考えております。

現在、多くの県が「健康長寿日本一」を目標に掲げまして取り組んでおるところであります。本県も1桁台ではありますが、これはなかなか容易なことではないと考えております。先ほど、県民所得の議論でもありましたが、「健康長寿日本一」という高い目標を掲げることによりまして、その目標達成に至る過程において、県民の意識が高まる、そして県民一人一人が健康長寿社会づくりに向けて取り組んでいく、そのプロセスも大変重要であると考えておるところであります。運動習慣でありますとか、野菜を多く食べるとか、いろんな課題はあるところであります。日本一の実現に向け

て、各種事業の展開を図りながら、県民の皆様と一緒に努力をしまいたいと考えております。

○松村悟郎議員 次に、がん対策についてお伺いします。我が国では、高齢化に伴い、生涯のうち2人に1人ががんになる時代となり、3人に1人ががんで亡くなると言われています。がんによる死亡を減らすには早期発見が大事であり、そのためにはがん検診を受けることが重要となりますが、これがなかなか進まない状況にあると聞いています。そこでまず、本県のがんによる死亡率及びがん検診受診率の状況について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 確認できます平成26年の統計で申し上げますと、本県でがんが原因で亡くなられた方は3,469人となっております。全国同様、増加傾向で推移しております。がんによる死亡率につきましては、高齢化の影響を除いた75歳未満の年齢調整死亡率で見ますと、人口10万人当たりで本県は73.1となっております。全国の79.0より低く、全国43位となっております。

また、がん検診の受診率につきましては、平成25年の国民生活基礎調査によりますと、男女の計で、胃がんが39.1%、大腸がんが34.5%、肺がんが42.1%、女性の子宮頸がんが41.0%、乳がんが45.3%となっております。これらの5大がんの受診率では、乳がんのみが全国平均を上回っているという状況にあります。

○松村悟郎議員 がんは早期発見すれば治るものが多いと聞きますが、がん検診の受診率の低さといいますか、この受診率を向上させるためにはどのような対策が必要だと考えられますか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） がんの早期発

見のため、がん検診の受診率向上を図ることは大変重要であると認識しております。このため、まず市町村では、無料クーポン券の配布、未受診者への電話やはがきによる個別の受診勧奨、特定健診との同時実施や休日検診などの取り組みを実施しております。

県では、こうした市町村の取り組みを支援するとともに、テレビCMやイベントへのブース出展などによる普及啓発等に努めているところであります。今後は、市町村を対象に、先進的な事例を共有する研修会を開催するほか、「宮崎県健康長寿社会づくり推進会議」と連携しまして、団体・企業における健康づくりの取り組みを呼びかけることにより、がん検診の受診率向上を図ってまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 健康長寿は万人の願いであります。日本人の死亡原因のトップが「がん」であることを考えると、がん対策は、「健康長寿日本一」を目指す本県にとっても不可欠であります。県民の皆様が、心身ともに健やかに生涯を過ごしていけるよう、「健康長寿日本一」の実現とともに、全国に比べて低いがん検診の受診率向上について、積極的な取り組みをお願いしておきたいと思います。

次に、観光誘客対策についてお伺いいたします。

熊本地震発生後の観光誘客対策により、一定の効果が上がっていると伺っています。一方で、この夏は飲食店等で団体客を中心に客足が減っているとも聞いております。県では、この夏の観光入り込みの状況をどのように把握し、認識しておられるのか。また、それを踏まえ、今後、誘客対策にどのように取り組まれるのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 本県で

は、現在、熊本地震の影響による復興対策に取り組んでおりますけれども、その効果を検証するために、6月から県内各地域の48の施設を対象に宿泊者数の調査を実施しているところでございます。この調査では、6月は前年と比べ約13%減少しておりますが、7月は、約2%ですが、前年を上回っております、復興対策に一定の効果が出てきているものと考えております。

一方、宮崎県飲食業生活衛生同業組合に伺ったところ、県内の一部の飲食店等から、観光客が地震前の水準にはいまだ回復していないという声もあると聞いております。このため、今後、秋の団体旅行シーズンに向け、「九州ふっこう割」等を活用しながら、国内外の旅行会社に対しまして、県内を周遊する旅行商品造成の働きかけや、食の魅力のPR等をこれまで以上に行っていくことで、より広範囲に経済効果が波及するよう取り組んでまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 次に、市町村との連携による観光振興の観点から、「宮崎版DMO」についてお伺いします。

平成16年度に、県観光協会、宮崎コンベンション・ビューロー、スポーツランドみやざき推進協議会が統合して、みやざき観光コンベンション協会が設立されましたが、以前と比較して市町村等の声が届きにくくなったという指摘があります。同協会では、今後、県内の観光地づくりを持続的、戦略的に推進し、牽引するために「宮崎版DMO」を構築していくと伺っています。この「宮崎版DMO」を構築するためには、市町村との連携が不可欠であると考えます。今後どのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 「宮崎版DMO」の構築に当たりましては、観光客のニーズを適時的確に把握するため、マーケティングなどを活用したアプローチに加えまして、地域の多様な関係者を巻き込んだ観光地域づくりが求められておりまして、市町村との連携は不可欠であると考えております。

こうした中で、「宮崎版DMO」の核となるみやざき観光コンベンション協会におきましては、事業推進に反映させるため、毎年、市町村観光協会や関係団体との事業推進懇談会を開催しておりますが、今年度からは、地域ごとに開催するなどして、地域が抱える課題をきめ細やかに把握し、事業に反映することで、連携をさらに強化することといたしております。県といたしましては、「宮崎版DMO」の構築に向けて、みやざき観光コンベンション協会を支援するとともに、協会と一体となって、市町村等との連携に努めてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 次に、記紀編さん記念事業についてお伺いします。

この事業は平成24年にスタートし、日本書紀編さん1300年の平成32年が最終年となりますが、スタートから4年がたち、折り返しの時期に来ています。これまで、県外での講座開催を初め、「神話のふるさとみやざき」の定着に向けた取り組みが進められております。現在の状況を見ますと、毎年多くの観光客が訪れる高千穂町などは、神話の里として定着が図られています。ただ、本県各地に存在する魅力的な神話ゆかりの地は、まだ十分な発信、定着ができていないのではないのでしょうか。記紀編さん事業、後半に向けては、こうした県内各地の神話を観光資源として磨き上げ、観光誘客にいかにつなげていくかが重要だと考えます。そこで、

記紀編さん記念事業の現在の取り組み状況と、最終年となる2020年に向けてどのような展開を考えているのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 記紀編さん記念事業につきましては、「神話の源流みやざき」の認知度向上に向けまして、さまざまな取り組みを行っているところでございますが、これらの取り組みを誘客に結びつけることは、非常に重要であると考えております。このため、市町村と連携して、地域の観光資源の掘り起こしや磨き上げを行うとともに、それらと県内各地に数多く残されている神話を結びつけて、観光地としての魅力を高めることによって、誘客につながるよう取り組んでいるところでございます。

最終年となる2020年に向けましては、オリンピック開会式での「天岩戸開き」の再現や国民文化祭の本県開催を要望しておりますほか、神楽の世界無形文化遺産登録に向けた取り組みも行っているところでありますので、これらの実現に向けて取り組んでいくことで、「神話の源流みやざき」の定着を図り、神話が本県観光の大きな柱の一つとなるよう取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 次は、スポーツランドみやざきに関する取り組みについてお伺いします。

リオデジャネイロオリンピックが終了し、東京オリンピックに向けて、海外の代表チームの事前合宿誘致活動がいよいよ本格化していくことと思います。海外のオリンピック代表チームに対する事前合宿誘致活動の現在の状況及び今後の取り組み方針等について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 海外代表

チームの事前合宿誘致につきましては、昨年、知事が訪問し、好感触を得られましたドイツの陸上や柔道、さらにはイタリアのラグビーを主なターゲットとして、誘致活動に取り組んでいるところでございます。リオオリンピック終了後には、早速、ドイツ、イタリアの総領事館を訪問し、本県の合宿環境等のPRを行ったほか、現地在住の関係者を通じた情報収集や新たなキーマンの掘り起こし、さらには競技団体関係者の視察実現に向けた取り組みなど、幅広い誘致活動を積極的に進めているところであります。

また、そのほかの国や競技種目につきましても、誘致の可能性を探っているところであります。中でもトライアスロンにつきましては、シーガイア周辺が国の競技別強化拠点に指定されていること、また、世界中のトップアスリートが集うワールドカップが本年10月に本県で開催されることなどから、代表選手の合宿誘致を目指してまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 リオオリンピックにおいては、獲得メダル41個中、屋外競技は陸上、カヌー、テニスの4つだけという結果になりました。東京オリンピック・パラリンピックに向けて屋外競技を強化していくという意味でも、現在、東京にある屋内型のナショナルトレーニングセンターとは別に、屋外型のナショナルトレーニングセンターは、今まで以上にその必要性が高まっております。そこで、県が進めている誘致について、現在の状況及び今後どのように取り組んでいくのか、その方針を商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 屋外型ナショナルトレーニングセンターの本県への誘致につきましては、昨年10月に官民一体の誘致推

進委員会を設立するとともに、機会あるごとに要望活動を行ってきたところであります。

このような中、先般、スポーツ庁が設置します有識者会議から、トップアスリートにおける強化活動拠点のあり方についての検討状況報告がなされたところでありまして、その中で、集約する競技の種目やスポーツ医・科学機能の強化など、検討すべき多くの課題が示されたところであります。県といたしましては、これらの課題の解決に向けた調査を行いまして、本県の貢献可能性や優位性等について取りまとめ、国に提案するなど、2020年東京オリンピックに向けたナショナルトレーニングセンター設置の必要性について、粘り強く要望活動を続けてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 追加種目につきましては、昨年、国際オリンピック委員会へ提案する種目が決定されて以降、野球・ソフトボール、サーフィン競技について、本県での開催を目指し、誘致活動に取り組んでおられます。サーフィン種目などの追加競技に対する現在の状況及び今後の取り組み方針について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 本県での開催を誘致しております野球・ソフトボール及びサーフィンが、東京オリンピックの追加種目として正式に決定したことは、大変喜ばしいことであると感じております。開催地につきましては、I O C総会の中で予定地が示されたと聞いておりますけれども、正式決定は12月と伺っておりますので、関係市とも連携しながら、引き続き要望活動を続けてまいりたいと考えております。あわせて、本県の有する高いポテンシャルをアピールしながら、競技別強化拠点の指定や代表選手の事前合宿誘致、さらには国際

大会の誘致などにもつながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 神話のふるさとみやざき、スポーツランドみやざき、この2つは宮崎の観光戦略の大きな柱であります。4年後となった東京オリンピック・パラリンピックに向けて、それぞれさらに磨きをかけ、県内外への積極的なアプローチをお願いしておきたいと思っております。

次に、産業振興策についてお伺いします。

先日、2015年度の売上高が企業単体で100億円を超えた九州・沖縄の企業数に関する記事が、新聞に掲載されておりました。本県は26社とになっており、県別の企業数は本県が一番少なく、九州では唯一、売上高が1,000億円を超える企業がないという結果になっていました。2年連続で全国最下位となった本県高校生の県内就職率の改善や、県外に進学した大学生が県内に戻り就職するための受け皿整備のためにも、良質な雇用の場を提供できる一定規模以上の企業の育成は重要と考えております。そこで、本県における企業の状況について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 県内に本社等を置く企業数は、平成26年7月現在で約3万7,000となっております。このうち、中小企業が99%、また、その86.8%が小規模企業となっております。したがって、本県は全国平均と比較しまして、中小・小規模企業の割合が高い状況でございます。

このような中、近年、フードビジネスの取り組みなどによりまして、食料品や飲料など出荷額が増加している業種もございしますが、県内企業の売上高の状況を見ますと、10億円以上の企業数が九州各県と比べ少なく、また、地域経済の中心となるような100億円以上の企業数も、議

員御指摘のとおり、九州の中で最も少ない状況にあります。県民所得の向上や雇用の創出を図るためには、企業活動の活性化による県内経済の拡大が不可欠でありますので、本県産業の高付加価値化や県内企業の売上高をさらに高めていく必要があると考えております。

○松村悟郎議員 これまでの産業振興策は、県内の数多くの中小企業等を幅広く支援し、全体的な底上げを図る、これが中心でした。こうした施策はもちろん重要であります。私は、地域経済を牽引する核となる企業を育てることが、雇用面、そして取引拡大を初め、大きな経済効果を生むと考えます。そこで、具体的に本県経済を牽引する企業を育成するため、どのように取り組むのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 国内外から外貨を獲得し、県内の経済循環に寄与するような中核企業を育成することは、非常に重要であると認識しております。このため、本年4月に、県内の産学官の13機関が密接に連携し、県内企業の成長を促進することにより、地域経済の活性化や良質な雇用の場の確保を図ることを目的に、「企業成長促進プラットフォーム」を設立したところでございます。

このプラットフォームにおきましては、特に大きな成長が期待できる企業を成長期待企業として今後3年間で20社認定し、外部専門家等を含め、プラットフォーム構成機関が一体となって集中的かつ継続的に支援することで、将来、本県経済を牽引できる中核企業として育成してまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 次に、「ひなたMBA」についてお伺いします。知事の2期目の政策提案の中に、「みやざきビジネスアカデミー」の創設

がうたっております。本県産業の振興を図る上で、それを支える産業人財づくりは大変重要であると思っております。先月、知事は定例の記者会見で、「ひなたMBA」の開講について発表されたようですが、この「ひなたMBA」の狙いとその内容について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 「ひなたMBA（みやざきビジネスアカデミー）」につきましては、企業の成長と産業界全体の活性化を図るためには産業人財の育成がまずもって重要であるという認識から、政策提案に掲げたものであります。ビジネススクール卒業の学位であるMBAというものと、この「みやざきビジネスアカデミー」、その頭文字がぴったりするというようなところから発案したわけですが、その根底は人財育成の重要性というところであります。

この「ひなたMBA」は、戦略的な経営者、事業拡大等にチャレンジする中核人材、そして円滑な事業承継ができる人材及びベンチャー企業を立ち上げる人材を育成することを狙いとしております。その内容につきましては、新たに経営戦略やリーダーシップに係るプログラム等を実施しますほか、産業界等が実施するプログラムを含めて、MBAとして体系的に提供しますとともに、第1次産業を含む全業種の方々とともに学ぶことができる、これは本県ならではの仕組みとしているところであります。「ひなたMBA」はスタートしたばかりでありますので、積極的な参加を各方面に呼びかけてまいりたいと考えておりますし、今後は、今年度設立しました「産業人財育成プラットフォーム」でのさまざまな各界からの御意見も踏まえながら、カリキュラムの充実を図るなど、「ひなたMBA」自身も成長させていきたいと考えております。

○松村悟郎議員 次に、企業立地、本社機能移転についてお伺いします。県は、昨年策定した4年間のアクションプランの中で、新規企業立地件数を4年間で150件とする目標を掲げておられます。また、国においては、企業が総務部門や調査企画部門など、いわゆる本社機能を地方へ移転する場合などには税制上の優遇措置を設けるなど、企業の本社機能の移転・拡充制度を創設したところであります。これらは、都会から地方へと人の流れを変えることにも結びつく取り組みであると考えられます。まず、昨年度の本県における企業立地件数の実績と企業の本社機能の移転・拡充制度の認定実績について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） まず、企業立地件数についてですが、昨年度の実績は47件で、このうち県外から新たに立地した企業が20件となっております。主な特徴といたしましては、情報サービス業が20件と前年度から倍増し、日南市や日向市に初めて立地するなど、地域的な広がりも出てきているところであります。また、フードビジネス関連が10件と堅調に推移しております。

次に、企業の本社機能の移転・拡充につきましては、東京23区から本社機能と従業員を移転する移転型と、それ以外の拡充型とがございますが、本県では昨年度、拡充型で5件を認定しております。業種といたしましては、食品製造業が2件、卸小売業、飲食サービス業、情報サービス業が各1件となっております。

○松村悟郎議員 私は、県内に住み続けたい、あるいは地元で恩返しをしたいという気持ちは、多くの本県出身者が抱いているものと思います。県外で働く皆様の大事な受け皿となるの

が企業であります。それを実現するための環境づくりの面から、企業立地の取り組みは大変重要だと考えております。新しい動きとして、先ほどの本社機能の移転・拡充制度を積極的に活用することで、企業立地の可能性はさらに広がってくるのではないのでしょうか。そこで、本社機能の移転・拡充制度の一層の活用を含めて、今後の企業立地にどのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 本社機能の移転・拡充は、地方への人の流れをつくり出し、若者を初めとする雇用の拡大や地域経済の好循環につながるものと期待しており、産業振興対策や地方創生の観点からも大変重要な取り組みであると考えております。県といたしましては、この取り組みを後押しするため、国の税制優遇措置とは別に、県独自の企業立地補助金の制度を設け、県外における企業訪問や企業立地セミナーなどを通じて、積極的なPRに努めているところでございます。今後とも、本県にゆかりのある企業や経営者の方々を中心に一層の働きかけを行うなど、本社機能の移転・拡充制度も活用しながら、さらなる企業立地を推進してまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 次は、宮崎駅再開発についてです。本年7月に、JR九州が宮崎駅西口を再開発し、3年後、2019年度の開業を目指し、新たな駅ビルを建設する計画を公表したとの新聞報道がありました。昨年オープンした大分の新しい駅ビル「アミュプラザおおいた」の入館者は、開業1年で、当初の目標であった1,100万人の2倍以上に当たる2,500万人に達したとのこと。また、大分駅の平成27年度の1日当たりの乗車人員は、前年度と比較して約2,000人増加

しており、駅ビルの整備が、駅の乗車人員にもよい影響を与えております。新しい駅ビルに多くの人が集まることは、鉄道利用者の増加にもつながります。また、周辺商店街や沿線の都市への周遊なども期待されます。そのような意味で、この再開発は、県内の日豊本線沿線の自治体のモデルとなる取り組みであり、県も積極的に関与していくべきだと考えますが、総合政策部長にお考えをお伺いします。

○総合政策部長（永山英也君） この計画は、JR九州が、南九州開発プロジェクトの一つとして宮崎駅の西口での拠点施設整備を検討しているものであります。先行的な取り組みとして、今ありましたように、大分駅を中心とした再開発がございます。大分の事例を見ますと、交通の結節点としての機能だけではなく、にぎわいの創出や県外からの観光誘客など大きな効果が期待されます。そのためは、御質問のとおり、拠点整備にあわせて、そこに集まる人の流れをどのようにつくっていくのか、あるいは、その効果を周辺の商店街にどのように波及させていくのかなどについて、一体的に考えていく必要があると考えております。この計画は、日豊本線の利用拡大にもつながる取り組みでありますので、JR九州とは実務レベルでの協議を既にスタートさせておりますけれども、県としましても、この計画に対し積極的に関わっていきたくと考えております。

○松村悟郎議員 産業振興策、働く場を確保すること、働く場の質を上げること、これによって本県の若者層の流出を防ぎ、また、Uターンしたい宮崎県を実現できると思います。宮崎の企業づくりに、今後とも力を注いでいただきたいと思います。

次に、公共工事についてお伺いします。

建設業は、公共事業の減少や競争の激化により、経営環境が悪化し、ダンピング受注などにより、建設業者の疲弊や下請企業へのしわ寄せを招き、結果として現場の技能労働者の高齢化や若年入職者の減少といった構造的な問題を抱えることとなりました。

こうした背景を受けて、平成26年6月に品確法が改正され、インフラ等の品質確保と、その担い手の中長期的な育成・確保を実現するために、受注者に対しては、適正な価格での下請との契約を初め、技能労働者等の賃金や休日の確保を含めた労働環境の改善などに努めなければならないとされました。一方、発注者に対しては、受注者の適正な利潤の確保のために、予定価格の適正な設定や、ダンピング防止のために最低制限価格を設定することなど、発注者の責務が明確化されたところであります。

県では、最低制限価格の検証を進めているところであると伺っております。改正品確法の趣旨を踏まえ、建設産業の経営状況を改善するには、予定価格の適正な設定や最低制限価格の引き上げ等の見直しが必要だと考えます。その見解について、内田副知事にお伺いします。

○副知事（内田欽也君） 将来にわたる公共工事の品質確保や、その担い手の中長期的な育成・確保という改正品確法の目的を実現するためには、建設産業の経営基盤の強化を図ることが大変重要だと思っております。このため、まずは、適正な予定価格を設定することが何より大事であると考えておまして、設計労務単価について、3年連続で通常の4月から2月に前倒しをして引き上げを行うとともに、現場の実態に応じて見積もりを活用するなど、適正な予定価格の算定に努めているところであります。

最低制限価格につきましては、受注企業の採

算性を分析するために、現在、建設企業に調査票を配付いたしまして、経費の詳細な内訳を把握するためのコスト調査を進めているところでありまして、今後、この調査結果に基づき、最低制限価格の見直しの必要性について検討を行ってまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 また、地域経済の活性化を促進するためには、公共工事の原材料の仕入れや下請等についても、県内からの調達や県内業者への発注を促進していく地産地消の取り組みが大事であると考えます。どのように取り組んでいるのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 公共工事における地産地消の取り組みにつきましては、県内産業振興の観点から大変重要であると認識しております。このため、県におきましては、設計段階から県内の労力や資機材が活用できる工法の検討や、県内企業への優先発注を行うとともに、受注者に対しまして、県内企業から建設資材の購入や下請企業を選定するよう、宮崎県工事請負契約約款に基づき、要請を行っているところであります。さらに、今年度からは、総合評価落札方式において、県内企業の活用と県産資材の活用を新たに評価項目として設定し、評価する取り組みを行っており、今年度は20件程度の工事において実施する予定としております。今後とも、公共工事における地産地消にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 建設産業は、地域の防災活動や災害対応に不可欠な存在であります。また、地域の雇用を支える重要な産業でもあります。その育成を図るため、どのように取り組んでいるのか、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 建設産業の

育成を図るためには、安定的な事業量の確保など、将来を見通すことのできる経営環境の整備へ向けた取り組みが必要であります。このため、県としましては、国の公共事業予算の確保が大変重要であると考えており、今年度の補正予算、来年度の当初予算の確保に向けて、知事を先頭に全力で取り組んでいるところであります。また、予算の執行に当たりましては、県内業者への優先発注はもとより、早期発注やゼロ県債等の活用などにより、発注の平準化にも努めております。

さらに、入札制度におきましても、総合評価落札方式における地域企業育成型の実施や、災害対応力強化の観点から指名競争入札を制度化するなど、地域の業者が受注しやすい環境づくりにも取り組んできております。今後とも、社会資本の整備や防災・減災を担い、地域の経済と雇用に貢献する建設産業の育成に努めてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 繰り返しになりますが、建設産業は、本県の社会基盤の整備に加え、地域の災害対応、防災活動を支える重要な産業であります。しっかりと経営が維持、継承され、地域に定着するような環境の整備をよろしく願いしておきます。

次に、環境政策についてお伺いします。

私の自宅周辺の道路では、強靱でよく生育することから、かつて工事の際ののり面緑化などに利用されてきたオオキンケイギクを見かけることがあります。5月から6月に咲く黄色のきれいな花ではありますが、人に害を与えたり、農林水産業に被害があるなどのおそれがある外国原産の生物として、特定外来生物に指定されています。そこで、県内における特定外来生物の状況と県の対応について、環境森林部長にお伺

いします。

○環境森林部長（大坪篤史君） 特定外来生物は、2,000種類を超える外来生物の中から国が法律に基づき指定するもので、現在、134種類が指定されておりまして、飼育や栽培、販売や野外への放出等が禁止されております。

そのうち、県内では、今回発見されましたツマアカスズメバチを含めまして、ソウシチョウなどの動物11種類とオオキンケイギクなどの植物5種類の合計16種類が確認されております。特定外来生物は、一旦侵入しますと完全に駆除することが非常に難しく、速やかな対応が求められます。そのため県では、県民等からの情報収集やホームページ等による注意喚起、市町村等への定期的な駆除の要請、さらには環境省と連携した生息状況調査などを実施しているところでございます。

○松村悟郎議員 ヤンバルトサカヤスデに関する県の対応についてお伺いします。ヤンバルトサカヤスデは、台湾原産の外来生物で、人体や農作物等に対しては積極的に害を与えないものの、大量発生して不快さを催させる不快害虫であります。私が住む児湯管内では、平成23年ごろから発生が確認され、市町村による駆除や住民への薬剤の配布が行われています。国内では、昭和58年に初めて沖縄で大量発生が確認され、その後、平成3年に鹿児島県の徳之島町で、平成11年に南九州市で確認されるなど、鹿児島県で生息域が拡大しているとのこと。本県においては、大量発生の抑制や生息域の拡大防止が重要であると考えますが、ヤンバルトサカヤスデに関する県の対応について、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（大坪篤史君） ヤンバルトサカヤスデにつきましては、県内では平成23年に

高鍋町で初めて生息が確認されまして、その後、西都市や新富町などでも発見されております。生息域拡大の要因としましては、根がついている植物や工事現場の残土などに紛れまして広がることが考えられますので、土の移動制限や薬剤による処理などを実施する必要があります。そのためには、市町村、県民、事業者等との幅広い協力が不可欠でございます。このため県では、昨年度、庁内各課や関係市町などで構成します対策連絡会議を設置しまして、生息域拡大の実態や駆除方法等について情報共有を行うとともに、ホームページ等を通じて、県民や事業者向けに情報提供や注意喚起を行っているところでございます。

○松村悟郎議員 私たちの身の回りでは地球温暖化が進んでいるということ、肌で感じております。これまで暮らしてきたふるさとの風景も、大きく変わることが危惧されます。美しい宮崎の自然環境を守っていくことは、今を生きる我々の責務です。特定外来生物を含め、環境を守る大事さを改めて感じさせていただいたところです。

次に、慢性ヒ素中毒についてお伺いします。高千穂町の旧土呂久鉦山では、大正9年から昭和37年の閉山まで、農薬などの原料となる亜ヒ酸が製造され、多くの住民がヒ素中毒と見られる症状でお亡くなりになり、皮膚病などに苦しめられてきました。その後、県は、昭和48年から住民の健康状態を把握し、保健指導などの住民検診を毎年行ってきたと伺っております。

このような中、先日開催されました土呂久公害に関する公開討論会において、県環境森林部長が、「長年にわたって積み重ねられてきた住民の方々の膨大な検診データを慢性ヒ素中毒の知見として、アジア諸国で慢性ヒ素中毒に苦し

んでいる人々を救うための研究に宮崎大学と共同で取り組みたい」と発言されたとの報道がありました。そこで、この取り組みの具体的な内容と意義について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（大坪篤史君） 土呂久公害に係る膨大な検診データは、慢性ヒ素中毒症の医学的知見として、世界的に見ても大変貴重であります。そこで、本年3月、検診に御協力いただいています宮崎大学との連携推進会議の場で、データの取りまとめ等について提案しましたところ、大学のほうからも積極的に対応したいとの意向が示されました。現在、延べ3,600名分の検診結果の電子化やデータベース化などの作業に着手をいたしております。今後、専門医の先生方も交えて検討を進めていくことにしています。

慢性ヒ素中毒症は、バングラデシュやミャンマーなどの国々でも発生しております。本県の知見を生かすことは、同様の症状で悩む人々に救いの手を差し伸べることとなります。10月には、ミャンマーの州知事さん方が来県されて、宮崎大学でシンポジウムも予定されています。大学と十分に連携をしながら、本県ならではの国際貢献に努めていきたいと考えています。

○松村悟郎議員 土呂久公害は、多くの被害者を出した本県の負の歴史であります。県と被害者の方々が共同して培った知見が、アジアを初め世界の人々の救済に貢献されることを大いに期待しております。

次に、国立公園満喫プロジェクトについてお伺いします。政府は、「明日の日本を支える観光ビジョン」をことし3月30日に策定し、観光先進国に向けての取り組みとして、国立公園を

世界水準のナショナルパークにすることを掲げ、2020年までに訪日外国人の国立公園利用者数を1,000万人にすべく、国立公園満喫プロジェクトを実施することとしました。

知事の今定例会冒頭の提案説明でも紹介がありましたが、7月に、この国立公園満喫プロジェクトのモデル地域の一つとして霧島錦江湾国立公園が選定されたことは、非常に喜ばしいこととあります。本県にとって重要な観光資源である霧島錦江湾国立公園の魅力が、国内外に広く情報発信されるものと期待するものであります。今後、県として国立公園満喫プロジェクトにどのように取り組まれるのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 今回、国立公園満喫プロジェクトの先導的なモデル地域として、全国で8カ所が選定をされたわけでありまして。九州では、阿蘇くじゅう国立公園などととともに、霧島錦江湾国立公園が選定されたわけでありまして、すぐれた自然環境の保全や観光客の増加に弾みがつくものと、大いに期待をしているところであります。

今後の展開であります。あした、関係市町村や団体等を含めた地域協議会を発足させることとしておりまして、12月中に策定します事業計画を、2020年までに集中的に推進する予定としております。具体的には、えびの高原や御池周辺を中心としまして、多様な火山や温泉、地域ならではの食や文化の体験メニューの開発、外国人も利用しやすい周辺環境や交通アクセスの整備などを想定しているところであります。

さらに、このプロジェクトは、九州全体として推進しますことで——ほかの国立公園もあるわけでありまして——周遊ルートの充実や海外からの誘客など、より大きな成果が発揮できます

ことから、環境省や九州各県とも連携をしながら、広域的かつ積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 子供のころ、霧島、えびの高原等は、観光バスが連なり、観光客でいっぱいだったことをよく覚えております。今回の取り組みにより、宮崎県の観光資源としてさらに磨き上げられ、国内外からたくさんの観光客がお越しになることを期待しております。

次に、農政についてお伺いします。

農業従事者の減少、高齢化に加え、遊休農地は増加傾向にあり、地元の農家と話すと、「昭和1桁の先輩たちが、ここ何年かで急激にリタイアの時期にある。今後、農業はどうなるのだろうか」と口をそろえて言われます。今後、地域の農業、農地をどう守り、維持発展させていくのか、関係者が一丸となって取り組むべき大きな課題ではないでしょうか。

国においては、平成25年6月に、日本再興戦略を閣議決定し、農林水産業を成長産業にするというビジョンを明確化する中で、10年後の目指す姿の実現に向け、農用地等の効率的な利用と有効活用を推進するために、新たに農地中間管理事業を創設しました。国際競争に打ち勝ち、儲かる農業を実現するためには、農地利用の効率化とコスト削減は不可欠であります。このため、地域での話し合い活動に基づき、農地の出し手を掘り起こし、担い手へ農地を集積・集約化していく農地中間管理事業の推進は、農政の最重要課題の一つであります。そこで、本県のこの事業による農地集積の現状と課題について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 農地中間管理事業のこれまでの事業実績につきましては、1年目の26年度が374ヘクタールでしたが、2年目

となる昨年度は1,898ヘクタールと増加をいたしたところであります。これは、推進体制の充実が図られたことや、制度への理解が深まったことなどがその要因であろうと考えております。しかしながら、話し合い活動のキーマンがいない地域や、推進組織が未整備の地域があること、さらには、本年度から協力金の支払いが担い手への集積率の向上に直接つながるもの限定されたことなどにより、推進が難しくなったといった課題もございます。県といたしましては、引き続き、地域の実情に応じた柔軟な対応を国に要望いたしますとともに、地域のリーダーの育成や推進組織づくりへの支援をしてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 今後、さらに担い手への農地集積を加速化させ、効率的な農業を展開するためには、規模拡大や法人化を目指す大規模経営体への農地の集積も有効な手段の一つではないかと考えます。このようなことを含め、今後の農地集積に向けた事業推進について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 農地中間管理事業につきましては、現在、199の重点推進地域を設置しまして推進しておりますけれども、本年2月に農業法人経営者協会と農地中間管理機構、県の3者で連携協定を締結し、法人等の大規模経営体についても、重点的に推進することといたしたところであります。また、本事業の実施地区では、農地耕作条件改善事業であるとか、経営体育成支援事業などが優先採択されるといったこともございますので、これらの事業と連携した推進を図ってまいりたい、そのように考えております。県といたしましては、担い手への農地の集積は、本県農業の競争力強化のためにどうしても必要な施策であるというふう

に考えておりますので、引き続き、市町村、農業委員会、JA等と一体となり、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 来年のきょう、9月7日は何が開幕する日か御存じでしょうか。リオオリンピックの興奮冷めやらぬ中ではありますが、ちょうど1年後、いわゆる和牛のオリンピックとも呼ばれる「第11回全国和牛能力共進会宮城大会」が開会します。この日に代表質問できるということは、全共3連覇への弾みになるのかなと思いつつ質問したいと思いますが、皆様も御承知のとおり、平成19年の鳥取大会、24年の長崎大会、日本一2連覇を達成し、着実に宮崎牛のブランド力を向上させてまいりました。さまざまな効果があったことと思います。そのような中、前人未踏の日本一3連覇に挑むわけですが、簡単なことではないと思います。そこで、全共3連覇に向けた取り組み状況について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 全共3連覇に向けた出品対策につきましては、現在、「全共3連覇を目指す「チーム宮崎」体制確立事業」により、県推進協議会を中心に、生産者、関係団体と一体となった取り組みを行っているところであります。具体的には、肉質を競う肉牛の部においては、現在94頭の出品候補牛が繁殖から肥育の段階に移り、最高の宮崎牛となるよう徹底した飼養管理を行っております。また、繁殖雌牛等の優劣を競う種牛の部においては、「生まれた子牛は全頭調査」を合い言葉に、出品候補牛の発掘と確実な県内保留を進めております。

なお、今月27日には、「第11回全国和牛能力共進会宮崎県出品対策共進会」、いわゆるプレ全共を小林市において開催し、全共1年前の仕

上がりぐあいを確認いたしますとともに、さらなる機運醸成を図り、「チーム宮崎」のスキルと結束を高めていきたい、そのように考えております。

○松村悟郎議員 次に、家畜防疫対策についてであります。先月27日で、口蹄疫の終息から6年が経過しました。口蹄疫の発生により、児湯地域を中心に29万頭もの家畜の命が犠牲となりました。畜産にとどまらず、本県の経済にまで甚大な影響を与えたあの口蹄疫のことを忘れることはできません。近隣諸国では依然として口蹄疫の発生があり、もし農場での防疫対策が確実に行われなければ、あの惨禍をまた繰り返すこととなります。また、全共3連覇に向けて関係者が一体となり仕上げに入られている今こそ、改めて気を引き締めて防疫対策を強化していく必要があると思います。口蹄疫を二度と発生させないためにどのような取り組みをされているのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 本県畜産に甚大な打撃を与えました口蹄疫の終息から6年が経過いたしました。県では二度とあのような事態を起こさないために、まずは海外からの侵入を防ぐ「水際防疫」、そして、みずからの地域や農場を守るための「地域防疫」と「農場防疫」、さらには、万が一の発生に備えた「迅速な防疫措置」を4つの柱として、防疫体制の強化に取り組んでおります。特に、かなめとなります農場防疫では、昨年度から、家畜防疫員による農場巡回の強化や立入制限の徹底等、よりきめ細やかな指導を実施し、個々の農場における防疫レベルの維持向上に取り組んでいるところであります。今後とも、市町村や関係団体と連携して、本県の防疫体制の充実強化に努めてまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 世界ブランドを目指す本県の畜産は、郷土の大切な財産であります。万全の防疫対策をお願いいたします。

全共3連覇に向けた課題と意気込みについて、改めて知事の思いをお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) この大会、東北という、本県から遠隔地での開催であります。また、地元宮城や、巻き返しを何としても図りたいという全国の和牛産地が打倒宮崎で臨んでまいりますことから、大変厳しい戦いになるものと認識をしております。このため、受け身ではなく、我々としても攻めの姿勢で取り組んでいくことが必要だと考えておりますし、私自身、実際に大会の現場を見て——そのことにより、関係者がさらに意識を高めてまいりたいという思いで、8月末に宮城県の会場を視察してまいりました。会場は、「夢メッセみやぎ」という自動車ショーなども行われる大型コンベンション施設でありまして、初の都市型開催となります。一般の来場者も多数見込まれる、また、空港アクセスの関係から、海外からもお客様が来られるのではないかと——ということでありまして、国内外の消費者などに和牛のすばらしさを発信する絶好の機会であると考えたところでありませう。

一方、1,000キロを超える長距離の輸送が必要となること、また環境の変化に対応した出品牛の体調管理の重要性も改めて感じたところがあります。1年後、この会場が全共の舞台になるのだということをイメージしまして、身の引き締まる思いとともに、何としても3連覇を達成しなければならないと、決意を新たにしたところでありませう。

先日、新たに設けられることになりました高校生部門——これは高鍋農業高校が出品する予

定であります——訪れて激励をしたところでありまして、3連覇のために何よりも大事なものは、「チーム宮崎」として関係者が一つになることだと考えております。これからの1年間、生産者や関係団体が、「日本一の努力と準備」ということを合い言葉に、さらに磨き上げ、長崎での感動を、いま一度、県民の皆様と共有できるように、必ずや3連覇を達成してまいりたい、そのような決意であります。

○松村悟郎議員 全共3連覇に向けた知事の強い意志を感じたところでございます。「チーム宮崎」として、議会も含めて全員で取り組んでまいらないといけないと、改めて感じたところでございます。

次に、2巡目国体に向けてお聞きします。

昨年7月、本県は平成38年度の国体内々定を受け、昭和54年度以来となる2巡目国体が本県で開催されることとなり、あわせて全国障害者スポーツ大会も開催されます。国体は、全国各地から選手や監督など数万人が参加する我が国最大のスポーツの祭典であり、本県での開催は、県民の健康増進や生涯スポーツの普及のほか、本県の豊かな自然や文化、食など、宮崎の魅力在全国に発信する絶好の機会となります。

一方で、施設の整備や競技力向上などといった時間を要する課題も抱えており、国体開催の3年前である平成35年には、日本体育協会や文部科学省による総合視察を受け、国体開催が正式決定することを考えると、開催までの準備期間は決して長くないと思います。万全の体制を整え、大会を成功に導くことが開催県の使命であり、全庁的に、また市町村や競技団体などと連携し、準備を進めていく必要があると思います。2巡目国体に向けた庁内関係部局の役割や今後のスケジュール等について、稲用副知事に

お伺いします。

○副知事（稲用博美君） 2巡目国体の開催に向けましては、施設整備や競技力向上、また準備委員会の設置など、さまざまな業務を行う必要がありますので、私が議長となりまして、教育委員会を初め関係部局で構成する庁内検討会議をことし1月に設置し、全庁的な推進体制を整えたところでございます。現在、県有施設の整備について検討しているところでありますが、施設整備に当たっては、市町村、そして競技団体等との調整、さらには技術的な検討が必要でありますことから、教育委員会を中心にしまして、総合政策部、県土整備部等が緊密に連携を図りながら、取り組みをしておるところでございます。

今後のスケジュールということですが、平成29年度には、市町村や競技団体、経済団体等で構成する県準備委員会を設置しまして、2巡目国体の基本方針や会場地の選定、さらに市町村との業務分担等について協議し、準備を進めていく予定であります。今後、さらにスピード感を持って国体開催の準備に取り組んでまいりたいと思います。

○松村悟郎議員 次に、施設整備についてであります。現在の県有スポーツ施設は、施設の老朽化が進んでいるほか、国体の基準に適合していないなどの課題もあります。また、津波対策等もあります。あわせて陸上競技場、プール、体育館、この主要3施設については、そのことを踏まえ、基本構想案をことしじゅうに策定することとしております。このことにつきましても、市町村や競技団体とも十分協議する必要があるかと思っております。このことに関して、県の考え方について教育長にお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 2巡目国体に向けた

施設整備につきましては、県内分散開催を念頭に、市町村とも連携しながら検討してまいりたいと考えております。県有3施設につきましては、整備場所や規模等について調査検討を進めておりまして、来年度の早い時期に、県としての方針を固めたいと考えております。

なお、国体の競技会場となる施設の選定につきましては、国体の開催種目が決定される平成29年度以降に、県準備委員会において協議することになると考えております。

○松村悟郎議員 次に、競技力向上についてあります。4年後に開催される東京オリンピック・パラリンピックにおける本県選手、さらに活躍してほしいわけでございますけれども、10年後の2巡目国体においても、本県選手に十分力を発揮していただいて、天皇杯・皇后杯を獲得していただきたいと、大いに期待しているところでございます。そこで、選手の育成・強化あるいは指導者の養成・確保、大変重要だと思っておりますが、県としてどのように取り組んでいくのか、教育長にお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 現在、小学生段階からの有望選手の発掘・育成、高い競技力を有する中学・高校の推進校等の遠征や強化合宿等に要する経費の支援、民間企業等の協力もいただきながらの有望社会人の受け入れ体制づくりなどに取り組んでおります。また、指導者の養成・確保のため、高い競技力を有する県外の高校や企業チーム等への派遣研修、教員の特別選考採用等を行っております。さらに、選手のメンタル面の強化やメディカルサポート体制の充実を図っております。今後とも、計画的に競技力の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 最後の質問となりました。知

事にお伺いします。47年ぶりの本県開催となる2巡目国体に向け、競技施設の整備や天皇杯・皇后杯の獲得を目指した競技力強化など、取り組むべきことはたくさんあります。2巡目国体の成功は、県民に有形無形の大きな財産を残すこととなると考えます。そこで、知事は2巡目国体の意義をどのように考えておられるのか、また、2巡目国体の成功に向けた意気込みについてお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 昭和54年の宮崎国体では、県下17の市町村で競技が行われまして、天皇杯・皇后杯の両方を獲得した本県選手団の活躍は県民に大きな感動を与えるとともに、現在のスポーツランドみやざきの礎を築くなど、大変意義のある大会であったと考えております。

2巡目国体につきましても、天皇杯・皇后杯の獲得を目指したトップアスリートの育成や競技レベルの向上はもちろん、スポーツによる地域の活性化や県民の健康増進、さらには、あわせて開催されます全国障害者スポーツ大会を通して、障がい者スポーツの推進や障がい者の社会参加の促進など、幅広く図ってまいりたいと考えております。この2巡目国体を成功に導くためには、会場施設の整備や競技力の向上、受け入れ体制の整備など、計画的かつ着実に進めていくことが重要となると考えております。今後、市町村や競技団体、経済団体などの関係機関と連携を図りながら、官民一体となって受け入れ準備に取り組み、県民総参加型の宮崎らしい「おもてなしの心」にあふれた大会にしたいと考えております。

○松村悟郎議員 県議会自由民主党の代表質問の1人目として、54問の質問をさせていただきました。持ち時間はありましたけれども、全体時間が詰まってまいりましたので、質問の内容

は短縮させていただきました。皆様にも答弁を早目早目に急がせてしまったことをおわび申し上げます。誠意ある答弁をありがとうございました。

それぞれ県勢の発展、県民の福祉の向上のために重要な課題であります。県に対する県民の期待も大変大きいものがありますので、知事を初め、県執行部の皆様による積極的な取り組みをお願いし、私の代表質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○星原 透議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後1時0分開議

○星原 透議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、宮崎県議会自由民主党、黒木正一議員。

○黒木正一議員〔登壇〕（拍手）自由民主党の黒木正一でございます。早速、質問に入ります。

ことしは暑い夏でありました。リオオリンピックの日本選手の活躍、さらに高校野球での日南学園の活躍がそれに拍車をかけました。日本だけでなく、去年は世界の平均気温が観測史上最も暑い年と言われましたが、ことしはそれを上回ると予想されています。降ればどしゃ降り、晴れたら干ばつ、両極端な天候が、日本を初め世界を苦しめており、気候変動による食料不足も世界各地で報告されています。

まず、地球温暖化対策について伺います。

昨年12月に開催された気候変動枠組条約COP21で採択されたパリ協定では、長期目標とし

て、世界的な平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2度より低く保つ、温室効果ガス削減目標が盛り込まれました。気候変動は、19世紀までは内部変動、自然由来の要因で引き起こされていたものの、20世紀半ば以降の地球温暖化は、二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度の増加など、人間活動が主な要因である可能性が極めて高いと言われ、パリ協定では、各国が5年ごとに温室効果ガス排出量の削減目標を国連に提出し、その目標に向け国内対策を実施することが義務づけられました。

先日、世界の温室効果ガス排出量の合わせて約4割を占める米国と中国がパリ協定を同時に批准し、年内発効が確実に became と発表されました。日本は、2030年度は13年度比26%削減目標を掲げましたが、この長期目標は従来の取り組みの延長では実現が困難で、26%削減目標の実現には、業務・家庭部門での約4割の削減が必要とされ、その柱の一つが国民運動の強化であると言われております。一人一人ができることから取り組む必要があると思われます。地球温暖化対策については、県民運動として推進していく必要があると考えますが、県は今後どのように取り組んでいくのか、知事に伺います。

次に、地方創生に関して伺います。

日本創成会議が2014年5月に発表した試算では、全国約1,800の自治体のうち896自治体が、いわゆる消滅可能性自治体になるというものであります。この結果は非常にショッキングなものであり、発表してから2年余りが経過し、日本中で地方創生の大きな流れが起こりました。本県においては、いち早く昨年9月に総合戦略を策定し、人口規模の確保と持続的で活力ある社会経済システムを構築するための施策に取り組んでいるところであります。県内26市町

村において地方版総合戦略が出そろい、人口は、2060年時点の合計で県推計を約3万人上回る83万726人となっており、若者の雇用創出や移住促進など、戦略に基づく施策が本年度から始動しております。これまでの地方創生の動きをどのように感じているか。また、今後の取り組みに向けた意気込みを知事に伺います。

次に、人口減少対策について伺います。

7月に国が発表しました、ことし1月1日時点の人口動態調査によりますと、国内の人口は前年から327万人減で過去最大の減少、7年連続の減少であります。全市町村の83%で人口が減る一方、東京都は8万6,000人の増で、東京一極集中が加速していることがわかりました。この調査結果を聞くまでもなく、人口減少社会が本格的に到来しており、都道府県や市町村といった自治体ごとに、それぞれの規模や状況に応じて、人口の自然増に向けた施策、社会増に向けた施策を効果的かつ着実に実施していかなければ、地域間競争に取り残され、地域の存続さえも危ぶまれる時代となっています。今後静かに進んでいく人口減少は一朝一夕に解決できる問題ではありませんが、人口増加のための施策は決め手があるわけでもなく、地道に取り組んでいくしかありません。自然減・社会減対策、どちらにも重きを置かなければなりません。人口減少対策を進める上で特に力を入れている取り組みについて、知事に伺います。

次に、広域連携について伺います。

人口減少が進む中であって、国は「国土のグランドデザイン2050」を掲げ、人口減少下においても、自治体が行政サービスを効率的に提供するための拠点機能を一定地域に集約する、いわゆる「コンパクトシティ」と中山間地域における「小さな拠点」の形成の推進、そして、そ

れらを結ぶネットワークの充実による他域との連携強化や交流人口の増加、物流の増大などを図るための基本戦略を唱えています。

最近、広域連携に関連した研修会がありましたが、そこでは、我が国の人口が今後100年間で100年前の水準に戻っていくこと、極めて急激な減少であること、2050年には若年人口が900万人減少し、高齢化率も約40%と大きく上昇すること、これまで主流であった夫婦と子から成る世帯が少数派となり、単独世帯が約4割と主流になり、そのうち高齢者単独世帯が5割を超えること、同じく、2050年までに、現在人が住んでいる地域の約2割が無居住化、現在国土の5割に人が居住しているのが約4割まで減少することなど、このような背景への対応として、自然増、社会増のための取り組みだけでなく、人口減少を前提とした市町村行政の取り組み、広域連携の必要性があるということでありました。連携中枢都市圏、定住自立圏、条件不利地域における市町村と都道府県の連携などが示されました。これまで地域連携は進められてきましたが、県と市町村、市町村間での広域連携に関する県の認識と取り組みについて、知事に伺います。

以下の質問は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

まず、地球温暖化対策についてであります。地球温暖化は、人類や生態系全体にさまざまな影響を及ぼす大きな課題であります。私どもも昨今、台風や豪雨の激甚化、そういったもので身近に感じているところでありますが、住みよい環境を次の世代に引き継いでいくためには、一人一人が環境についてみずから考え、行動す

ることが必要であると考えております。このため、これまで環境みやざき推進協議会と連携しまして、温室効果ガス削減に向けた省エネルギー活動の促進等に官民一体となって取り組んできたところであります。また、昨年度改定をしました宮崎県環境計画におきまして、「環境保全のために行動する人づくり」を施策の柱として掲げ、地球温暖化防止活動推進員等を活用した環境教育や、森林ボランティア等による環境保全活動への実践等を推進することとしたところであります。

先日、「こども知事」という企画がございまして、小学生の子供たちに知事の仕事を経験してもらおう。これは、子育て支援、さらには人材育成等を目的に行っておるんですが、今回就任した3人のこども知事のうち1人が——小学校5年生ですが——将来の夢として、「研究者になってオゾンホールを解消したい」、そのようなことをさらっと言う子供がいて、すばらしい教育、またすばらしい子供が育っているなということを感じたところであります。

地球温暖化防止に向けて、県民、事業者、行政等の理解をさらに促進し、主体的な行動が実践されるよう、施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、地方創生の動きについてであります。地方創生は、東京一極集中の流れを転換しようとする国を挙げた取り組みでありまして、本県におきましても、全ての市町村において総合戦略が策定され、本格的な実行段階に入っております。地方は、それぞれの個性や自主性を発揮しながら、持続可能な地域づくりを推進していくこととなりますが、市町村では、地方創生交付金や企業版ふるさと納税など、次々と打ち出される国の施策を十分に活用していくことが重

要となってまいります。このため県としまして、積極的に各地域に出向き、意見交換を行っているところであります。ブロックごとに市町村との意見交換等も行っておりまして、今後とも、市町村との連携を強化しながら、国に対しても地方の実情をしっかりと伝え、実効性のある施策が実施されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、人口減少対策についてであります。本県の人口構造は、若年層ほど少ない、いわゆる逆ピラミッド型でありまして、この構造の転換が最大の課題であります。その最大の原因は、進学もしくは就職の場を求めての若者の流出であると考えております。まずは、若者が定着できる雇用・就業の場の確保を重点的に進めることが重要だと考えておりまして、フードビジネスなどの外貨を稼ぐ成長産業の振興や中核企業の育成、地域経済循環の促進、高校生の県内就職の支援などに取り組んでいるところであります。また、本県の大部分を占めます中山間地域におきましては、所得の向上が大きなテーマであります。農林業の振興や6次産業化への取り組み、世界農業遺産を初め、ユネスコエコパークなどの地域資源を生かした観光振興など、さまざまな取り組みを展開しているところであります。

最後に、広域連携についてであります。高齢化の進展とともに本格的な人口減少社会が到来する中で、県と市町村、あるいは市町村同士がさまざまな分野におきまして広域的に連携することは、県勢の発展とともに、市町村が基礎自治体として住民に適切な行政サービスを提供していく上で大変重要であると認識をしております。このため県におきましては、私と全ての市町村長が一堂に会して意見交換を行います「宮

崎県・市町村連携推進会議」を行いましたり、県内5ブロックごとに市町村長と意見交換を行う「円卓トーク」を定期的に開催するなど、市町村との連携を深め、推進しているところであります。また、市町村間の連携につきましましては、連携中枢都市圏や定住自立圏の形成に向けたサポートを行ってきましたほか、市町村が広域的な連携によって実施します地域の活力を創造する事業に対して、県として、市町村間連携支援事業による支援を行っております。今後とも、持続的で活力ある地域社会の実現に向け、県と市町村及び市町村間の一層の連携に努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○黒木正一議員 地球温暖化対策であります。パリ協定採択後、少なくとも17自治体が国の目標を上回る温室効果ガス削減数値を掲げたということであります。県としても、しっかり取り組んでいただくことを要望いたします。

人口減少対策としては、若者が定着できる雇用・就業の場の確保、高校生の県内就職の支援などに取り組んでいるという答弁でありました。そこで、高校生の県内就職対策について伺います。

この春卒業した本県高校生の就職率は、ほぼ100%であるものの、県内就職率は54.8%で、前年に続き全国最下位となっております。県内就職率は、前年度から0.8%上がったものの、全国と比べ27%も低くなっています。少子化が進む中で若者の流出が続けば、地域の衰退が加速するおそれがあります。そこで、本県の高校生の県内就職率が低い原因、また、高校生の県内就職を促進するためどのように取り組んでいるのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 先般公表されました学

校基本調査速報におきまして、本県の高校生の県内就職率が2年連続最下位となり、大変重く受けとめているところであります。その原因としましては、都会への憧れがあったり、希望する職種の有無の問題、また県外企業との給与の差などのほか、地元企業の魅力を十分伝え切れていないという点も大きな課題であると考えております。

このため現在、教育委員会や宮崎労働局等と連携をしまして、県内企業と高校の接点づくりに努めますとともに、企業説明会やインターシップなど、高校生が地元企業の魅力に直接触れる機会の拡大に取り組んでいるところであります。また、この問題につきましては、先月開催をしました産学労官の代表によります雇用政策懇談会においても意見交換を行ったところであります。地方創生を推進する上での大きな課題であるという共通認識のもとに、解決に向けて連携して取り組んでいくことを確認したところであります。今後とも、官民一体となって、高校生の県内就職の促進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 先日、日向市に進出しました企業の話をお聞きしました。地元から新たに10数名の雇用をしたいが、集まるかどうかということで心配をしておりました。ベトナム人を10人雇用しているということでありましたけれども。企業誘致には、インフラの整備もそうでありませうけれども、人材の確保が極めて重要と思えます。いろいろな課題もあろうかと思えますけれども、高校生の県内就職に確実に結びつくような取り組みを要望いたします。

次に、地方創生推進交付金について伺います。

先日、会派の研修会で、地方財政の諸課題に

ついて話を聞いたところですが、その中で地方創生推進交付金の話をお聞きしました。先駆性のある取り組み、既存事業の隘路を発見し打開する取り組み、先駆的優良事例の横展開による自主的・主体的取り組み、これらを支援するもので、ストーリーをつくれれば何でもいい、歳入をふやす起爆剤にしてほしいという話でありました。本年度当初予算には、高校生の県内就職を促進する事業など、地方創生推進交付金を財源とする事業がありました。地方創生推進交付金の第一弾の内示があったと聞きますが、本県の採択状況について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（永山英也君） 地方創生推進交付金につきましては、産学金労官プラットフォームによる地域中核企業の育成、県内企業と高校生のマッチングの機会の提供等によります高校生の県内就職の促進、観光推進のための宮崎版DMOの創出、林業や漁業の成長産業化、そして中山間地域振興対策の5つの事業2億2,721万4,000円の申請を行いました。これらにつきましては、事業費の一部を減額はされましたが、申請した5つの事業全てが採択をされまして、1億9,742万4,000円の国の交付決定を受けたところでございます。

○黒木正一議員 今回申請しました5事業全てが採択されたということですが、高校生の県内就職の促進はもとより、地方創生につながることを期待したいと思います。

次に、温暖化対策について伺います。

まず、農業、水産業における温暖化対策についてであります。温暖化は、気候や自然環境にとどまらず、農林水産業、国土保全など、世界各地でさまざまな分野に影響を及ぼしていると言われております。日本では、気温の上昇に伴い、桜の開花の早まりやカエデの紅葉のおく

れ、鹿やイノシシの分布拡大、さらに周辺海域では、海水温が上昇し、サンゴの白化や藻場の消失、北上などが確認され、農作物では米や温州ミカンなどに影響、健康に関しては、熱中症による死亡者数の増、デング熱を媒介するヒトスジシマカの北上などが報告されています。このような気候変動による影響の進行を食い止めるためには、温室効果ガスを削減する緩和策とともに、気候変動による影響に対処する適応策が重要なことが認識されるようになってきました。地球温暖化による異常気象が頻発していますが、本県における農水産業の温暖化対策について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（郡司行敏君） 本県におきましては、平成20年に農水産業温暖化研究センターを設置いたしますとともに、農水産業地球温暖化対応方針を策定し、温暖化に対応した品種の育成や生産技術の開発などにつきまして、「活かす」「守る」「抑制する」の3つの観点から、温暖化対策に取り組んでいるところであります。具体的には、ライチなどの亜熱帯果樹の導入促進や、ヒートストレスメーター等による畜舎の適切な温度管理の実現、さらには高温に強いサクラマスの育種などに取り組んでいるところであります。地球温暖化への対応は、本県が将来にわたって持続的な生産を行う上で避けて通ることのできない、極めて重要な課題であると考えておりますので、産業界や大学等とも連携しながら、引き続き、技術の開発や普及に取り組んでまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 しっかりと取り組んでいただきたいと思えます。

次に、企業局における再生可能エネルギー導入促進の取り組みについて伺います。

地球温暖化問題に加え、東日本大震災以降の

国のエネルギー政策の見直しに伴い、輸入に頼らない、純国産で環境負荷の少ない再生可能エネルギーの普及が社会的要請となっています。そこで、本県においても、小水力発電など再生可能エネルギーの導入を促進する必要があると考えますが、企業局においてはどのように取り組んでいるのか、企業局長に伺います。

○企業局長（図師雄一君） 御指摘のとおり、現在のエネルギー情勢を踏まえますと、再生可能エネルギーの導入促進は大変重要でありますことから、企業局では、これまでに培った技術やノウハウを生かし、特に小水力発電の導入を進めております。具体的に申し上げますと、治水ダムを利用した発電所としては県内初の取り組みとなります酒谷発電所を、来月にも完成させるとともに、これに続く新たな発電施設の建設に向けた調査も継続的に行っているところであります。さらに、関係部局と連携し、農業用水などを利用した小水力発電の開発可能性調査など、市町村等に対する技術的支援も行っております。今後とも、本県の恵まれた水資源を有効活用した小水力発電など、環境に優しい再生可能エネルギーの導入促進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 いろんな可能性を探って、ぜひ進めていただきたいと思えます。

地球温暖化防止対策は、1つは二酸化炭素の排出抑制、もう1つが森林による二酸化炭素の吸収・固定、この2つが車の両輪と言われ、我が国の地球温暖化防止対策は、森林による吸収に大きく依存することから、林業・木材産業の活性化が地球温暖化に資するものと思えます。

林業県となっている本県の歴史を振り返ってみますと、昭和20年代に、戦後の荒廃した森林において、国土保全機能と林地の生産性を高め

るために、伐採跡地への造林が積極的に行われました。また、昭和30年代になると、天然林を人工林化する拡大造林が政策的に進められ、全国的な木材需要の増加や木炭生産の陰りなどもあって、飛躍的に造林面積が増加していきました。これらと並行して、造林された森林の間伐や、林道などの路網整備、機械化の促進など生産基盤の整備も着実に進められてまいりました。このような先人の取り組みによって、県内の私有林には24万ヘクタールもの人工林が造成され、収穫時期を迎えた森林が7割を超え、先日公表されたように、杉生産量が25年連続して日本一となる偉業を達成したところでありま

す。

現在、大型製材工場への木材供給や木質バイオマス発電所の稼働、中国など東アジアへの木材輸出の拡大などによって、木材の需要の高まりや木材価格の安定など、山村の所得向上につながるような実感が持てる状況も出てきております。一方で、森林所有者の高齢化によって、境界や所有者が不明確な森林や、再造林されずに放置される森林の増加、林業担い手の減少など、森林資源の循環利用を将来的に継続していけるのかという危機感も持っているところでもあります。このような状況の中で、国においては森林法等が改正され、知事は、改正に伴い、森林の境界などを明確化するために整備することになった林地台帳に関する国と地方の協議の場に、全国の知事を代表して参加されると聞いております。県としても、将来にわたって森林資源が循環利用され、山村地域の所得の向上が図られるよう取り組む必要があると考えますが、これからの本県の森林・林業・木材産業に関する知事の所見を伺います。

○知事（河野俊嗣君） 豊かな森林を育み、林

業・木材産業を将来にわたって発展させていくためには、「伐って、使って、すぐ植える」という資源循環型の林業を確立する必要があると考えております。このため、森林整備対策につきまして、伐採から造林に至ります一貫作業システムづくりや、林道などの充実した生産基盤を利用した低コスト林業などの取り組みを強力に推進しているところであります。また、林業の担い手対策につきましても、林業青年アカデミーでの若者の育成や、林業小町ネットワークによる林業分野での女性の活躍促進などにも努めているところであります。さらに、木材の需要拡大を図るため、非住宅分野での木造化や、川崎市との連携など大都市での販路の拡大、また、韓国や中国など海外での新たな市場の開拓を進めているところであります。4年後の東京オリンピック・パラリンピックでも、木の文化というものを世界に発信していきたい、その中でも宮崎は重要な役割を果たしていきたいということで、今、準備運動を進めているところであります。これから50年、100年先にも、県土に豊かな資源を蓄えた森林が広がり、本県が日本林業のトップランナーとして走り続けていけるよう、これらの施策に積極的に取り組んでまいります。

○黒木正一議員 ぜひ、林業は宮崎県がリードするんだという意気込みで、これからも取り組んでいただきたいと思えます。

林業の成長産業化を後押しするため、森林法等が改正されました。それに沿って何点か伺っていきます。

まず、共有林において伐採を行うためには、共有者全員の合意が必要となるため、共有者の一部が所在不明となっている森林では、施策を進めようにも手がつけられないという問題があ

りました。今回の改正で、共有林の持ち分移転の裁定制度が創設されたと聞きましたが、県内の共有林はどの程度あるのか。また、どのような手続が必要となるのか、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（大坪篤史君） 現在、県が把握している共有林は約2万8,000ヘクタールで、県内民有林の約7%となっています。今回の法改正により創設された裁定制度では、共有林の立木の所有者の一部が所在不明であっても、残りの所有者全員から伐採の合意が得られた場合には、市町村長による公告や県知事による裁定、法務局への補償金の供託などの手続を経た上で立木の伐採が可能となり、平成29年4月1日から施行される予定であります。なお、詳細な手続につきましては、12月までには明らかになるものと聞いています。

○黒木正一議員 今回の改正は、人の財産権に踏み込むような改正でありまして、これで共有林の施業が進むことを期待したいと思います。

次に、林地台帳の整備について伺います。法改正により、市町村は林地台帳を整備することが義務づけられたと聞きます。このことについて、全国市長会は、地方公共団体における地籍調査の進捗率がまちまちである状況の中で、このような制度改正については、地方の実情を踏まえることが必要であるとして、国と地方との協議の場の設置や十分な期間を確保することなどを求めた申し入れを行っています。林地台帳はどのような事項を記載するのか。また、いつまでに整備しなければならないのか、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（大坪篤史君） この林地台帳には、森林の土地所有者の氏名、住所、その土地の地番、地目、面積、境界測量の実施状況の

ほか、農林水産省令で定める事項を記載することとなっております、この具体的内容につきましても、12月には明らかになると聞いています。また、市町村のほうは、この林地台帳とあわせて、地番を記載した図面を平成30年度末までに整備し、公表することが義務づけられております。

○黒木正一議員 先ほどの全国市長会による申し入れの中に、地籍調査の進捗率がまちまちであるというふうにありました。そこで、地籍調査について伺います。地籍調査は昭和26年から実施されており、既に65年が経過しているものの、思うように進んでいないのが現実です。本県の進捗はどうなっているのか。また、思うように進まない理由について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（郡司行敏君） 本県の地籍調査の進捗率は、平成27年度末で65.8%と、全国平均の51.3%を上回っておりますけれども、御指摘のように、調査が進んでいない市町村も見受けられるところであります。地籍調査の推進に当たりましては、都市部では、調査単価が高いこと、また、土地の資産価値が高い中で境界確認が思うように進まないこと。また、山間部におきましては、関係者の高齢化や不在村化が進行し、境界確認がこちらも難しくなっていること、さらに、市町村で必要な職員配置が難しくなっていることなど、さまざまな課題がございます。県といたしましては、予算の確保はもちろんでございますけれども、加えて、市町村に対し、国の直轄調査の導入や推進体制の確保について指導・助言を行いますとともに、職員への研修を充実するなどして、着実な事業の推進を図ってまいりたいと考えているところであります。

○黒木正一議員 全国で、土地の所有者がわからない所有者不明化が広がり、公共事業用地の取得、農地集約化、震災復興や空き家対策などの妨げになっていることが指摘をされています。地籍調査は、もちろん推進しなければなりません。相続登記漏れを少なくする啓発活動も、将来を考えますと必要ではないかと思いません。

次に、再造林対策、早生樹についても伺います。森林法改正で、森林所有者に対して、伐採及び伐採後の造林の届け出制度が義務づけられたと聞きますが、この効果をどう考えるのか。

また、本県においては、大型のバイオマス発電所が稼働し、未利用材も大きく動き出しました。現在は可能であっても、条件の悪い奥山になれば、林地残材は簡単に収集できるものではありません。木材の安定供給のためにも、林業の生産サイクルの短縮化のためにも、労力削減効果のためにも、適地における早生樹の造成は有効と考えられます。早生樹の試験研究の状況と、今後、早生樹を導入していく意義についても、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（大坪篤史君） 造林の届け出制度によりまして、市町村は、伐採後に造林が計画された森林について、その実施状況を把握しやすくなり、指導・監督を通じて再造林が進む効果が期待されています。

次に、早生樹につきましては、昨年度から林業技術センターにおきまして、センダンやコウヨウザンなど6種類の木を植栽し、その成長特性や管理方法などについて試験研究を始めたところです。早生樹は、杉よりも短い期間で収穫でき、下刈り等の保育経費の縮減など省力化、低コスト化等が図られること、さらに木質バイオマス燃料としての用途も見込めることから、

林業経営の収益性の向上に寄与するものと考えております。

○黒木正一議員 「早生樹の試験研究を早く」という声がありますけれども、早生樹とはいえ、年月を要することから、容易ではなかろうと思えます。地域に適した樹種の育種をしていただきたいと思います。

次に、鳥獣被害対策について伺います。鳥獣被害、とりわけ鹿の食害に関する要望が後を絶ちません。国は2023年度までに鹿とイノシシの生息数を半分に減らす目標を立てています。イノシシは達成できる見通しでも、問題は鹿であります。全国の鹿の捕獲頭数は生息数の10分の1程度で、こういう状況が続けば、今後も生息数はふえるばかりであり、現在の2倍以上の捕獲を続ける必要があると、環境省は指摘しています。そこで、森林法改正で「鳥獣害防止に関する事項」が追加されましたが、その概要について伺います。

また、本県においては、シカ管理計画で生息数半減を掲げていますが、「鹿は減っていない」と言う人が多いのですけれども、本当に達成できるのか、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（大坪篤史君） 今回の改正で、市町村は森林整備計画の中で、鳥獣害を防止すべき森林の区域と鳥獣害防止の方法を定めることとされました。また、森林所有者が作成する森林経営計画でも、計画事項として、この区域の森林における防護柵などの被害防止対策を盛り込むことが追加されました。

次に、鹿の捕獲であります。県では「宮崎県シカ個体群管理計画」を策定し、平成25年度の推定生息数12万5,000頭を、平成35年度末までに半減させることを当面の目標として、捕獲対策に取り組んでいます。現在のところ、計画が

スタートした26年度と27年度の2カ年で、目標の4万1,000頭に対し約5万6,000頭を捕獲し、おおむね順調に推移している状況でございます。今後とも、35年度までの半減目標を達成できるように努めてまいりたいと考えています。

○黒木正一議員 次に、担い手について伺っていきますが、林業の質問をしてきましたので、林業から伺います。平成27年の国勢調査速報値によりますと、5年前の前回調査と比べ、5万1,200人から7%減少し、4万7,600人となっています。近年、林業従事者は5万人で横ばいの状態を保ち、第1次産業の中では労働力確保の優等生とされていましたが、今回5万人を切り、1980年と比べますと3分の1に減少したことになります。本県の林業従事者の推移と、平成27年度の林業への新規参入者の状況について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（大坪篤史君） 6月29日に公表されました平成27年国勢調査の速報結果によりますと、本県の林業従事者数は2,700人となっており、前回の平成22年調査の最終確定値2,990人と比較しますと、290人ほど少ない数字になっています。ただし、前回の調査では、速報値の段階で2,200人であったものが、最終確定値では790人多くなっておりましたので、今回も最終的にどのような数字になるか注目しているところでございます。

一方、林業への新規参入者につきましては、県で調査しているものですが、平成27年度は165人で、前年度より26人増加しております。そのうち、県外からのU I Jターン者が17人、県内の新卒者が5人含まれているほか、就業先を見ますと、森林組合が48人、民間事業体が116人などとなっている状況でございます。

○黒木正一議員 林業への新規参入者は若干増

加したということではありますが……。

次に、農業について伺います。同じ国勢調査によりますと、我が国の農業就業者は前回調査より7万7,610人の減少ということですが、農林水産省が6月に公表した農業構造動態調査によりますと、平成27年の農業就業人口は192万人となり、初めて200万人を割り込み、平成2年の約4割となっています。これは、高齢者の離農の加速と、若者の大幅な減少によるところが大きく、農業の担い手減少に歯どめがかからない状況にあります。そこで、本県における農業就業人口、新規就農者の状況について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（郡司行敏君） 2015年農林業センサスによりますと、本県の農業就業人口は4万5,001人で、5年前と比較いたしますと1万2,075人減少しております。

次に、本県の平成27年の新規就農者数は341名で、前年に比べ81名増加しているところであります。内訳を見ますと、農家子弟の後継者が74名、農家以外からの新規参入者が64名、農業法人への雇用就農者が203名となっております。また、県外からのU I Jターン者は74名で、新規就農者全体の22%を占めるに至っております。

○黒木正一議員 2015年農林業センサスでは、本県の農業就業人口は4万5,001人ということですが、25年前が10万人でありましたから、半分以上に減少し、5年前と比べても2割減少したことになります。そのような中ではありますが、本県において、27年度は5年ぶりに新規就農者が増加したということであり、341名、そのうち特に法人就農が大きく伸びています。また、新規就農者のうち74名、22%がU I Jターン者ということですが、本県のU I Jターンによる新規就農者をふやすための取り組みについ

て、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（郡司行敏君） U I J ターンによる新規就農では、幅広い分野から、新たな視点や農業以外のさまざまなスキルを持った人材を確保することが重要であると考えております。そのため本県では、昨年新たに東京有楽町に設置いたしました、「宮崎ひなた暮らしU I J ターンセンター」を拠点として、定期的な就農相談会や、基礎から学べる就農講座を開催し、農業を起点とした宮崎への移住・就農を広く呼びかけているところであります。また、市町村や関係機関と連携し、住宅や教育、医療等の住環境情報をあわせて発信することで、就農を考える方が安心して宮崎に移住できるよう支援を行っているところであります。今後とも、これらの活動を強化し、引き続き、より多くの人材を確保できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 次に、新規就農者の育成対策についてであります。農業経験のない新規就農者が定着するためには、研修などにより技術力を高めることが必要と思われませんが、本県の取り組みについて、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（郡司行敏君） 新規就農者の就農定着に向けましては、まずは技術力の向上が重要であると認識をしております。そのため県では、自営就農を目指す農業経験のない方を対象に、1年間の栽培研修を行います「みやざき農業実践塾」や、法人への雇用就農希望者を対象に、一定期間研修をして、その後、正式雇用いたします「お試し就農」に取り組んでいるところであります。さらに、本年度からは、市町村、J A等と連携し、産地を支える人材育成のため、就農トレーニング機能を有する「しごと創生公社」の設立を進めますとともに、農家

の経営発展ステージに応じた各種研修の充実強化により、技術・経営管理能力の向上に努めているところであります。このような取り組みを今後さらに強化していくことで、新規就農者の定着率の向上に努めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 ここで、本県の多くを占める中山間地域農業対策について伺います。全国で多様な新規就農への取り組みが行われておりますけれども、新規就農者のうち、5年間で約3割が離農しているという現実があります。その原因は、なりわいとしてやっていけないことが大きいと言われております。政府は、事業規模28兆円を超える経済対策を閣議決定し、農林水産分野の柱に、農林水産業の輸出力の強化、農林水産分野でのイノベーションとともに、中山間地域の農業所得向上が据えられています。もともと、中山間地域は効率化や規模拡大が難しいだけに、国が進める攻めの対策では乗り切ることが難しいと考えられることから、森山前農林水産大臣の肝いりで盛り込まれたと聞いています。国の経済対策においても、中山間地域の農業所得対策が打ち出されましたが、本県における中山間地域の農業所得対策について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（郡司行敏君） 「あと100万円の年収があれば、都会に出ている友達も帰ってくるんだがな」といった、中山間地域に暮らす青年のお話も伺っているところであり、中山間地域における所得向上対策は、大変重要な課題であると認識をしております。このため県では、本年度策定いたしました第七次宮崎県農業・農村振興長期計画の後期計画におきまして、中山間地域農業所得向上プロジェクトを設け、カラーピーマン等の収益性の高い園芸作物の生

産拡大や、中山間地域の特産物でありますユズ、クリ等を活用した6次産業化の推進、さらには、しごと創生公社を活用した、周年雇用による所得確保対策等に取り組んでいるところであります。今後とも、関係機関・団体等と連携し、このたびの国の経済対策も積極的に活用しながら、中山間地域の所得向上に努めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 中山間地域農業所得対策は、森山前大臣の肝いりで盛り込まれたということでもあります。森山衆議院議員は鹿屋市の出身であります。選挙区は衆議院鹿児島5区になりますけれども、今回の国勢調査の、この5年間の九州の人口減少率上位10位の中で、この選挙区内の南大隅町が1位であります。そして、錦江町が8位ということで、急激に人口が減少している地域であります。想像ではあります。このような状況を見て、大変大きな危機感があつてのことではないかと思えます。ちなみに、宮崎県もこの人口減少率上位10位の中に4町村が入っております。人ごとではありません。生き残りをかけた取り組みが今後必要と思われれます。

次に、青年就農給付金について伺います。新規就農者の状況を見ますと、農家の子弟だから農業を継ぐ時代ではなくなっていることがよくわかります。新規参入の農業者に対しての支援については、年々充実してきており、大きな実績を上げてきている一方、親元就農する農業後継者に対しては、青年就農給付金の給付に制限があると聞いています。青年就農給付金を含め、後継者就農への支援策について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（郡司行敏君） 御指摘のとおり、現行の青年就農給付金制度では、新たに独

立・自営就農する方への経営リスクに対して支援する仕組みとなっております。親元で就農し、新たな分野での取り組みがない場合には、支援の対象となっております。そこで、こうした新規就農者に対しましては、経営開始時の負担軽減のため、農業機械や施設導入に対し、日本政策金融公庫の無利子資金の活用や、融資残補助を行う経営体育成支援事業等により、支援を行っているところであります。県といたしましても、本県の主力品目であります畜産や施設園芸を初め、本県農業の持続的発展のためには、親元就農による後継者育成は基本であると考えており、今後もさまざまな支援が受けられるよう国へ要望いたしますとともに、次世代を担う多様な担い手の確保・育成に努めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 ただいま、本県農業を支えている畜産や施設園芸の持続的発展のためには、親元就農による後継者育成が基本と考えているという答弁でありましたけれども、担い手の減少に歯どめがかからずに、親元就農がこれだけ減少する中で、どのような対策が必要か、その確保・育成に努めていただくよう要望いたします。

次に、漁業の担い手について伺います。同じ国勢調査によりますと、全国の漁業就業者は、5年前と比べ2万3,270人の減少となっております。本県の漁業就業者数及び新規就業者の状況はどうなっているのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（郡司行敏君） 直近の2013年漁業センサスによりますと、本県の漁業就業者数は2,677人で、5年前と比較しますと683人減少しております。

次に、新規就業者数でございますけれども、

平成27年は45名で、その就業形態は、自営が8名、法人就業が37名であります。出身別には、県外からのU I J ターン者が7名、県内他産業からの参入者が27名、学卒者が11名でございます。

○黒木正一議員 本県の漁業就業者数も非常に減少しているということではありますが、特に一本釣りやはえ縄、小型底びき網など、自営型の沿岸漁業者が大きく減少し、新規就業者も45名ということで少なく、特に沿岸漁業の将来が懸念されます。漁業における青年就業準備給付金制度でありますけれども、この概要、課題とその対応について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（郡司行敏君） 青年就業準備給付金制度は、漁業就業希望者が、国の定める漁業学校で研修を受ける場合に、年額150万円の給付を受ける制度であります。本県では、県立高等水産研修所の研修生を対象に、平成25年度からこれまでに、22名が給付を受けているところでございます。しかし、この制度では、3親等以内の親族の経営体に就職する者は対象外となっており、親元で就業する漁業後継者が利用できない状況にあります。このため県といたしましては、国に制度改正を要望しているところであり、今後とも、就業支援制度の充実も含め、就業希望者の円滑な着業が図られますよう、漁業関係団体と連携し、国に働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 青年就業準備給付金制度でありますが大変ありがたい制度ではありますけれども、課題もいろいろ指摘されております。制度の改正・充実に向けて努めていただきたいと思います。

次に、漁業の担い手が減少する中で、外国人技能実習生の受け入れ期間の延長、受け入れ人

数の増員を求める声がありますが、本県の受け入れ状況について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（郡司行敏君） 外国人技能実習制度は、外国人実習生が日本の技術、技能、知識を習得することを支援する制度であり、実習期間は現在3年間となっております。現在本県では、本制度により、カツオ一本釣り、マグロはえ縄、まき網、定置網漁業において、合計で213名の外国人を受け入れているところであります。なお、漁業関係者からは、今お話がありましたけれども、実習期間の延長など制度の充実を求める要望が出されておりました。現在、これにつきましては、国において制度の見直しに向けた法案審議がなされていると伺っているところであります。

○黒木正一議員 漁業においては約200人ということですが、介護分野で追加の見通しとなるなど、拡大の方向で推進されています。一方、問題点も言われています。失踪する外国人技能実習生が4,581人と、前年比1,000人以上も増加。受け入れを拡大しているものの、実習生の失踪が増加していると聞いております。受け入れ期間の延長や、外国人を低賃金で酷使するなどの不正を防ぐため、受け入れ団体や企業を監視する監督機関を設置することなどが検討されていると聞きますが、開発途上国への国際貢献と国際協力という目的に沿った、しっかりした制度のあり方に取り組んでほしいと思います。

これまで、本県の農林水産業の担い手について聞いてきましたけれども、外国人に頼るなど厳しい状況にあります。英知を結集した対策を要望いたします。

次に、介護問題について伺います。

介護従事者の不足から、外国人やロボットが期待されていますが、子供が親を介護するのは

当然のことと思います。しかし、心構えがない中で、そのときが突然やってくると、戸惑うものでありますし、生活が一気に変化することにもなります。昨年の11月に、国の一億総活躍国民会議において、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」が取りまとめられました。その中で、いわゆるアベノミクス新三本の矢の一つとして、「介護離職ゼロ」という目標が掲げられました。現在、介護離職者は全国で10万人と言われていています。介護離職すると、収入が減ったり、社会とのつながりが途切れて孤立したりといった可能性が高まるため、仕事と介護の両立ができる環境整備が求められています。身近な人を介護しながら仕事をしている人は約300万人以上とも言われていますが、介護のために仕事を休んだり、早く帰ったりすることを申し出ることで、配置転換や降格が行われることがあるという問題も指摘されています。そこで、本県における介護離職者数の現状はどうなっているのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 介護離職者の直近のデータは、総務省の平成24年就業構造基本調査になりますけれども、この調査によりますと、平成23年10月から24年9月までの1年間に介護を理由として離職した者は、お話がありましたように、全国では10万1,100人、本県では1,300人となっております。

○黒木正一議員 本県では1,300人ということですが、介護休業制度について伺います。在宅介護については、国としても、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの実現に力を入れています。しかし、現代の介護を取り巻く環境は、まず、身近な支え手となっている家族、親族の

人数が、昔と違って圧倒的に少ないところに特徴があります。そのために、年齢的にまだ会社勤めをしている人が家族の介護を支えるための制度として、介護休業があります。そこで、本制度の概要、法改正の内容及び本県の介護休業取得率について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 介護休業制度は、育児・介護休業法に基づき、家族の介護を行う労働者等の雇用の継続等を図り、仕事と家庭の両立に寄与するための制度であります。本年3月の法の改正に伴い、制度が一部改正され、来年1月から施行されることとなっております。主な改正内容は、対象家族1人につき最大93日間の介護休業取得が、これまで1回限りだったものが、3回まで分割取得できるようになったことや、介護休暇の半日単位での取得を可能としたこと。さらに、事業主に、介護休業等を理由とした不利益な取り扱いを防止する措置を講ずることが義務づけられたことなどがあります。

次に、介護休業取得率についてであります。平成24年就業構造基本調査によりますと、全国の約3.2%の取得率に対しまして、本県は約1.3%にとどまっております。今後とも、宮崎労働局と連携して、介護休業制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 介護休業の取得率は全国で3.2%ということで、介護離職ゼロの実現に向けて介護と仕事の両立ができるようにするには、まだまだ現実的には大きな課題があると言えます。本県の取得率は1.3%ということですが、育児休業制度に比べ認知されていないこともあると思われますし、国は企業への助成金を創設する方針のようではありますが、実際の活用につな

げるためには、企業等の理解を得ることが重要であると思います。

次に、介護人材について伺います。介護保険サービス全体での公的負担の増加といった財政的な観点から、国、地方の双方とも、在宅介護の重要性は認識しています。しかし、さまざまな事情により在宅介護が困難な場合など、どうしても施設介護を選択せざるを得ない場合も多いのが現状です。ところが、近隣の介護施設にあきがないため入居待ちとなっていることも多く、この原因として、特別養護老人ホームを含め、介護施設そのものが不足しているということもありますが、より深刻なのは介護従事者の不足であります。その原因の一つに、介護に従事する職員の処遇が悪く、離職率が高いことが挙げられます。そこで、本県における介護人材の求人数と求職者数から見た充足状況について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 宮崎労働局によりますと、本年7月の介護関係における有効求人数は2,756人、また有効求職者数は1,449人であり、有効求人倍率は1.90倍となっております。充足されていない状況でございます。

○黒木正一議員 厚生労働省所管の介護労働安定センターは、2014年10月からの1年間に全国の介護職員の16.5%が仕事をやめたとの調査結果を発表しています。離職率はここ数年16~17%で推移しており、現場にしっかり対応した改善が望まれます。

次に、今議会に提案されております議案第9号、宮崎県公共施設等総合管理計画について伺います。

庁舎や道路など公共施設につきましては、高度成長期を中心に建設されており、その老朽化

対策が喫緊の課題となっております。一方で、厳しい財政状況もあり、公共施設等の建設や改修に要する経費は年々減少していることから、この状況が今後も続きますと、県民の安全・安心で豊かな暮らしに大きく影響を及ぼしかねないと、大変危惧しているところであります。このような中、今後20年を見据えた公共施設等の管理に関する基本的な方針として、今議会に上程されたものであります。そこで、施設の大規模改修や更新等の将来経費についてであります。本計画の試算では、今後40年間の見通しとして、建物系施設については総額6,725億円、インフラ施設においては5,950億円が必要とされております。この多額の費用に対してどのように対応していくのか、総務部長に伺います。

○総務部長（桑山秀彦君） 県ではこれまで、橋梁やトンネル、県営住宅など一部の公共施設で長寿命化計画を策定して、老朽化対策を行ってまいりましたが、今回、全ての公共施設を総合的に管理し、施設の保有、運営、維持に係る財政負担の最小化と施設保有効果の最大化、いわゆる最適化を図るために、この計画を策定することとしたところであります。今後は、この計画に基づきまして、全ての公共施設に対して、定期的な点検や適時的確な修繕など予防的保全を実施して、これをサイクル化することで、施設の長寿命化による将来経費の抑制を図ってまいりたいと考えております。特に建物系の施設につきましては、ただいま申し上げました予防的保全に加えまして、施設ごとに利用実態等を分析し、地域の実情に配慮しながら、建てかえや転用などを図っていくことで、施設保有の最適化に努めてまいります。この計画の推進に当たりましては、全庁的な体制を構築しまして、進捗状況を適切に管理することによっ

て、将来の財政負担の低減化・平準化を図ってまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 厳しい財政状況が今後も予想されるだけに、具体的な取り組みが前倒しで進められるよう要望いたします。

また、老朽化対策、厳しい財政状況、行政ニーズの変化などの公共施設等を取り巻く状況は、国、県、市町村も同じ状況でありまして、お互いの空きスペースを利用し合ったり、施設を複合化することは、財政負担の軽減だけでなく、住民の利便性向上や地域活性化の視点からも重要であると考えております。本計画では、こうした地域ごとに国、市町村との間で情報を共有し、施設の最適利用について調整する、いわゆるエリアマネジメントに取り組み、有効活用を推進していくこととしておりますが、今後どのように進めていくのか、総務部長にお伺いします。

○総務部長（桑山秀彦君） ただいま御質問にありましたように、国や県、市町村の相互の施設の有効活用を図るというエリアマネジメントでありますけれども、財政負担の軽減を図るとともに、県民の利便性の向上を図る上でも大変有効な取り組みであると認識しております。このため昨年10月には、国、県と宮崎市との間で検討会を設立しまして、お互いの建物系施設の情報を一元的に共有するなどの先導的な取り組みを進めており、さらに、本年度に入りまして、延岡市を初め県内3つの市においても同様の検討会が立ち上げられたところでございます。今後とも、国や市町村と連携を図りながら、エリアマネジメントの必要性や効果などについての共通理解を深めまして、地域の実情を踏まえたエリアマネジメントの取り組みを、全県的に広げてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 行政が保有している施設は、地域住民の生活とも密接なかかわりがありますので、将来を見据えてしっかり取り組まれるよう要望いたします。

次に、かわりまして鉄道網の整備促進について伺います。

鉄道網は、観光・ビジネスなど地域を支える広域的な幹線交通として、また、通勤・通学者の日常生活を支える地域公共交通として極めて重要な役割を果たしています。しかしながら、九州内においては、東西格差が大きく拡大しており、本県の路線は、単線、低速、車両の老朽化の状態にあります。このような中、JR九州は来月には株式上場による完全民営化が予定されており、上場後は株主から経営効率化が求められるため、赤字路線の切り捨てにつながるのではと心配されます。完全民営化後も、鉄道会社の使命である公共交通機関としての役割を充実していくよう、吉都線や日南線、日豊本線を維持していくためにも、利便性の向上のための整備促進を図る必要があると思っておりますが、県の今後の取り組みについて、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（永山英也君） 県内の鉄道は、地域の交通手段として、また、観光を初め地域産業を支える重要な交通基盤であります。これまでも国やJR九州に対し、その維持・充実を官民を挙げて要望してきており、完全民営化に係るJR会社法の改正におきましても、路線の適切な維持等について、国が一定の関与等を行うなどの措置がとられたところであります。

また、日豊本線を初めとする県内鉄道の利便性向上を図りますために、JR九州が行うICカード導入や駅のバリアフリー化を関係自治体

と連携して支援しますとともに、日南線や吉都線の沿線自治体等で組織する地元協議会と一体となりまして、利用促進に取り組んでおります。県といたしましては、引き続き、県内鉄道の維持・充実のため、さらなる利便性向上について要望を行いますとともに、JR九州の投資意欲を喚起しますため、一層の利用促進に努めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 私たちは、九州中央3県議員連盟というので、毎年JR九州に日豊本線の高速化の要望に行くんですけども、回答は前に進まず、毎年むなしい思いで帰ってくるわけがあります。考えてみますと、ただ要望するだけではいけないというふうに思います。利用促進に努めなければいけないと思いますし、この利用促進に向けた仕掛けをぜひつくっていただくように要望いたします。

次に、高速道の整備促進についてであります。

東九州自動車道については、本年4月に椎田—豊前間が開通したことにより、九州で初めて循環型高速交通ネットワークが形成され、物流の効率化が図られるとともに、今後、地域産業の活性化、発展が期待されるところであります。しかしながら、東九州自動車道の宮崎市から県南区間及び九州中央自動車道は、そのほとんどの区間がミッシングリンクとして残っております。一日も早い全線供用が待たれるところであります。特に、東九州自動車道における油津—夏井間の早期事業化、九州中央自動車道における蘇陽—五ヶ瀬—高千穂間の早期事業化が待たれます。東九州自動車道及び九州中央自動車道の未事業化区間における事業化に向けて、今後どのように取り組むのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 東九州自動車道及び九

州中央自動車道のストック効果を県内全域にわたって最大限に発揮させ、さらに、南海トラフ地震などの大規模災害に対しまして安全・安心な県土づくりを推進するためにも、未事業化区間の事業化は、何としても早期に実現させる必要があると考えております。

先月、北九州市と延岡市において開催しました両路線の建設促進協議会の地方大会では——私も両協議会の会長を務めておるところでありまして——ミッシングリンクの早期解消を図るには、九州各県が心を一つにして活動していくことの重要性を強くアピールしたところであります。また、沿線の地域においては、開通直後からストック効果を発揮させる取り組み、これは西臼杵で今、中央道整備に向けて進んでおるところでありますし、早期整備を求める署名活動、先日は中央道の整備を求めて約10万人の署名を集めていただきました。力強い活動を展開していただいているところであります。県といたしましても、残る未事業化区間の早期事業化に向けまして、九州各県や沿線の地域とのさらなる連携を図り、県議会の皆様の御協力をいただきながら、国に対し強く要望してまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 次に、高速道の安全対策についてであります。北九州とつながったことにより、交通量は増加しており、本県の高速道における交通事故もまた、年々増加しています。中でも暫定2車線の東九州自動車道の中央分離帯突破事故が年々増加しており、平成27年度は22件と、これまでで最も多くなっています。平成25年と27年の死亡事故は、いずれも簡易中央分離帯突破事故であります。早期の4車線化が望まれますが、現実的には容易でないことから、何らかの安全対策が早急に必要と思われま

す。簡易中央分離帯突破事故は、宮崎西インターチェンジから高鍋インターチェンジ間で多発していたのが、ポストウイングを設置後は発生していません。事故の多い区間からの安全対策が必要と考えますが、暫定2車線区間における今後の安全対策についてどのように考えているのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（東 憲之介君） 暫定2車線区間における安全対策としましては、例えば、コンクリートやワイヤロープなどの分離帯で車線を分離することが効果的な対策であると考えますが、現在、分離帯が設置されていない暫定2車線区間では、設置に必要な道路の幅が確保されていないため、現状として、そのような対応が困難な状況にあります。このため県といたしましては、抜本的な解決策となる4車線化の実現を前提として、より早期に高速道路の機能強化を図るため、まずは、事故や速度低下の多い区間などから優先的に付加車線を増設するよう、西日本高速道路株式会社などに対して求めていくとともに、当面の安全対策といたしまして、御質問にもありましたポストウイングの増設や、振動音により注意喚起を図る凹凸の路面標示などの充実について要望してまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 休憩施設の充実など、利便性の向上も含めて、安全性の向上に努めていただくようお願いをいたします。

次に、港湾における地震・津波対策について伺います。

東九州自動車道及び九州中央自動車道の早期完成、安全性・利便性の向上を図ることは、企業などの生産性の向上や地域の活性化にもつながるものであります。さらに、これらインフラのストック効果をより高めていくためには、港

湾との連携も重要です。例えば、細島港の国際物流ターミナルが完成し、東九州自動車道の整備と港湾整備が相まって、日向市では中国木材を初め多くの企業立地が進んでいる状況であり、大変ありがたいこととあります。一方、本県では南海トラフ巨大地震などによる大規模災害の発生が予測されており、港湾整備においては、防災機能の充実を図ることも重要であると考えます。港湾の防災機能が向上すれば、港湾で働く人々の安全が確保され、新たな企業立地や、さらなる港湾の利活用につながるのではないかと考えます。そこで、本県の重要港湾3港における地震・津波対策の取り組み状況について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（東 憲之介君） 本県ではこれまで、耐震強化岸壁などの整備を進めてきたところであり、現在は、津波に対しても壊れにくい粘り強い構造の防波堤や、港湾利用者が津波から安全に避難できるための高台などの整備にも取り組んでいるところでございます。また、ソフト対策として、避難誘導のための標識設置や、港湾ごとに策定した事業継続計画、いわゆる港湾BCPに基づく防災訓練を実施しているところでございます。

なお、細島港におきましては、ことし11月4日に、国土交通省の主催により、昨年度制定されました「世界津波の日」に当たっての津波防災訓練が、チリ共和国と合同で実施されることとなっております。今後とも、ハード、ソフトの両面から、港湾における地震・津波対策の推進に努めてまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 チリとの合同訓練が行われるということではありますが、どのようになるのか楽しみであります。これが津波対策の意識向上につながることを期待したいと思います。

次に、教育行政について、教育長に数点伺います。

まず、高校学科再編についてであります。平成29年度の県立高校募集要項によると、家庭科系専門学科が生活文化科に改編され、門川高校に福祉科が設置されましたが、その狙いについて、教育長に伺います。

○教育長（四本 孝君） 本県におきましては、家庭科の専門学科として生活情報、生活工学、生活文化科を県立高校6校に現在設置しております。これまで食物と被服分野を学びの柱としてきましたけれども、女性の社会進出など時代の要請に応えるため、保育分野も加えた教育課程にするとともに、家庭科の原点である伝統的な生活文化を継承する役割も改めて重視し、名称を「生活文化科」に統一することといたしました。また、門川高校では現在、総合学科の福祉系列において介護福祉士を養成しておりますが、福祉関連の法改正により、たんの吸引など医療的ケアの学習が必要となり、総合学科内での教育課程では対応が難しくなったことなどから、「福祉科」を設置することといたしました。生活文化科は衣食住や保育に携わる人材、そして福祉科は介護の人材を育てる学科であり、いずれも我々の生活に最も身近に必要な分野でありますので、今後とも教育内容の充実に努めてまいります。

○黒木正一議員 この再編が結果的に、現在不足している人材の育成、地域定着につながることを期待したいと思います。

次に、食育について伺います。国の第3次食育推進基本計画では、和食がユネスコの無形文化遺産に登録されたことを受け、伝統的な食文化の継承に向けた食育を新たな重点課題に位置づけ、食生活に課題が多い若年層への働きかけ

を強めるとともに、ひとり暮らしの高齢者がふえていることを考慮し、多様な暮らしに対応した食育を進めることとしております。しかしながら、食卓を囲む家族の姿は劇的に変わっており、親が不在で子供だけが食事をとる「孤食」、また、家族がそれぞれ別のものを食べる「個食」、決まったものしか食べない「固食」、これらが増加しているという調査結果があります。和食は、無形文化遺産に登録されたものの、食生活が多様化する中、次世代への継承が必要になっているにもかかわらず、家庭での継承が難しくなっており、学校給食の役割に期待が高まっているのが現実です。また、第3次食育推進基本計画では、学校給食での地場産使用割合を、平成26年度27%から32年度までに30%以上と数値目標を掲げています。学校給食における地場産物の使用状況、食育に対する基本的な考え方、及び長年本県が力を入れている「弁当の日」の効果と広がりについて、教育長に伺います。

○教育長（四本 孝君） 学校給食における地場産物の使用状況は、文部科学省が実施した「平成27年度学校給食栄養報告」の調査によりますと、全国平均が26.9%であるのに対し、本県では、それを上回る32.5%となっております。

次に、学校における食育は、子供たちが、望ましい栄養や食事のとり方を理解し、みずから管理していく能力を身につけることなどを目的に行っております。県教育委員会では、食育を推進するための有効な手だての一つとして「弁当の日」に取り組んでおり、子供たちが好き嫌いなく食べるようになった、あるいはみずから食事をつくるようになったなどの効果も出てきているところであります。また、平成27年度末

の調査結果によりますと、公立学校の約9割がこれに取り組むなど、平成22年度の取り組み開始以来、県内全域に広がっており、6年連続で全国一の実施率となっております。今後とも、家庭や地域と連携した食育の充実に、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 地場産物の使用状況は全国平均を上回っているとのことですが、これが1%でも地域の所得向上につながることになればと思います。それから、家庭での「孤食」の増加等の懸念から、例えば門川中での「朝食レストラン」など、各地で学校と地域の人における多様な食育が進められています。また、「弁当の日」は全国一の実施率ということですが、さらなる充実に期待したいと思います。

次に、教職員退職者増と採用計画について伺います。公立小中学校で退職する教職員数が、全国的に見ると2年後にピークを迎え、かわって新規採用者数が膨らんでおり、経験の浅い教職員が急速にふえていると聞きます。ベテラン教職員の退職増、経験の浅い新規採用者増は、学力低下を招く心配もあり、研修システムの整備が重要と考えられます。このような中、今後、新規採用者の採用計画をどのように考え、学校の教育力を維持していくためにどのような対策を行っていくのか、教育長に伺います。

○教育長（四本 孝君） 教職員の定年退職者につきましては、昨年度が232名でありましたが、平成29年度末には約300名、平成31年度末には約350名を見込んでおまして、増加傾向にございます。このようなことから、今後、採用者の増加が見込まれますけれども、児童生徒数の減少などに伴う教職員定数の減少や再任用者の増加を考慮し、計画的な採用に努めてまいりたいと考えております。また、ベテラン教員の経

験や知識・技能が若手教員へ継承され、学力向上などの教育的課題が組織的に解決できるよう、校内研修などのOJTを推進するとともに、指導力向上を目指した研修の充実に努めたいと考えております。

○黒木正一議員 この件は大変重要なことでもありますから、しっかり対応していただくよう要望いたします。

次に、外国語教育について伺います。次期学習指導要領に、英語の小学5、6年生からの導入がなされると聞いております。「英語教育の在り方に関する有識者会議」が、「グローバル化の進展の中で、国際共通語である英語力の向上は日本の将来にとって極めて重要であり、アジアの中でトップクラスの英語力を目指すべき。」とし、東京オリンピックを迎える2020年を見据え、小中高を通じた新たな英語教育改革を順次実施できるよう、今後の英語教育の改善・充実方策について提言を行っています。このような提言を受けて、現在、次期学習指導要領における英語教育のあり方が検討されているのだと思いますが、外国語教育の意義や重要性についてどのように捉えているのか、教育長の考えを伺います。

○教育長（四本 孝君） グローバル化が進む中で、外国語教育、とりわけ国際的に広く使われている英語の教育は、異文化理解を深め、異文化コミュニケーションを図るためにも、ますます重要となっているところであります。こうした中で、今後、児童生徒の英語力を高めていくということは、我が国や本県の将来を支える人材を育成する上で欠かすことのできないものであると考えております。国の次期学習指導要領の改訂に伴い、平成32年度から全国の小学校

で新たな英語教育が実施される予定となっております。本県におきましても、計画的・組織的に英語教育の充実に努め、グローバル時代を生き抜く子供たちの育成に向けて、全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 次に、英語教育の状況についてであります。英語教育を取り巻く環境が大きく変わる中、ことし4月に文部科学省が公表した、全国の小中高生を対象にした「英語教育実施状況調査」によりますと、中学3年生で英検3級以上の英語力を持つ生徒は36.6%ということであり、国が目標とする50%にはほど遠いようであります。また同時に、各都道府県の児童生徒の英語力や英語担当教員に対する研修の実施状況なども公表されていますが、本県の子供の英語力の現状と、外国語指導助手（ALT）の活用状況について、教育長に伺います。

○教育長（四本 孝君） 文部科学省が公表しました、平成27年度の「英語教育実施状況調査」によりますと、県内の公立学校では、英語検定3級相当の英語力を有する中学3年生の割合は37.7%で、全国16位、同じく準2級相当の英語力を有する高校3年生の割合は39.0%で、全国7位であり、いずれも九州では最上位でありました。

また、ALTについては、平成27年度の実績で、県では36名を任用し、県立高校等に配置しております。また、市町村では98名を任用し、各小中学校に派遣しております。その活用につきましては、担当する学校の授業はもちろんのこと、授業以外でも、英語暗唱や弁論等の指導に積極的にかかわるなど、児童生徒の英語力の向上のみならず、国際理解の促進にも大きく貢献しているところであります。

○黒木正一議員 この「英語教育実施状況調

査」というものを、私も慎重に見たんですけれども、中学・高校生ともに英語力九州トップと。非常にいいなというふうに思っていたのでいただきました。英語担当教員の英語力も公表されておまして、同じく上位に位置しておりました。ALTも最大限活用して、本県の長所をさらに伸ばしていただきたいと思っております。

次に、英語教員の対応策についてであります。小学5、6年で英語が正式教科となっても、小学校教員を目指す学生の教職課程で英語指導法は必修ではなく、現場の教員には、英語指導法を学んだ人と学んでいない人が混在しており、教員に教科化への不安があると聞きます。教科化にはしっかりとした教員の対応策が必要と考えられますが、次期学習指導要領の改訂に向けて、小学校の外国語教育の充実に図るためどのような対策を行っていくのか、教育長に伺います。

○教育長（四本 孝君） 次期学習指導要領の改訂に向け、県教育委員会におきましては、現在、全ての小学校教員に対して英語指導力向上を図る研修を実施しているところであります。具体的には、高学年での教科化に向けて各学校で校内研修を行う中核教員に対しまして、国の中央研修に派遣された教職員がリーダーとなって、先進的な指導方法を伝達する研修を実施いたしております。また、中学年からの外国語活動の実施に向けては、外国語活動の指導経験の少ない教職員に対して、効果的な指導方法等を伝達する研修会を実施いたしております。今後とも、このような研修を継続的に行い、教職員一人一人の指導力の向上を図ってまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 既に研修を実施しているということですが、全体の指導力向上に向け

て取り組んでいただくよう要望いたします。

次に、校務情報化の推進について伺います。情報化が進む中、学校現場において、タブレット型パソコンや電子黒板などを活用した学習支援システムの導入が進められており、市町村または学校においても、独自の工夫を図る取り組みが行われており、学力向上に大きな効果をもたらされることが期待されています。しかし、その一方で、校務の効率化・平準化を図る校務支援システムについては、導入に向けた要望が強いものの、各市町村の厳しい財政状況のもと、なかなか取り組みが進まない状況が続いていると聞いています。全県的に統一した校務支援システムの導入に向けた協議の場を設置するなど、県において主導的立場での取り組みを求める声がありますが、校務情報化の意義と今後の推進についての考えを、教育長に伺います。

○教育長（四本 孝君） 校務の情報化の意義につきましては、生徒の出席管理や成績処理などをシステム化することで、教職員の業務の効率化が図られ、生徒と向き合う時間が確保されるなど、教育活動の質の改善が期待できるところにあります。また、各学校に分散している校務の情報を一元管理することで、情報を自然災害や漏えいなどのリスクから守り、セキュリティを確保する点からも意義があるものと考えております。県では、平成27年度より、全ての県立高等学校に校務支援システムを導入し、運用を開始しておりますが、小中学校への導入につきましては、市町村の意向等を踏まえ、これまでに蓄積した校務の情報化に関する各種ノウハウなどの提供を通して、支援してまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 教職員の負担軽減が図られ、子供たちと向き合う時間もふえることなど、教

育の質の向上、学校経営の改善にもつながることが考えられますので、市町村ともしっかり連携して進めていただきたいと思います。

次に、高校生等奨学給付金について伺います。我が国の相対的貧困率の推移を見てみますと、昭和60年、1985年の12.0%に対し、12年後には14.6%、さらにその12年後には16.0%に上昇しています。相対的貧困率が高いほど、経済的な格差が広がっていることを意味すると言われており、この30年間、我が国では経済的な格差が広がり続けており、今や6人に1人の子供が「貧困」と呼ばれる家庭で育っていることとなります。このような中、国の文教予算の一億総活躍関連では、緊急に実施すべき対策の一つとして、高校生等奨学給付金の拡充を行うこととしています。高校生を対象にした返還不要の、いわゆる給付型奨学金制度である高校生等奨学給付金制度の充実のために、今年度は大幅な予算増額を行っているとのことですが、制度の概要と県立高校等における受給者の割合について、教育長に伺います。

○教育長（四本 孝君） 高校生等奨学給付金は、子供たちが安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費の負担を軽減するために、高等学校などに入学した生徒のいる低所得世帯の保護者等に対して、返還不要の給付金を支給する制度であります。本制度につきましては、対象となる生徒が高等学校等に在学していることのほかに、市町村民税所得割額が非課税の世帯であることや、保護者等が宮崎県内に居住していることを支給要件としており、平成26年度入学者から実施しているところであります。なお、昨年度は第1学年と第2学年の生徒が給付の対象でありましたが、県立高校等におきましては、その生徒の約2割がこの給付金を

受給しております。

○黒木正一議員 約2割が給付金を受給しているということですが……。

続きまして、育英資金について伺います。新聞報道によりますと、高校授業料無償化が始まってから5年間に、経済的理由で高校中退を余儀なくされた生徒が、全国で5,000人以上おり、経済的理由による長期欠席者も、平成26年度だけで全国で2,000人以上とされています。また、経済苦で、学びたくても学べない子供が多数おり、授業料免除や現行の奨学給付金制度だけでは、親の所得格差が子供の教育格差を生む貧困の連鎖を断ち切れていない状況にあることが述べられています。県は、将来の有能な人材を育成するために、経済的理由により修学が困難な学生・生徒に対して奨学金を貸与する制度を設けていますが、奨学金返還者も増加していると聞きます。返還者の推移と返還未済への対策について、教育長に伺います。

○教育長(四本 孝君) 育英資金事業につきましては、日本学生支援機構より、高等学校等奨学金事業が、平成17年度入学者分から都道府県に移管をされましたことにより、返還者が年々増加しております。本県における返還者の推移といたしましては、平成17年度末に1,621人であったものが、平成27年度末には1万1,799人と、約1万人ほど増加をしている状況でございます。

返還未済への対策としては、まず、従来一律だった貸与月額を3段階に区分いたしまして、利用者が必要な額を借りることで、借り過ぎを防ぐ取り組みを行っております。次に、債権管理員を5人任用して、電話や自宅訪問による催告を行うことや、返還者の利便性の向上のために、口座振替収納やコンビニエンスストアでの

収納を導入し、収納率の向上を図っているところであります。最後に、再三の催告にもかかわらず、支払う意思が見られない返還義務者等を対象に、法的措置を実施しているところであります。

○黒木正一議員 未済対策、大変な苦勞ではないかと思えます。本県においては、滞納期間が一定期間以上の者、返還の意思が感じられない者や、病気など特別な事情がない滞納者に対し、法的措置をとっているということですが、どのような効果があったのか、教育長に伺います。

○教育長(四本 孝君) まず、法的措置の状況ではありますが、再三の催告にもかかわらず返還に応じない方などに対して行っておまして、平成25年度には4人、平成26年度には36人に対して実施をいたしました。平成27年度は、司法書士事務所に委託し、350人に対して法的措置を行ったところであります。この取り組みなどにより、返還の滞っていた過年度分の償還率が、平成26年度に29.0%であったものが、平成27年度は40.8%となり、前年度を約11ポイント上回るなど、一定の成果が見られたと考えているところであります。

○黒木正一議員 はい、わかりました。

話題を変えたいと思えます。携帯電話の使用エリア拡大について伺います。

私の住んでいるような山村におきましては特にでありますけれども、携帯電話は、災害時に極めて有効な通信手段で、台風災害、山林火災、山林作業の事故・けがなどの急を要する場合には欠かせないものとなっております。これまで市町村も、国・県の支援をいただきながらその整備に当たってきましたが、電波の届きにくい地域が広く存在し、産業や観光の振興、生

活条件の向上に支障を来しています。そこで、県内に不感地帯がどれほどあるのか。また、その解消に向けた今後の取り組みについて、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（永山英也君） 県では平成6年度から、市町村と連携し、国の補助事業を活用しながら、携帯電話の通じない地域、いわゆる不感地域の解消に取り組んでおります。その結果、平成28年度5月に新たに行いました調査によりますと、携帯電話を1社も使用できない世帯は272世帯となり、カバー率は99.9%となっております。なお、今年度、椎葉村の財木地区13世帯において、解消のための事業を実施する予定でございます。

しかしながら、残された地域の多くは、世帯数が少ない山間部であり、コストも増大しますことから、不感地域の解消はさらに厳しい状況になると考えております。県といたしましては、引き続き、制度の拡充等について国に要望いたしますとともに、今後とも市町村と連携し、不感地域の解消に取り組んでまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 椎葉村財木地区で実施予定ということではありますが、私はことしの4月の初めに財木地区に行きました。ちょうど4月の初めでしたから、シイタケの収穫の時期で、人がたくさん仕事をしておったんです——たくさんということではないですが、13戸ですから。その中の2人から、「ことしの暮れには携帯電話が使えるんだ」と喜ぶ声がありました。今はポケモンGOとやらが社会現象になっているような時代でありますから、携帯電話の使用エリアの拡大などという課題は、大方の県民にとって忘れ去られた課題であろうかと思えます。先ほど話がありました99%のカバー率ということ

で、残りはほんのわずかではありますけれども、やはりそれを待っている人がいるということだけは忘れないでいただきたいと思えます。この財木地区は、日向から行きますと、327号線で椎葉に向かっていきまして、上椎葉の手前から265号線に乗って十根川のほうを通過して、五ヶ瀬の境、国見トンネルから右へ上がった、本当に山の中であります。その地域は中腹から上にコブシが自生しておりまして、私が行った4月の初めは、本当に白いきれいな花が咲いておりました。歌に「こぶし咲くあの丘 北国の春」というのがありますけれども、来年の春は携帯電話がつながって、少し遅目の財木の春が来るのではないかと期待をしておるところであります。

「この財木地区の人はどこに買い物に行くの」と聞きましたら、熊本県、もちろん馬見原とかああいうところに行きますし、上椎葉に行くということで、やはりかなり遠いところありますが……。買い物弱者対策について伺います。

2010年の食料・農業・農村基本計画において、高齢者等が買い物に不便や苦勞を感じる食料品アクセス問題が、重要な政策課題の一つとして位置づけられたこともあり、近年は、高齢者の食料品アクセス、食生活の実態の解明に意欲的に取り組む研究が多く見られます。その中で、買い物での不便や苦勞は、最終的に高齢者の健康に関連することが指摘されています。超高齢化社会となった現在、できるだけ要介護に陥らないよう、健康寿命を延ばすことが重要であります。そのためには、どのような食生活を送るかが重要となっており、食料品の買い物に関する問題は大きいと言えます。中山間地域においては、人口減少による近所の食料品店の廃

業、都市部においては、郊外への大型店の出店による近所の食料品店の廃業が、買い物弱者の要因となっています。農水省が数日前に出しました新しい調査では、買い物弱者の割合は3割と発表されました。各地で対策が行われていますが、本県の買い物弱者の現状と対策について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（永山英也君） 県が平成26年4月に行いました調査では、中山間地域の約半数の集落で買い物について何らかの問題が生じており、3.4%の集落では「深刻な状況にある」との回答を得たところでございます。このため県では、中山間地域振興計画におきまして、買い物弱者対策を初め、地域公共交通の維持・確保などにより、安全・安心な暮らしの確保を図ることを掲げたところでございます。現在、県内では、市町村の支援のもと、商工会等による移動販売や宅配サービスが行われており、また、県におきましても、今年度、地方創生推進交付金を活用しまして、新たな交通・物流ネットワークの構築等によって、住みなれた地域で安心して生活できる仕組みづくりを進めていくこととしております。今後とも、関係部局や市町村等と連携を図りながら、買い物弱者対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 日之影町におきましては、買い物弱者を支援する「地域おこし協力隊」を採用したということですが、政府も、ドローンを活用した民間の宅配事業を、中山間地域や離島の遠隔地で2018年の実現化を目指して、来年度予算の概算要求に関連事業を計上ということであり、車を運転できない高齢者等、買い物弱者対策や、災害時物資輸送の切り札として位置づけるようでありまして、今後注目していきたいと思っております。

買い物弱者の定義は、店舗まで500メートル以上で、自動車のない65歳以上の高齢者、一般的にそのように定義されているようでありませう。警察本部長にお伺いしますが、本県は自動車保有率が1,000人当たり842台、運転免許保有率68.9%と、ともに九州1位と自動車への依存度が高く、高齢者が免許証を手放すと、たちまち買い物弱者となる可能性が高くなることが考えられます。一方、高齢化による交通事故も問題です。高齢者の交通事故発生状況と運転免許証の自主返納状況について、警察本部長に伺います。

○警察本部長（野口 泰君） 本年7月末現在、県内で高齢運転者が加害者となった交通事故は1,147件発生しており、高齢者の交通事故死者は18人です。全交通事故死者22人に占める高齢死者の割合は81.8%で、過去最高の割合となっております。また、運転免許証返納者につきましては、年々増加している状況にあり、平成26年が1,694人、昨年が2,261人、本年7月末現在では1,585人で、前年同期と比べますと318人の増加となっております。

○黒木正一議員 免許証返納者は大変増加しているということですが、一方で、高齢者が加害者となる交通事故、交通事故死者も年々増加傾向であります。今後、高齢化が進む中でますますふえていくことが考えられます。高齢者の交通事故防止対策について、警察本部長に伺います。

○警察本部長（野口 泰君） 高齢者の交通事故防止対策につきましては、運転シミュレーター等の機材を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進するほか、運転に不安を有する高齢者が、運転免許証を返納しやすい環境を整えるため、運転免許証返納メリット制度の充

実に努めております。この制度は、運転免許証を自主的に返納した高齢者に、運転経歴証明書または高齢者運転免許証返納カードを交付し、この証明書を示すことで、タクシー・バス乗車券の交付、飲食店や温泉施設利用時の割引など、さまざまなメリットを受けることができるというものです。現在、88種類のメリット制度が確立されており、市町村や関係機関等246事業所の御協力をいただいております。警察としましては、今後とも、関係機関と連携し、高齢者の交通事故防止対策を強化してまいります。

○黒木正一議員 多様な運転免許証返納メリット制度があるようでありませけれども、これが買い物弱者対策につながるものであってほしいなと思います。

次に、買い物弱者と言われる人が多い地域にとっては、医療も大きな課題であります。地域医療提供体制について伺います。

本県の地域医療の現状は、医師の地域偏在や高齢化などにより、地域間の医療格差が生じ、特に中山間地域においては、深刻な状況が常態化しています。医師の地域偏在が悪化しますと、その地域での患者の受け入れが容易でなくなり、診療科の休診や、最終的には病院が閉鎖されるといった危機的な事態が生じることも考えられます。そうならないためにも、医師の地域偏在の要因や解決のための方策を探ることが喫緊の課題であります。県においても、医師不足解消に向けたさまざまな取り組みが行われており、少しずつその成果もあらわれているものと思いますが、現在の県内医師の状況、今後の医師確保の取り組みについて、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 2年に1度行われる国の調査によりますと、県内の医師の状況につい

て、その総数はふえてきておりまして、人口10万人当たりの医師数も全国平均を上回っている状況ではありますが、その過半数が宮崎東諸県医療圏に集中しており、県内における医師の地域偏在が顕著な状況にあると認識をしております。このため、自治医科大学卒業医師の計画的な配置や、宮崎大学医学部への地域枠等の設置、また医学生への医師修学資金の貸与、地域総合医育成サテライトセンターの設置運営の支援を行うとともに、地域医療支援機構を設置しまして、県内の臨床研修医の確保や県外からの医師の誘致を進めるなど、医師の確保や地域偏在の解消に取り組んでいるところであります。今後とも、宮崎大学、県医師会、市町村など関係機関と緊密な連携を図るとともに、私自身も医学生や研修医との交流の場などに積極的に参加し、本県の医療を担っていただくよう、知事としての思いを直接伝えるなど、医師の確保や偏在解消に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○黒木正一議員 知事におかれましても、今後も積極的に医師確保、地域間医療格差の早期解消に向けて取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

次に、特殊詐欺について伺います。

6月末から7月にかけて、県北部を中心に、息子をかたったオレオレ詐欺の不審電話が相次ぎ、被害も出ています。本年7月末の特殊詐欺被害は、件数で18件、被害額約1億3,500万円となっております。前年同期比では件数、被害額が減少しているものの、1件当たりの被害額が大きく、65歳以上が約8割を占めており、高齢者の被害割合が高いなど、依然として厳しい情勢と聞いております。各地でさまざまな取り組みが行われていますが、本県における予防対策

について、警察本部長に伺います。

○警察本部長（野口 泰君） 特殊詐欺の予防対策につきましては、金融機関、郵便・宅配事業者等との協働による被害の水際阻止対策、特殊詐欺の犯行に利用された携帯電話や預貯金口座等の無力化対策、犯行グループからの不審電話に対する録音や着信拒否機能を有する自動通話録音機の貸し出し等、さまざまな対策を行っております。また、県民の特殊詐欺への抵抗力を高めるため、警察官による巡回連絡や防犯講話を初め、地域防災無線や防犯メール、バス車内アナウンス等の媒体も活用し、あらゆる機会を利用した広報啓発に努めております。さらに、昨年度に引き続き、本年7月から特殊詐欺被害防止コールセンター事業を開始し、電話で直接的、個別的な注意喚起を行っております。

○黒木正一議員 ただいま答弁にありました特殊詐欺被害防止コールセンターというものを、私は実際知らなかったんですけれども、これがどういうものなのか、警察本部長にお伺いします。

○警察本部長（野口 泰君） コールセンターは、県警察が委託した民間事業者の女性オペレーターから県内居住の方に電話をかけ、特殊詐欺の手口について注意喚起を行うとともに、その対策等を案内して被害防止を図るものであります。架電につきましては、警察庁から都道府県警察に提供されている、特殊詐欺等の捜査の過程で押収した名簿の登載者等、犯行グループに狙われる可能性のある方に行っております。昨年度につきましては、延べ1万人を超える県民の方に直接注意喚起を行い、その結果、実施期間中の認知件数、被害額、相談件数が、実施前の同期比で減少に転じるなど、一定の効果があったと考えております。県警察といたしまし

ては、当該事業等も有効に活用しながら、被害防止対策を強力に推進してまいります。

○黒木正一議員 コールセンターの活動を初め、繰り返しの啓発をよろしくお願ひしたいと思います。

最後であります。特殊詐欺は減少傾向ということですが、逆にふえているのがアオサギです。河川におけるアオサギの被害について伺います。

これまで河川で捕食するのはカワウが中心とっておりましたが、最近、アオサギがふえており、「特に稚魚放流後に多く捕食されているのでは」という声があります。私も耳川沿いをよく通るんですけれども、これまで、川の中に石が5個あって、そのうち5個ともカワウがとまっていたんですけれども、この要望があって気をつけて見ましたら、5個のうち2個が、このアオサギにかわっております。現在、本県において、アユを中心として稚魚の放流事業を行っております。県内河川で約1億4,000万円の事業費となっております。「稚魚の放流後に特に捕食される」という声があります。稚魚の放流前後に集中的に捕獲などの対策を行うようなことも必要ではないかと考えます。アオサギの有害鳥獣捕獲許可期間は30日以内となっておりますが、90日以内に延長できないのかという要望があります。鳥獣保護管理事業計画の変更について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（大坪篤史君） 有害鳥獣の捕獲許可期間につきましては、被害の実態や住民の安全などを考慮しまして、必要最小限の期間とし、県が策定する鳥獣保護管理事業計画の中で、具体的な基準を定めているところであります。お尋ねの計画変更についてですが、鹿やイ

ノシシ、そしてカラスやカワウなどの捕獲許可期間に関しまして、被害の通年化や捕獲日数が不足するなどの理由で、90日以内に延長した事例がございます。アオサギにつきましても、被害の実態や生息状況等を把握した上で、関係者の意見も踏まえながら、柔軟に対応してまいりたいと考えています。

○黒木正一議員 ぜひ実態の把握をしていただきたいと思います。

大変偏った質問になってしまいましたけれども、以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○星原 透議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時53分散会

9月8日（木）

平成 28 年 9 月 8 日 (木 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (38 名)

1 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	来 住 一 人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
5 番	岩 切 達 哉	(同)
6 番	右 松 隆 央	(宮崎県議会自由民主党)
7 番	二 見 康 之	(同)
8 番	清 山 知 憲	(同)
9 番	島 田 俊 光	(同)
10 番	日 高 博 之	(同)
11 番	野 崎 幸 士	(同)
12 番	日 高 陽 一	(同)
13 番	星 原 透	(同)
14 番	西 村 賢	(無所属の会)
15 番	関 師 博 規	(愛みやざき)
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18 番	田 口 雄 二	(県民連合宮崎)
19 番	高 橋 透	(同)
20 番	丸 山 裕次郎	(宮崎県議会自由民主党)
21 番	中 野 一 則	(同)
22 番	中 野 廣 明	(同)
23 番	黒 木 正 一	(同)
24 番	横 田 照 夫	(同)
25 番	山 下 博 三	(同)
27 番	井 上 紀代子	(県民の声)
28 番	徳 重 忠 夫	(自由民主党県民クラブ)
29 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
30 番	満 行 潤 一	(県民連合宮崎)
31 番	太 田 清 海	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	後 藤 哲 朗	(同)
34 番	外 山 衛	(同)
35 番	松 村 悟 郎	(同)
36 番	坂 口 博 美	(同)
37 番	蓬 原 正 三	(同)
38 番	井 本 英 雄	(同)
39 番	宮 原 義 久	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	永 山 英 也
総 務 部 長	桑 山 秀 彦
危 機 管 理 統 括 監	畑 山 栄 介
福 祉 保 健 部 長	日 隈 俊 郎
環 境 森 林 部 長	大 坪 篤 史
商 工 観 光 労 働 部 長	中 田 哲 朗
農 政 水 産 部 長	郡 司 行 敏
県 土 整 備 部 長	東 憲 之 介
会 計 管 理 者	高 原 みゆき
企 業 局 長	関 師 雄 一
病 院 局 長	土 持 正 弘
財 政 課 長	川 畑 充 代
教 育 長	四 本 孝
警 察 本 部 長	野 口 泰
選 挙 管 理 委 員 長	後 藤 仁 俊
監 査 事 務 局 長	柳 田 俊 治
人 事 委 員 会 事 務 局 長	金 子 洋 士

事務局職員出席者

事 務 局 長	甲 斐 正 文
事 務 局 次 長	奥 野 信 利
議 事 課 長	長 倉 健 一
政 策 調 査 課 長	小 田 博 之
議 事 課 長 補 佐	伊 豆 雅 広
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	沼 口 恭 一 郎
議 事 課 主 任 主 事	森 本 征 明

◎ 代表質問

○星原 透議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。まず、県民連合宮崎、太田清海議員。

○太田清海議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。県民連合宮崎を代表して、質問をさせていただきます。

まず、知事には、「ルサンチマンな社会風潮についてどう思われるか」についてお尋ねしたいと思います。この「ルサンチマン」という言葉について、ある年配の有識者の方から、「ああ、懐かしい言葉だな」と言われました。「今ではヘイトクライムと表現されるものかもしれませんが」とも言われました。確かに、この「ルサンチマン」という言葉は古く、19世紀の哲学者、キルケゴールにより確立された哲学上の概念で、ニーチェの「道徳の系譜」などでこの言葉が利用され、その後、一般的に使われるようになったと言われております。

このルサンチマンの意味は、「弱者が強者に対して、復讐心、憤り、怨恨、憎悪、非難の感情を持つこと」と訳されています。一方、ヘイトクライムは逆に、相模原市の障害者施設で起こった事件のように、「強者が障がい者などの弱者に強い偏見と差別感で攻撃する」といった語感を感じますが、私には、今日の日本人に漂っている精神風土を見たときに、「ルサンチマン」という言葉が、むちでぴしっと打ったときのような見事な語感として言い当てているように思います。「ヘイトクライム」も、この「ルサンチマン」の一変形であるかもしれませ

ん。

女優の中村メイコさんが、あるテレビ番組でこう語っておられました。「女優というのは、スタジオ間を移動するときに、よくファンの方からサインを求められたりするので、できるだけわからないように、色眼鏡をかけ、帽子を深々とかぶり、襟を立てて、ひっそりと移動するんですよ」。ある日、そうやってタクシーに乗ったところ、運転手さんがバックミラーを見ながら、「あれ、もしかしたら中村メイコさんじゃないですか」と言われ、中村さんはちょっと嫌になって、「いいえ、違います」と冷たく答えたそうです。運転手は恐縮し、タクシーの中は冷たい雰囲気は漂いました。中村メイコさんは、悪いことをしたとかわいそうに思い、おりるとき5,000円を渡して、「おつりはとっておきなさい」と言ったそうです。すると、運転手が慌てておりてきて、「先ほどは大変失礼いたしました。今度女性の名前を言うときは、もっときれいな人の名前を言います」と言ったそうです。(笑声)

この話は、お互いよかれと思って言ったこと、その善意が見事に空回りをしてしまったという、人間社会のおもしろみを感じられます。中村メイコさん自身も、このエピソードを楽しく語っておられ、私が先ほど述べた憎悪や復讐心をあらわす「ルサンチマン」とは対極にある、ほほ笑ましい話であると思います。

ある新聞で、大規模なテロを経験したフランスの歴史人口学者の新しい著作を紹介するコーナーに、次のような文章がありました。「学歴や所得の格差が広がり、社会の底辺に憎悪が充満する弊害は先進国共通の悩みで、日本も人ごとではない」と書いてありました。ルサンチマンを言い当てているように思います。

ヘイトスピーチ、ネット上での書き込み、障がい者殺害、働く人の40%を超えた非正規・派遣労働者の反逆と言えそうな、秋葉原でのトラック暴走殺人、政治を論じるある番組は、あしざまにお互いをののしり合うような番組。何か日本人の美しさが壊れてきているようにも思います。格差による恨みやねたみの感情が、さまざまな悪い事象を引き起こすようなルサンチマンな社会について、知事の所感を伺います。

壇上ではもう1点質問いたします。次に、「メッセージ」「言葉」というテーマについて質問いたします。第3次安倍内閣が8月3日発足し、首相会見が行われました。その発言内容の第一報がニュース番組で報道されたのですが、その中に注目すべき発言がありました。首相の発言は、「非正規という言葉がこの国から一掃する」というような力を込めたフレーズでした。私はびっくりしました。首相がこんなことを言ったのかと。私は、次のニュースで同じものが流されるだろうと思い、確認のため再度聞いてみましたが、なぜかもうその部分だけはカットされて報道されていました。仕方なく、翌日の新聞で首相会見の全文を確認してみました。その中にはこう書いてありました。「最大のチャレンジは働き方改革だ。長時間労働を是正する。同一労働同一賃金を実現し、非正規という言葉がこの国から一掃する」。どう思われるでしょうか。

私は、一国の首相の発言は極めて重いものだと思います。「この国から非正規という言葉を一掃する」という言葉を言い切るのなら、私は、「次の国会で労働者派遣法の廃止法案を提出します」とか、せめて「製造業には派遣させません」というような決意が含まれているものと解釈します。労働者派遣法をそのままにして

において、非正規の一掃はできない、あり得ないと思うからです。この首相会見を、派遣労働を経験し、苦労したことのある30歳代の女性の方に見せたところ、「うそ、うそばかり」と、政治に対する改革の期待感は全くゼロ、まるで政治家一般に対しても強い不信感を抱いているような、ルサンチマンにも似た言葉が戻ってきました。

私の経験ではありますが、関東方面で派遣労働者として働いていた40歳代の男の人が、両親の高齢化という事情のため——両親は漁業に従事していたのですが、その介護も含めた事情のため——延岡に帰ってきました。延岡では職がなく、1年間近く失業を経験し、途方に暮れて私のところに相談に来られました。私の知っている介護施設を紹介したところ、正職員で採用していただきました。しばらくして、その40歳代の男の人が私の家を訪ねてきました。「ありがとうございました。資格を持っていないので賃金は安いのですが、働けることがうれしくてうれしくて」と涙ぐんでいました。「車でおじいちゃんたちを送迎するときは、得意な演歌を歌ってあげると、みんな本当に喜んでくれるんですよ」と、介護職に心からなじみ切っているようでした。もともと漁師ですから、「男の港」でも歌ってあげたのでしょうか。

そして、そこの社長さんから電話があり、「いい人を紹介していただきました。資格がないので賃金は安いのですが、どうにか工夫してあげたいですね」という言葉でした。働くということ、正職員であるということが、こんなに人間の心を明るく変えるものなんです。だから、4割を超えてしまった非正規を何とか変えてほしい。でないと、ルサンチマンが蔓延する社会になってしまいますよ、と訴えたい。

私は、首相という立場にある人は、国民に希望を与えることのできる人であり、場合によっては、国民につらい苦しみを分かち合ってもらうことを伝えなければならないことだと思っています。しかし、そこには、誠意と真実がにじみ出るようなメッセージでなければ、国民の信頼はつukれないと思います。ルサンチマンが底辺に増幅するだけではないでしょうか。知事も、議会のたびごとに「知事提案説明要旨」などを述べられますが、それはいいかげんなものではなく、言葉を選び、語感を確認し、神経を使って作成されていると思うのですが、政治をリードする者として、知事としての発言の重さをどのように考えておられるのか伺いたいと思います。

以下の質問は質問者席にて行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えします。

まず、格差社会についてであります。格差の固定化や拡大は、社会全体に閉塞感や停滞感を生み出し、場合によっては不満が募り、それが暴動やテロといった社会の不安定化にも結びついていくものではないかと考えております。国内におきましても、国外におきましても、さまざまな怒りや憎しみ、復讐や憎悪の連鎖、そして不寛容の広がり、大変憂慮すべき事態であるかと考えております。

私としましては、全ての人々が、生きがいを持って働き活躍できる社会、そして社会の進歩や繁栄というものを享受できるような社会、また、全ての子供たちが、生まれ育った環境に左右されることなく生き生きと学び、夢の実現に向かってチャレンジできるような社会というのが理想であると考えております。また、議員

が冒頭披露されました見事な小ばなしのように、笑いや笑顔が絶えない社会、そうしたものをつくっていくことが大変重要であろうかと考えておるところであります。

次に、知事としての発言についてであります。政治家の発言は大変重いものであると考えておりまして、発言したことにつきましては、その結果にしっかりと責任を持つ覚悟は必要であろうと考えております。私は県政のリーダーとして、いかなる厳しい状況下にあっても、大きな目標を掲げること、夢、また未来を語ることが大変重要であると考えておりますし、そのための明確なビジョンや戦略を構築して、しっかりと県民に語り、伝えていくこと、そして、その目標を共有して断固実行していくことが大変重要であると考えております。常にこうした姿勢を心がけながら、本県のさらなる発展に向けて、しっかりと県政運営に当たってまいりたいと考えております。以上であります。 [降壇]

○太田清海議員 ありがとうございます。きのうも自民党の皆さんの代表質問の中で、介護離職ゼロということで、介護休業のテーマについての質問がありました。私は、介護離職ゼロは目標値になると思うんですね。本当にみんながそのように離職を減らそうじゃないかということで、いろんな政策を打ち出してやる。安倍総理が言われているのは私も賛同できます。ですから、全てを否定するわけじゃありません。ただ、日本から非正規を一掃するというのは、具体的にきちっと出してもらいたいなという思いを込めて言ったわけです。

そしてまた、有名になった言葉で、「保育園落ちた 日本死ね」という言葉がインターネット上でも騒がれましたけど、実は、私はある男

の方から、「こんな言葉は使ったらいかんよね」と言われました。人間、本当に生活が苦しくて追い込まれた場合、いろんな表現があろうと思います。これは仕方のなかったことだと思うんです。私たち政治家は、そういう状況があるとすれば、それを変えていくことが使命ではないかなと思います。

特に、ルサンチマンという言葉を使わせてもらいましたが、これは知事部局でもそうですけど、教育委員会でも、こういったテーマの中で、何かきちっと対応していかないかところがあるのではないかなと思ったり、もしくは警察本部長の担当のところでも、犯罪の発生とか、そういった何か社会に漂っているものがあるとするならば、そのあたりの問題をどうかせないかなかなということでも提案してもらおうといいかなというような気がいたします。そういう思いで言わせていただきました。

次に、知事にあと2つほど質問したいと思います。鹿児島県の三反園知事は、川内原発の一時停止と点検を申し入れましたけれども、隣県の知事として、知事の所感を伺いたいと思います。これは、きのうも動きがいろいろあったようですけれども、よろしく願いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 三反園知事の申し入れは、熊本地震を契機としました住民の不安の声を受けとめ、選挙公約に基づいてなされたものと認識しております。原発の稼働につきましては、東日本大震災の反省を踏まえ、科学的・技術的知見に基づく安全性の確保を大前提として、国が判断したものであります。そのわかりやすい説明や十分な情報提供が重要であると考えておまして、県としても、九州電力が今後どのような対応を行うか注目しているところであります。

○太田清海議員 隣県の知事の、ということではありますが、今、地方自治を運営されている方というのは、本当に大変な状況に置かれていると思うんですね。ただ、そういう中で、例えば、沖縄県知事が基地問題で、ある程度のことを言わざるを得ない状況になってきた。新潟県知事も原発の問題で、これは民間に対してでもありますが、ある程度の発言をせざるを得ない。私は、だんだん地方自治体というものが、みずから判断して、国なり県なりに言っていかなければならない状況になってきているのではないかなと感じます。知事も真面目な方ですから、ぜひいろいろ判断されながら頑張っていただきたいと思っております。

特に、原発の問題、核の問題は、皆さんどう考えるのかなと思うんです。廃棄物の処理が科学的にきちっとできますということであれば、私は、科学的に判断して大丈夫ですよということではできると思うんですが、核廃棄物、原発でできた廃棄物の処理方法は確立されていないですよ。地下に埋めるとか、これは将来どうなるのか。半減期の関係では、100年、1,000年、1万年という保存をしなければならないようなことを考えると、自分の人生観だけではなくて、人類の人生観として判断しなきゃならぬことが出てくるのではないかな。私は、人生観としては、人間は核と共存はできないのではないかなという思いを強くいたしております。私たちの生活のあり方を変える、もしくは経済成長のあり方を、もう少しスタンスを変えていく方法、そんなことを考えないかんのじゃないかなと思ったりもいたします。

次に、知事に最後の質問になりますけれども、GPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）が株式での運用比率を高めた結果、昨年度

は5兆円の損失を計上、また、ことしの4月～6月期では、同じく5兆円の赤字を出しているという報道もなされました。私は、年金生活者として非常に不安を感じているんじゃないかと思いますが、知事はどう思うか伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のありましたGPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）ですが、年金の保険料収入から捻出した年間約130兆円の積立金を、複数の資産を組み合わせ管理・運用しているものであります。積み立てた年金は、将来にわたって給付していくものでありまして、短期的には損失が生じることがあっても、長期的には必要な年金額が確保されるよう、金融・経済の専門家で作成された運用委員会の監視を受けながら、安全かつ効率的に運用されているものと伺っておるところであります。公的年金は、老後の生活を社会全体で支える重要なセーフティーネットでありますので、今後とも、将来の給付に支障がないよう運用されるべきものと認識しております。

○太田清海議員 そういった株運用の専門家が運用するということですが、年金積立金のGPIFのほうでの株の比率は、これまで24%だったものを、50%に引き上げたわけですね。かなり危険性もあると思うんですよ。経済動向に左右されることに年金の財源を委ねていいものかどうか、また、それと連動するような国家予算というものが株に動かされるようなことになっていいのかどうか。

私が一番指摘しておきたいのは、新自由主義ということで、物言う株主とか言われておりますけれども、特に株の配当でいい意味で細々と生活している人、そういう立場の人も守ってあげないかんたろうと思います。ただ、投機的

に、ばくち的に株の売買をする運用の方法等に委ねていいのかどうかということについては、どうも私は不安に思います。賃金と配当というのは、損益計算書の中では相反する関係でありますけれども、ぜひ、そういうところの問題をできるだけ不安のないような形にしてもらいたいなと思っています。知事の意見として伺っておきます。

次に、危機管理統括監に消防防災行政について伺います。

今度常備化されました西白杵広域行政事務組合消防本部の活動実績及び地元消防団との連携の状況について、お伺いいたします。

○危機管理統括監（畑山栄介君） 西白杵広域行政事務組合消防本部は、平成27年4月1日に運用を開始したところをごさいまして、27年度の主な出動状況は、火災12件、救急763件、救助13件、そして本年度の8月末までの状況は、火災5件、救急333件、救助4件となっております。このほか、消防用設備の検査や防火管理等の指導及び危険物施設の許認可を行う予防業務など、地域の安全・安心に大きく貢献しているところをごさいます。

また、地元消防団との連携につきましては、消防団員の訓練に対する協力などを通じて、日ごろから相互の協力体制を構築するとともに、消防本部が住民を対象として救命講習を実施する際には、女性消防団員が協力していると伺っております。

○太田清海議員 平成27年度から常備化されたわけですが、本当に行政当局の皆さんの御努力に感謝を申し上げます。特に救急業務なんか非常に——道路も少しずつよくなっておりますけれども——効果といたしますか、努力してもらっているなと解釈いたします。

次の質問であります。県内消防本部からの西臼杵広域行政事務組合消防本部に対する人的支援の状況及び今後の体制について、お伺いいたします。

○危機管理統括監（畑山栄介君） 西臼杵広域行政事務組合消防本部は、新たに発足した消防本部ということで、人材不足が懸念されていたことから、延岡市消防本部から人的支援として2名の職員が派遣され、現場活動に加えまして、救助技術や予防業務の指導など、人材育成についても大きく貢献していると伺っております。今後でございますけれども、これまでの支援により、必要な体制が整う見込みであるということで、延岡市消防本部からの人的支援は今年度末で終了する予定であると伺っているところでございます。

○太田清海議員 消防署というのは、協力体制があるんだな、それぞれが協力しながらお互い育てていくという立場にあるんだなとも思います。

次に、常備化されていない美郷町、諸塚村、椎葉村、そういったところでの——特に美郷町において、救急業務の民間委託が行われておりますけれども、その活動実績及び効果についてお伺いいたします。

○危機管理統括監（畑山栄介君） 美郷町では、役場職員等に対応していた救急搬送業務につきまして、平成27年6月1日から、委託先の救急救命士も役場の救急車に常時2名乗務し、救急救命業務を行っているところであります。

まず、活動実績についてでございますが、平成27年度は、北郷地区のみの活動で、10カ月間の出動実績は68件、また、本年度から南郷地区にもエリアを広げまして、4月から8月末までの出動実績は、両地区合わせて72件となっております。

ります。その他の活動としましても、住民を対象とした救命講習や、各種イベントにおける救護活動を実施していると伺っております。

次に、事業の効果でございますけれども、専門的な知識を持った職員が現場到着後、直ちに応急処置等を行うことができるようになったほか、現在勤務している14名の職員全てが県外から移住し、その皆さんが消防団にも加入しているということで、地域コミュニティーの活性化にも効果があると伺っております。

○太田清海議員 救急業務を担当する民間の方々も努力しているんだな、地域に溶け込みながらということであろうかと思えます。

それで、諸塚村、椎葉村、それから美郷町の消防常備化の今後の展望についてお伺いいたします。

○危機管理統括監（畑山栄介君） 消防非常備町村の常備化につきましては、重要な課題であると認識しておりますが、お尋ねの3町村につきましては、「宮崎県消防広域化推進計画」の中で、重点地域に指定しているところであります。広大な面積に加えまして、年間の火災発生件数が少ないことなどから、常備化に向けた具体的な計画には至っておりません。しかしながら、この地区は、人口減少や高齢化が進む中で、消防団員の減少や救急業務に対する需要の高まりといったものも予想されますから、今後、常備化の必要性も高くなってくると考えられます。県としましては、常備化が実現し、消防力の充実強化が図られるよう、関係町村に対しまして、引き続き必要な助言を行ってまいりたいと考えております。

○太田清海議員 常備化についての御努力をさらにお願ひしたいと思います。

県は、地震・津波とか、ああいっただ減災対策

で早期避難率を70%に高めるとしておられますけれども、70%とした考え方を教えてほしいと思います。また、この避難率を高めるためにどのような対策を行うのか、お尋ねいたします。

○危機管理統括監（畑山栄介君） 県の地震減災計画で、早期避難率を70%としておりますが、その考え方でございますけれども、これは、国が実施した東日本大震災における「津波避難等に関する調査結果」を参考にしたものでございます。この調査結果によりますと、日ごろから防災意識が高く、避難の呼びかけなどを行った地域では、すぐに避難した人の割合が70%程度と高く、人的被害の軽減につながったことから、本県においても、早期避難率を高めることで、同様の効果が見込めるという考えで設定したものでございます。

この避難率を高めるため、県としましては、沿岸市町と連携して、防災イベントや各種広報媒体を活用した啓発活動を実施し、津波避難意識の向上を図りますとともに、防災行政無線やスマートフォン等を活用した情報伝達手段の多様化、充実に取り組んでいるところでございます。今後も、これらの取り組みに加えまして、沿岸市町における避難訓練の実施や、津波避難施設等の整備などの取り組みを推進することで、人的被害の最小化に努めてまいりたいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。70%と、具体的に何かあるのかなと思い聞きましたが、確かに、PR、事前のいろんなイベントの取り組みとかいうことで、住民意識を高める、防災意識を高めておくという手法で、70%は最低目指そうという決意として伺っておきます。ぜひ取り組みの強化をお願いしたいと思います。

それから、原発事故や、ミサイル攻撃など国

民保護法上の事態における避難はどうなっているのか、お伺いいたします。

○危機管理統括監（畑山栄介君） まず、原子力発電所で万一事故が発生した場合でございますけれども、一定の緊急事態に至った場合には、原則としまして、原子力発電所からおおむね5キロ圏内は避難、30キロ圏内は屋内退避の指示が国から出されることとされております。本県を含む30キロ圏外については、事態の進展等に応じまして、国が県や市町村に対し指示して、屋内退避が実施されることとなります。

また、武力攻撃事態など国民保護法上の事態において、本県に避難を要する地域があり、国から避難措置の指示を受けた場合には、県は市町村を経由して、直ちに住民に対し、地域外への避難を指示することとしております。弾道ミサイル攻撃に伴い、屋内避難が指示された場合には、できるだけ近くのコンクリートづくりなどの堅牢な建物の地階等に住民を避難させることとしております。

○太田清海議員 わかりました。津波・地震というのは自然災害ですから、いつ起こるかわからない。そういう心構えを本当に日ごろからしておかなきゃならぬということは、今回の台風災害でも証明されていると思います。

私は、どうするのかな——原発事故とかミサイル攻撃とかいうことでありますが、一つの考え方としては、人為的に解決できる部分もあるのではないかと思う。例えばミサイルとか、そういったことでは、日ごろから日本という国は平和外交で、そういうことがないように、いい意味で人為的にきちっと抑えていく、そういう対応もあるだろうし、原発事故についても、これもどうなのかな、どんどんつくっていいものなのかどうか。ある程度、調和ある原発、もし

くは原発ゼロを目指すとか、そういった考え方もとうとばなければいけないんじゃないかなと思うんです。

伊方原発でも住民避難の訓練があったそうですけれども、その中には、佐田岬半島のつけ根に原発があるものですから、住民が三崎港から大分のほうにへりに乗って逃げる作業までやった。ことしはできなかつたそうなんですけど、前はは大分まで避難したというようなこともあります。原発事故で本当にこんなことをしなきゃならぬことになっちゃいけないわけで、人為的にそういうものを減らす、原発ゼロを目指すのが一番いいとは思いますが、そういう考えで、本当に避難ができるのかなという思いがあります。今後の課題として、また対応していきたいと思います。

次に、総合政策部長にお尋ねします。関連して、病院局長にもお尋ねしたいと思います。地域おこし協力隊の受け入れ及び定住の状況について伺いたいと思います。

○総合政策部長（永山英也君） 地域おこし協力隊は、地方自治体が都市住民を受け入れまして、特産品の開発や農林業の支援などの各種活動に従事していただきながら、当該地域への定住・定着を図る国の制度でございます。本県におきましては、平成22年度に最初の隊員を受け入れて以降、隊員数が年々増加しております。ことし6月末時点では、小林市など14市町村に48名が配置されております。また、これまでに任期を終了した25名のうち、14名が県内に定住されております。

地域おこし協力隊は、市町村が地方創生に取り組む上で大変有効な制度であります。県といたしましては、隊員同士の交流を深める研修会に加えまして、今年度から新たに、地域づくり

団体とのネットワークを構築する事業を行いまして、地域とのつながりを深めるなど、隊員の定住を支援してまいりたいと考えております。

○太田清海議員 地域おこし協力隊については、本当に年々伸びていますので、評価したいと思います。ただ、現地のほうで、それぞれ受け入れ団体、定住の成果をどう図るかということで、非常に苦勞されています。私たちも、えびの市でしたか、特別委員会で視察に行ったときに、そういった取り組みを一生懸命されているということで、ここは9人ほど隊員の方が入っておられますけど、苦勞されているようでした。ただ、えびのというところは、小学校、中学校のクラス編制が、全ての学級で30人学級ということで、Uターン組とかそういう人たちが、若者が定住するのがいいから、そういうところもPRしたらどうでしょうかと、提案はしておきましたけれども、それぞれがまちづくりで一生懸命頑張っているんだと思います。

関連してと言いましたが、病院局長にお伺いします。今年度実施した看護師選考採用試験について、地域枠の試験結果をお伺いしたいと思います。

○病院局長（土持正弘君） 今年度実施した看護師選考採用試験の地域枠の試験結果であります。これは日南と延岡に限定してやっておりますけれども、日南が受験者6名に対しまして合格者4名、延岡が受験者54名に対して合格者30名であります。

○太田清海議員 わかりました。これは、私が平成24年の9月議会で、こういった異動のない看護師をつくったらどうかと提案して、その後、政策として、事業として起こしていただいたわけです。私としても、延岡は列車で通勤される方が多いのかな、地震などあったりすると

大変なことになるから、地元採用ということも考えたかどうかというような思いで伝えたわけですけども。働くこと、地元で働けるということは、非常に大事なことだと思うんですよ。だから、地域おこし協力隊のテーマでお話をしましたけれども、冒頭にも述べましたが、働くということを大事にする社会が大事じゃないかなと思っています。

私も、延岡のあるお父さんから、自分の息子が実は職がなくて、県外に出ようというふうな思いだったけれども、地域枠というのを聞いて一生懸命勉強して、地域枠に通ったということでもあります。親子で過ごすことができ、本当によかったということも言うておりました。ぜひ、こういった形のを、そこの地域の事情に応じた形があるならば、また改良をお願いしたいと思います。

次に、福祉行政について福祉保健部長にお伺いいたします。

県北地区に重症心身障がい児・者を対象とした医療型短期入所施設の整備が必要であると思いますが、県の取り組みについてお伺いしたいと思います。これは日向のほうからも要望が出ております。延岡のほうでも以前からも要望があったわけですが、今回、一般質問を見たら、日高博之議員が「延岡市からの要望について」と書いてありましたので、連携して、私も日向から要望が出ておりますけれども、お返ししたいと思って質問いたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 在宅で重症心身障がい児・者を介護されている御家族は、大変御苦勞されております。私も十分認識しているところでございます。その御家族の社会参加あるいは休息の時間を確保するために、より身近な地域で利用できる医療型短期入所施設の充

実が求められておまして、特に県北においては、大きな課題になっているものと認識しております。

県におきましては、昨年度から、短期入所施設等の新規開設や受け入れをふやす事業所に対しまして、医療機器の購入や施設・設備の整備に要する費用を補助する県独自の事業を実施するなど、体制の充実に努めているところであります。また、施設の新規開設に当たりましては、既存の介護老人保健施設の空床を活用した方策等を含めまして、さまざまな可能性について、今後とも、地元市町村や関係機関と協議してまいりたいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。これは、医師確保、それから看護師の確保という、また重たいテーマがあった中での取り組みになるかと思っておりますので、簡単にはいかないだろうと思っております。ただ、本当にそういう医療機関等に行くことが大変きつという人、お母さん、お父さん方がいらっしゃいます。ぜひ、こういった問題が県北地区でも解消されるといいなという思いで質問させていただきました。宮崎では、はながしま診療所というのが、こういう施設として整備されたようですが、ここでは清山議員が医師としても働いているというような報道もされておまして、こういったいろんな工夫をぜひお願いしたいと思います。

続きまして、これはT P Pの問題に関連するかもしれませんが、国保の制度の中に、患者申出療養制度というのが4月1日からできたと聞いております。この制度についてお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） お話のありました患者申出療養制度と申しますのは、国内で未承認の医薬品等を迅速に使用したいという患

者の思いに応えるため、患者からの申し出により、保険診療と併用する新たな仕組みとして、ことし4月に創設されたものであります。

具体的には、患者が、あらかじめ国の承認を受けた、例えば九州大学病院などの全国8カ所の臨床研究中核病院を通じまして、国に申請を行うこととされておりまして、本県では、宮崎大学医学部附属病院に相談窓口が設置されております。申請後は、国の会議で安全性、有効性等の審査が原則6週間を目安に行われまして、承認されれば、臨床研究中核病院等において医療が受けられることとなります。

なお、患者が負担する医療費につきましては、保険診療部分については医療保険が給付されますけれども、未承認医薬品等の保険が適用されない部分については、全額自己負担となっております。

○太田清海議員 わかりました。混合診療の足がかりになるんじゃないかなという思いもありまして——新しい制度ができたということではありますが、目的としては、将来の保険を導入するための評価を行うものというような説明もありましたけれども、この制度等が混合診療の足がかりになってはいけないところがあるんじゃないかなという思いも持って、見ておきたいと思っております。

次に、社会福祉法人における親族経営について、今回の社会福祉法人制度改革で、どのように規制が強化され、今後、どのように指導を行っていくのかということをお伺いしたいと思います。これは、今、社会福祉法人等の内部留保の問題とか、さまざまな問題があって、それをきちっとせないかんということで作られたと思うんです。ほとんどの福祉法人では、一生懸命仕事をやりながらも、少し得た内部留保な

り、そういったものもきちっと社会貢献のために使うとか、そんな改革もしたらどうかということだったのかなと思います。当面、そういう親族経営についての改革はどのようなふうになっているのかということをお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長(日隈俊郎君) 今回の社会福祉法人制度改革では、公益性と非営利性を備えた法人のあり方を徹底する観点から、社会福祉法の改正が行われておりまして、議員のお話にありました、いわゆる「親族経営」の関係では、「法人の理事について、配偶者や三親等以内の親族等が3人又は理事の総数の三分の一を超えないこと」や「役員や職員等に対する特別の利益供与の禁止」などの規制が強化されたところでありまして、県としましては、今後の監査において、役員の親族関係や支出管理の状況等を十分に確認させていただきまして、適切な指導を行っていくことを通じ、今回の制度改革に対する法人の対応を着実に進展させてまいりたいと考えております。

○太田清海議員 私は、親族経営についてということで絞ってお尋ねしましたが、その他、何か改善された点はありますか。

○福祉保健部長(日隈俊郎君) その他で重要なものとしたしましては、理事、理事長に対する牽制機能を発揮するため、評議員会の制度が変わっておるんですけれども、従来の諮問機関から議決機関となっております。全ての法人に必置されることとなっております。例えば、保育所等はこれまでほとんどなかったというところが多いんですけれども、全てが必置となります。評議員会では、理事等の選任や役員報酬など重要事項について議決するなど、経営組織のガバナンスの強化が図られるというこ

とになっているところであります。

○太田清海議員 冒頭言いましたように、社会福祉法人は、法にのっとり一生懸命、適正に運営されているというふうに理解いたしますが、こういった改革でもって、もう少しいい方向に持っていこうということだろうと思います。

介護保険サービスを提供している法人は、社会福祉法人以外ではどのくらい県内に存在するのか、お尋ねいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 介護保険サービスを提供している社会福祉法人以外の法人でございませうけれども、ことし9月1日現在で、株式会社が346、有限会社が164、医療法人が134、合同会社及び合資会社が126、特定非営利活動法人、いわゆるNPO法人が39、その他が52となっており、合計いたしますと861法人となっております。

○太田清海議員 わかりました。社会福祉法人は、ある程度こういった法的な規制ができて、さらに適正に運営されていくと思いますが、また、その他の法の規制がかからない、今言われた861、そういったところも、運営のあり方としては、社会福祉法人改革の思想も生かしながら運営されていくといいなと思っています。というのは、こういった株式会社経営者とかNPO法人の経営者の話を聞くと、実は税制上、全然優遇がないから、俺たちも社会福祉法人並みにしてほしいという希望もあります。大変経営が苦しいところもあるんだろうなと思ったりもしますが、中には、介護従事者が離職していくという原因の一つに、こういう事例もあるんですよ。

いわゆる株式会社というか、そういったところの経営者の中で、そこの息子さんが、一生懸命お風呂に入れたりしている介護従事者の前

で、「今度新車を買うとよな」とか言ってしまったものだから、一生懸命風呂に入れていた年上の従事者の人が、「何かがつくりきた」というようなこともあるわけですよ。これは個人的な問題であろうと思いますけれども。そういった社会福祉法人なりの改革の思想ができるだけ広まって、みんなで協力して会社を盛り上げようねというような雰囲気をつくったほうがいいのではないかなと思います。福祉法人改革の思想が広まる、もしくは、先ほど言った、税制上もある程度優遇してあげないと、株式会社とか、そういったところの経営も難しいところがあるのかなという思いもいたしました。

それから、もう一つ、最後になりますが、子ども食堂というのができまして、私も前回の一般質問で質問したことがあります。本来、御飯を十分に食べられない子供たちが存在するんだということですので、これは政治の責任じゃないかなと、前回、私は申し述べたと思いますけれども、延岡でも2つほど団体ができて、一生懸命頑張っています。聞くところによると、「地域子供の未来応援交付金」、こういったのが活用できるんじゃないかと思いましたので、その概要と取り組み状況についてお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 「地域子供の未来応援交付金」は、各地方自治体における、子供の成長段階に応じた切れ目のない支援や、関係機関が連携するためのネットワークの形成を目的として、国が創設したものであります。具体的には、市町村が実施します子供の貧困の実態調査や計画の策定、福祉や教育などの関係機関で構成する協議会の組織化、さらには、子ども食堂や学習支援など、子供の支援に関する事業実施に対しまして補助を行うものでありま

す。今年度は、本県では、日南市、日向市、えびの市及び高鍋町の4市町が、この交付金を活用し、実態調査等に取り組むこととしております。

子供の貧困対策を着実に推進していくためには、地域住民に最も身近な市町村の役割が大変重要でありますので、県といたしましては、他の市町村についても、交付金を積極的に活用していただけるよう、引き続き働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○太田清海議員 ありがとうございます。未来応援交付金というのが、子ども食堂、そういったものの支援にも役立てることができるということをお聞きしましたので、こういったことについても広めていきたいと思っております。

実は、私も厚生常任委員会で、沖縄の子ども食堂の視察に行かせてもらいました。そこで、こういうのもあるんだと思ったのは、御飯を食べさせるだけではなくて、以前から来ている子供たちが、新しく入ってくる子供、その子を見ていると、靴も並べなくて脱ぎっ放しで上がっていく、それを片づける。だから、そのスタッフの大人の方々は、基本的には、どんな家庭の子であっても絶対怒らないそうです。怒ると来なくなるから。それを見ていると、以前から来ている子供さんたちがそれを片づけてあげると、いつの間にかその子供も靴を片づけるようになる。いわゆるしつけができていない家庭の子供さんたちもいっぱいおる中で、そういう子供さんにもできるだけチャンスとして与えて来ていただいて、子供たち自身がしつけを教えていく、そういうふうになりましたということも聞きました。

それから、そんなことで運営していくと、子供さんたちが御飯を満腹に食べられる。そうい

うことを通して、いつの間にか、僕も勉強したい、みんなと同じように勉強がわかりたいということ伝える子供もいるそうです。そこでしめたということで、スタッフの人たちが学生ボランティアを使って勉強を教えていく、そういう話も聞きまして、なるほどな、御飯を食べさせることだけじゃなくて、社会福祉といいますが、ソーシャルワーク的なことをやれる団体なんだなということを見ると、社会的にも価値ある活動ではないかなと思いましたが、ぜひ、こういった未来応援交付金というもののPRを図っていただきたいと思っております。

それから、次に移りますが、県土整備部長に東九州自動車道についてお伺いしたいと思います。きのうの自民党の皆さんの代表質問の中でも出てきましたので、私は、東九州自動車道宮崎西インターチェンジから延岡南インターチェンジ間における用地買収は、4車線化を見通した用地幅を確保しているのかどうか、確認のためお伺いしたいと思います。

○県土整備部長（東 憲之介君） 西日本高速道路株式会社によりますと、東九州自動車道宮崎西インターチェンジから延岡南インターチェンジ間におきましては、地権者の同意が得られず、2車線分のみを買収した箇所など一部を除き、4車線の工事に必要な用地を買収していると伺っております。

○太田清海議員 よく県民から聞かれるものですからね。4車線は基本的に買収しているんだということでもあります。あとは、きのうもありましたように、いろんな事故がありますので、早急に4車線化をという思いを持つわけですが、手続が長く、国幹審の審査を経たりとか、そんなことになって、また時間がかかるのかなと思っておりますが、そのあたりの手続はいかがで

しょうか。

○県土整備部長（東 憲之介君） 暫定2車線区間を4車線にするなど、高速自動車国道の整備計画を変更する手続についてであります。昨年11月に、国土交通省が高速自動車国道法施行令の一部を改正しまして、第三者委員会での議論等の透明性を確保しつつ、交通量の増大等に応じて機動的な対応が可能になったところがあります。また、国土交通省では、暫定2車線区間のサービス向上を確保するため、付加車線設置の選定基準の検討などに着手したところでもあります。

県といたしましては、これら国の動向を踏まえながら、より早期に高速道路の機能を高めていくため、4車線化の実現を前提としまして、事故や速度低下の多い区間から優先的に付加車線を増設するよう、西日本高速道路株式会社などに対して要望してまいりたいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。昨年の11月に何とか施行令が改正されたということで、手続的には、以前よりかはスムーズにいけるということをお聞きしました。ぜひ、付加車線も追い越し車線とかいろいろあるんだろうと思いますが、4車線化に向けた取り組みをひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、農政について農政水産部長にお伺ひいたします。

これは、山下議員が一生懸命取り組まれたことでもあります。県職員獣医師の確保の現状と取り組み状況についてお伺ひしたいと思ひます。

○農政水産部長（郡司行敏君） 家畜防疫対策や食品の安全性確保など、県職員獣医師の果たす役割は、ますます重要となつてきておりま

す。県職員獣医師確保につきましては、全国16の獣医系大学の卒業生のうち、約4割がペット等の小動物診療分野に就職する一方で、都道府県への就職は約15%にとどまっているというのが現状でございます。このため県では、関係部局が一体となった「獣医師確保対策チーム」を中心に、就職説明会への参加やインターンシップの受け入れ、さらには、本県に就職を希望する者に対しての修学資金の給付等を実施しているところであります。

加えて、本年度からは、高校生を対象に、獣医師への関心を高めてもらうための説明会を各地域で開催するなど、将来を見据えた取り組みも開始したところであります。今後とも、県職員獣医師の安定確保に向けて、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。さまざまな取り組みをされておりますので、ぜひ、獣医師が宮崎県に来ていただけるように、頑張つていただきたいと思ひます。これも医師確保と同じようなテーマであろうかと思ひます。お隣の鹿児島では、初任給調整手当を改善して、それぞれの市町村、県同士が競合するというような状況もあります。もちろん給与面とか待遇面の改善は、可能なところはぜひお願ひしたいと思ひますが、宮崎ならではの魅力、うちではこんなこともできるよというような何か魅力をまた訴えられたらいいのかなとも思ひます。今後、ぜひ研究していただきたいと思ひます。

それから次に、広域農道の関係であります。延岡には、私を含めて、井本議員、後藤議員、河野議員、田口議員、5人の県会議員がいますが、地元から広域農道の問題について相談を受けました。詳しくは河野議員がやりますので、私は、代表質問ですから、行政一般の考え方と

してお伺いしたいと思うんですね。でないと、私が5名の県会議員の代表質問になっちゃいますから。

それで、広域農道、接続する市町村道があるわけですよね。これに連なるときに、そこが余りにも狭かったりすれば、広域農道自身はせっかくいっぱい通るんだけど、そこで事故が起こったりしてはいけないということで、ぜひ、県がリーダーシップをとって、その辺の調整をやってほしいという声もあります。これは行政全体に言えることがあろうかと思いますが、そのあたりの県の考えをお伺いしたいと思いません。

○農政水産部長（郡司行敏君） 広域農道は、農村地域における基幹的な農道でありまして、農畜産物輸送の合理化とともに、地域住民の利便性の向上を図り、もって地域の活性化に資するものであります。県内では、計画された広域農道が8路線ありますけれども、現在までに7路線が全線開通しておりまして、現在、お話にありましたように、延岡市から日向市までを結ぶ広域農道、沿海北部地区の整備に取り組んでいるところであります。広域農道の整備に当たりましては、当然、交通量が増加するということが予想されます。そのことによって、地域の交通の状況が大きく変化する場合もございます。

このため、広域農道の整備に当たりましては、地域住民の方々への十分な説明を行い、御意見も伺いながら、接続する市町村道等の整備も含めまして、地域の交通の変化に対応した道路整備が図られますよう、今後とも、関係市町村等と協議・調整を行ってまいりたいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。ぜひ、そうい

う立場で県が調整を図っていただきたいなということで、基本姿勢を聞かせていただきました。

次に、労働行政について商工観光労働部長にお伺いたします。

きのうも出てきましたが、外国人技能実習制度についてお伺いしたいと思います。この制度についての意味をお願いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 外国人技能実習制度は、技能、技術または知識を開発途上国等の人たちに移転することによりまして、それらの国の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的として、平成5年に創設されたものでございます。現在、この制度は、農業や漁業、建設業など74職種、133作業が対象となっております。技能実習生は、我が国に入国後、原則2カ月間の講習を受けた後、受け入れ事業者と雇用契約を結び、それぞれの技能実習を行うこととなります。なお、この制度による滞在期間は、最長3年間となっております。

○太田清海議員 わかりました。

外国人技能実習生の県内の状況についてお伺いしたいと思います。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 宮崎労働局によりますと、平成27年10月末現在で、県内の外国人労働者は2,119人となっております。このうち、64.7%に当たる1,371人が技能実習生でございます。その状況を職種別に見てみますと、主に、農業や繊維・衣服、食料品製造業、漁業等において、多くの実習生が受け入れられております。また、実習生の賃金につきましては、県内の状況は把握できておりませんが、平成26年の全国の状況は、公益財団法人国際研修協力機構によりますと、平均で約12万8,000円となっております。

○太田清海議員 賃金でいうと、12万8,000円が平均であろうということであります。県内でも高校生の就職率がなかなか難しいという報道を聞いたときに、むしろこういうところに来てもらうとかできないものだろうかという思いもいたしました。低賃金であるとか、そういった問題もあるのかなと思います。実は、外国人技能実習生については、国際貢献という立場で、その人たちが技能を身につけて、本国に戻って、日本に感謝しながら、そういったのを広めるという思想もあるんですよということでしたので、私も了としますが、県内の就職率の問題とも絡めて、宮崎県の就職率も高まるというかなという思いで聞かせていただきました。

きのうも代表質問の中でも出ましたので、県内の高校生の就職率の問題については割愛させていただきます。

次に、病院局長に県立病院事業についてお伺いしたいと思います。

以前も聞いた記憶があるんですが、消費税の控除対象外消費税、いわゆる損税が、平成28年度の県立病院事業会計においては幾らあるのか、お伺いしたいと思います。

○病院局長（土持正弘君） 28年度はまだですので、26年度ということではよろしいでしょうか。まず、26年度の県立病院事業会計における控除対象外消費税の金額でありますけれども、8億4,717万円余となっております。

○太田清海議員 私は28年度と言ったんですね。失礼いたしました。そのことに気をとられて、大変申しわけありません、今の数字を聞き漏らしてしまいました。もう一回お願いいたします。

○病院局長（土持正弘君） 8億4,717万円余でございます。

○太田清海議員 控除対象外消費税というのは、病院事業のサービス、そういった医療行為は非課税であるということで税が取れない、国には結果的には納めた形になるものですから、そういう損税が出ているんだよということであるわけですが、過去、消費税率が5%から8%に引き上げられたときの損税の影響額について、お尋ねいたします。

○病院局長（土持正弘君） 消費税率が5%でありました平成25年度の県立病院事業会計における控除対象外消費税の金額が5億1,923万円余でございましたので、8%に上がった平成26年度——先ほどの金額でございまして——は、平成25年度と比較いたしますと、3億2,793万円余増加したところであります。各年度、課税対象額が異なりますために、単純な比較はできませんが、消費税率が5%から8%に引き上がったことで、約3億円程度の影響があったものと考えております。

○太田清海議員 そう考えると、1%は1億円というような計算になろうかと思えます。これも、病院経営にとっては大変な、経営が苦しいといえますか、そういう方向に解釈されてしまいますよね。こういった損税というのがある中で、県病院は努力をされているわけですから、国のほうでも、医療報酬、そういったところにきちっと反映させるのか、もしくはゼロ課税だったら問題ないんだという話も聞いておりますので、そういった改善もしないと、これは大変じゃないかなと思います。

それと関連して、地方公営企業会計基準の見直しは平成26年度に行われましたけれども、主な変更点についてお伺いしたいと思います。

○病院局長（土持正弘君） 地方公営企業会計基準の主な変更点でございますが、企業債や他

会計からの借入金である「借入資本金」の計上先が、貸借対照表上の「資本の部」から「負債の部」に変更されまして、1年以内に返済期限が到来する債務につきましては、流動負債に分類することとなったところであります。

また、補助金等により取得した固定資産の「みなし償却制度」が廃止されまして、減価償却を行うこととなったほか、補助金等につきましては、「長期前受金」として「負債の部」へ計上した上で、減価償却見合い分の収益化が可能となったところであります。

また、退職給付引当金を初め、賞与引当金や貸倒引当金等の各種引当金の計上が義務化されまして、当年度の負担すべき引当額を費用に計上することとなったところであります。

○太田清海議員 病院会計であります。今まで、いろんな、常任委員会とかでも、質問等の中でも聞かせていただきました。今までのイメージとしては、企業会計の変更は、民間の会計に合わせるんだというイメージだけの説明があったように私は解釈しておったものですが、民間に合わせるんだなという思いでありましたが、これはできるだけ赤字に見せようとするような改革ではないかと私は思います。

今言われた、専門的に言うと、先ほどの企業債の問題も、これまでは資本金扱いだったけど、貸借対照表上は「負債の部」に持っていかれたというようなことですね。でも、企業債というのは、本来、交付税措置がある、いわゆる資産としてみなされる部分もあったりするわけですね。単純に全部を負債の側に持っていくことはできない。それをわざわざ負債のほうに持ち込んで、決算としては赤字に見せていくというような感じがいたします。

ですから、そのあたりは、病院局のほうも実

質こういうことなんだよと、財政のほうでもありますが、臨財債の扱いなんかもちきちっと書かれて、これは借金ではなくて戻されますよと書いてありますよね。そういった表記とか注記というのが必要ではないかと思えます。県病院というところは、本当に不採算部門を覚悟しながらやっているところですから、赤字云々ということじゃなくて、病院がどんな事業をしたのかというところが問われることであって、こういった公営企業会計の変更によって、妙なことを言われないようにせないかなとも思えます。念のため聞かせていただきました。

次に、教育行政についてお伺いしたいと思います。

小中学校の講師の任用についてであります。任用の方法はどうなっているのか。また、適切な指導のできる講師を任用するための対策についてお伺いしたいと思います。

○教育長(四本 孝君) 小中学校の講師の任用につきましては、県教育委員会に登録された名簿をもとに、校長が面接を行った上で適任者を人選し、市町村教育委員会が免許等を確認の上、教育事務所長が任用を決定しております。県教育委員会といたしましては、校長に対して、十分な情報をもとに面接を行い、適任者を人選するよう指導しておりますが、適切な指導のできる講師を任用するため、より一層、市町村教育委員会と連携し、情報交換を行ってまいりたいと考えております。

なお、任用後の講師に対しまして、校長による資質向上のための適切な指導を行うとともに、学校や県教育委員会による研修会等の充実を図りながら、指導力の向上に努めてまいりたいと考えております。

○太田清海議員 講師についてであります。

以前も改善できないかなという質問もあったようです。講師の人たちは、本当は先生になりたいんだけど、なれなかったということで、職を求めて頑張っている人もいらっしゃると思うんですね。

私も、これはあるところで講師の方から聞きましたけど、講師の人は、どこの学校が今度産休で休まれるかとか、そういったところに本当に気を配って、一生懸命聞き出して、そこに応募したいというような気持ちになるわけですね。採用ということについては、本当に1月、2月ごろが一番はらはらの時期なんです。これはめったにない例でしょうけど、校長先生が、「俺の言うことを聞いておかないと、おまえたちは職がないぞ」というようなことを言われると、講師の人たちはびくびくものなんですね。

そういう話も直接聞いたものですから、校長が決定するということについて、できるだけ地域の教育事務所でも、何か扱いを変えながらやる方法とかされたらいいんじゃないかなという気がするんですね。校長権限でというのも、もちろん立派な校長先生がいっぱいいらっしゃいますので、問題はないと思いますが、そういった問題が出てくるとするならば、今後、多少の改善は図っていただきたいと思います。これはこのくらいにしておきます。

次に、スクールソーシャルワーカーについてお伺いしたいと思います。これは、きのうも出てきておりまして、増員を図る——スクールソーシャルワーカーの仕事というのは本当に大変なことなんだよということていくと、なかなか有資格者が見つからない、確保が難しいという話も聞いています。宮崎県では、有資格者の確保、どのような工夫をしているのかお伺いした

いと思います。

○教育長（四本 孝君） 本県では、スクールソーシャルワーカーの要件といたしまして、社会福祉士や精神保健福祉士の有資格者、または、教育と福祉の両面に関して専門的な知識・技術を有する者と定めております。近年、スクールソーシャルワーカーの需要が高まりまして、人材確保が課題となる中で、本県では、社会福祉士会や精神保健福祉士会に御協力いただいて、有資格者の確保に努めますとともに、教育や福祉に関して造詣が深い校長経験者、あるいは教員OBなどの人材も活用できるようにしております。今後も関係機関との連携を図りながら、人材確保に努めてまいりたいと考えております。

○太田清海議員 ありがとうございます。宮崎県では校長職経験者も可能であるということですが、先ほどちょっと校長の悪口になるようなことを言ってしまいましたけれども、決してそういうことじゃなくて、立派な人がたくさんいらっしゃいますから、そういう人たちの活用の中で、ぜひスクールソーシャルワーカーの充実を図っていただきたいと思います。聞くところによると、長崎では、問題が起こったということで、2015年度は19名から39名までふやしたようです。ぜひスクールソーシャルワーカーの充実を図っていただきたいと思います。

最後になりますけれども、警察本部長にお伺いしたいと思います。これは新聞でも報道されまして、肩身が狭い思いをされたりもするかもしれませんが、宮崎県警察の問題ではありませんので、そこに配慮しながら警察本部長にお聞きしたいと思います。

いわゆる隠しカメラと一般的には報道されたりしますけれども、これは捜査用カメラと言っ

てほしいということでしたので、捜査用カメラと表現させてもらいますが、私たち県民から見たら、捜査用カメラとか防犯用カメラとか、定義がどうなっているか、一緒くたになっているような認識で議論したりするものですから、防犯カメラと捜査用カメラの定義及び捜査用カメラの設置根拠について伺いたいと思います。

○警察本部長(野口 泰君) 防犯カメラとは、一般的には、行政機関や民間の事業者等が、管理権に基づき、主に防犯目的で設置しているカメラのことであると承知しております。他方の捜査用カメラについては、一般的には、犯罪の立証や犯人の特定などの捜査活動のために用いるカメラであると認識しております。

捜査用カメラの設置根拠については、一般論として言えば、捜査目的を達成するため、必要な範囲において、かつ、相当な方法によって行われる場合に限り、刑事訴訟法第197条第1項に規定する任意捜査として許容される例があると承知しており、県警察としては、警察本部長通達による運用要領に則した適正な運用に努めているところであります。

○太田清海議員 防犯カメラとは違ったものとして、予算上は捜査用カメラは県警のほうでやっているんだということに理解しながら、お尋ねしたいと思います。防犯カメラというのは市街地にありますが、それが犯罪なんか町なかであったときに大きな力を発揮するということもありますので、そういうのもふえていくのかなと思いますが、県警とは関係ありませんけど、個人のプライバシーに余りにもかかわるような感じのものにはなってほしくないと思います。市町村でも、市町村が管理する福祉施設、ああいったところにも市町村の予算でつけられているとか、そんなことも聞いておりま

す。

それで、捜査用カメラですが、今回の大分県警のあのような捜査用カメラの設置について、宮崎県警として、今後の捜査用カメラの運用についての考え方をお聞きしたいと思います。

○警察本部長(野口 泰君) 捜査用カメラは、被疑者の検挙に絶大な効果を発揮しておりますが、一方で、不適正な運用があれば、警察捜査に対する国民の信頼を著しく損なうものと認識しております。また、捜査用カメラの運用につきましては、本年8月26日、警察庁から、撮影対象としている事件の個別具体的な状況に即し、撮影等の具体的目的、事案の重大性や犯罪の嫌疑の程度等といった撮影の必要性、撮影方法の相当性などについて、可能な限り子細に検討するとともに、設置場所の管理者の承諾を得ることや、捜査幹部みずからが十分検討した上で具体的な捜査指揮を行うことが指示されました。県警察としましては、引き続き、捜査用カメラの組織的かつ適正な運用に努めてまいり所存であります。

○太田清海議員 きょうでしたか、大分県警では、そういう設置をする場合は、必ず本部長といえますか、そういうところに報告するという、組織上の運用の仕方を変えて、今度、適正にやるということになります。念のため、宮崎県警察本部長に確認でありますけれども、警察本部長としても、大分県警と同じような扱いにする、いわゆる決裁ですよ。最初この事件を聞いたときに、誰が決裁権者なのかな、一部の中間管理職、幹部がそこで極秘にやったのか、その辺の決裁の権限が誰だったのかと、私は非常に不信感を持ちました。

ある程度、そういった刑事訴訟法に関する、プライバシーに関する、しかも、特に大分の場合

合は選挙に関することであって、選挙上の違法性というのは、憲法上もいろいろ疑義のあるところがいっぱいあるわけですよ。密貿易とか、そういう情報があれば、対応をきちっとしなきゃいかんと思います。それから、現金を授受しているところとかですね。こういった集会・結社の自由というのが憲法上も認められて、また、選挙のあり方についても、先ほど言ったように、憲法上いろいろ疑義があって、取り組まれておるわけですよ。

済みません、長くなりますが、今度の選挙では、18歳の方の投票権も認められて、あの方々には、本当に選挙というのは行かないかんよ、本当に選挙というのは楽しいものなんだよ、日本の主権を決める、あなたたちの夢をあなたの一票にかけてくださいということを書いていく、そういう選挙だったと思うんですよ。私は、捜査用カメラというものは、まだ憲法上疑義のあるいろんな——私たちというか、そういった団体も、違法性のあるものはしていないと思うんですよ。現金がある——とんでもないことです。

だから、そういう捜査用カメラをつけることによって、選挙というものが暗いイメージになると、せっかく18歳選挙権というふうに認めていって、学校でも神経を使いながら一生懸命、国民主権ということで教えてきたことが台なしになってしまうと思うわけです。ですから、今言われましたが、宮崎県警察本部では、そういう運用の決裁、本部長報告ということできちっとされるということでいいですね。

○警察本部長(野口 泰君) 本県警察におきましては、従来から、運用要領に則し、警察本部に申請の上、捜査用カメラを設置することとしておりましたが、今般、さらに適正な運用を

図るため、警察本部事件主管課との協議等を徹底するように指示したところでございます。

○太田清海議員 本部との協議を徹底するようにしたということですので、ぜひ、そういった形で、今後取り組んでいただきたいと思います。

時間が大分余りましたけれども、最初の出だしがああいう形で出させてもらいました。実は、私が小学校5年のときだったと思いますけど、池田勇人首相だったと思います。あの方が所得倍増計画を訴えられました。私は、あの方のだみ声を聞きながら、一生懸命訴えていたり、「私ほうそは申しません」と言って私たちに語りかけてきた、そういったのを記憶に残しております。所得倍増計画というのは、経済学者の下村治さんという方が中心的な立場に立って国民に訴え、そして見事というか、高度成長期の時代だったからでしょうけれども、根拠を持って訴えられた。それが一つの効果もあったと思うんですよ。

だから、私は、池田勇人さんには非常にいいイメージを抱いています。そして、国の首相に対しても、私はできるだけいいイメージを今後も持っていきたいと思うんです。だから、冒頭、首相の話をしましたけれども、ぜひ、首相もそういう立場に立っていただきたいなと思うのと、今後、日本がどうなっていくだろうかと、私は強い不安を持ちます。

人口減少——本当に延岡市も一生懸命さまざま取り組みをしています。民間でも、延岡花物語とか、高速道路を利用して人を呼び込もうじゃないか、交流人口をふやそうじゃないかとか、その他マリンスポーツなんかも一生懸命取り組んでやっている。でも、人口はじわりじわり減っていくわけですよ。私が議員になっ

て、1万2,000人、延岡市は減りました。合併前と合併後の全体を見ても。宮崎県では、この14年間で5万6,000人ぐらい減っていますね。人口が減る、できるだけ維持できるならという思いで、私たち議員も一生懸命政策を、対案を出しながらしていきたいなとは思っていますが、「成長フロンティアはないんじゃないか」と言う学者もいらっしやいます。

そういう中で、例えば、GDPに占める個人消費の割合は、よく言われる6割です。輸出産業は15%と考えると、個人消費をふやすことで、基礎的な景気の回復の土台ができると思います。だから、私はしつこく、できるだけ派遣労働者もなくして、そういう人に賃金が渡るようにしながら、税制も所得再配分をやりながら回していこうじゃないかということを訴えてきたわけですがけれども、先ほど言ったように、新自由主義の中で、年功序列という賃金も壊れてしまいました。ヘッドハンティングというような、余り日本になじまないような仕事のあり方等を考えると、私たちは、先輩をととび、年配者をととび、あなたがちょっと目が不自由だったら私がやってあげますよというぐらいの、そういうものが年功序列賃金の中にも含まれていたと思うんですね。

何かそういうものが、新自由主義、成果主義というものの中で、日本のよさがだんだん壊れていっているように思うと、そのあたりを何か変えていくようなものを出していかないと、そして、それを地方から訴えないといかんのじゃないかなということをつくづく考えます。知事、ぜひ、国に要望する場合は、そういった何かを、宮崎県の悩みを伝えるようなことはできないでしょうかねというような思いで、いつも言わせてもらっておりますけれども、今、地方

自治を運営することは大変だと思います。ひとつ、いろんな意見を聞きながら頑張っていたきたいと思っております。きょうはありがとうございました。(拍手)

○星原 透議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時28分休憩

午後1時0分開議

○星原 透議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、公明党宮崎県議団、重松幸次郎議員。

○重松幸次郎議員〔登壇〕(拍手) 公明党宮崎県議団、重松幸次郎でございます。通告に従い、順次質問させていただきますので、知事を初め、関係部長の皆様の明快な御答弁をお願いいたします。

初めに、知事の政治姿勢についてお尋ねいたします。

7月10日に参議院議員通常選挙が行われました。ほぼ2か月前のことなのですが、遠い昔の出来事のように感じます。時代のスピードを感じる次第です。今回の選挙の争点で、我が党は、我が国が直面する課題の解決に向けて、自公政権が信任を得て、安定した政権基盤のもとで力強く政策を前に推進することができるか、日本経済は少しずつ回復の基調にあるものの、地方や個人消費の伸びは道半ばであり、「成長と分配」の好循環を実現させていくことが重要であると訴えてまいりました。既に安倍再改造内閣が発足して1カ月がたちましたが、今回の参議院議員通常選挙の結果と、第3次安倍第2次改造内閣についての知事の感想を伺いたしたいと思います。

以上を壇上からの質問とし、以下は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

さきに行われた選挙の結果につきましては、国際情勢や国内の社会・経済情勢を取り巻く環境が複雑化、困難化する中で、多くの国民が、これまでの国の政策の実績を踏まえ、さらなる安定を求めた結果ではないかと考えております。また、今回の改造内閣におかれましては、引き続き安定した布陣で、経済・雇用対策や社会資本整備など、重要課題に取り組みられる姿勢や、「働き方改革担当大臣」が新設され、総理が目指される「一億総活躍社会」の実現に向けた意気込みが示されたものと考えております。本県もさまざまな課題を抱えておりますので、県政を前に進めるいろんなお力添えをお願いしたいと考えておるところであります。以上であります。[降壇]

○重松幸次郎議員 御答弁ありがとうございます。安定した布陣のもとで、経済再生に向けた取り組みを加速させていくこと、地方創生、一億総活躍社会の実現への取り組みはこれからでございます。知事は5月に、平成29年度国の施策・予算に対する本県の提案・要望を行っておりますが、どのような方針のもとに行ったのか伺いたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 国の施策・予算に関する提案・要望は、例年7月下旬ごろに行っておりましたが、ことしは、本県の提案や要望を概算要求に的確に反映していただきたいということで、実施時期を早めまして、5月に行ったところあります。今回の要望では、46の項目を、地方創生やT P P協定への対応、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた施策

など、5つの柱立てを行って整理したところあります。例えば地方創生では、地域の中核企業や成長産業の育成、交通・物流基盤の整備・充実、T P P協定への対応では、産地経営体の育成や農業農村整備事業予算の確保などを要望しており、いずれも重要なテーマであります。これらをいかに国の施策や予算に反映させるかが重要でありますので、5月以降も、上京の際には可能な限り関係省庁や国会議員を訪問するなど、積極的な要望活動を行っているところあります。

○重松幸次郎議員 本県の産業振興とインフラ整備、さらには県民への行政サービスの充実のためにも、優先課題を明確にして、積極的な提言・要望を続けていただきたいと考えます。

そうした中、地方行政を進める上での財源である地方交付税の今年度分が、7月26日に決定いたしました。平成28年度普通交付税の決定がありましたが、その内容をどう評価しているのか、知事にお伺いしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 平成28年度の普通交付税につきましては、対前年度比2.1%増の1,838億円余でありまして、全国の平均とほぼ同程度の伸びとなり、また、臨時財政対策債は、対前年度比20.2%の減の248億円余でありまして、全国平均を上回る減少率となりました。この結果、普通交付税と臨時財政対策債を合わせた、いわゆる実質的な交付税額は、2,086億円余でありまして、対前年度比1.2%の減となったところあります。全国平均の2.1%減を下回る減少率になっております。臨時財政対策債が大きく減少し、普通交付税が増となりましたことで、実質的な交付税の質の改善が図られたという点におきまして、一定の評価ができるものと考えております。

○重松幸次郎議員 普通交付税と臨時財政対策債（臨財債）の合計でマイナス1.2%、約26億円であります。全国平均マイナス2.1%を下回っていること、また、地方の借金である臨財債の20.2%の縮減は、質の改善の上からも一定の評価ができるものとお考えであります。地方創生に向けての地方財政健全化のあらわれと感じます。また一方で、当議会が提出した「地方財政の充実・強化を求める意見書」の中で、基準財政需要額の費用算定に反映されるトップランナー方式の廃止を求めています。トップランナー方式の導入による今年度の普通交付税への影響について、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（桑山秀彦君） 普通交付税の算定において新たに導入されましたトップランナー方式は、歳出の効率化に向けた業務改革を基準財政需要額の算定に反映するというものでありまして、今年度は、道路維持補修・清掃や庁舎の清掃・警備業務などにつきまして、職員による直営から、民間委託等を前提としたものに置きかえて算定するものでございます。この方式の導入によりまして、本県におきましては、基準財政需要額が2億円程度減少したものと試算しております。

○重松幸次郎議員 今年度の影響は、普通交付税の算定における基準財政需要額が2億円程度減少ということですが、国においては、次年度以降、図書館管理業務などへの導入も検討しているとのこととあります。国は、検討に当たっては、地方交付税の持つ財源保障機能を適切に働かせ、住民生活の安全・安心を確保することを前提とすること、また、小規模自治体の財源運営に支障が生じないよう対応しているようではありますが、6月議会で坂口議員の質問の中でも指摘がありましたように、地方

は、これまでも住民サービスの充実とのバランスを図りながら、効率的に取り組んできているところであると考えておりますし、単に効率化、民間委託といっても、地理的条件などにより、なかなか難しい、厳しいというケースもあると考えます。そういった地方の実情を、さまざまな機会を捉え、しっかりと国に訴えていただきたいと思います。今後も、地方固有の財源である地方交付税の確保に努めていただきたいと思います。

次に、参議院議員通常選挙について、選挙管理委員長にお伺いします。

今年夏の参院選から、選挙権年齢が現行の20歳以上から18歳以上に引き下げられ、全国的には、高校3年生を含む約240万人、本県でも約2万人の若者が新たに有権者の仲間入りをしました。選挙権年齢の引き下げ、参加の枠を広げることで、民主主義の深化と拡大、そして成熟の度を増すという特質を本来的に持っているという点を確認しておきたいと、我が党は主張しております。その一方で、毎回、投票率の低下・減少が危惧されており、今回も本県の投票率は全国平均を下回っておりますが、参議院議員通常選挙について、県全体の投票率と18歳・19歳の投票率をどのように捉えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○選挙管理委員長（後藤仁俊君） 今回の選挙は、18歳選挙権が初めて適用される国政選挙として、新有権者となる若い世代を初め、あらゆる世代の有権者の関心が高まり、投票を通じた積極的な政治参加につながることを期待しました。しかしながら、県全体の投票率49.76%が、全国平均を4.94ポイント、前回は0.06ポイント下回る結果であったことは大変残念であり、重く受けとめております。一方、18歳・19

歳の投票率は33.61%となり、全体平均を16ポイント程度下回っておりますが、20歳代前半の投票率よりは高い水準にあり、教育委員会や各学校、県・市町村の選挙管理委員会が進めてきた主権者教育や啓発活動が一定の成果を上げたのではないかと考えております。県全体の投票率が低く、18歳・19歳の投票率もまだ満足できる状況ではありませんので、県選挙管理委員会といたしましては、有権者に政治や選挙にもっと関心を持ってもらえるよう、創意工夫を重ねながら、今後とも啓発活動に取り組んでまいりたいと思います。

○重松幸次郎議員 選挙区では、全国平均54.70%に対して49.76%で約5ポイント下回り、前回と比べても0.06ポイント下がっております。また九州・沖縄の中でも、50%を切っているのは本県だけであるようです。特に、市町村別では市部の投票率が低く、年齢別では若者の投票率が低い。市部と若者の投票率向上に向けてどのように取り組むのか、いま一度お伺いしたいと思います。

○選挙管理委員長（後藤仁俊君） 今回の参議院選挙に限らず、市部は郡部に比べて投票率が低い傾向にあります。その理由の一つは、市部は郡部と比較して、投票率の低い若年層の割合が高く、投票率の高い中高年層の割合が低いという、市部の有権者の年齢構成にあると考えております。このことは、若者の投票率が向上すれば、市部の投票率向上につながることを示しています。このため、県選挙管理委員会といたしましては、教育委員会や各学校等と連携・協力して、主権者教育や啓発の取り組みを継続・拡充していくとともに、大学生や若い社会人向けの啓発活動にも注力していくことで、若者の投票率を向上させ、市部の投票率向上につなげ

てまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 期日前投票所の設置を大学構内や大型商業施設などに拡大し、投票率の向上や若者層へ投票意識を広げる努力があらわれております。将来的には、二重投票の防止、システムのコストの問題が解消されれば、さらに投票環境が向上すると思いますが、あらゆる手だてを講じていただきたいと思います。

そこで、期日前や不在者投票の制度を活用することは重要ですが、投票手続の簡素化も必要だと思っております。毎回気になることがありますので、確認の意味でお伺いいたします。実家に住民票を残し、親元を離れて大学に通う下宿生が、不在者投票ができるところと、できないところがあったという問題であります。親元に住民票を残し、県外で生活する学生の投票についてどのように取り扱っているのか、お伺いいたします。

○選挙管理委員長（後藤仁俊君） 県外で生活する学生の住所につきましては、国の通知に基づき、一般的には、修学のため生活しているアパートや寮の所在地と解され、親元に住民票を残していても、親元の市町村では投票ができない取り扱いになると考えております。住所を移した場合に住民票の異動を届け出るとは住民基本台帳法上の義務であり、選挙権をしっかりと行使していただくためにも、親元を離れて生活している学生は、必ず住民票異動の届け出をしていただきたいと考えております。

○重松幸次郎議員 今回、投票依頼をしているときにそれが発覚したようなことが多くあります。原則は「下宿先が住所」という1954年の最高裁の判例であるそうです。住民票の移転のためらう理由に、成人式を迎えるまでは実家の住所のままとか、未成年の間は親元で郵送物管

理など、理由はさまざまあるようです。ウェブサイトの毎日新聞の記事に、「公益財団法人「明るい選挙推進協会」の2015年の調査によると、実家から住民票を移していない大学・大学院生は63.3%に上る。総務省選挙部管理課は、「自治体の対応がばらばらなのは望ましくないが、どちらの対応が間違っているとは言いがたい。住民票は転居先に移すのが原則で、学生に周知していくことしかない」と話す一方で、只野雅人・一橋大学大学院教授（憲法学）の話として、「不在者投票が認められたり認められなかったり、自治体によってばらつきがあるのは問題だ。選挙権は行使しなければ意味がない権利で、広く認めようとするのが基本だ。公選法改正で選挙権年齢を「18歳以上」に引き下げの際にも、若者に旧住所での投票を認める立法上の配慮もしている。不在者投票を認めている自治体が多いことを考えると、認める方向で統一するのがいいのではないか」という記事がありました。国に対して明快な判断を、選挙管理委員会からも訴えていただきたいと思います。

次の質問に入ります。水素エネルギーの活用について質問いたします。

常任委員会の県外調査で、8月に、兵庫県淡路市、徳島県、高知県に参りました。徳島県庁では、「徳島県水素グリッド構想 脱・炭素社会の実現」について説明をいただきました。グリッドとは網、格子のことで、水素を新たなエネルギーとして活用する網状につながるインフラ構想を示しているようです。地球温暖化対策の切り札として、徳島県水素グリッド導入連絡協議会を平成27年1月に設置し、移動式水素ステーションの整備補助1億2,000万円と運営費、県公用車F C V購入費（5台）、団体等のF C V導入に対する補助（1台当たり100万円掛ける

5台）などが昨年の補正予算で確保され、実際、県庁内前庭には、太陽光で発電し、水素を製造・保存する中国・四国地方初のスマート水素ステーションがありました。また、民間ガス会社にも移動式水素ステーションとF C V公用車が展示されておりました。水素は、利用段階においてはC O₂を排出しないクリーンなエネルギーです。エネルギーの地産地消に向けた取り組み、また、災害時における非常用電源としての活用方針も盛り込まれております。そこで、本県でも、新規事業で水素エネルギー利活用に関する調査事業が挙げられていますが、その目的と取り組み状況について、総合政策部長にお尋ねいたします。

○総合政策部長（永山英也君） 水素エネルギーの利活用に関する調査におきましては、産学官で研究会を組織し、再生可能エネルギー由来の電気を水素に変換して蓄え、地域で安定的に活用する方策や、水素をエネルギーとして利用する燃料電池自動車の普及促進、あるいは県内企業の水素関連事業への参入可能性など、将来の水素の利活用のあり方について検討を行っております。また、水素エネルギーの普及のためには、県民や事業者の水素社会を具体的にイメージしてもらう必要があることから、誰もが参加できるセミナーを開催しまして、水素社会の実現に向けた国内外の動向や宮崎大学の研究などを紹介しております。本県で水素社会を実現できるようになるまでには時間が必要だとは思いますが、C O₂を排出せず、エネルギーの地産地消を実現できる可能性がありますので、長期的な視点から、しっかり検討してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 水素社会の実現とは、水素も日本のエネルギーの一部となり、私たちの生

活や産業を支えていくような社会であります。今から準備していくことが、将来の日本や世界、次世代のためになると言えますので、さらなる取り組みをお願いいたします。

次に、中山間地域対策について3点お伺いします。

委員会で向かった調査先は、ITの町と呼ばれて久しい、徳島市から車で50分ほどの山合いの町、神山町。そこで、サテライトオフィスへの取り組みを、NPO法人グリーンバレーの木ノ内さんに案内していただきました。グリーンバレー代表者は、理事長の大南信也さん。そのコンセプトは、「人」をコンテンツにしたクリエイティブな田舎づくり、多様な人の知恵が融合する「せかいのかみやま」づくり、また「創造的な過疎」により持続可能な地域づくりとのことですが、具体的な事業として、神山アート、棚田再生、空き家再生、商店街再生、公共施設の指定管理、そしてサテライトオフィスの推進です。いただいた説明文には、「全国屈指のブロードバンド環境と、過疎集落において空き家となっている民家や遊休施設を生かし、大都市圏のICT企業やサテライトオフィスの進出を積極的に促進している。(中略)地方でのサテライトオフィスの開設は、新たな雇用の創出に加え、新たなまちづくりを生み出す効果もあることから、地方創生の推進に向けて積極的に支援することが必要である」と書かれてありました。まさにその現実を見て感じてまいりました。地方創生や中山間における地域活性化への取り組みは、その地域現場の特性や現状を分析し、地域の考えを尊重し、長期的に取り組むことは当然のことだと考えます。そこで、本県での中山間地域への移住・UIJターンの取り組みについて、総合政策部長にお伺いいたし

ます。

○総合政策部長(永山英也君) 県では、昨年度、東京と宮崎に「宮崎ひなた暮らしUIJタウンセンター」を開設しまして、情報発信や相談体制を強化しますとともに、移住者向けの空き家の改修など、市町村が取り組みます受け入れ体制の整備に対し、支援を行っているところであります。例えば、高千穂町では、多様な人材を呼び込むための共同オフィスの整備が行われました。このほか、市町村におきましては、国の地域おこし協力隊の制度を活用いたしまして地域外から人材を受け入れており、任期終了後に、地域内での起業や就職により定住された隊員も多数おられます。これらの取り組みの結果、公的な施策による平成27年度の移住世帯数は202世帯となりまして、そのうち4割を超える方が中山間地域に移住されております。県としましては、今後とも、市町村等と一体となりまして、都市部から本県への人の流れを創出し、中山間地域における担い手の確保や活力の維持・増進等を図ってまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 移住世帯数202世帯のうち、4割を超える方が中山間地域へ移られた。着実な実績ですので、さらなる推進をお願いいたします。

視察の最後に高知県庁を訪問し、同県の中山間地域における集落活動センターの取り組みを、また、集落活動の具体的モデル地域として南国市の稲生ふれあい館を訪問し、自治会組織、集落活動サポート、生活支援サービス、健康づくり活動などの取り組みを伺ってまいりました。ここの特徴は、自治会拠点と小学校が隣り合わせであることから、PTA活動にC(コミュニティ)を加えて、PTCAという概念

で10年前から活動を行っております。その結果、稲生ふれあい館が優良公民館として文部科学大臣表彰を昨年受賞するなど、地域が一体となった活動でありました。高知県の集落活動センターは、県内6市13町3村に30カ所開設されているとのことです。そこで、本県では、集落の活性化に今後どのように取り組んでいくのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（永山英也君） 集落の活性化につきましては、昨年改定いたしました中山間地域振興計画におきまして、「集落の維持・活性化と新たな絆の創造等」を重点施策の一つとして位置づけ、その推進を図っております。具体的には、元気な集落づくりに取り組んでいる「いきいき集落」の認定や、中山間盛り上げ隊による集落活動への支援、また、今年度からは、環境美化活動や地域の見守り、祭りなどの地域行事等に、複数の集落がお互いに連携・協力して、新たに取り組む活動を支援することとしております。県といたしましては、県内7地域に設置しております中山間地域振興協議会など、さまざまな場を通じて、地域の実情等の把握に努めますとともに、引き続き、集落みずからによる活力の向上や地域文化の保存・継承などの取り組みを促進することにより、集落の活性化に努めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 集落の維持・活性化と新たな絆の創造等、よろしくお願ひいたします。

先ほどの徳島県神山町が全国屈指のブロードバンド環境を整備しており、それがICT関連誘致につながっていると紹介しました。中山間地域においても、今後、重要なコミュニケーションツールになると思います。そこで、本県における情報通信基盤の整備状況と、それらを活用した中山間地域の活性化について、再度、

総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（永山英也君） 本県の情報通信基盤は、五ヶ瀬町を除く全ての市町村でブロードバンドサービスの利用が可能となっており、五ヶ瀬町につきましても、現在、事業に取り組んでおられます。また、携帯電話につきましては、99.9%の世帯で利用可能となっております。このように、情報通信基盤の整備は一定の水準に達しているところでありますけれども、神山町の事例にありましたように、地域の課題解決のためには、いかに地域の実情に応じてICTを活用し、地方創生につなげるかが、より一層重要になってまいります。既に県内におきましても、空き店舗を活用したIT企業の誘致や、農業分野におきますスマートフォンやセンサー技術を活用した生産管理システムの導入など、具体的な取り組みも生じてきております。今後とも、市町村等と連携しまして、他県の成功事例等も研究しながら、ICTを活用した中山間地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 県内各地、テレワークの普及にもつながりますので、通信技術のインフラ整備をよろしくお願ひいたします。

次は、スポーツ振興についてです。

数々の感動をいただいたリオのオリンピックが閉幕し、小池東京都知事に五輪旗が引き継がれました。4年後を見据えて本県でも取り組みを支援してまいりたい。そこで、リオデジャネイロオリンピックに対する知事の率直な感想と、競技力向上や障がい者スポーツの振興など、東京大会に向けた本県の今後の取り組みについてお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） リオデジャネイロ大会では、連日、日本人のメダリストが誕生し、日

本中が興奮の渦に包まれた状況でありました。本県ゆかりの選手も11人出場し、4人がメダルを獲得する過去最高の数に並んだわけでありまして、大変誇らしい気持ちと大きな感動をいただいたと考えております。とりわけ、3大会連続のメダル獲得に加え、競泳チーム全体を精神的に支えられた松田選手、今回も「手ぶらでは帰られなかった」ということで、本当に素晴らしいなと思いますし、3大会連続でメダルというのは、競泳では北島康介選手と並んで松田選手だけだという話も伺ったところでもあります。まさに偉業であります。日本柔道の再起を託されて、はかり知れない重圧の中で、見事、全階級メダル獲得を達成した男子柔道チームの井上監督、この松田選手と井上監督のお二人には、特に深く敬意を表したいと考えております。また、日本のメダル獲得数が史上最高の41個となったということで、戦略的な選手強化の必要性を痛感したところでもあります。これは、いろんな形でのジュニアの強化策というものが功を奏したこともありますし、北京オリンピックの少し前に北区にできた屋内型ナショナルトレーニングセンター、その成果が出ているのではないかと受けとめておりまして、本県が要望しております屋外型ナショナルトレーニングセンターの必要性を改めて感じたところでもあります。本県では、現在、幅広い分野におきまして、東京オリンピック・パラリンピックに向けたおもてなしプロジェクトを展開しておりますが、東京大会後も、2巡目国体や全国障害者スポーツ大会を予定しているところでもあります。中長期的な視点から、競技力の向上や障がい者スポーツの振興にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 ただいま御答弁いただき

た、また、きのうも議論がございました、屋外型ナショナルトレーニングセンターや事前キャンプの誘致、今後もさらなる取り組みをお願いしたいと思います。東京オリンピック、そして、その後の2巡目国体へ、若手選手の強化が重要です。本県若手選手の競技力向上の取り組みについて、教育長にお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 若手選手の競技力向上につきましては、県内で安定した成績を残し、全国大会等でも上位入賞が期待できる高校を競技力強化推進校等に指定いたしまして、遠征や強化合宿の支援等を行っているところでもあります。また、競技力強化推進校と県中学校選抜チームとの合同練習、中学・高校の優秀選手を集めての強化合宿など、中高の連携・強化も図っているところでもあります。さらに、小学生段階からの取り組みとして、未来の主演となるエース級の人材の発掘・育成に向けた「宮崎ワールドアスリート発掘・育成プロジェクト事業」を、昨年度から始めたところでもあります。今後も、若手選手の育成・強化に努めまして、柔道の井上康生監督、あるいは水泳の松田丈志選手のように、世界の大舞台で活躍できる選手の輩出につなげてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 早い段階からの選手の発掘・育成も重要になります。福岡県では、将来五輪の舞台で活躍するトップアスリートを一人でも多く輩出しようと、JOCや日本スポーツ振興センターとの協力で、2004年から福岡県タレント発掘事業を行って成果を上げているようです。本県も同様の取り組みが始まっておりますが、今、御答弁にありました「宮崎ワールドアスリート発掘・育成プロジェクト事業」の取り組み状況について、教育長にお伺いいたしま

す。

○教育長（四本 孝君） 本年5月に宮崎ワールドアスリート1期生として、小学5年生25名、中学1年生26名の計51名を認定したところでもあります。現在、1期生に対しましては、国内外の専門講師による身体能力等を高めるためのトレーニングや、子供の適性に合った種目を見つけるためのさまざまな競技体験、保護者向けに栄養学などのプログラムを実施しておりまして、今後、中学3年生までの最長5年間、継続して育成に努めることとしております。私も認定式で、1期生の力強いまなざしにその熱い思いを感じたところでございます。また、担当者や競技団体等からも、「高い身体能力がある」、あるいは、「保護者の方も関心が高い」といった報告を受けておりまして、プロジェクトの成果を大いに期待しているところでございます。なお、本年10月と12月には、2期生のオーディションを実施することとしておりまして、引き続き、宮崎から世界で活躍できるアスリートの発掘・育成に努めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 身体と競技技術の専門家だけでなく、知的能力、メンタル面においても、トップアスリートに必要な能力を早目に磨き育てる取り組みをしっかりお願いいたします。

リオの舞台は、本日よりパラリンピックが開幕いたしました。22の競技に160以上の国や地域、約4,350名が参加し、日本からは17競技に132名が挑戦いたします。パラリンピックという名称は、パラプレジア（対麻痺者）、つまり両下肢のみの運動麻痺のオリンピックという発想のもとに、1964年の東京大会で名づけられた名称で、1985年には、「パラレル（平行の・並列の・もう一つの）オリンピック」との解釈で

正式名称となり、1989年に国際パラリンピック委員会が創設され、競技性の高いスポーツ大会として現在に至っているとのことです。本県ゆかりの選手として陸上の中西麻耶さんが、また、陸上コーチとして、みなみのかぜ支援学校の奥松美恵子先生が参加されると聞きました。本県の障がい者スポーツの充実に向けた取り組みを、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 議員御指摘のとおり、障がい者スポーツは、障がいのある方の社会参加を促進するとともに、障がいへの理解促進を図る上で大変重要であると考えております。このため、県におきましては、県障がい者スポーツ大会や地区スポーツ教室の開催、障がい者スポーツ指導員の養成に取り組むなど、障がい者スポーツの普及・振興に努めてきたところであります。平成38年には、全国障害者スポーツ大会の本県開催が内々定していることから、今後、パラリンピック選手による講演会や、パラリンピック競技の一つでありますボッチャ競技の講習会など、各種体験教室などを通じまして、選手や指導者を発掘・育成いたしまして、障がい者スポーツの充実を図ってまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 公明党が推進した2011年施行のスポーツ基本法で、障がい者スポーツの振興などが初めて法律に盛り込まれ、パラリンピック参加選手への遠征費用などの経済的支援が実現しました。今回、パラリンピックでは、NHKが初めて競技の生中継を行います。これについても、公明党が国会質問で、障がい者スポーツの普及を啓発するため、テレビ中継の重要性を主張してきた結果です。4年後のオリンピック・パラリンピックを機運として、スポーツの裾野を広げ、より多くの県民がスポーツ

に親しむための環境整備をお願いいたします。

次に、鳥獣被害対策についてであります。

6月の一般質問では、野生鳥獣による農林作物の被害は、平成25年度の総額が約8億2,700万円、平成26年度の被害は、分野別で、農作物が約6億2,800万円、人工林が約4,700万円、特用林産物が2,600万円の、合計で約7億100万円となっていると伺いました。10億円を超えていた数年前からすると年々減少傾向にあるものの、いまだ深刻な状況だと思えます。今回、質問を取り上げるに当たり、鳥獣被害対策に取り組んでおられるお二人の方にお話を伺ってまいりました。お一人は木城町の有害鳥獣対策アドバイザーの方、もう一人は認定鳥獣捕獲等事業者である延岡市の同アドバイザーの方であります。

木城町といえば、先日8月31日、鹿被害対策に関して、国、県、町、地元団体が協定を結んだことが報道されておりました。官民が連携して、国有林も含み、迅速に鹿の捕獲をすることが狙いであり、県内で初とのことでもあります。木城町駄留地区では、以前から地域が一体となって、やぶや木を払って野生獣の隠れ場を減らし、また、餌（出荷しない野菜・果物）などを放置しない、花火や投石などで追い払い等を徹底すること、その上で捕獲を行うという手法のようです。その効果が顕著であり、県内外に広がりを見せております。そこで、本県が取り組んでいる集落ぐるみの鳥獣被害対策について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 鳥獣被害対策では、作物残渣を放置することによる「無自覚の餌づけ」や、里におりてきた鳥獣の追い払いを徹底しないことによる「人なれ学習」が被害拡大の大きな要因であると指摘されているところでもあります。このような状況を打破するため

には、駄留地区のお話がありましたけれども、何よりも、集落ぐるみで鳥獣を近づけない環境をつくるのが重要であると、そのように考えております。このため県では、平成22年度に設置いたしました鳥獣被害対策特命チームを中心に、平成27年度までに37のモデル集落を指定するとともに、集落活動を指導・牽引する人材といたしまして、鳥獣被害対策マイスターを424名、地域リーダーを2,386名育成するなど、集落が一体となって取り組む被害防止対策を推進してきたところであります。

これらの取り組みにより、本県の鳥獣被害は、平成24年度以降、若干ではありますけれども、年々減少傾向にあります。しかし、依然として被害の多い集落もありますことから、モデル集落における取り組みを波及させるなど、今後とも、集落ぐるみの鳥獣被害防止対策のより一層の推進に努め、被害軽減を図ってまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 地域が一体となり、継続して取り組んでおられる、被害防止と集落の活性化にとっても重要な取り組みだと思えます。

一方の、認定鳥獣捕獲等事業の第1号認定となった方の場合は、長年訓練された猟犬を使つての捕獲方法であります。農林業の生産者から鳥獣被害の連絡があると、すぐ現場に向かい、民家近くの圃場に寄ってくるサルやイノシシ、鹿を猟犬で追わせる。ほえまくられたり、後ろからかみつかれて逃げた有害獣は、1週間ほどは出てこない。出てきたらまた追わせる。民家から山元に追い返して、それを繰り返す。それから時期を見て捕獲するようであります。まずは、この猟犬による追い払いが被害対策の基本となっているようであります。

次に、狩猟のときは、人（ハンター）は1人

か2人でも、イノシシのときは犬1匹で、獲物を見つけておびき寄せ、銃でしとめる方法です。鹿を捕まえる場合は、犬2匹で川へ追い落として、それを銃でしとめるそうであります。具体的には、ドッグマーカールをつけた犬が山林でイノシシのすみかを見つけてほえる。威嚇されたイノシシは犬を追う。しかし、訓練された犬は、真正面から向かってくるイノシシから離れて——向こうは牙がありますから、首を振った瞬間にやられるそうです——追ってきたら引く、後ろに回り込んで追う、かむ、引き寄せる。それを繰り返して、待ち構えていたハンターの前に来ると、犬はすっと離れて、その瞬間、パカンと一撃でしとめるということであります。しとめたイノシシは、その場で速やかに放血し、きれいな沢の水で十分洗い流して加工場へ。全く臭みもない最高の状態で処理されるようであります。鹿も同じ方法でございます。

長年の経験で、獲物の狩猟時期、狩猟方法、雄雌と体重、また、部位によって精肉用、加工用に分けて卸すので、取引先の信頼が厚いということであります。このように、生産者の立場で作物の被害を減らすために犬で追い払う。そして、いかに効率よく、最高の獣肉を得て、販売に価値をつけるか、ブランドにしていくかを行っているわけであります。獲物の命を無駄にしない。まさにプロフェッショナルな猟のあり方でありますが、アドバイザーの方は、そういう手法を次の若手に伝えていきたいと語っておられました。

認定鳥獣捕獲等事業者制度とは、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や、従事者が適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識を有する鳥獣捕獲等事業を実施する法人について、都道府県知事が認定する制度であり

ます。平成27年5月に施行した法律（鳥獣保護管理法）に基づき、新たに導入された制度であります。しかしながら、県内の既存の狩猟班と認定事業者の間で、事業の理解に若干隔たりがあるようであります。そこで、県は、認定鳥獣捕獲等事業者の活用をどのように促進していくのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（大坪篤史君） 認定鳥獣捕獲等事業者制度は、狩猟者の減少や高齢化が進む中で、有害鳥獣捕獲の新たな手法として期待されているところです。ただし、有害鳥獣捕獲の許可権限者は市町村長になりますので、制度の推進に当たっては、市町村の理解や、従来から捕獲活動を行っている狩猟者団体との連携・協調が必要になります。このため、県としましては、市町村に対し、制度の趣旨や内容について説明するとともに、狩猟者団体に対しては、認定事業者と協調した捕獲について要請を行ってまいりました。その結果、延岡市や日向市、日之影町では調整が図られ、事業者による有害鳥獣捕獲が実施できるようになったところです。今後とも、継続して関係者間の合意形成に努め、認定事業者制度の推進を図ってまいりたいと考えています。

○重松幸次郎議員 事業目的には、「指定管理鳥獣の捕獲等を円滑かつ迅速に強化し、もって適正な指定管理鳥獣の管理を推進し、生物多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与する」とうたわれておりますので、よろしくお伺いいたします。

捕獲した獣肉の品質の確保を図るためには、ガイドラインに沿った食肉解体施設の充実、また、効率よく獣肉を処理・保管できる移動式解体処理車の広域での導入も進めるべきと考えます。補助のあり方も国に合わせ、県、市町村で

応分の負担を検討していただきたいと思いません。移動処理車の新作展示車が宮崎県にも来るようですが、ジビエの普及拡大を図る上で、品質の安定確保に取り組む必要があるが、移動式解体処理車の導入や人材育成の取り組みをどのように行うのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（永山英也君） 移動式の解体処理車につきましては、捕獲現場近くで速やかに処理することが可能となるため、処理加工施設までの搬入作業の軽減や肉質の劣化防止などの点で、その有効性が期待されております。国産ジビエ流通規格検討協議会による移動式解体処理車の実証調査が、来月、県内2地域、延岡市と西米良村で実施されることとなっております。県としましては、この実証調査に積極的に協力しますとともに、衛生管理や運用面での課題について、しっかりと見きわめてまいりたいと考えております。また、人材育成につきましては、安全・安心で高品質なジビエの安定供給に向け、今年度から新たに、捕獲から消費までの各段階における衛生管理技術や処理・加工技術に関する研修会を開催する予定としております。今後とも、各部局や市町村とも連携を図りながら、ジビエの普及拡大に取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 この移動車両があると、環境にもすぐれ、獲物を一々加工場まで持ち帰る時間が省け、その分、おいしい獣肉が得られる。ぜひ導入を推進していただきたいと思いません。

先月、私は、東京都墨田区にある皮のなめし工場に行き、鹿、イノシシの獣皮を靴やバッグ、ウェア用に加工された皮革素材を見学してまいりました。カラー10色、風合いもよく、す

ばらしい仕上がりでございました。その後、その獣皮で収益事業の展開を目指している全国ネットワーク「MATAGIプロジェクト」の会合に参加し、全国から集った狩猟者、行政、大手生活雑貨店、皮革卸業者（タンナー）、ペットフード製造業者など、約30名の方々と意見交換をしてまいりました。活発な情報交換があり、ビジネス需要が起こっております。地域先進地は、島根県美郷、また、岡山県は県主導で2つの事業が、長崎県対馬などでもこのMATAGIプロジェクトに参加されているそうです。その翌日、台東区にある日本ジビエ振興協議会にもお邪魔し、獣肉の処理加工、調理・販売などのノウハウを共有できることを確認し、獣肉・獣皮を活用してビジネスとして成り立たせることが重要との意見で一致しました。鹿、イノシシの肉や皮などを活用した商品開発や販路開拓に対する補助事業として、どのような支援策があるのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 御質問のありました補助事業といたしましては、まず、国の地域産業資源活用事業がございます。この事業は、中小企業者が、県の指定する農林水産物等の地域産業資源を活用した商品の開発、販路の開拓等についての事業計画を策定し、国から認定を受けた場合には、それらの取り組みに対して支援が受けられるものであります。また、このほか、県の6次化実現ネットワーク活動事業や、宮崎県産業振興機構の「みやざき農商工連携応援ファンド事業」などにおきましても、それぞれ要件はございますけれども、商品開発等の取り組みに対する支援制度がございます。県といたしましては、今後とも、これらの事業の活用推進を図りながら、地域の産業資源

を生かした取り組みを促進してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 捕獲から獣肉の加工販売、皮の活用まで、6次産業化を図り、宮崎ならではのビジネスモデルを構築し、後継者を育成する。そのことで鳥獣被害をなくす、県からの積極的な支援をお願いいたします。

続きまして、畜産振興について質問いたします。

我が党の機関紙に、また一般紙にも紹介されておりました「笹サイレージ」について、お伺いします。「笹」とは竹のことですが、竹は日本各地に分布し、古くから身近な生活資源として利用されてきました。成長が早く、繁殖力も強い貴重な再生可能資源であります。近年、プラスチック素材などの普及により、利用されず、放置される竹林が大きな問題となっています。その竹を主原料とした家畜用発酵粗飼料「笹サイレージ」を製造する量産化設備が完成し、注目を集めています。飼料化の手順は、竹林で竹を伐採し、工場へ運搬。竹を丸ごと機械で細かく砕いて糖蜜と混ぜ合わせ、ロール状に巻いてラップで包む。約40日間発酵させると完成するとのこと。この技術は、県畜産試験場が研究を進めてきたもので、都城市にある大和検査鋳業株式会社さんへ伺い、お話を聞いてまいりました。試行を重ねて全国初の量産化に踏み切りましたということでありました。そこで、今後の笹サイレージの取り組みについて、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 笹サイレージにつきましては、牛の飼料として竹を利用できないかという問題意識から、本県畜産試験場が平成23年度から研究を開始し、実用化した技術であります。この技術は、竹という県内未利用

資源の活用や飼料自給率の向上といった効果のほかに、将来的には、生産コストの多くを占める飼料費を低減できるのではないかと、その可能性もあると考えております。そのような中で、御質問の中にもありましたが、ことし3月から、県内企業で笹サイレージの製造、販売がスタートしており、大変期待をしているところでありますが、畜産農家への安定供給やコスト低減等の課題もございますので、県といたしましては、さらに多くの畜産農家に供給していけるよう、関係機関と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 飼料の国内自給率の低迷への歯どめと、竹林被害解消へ一石二鳥の効果が期待できるようですので、今後の取り組みを加速させていただきたいと思っております。

8月27日付宮崎日日新聞に、「2010年の口蹄疫終息から、8月27日で6年を迎えました。牛、豚など29万7,808頭が犠牲となり、畜産農業を初め、観光、商工業にも多大な被害をもたらしましたが、この6年間、全国からの御支援と関係者の御努力で、ようやく復興から新たな段階へ歩みがスタートしました」との内容の記事がございました。そこで、口蹄疫から6年が経過いたしました。畜産の復興状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 口蹄疫からの再生・復興につきましては、「忘れない そして前へ」を合い言葉に、生産性の向上などさまざまな取り組みを実施してきました。この結果、畜産産出額が発生前の水準に回復するとともに、埋却地につきましても再生整備が完了するなど、一步一步着実に前へ進んでいると認識しております。また、牛肉の輸出量が過去最高の208トン記録したほか、種雄牛も発生前と同

規模の58頭まで回復し、県内歴代最高の成績をおさめた「真華盛」の造成など、さまざまな成果も出てきておりまして、復興に向けた手応えを感じているところであります。引き続き、生産者や関係団体の皆さんとともに、畜産の振興にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 復興・再生、そして新たな畜産の体制が構築されておりますこと、心から敬意を表したいと思っております。

県が地方債を発行して1,000億円を調達し、その運用益で幅広い助成事業を展開した口蹄疫復興財団が8月で解散されたと伺いました。改めて、口蹄疫復興財団のこれまでの取り組みと成果について、財団理事長の内田副知事にお伺いいたします。

○副知事(内田欽也君) 口蹄疫復興財団は、平成23年度からの5年間で、県内経済・県民生活の早期の復興・再建を目的に、畜産の振興、本県の産業基盤の構築など、幅広く支援を行ってまいりました。具体的には、畜産の分野では、畜産農家のICT化を支援することで生産性の向上が図られましたり、フードビジネスの分野では、農畜産物を活用した新商品が開発され、売り上げ増加や雇用拡大につながりました。また、当初2年間のプレミアム商品券の発行や、「道の駅つの」などの観光資源の整備などによりまして、県内経済の活性化に一定の成果が見られたところであります。このような財団の取り組みによりまして、畜産の振興のみならず、フードビジネスの推進、中小企業振興、誘客対策、地域振興など、幅広い分野で県内経済の活性化に大きく寄与できたものと考えております。

○重松幸次郎議員 助成件数が251件、28

億2,042万円にも上り、復興への取り組みが一区切りついたわけではありますが、財団、そして事業実施の関係者の皆様、お疲れさまでございました。これから次のステップへ飛躍していくに当たり、今後の畜産振興について、知事の意気込みを伺いたいと思っております。

○知事(河野俊嗣君) 私は、知事就任以来、口蹄疫からの再生・復興を県政の最重要課題と考えまして、県民の皆様とともに全力で取り組んできたところであります。この間、全共2連覇により、宮崎牛が国内外から高い評価を受けるとともに、畜産産出額が口蹄疫発生前の水準に回復するなど、さまざまな成果も上がってきていると考えております。一方で、本県の畜産は、高齢化等による担い手不足などにより、生産基盤の強化が急務となっているところであります。このため、8月に新たに策定しました「宮崎県畜産新生推進プラン」に基づきまして、生産力の向上や販売力の強化などに取り組み、本県畜産の成長産業化を目指したいと考えているところであります。1年後の宮城全共では、「チーム宮崎」が一丸となって、日本一の努力と準備を行うことで、何としても3連覇を達成したいと考えております。今後とも、宮崎の畜産が日本のトップランナーとしてさらに躍進できますよう、生産者、関係の皆様とともに全力で取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 全国和牛能力共進会3連覇は、県民が期待し、勇気と感動を与えていただきます。その取り組みに県からの御支援をよろしく願いいたします。「忘れない そして前へ」を合い言葉に、よろしく願いいたします。

続きまして、福祉行政についてお伺いいたします。

初めに、視覚障がい者への対応についてであります。先月、東京の地下鉄で、盲導犬を連れて歩いていた視覚障がい者がホームから転落し、お亡くなりになりました。あいにくこの駅にはホームドアがなく、また、点字ブロックを柱が一部塞いでいる問題点なども指摘されております。乗客の安全を守るための検証が求められています。宮崎県内のJRホームや一般道路での安全対策はどうでしょうか。今回の事故を受けて、視覚障害者団体からそうした不安解消の要望があることを、我が党の宮崎市議団から聞き、早速、県の視覚障害者センター、市の視覚障害者福祉会事務局へ伺ってまいりました。目の不自由な方は、駅のホームだけでなく、横断歩道や道路、階段のステップに点字ブロックがない場所などにも不安や緊張が多く、安全対策はハード面、ソフト面ともに大切であること、また、施設整備も重要だが、何よりも視覚障がい者への理解と見守り、困っている様子があれば、声かけなどの対応をお願いしたいとお話でありました。ホームドアなどの整備はかなり難しいと思いますが、バリアフリーや障がいのある方への対応として、視覚障がい者を含め、JR線における交通弱者対策はどうなっているのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（永山英也君） JR九州では、視覚障がい者を含めた交通弱者への対応として、県や関係自治体と連携し、これまで県内6つの駅でエレベータを設置し、そのほか、段差の解消や誘導用ブロックの整備についても取り組まれております。また、交通弱者に対する介助マニュアルを定め、駅職員、車掌、運転士、客室乗務員などを対象に、適切なサポートを行うための実習を中心とした研修を定期的の実施し、ソフト面の対策にも力を入れておられ

ます。県といたしましては、今後とも、鉄道を安全かつ円滑に利用できますよう、鉄道のバリアフリー化の推進について、国やJR九州に対し要望してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 さらなる安全対策をお願いいたします。県視覚障害者福祉協会の小島理事長は、宮崎県は、おかげさまでガイドヘルパー（移動介護従事者）の制度がトップクラスで整っていることは評価された上で、点字ブロックも郊外になると敷設していないところがあったり、依然として景観を優先させた歩道と同系色のブロックがあること、また、歩道橋のステップに色落ちがあると、弱視や色弱者の人たちには識別が困難であることを話されておりました。そして、横断歩道にも、横断歩道用の点字マーカ―「エスコートゾーン」の設置が本県は進んでいないこと。また、歩車分離式信号では、双方の車がとまるので、どの方向に歩いていけばよいかわからなくなる。目の不自由な方は、車が左右に動いている状況でこちらが青だと認識して渡られる。また、縦の線で車が動いていると、こちらが青だと認識して歩かれる。ところが、歩車分離式は両方とも車がとまるんです。そうすると全く認識できなくなるというお話でありました。それを解消するために、ピッポ、ピッポと鳴る音声付きの信号機があるんですけども、住民の苦情でこれが消されている場合があるとおっしゃってございました。視覚障がい者が道路を安全に横断できるようにするため、音声案内等のついた信号機やエスコートゾーンの整備状況について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（野口 泰君） 警察では、視覚障がい者の安全な道路横断対策としまして、青色信号をメロディーや音声で知らせる信号機を

市街地の交差点など304カ所に整備しております。また、視覚障がい者が使用するつえの反射シートを感知して信号機の状態を音声で案内したり、歩行者信号の青時間を延長する装置を、宮崎駅前など2カ所に整備しております。なお、エスコートゾーンにつきましては、現在、道路管理者において、宮崎空港ビル前や宮崎市保健所周辺に設置しておりますが、今後は、警察といたしましても、関係機関と十分な調整を図りながら、設置に向けた検討を行ってまいります。

○重松幸次郎議員 ほかにも切実なお話を伺ってまいりましたが、次の機会にいたします。どうか、視覚障がい者を含む交通弱者対策をよろしくお願いいたします。

子供を取り巻く問題について、福祉保健部長にお伺いいたします。昨年、児童相談所が児童虐待に関する相談・通告を受けて対応した全国の児童虐待の件数が、前年度を1万4,329件上回り10万3,260件だったことが、厚生労働省のまとめでわかりました。本県の状況について、平成27年度の児童虐待相談の種別ごとの件数と、児童虐待対策に係る本県の新たな取り組みについて、お伺いいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 児童虐待相談の種別ごとの件数でございますが、養育の怠慢などのいわゆるネグレクトが309件、心理的虐待が228件、身体的虐待が174件、性的虐待が4件となっており、全体としては増加傾向にあります。これに対応する本県の新たな取り組みといたしまして、今年度から、夜間・休日に全国共通ダイヤル189（いちはやく）を通じまして児童相談所に寄せられる相談等に対し、専門職員を配置するコールセンターを活用するとともに、家庭からの相談に専門的な助言等を行います児

童家庭支援センターを設置するなど、相談支援体制の充実を図ったところであります。また、虐待等により家庭での養育を受けることが困難で、施設に入所している児童に対しましては、就労や進学の際に家賃等の経済的支援を行いまして、条件を満たせば返還を免除する貸付金事業を開始することとしたところであります。

○重松幸次郎議員 就労・進学支援なども含め、相談・支援の取り組みをよろしくお願いいたします。

次は、子供の貧困対策です。6人に1人の子供が貧困と言われ、社会問題となる中、教育面だけでなく、成長期の体を支える栄養摂取の面においても、貧困家庭の子供が格差に直面していることが浮き彫りになっております。対策を急がなければなりません。経済的な理由で食事を満足にとれなかったり、ひとり親家庭で親が多忙なため、一人で食事をしている子供に、無料または低価格で食事を提供する——これは午前中も太田議員から質問がありましたが——子ども食堂の普及も全国でふえつつあります。この子ども食堂について、県内の取り組み状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 本県におきましても、子ども食堂が広がりつつありまして、現在、NPO法人等の民間団体による6件の取り組みを把握しているところであります。各団体におかれましては、空き店舗や既存の施設などを活用した上で、企業等からの寄附や、地域住民から食材の提供を受けるなどの工夫を行いながら、無料または低額な料金で食事を提供しているところであります。また、子供のみならず、親や高齢者も利用できる事例や、学習支援をあわせて行う事例があるなど、子ども食堂は、子供の貧困対策はもとより、世代間の交流

にも寄与するなど、大変意義のあるものであると認識しております。したがって、県といたしましては、このような取り組みが県内全域に広がりますよう、引き続き支援を行ってまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 宮崎市のプレミアム親子食堂さんにお話を伺ってまいりました。案内チラシには、「たまにはお子様と一緒にゆっくりと楽しいご飯の時間をプレミアム親子食堂で過ごしませんか。頑張るあなたへ地域の皆様からのプレゼント」とありました。富井代表は、「このような取り組みを知らなかったという声が多い。情報の拡散・共有で、より身近に支援の輪が広がっていくことを考えて、より参加しやすい支援活動を企画していく」と語っておられました。支援の輪を呼びかけ、広める取り組みをしていただきたいと思います。

それでは、最後の項目になりましたが、地域防災力の充実についてであります。

9月1日は「防災の日」でありました。1923年の同日に起こった関東大震災の教訓を後世に伝えて自然災害に対する認識を深め、防災体制が充実することの意義を確認するために、1960年に制定されました。本県も、南海トラフ巨大地震に備え、想定されるあらゆる準備を進めていかななくてはなりません。県の減災力強化推進事業により、津波避難タワー等の整備が進んでいると思いますが、その進捗状況を危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（畑山栄介君） 県内の沿岸市町では、減災力強化推進事業を活用しまして、津波避難タワー等の整備を進めており、昨年度までに2市1町で6つの施設が完成しております。今後は、平成31年度までに、3市2町で15の津波避難タワーや高台盛り土等を整備す

ることとしております。また、避難階段や避難場所、備蓄倉庫の設置などについても、この事業を活用しまして、これまでに5市3町の75カ所で整備を行ってきております。津波避難タワー等は、住民の生命を守るために大変重要な施設でありますことから、今後とも、減災力強化推進事業の活用を促進しまして、沿岸市町と一体となって早期整備に取り組んでまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 避難タワーだけでなく、避難階段や避難場所の確保、また備蓄倉庫も重要であります。よろしくお伺いいたします。

平成23年の2月議会でも取り上げました被災者支援システムの導入について。このシステムは、阪神淡路大震災のとき、壊滅的な被害を受けた兵庫県西宮市が開発したシステムであります。全国の地方公共団体に無償で公開・提供されております。熊本の被災者支援においても、罹災証明書の発行に時間がとられ、手間がかかったようではありますが、被災者支援システムの県内市町村の導入状況について、同じく危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（畑山栄介君） 被災者支援システムは、住民基本台帳データなどをもとに、被災者台帳の作成から罹災証明書の発行、各種義援金の支給などの被災者支援業務を一括して処理するためのシステムでございまして、全国の市町村で導入が進められております。県内では、現在、3つの市や町が導入しておりますが、大規模災害時に被災者の迅速かつ円滑な生活再建を図るためには、大変有効なシステムであると考えております。このため県としましては、市町村に対して、既に導入している自治体の情報の提供や、システム導入に関する助言を行うなど、必要な支援を行ってまいりたいと

考えております。

○重松幸次郎議員 このシステムについては、我が党の議員が県内各市町村で支援システムの導入を呼びかけていくと思いますので、確かな御助言をお願いいたします。

災害時には、体の不自由な高齢者や障がい者、妊産婦といった災害弱者に対して、特別な配慮が求められます。熊本地震では、そうした人たちを優先的に受け入れる福祉避難所の機能が、スタッフ不足などを理由に十分に発揮されていないとの報道がありました。本県での施設や人材の確保はどうなっているのか。県内の福祉避難所の指定状況及び要配慮者の受け入れに関する広域的な応援体制について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 福祉避難所につきましては、さきに新見議員からも御質問がございましたけれども、その後、件数等がふえております。本年8月末日現在、23市町村で社会福祉施設など209の施設が指定されております。先般の熊本地震では、施設の損傷や職員の不足等により、福祉避難所としての本来の機能が発揮されない実態が多く見られまして、広域的な支援体制の重要性を改めて認識したところでもあります。

このような中、本県におきましては、758の社会福祉施設が相互応援協定を締結しておりまして、被災時には、職員の派遣、物資の提供及び利用者の受け入れ等を行うこととしております。県といたしましては、引き続き、市町村に対して、できるだけ多くの福祉避難所を指定していただくよう、働きかけを行ってまいりますとともに、福祉避難所の広域的な連携が円滑に進むよう、関係機関と一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 市町村との応援連携の強化が現実的な取り組みだと考えます。よろしくお願いたします。

先月、県議団で、宮崎県防災救急航空隊（防災ヘリ「あおぞら」）の調査に伺いました。3カ月に及ぶ定期点検が終了し、稼働が再開されましたが、防災ヘリ「あおぞら」の稼働状況と宮崎大学との連携について、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（畑山栄介君） 防災ヘリの稼働状況につきましては、平成27年度の出動件数は、救急70件、救助36件、他県への応援13件など、合計124件となっております。県内外の緊急事案に対応したところでございます。

次に、宮崎大学との連携につきましては、昨年9月に県と大学の間で締結した「医師現場投入活動実施に関する協定」に基づく取り組みを行っております。これは、山間部などで重篤な傷病者が発生し、早期の医療行為が必要となる場合などに、宮崎大学所属の医師が防災ヘリに同乗して急行し、ヘリから降下して現場で救命活動を行うものであります。これまで、医師に対する訓練等を実施してまいりましたが、先月19日に田野町で熱中症患者が発生した際に、初めて医師を現場に投入し、迅速な救命処置を図ったところであります。県としましては、今後とも大学と十分連携を図り、防災ヘリによる救助、救命活動を推進してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 今、御答弁いただきました「医師現場投入活動実施に関する協定」、救出から治療までの時間が大幅に短縮できる宮崎方式は、全国のモデルケースになる取り組みだと思います。より円滑な防災ヘリの活用を推進していただきたいと思います。

前日も、ヘリの位置情報と目的地確認のヘリサインの中で、GPS機能の活用を議論させていただきましたが、新たな位置情報システム「D-NET」の導入があるとお伺いしました。D-NETを活用した位置情報システムの概要と県の取り組み状況について、同じく危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（畑山栄介君） このシステムは、「集中管理型消防防災ヘリコプター動態管理システム」という名称で、消防庁が平成26年4月から運用開始しているもので、従来のGPS機能に加えまして、災害対策本部と送受信ができるメッセージ機能、住所などの地上情報検索機能、多数のヘリコプターの位置確認が容易にできる機能などが付加されております。これらにより、大規模災害時に集結したヘリコプターの運用調整や、災害対策本部を含めヘリ相互の情報共有化が図りやすいことから、全国の消防防災ヘリコプターに導入が進んでおります。本県におきましても、先月、機器を導入し、現在、速やかな運用に向け準備を進めているところでございます。本システムの導入により、本県における災害時の救援活動がより効率的かつ安全に実施できるものと考えておるところでございます。

○重松幸次郎議員 大変機能の高いGPS機能だと思います。さらなる活用をお願いいたします。

最後になりますが、防災・減災にはリーダーの養成が必要であります。その人たちが常時危機意識を持ち、情報を共有し、訓練参加を呼びかけていくことが重要であります。自治会防災班、消防団、そして防災士ネットワークなどの方々です。そうした中、先日、県警と県防災士ネットワークとの「防災対策に関する相互協力

協定」が結ばれたとありました。NPO法人宮崎県防災士ネットワークとの協定について、その目的を警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（野口 泰君） 宮崎県警察とNPO法人宮崎県防災士ネットワークとは、本年8月1日に協定を締結しております。協定の趣旨は、南海トラフ巨大地震等の大規模災害への備えを万全にするため、防災や減災に関する十分な意識と知識・技能を有する防災士のネットワークと相互に協力し、平常時には、地域住民の防災・減災対策のため、防災意識の普及・啓発活動や各種防災訓練の実施、災害危険箇所等の災害に関する情報の共有を行い、大震災などの発災後には、避難所等の安全・安心確保のための支援活動などを円滑に実施していくことを目的に協定を締結したものであります。地域防災力の向上が求められるところ、警察のみでは不十分であることから、防災士ネットワークを初めとした関係機関・団体の皆様と日常的に連携しながら、防災対策に最善を尽くしてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 このような連携協定は、とても意義があることだと思います。ふだんからの防災対策に、互いに力を入れて取り組んでまいりたいと思います。自然災害が猛威を振るっております。我々は、しっかり身の回り、また、自分の命は自分で守る、そのことを肝に銘じながら取り組んでまいりたいと思います。

これで全ての質問を終了いたします。本日はまことにありがとうございました。

○星原 透議長 以上で代表質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

平成28年9月8日(木)

午後2時14分散会

9月9日（金）

平成 28 年 9 月 9 日 (金 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (38 名)

1 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	来 住 一 人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
5 番	岩 切 達 哉	(同)
6 番	右 松 隆 央	(宮崎県議会自由民主党)
7 番	二 見 康 之	(同)
8 番	清 山 知 憲	(同)
9 番	島 田 俊 光	(同)
10 番	日 高 博 之	(同)
11 番	野 崎 幸 士	(同)
12 番	日 高 陽 一	(同)
13 番	星 原 透	(同)
14 番	西 村 賢	(無所属の会)
15 番	関 師 博 規	(愛みやざき)
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18 番	田 口 雄 二	(県民連合宮崎)
19 番	高 橋 透	(同)
20 番	丸 山 裕次郎	(宮崎県議会自由民主党)
21 番	中 野 一 則	(同)
22 番	中 野 廣 明	(同)
23 番	黒 木 正 一	(同)
24 番	横 田 照 夫	(同)
25 番	山 下 博 三	(同)
27 番	井 上 紀代子	(県民の声)
28 番	徳 重 忠 夫	(自由民主党県民クラブ)
29 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
30 番	満 行 潤 一	(県民連合宮崎)
31 番	太 田 清 海	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	後 藤 哲 朗	(同)
34 番	外 山 衛	(同)
35 番	松 村 悟 郎	(同)
36 番	坂 口 博 美	(同)
37 番	蓬 原 正 三	(同)
38 番	井 本 英 雄	(同)
39 番	宮 原 義 久	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	永 山 英 也
総 務 部 長	桑 山 秀 彦
危 機 管 理 統 括 監	畑 山 栄 介
福 祉 保 健 部 長	日 隈 俊 郎
環 境 森 林 部 長	大 坪 篤 史
商 工 観 光 労 働 部 長	中 田 哲 朗
農 政 水 産 部 長	郡 司 行 敏
県 土 整 備 部 長	東 憲 之 介
会 計 管 理 者	高 原 みゆき
企 業 局 長	関 師 雄 一
病 院 局 長	土 持 正 弘
財 政 課 長	川 畑 充 代
教 育 長	四 本 孝
警 察 本 部 長	野 口 泰
監 査 事 務 局 長	柳 田 俊 治
人 事 委 員 会 事 務 局 長	金 子 洋 士

事務局職員出席者

事 務 局 長	甲 斐 正 文
事 務 局 次 長	奥 野 信 利
議 事 課 長	長 倉 健 一
政 策 調 査 課 長	小 田 博 之
議 事 課 長 補 佐	伊 豆 雅 広
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	沼 口 恭 一 郎
議 事 課 主 任 主 事	森 本 征 明

◎一般質問

○星原 透議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、山下博三議員。

○山下博三議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。きょうもたくさんの皆さん方が傍聴に訪れていただいて、ありがとうございます。

それでは、早速ですが、通告に従い順次お伺いしてまいります。

フードビジネスの取り組みについて、今まで何回かお伺いしてまいりました。改めて、知事に2問ほどお伺いしてまいります。

平成22年度、本県は3つの災害に見舞われました。口蹄疫、鳥インフルエンザ、新燃岳の噴火であります。これらの災害は、本県農業、畜産業はもとより、商工観光業など、県内経済に2,564億円もの被害を与えたところでありました。この年、私たち県民は、一産業分野であります。この年、私たち県民は、一旦、農業分野に大きな災害が発生すると、その影響は相互に関連し、県内経済に多大な被害を及ぼすことがわかりました。知事は、まず、壊滅的な影響を受けた畜産、関連産業の立て直しを図るべく、口蹄疫復興対策基金や口蹄疫復興財団を設立し、さまざまな経済復興、産地再生対策に取り組んでこられました。また、平成24年度には、本県の畜産振興に係る全ての団体と意見交換を重ね、畜産業が将来にわたって本県の基幹産業であり続けるための取

り組みを畜産新生プランとして取りまとめ、畜産関係者の共通目標を設定されております。さらには、時期を同じくして、商工観光業や製造業など、本県産業の振興は、農業振興が不可欠であるという一連の被災の教訓を踏まえ、知事みずからが、農業を基点とした本県の総合的な振興施策と言えるフードビジネス振興構想を掲げ、総合的な取り組みを進めておられます。構想が公表されて本年度で4年目を迎えます。その間、どのような取り組みがなされてきたのか、また、これまでの取り組みをどのように評価されているのか、お伺いいたします。

次に、今日までのフードビジネスの展開の中で、本県の課題として、農業産出額に対して食料品製造産出額が他県に比べて低いということで、6次産業化も強力に推進されてきました。私も、地元都城において、農業分野のみならず、商工、観光など、さまざまな分野の皆さんと勉強会を重ねてまいりました。生産した農産物をそのまま出荷してきた農業者と加工業者や物流関係者の皆さんが意見交換を通じて、食にかかわる全ての産業が連携して、食を中心に経済全体が成長していくことがフードビジネスにつながることで、さらには、安定的に発展していくためには、まずは1次産業が核となって、儲かる農業を展開することが必要であるという理解をされております。しかしながら、1次産業の現状は、高齢化や担い手不足に伴う家族経営体の著しい減少等の現実があります。知事の提唱されるフードビジネスをさらに振興していくための課題と、今後どのように取り組みを考えておられるのか、お伺いいたします。

以下、質問者席より行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようござ

います。お答えします。

まず、フードビジネスの取り組みの評価についてであります。フードビジネスについては、本県の豊富な農林水産物という強みを生かした食関連産業の成長産業化を目指しまして、生産者所得の向上や高付加価値化の推進などの観点から取り組んでまいりました。具体的には、産学官で構成します全県的な推進組織を立ち上げますとともに、フードビジネス相談ステーションの設置や企業への各種支援策の充実など、推進基盤の整備を図り、関係機関が一体となって、食肉の高付加価値化や産地力の強化など、10のプロジェクトを展開してまいりました。

これらの取り組みにより、生産拡大や国内外の販路の開拓、設備投資の動きなどが目に見えるようになってきております。本県の農業産出額は、構想策定時から比較しますと約370億円増加し、3,326億円に。また、食料品・飲料等製造品出荷額については、約700億円増加し、4,762億円となるなど、数字の上でもその成果が着実にあらわれているものと考えております。

次に、フードビジネスの課題と今後の取り組みについてであります。フードビジネスの安定的な発展のためには、まずは、農林水産物を生産します第1次産業の振興が欠かせないものと、その基盤の充実は非常に重要だと考えております。一方で、担い手の確保や生産性の向上、販売力の強化などの課題があることも認識しております。このため、第1次産業が生産者にとって魅力ある産業となるよう、関係部局が一体となって効果的な施策を講じながら、裾野の広い食関連産業の振興を図っていく必要があると考えております。

具体的には、この3年間で一定の整備が図ら

れましたフードビジネスの推進基盤を一層強化しながら、生産基盤の整備や機械化体系の導入などによるさらなる生産性の向上、産地加工の徹底による産業の高付加価値化、さらには、グローバル戦略に基づく海外輸出の拡大などを進めてまいります。今後とも、マーケットインの視点から、食を中心とした関連産業の成長産業化を図り、本県経済を活性化してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○山下博三議員 次に、地方創生の取り組みのさらなる推進について、お伺いしてまいります。

本年7月、県議会自民党会派の東京での中央研修会が開催されました。その中で、総務省自治財政局調整課の原邦彰課長から、地方財政の諸課題について講演をいただきました。原課長は、平成5年から本県に財政課長として勤務されていた方で、大変バイタリティーもあり、宮崎に対する気持ちも変わらず持ち続けておられる方です。

講演によりますと、住民に身近な公共投資や義務教育、さらには福祉や医療、介護など、国民生活に密接に関連する行政は、そのほとんどを地方自治体が担っていることの報告がありました。これら地方の取り組みに対して、平成26年度の決算ベースで見ると、97兆円の支出が地方自治体からなされており、その額は、国の決算額の1.4倍となっております。このように、より住民に身近な行政を展開するために多額の経費を要するわけですが、地方の自主財源の基本である地方税は、1人当たり税額で見ると、東京の約19万7,000円に比べて、本県は8万9,000円と半分以下となっており、大きく偏在しております。人口減少社会の到来が現実化してきた中で、次世代に接続可能な地方財政制度

を引き継いでいくことは、大変重要な課題であること、そのためにも地方自治体が、みずからの地域の活性化や人口減少対策に、積極的に取り組むことが求められているということでありました。

国では、平成26年度、「地方創生先行型交付金」1,700億円、また、平成27年度には、1,000億円の「地方創生加速化交付金」と名称を変え、さらに28年度には、「地方創生推進交付金」と名称を変え、1,000億円措置されております。国では、地方創生をより深化させるための支援策を断続的に打ち出しておりますが、本県での取り組みはどうなっているのか、なかなか具体的に見えてこないように思えます。総合政策部長にお伺いしますが、平成26年度からの地方創生に係る交付金について、本県ではどのような考え方のもと、どのような施策に取り組んできたのか、お伺いいたします。

○総合政策部長（永山英也君） 県では、地方創生の総合戦略で定めました、「しごとを「興す」「人を「育てる」「まちを「磨く」「資源を「呼び込む」、この4つの柱をもとに施策をしっかりと推進するため、国の交付金を有効に活用するという考え方で取り組んでまいりました。まず、平成26年度の先行型交付金では、移住・U I J ターンに関するワンストップ対応拠点の整備など、55の事業を実施しました。また、平成27年度補正予算における加速化交付金におきましては、若者の県内就職の促進・定着や、観光振興のためのDMO推進など、16の事業に取り組んでおります。さらに、平成28年度当初予算におきます推進交付金では、産学官労官プラットフォームによる地域中核企業の育成など、5つの事業に取り組むこととしております。合計で約25億円となりますけ

れども、これらの交付金を活用しながら、さまざまな地方創生の取り組みを進めているところでございます。

○山下博三議員 同じく総合政策部長にお伺いしますが、地方創生に係る新型交付金については、地方税の偏在に苦しむ本県として、積極的に活用していかなければならないと考えております。しかしながら、本交付金は、補正予算や当初予算などで適宜措置されるため、複数年継続して落ちついて取り組めるような事業が実施しにくいのではないかと思います。この状況をどう考えておられるのか。また、そうであれば、国に対して制度改善を要望していく考えはないのか、お伺いいたします。

○総合政策部長（永山英也君） 先行型交付金などは、補正による単年度措置でありましたが、今年度スタートいたしました地方創生推進交付金は、同一事業について複数年で取り組むことが可能となっております。しかしながら、予算額は、御指摘がありましたとおり、毎年度の予算措置によることとされているため、地方が腰を据えて活用していくためには、複数年にわたる財源確保などが課題であるというふうに考えております。地方創生は長期にわたる息の長い取り組みであります。これを実現していくため、国に対しましては、将来にわたり安定的な財源の確保や、地方が継続的に活用しやすい取り扱いについて、要望しているところでございます。

○山下博三議員 原課長の話によりますと、地域づくりの取り組みは、単年ごとに取り組むを考えるのではなくて、長期的な見通し、計画性を持って取り組むことが大事だという話でありました。人口減少の進む中で、継続性のある地域づくりに向けて、どのような視点で取り組む

べきと考えておられるのか、取り組みについて知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 人口減少を克服して、地方創生を実現するためには、地方がそれぞれの特徴を生かして、みずから考え、持続可能な地域づくりを進めること、そして、住民一人一人が、将来に希望や明るい未来像を描けることが何よりも大事なことだと考えております。このため、県の総合戦略におきましては、成長産業の育成・強化などによります雇用の拡大や経済活性化を図りまして、若者の流出を抑制するとともに、子供を生み育てやすい環境づくりや次代を担う人財の育成を進めながら、魅力にあふれ、暮らしやすく愛着が持てる地域社会を築いていくこととしております。こうした基本的な視点を持った上で、また、市町村とも十分に連携を図りながら、宮崎県らしい地方創生に取り組んでまいりたいと考えております。

○山下博三議員 どうぞよろしくお伺いいたします。

次に、本県の人材不足の状況についてお伺いしてまいります。以前、人手不足と言えば医師不足の代名詞でありました。しかし、今日では、看護師、介護士など、医療・福祉の分野はもとより、建設、農業、食品製造、物流、サービス産業など、幅広い分野において深刻な問題となっております。これに拍車をかけているのが、団塊の世代のリタイアが要因であると思われてなりません。すなわち、昭和22年、23年、24年生まれの私たちの世代であります。65歳を過ぎ、年金も満額支給され、心身の安息、自分なりの老後のゆとりの人生設計などで第一線を退いたことが原因だろうと思えます。この団塊の世代は、戦後の高度経済成長を支えてまいりましたが、本県においては、その

大半が東京、大阪、名古屋といった県外に就職を求め、金の卵として集団就職、県外へと流出してまいりました。

時代は変わり、現在では、このような集団就職といった光景を見ることはありませんが、別な意味で人材の県外流出が続いております。先ほども述べましたが、団塊の世代も70歳を迎え始め、本格的リタイアの時期となる中で、特に人材不足に陥っているのは、病院や介護施設、食品製造業など、県民の安全・安心や利便性の向上に365日休みなく貢献している分野であります。そこでまず、特に人材不足に陥っていると言われる医療、介護、食品製造の3分野の有効求人倍率はどのようになっているのか、また充足率と離職率はどのようになっているのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 宮崎労働局によりますと、本年7月の有効求人倍率は、医療分野が1.81倍、介護分野が1.90倍、食品製造分野が1.68倍となっております。次に、求人に対して就職が決まった割合であります充足率の本年7月の状況は、県全体では23.5%となっている中、医療分野が7%、介護分野が8%、食品製造分野が16%となっております。また、離職率につきましては、高卒者と大卒者の3年以内の離職率が公表されており、平成24年3月卒が直近のデータとなっておりますが、この中で、医療と福祉が一つの分野に分類されておまして、その数字は、高卒者が51.0%、大卒者が43.9%となっております。なお、食品製造分野につきましては、製造業に分類されておまして、公表されていないところであります。

○山下博三議員 医療、介護、食品製造3分野の有効求人倍率の高さがわかりました。この3分野の充足率も、100名の募集をしても、医療分

野が7名、介護分野が8名、食品製造分野では16名しか確保されていないということであり、人材の安定的な確保は、県内の中小企業にとって、まさしく経営上の最重要課題となっており、確保した人材を企業に定着させること、また、若者の早期離職の防止を図るため、県はどのような取り組みをされているのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 企業にとりまして、人材不足の状況の中で、せっかく確保した若い人材を失うことは大変大きな損失であり、その防止を図ることは大変重要であると考えております。離職理由といたしましては、働いてみると仕事が合わなかったことなど、ミスマッチによるものが多くなっていることから、県におきましては、若者が企業をしっかりと理解した上で就職できるよう、就業体験機会の提供や企業紹介冊子の配布、個別就職相談などを行っているところであります。また、小規模な企業ほど離職率が高い傾向にありますことから、ヤングJOBサポートみやぎきに支援窓口を設置いたしまして、中小企業に対して、人材育成や職場環境の改善などについてアドバイスを行っているほか、新入社員合同研修も実施しているところでございます。

○山下博三議員 次に、企業の事業承継についてお伺いいたします。帝国データバンク宮崎支店が公表された資料によりますと、2015年に休廃業した県内企業数が355件と、前年より36件増加しており、後継者不在が大きな要因と見られ、企業総数に対する休廃業した企業の割合は、全国で愛媛県に次いで2番目に高くなっております。この10年間で300件以上の高水準で推移しており、本県の経済基盤の弱体化が進んでいることがうかがえます。また、後継者不在の

中、休廃業に追い込まれるケースは、企業倒産件数の10.4倍に上り、全国平均の2.8倍よりはるかに高くなっております。企業件数の減少は、本県経済基盤の弱体化や雇用機会の減少なども招くため、事業承継が大きな課題であります。そこで、企業の事業承継に関してどのように取り組んでおられるのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 事業承継は、雇用の確保のみならず、本県経済基盤の維持・拡大を図る上で、非常に重要であると認識しております。そういう中で、企業の休廃業が多くなっている状況を大変深刻に受けとめているところであります。このため、県といたしましては、平成27年度に、事業承継のための融資制度を創設いたしますとともに、商工会等を通じて、セミナーの開催や後継者の養成を行っているほか、宮崎県事業引継ぎ支援センターや金融機関とも連携しながら、事業承継の促進に努めているところであります。今後とも、国の事業も活用しながら、関係機関と連携・協力し、円滑な事業承継を進めるための方策や、支援体制づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○山下博三議員 私は先日、都城商業高校の就職支援コーディネーターである南園先生とお話をする機会がありました。南園先生によりますと、子供の進学や就職を一番左右するのは保護者の意向であり、保護者は将来の安定を求め大企業を勧めるが、県内に大企業がないから県外に出て行ってしまおうということでもあります。また、保護者と話をすると、「たとえ大企業でなくても、安定して勤務できる条件であれば、県内の中小企業でも構わない。しかし、県内にどのような企業があるのか、賃金体系や福利厚生

がどのようになっているのか、情報が伝わってこない」ということであります。

このため、都城商業高校では、保護者を対象に地元の企業訪問を企画し、訪問した企業から、充実した研修制度でさまざまな資格の取得やキャリア形成を支援している状況や、作業の機械化やIT化により残業の削減に努め、給料総額の確保に努めている状況が紹介されておりました。一連の訪問を終えた保護者からは、「都城地域にも日本に誇れる企業があったことを知り、目からうろこです。ぜひとも地元企業への就職も検討したい」という反応が返ってきたということでありました。

就職情報誌を高校を通じて配付するといった画一的な取り組みや、一カ所に就職希望者を集めての説明会や就職フェアも大切であります。保護者を対象に、地元企業の顔をしっかりと見ながら、直接話が聞ける機会を提供することを、もっと広げていくことが必要と考えます。教育長の御見解をお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 県内就職を促進いたしますためには、高校生や教職員だけでなく、保護者に対しても、地元企業の魅力や県内で働くことのすばらしさを伝えて、理解を深めていただくことが重要であると考えております。現在、県教育委員会では、宮崎労働局と連携いたしまして、全ての県立高校の保護者に対して、県内の求人状況に関する資料を配付しております。また、今、議員から御紹介がありました。都城商業高校では、保護者による企業訪問を実施しております。また、ほかの学校では、生徒向けの企業説明会への参加を保護者にも呼びかける取り組みも出てきておるところでございます。県教育委員会といたしましては、今後とも、企業や関係機関との連携を一層図りなが

ら、保護者に県内企業を知ってもらう取り組みを積極的に進めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 次に、高校生の現場実習の取り組みについてお伺いいたします。都城農業高校では、地域の農業者と連携して、自営者コース2年生80名が、隔週1回、午後1時から5時までの時間帯で農家実習を行っております。自営者コースは農業科と畜産科がありますが、生徒の約9割は非農家の子供たちであり、教育の中でどのように農業への興味を持たせるかで悩んでおられたようであります。

そこで、学校から離れ、農業経営者の現場で実習することにより、体験研修としての成果や学習意識の改革に、大きく成果を上げているということであります。学校の農業実習では経験できない体験や緊張感、経営者から農業に対するロマンや熱い思いが直に聞ける、さらには農業女性の輝きの発見など、実習を受ける生徒のみならず、受け入れる農業経営者からも高く評価を受けているということであります。

このことは、できることならば、県内全体の農業系高校にもぜひとも取り入れてもらいたいと思えますし、自立する心を育てる高校生の時期、農業系に限らず、工業系や商業系にも取り入れるべきと考えますが、教育長の見解をお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 現場実習は、実践的な職業技術を身につけることに加え、今お話にもありましたように、経営者の経営とか技術についての熱い思いに触れることができるなど、校内での実習だけでは得ることのできない、貴重な体験の場と考えております。現在、商業高校においては、年間を通して地元商店街での販売実習等を行ったり、あるいは、工業高校にお

きましては、企業に出向いて、高度熟練工による実技指導等を受けたりしているところであり、今後、御質問にもありました農業高校のすばらしい取り組みを参考にいたしながら、商業系や工業系の高校においても、それぞれの学校や生徒の状況を踏まえるとともに、産業界の御理解、御協力をいただきながら、現場実習のさらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 都城農業高校がこの取り組みを進める中で、近くは自転車で通うそうではありますが、遠方になると、生徒を実習先の農場まで、レンタカーを借りて送迎を行っているそうであります。思いのほか、手間と経費がかかるといった課題が出てきているようであります。農業系の高校だけでなく、商業系、工業系の高校もこの取り組みを進めることで、実習を受ける側、受け入れる側の双方の刺激やメリット、また、地元企業への就職も期待できるものと思います。実習を進めるのに必要な経費を、地元商工会や商工会議所等が中心となり、企業者の拠出による人材育成基金の創設など、企業側と連携しながら今後取り組めないのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 長期の現場実習に取り組むに当たりまして、学校での授業との調整といった課題のほかに、学校から遠方にある実習先までの交通費など、経済的な負担が生じるといった課題もあると認識しております。今後、長期の現場実習を広めていくためには、このような経済的な課題等にも対応することが必要でありますので、議員御指摘のことも踏まえて、先進的な取り組み事例の情報収集に努めてまいります。また、関係部局と連携を図りながら、本年度中にも地元企業や市町村並びに

関係機関等との意見交換を行いまして、議論を進めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 関係部局との連携を図っていくということでもありますので、よろしく願います。また、民間事業者の方からも、協力を惜しまないというお声をいただいておりますので、よろしく願います。

次に、フードビジネスの推進について、11問ほどになりますが、農政水産部長にお伺いしてまいります。よろしく願います。

先月10日、私は、都城北諸県を代表する3つの企業を視察し、課題の共有と意見交換を行ってまいりました。その中で共有化できた多くの課題についてお伺いしてまいります。

まず1点目は、焼酎製造に係る課題であります。訪問した企業は、全国一の焼酎メーカーであります。先日の新聞報道で、焼酎売り上げ4年連続日本一となられたとありましたが、将来にわたってその経営基盤を安定させるため、現在、さらに生産施設の増設に着手されております。

意見交換の中では、経営基盤の安定には、原料の確保、生産施設の高度化、廃液処理の効率化の3つのポイントがあるということでありました。

まず、原料カンショの確保についてであります。当メーカーは、原料カンショを確保するために、県内外の農家2,300戸と契約を行ってまいりましたが、ことしは1,900戸台と、減少しているということでもあります。原料価格を引き上げ、自社製造に必要な原料を購入することも可能であります。それでは、県内にある38の焼酎蔵の原料価格の上昇につながり、迷惑をかけるため、簡単に値上げもできず、原料の安定確保に苦慮しているとのことでありました。現在、県

内で栽培されている焼酎用原料カンショとして出荷されているものの面積や生産量、10アール当たりの収量、及び県内生産自給率はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 県が毎年実施しております焼酎原料用カンショの調査によりますと、作付は近年増加傾向にありまして、平成27年度は、面積が2,030ヘクタール、生産量が6万6,992トンで、10アール当たりの収量は3.3トンとなっております。また、供給状況につきましては、県内酒造メーカーの原料用カンショの利用量が12万260トンでありますので、県内産のシェア、自給率は55.7%となっております。

○山下博三議員 焼酎メーカーと契約している農家が減少する中で、いかに安定して原料を確保していくかが死活問題となってまいります。原料確保のためには、契約農家をふやす、個々の農家の栽培面積を拡大する手法と、単位面積当たりの収量をふやすといった方法があると思います。県として、焼酎用原料カンショの確保並びに収量向上に向けてどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 焼酎原料用カンショにつきましては、生産者が減少する中で、酒造メーカーのニーズに対応して、品質のよい原料を安定的に供給する産地体制を確立することが大変重要であると考えております。このため、県といたしましては、収量及び品質向上を図るため、畑地かんがい用水の活用を進めますとともに、JAや酒造メーカー等と連携しながら、産地におけるウイルスフリー苗の増殖施設の整備等を支援し、優良種苗の供給拡大に努めてまいりたいと考えております。さらに、総合農試畑作園芸支場におきまして、植えつけを機械化する栽培法などの研究開発を進めなが

ら、機械化一貫体系の導入によります大規模経営体の育成を図ってまいりたいと考えております。

○山下博三議員 今、ウイルスフリー苗供給体制のお話がありました。ウイルスフリーの苗を供給するとすれば、栽培面積に対して5,000万本必要なんです。バイオテクセンターの供給体制は、今、50万本なんです。1%にしか過ぎません。焼酎メーカーとバイオテクセンターが今後協力し、お互いに役割分担して、2割ぐらい収量が上がるそうでありますから、このことに取り組んでいただければありがたいと思っております。

次に、焼酎用原料加工米についてお伺いいたします。焼酎を製造する際には、御案内のとおり、こうじを繁殖させるための米が必要であります。原料カンショと加工米の比率は5対1で使われます。県では、平成26年1月に、霧島酒造と宮崎県経済連と3者で、加工米の生産と利用に関する協定を結ばれ、県産加工米への利用を促進する取り組みを進められました。県が協定を結ぶ際に目標とされた数量はどれぐらいだったのか、また現在の取り組み状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 県内酒造メーカーへの県産加工用米の供給につきましては、協定を締結した平成25年度に950トンだった生産量を、28年度までの3年間で、約10倍の1万トンにするとの目標を設定したところであります。そのような中で、本年度の加工用米の作付面積は、前年から170ヘクタール拡大し、1,300ヘクタール程度となる見込みであります。今後、順調に生育いたしますと、7,000トン程度の生産が見込める状況にあります。協定締結時の7倍という数字ではございますけれども、目標

には残念ながら到達しない見込みでございます。県といたしましては、引き続き、生産体制の強化に努めながら、さらなる供給拡大に努めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 本県の酒造組合には38社が加盟されておりますが、霧島酒造以外の取り組み状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 県内の酒造メーカーのうち、県産加工用米の利用を確認しておりますのは、霧島酒造以外では6社で、供給量は、県産加工用米生産量全体の約5%にとどまっているところであります。県におきましては、多くの酒造メーカーに県産加工用米を利用していただけるように、専用品種である「み系358」の試験醸造を行うとともに、県内酒造メーカーに対しまして、加工用米の利用に関するアンケート調査を実施し、メーカーが希望する価格水準や数量、納入時期等の把握に努めているところであります。また、地域ごとにメーカーと生産者との意見交換会を開催してマッチングを図るなど、県産加工用米の利用拡大に向けた取り組みを、引き続き進めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 米政策は平成30年に見直しが行われ、米の生産調整、いわゆる転作が廃止されるということでもあります。8月18日の日本農業新聞においても、転作が廃止された後は、飼料米を軸とした産地の自主的な生産調整に移行するとされており、生産の現場では、WCSや飼料用米など、これまで手厚く助成されていた水準がどうなるのか、不安が拡大しております。県では、さきにも述べましたが、焼酎用加工米の取り組みを進めておられますが、酒造メーカーにおきましても、米政策が転換されるこ

とに伴い、加工用米の取り組みが大きく阻害され、予定した量が確保できなくなるのではないかという不安を抱いております。平成30年対策も含め、今後とも加工用米の安定生産、供給を図るために、どのような取り組みを進められるのか、お伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 平成30年産以降の米政策の見直しにつきましては、行政による生産数量目標の配分を行わないことと、米の直接支払交付金、現在、10アール当たり7,500円が交付されておりますけれども、この交付金を廃止することが決定しているわけであります。

一方、昨年、閣議決定されました食料・農業・農村基本計画におきましては、加工用米を含む戦略作物への支援が明記されていることから、30年産以降におきましても、加工用米への交付金は継続されるものと考えております。加工用米は、焼酎メーカーが多数立地する本県におきまして、県内で確実な需要が見込まれ、地域経済への波及効果も期待できることから、県といたしましては、引き続き、多収品種の導入や栽培技術の向上、産地交付金を活用した支援に努めますとともに、国に対し、交付金単価の維持や複数年契約に対する支援の継続を要望するなど、加工用米の生産拡大に向けた取り組みを行ってまいりたいと考えております。

○山下博三議員 次に、焼酎廃液の畜産利用についてお伺いいたします。廃液処理の対応については、今までの一般質問で取り上げてまいりました。これまでも申し上げてまいりましたように、宮崎県では、産業廃棄物の担当課から、規制を受けるから適正に処理するようにと、指導が徹底されてまいりました。各業者ごとに廃液処理プラントを設置せざるを得なくなり、処理コストがかかり、焼酎業界の経営は大変厳し

い状況が続いているということでもあります。

一方、鹿児島県では、産業廃棄物の部署に相談したところ、農政部門や企画部門で検討され、産業として育成すべきということで、いかに経費をかけずに合法的に処理させるかが検討され、農地への還元や家畜への給与を行うなどにより、コストのかからない方策がとられているということでもあります。例として、養豚農家に産業廃棄物の処理業許可を取得させ、廃液を直接引き取り、リキッドフィーディングとして餌に利用しているということでもあります。養豚経営は、餌の90%以上を海外に依存しています。TPPに打ち勝つためには、1母豚当たりの出荷頭数を高めることも大事ですが、海外に頼る配合飼料を国産原料に代替していくことが重要であると思います。

このような中で、前回の質問を受け、県では、焼酎廃液について、畜産農家での利用の取り組みを進められたということではありますが、その利用状況についてお伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 県におきましては、宮崎県畜産新生プラン等に基づき、焼酎廃液の利用を推進しているところではありますが、宮崎県酒造組合の調査によりますと、本県の平成26年度の焼酎廃液は、年間約31万トンであり、そのうち、約12万トンが肉用牛、乳用牛、豚などの飼料、いわゆるエコフィードとして利用されていると推計しているところでもあります。焼酎廃液のエコフィードの利用につきましては、酒造メーカーで乾燥や濃縮加工したものを、飼料に混合して広域的に利用する方法が一般的に行われているわけですが、御質問にもありましたが、北諸地域など酒造メーカーが立地する地域においては、酒造メーカーから運搬した原液を、畜産農家がそのま

ま飼料に混合して給与するリキッドフィーディングの方法も行われているところでもあります。

○山下博三議員 豚を飼育する上で、焼酎廃液を利用したリキッドフィーディングのメリットと課題について、さらに県内の養豚農家での普及拡大に向けた取り組みについて、お伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 飼料を液体にして給与いたしますリキッドフィーディングにつきましては、焼酎廃液を混合することにより、1頭当たりの飼料費が約10%低減されることや、嗜好性がよく、発育が向上する等のメリットが報告されているところでもあります。一方で、焼酎廃液は保存性が低いため、酒造メーカーにおきましては、速やかに供給する仕組みを構築する必要があることや、養豚農家におきましては、新たに焼酎廃液を利用するための施設整備が必要になることなどの課題もございます。県といたしましては、この技術の情報をわかりやすく農家に提供して理解を深めていただくとともに、酒造メーカーとのマッチングや施設整備の支援等を行い、焼酎廃液を利用したリキッドフィーディングの普及に努めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 次に、農業生産法人の経営状況についてお伺いいたします。

県では、第七次農業・農村・振興長期計画において、農業者の高齢化や担い手不足による産地の弱体化を防ぐため、農業法人数740法人、集落営農組織数150組織、他産業からの参入法人数130法人という組織経営体を目指してこられました。しかし、地域で意見交換する中で、企業の参入支援や法人化を進めることが目的、目標となっているのではないかという意見をよく聞くことがあります。法人化は目的ではなく、経

営の安定や地域との連携、さらには、法人化を通じて農業所得向上を図ることが目的であるべきと考えます。そこで、直近の農業法人数、6次産業化に取り組んでおられる事業戸数、及び食品加工に参入している企業数はどれほどか、お伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 平成27年の農業法人実態調査では、県内の農業法人数は755法人で、部門別では、畜産部門が347法人、野菜を中心に耕種部門が314法人となっております。また、農畜産物の加工に取り組む法人数は217法人で、全体の約3割となっております。なお、本県において、国の六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定を受けているのは83件で、そのうち、農業法人が51件を占めている状況にあります。

○山下博三議員 法人設立や6次産業、加工産業への参入時には、県、農業振興公社、産業支援機構などとの連携で、綿密な支援を行ってくれますが、月日がたつにつれて大幅に交流の場が減り、相談先がわからなくなり、経営者一人で悩みを抱え込み、最悪の事態を迎えるといった事例も幾つか聞いております。もちろん、順調に経営が成り立っているところもたくさんあります。順調に規模拡大が進んでいるところもあります。今日において、それぞれの法人の取り組みの中で、経営実態がどのようになっているのか、お伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 農業法人は、本県の農業産出額の約35%を占め、経営投資額や雇用従事者も多い中で、価格の変動や、気象・災害等のリスクも高いことから、その経営の実態を把握することは極めて重要であると考えております。このため県では、関係機関と一体となって、資金の借入時や税務申告指導の際、

さらには経営コンサル活動等において、その実態把握に努めているところであります。また、一昨年から専任職員を配置し、関係機関の協力も得ながら、法人への個別訪問による要望・課題等の聞き取りやカルテの作成等に取り組んでいるところでありますが、経営内容を内部情報として外に出したくないという法人も多く、全ての法人の経営内容を把握するには至っていない状況でございます。今後とも、農業法人の健全な経営発展に向け、経営者が孤立しないように、信頼関係をしっかり築きながら、実態把握に努めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 法人化して1年、2年、3年はうまくいくんです。だけど、4年、5年、6年たつことによって、新たな課題が出てくるんです。しっかりと人間関係をつくって、そういう助言を進めていただくとありがたいと思います。

県として、農業・農村が衰退する中、農業生産の法人化等への取り組みを進めることは大事であると思いますが、法人化後に指導・助言を行うことが、経営安定化には非常に重要であると考えております。現在は、農業振興公社や産業支援機構が主体となって取り組んでおられるようではありますが、最後までチームとしてフォローアップや相談に乗る体制をつくるべきと考えます。法人化して大規模化すると、人を雇わなければなりません。素人の農業者には、法人化後の労務管理、栽培管理、資金繰り、販売戦略など、多岐にわたる細やかな指導・援助が必要と思われますが、指導体制の取り組みについて、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 農業法人設立時の指導は、もちろん大変重要でございますけれども、議員御指摘のように、それ以上に設立

後のフォローアップが大変重要であると考えます。そのため県では、随時、普及センター等が中心となって、各種事業の紹介や資金の相談、農業技術指導などを実施しているところであります。しかしながら、経営規模の拡大に伴い、労務管理や販売戦略など、より専門性の高い相談ニーズも高まってきていることも事実であります。そこで、県では、税理士や社会保険労務士、さらには中小企業診断士などと連携して、現場での指導・助言を行いますとともに、各種研修会や経営塾などの開催により、農業法人の経営管理能力の向上にも取り組んでいるところであります。今後とも、法人の多岐にわたる相談内容に的確に対応できますよう、関係機関や専門家との連携を強化して、チームとしてワンストップで迅速な対応ができますよう、指導体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 農政水産部長への最後の質問になります。

次に、宮崎牛の生体出荷についてお伺いいたします。7月27日、第1回宮崎牛共励会が東京食肉市場で開催されました。私も、前夜祭を含め、枝肉の状況も調査させていただきました。この日出品された牛は、JA都城、JA宮崎中央、綾町の管内で、平成25年11月から平成27年1月までに生産された36頭でありましたが、そのいずれもA4等級以上で、BMSの平均8.2と、総じてレベルの高い共励会でありました。前夜祭の席で、参加されていた東京食肉市場、全農フーズ等の皆さんと懇談している中で、「宮崎牛の品質の高さは、第9回、第10回の和牛能力共進会において実証されており、市場関係者も十分理解している。出荷頭数の増と、継続して出荷することが大事だ」ということを話

されました。首都圏に向けて本格的な生体出荷が始まったのは平成24年からであり、首都圏ではまだなじみが深くないということをお伺いしておりました。東京食肉市場への生体出荷は、第10回全共で2連覇したことを受け、中央市場での評価の獲得と、さらなる宮崎牛のブランド力の向上を目的にスタートしております。これまでの東京市場への生体出荷の概要と、宮崎牛がどのように評価されているのか、お伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 東京食肉市場への生体出荷は、首都圏における宮崎牛の認知度向上を目的といたしまして、全共での2連覇を契機に、平成24年11月から取り組んでいるのであります。実績を直近で申し上げますと、平成27年度は516頭を出荷いたしまして、1キロ当たりの平均枝肉単価は2,625円で、市場平均の2,513円を上回るなど、全国のブランド牛が出荷される中で良好な成績となっております。また、宮崎牛の取引先は、平成24年度の14社から約3倍の41社となり、購買者の皆様から、脂肪の質がよく、肉質が高水準で安定しているとの非常に高い評価をいただいているところであります。生体出荷につきましては、今後とも、生産者や関係団体の協力をいただきながら、質の高い宮崎牛の出荷を継続してまいりたいと考えております。

○山下博三議員 来年度は、いよいよ第11回全共の年であります。最善を尽くしておられると思います。また、先月、日本国中をメダルラッシュの興奮に包んだりオオリンピックの余韻が残る中で、いよいよ東京オリンピックは待たなしの状況となってまいりました。食の宝庫宮崎であります。東京オリンピック開催が8月と聞いておりますが、ちょうど本県は野菜、マ

ンゴー等果物も端境期を迎えております。宮崎牛に限らず、東京オリンピック・パラリンピックに向けて、宮崎の食の首都圏での販売戦略をどのように考えておられるのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 県では、東京オリンピック・パラリンピックの効果を、本県の活性化や将来の県づくりにつなげていこうということで、官民が連携した「おもてなしプロジェクト連携会議」を設置しまして、さまざまな取り組みを進めておるところであります。とりわけ農産物につきましては、大会開催中のみならず、事前合宿やプレ大会などを含めると、一年を通じて本県の農産物のすばらしさを世界にアピールできる絶好の機会だと考えております。今回のリオデジャネイロオリンピックにおきましても、合宿中の松田丈志選手、また、井上康生監督率いる柔道チーム、本県産品を差し入れして、すばらしい結果に結びついているところでありまして、そのようなこともしっかりアピールできればと思っております。

本県の県産品は、日本一の技術に支えられた安全・安心と、ひなたの恵みを生かした栄養・機能性、宮崎牛や完熟マンゴーなど、世界水準のおいしさがあるわけでありまして、必ずや、世界の人々に受け入れられるものと考えているところでもあります。昨年ミラノ万博での手応え、さらには農畜水産物の輸出の増加、こういった数字にもあらわれているところでもあります。今後とも、東京オリンピック・パラリンピックの開催を好機と捉え、関係団体等とも連携しながら、本県産品の安全性や機能性、そしておいしさを世界に向けて発信してまいりたいと考えております。

○山下博三議員 最後になりますが、警察本部

長に2問ほどお伺いさせていただきます。

緊急通報を行うべき事案が発生した場合に、通常の110番通報を行うことが困難であるときに使用できる「110番自動通報装置」のことでありますが、今日まで、金融機関等の強盗事件や池田小学校の殺人事件を教訓に、設置が進められてまいりました。県内の金融機関、学校、児童福祉施設等への設置状況について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（野口 泰君） 非常通報装置は、金融機関、学校、児童福祉施設そのほかの公共的施設等のうち、事案が発生した場合の社会的影響等、諸般の事情を勘案して、警察が適当と認めた施設に設置するものであります。強盗などの緊急事態が発生した場合に、通報ボタンを押すことにより、直ちに警察本部の通信指令室につながり、通報場所や施設名を自動的に110番通報する装置であります。警察では、非常通報装置による通報を受理した場合、警察官を直ちに現場へ急行させるなどして、被疑者の早期検挙と被害の拡大防止などを図ることとしております。本年7月末時点で、県内1,044カ所の施設に設置しているところであり、その内訳は、銀行、郵便局等の金融機関が669カ所、学校、病院等の公共的施設が348カ所、ガス会社等重要防護対象施設等が27カ所あります。

○山下博三議員 今回の神奈川県相模原市の知的障がい者施設で起きた殺傷事件では、19名のとうとい命が奪われ、27名が負傷し、この事件を受け、厚生労働省は、施設の防犯対策に必要な経費を補助することを決め、今年度第2次補正予算案に関係経費118億円を盛り込むことを明らかにされています。障がい者施設の非常通報装置や防犯カメラ、フェンスの設置、修繕にかかる費用のうち、国が2分の1を助成し、残り

を自治体と設置者が折半し、グループホームなどの整備などにも使われるとの報道がなされております。これとは別に、厚労省は、保育所や児童養護施設などでも同様の補助を行う方針で、福祉施設全般で防犯対策を強化することになります。この通達により、本県の福祉保健部におかれましても迅速な対応をしていただき、既に約500カ所の障がい者福祉施設で設置希望の調査を進められており、設置希望が多くなれば、警察業務もかなり繁忙が予想されます。安全・安心を担保する今回の取り組みになると思いますが、警察本部長の御見解をお伺いいたします。

○警察本部長（野口 泰君） 警察では、設置を希望する施設からの申請を受け、設置対象施設としての該当性や、設置予定の機器が要件を具備しているかなどについて、書面審査や実地調査を行います。そして、承認した場合は、申請者にその旨を通知し、機器の設置、回線の開通試験を経て、運用を開始することとなります。申請から設置運用までは1カ月程度を要しております。非常通報装置は、防犯対策上極めて有効な機器でありますことから、警察では、障がい者支援施設等からの設置申請があった場合、これまでどおり適切に対応してまいります。

○山下博三議員 厚労省通達の障がい者施設に限らず、今から、高齢者施設にもこの設置の普及が図られてくるものと思っております。かなり警察当局は繁忙になると思いますので、よろしく願いいたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○星原 透議長 次は、凶師博規議員。

○凶師博規議員〔登壇〕（拍手） 質問に入ります前に1つ報告をさせていただきます。先月、佐

賀県で議会対抗野球大会の全国大会が行われました。そこで宮崎県議会チームは、何と準優勝を果たすことができました。議員数や財政規模が何倍もある議会と戦って打ち負け、準優勝を勝ち取ったということは、非常に痛快、爽快。ナイスゲーム、ナイスバッティング。以上、報告です。

それでは、順次質問に入ります。

まず、精神障がい者への支援について伺ってまいります。今までの質問と重複する項目ではありますが、別の角度から、本県の抱える課題を取り上げてまいります。

ことし7月26日に、神奈川県相模原市にある障がい者施設に刃物を持った男が侵入し、40人以上を殺傷、入所者19人を惨殺するという悪夢のような事件が発生しました。被害者はもちろんのこと、御家族の無念さははかり知れないものがあり、改めて心からお悔やみを申し上げます。

神奈川県や相模原市は、加害者の大量殺人を示唆する情報を把握しながら、それでも事件を未然に防ぐことはできず、入院をさせた医療機関も、強制的入院である措置入院対応はしたものの、退院後の支援体制がないまま2週間余りで退院させたことが、今回の痛ましい事件へとつながったと指摘されております。措置入院が解除になった後は、家族が同意して入院を継続させる医療保護入院という手だてがあったり、任意で入院を継続するというのも選択肢であるにもかかわらず、今回の神奈川県のケースでは、即退院になっていることに、私も医療現場で精神障がい者の社会復帰の支援に携わってきましたが、こんな対応があるのかと強い憤りを感じております。また、何より悲しいことは、このような精神障がい者がかかわる凶悪犯罪が

発生すると、あたかも健常者よりも精神障がい者のほうが凶暴である、凶悪であるかのような報道がされることにより、地道に社会復帰に取り組んでいる障がい者が、その社会復帰の道までも閉ざされてしまうということがあるんです。それこそが悲劇であり、あってはならないことであると考えます。ゆえに、退院後も、精神疾患の患者が地域に出て安心して暮らせるような仕組みづくりが重要なのです。そこでまず、知事にお伺いしますが、現在、本県の精神障がい者を地域で支える支援体制が十分なのか十分でないのか、知事がどのような見解をお持ちかお聞かせください。

以下の質問は、質問者席で行います。(拍手)

〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

精神障がい者の地域での支援体制についてあります。精神障がいのある方が、住みなれた地域において安心して生活するためには、医療機関との連携はもとより、住まいや就労の確保など、関係機関が一体となって支援していくことが重要であると考えております。このため県では、当事者や家族会を初め、市町村、精神科病院、障害福祉サービス事業所、住宅提供者等の方々が参画します地域移行支援協議会を保健所に設置し、地域ごとのネットワークづくりや、精神障がいに対する理解促進に取り組んでいるところであります。また、地域における支援機関である地域活動支援センターにおいて、精神障がい者が、みずからの体験をもとにアドバイス等を行いますピアサポート活動事業を実施するなど、精神障がい者の地域での自立生活の支援に取り組んでいるところであります。今後とも、「障がいのある人もない人も共に暮ら

しやすい宮崎県づくり」を目指し、精神障がいに対する正しい理解を深めるとともに、精神障がいのある方が、地域で安心して住み続けられるよう、支援体制の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、議員野球の準優勝、まことにおめでとうございます。心より敬意を表し、スポーツランドみやぎきここにありというものを全国に発信することができたのではないかと。高校野球、さらには、さまざまな種目に波及することを期待しております。以上であります。〔降壇〕

○凶師博規議員 ただいま知事の御答弁の中にもありましたが、現在、県内では、精神障がい者を地域で支えるための地域移行支援協議会や地域活動支援センターという組織が活動しており、また、その活動の中に、知事も取り上げられましたが、ピアサポート活動というものがあります。これは、精神障がい者が精神障がい者の相談に乗ったり、生活のしづらさに対してのアドバイスを、また、これらの活動は、アルコール依存や薬物依存の方々の社会復帰プログラムに導入されている、いわゆる自助活動に類するものであります。当事者の気持ちには当事者が最も寄り添うことができることから、行政サービスでは行き届かないインフォーマルなサービスとして、今後の展開が期待されております。現在、このピアサポート体制がどのような形で運営されているのか、また今後の事業展開について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(日隈俊郎君) 精神障がい者の当事者でありますピアサポーターの方が、みずからの病気や病状、地域生活を送る上での悩みや楽しみなどの体験を語ったり、交流を行うピ

アサポート活動は、入院中の方にとっては、地域での自立した生活について考えるよい機会であり、また、既に地域生活を行っておられる方には、仲間同士の支えの場になっていると考えております。県では、県内8カ所の地域活動支援センターにピアサポート活動事業を委託しておりまして、平成27年度末でのピアサポーターの数は26人、年間活動回数は85回となっております。年々増加傾向にあります。今後とも、精神障がい者の地域での自立した生活を促進するため、関係機関と連携しながら、ピアサポーターを積極的に活用してまいりたいと考えております。

○図師博規議員 さらなる活動の拡充を期待しております。

続きまして、精神障がい者を地域で受け入れていただく大きな役割を担っていただいているのは、やはり家族です。しかし、家族の方々も、自分の子供や家族が精神障がいを患った、また、それを抱えながら生きていかななくてはならないこと、ともに暮らしていくこと、そして、見守り続けなくてはならないこと、それらのことに対して大変な御苦勞が伴っております。その家族の方々の苦勞を、同じような当事者を抱える家族の方々がいたわり合い、また、地域の中で必要な情報交換をし、時にはレクリエーションをしながらストレスの解消を図る、そのような場が、精神障がい者家族会の存在であります。しかし、現在、精神障がい者家族会の活動がどんどん低下しているという現状もあります。県として、精神障がい者家族会の現状が今どうなっているのか、そのあたりをどう把握されているのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 精神障がい者

やその家族で構成される地域の家族会の連合体であります宮崎県精神福祉連合会の会員数は、平成16年度で約440名、これが27年度で159名、また、家族会の数は18団体と伺っているところであります。また、活動の内容としましては、県連合会では、スポーツレクリエーション大会や家族のピアサポート研修会の開催を初め、広報誌の発行や意見交換会等が実施されており、また、地域の家族会では、それぞれの家族会の状況に応じまして、交流会や勉強会等が行われておるところであります。

○図師博規議員 今、部長の答弁は、平成16年の数から拾っていただいておりますが、そんなものじゃないんです。昭和のころからの家族会の活動というのは、もちろんこれは全国組織でありますし、各県持ち回りで、九州で家族会の大会があれば、何千人という方々が各県からそれぞれの県に集まっては、いろんな情報交換や国への政策提言を行ってきております。ところが、今、27年度は、県全体で159人しか構成員がいらっしゃらない。

実は、私も、高鍋町のもくせい会という精神障がい者家族会に賛助会員として所属し、活動させていただいております。このもくせい会、現在、正会員5名、賛助会員4名の計9名です。正会員の方々は高齢化されており、既に会の存続が危ぶまれている状態が続いています。どの自治体にも、精神障害者保健福祉手帳という精神障がい者が持つ身分証明書を持たれている方はたくさんいらっしゃるんです。その家族もたくさんいらっしゃるはずなんです。ところが、地域の家族会に参加される方々はどんどん減っているという現状があります。当事者のいろんな悩み、家族の悩みを、生活のしづらさを軽減するためにも、家族会の活動というのとは

うとい活動ですし、きょう、傍聴に来られております精神障害者家族会連合会の役員の方々も、「もう私たちの力ではどうにもこの減少傾向をとめることができない。県の方にも再度てこ入れをしてほしい、助けてほしい」ということを切に言われております。県として、家族会支援に今度どのように取り組んでいかれるのか、再度、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 家族会は、精神障がいのある本人と家族の方々が、地域で安心して生活を送っていくに当たって、会員同士の交流、情報共有を行う場としての役割を担っているものと認識しております。このため県では、市町村や病院等関係機関から成ります地域精神保健福祉連絡協議会を各保健所に設置しまして、地域の家族会の方々にも参画いただくなど、連携を図っているところであります。今後とも、家族会総会への出席等を通じて意見交換を行いますとともに、家族会の役割等を広く周知するなど、県としての支援に努めてまいりたいと考えております。

○図師博規議員 現在、精神保健行政の最前線は市町村へと移管されているんです。ただ、各保健所がさらに市町村と連携をとって、家族会の再建に取り組んでいただきたいし、それをすることが、最初に言いました地域の受け皿を拡充していくことにつながりますので、その努力を切にお願いいたしまして、次の質問に移ります。

西都児湯地域において、精神障がい者の活動拠点となっています、新富町の「こころの駅ハッピーパーク」についてお伺いします。ここは、県立富養園跡地を県がNPO法人に貸し出し、事業運営をされている施設です。富養園閉鎖後、精神障がい者を受け入れ、デイサービス

や就労支援事業などを展開され、また、今は地域活動支援センターも開設され、近隣市町村からの利用者が多数集われる地域のよりどころとなっています。

しかし、県はハッピーパークに対して、今年度いっぱい立ち退きを迫っています。そもそも県は、富養園閉鎖をする際に、富養園利用者の行き場所をなくさないためにもと公募して活動継続をお願いし、その団体を選定したという経緯があります。県央地区の精神障がい者のよりどころを守るためにも、当然、次の代替施設を確保した上でハッピーパークに立ち退きを求めるというのが筋だと私は思いますが、今年度いっぱいの立ち退きに至った経緯と見解につきまして、病院局長にお伺いいたします。

○病院局長（土持正弘君） 元県立富養園の管理棟につきましては、平成23年度から25年度までの3年間、公募により選定いたしましたNPO法人と協働して、精神障がい者の支援を行う事業を実施してきたところであります。協働事業終了後の平成26年度以降は、NPO法人の意向や財産管理の観点等を考慮して、話し合いを重ねながら、土地建物を無償でお貸しするとともに、貸付期間を1年ずつ延長するなどいたしまして、移転先を見つけていただくための対応を可能な限り行ってきたと考えております。病院局といたしましては、施設の老朽化が進み、これ以上施設を維持することが難しいことから、NPO法人にも御理解をいただいた上で、今年度限りで貸し付けを終了する旨の契約を締結したところであります。

○図師博規議員 次の移転先が決まっているのでしょうか。決まっていないのに立ち退けというような行政指導が果たして正しいのか。立ち退き決定というのが前提にあるように聞こえ

ますが、現在の利用者の行き場所を奪わないためにも、県は、新富町とさらに協議を深め、移転先の確保について最善の努力をするべきだと考えますが、この件に関して、福祉保健部長の見解をお伺いします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 元県立富養園に入居しておられます障害福祉サービス事業所では、今ありましたとおり、来年3月の移転期限に向け、移転先を検討されており、地元の新富町では、町有施設の利用を提案しているとも聞いておりますが、現在、他の民間施設も含めて、広く移転先を検討されているようであります。県といたしましては、障がい者の日中活動の場の確保に向けまして、新富町とも連携を図りながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

○図師博規議員 つまり、まだ決まっていなさんですね、移転先は。今年度が終わるまであと半年余りになってまいりました。この期間に決まっていなということは、利用者の不安もすぐ高まっていると思います。ぜひぜひ、年度内と言わず、ことしじゅうには答えが見出せますように、県のほうも積極的に働きかけをしていただきたいと思います。

続きまして、精神障がいに関して最も大きな課題は、やはり偏見をなくしていくということです。一度すり込まれてしまった印象は、なかなか払拭できるものではなく、そのためにも、精神的な病について、小学校、中学校、高校での精神保健教育の役割は極めて重要であります。先日、世界各国の精神障がいに関する教育の部分を取り上げた教科書を比較している資料を見ましたが、残念ながら、日本の教科書に、精神障がい教育という言葉は一言も出てきておりませんし、非常に閉鎖的な状況での教育現場

になっていることも浮き彫りになりました。生徒たちが病気や障がいを理解するということは、その前に、教職員が障がいを理解することが必要になりますし、ひいては保護者が理解する、そして、地域の偏見がなくなっていく、ハードルが下がっていくことにもつながります。本県において、精神障がいに関する教育の実態がどうなっているのか、また、今後、どのような展望を持たれているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 県教育委員会では、平成17年4月に「宮崎県人権教育基本方針」を策定いたしまして、その中で、障がいの有無にかかわらず、ともに生きる社会の実現を目指して、人権教育の充実に努めております。議員御指摘の精神障がいへの理解・啓発につきましては、障がいのある方や関係団体等に御協力をいただき、高校生を対象に、共生社会等をテーマとした授業を行っております。また、本年2月、教職員を対象とした人権教育研修会の中で、専門家による講義や、精神障がいの回復期の方から直接お話を伺うなど、精神障がいへの理解を深める取り組みを実施いたしました。今後も、精神障がいを初め、あらゆる障がいに対する正しい理解と認識を深め、偏見や差別意識をなくすために、関係諸機関等との連携をさらに強化し、障がいのある人が差別されることがない社会の実現に努めてまいりたいと考えております。

○図師博規議員 まさにそのとおりです。障がいがあってもなくても、社会の一員として普通の暮らし、ノーマルな暮らしが実現できる、いわゆるノーマライゼーションの理念、これこそ、教育の現場から醸成していくものと考えますので、今後の教育計画への織り込み等、期待

をしております。

それでは、次の質問項目に移ります。

DV（ドメスティックバイオレンス）被害及び経済困窮母子世帯への支援について伺ってまいります。まず、県内におけるDV被害の状況、推移について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 女性相談所におけるDV被害等に関する相談件数といたしましては、過去5年間の推移を見ますと、平成23年度からですが、566件、以降、464件、461件、314件、そして平成27年度が476件と、増減はあるものの、ほぼ横ばいの状況となっております。このほか、市町村や警察、男女共同参画センター等も相談の窓口となっております、その体制を整備しておりますが、これらの窓口にも多くの相談が寄せられているところであります。

○図師博規議員 女性相談所の件数は、増減はありつつ横ばい、しかし、相談を受ける機関をさらに拡充していることによって、受けている件数は大幅に伸びているだろうという見解でございました。

続きまして、経済的困窮世帯の数が最近どうなっているのか、また、そのうち母子世帯がどの程度含まれているのか、あわせて福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 経済的に困窮している世帯についてのお尋ねでございますが、平成27年度に、第2のセーフティーネットとして、生活困窮者自立相談支援事業が開始されております。この事業は、県及び各市の福祉事務所に専門の相談支援員を配置しまして、生活困窮者の自立に向けた支援を行うものでありまして、平成27年度は、県全体で1,833件の相談を受けております。また、県内の生活保護世帯

数で申し上げますと、リーマンショックの発生した平成27年度が1万75世帯、平成27年度が1万4,197世帯となっております、7年間で4,122世帯の増加となっております。このうち母子世帯数につきましては、平成20年度が537世帯、27年度が650世帯となっており、113世帯の増加となっております。

○図師博規議員 DV被害に関しても、また貧困世帯に関して、特に母子世帯に関しても、増加傾向であるということです。その増加により、児童養護施設に乳児のうちから子供を預ける母親もふえているという現実があります。しかし、やはり子供の成長を考えるとときに、最低でも母子関係が維持されることが重要であり、乳幼児期に母親からの愛情が十分に注がれず育った子供は、青年期、成人期になるにつれて情緒不安定になりやすいということは、発達心理学的にも明らかになっております。その観点からも、母子をともに保護し、自立を支援する一時避難施設である母子生活支援施設、以前、母子寮と呼ばれていた施設がありますが、県もこの母子生活支援施設について、宮崎県家庭的養護推進計画及び子どもの貧困対策推進計画において、拠点施設として位置づけております。改めて、この母子生活支援施設に関して、福祉保健部長はどのような認識をお持ちか、お教えてください。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 母子生活支援施設の位置づけについてであります。お話にありました、まず、宮崎県家庭的養護推進計画では、DV被害者等の専門的・継続的な支援を必要とする母親と子供の双方に対し、保護と自立支援の機能を担う施設として、また、宮崎県子どもの貧困対策推進計画では、貧困の状況にある母子家庭が、安定した生活を確保できるよ

※ 135ページに訂正発言あり

う、福祉事務所等との連携を図りながら、母親に対し、生活支援の機能を担う施設として、それぞれ位置づけておりますが、いずれの計画におきましても、母子世帯に対して重要な支援を行う施設と位置づけているところであります。

○図師博規議員 県は重要な支援を行う施設と位置づけているということです。宮崎市小戸に母子生活支援施設があります。運営主体は宮崎市であります。このたび、この施設を今年度いっぱいまで廃止するための廃止条例案が市議会に提案されております。廃止理由としては、老朽化、耐震基準を満たしていないなどが挙げられています。今のところ、宮崎市の見解は、民間施設を借用する形で母子福祉事業を継続していきたいということですが、それであれば、わざわざ関係条例を廃止する必要はなく、このような動きを受けて、県の児童福祉施設協議会からは、施設自体の存続を求める要望書が市のほうに提出されております。母子の支援は重要であると位置づけをしつつも、この時代に逆行するかなのような廃止という状況に対して、福祉保健部長はどのような考えを持たれているのか、お伺いいたします。

また、厚生労働省は、乳児の虐待死を防ぐために、母子生活支援施設に児童福祉司などのコーディネーターを配置し、モデル自治体には人件費や活動費を全額助成する方針を打ち出しています。宮崎市内には難しいと思いますが、地域性を考慮して、厚労省の事業を利用し、県が主体となって母子生活支援施設を運営または委託管理することも、今後の県内の母子福祉事業には必要な視点だと私は考えますが、今後の対策もあわせて、福祉保健部長の見解をお伺いします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 回答いたしま

す前に、先ほど私、発言を間違えましたので、訂正させていただきます。生活保護世帯のところで、「リーマンショックの発生した平成27年度」と発言いたしました。平成20年度の誤りでございます。おわびして訂正させていただきます。

お尋ねの母子生活支援施設の関係でございますが、お話にありました宮崎市の母子生活支援施設に関しましては、現在設置されている宮崎市小戸母子生活支援施設は、廃止という方向が示されているものの、その代替施設として、公営住宅等を活用することなどにより、入所を必要とする母子世帯への支援体制は継続する予定であると伺っているところであります。ただ、その取り扱いについては、宮崎市議会のほうで議論もありますし、今後のこととなっていくかと思えます。県といたしましては、今後の宮崎市の動向を見きわめた上で、適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

また、お話にありました今後の対応等についてでございますが、既存の2つの施設もございまして、この2カ所の母子生活支援施設に対しましても、宮崎市の分も含めて必要な支援を行うことで、県内で保護等を必要とする母子に、効果的なサービスの提供を図ってまいりたいと考えております。

○図師博規議員 くれぐれも宮崎市を初め市町村と連携を密にして、これ以上、母子を取り巻く行政サービスが低下しないように取り組んでいただくことを強く申し述べまして、次の質問に移ってまいります。

平成24年に施行されました「社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正」に基づき、介護業務に従事する者が、認定特定行為業務ができるようになりました。わかりやすくいいますと、今

までは、医師、看護師、そして家族しかできなかった、口、鼻、気管切開された喉からのたんの吸引や、胃瘻や鼻からの経管栄養を管理する行為が、一定の条件下で介護職もできるようになっております。その従事者を養成するための研修及びその従事者を指導するための指導看護師講習の実施主体が県であるわけですが、この研修会、講習会に申し込むけれども、受けられない、なかなか受講できないという声が多数寄せられています。そこでまず、喀たん吸引研修の募集がどのような状況になっているのか、受講者選定はどのようにされているのか、応募状況の推移を踏まえ、お答えいただきたいと思っております。福祉保健部長。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 喀たん吸引等研修には、お話にありました喀たん吸引と経管栄養の2種類の医療行為に係る研修がありますけれども、喀たん吸引は、口腔内、鼻腔内、そして気管カニューレ内部の3つの行為に分かれます。また、経管栄養は、胃瘻または腸瘻、そして経鼻経管の2つの行為に区分されます。これら全ての行為について研修を修了した者は、第1号研修修了者として、そのいずれか一部の行為について修了した者は、第2号研修修了者として、喀たん吸引等を実施できることとなっております。

この研修は、県及び県が登録した3つの民間機関で実施しておりますけれども、県が実施した24年度以降の研修の申し込み状況を申し上げますと、定員160名に対し、平成24年度が190名、25年度が286名、26年度が308名、27年度は343名となっております。毎年度、定員を超える申し込みがありますので、これまでの各事業所の受講状況を勘案しながら、少なくとも1事業所から1名は受講できるよう調整してきたと

ころであります。

○図師博規議員 募集定員160人に対して倍以上の方が申し込まれているし、年々それは増加しているという状況であります。県が行う基礎研修は、座学が50時間、あと、シミュレーターと言いまして、人体とよく似た人形を使った実習を26回以上、そして、最後に筆記試験を受けなければならない、最短でも9週間かかるんです。その研修会場は宮崎市内に1カ所しかなく、今、民間に委託されているという話もありましたが、民間に申し込むと、県の受講料の3倍以上お金がかかるんです。ですから、民間に申し込む人は余りいないんです。1カ所しかない研修所に平日通われてくる研修生は——遠方からも来るんです。県北、県南から来られますが——時間的にも身体的にも負担を強いられています。この際、募集定員の倍以上の申し込みがあるわけですから、さらに募集定員をふやすとか、地域性を考えて、研修会場を県北、県南どちらかに1カ所新たに設けるなどの配慮が必要かと思いますが、福祉保健部長、お考えはいかがでしょうか。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） まず、定員につきましては、お話にありますように、毎年大幅に上回る申し込みがっております。平成27年度までの160人の定員に対しまして、今年度は新たに40人の研修を追加して実施することといたしまして、現在、その準備を進めているところであります。したがいまして、160に加えて追加40の研修を今から別にとということで計画しているところでもあります。

次に、県央地区以外での開催についてですが、研修では、50時間に及ぶ講義や演習が組まれております。受講生は、延べ10日程度、会場に通うことになります。遠隔地からの受講

者の利便性を考えますと、県央地区以外でも開催することが望ましいと存じますが、講師や会場の確保、そして、必要な機械器具の調達等、研修の実施体制について整理すべき課題もありますので、当面は、県央地区で開催せざるを得ないものと考えております。

○図師博規議員 「当面は」という言葉の先にあるものに期待をいたしております。

続きまして、実際に研修を受けて喀たん吸引を現場で行うためには、県が行う基礎研修の次の段階の現地研修というものを受けなくてはなりません。この現地研修では、90回以上の実技ができた者が、晴れて県から修了証をもらうことができるんですが、自分の職場で喀たん吸引を行うためには、現地研修をクリアする条件のハードルが高いんです。まず、同じ職場に指導看護師がいて、さらに、施設利用者の中に喀たん吸引などをする必要のある対象者、利用者がないと、施設で現地研修ができないんです。その条件がそろわないと、県の基礎研修が終わっても、いつまでたっても修了証がもらえないという状況に陥ります。

今回の質問をつくるに当たりまして、複数の施設から情報収集いたしました。幾つかの意見として、「幾つか施設を運営している大きな法人であれば、指導者も対象者も多いので現地研修をやりやすいだろうが、単独施設やグループホームなどの小規模施設では、指導者も利用者もいないがゆえに現地研修できない。だから、ぜひ、現地研修できる施設を県のほうでコーディネートしてほしい」などの意見が寄せられました。

そこで、県のほうで現地研修できる施設を地域別に選定する、もしくは協力体制をとってもらえるように、県内の施設経営者に対し、現地

研修の受け入れを促すような働きかけをすべきと思われますが、福祉保健部長、お考えはいかがでしょうか。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 喀たん吸引等制度が開始され5年目を迎えておりますが、いまだに、お話にありましたように、喀たん吸引等が必要な対象者を抱えながらも、その行為ができる介護職員が不足している事業所がまだ多く存在している状況でございます。このため、県としましては、まずは、このように緊急性が高く、かつ、適切な指導や研修の評価を行う看護師、そして、現地研修の対象となる入所者、いわゆる対象者が確保できる事業所から受講していただいているところであります。また、現地研修の実施に当たっては、研修に協力いただく対象者やその家族の同意が必要であり、また、研修受講者との信頼関係も重要となりますので、諸々課題もありますが、今後、研修に協力していただける事業所の確保や連携のあり方等について、関係機関等との協議に努めてまいりたいと考えております。

○図師博規議員 前向きな御答弁、期待しております。

この質問の核心は、高齢者施設に入所希望の方が来られたとき、喀たん吸引が必要であったり、胃瘻造設をしている方の場合、それに対応できる職員がいないと入所を断らざるを得ないということ、さらには、地域にある施設に入居できず、遠方の施設に入らざるを得ない入居者、家族がいたり、いつまでも病院で入院を続けなくては、その体制がとれないということで退院できないという方々が多数出てきているということです。このような状況を改善するためにも、速やかに現地研修体制を見直す必要があるということを再度申し述べて、次の質問に移

ります。

続きまして、水源地域保全条例制定後の状況についてお伺いしていきます。

この条例は、県土の約76%を占める森林に蓄えられた水資源を守り、県民の生活や経済活動に安定して水を供給していくために、平成26年3月、議会提案により制定されたものです。この条例は、森林の売買等の取引を行おうとするときは、当事者の氏名や取引後の土地の利用目的などを、契約締結予定日の6週間前までに届けることを義務化しました。他県において、外資系の企業などが水源を含む森林を買収するといった事案が連続する中、この条例は、土地の利用者に対し立入調査をする権限などを条項に織り込み、県民財産を守る防衛手段としての機能を有しており、厳格な運用が求められています。そこでまず、この条例の内容を県民及び関係機関へ周知するため、どのような取り組みを行ったのか、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（大坪篤史君） 条例の内容につきましては、県の広報紙やホームページにより、制度の概要を広く県民に周知するとともに、林業関係団体や宅地建物取引業協会、行政書士会などの関係機関に対しまして、説明会等を実施してまいりました。また、水源地域の保全は、市町村にとっても大変重要ですので、市町村でも広報紙やホームページに掲載するとともに、林業関係者の会議で説明するなど、さまざまな機会を通じて制度の周知に努めてきたところ です。

○凶師博規議員 先日、県の行政書士会・司法書士会の方々と意見交換をする場がありました。そのとき、この条例の内容に関して理解をしている会員はほとんどいませんという指摘がありました。契約書の作成や登記がえをする専

門家ですら条例の内容を理解していないという現状があれば、一般県民が熟知しているとはとても言いがたい状況だと思われます。現在、県内では、木質バイオマス発電所の燃料材確保や太陽光発電の開発のため、森林伐採による山林売買が、条例制定以前に比べ格段に増加しています。その中でこの条例内容が周知されていないということは、ゆゆしき状態であります。

それでは、条例制定後、条例内容に沿った6週間前の届け出が何件あったか、また、事後の届け出となってしまった件数がどれくらいあったのか、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（大坪篤史君） 初年度となる平成26年度の届け出総件数は191件、このうち期限までに提出されたものが70件、期限後に提出されたものが121件でした。翌27年度は総件数が345件で、このうち、期限までに提出されたものが208件、期限後に提出されたものが137件でした。この2年分を通算しますと、届け出件数のうち、期限までに提出されなかった割合は約5割になりますが、2年目の27年度は、前年度に比べて6割から4割に減少しておりますので、徐々にですけれども、理解が進んでいるものと考えております。

○凶師博規議員 ここ2年を洗ってもらったんですが、条例の内容にあります6週間前の届け出は半分と。これが6割から4割ほどに減ってきていると言いつつも、そんな甘い数字でこの条例が適切に運用されているとは言いがたい状況だと思われます。

さらに、最も危惧されることは、条例の存在を知ってか知らずか、登記がえはするものの、農林振興局に届け出をしない、いわゆる届け出漏れ、言いかえれば届け出逃れ、その数がどれくらいあるかというのが問題です。ここに、先

ほど言った外資系の買収等が隠れていたら、取り返しのつかないことになります。当局は、この届け出漏れについて、どれほど把握されているのかお教えてください。環境森林部長。

○環境森林部長（大坪篤史君） 届け出が行われていない件数を把握することは、この条例の制度上は困難でございます。しかしながら、水源地域の森林の売買につきましては、森林法や国土利用計画法に基づいて事後の報告をしなければならないことになっておりますので、こういったものと照合することで、ある程度把握することは可能でございます。これまでも、事前の届け出が行われていない事例を確認しているところであります。

○函師博規議員 ある程度の把握はできるものの、明確な届け出逃れは把握できない、わからないということでありましたが、私に情報提供いただいた司法書士の方によると、農林振興局に届けられた数と、法務局を通じ各市町村の税務課に届けが来た、いわゆる森林売買による登記がえをされた数を整合すれば、届け出漏れの数がわかるというアドバイスをいただきました。確かにそのとおりなんですけど、ただ、それを1筆ずつ、また、それが山林なのかどうかを確認する作業というのは、膨大な労力を要することになります。それよりも、条例内容を県民及び関係機関にしっかりと周知し、届け出の徹底を図ることが大切ですし、より言うならば、厳格な運用をするということであれば、届け出を怠った者に対し罰則規定を設けるなどの条例改正の必要もあろうかと考えますが、部長のお考えはいかがでしょうか。

○環境森林部長（大坪篤史君） この制度は、水源地域が持つ水源涵養機能の維持を図るため、所有者に対する助言などによりまして、適

正な土地利用を確保することを目的としておりまして、議員おっしゃいましたとおり、まずはこの制度の内容を周知することが大変重要でございます。このため県では、引き続き、森林所有者や不動産関係者、行政書士等に対して、制度の内容等について周知してまいりたいと存じます。

また、罰則の必要性につきましては、条例の制定時に十分議論されました結果、本県では、届け出をせずに勧告を受けた者がそれに従わない場合には、その氏名などを公表する制度を設けたところでございます。したがって、当面は制度の周知を図りますとともに、特に悪質なケースにつきましては、氏名を公表するなどによりまして、条例の趣旨、目的の達成に努めてまいります。

○函師博規議員 冒頭申しましたが、これは議会提案による条例であります。ですから、我々議員も、この運用が的確・厳格に行われているか、常に注視していく必要があると考えますので、今後とも共同作業をよろしく願いいたします。

続きまして、消防・防災力維持向上に関する政策について伺ってまいります。

私の前回の質問、ことし2月の質問に関する追跡質問になります。平成27年4月1日より、現在28歳以下の消防団員は、水槽つきタンク自動車など、総重量5トン以上の車両を運転する際には、普通自動車免許に加え、中型免許を取得しなくてはならなくなりました。さらに、来年6月からは、3.5トン以上の消防車両を運転する際には、準中型免許を取得しなければならなくなり、水槽つきタンク自動車に加え、ポンプ自動車もその対象となります。現在、県内の全消防車両のうち、対象となる車両は約2割もあ

ります。既に若い消防団員の中には、団員でありながら、中型免許を取得する義務があるけれども取得していないから、実際、消防車両を運転できないという団員もいます。団員同士で、俺は運転できる、お前は運転できるのか、そういうやりとりの中で有事に対応しなくてはいけないというのは、混乱を招く一つでもあります。ただでさえ消防団員の確保が難しい昨今、自己負担をして1カ月教習所等に通り、新たな免許を取得してまでも、消防団員になろうという志を持ってきている若者が果たしてどれほどいるのでしょうか。このような状況を改善するために、知事は前回の答弁の中で、総務省消防庁へ働きかけ、国の財政支援などについて要望していくと申されました。それでは、現在どのような成果を得られているのでしょうか、知事にお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘がありました道路交通法の改正に伴う運転免許区分の変更によりまして、普通免許で消防車両を運転できない消防団員が今後増加するため、消防団活動に対する影響が懸念されているところであります。このため、本年5月に私が消防庁に参りまして、こうした状況を説明しますとともに、運転免許取得費用に対する助成制度などの財政支援措置を創設するよう、要望したところであります。

○凶師博規議員 見通しはどうだったんでしょうか。来年度からの措置を確約されるほどの手応えがあったのか。実は、国の対応、県の対応を待たず、県内市町村では、単独で団員の免許取得の際の費用負担のための予算措置をしているところが複数あります。県内においても、既に消防力の地域間格差が生まれているということです。来年度からの国の財政支援が行われな

い場合、県単独で県下全域への消防団免許取得への財政支援が必要だと私は考えますが、知事のお考えはいかがでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 消防団員の運転免許取得につきまして、本年6月に各市町村の対応状況を調査しましたところ、3つの町が、団員が中型または大型の運転免許を取得する際の免許取得費用の助成を行っております。また、4市町が、免許制度改正の影響を受けない小型ポンプ積載車などに順次変更しているほか、5市町が対応を検討中であると伺っております。今後とも、国への要望を続けますとともに、市町村の対応状況、また現場の実態等を注視しつつ、県としてどのような対応が必要かということをよく考えてまいりたいと考えております。

○凶師博規議員 小型積載車にかえれば済むという問題ではないんです。火災現場の多様性から、ポンプ車やタンク車が絶対必要であるという現場があります。必要な装備です。この免許取得支援については、億単位の予算が必要なものではなく、例えば年間50人の免許取得支援をしたとしても、1,000万程度の予算措置で済みますし、これも国から支援があるということであれば、期間限定的な予算措置で済みます。来年度予算がそろそろ組み上がっていく時期になりますが、来年度の知事枠の中に、消防団員がより活動しやすい、また、新たな消防団員が獲得しやすい予算措置がされることを期待いたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

○星原 透議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時49分休憩

午後1時0分開議

○宮原義久副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、満行潤一議員。

○満行潤一議員〔登壇〕(拍手) 北朝鮮が核実験を強行したと報道されております。大変遺憾であります。被爆国日本が平和的外交を主導的に担って、この問題、解決していただきたいと思っております。

さて、ことしも9月1日が来ました。二百十日、関東大震災、防災の日、そして私と、とある部長の58回目の誕生日でもあります。昨日は、河野知事の52回目の誕生日でもありました。御家族水入らずで誕生祝いができたかと考えておるところであります。

それでは、質問に入らせていただきます。まず、陸海空交通網の整備についてであります。

山之口スマートインターチェンジ開通についてお尋ねいたします。知事の提案説明の報告冒頭にも触れていただきました。めでたく開通の運びとなりました。県、関係機関の御尽力に感謝を申し上げます。国富、門川と同時認可ながら、山之口スマートインターチェンジが最初に通りました。平成22年11月定例会の一般質問で、今は都城市副市長になっておられる、時の県土整備部長に、「山之口インターチェンジにスマートインターチェンジを設置することは多面的には有効だ」とただしましたが、「都城市の検討や意向を踏まえながら必要な対応を行う」と、つれない、淡々とした答弁でありました。それでも開通できました。開通により期待される効果について、知事に伺います。

以下、質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えいたします。

山之口スマートインターチェンジの開通効果についてであります。スマートインターチェンジにつきましては、平成25年度から県内3カ所で整備を進めているところでありますが、今月24日に、県内で最初に都城市の山之口スマートインターチェンジが開通する運びとなりました。これにより、高速道路とのアクセス性が向上することで、都城インター工業団地等への新たな企業誘致や、霧島ジオパークなどの地域の資源を生かした観光振興、また、県立宮崎病院などの第3次救急医療施設への搬送時間の短縮、さらに、南海トラフ地震等の大規模災害発生時における後方支援機能の強化など、さまざまな効果が考えられ、都城圏域の発展が期待されるところであります。スマートインターチェンジの開通は、地域の持つポテンシャルを引き出す効果がありますことから、国富町、門川町で現在整備中の2カ所につきましても、一日も早く開通するよう、全力で取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○満行潤一議員 続きまして、地域路線バスの維持・存続についてお尋ねいたします。このことは、都城市・三股町行政懇話会知事提言項目の一つであります。国・県の補助で維持されている地域間を結ぶ地域間幹線系統、県・市が補助する広域的バス路線、市町村で運営されるコミュニティバスや乗り合いタクシー、さまざまな形で地域の交通網が維持されています。本年4月から宮崎交通が運行する複数路線の区間廃止がなされ、代替手段として市町村はコミュニティバスや乗り合いタクシーなどを実施していますが、国・県の支援なしでは、今後、財政負担が重く、存続できなくなる路線も想定されます。生活物資の確保、通院・通学など、地域住民の足である地域路線バスの維持・存続に対す

る県の積極的な支援が必要だと思えます。知事、いかがでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 県内の路線バスは、少子化等の影響によりまして、利用者数の減少など大変厳しい状況にあります。通勤や通学、通院など地域住民の移動手段として大変重要な役割を果たしておりまして、路線の維持も重要な課題であると認識しております。このため県では、これまでも市町村の地域公共交通会議等におきまして、将来のバス路線のあり方や活性化に向けた協議を行いますとともに、路線の運行費等の支援を行ってきているところであります。また、国の制度を活用して、本年度は、都城市や日南市、小林市におきまして、住民代表の方々を交えて地域のニーズに即した路線の見直しを行います「地域公共交通網形成計画」の策定に取り組んでいるところであります。県としては、今後とも、市町村や交通事業者等と連携しまして、地域の実情に応じた路線の見直しや利用促進に努めますとともに、国に対し、補助制度の充実等を要望しながら、路線の維持に努めてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 ぜひ、県・国の支援、今後ともよろしくお願ひ申し上げたいと思えます。

続きまして、日豊本線のワンマンカー運行についてお尋ねいたします。熊本地震のときに、被災地では鉄道無線がつながりにくくなり、個人所有の携帯電話も不通になったと聞いています。大震災のとき、日豊本線のワンマンカーの安全運行が担保されるのか。経費節減のための1人乗車だろうとは思いますが、朝夕の通勤通学時間帯や夜間に大地震が襲ったら、乗客の安全確保はできるのか心配になります。県の見解をお尋ねいたします。

○総合政策部長（永山英也君） JR九州で

は、ワンマンの列車を含めまして、地震や津波など、列車運行時に遭遇するさまざまな異常時を想定したマニュアルや津波ハザードマップの作成、加えまして、列車からの降車避難が困難な場所等での避難経路の整備などにも取り組んでおります。昨年11月には、宮崎県警と合同で、走行中に訓練用車両を緊急停止させての避難誘導、情報伝達訓練が実施されたところであります。また、今回の熊本地震を機に、駅構内等での定期訓練や、屋外での大規模地震を想定した訓練についても、より徹底して行っていくということでございます。県といたしましては、今後ともJR九州に対しまして、災害発生時における利用者の安全対策が十分に図られるよう、要望してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 ワンマン運行は、発災時だけでなく、障がいを持つ乗客への対応、犯罪や急病人発生時の対応など、問題点を幾つも惹起させます。十分過ぎるほどの安全対策をとり運行いただくよう、JRに今後とも働きかけていただきたいと思えます。

続きまして、LCC成田線誘致についてであります。宮崎日日新聞で、県が格安航空会社（LCC）の新路線として宮崎—成田線の誘致活動を始めたと報道されました。国内最大の国際空港の成田空港は、LCC国内線の乗り継ぎ拠点としても急成長しており、県は、2020年の東京五輪の合宿誘致や国内外の観光客の誘客を見据えて、路線拡充を目指すとなっております。九州の主要空港でLCC成田線が就航していないのは宮崎、長崎のみだと、この報道で知りました。LCC成田線誘致に向けた意気込みをお伺いいたします。

○総合政策部長（永山英也君） 大都市から遠隔地にあります本県にとりまして、国内航空

ネットワークは重要な交通基盤であり、その維持・充実に努めているところであります。中でもLCCにつきましても、県民の利便性の向上だけではなく、国内外から本県への誘客による交流人口の拡大が期待できるところであります。これまでもその誘致活動を進めてきたところでございます。

このような中、昨年8月に関西線への就航が実現し、新たな需要の取り込み等によりまして、高い搭乗率を維持しているところでございます。今後、海外からの誘客も視野に入れた、より一層の交流拡大を図るために、成田とのLCC就航が極めて重要であると考えております。県といたしましては、早期の就航実現に向けまして、航空会社や関係機関を訪問するなど、引き続き積極的に取り組んでまいります。

○満行潤一議員 楽しみにしておきたいと思っております。

次に、エネルギーの地産地消についてお尋ねいたします。

再生可能エネルギー等導入推進基金事業が、ことしで最終年を迎えます。この事業は、公共施設等への再生可能エネルギーの導入を図り、低炭素社会実現、大規模災害等に備えた災害に強い地域づくりを促進する目的となっております。国の補助事業を活用し、基金取り崩し型の事業補助率10分の10、平成24年から今年度までの5年間となっておりますが、この5年間の公共施設への導入実績をお尋ねいたします。

○環境森林部長（大坪篤史君） 県では、防災拠点等に再生可能エネルギー等を導入して、災害に強く低炭素社会にふさわしい地域づくりを推進するため、平成24年度に国の補助金を活用して9億円の基金を設置いたしました。この基金を活用しまして、平成24年度から27年度、昨

年度までの4年間の実績で申しますと、避難所となる市町村の庁舎や小中学校、県立高校などに、太陽光発電パネルや蓄電池、街路灯を合計で28件導入し、執行額は8億1,800万円余となっております。この事業によりまして、全国有数の日照環境を生かした再生可能エネルギー等の導入が促進されるとともに、避難所の防災拠点としての機能向上に寄与したものと考えているところでございます。

○満行潤一議員 4年間で28件、ことしを入れたら30件超えるんだらうと思いますが、しかし、まだまだ整備が必要かなと。ぜひ来年以降も、防災拠点になる施設へのこの事業の継続を切にお願い申し上げたいと思っております。

次に、電力の自由化の対応についての質問を企業局にいたします。これまで、家庭や商店向けの電気は、各地域の電力会社、九州電力とか関西電力とかだけが販売しており、家庭や商店では、電気をどの会社から買うか選ぶことはできませんでした。ことし4月1日以降は、電気の小売業への参入が全面自由化されたことにより、家庭や商店を含む全ての消費者が、電力会社や新電力会社から料金メニューを自由に選択できるようになりました。また、太陽光、風力、水力、地熱などの再生可能エネルギーを中心に、電気を供給する事業者から電気を買うことも可能となります。さらに、現在住んでいるエリア外で発電された電気の購入も可能となります。例えば、都会に住んでいても、ふるさとで発電した電気を選べる可能性が生まれます。企業局は、県内の水力のみの発電を行っており、環境に優しい電気を生み出しています。新電力事業者になれば、電気の地産地消も可能となります。企業局の電力自由化の対応についてお尋ねいたします。

○企業局長（図師雄一君） 電力システム改革によりまして、議員御指摘のとおり、電力の小売全面自由化などが進められ、各種規制が撤廃されたことから、企業局では、発電事業者として売電の方法を整理し直す必要があり、また、電力の計量設備や発電所の監視制御システムの改良なども必要となります。このうち、当面の売電につきましては、九州電力と平成37年度までの基本契約に基づきまして、今年度から2年間は、いわゆる総括原価方式に準じた料金での電力受給契約を結んだところであります。その後の売電方法につきましては、渇水や災害のリスクを考慮しますとともに、将来の設備投資への備えなど、長期的視点に立って慎重に検討していく必要があります。企業局といたしましては、電力システム改革は今後の事業展開に大きな影響を及ぼすことから、引き続き健全経営を維持できるよう、国や他の公営電気事業者、電力市場などの動向を注視し、的確に対応してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 今、企業局は、長期的な九州電力との契約によって、総括原価方式で安定的に有利に電力は売れているということですが、この総括原価方式も、当然、企業局も見直しを図らないといけない状況になるということでもあります。要は、県民に一番利益が還元できる方式は何なのか、ぜひ今後とも検討を重ねていただきたいと思います。

要望としては、豊富な経験を有する技術屋集団である企業局が、治山ダムへの小規模発電所の設置とか、市町村が行う小水力発電所の技術支援とか、積極的に今後とも対応をお願いしたいと思っております。

新電力事業会社の設立について、提案を申し上げます。全国で幾つもの新電力事業所が、自

治体の出資によって設立されております。その一つである株式会社やまがた新電力は、山形県出資33.4%、それに県内外の企業18社で会社できています。都道府県レベルでは全国初の新電力会社として、平成27年9月30日に発足し、平成28年4月1日より事業開始となりました。その目的は、再エネの地産地消を通じた地域貢献を目指し、エネルギーの地産地消と供給基地化、東日本大震災での大規模停電の教訓を踏まえた災害対応力の向上、地域資源を活用した地域経済の活性化と産業の振興となっております。やまがた新電力が発電事業者から直接調達する電力は、全て山形県内の再エネ発電施設で発電されたものです。一定程度の非再エネ電力も扱う。当初計画では3割ほどであるそうですが、火力等を主とするほかの電力会社と比べれば、再エネの比率はかなり高いものになっています。本県も山形県のような新電力会社を設立する考えはないか、お尋ねいたします。

○総合政策部長（永山英也君） 株式会社やまがた新電力は、お話にありましたように、地元企業を中心とした18社と山形県が出資して昨年9月に設立され、県内で発電された再生可能エネルギー由来の電力を買い取り、それを県内の公共施設に売電していると伺っております。本県におきましても、太陽光やバイオマス、小水力など、豊かな自然環境や地域資源を生かした再生可能エネルギーの拡大に努めております。山形県の事例は、エネルギーの地産地消に加え、地域経済循環に資する取り組みでもありますので、県内企業や市町村の動向や意向等を十分に踏まえて研究してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 ぜひよろしくお願ひいたします。

次に、災害に強い安心・安全なまちづくりについてお尋ねしてまいります。

まず、災害拠点給油所についてであります。大規模な災害が発生するたびに、ガソリンスタンド（給油所）は重要なインフラだと認識されるようになりました。宮崎日日新聞で、「経産省が、大規模災害で停電しても自家用車の給油ができるよう、全国8,000カ所の給油所を指定して自家発電設備に全額補助」との報道がありました。県内では給油所過疎地がふえつつあります。けさの宮崎日日新聞にも書いてありましたが、経営が厳しく閉店が相次ぐ中山間地の給油所の支援にもなればと思います。災害拠点給油所の整備には、当然、経営側の協力など多くの課題がありますが、災害時には大いに有効活用できると思います。具体的な事業内容をお尋ねいたします。

○危機管理統括監（畑山栄介君） 御質問の国の災害拠点給油所の整備事業でございますが、これは、災害時に停電した際にも自家用自動車への円滑な給油を行うため、地域住民の災害拠点となるガソリンスタンドによる自家発電機の導入費用を全額支援するものでございます。この事業は、国から石油商業組合などの民間団体等を通じて補助が行われ、今後4年間で、全国で8,000カ所の整備を進めることが目標とされております。給油所への支援を行うに当たっては、災害時の燃料供給体制を確保するため、災害が起きても営業を継続することを条件とし、給油所の場所は、事前にインターネット等で公表される予定であると伺っております。

○満行潤一議員 問題は、手を挙げていただくところもいいんですけども、県内にバランスよく、ばらつきがないように設置をしてほしい。海岸線、10号線にずっとあっても、南海ト

ラフ地震があったら、これまた使えない可能性もあるわけで、ぜひ内陸部と主要都市のバランスをとっていただくようお願いしておきたいと思います。

次に、公衆Wi-Fiサービスの災害時利用についてであります。熊本県の地震のときに、観光客の利便性向上のために整備した公衆Wi-Fiサービス「くまもとフリーWi-Fi」。県内448のアクセスポイントがあるんだそうですが、「非常に重要であったことを再認識した」と、熊本県の担当者が語っておられます。外国人を含む観光客の誘致に活用されてきた「くまもとフリーWi-Fi」ですが、2016年4月の熊本地震では、被災者が利用するだけでなく、震災後の応援や支援に駆けつけた災害ボランティアスタッフが、情報収集手段として非常に役に立ったといます。今後、熊本県では、観光客誘致という視点だけでなく、災害時の通信インフラ確保のためにも公衆Wi-Fiを拡大し、安心・安全なまちづくりを目指していこうとしています。まず、本県の整備状況についてお尋ねいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） Wi-Fi環境の整備は、特に外国人観光客を受け入れる上で不可欠でありますので、県では昨年度、利用者にとって利便性の高い、県内統一認証システムの基盤を構築いたしますとともに、県内9カ所の観光案内板等にアクセスポイントを設置したところでございます。このシステムは、市町村や民間との共同利用を前提に開設しておりまして、既に5市町が導入しておりますが、今年度末までには12市町に拡大し、観光地等を中心にアクセスポイントの設置が進むこととなっております。また、100を超える飲食店等でも利用が可能となる予定になっております。今

後とも、順次、アクセスポイントの拡大促進に努めてまいりたいと考えております。

なお、4月の熊本地震に際しましては、発生後約1カ月間でございますけれども、認証手続なしで利用できる災害モードに切りかえまして、観光客等が震災情報を容易に入手できるよう努めたところでございます。

○満行潤一議員 今までの本県の対応は、インバウンド、観光客を対象に整備してきたということは理解できます。防災対策を主な目的とした公衆Wi-Fiサービスを公共施設、避難所等に整備する考えはないか、お尋ねいたします。

○危機管理統括監（畑山栄介君） 今回の熊本地震におきましては、多くの避難所において、通信事業者により無料のWi-Fi環境が臨時的に整備されたと伺っております。このことから、避難所において、スマートフォンなどからインターネットに接続できる環境を整備することは、被災者が災害情報の入手や安否確認などを行う上で大変重要であると、改めて認識したところであります。このため本県におきましても、南海トラフ地震等の大規模災害の発生に備え、国の補助制度を活用して、平常時から避難所においてWi-Fi環境を確保していくことや、災害時に、通信事業者と連携して迅速にWi-Fi環境を整備する仕組みを構築することなど、避難所に応じたWi-Fi環境の整備のあり方について、市町村とともに研究してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 ぜひ、災害時の通信インフラとして非常に有効だと思いますので、御検討を急いでいただきたいと思っています。

次に、防災・救急医療について、何点か触れていきたいと思っております。まさに、危機管理局や

消防機関など防災担当部局は常在戦場となってきました。地域が被災すればその対応が求められる、遠隔地で災害が発生すれば応援体制を求められる、そういう時代になりました。

まず、消防職員の増員についてであります。国は、常備消防力向上のために交付税をふやし、人員増を求めているとしていますが、現場には人（戦力）の増員といった実感は乏しい現実があります。県内の常備消防の現状と課題について、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 県内常備消防の現状についてであります。本年4月1日現在で、県内10の消防本部におきまして、1,180名の消防職員が消火、救急、救助、予防、通信指令等の業務を行っているところであります。課題につきましては、消防本部ごとにさまざまありますが、庁舎の老朽化、高額な設備や車両等の財政負担、また、技術の進展や社会情勢に対応するための高度な専門知識や技術を持った職員の育成などのほか、人員が不足している消防本部もあると伺っております。県としましても、これらの実態を踏まえ、各消防本部の体制の充実が図られるよう、国や関係市町村等に働きかけてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 大分、県内でも消防の充足率の格差というのが広がってきていますので、ぜひ、さらなる市町村に対する助言をいただきたいと思っています。

次に、救急隊の隊増設についてであります。救急搬送が大きく伸びています。増加している原因の一つが、病院間の転院搬送がふえているということであるそうです。救急隊の増隊など対応を急ぐべきではないかと思いますが、御見解をお尋ねします。

○危機管理統括監（畑山栄介君） 本県では、

高齢化に伴う救急需要の高まりなどによりまして、平成27年中の救急出動件数は過去最多の4万4,089件となっております。このうち転院搬送が6,586件と15.6%を占めており、全国平均の8%台と比較して、転院搬送の占める割合が高くなっているところでございます。このような状況に対応するため、県としましては、医療機関に対する転院搬送抑制の申し入れや、利用者に対する救急車の適正利用の呼びかけなどの取り組みを行っているところであります。また、消防機関においては、出動件数の増加に対応するため、救急隊の増隊や消防署等の適正な配置を検討していると伺っております。今後とも、救急搬送を真に必要としている県民が適正に利用できるよう、消防機関や医療機関に対する働きかけや、県民に対する広報等を行ってまいります。

○満行潤一議員 今ありましたように、相当数伸びていますし、そのうち病院間の転送が多い。現場としては要請があったら断れないわけです。当然運ばないといけない。医療機関から「患者を運んでくれ」と言われたら、むげに断れない、そういう実態もあります。それも、ぜひ県の指導によって適正な運用をお願いしたいし、それ以外の搬送も物すごい勢いでふえています。ぜひ増隊に向けて御努力をいただきたいと思っています。

次に、県防災救急航空センター職員の増員・体制の充実についてお尋ねします。防災救急航空センターに配置された県職員1名のみです。ヘリ運航は常に危険を伴う業務であり、航空隊の安全管理には留意していただきたい。増員・体制の充実が急務だと思います。せめて県職員の複数配置を検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○危機管理統括監（畑山栄介君） 航空センターに配置している職員につきましては、現在、ヘリコプターの運航管理の総括とともに、県内9消防本部からの派遣である隊員8名の服務や予算執行業務などの一般的な事務を行っているところであります。今後とも、新たな業務の追加や業務量の増加などの状況変化を十分に勘察しまして、必要な体制について検討を行いながら、効率的な業務執行を推進し、センターの円滑な運営に努めてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 航空隊の基地である宮崎空港と県庁を、毎日、署長は行き来をしないといけないし、今おっしゃったような本当に多くの業務がある。ぜひ県庁プロパー職員の増員を早急に検討いただきたいと思っています。

もう一つ、増員についてですが、県消防学校専任教官であります。この消防学校の教官、県職員プロパー教官が2名、各消防本部から派遣している出向教官が2名、そして非常勤職員を1名、合計5名となっております。国の基準、いろいろあるようですけれども、とりあえず国の基準8名に達していないと私は認識をしています。教育水準の向上、研修受講者の安全確保などの観点からも、県職員として採用する専任教官を増員すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○危機管理統括監（畑山栄介君） 議員御指摘のとおり、消防学校は今、専任教官2名、県内消防本部からの派遣教官2名、非常勤職員1名の計5名で、消防職員や消防団員に対し、消防に関する知識・技能の習得並びに向上のために教育訓練を行っているところでございます。また、専門的な知識や資格が必要とされる一部の教育訓練については、各消防本部からの臨時的

な講師派遣により対応しているところであり
ます。より実践的な訓練を行うためには、専任の
教官だけではなくて、常日ごろから現場対応を
行っている消防本部からの教官派遣も必要であ
ると考えております。いずれにしましても、教
官体制のあり方につきましては、教育訓練の計
画や実施時期などを見直し、効率化を図りなが
ら、検討してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 県の職員として採用すると
なると、現場の経験が乏しい。だから、各消防
本部からも現場の経験者をというのもわかりま
すけれども、もともと足りないと思うんです。
国の基準8名ですから。県の職員もふやす、そ
して、もちろん各消防本部からもお願いをして
来てもらう。県の職員として採用しても、市町
村の消防本部、消防局に研修に出せば、またス
キルを上げて教官として指導ができると思いま
すので、ぜひ専任教官の増員、お願い申し上げ
たいと思います。

次に、あすを担う子供たちの環境整備という
ことで、幾つか質問させていただきます。

まずは、特別支援学校のトイレについてであ
ります。知事、教育長には毎年、県立学校、特
別支援学校の学校関係者や保護者の皆さんと意
見交換の時間をとっていただいています。改め
てお礼を申し上げたいと思います。

さて、ことしの保護者の要望として、学校の
トイレ改善の声が強くなりました。支援学校
でいけば、日向ひまわり、都城きりしま小林
校、みやざき中央支援、児湯るびなす、そうい
うところが要望を強くされておりました。校舎
の耐震化率では、全国最下位レベルから全国
トップレベルになるところまで御努力をいた
だきました。既存のトイレを改修し、以前より改
善されてきたところですが、障がい種別が変

わって車椅子の生徒がふえたりして、学校では
不自由を余儀なくされているようでもあります。

1カ所しかないトイレを多くの児童生徒が利用
していると、他の児童生徒が利用していると使
えず、お漏らしをしてしまう生徒が出てくる。
失敗すると外に出たがらなくなり、社会復帰の
障害ともなるとお聞きしました。本来の多目的
トイレではないので、学校現場は対応に苦慮さ
れているようです。公共施設、民間施設にも多
目的トイレが整備されてきました。本来必要な
学校が整備されていない。財政的な問題はあり
ますが、児童生徒用のトイレ改善に向け早急な
対応をお願いします。教育長、いかがでしょ
うか。

○教育長(四本 孝君) 特別支援学校の児童
生徒が使用するトイレにつきましては、障がい
の種類を考慮しまして、学校開設時に、洋式便
器あるいは手すりなど必要な整備を行ってい
るところでございます。しかしながら、受け入れ
る児童生徒が多様化しており、トイレの改善が
必要となった場合につきましては、介助用ベッ
ドあるいは洗浄シャワーの設置など、計画的に
整備を進めているところでございます。今後と
も、子供たちによりよい教育環境を提供でき
るように、施設整備の充実に努めてまいりたい
と考えております。

○満行潤一議員 スペースが限られているとい
うことで、なかなか整備も難しいんだろうとは
思いますが、ぜひ急いでいただきたいと思っ
ています。

要望ですけど、門川高校の一酸化炭素中毒の
原因は換気扇故障による換気不十分ではないか
と、警察が捜査しているという旨の報道もあり
ました。学校現場は、実習室の複数の換気扇が
故障していたり——ほかの原因も考えられます

けれども、オープンが故障していたり——そういうことを知らなかったのか、知りながら予算要求できなかったのか。いずれにしても、あってはならない事故であります。しっかり、真に必要な予算は要求する。教育長、学校の設備改善、よろしく願い申し上げたいと思います。

次に、奨学金制度の充実についてであります。学費が高騰し、世帯収入が下がり続ける中で、家庭の教育費負担がかつてなく重くなっています。既に大学生の5割超、大学院生の6割超が、何らかの奨学金を受給しなくては学業を続けられないのが実態とされています。我が国の公的な奨学金制度の中心である日本学生支援機構による奨学金は、貸与型の奨学金制度であり、その7割超が年3%を上限とする利息付きの奨学金（第二種奨学金）となっています。その返済の負担は大きいものがあります。日本学生支援機構によると、返済滞納者は約17万人。給付型奨学金の要望は大きく、国もその検討に入っていると報道されています。OECD加盟34カ国の中で、国の制度として給付型奨学金がないのは、日本とアイスランドのみだそうです。ただし、アイスランドは学費が無料ということでもあります。

貧困の連鎖を防ぎ、家庭経済状況の格差が教育の格差につながらないように、高等教育における給付型奨学金、無利子奨学金の導入が急がれます。県内の就職率全国最低。また、東京オリンピックによってさらなる一極集中の可能性があります。そこで提案です。県内就職・定着したら、一定期間、返済免除や利息補給などインセンティブが与えられないか。移住、UIJターンより確実に成果が期待できます。また、全国の自治体にも広がりつつあります。高卒者、大卒者について、それぞれ教育長、総合政策部

長にお尋ねいたします。

○教育長（四本 孝君） 現在、高校生等に対する奨学金として、宮崎県育英資金事業を実施しております。これは、将来有能な人材を育成することを目的として、向学心に富み、すぐれた素質を有しながらも、経済的理由により修学が困難な者に対し、育英資金を貸与するものであります。この事業におきましては、全ての利用者に対し、無利子で奨学金を貸与しているところでございます。また、県内に就職・定着した者に対する返還の免除ということにつきましては、この事業は、進学のための資金を必要とする子供たちが、諦めることなく学び続けられるようにするためのものであり、返還金を次の貸与者への原資としておりますことから、その実施は難しいものと考えております。

○総合政策部長（永山英也君） 大学などの高等教育機関を卒業した若者に対する奨学金の返還支援についてであります。地方創生に取り組む中、大学生等の県内への就職・定着を促進することは、地域経済の維持・活性化を図る上で大きな課題であり、そのためには、奨学金の返還について一定の支援を行うことは有効な方策の一つであると認識をしております。国におきましても、地元への就職を希望する学生を対象に無利子奨学金の貸与枠が拡充され、また、地元産業界とともに地方公共団体が奨学金返還の支援に取り組む際には、必要な財政措置も講じられることとなっております。このような考え方のもと、本県におきまして本年4月に設立いたしました、産学金労官が連携して本県産業人財の育成を進めますプラットフォーム等の場において、産業界などと意見交換を行いながら、奨学金返還支援制度のあり方について検討を行っているところでございます。

○満行潤一議員 少し希望が見えてきました。ぜひお願いしたいと思います。

高校生、大学生の県内就職率と定着率の向上についてであります。本県の雇用や労働面の課題解決に向けた意見交換をする県雇用政策懇談会が、8月24日、行政・経済・労働団体からの代表ら12人が出席して開催され、2年連続で全国最下位となった高校生の県内就職率などを取り上げ、若者の県内就職・定着促進策を探ったようであります。この会議で議論された内容と、それを受けた本県の今後の取り組みについてお伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 先日の雇用政策懇談会におきましては、産学労官の代表者の方々に御出席いただきまして、現在非常に重要な課題となっております、高校生を初めとする若者の県内就職・定着促進について、意見交換を行ったところであります。この中で、県内企業の魅力を直接、生徒や保護者、教師へPRすることの必要性や、キャリア教育などを通して、県内で働き生活する機運を高めることの重要性など、県内就職促進に関するさまざまな御意見をいただいたところでございます。県といたしましては、いただいた御意見等も踏まえながら、今後とも関係機関と連携し、県内企業と高校の接点づくりに努めますとともに、企業説明会やインターンシップなどを通して、生徒や教師のみならず保護者の方々にも、県内企業の魅力を知っていただく機会をふやしていくなど、県内就職の促進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 高校への就職コーディネーター配置についてであります。大学や高専と違って、高校の就職相談体制は弱いのではないかと感じます。例えば、みやざきCOC+事業は、

宮崎県内の5大学・高専が地方公共団体や企業等と協働して、学生にとって魅力ある就職先の創出をする、地域が求める人材を養成する教育カリキュラムを実施することで、地方創生の中心となる人の地方への集積を目的としています。平成20年ごろ、地域の雇用失業状況が厳しい中、離職した失業者等の雇用機会を創出するために、各都道府県に基金を造成し、雇用創出緊急対策事業を実施したときには、各高校でコーディネーターを置いていたと思います。現在は、県立高校就職支援エリアコーディネーターが配置されていますが、県西部で言えば、北諸、西諸6校を担当1人と聞いています。本県の状況をお尋ねいたします。

○教育長（四本 孝君） 就職支援エリアコーディネーターにつきましては、本年度、県立高校に6名を配置して、地域単位で学校と地元企業との結びつきを強化する役割を担っているところでございます。具体的には、各地域における就職促進や早期離職防止を目指し、進路指導担当者と地域の産業関係団体代表者による会議を開催しております。また、地元企業におけるインターンシップの受け入れや、卒業生の就業状況等の情報を学校に提供しております。

なお、私立高校につきましては、商工観光労働部が就職支援員を5名配置しており、互いに情報を共有しながら、高校生の県内就職に向けた支援を行っているところであります。

○満行潤一議員 数でいけば、県立6人、私立5人、計11人ですね。大変少ないのではないかと思います。Uターン希望者は学校を頼ってきます。Uターン対策にも有効です。全ての高校に配置するなどコーディネーターをふやす考えはないか、再度お尋ねいたします。

○教育長（四本 孝君） リーマンショック等

の影響を受けて高校生の就職が難しかった平成21～25年度にかけまして、県教育委員会では、国の緊急雇用創出交付金を受け、県内外の求人開拓を行う就職支援員を配置しておりました。現在、経済情勢が回復基調にあり、求人状況が好転している中で、県内就職の促進が強く求められておりますことから、学校と地元企業をつなぎ、地域のネットワークを構築する就職支援エリアコーディネーターを配置しているところでございます。このエリアコーディネーターは、今年度初めて配置をしたものでございますので、今後、人数や配置のあり方、業務内容等をまた検証してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 県立6人、少ないと思いますので、ぜひ増員をお願いしたいと思います。

前回の質問で、北陸の富山・石川が県内就職率が高いと紹介いたしました。宮崎と富山・石川とは、人口、高校卒業者数、事業者数ともほとんど同じです。ただ、宮崎の就職者数が3,100人に対し、富山・石川は2,100人、2,200人です。宮崎県の県外就職者数1,400人に対し、富山は103人、石川164人です。まさに桁違いです。県内就職率のトップは愛知県です。人口700万を超える愛知県での就職者は1万2,192人と多いわけですが、県外就職者はわずか432人です。地元企業の意識改革、賃金・労働条件の向上が重要だと感じます。県内の求人票を見ますと、今どき、「皆勤手当5,000円」と明記し自慢する経営者がいたり、「定期昇給2,000円」と明記されていたり、「ボーナス1カ月分」となっていたり、これでは若者に支持される会社とは思えません。都城市が市内企業に行ったアンケートで、「人材確保のために高校等に行っていること」に対し、「求人案内の送付」が23%、「イ

ンターンシップ」22%となっていますが、一番多かった答えは、「特に何もしていない」34%です。同じアンケートで、実業系高校に卒業後の市内・市外の就職希望を聞くと、「どちらでもよい」が24%もあります。行政が幾ら努力しても、若者が魅力と感じられる会社をふやさないと、県内就職率は向上しません。商工観光労働部長の認識をお尋ねします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 県におきましては、本年3月に「みやざき産業振興戦略」を策定しておりますけれども、産学金労官が連携して、成長産業の振興や中核企業の育成などに取り組んでいるところであります。県としては、これらの取り組みを進めることによりまして、若者が働きたいと思えるような魅力ある企業をふやしていくことが重要であると考えております。また、ワークライフバランスが求められておりますので、「仕事と家庭の両立応援宣言」企業の拡大に努めますとともに、社会保険労務士を企業に派遣し、有給休暇取得促進や時間外労働削減等のアドバイスを行うなど、働きやすい職場環境整備に取り組む企業を支援しているところであります。今後とも、宮崎労働局や産業団体等の関係機関と連携して、若者にとって魅力ある企業をふやし、県内就職の促進に努めてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 県内就職率54.8%、この数値は学校基本調査から出ているわけですが、「実態を反映していない」との指摘もあります。本社所在地でカウントされるために、旭化成延岡に就職しても県外、旭有機材だったら県内にカウントされると聞きますが、事実でしょうか。担当部長の見解をお尋ねします。

○総合政策部長（永山英也君） 学校基本調査におきます高等学校卒業者の就職の状況につき

ましては、毎年5月1日を基準日として、就職先等の把握を行っております。この就職先につきましては、実際に配属された都道府県への就職者としてカウントされることとなっております。また、県外に本社を置く県内の主な企業に確認をいたしましたところ、5月1日時点においては、おおむね配属先が決定しているとのことでした。したがって、高等学校卒業生の県内就職率は、実際に県内の事業所に配属された就職者の状況をあらわしていると考えております。

○満行潤一議員 はい、わかりました。

都城市・三股町行政懇話会知事提言項目になっている、県西部地区医療圏についてお尋ねします。県西部、西諸・都北の2医療圏で、これも医療圏、周産期医療圏が1つとされています。都城市、三股町と地元医師会の努力下、24時間、365日の初期救急・2次救急体制が維持できています。これらの事業に対し、医師確保を初めとした人的・財政的支援について提言・要望を行い、当日は稲用副知事に対応いただき、回答もいただきましたが、再度知事にお尋ねいたします。

○知事（河野俊嗣君） 都城市郡医師会病院及び国立病院機構都城医療センターにおかれましては、救急・小児医療及び周産期医療の拠点としての機能を担っていただきますとともに、圏域の中核病院として、地域医療の充実に多大な貢献をいただいているところであります。これも医療圏及び周産期医療圏の維持を図るためには、何よりも小児科医の確保が重要でありますことから、県としましても、医師の派遣元であります県外大学を直接訪問し、継続的な派遣を要望するとともに、県医師会や宮崎大学とも連携して、さまざまな施策を展開するなど、医師

の育成・確保に取り組んでいるところであります。また、都城市郡医師会病院の移転整備費や都城医療センターの周産期母子医療センターの施設改修費など、充実強化に向けた支援も行っているところであります。今後とも、地元市町村と十分な連携を図りながら、県西部地区の小児医療及び周産期医療の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 次に、出資法人への貸付金の会計操作についてお尋ねいたします。

8月22日の朝日新聞に出ていました、全国各地の自治体で、経営難に陥った公社や第三セクターなどの出資法人への貸付金が回収できていないのに、翌年度の予算で穴埋めをして、返済されているように見せる会計操作が横行しているという記事です。いわゆるオーバーナイトや単コロといった不適切な会計操作が85自治体で行われていると、この新聞は指摘をしています。オーバーナイトとは、出資法人などが金融機関から年度末、3月31日に資金を借り、全額を自治体に一旦返済。翌年度、要するに翌日、4月1日に自治体が再び法人に資金を貸し、それをもとに銀行に返済をする、一夜貸しと言われるものです。単コロは、決算作業のために年度をまたいで資金の調整ができる出納整理期間（4月から5月）を利用し、翌年度の貸付金財源を前年度の返済に充てて、年度末に返済があったように処理する、単年度転がしと言われます。本県、市町村とも指摘するような不適切な会計処理はないと思いますが、現状はどうなっているのか確認いたします。お願いします。

○総務部長（桑山秀彦君） 県が行っております公社及び第三セクター等に対する短期貸付金のうち、毎年度、反復かつ継続的に貸し付けが

行われ、その返済が出納整理期間に行われることが常態化している、いわゆる単コロと呼ばれる貸し付けはありませんけれども、返済が年度末までに行われている、いわゆるオーバーナイトにつきましては、3法人に対して4件の貸し付けがございます。また、県内市町村におきましても、いわゆる単コロによる貸し付けはありませんけれども、オーバーナイトにつきましては、5法人に対して17市町村で24件の貸し付けがございます。総務省は、このオーバーナイトにつきましては、「一概に不適切な財政運営であるとは言えないが、実態に即した財政運営が行われるよう改善すべきである」という見解を示しております。県としては、これまでも計画的な解消に努めてまいりましたが、今後も引き続き、解消に向けて取り組んでまいりますとともに、市町村に対しても、必要な助言等を行ってまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 最後になりましたが、戻りませうけれども、権利登記、不動産所有権登記についてであります。権利放棄（相続未登記など）により所有権移転登記していない土地がふえ、所有者の確定に手間取り、防災対策など大きな支障を来すことが懸念されています。東日本大震災の津波で被害を受けた宅地を自治体が買い取る事業において、買い取り希望があった登記上の土地約4万4,725カ所のうち、相続人の全員と連絡がとれないことなどの理由で、今でも買い取りが進んでいない宅地が全体の17%に上るといふ報告もあります。また、固定資産税の徴収が困難になっている不動産が年々増加をしています。個人の財産であると同時に公共的性格をあわせ持つはずの土地（国土）が放置され、所有者不明になる。幾つもの部署に関係があると思いますが、代表して県土整備部長に現状を

お尋ねいたします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 防災対策あるいは災害復旧工事など、公共事業にかかわるところの必要な用地の取得でございますけれども、相続登記がなされていない土地がある場合については、相続人全員の承諾を得た上で売買契約を締結して、所有権移転登記を行う必要がございます。このため、特に何代にもわたり相続登記がなされずに相続人が多数となっている場合には、その中に死亡や行方不明の方がいることから、必要書類の収集や用地交渉に多大な労力と時間を要して、工事着工に支障が生じることもあります。県といたしましては、このような場合には、法的に用地取得を可能とする不在者財産管理人制度や土地収用制度などを活用して、公共事業の円滑な推進に努めているところでございます。

○満行潤一議員 要望ですけれども、今後ますます、権利放棄による所有権移転登記をしていない土地がふえることは容易に予想されます。不動産登記（権利登記）は任意であり、登記後に所有者が転居した場合も、住所変更の通知義務はありません。法制度の不備と指摘せざるを得ません。国に対し、権利登記の厳格化の取り組みを要請いただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○宮原義久副議長 次は、清山知憲議員。

○清山知憲議員〔登壇〕（拍手） 自由民主党の清山知憲です。

きょうは最初に、新幹線の質問をしたいと思っておりますけれども、九州新幹線は整備が決まってから40年時間がかかりました。果たして40年後、ここの議場におられる皆さんもどれぐらい健在でおられるのか——御健在でおられること

を祈念申し上げておりますけれども。知事はきのう52歳になりましたが、ぎりぎりかなと思っております。当事者は次の世代の方々かなと思うので、我々、だからこそ無責任に考えられないし、また真剣に考えていく必要があるのかなと思っております。

つい先月、九州経済連合会の月報に、福岡大学教授で元佐賀市長を務めた木下敏之さんの寄稿が掲載されていまして。そのタイトルは、「小倉駅—北九州空港—大分駅間に新幹線を走らせよう」というもので、いかに小倉と大分駅の間には新幹線を先行開業することの効果が高いか、そして、大分より南は非常に採算が厳しいので、鹿児島から宮崎までの部分整備、部分開業など現実的な選択を模索すべきだなどと、私見が述べられております。さらに、次の新幹線を見据えて、福岡、大分の経済界は動き出すべきだとも呼びかけております。

大分県ではこの4月以降、実に県主導で6回も県内各地で説明会が開催されており、その説明会の中でも、「小倉から大分まで先行開業させたほうがいいんじゃないか」というような質問が相次いでおり、また、先日の8月30日には大分県の経済5団体、そして9月2日には大分県の青年経済4団体が、大分県知事に対して新幹線整備を求める要望書を提出しており、大分県内の機運は徐々に高まりつつあるのかなと感じております。

また一方、東洋経済オンライン7月12日の記事は、「「次の新幹線」が実現するのはどの地域か？」というタイトルですが、そこでは、官民一体で攻める四国に対して、及び腰の東九州ということで、河野知事のコメントが、「(県内で)議論がそれほど盛り上がっていると感じていない」というふうで紹介されております。

この3月に野村総研へ依頼して調査報告書ができ上がったわけですが、その後の県内自治体との意見交換の状況、また、県内の機運について知事がどう感じておられるのかお伺いし、以下、質問者席よりお伺いします。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

今回、東九州新幹線鉄道建設促進期成会で実施しました調査の結果につきましては、県内市町村への説明会を開催し、東九州新幹線の効果や課題について説明を行いますとともに、今後の要望活動等について理解を得たところであります。説明会の中では、「日豊本線の利便性の向上にもしっかりと取り組んでほしい」といった意見もいただいております。

県内の機運につきましては、現時点では機運の高まりといった段階にはないと考えておりますが、これまでは毎年の要望項目の1項目だけにとどまっていたものが、しっかりと将来を見据えた課題として議論すべきものだという位置づけになりつつあるのではないかと受けとめております。今後、日豊本線の高速化などの、今回の結果と比較できるデータをそろえ、改めて東九州新幹線整備のメリットや課題等につきまして情報共有を図りながら、県議会での議論をいただいた上で、県民との意見交換等を行ってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○清山知憲議員 宮崎県では、5月に一度だけ県内自治体と意見交換、説明をされたということですが、県内の機運の高まりがないというのは、私なりに考えるに、この調査報告書で示された新幹線の姿というのが、いまいち県民にとって心躍るものじゃないんじゃないかな

と。また一方で、現実味のないように感じられているんじゃないかなとも感じているわけです。一方で、この報告書の予測というものをそのままのみにしてもいいのかという疑問も、私の中で湧いてきましたので、以下質問してまいります。

報告書の最初に、対象地域のゾーニングを行っていて、鹿児島と大隅地域を大きく1つのゾーニングとしておりますが、それが妥当なのか。また、そのルートの上には鹿児島県内で第2の人口を誇る霧島市があって、その霧島市内の国分駅がありますけれども、新幹線停車駅として国分駅は想定されているのか、総合政策部長へお伺いします。

○総合政策部長（永山英也君） 今回の調査は、一定の前提条件のもとに実施したシミュレーションであり、その前提条件の一つとなる発着ゾーンにつきましては、需要予測等の検討を行うため、国土交通省の「全国幹線旅客純流動調査」において使用されている生活圈ゾーンを活用して設定し、各ゾーンの地理的中心を駅とみなすことにしております。今回の調査では、そのルートの想定におきまして、基本計画で示されております起点、終点、経由地を最短で接続するというような設定をしておりますことから、鹿児島・大隅地域については一体とした地域とみなし、同一ゾーンとしたところであります。また、国分駅があります霧島市は、先ほど申し上げました「全国幹線旅客純流動調査」で鹿児島生活圈に含まれていることから、ゾーンの地理的中心であります鹿児島中央駅でのみ効果算定を行ったところでございます。

○清山知憲議員 都城と鹿児島のほぼ中間に位置して、鹿児島県内第2の自治体である霧島市に新幹線停車駅を想定しないのはどうなのかな

と、ちょっと疑問にも思ったところでした。

また、宮崎と鹿児島間の交通量予測についてお伺いしたいと思います。この交通量予測というのは、それらの地域の間を走る自家用車、バス、鉄道などが、それぞれどれぐらいの割合で利用されるかという分担率を割り出して、それが新幹線開業後にどう変化するのかというのを見るんですが、現状では宮崎—鹿児島間は鉄道分担率が4.9%と、非常に低いんですけども、これが新幹線開業後は6.5%という予測をしていて、それが1.6%だけ上がると。都城—鹿児島間に至っては、開業後はたった1%、残り90%以上が自家用車を使うと。そうした分担率に基づく2040年の両区間の断面交通量というのは2,840人、これはほとんど在来特急線からの転移の数なんですけれども、それに対して北九州—大分間は2万1,300人ということで、こちらのほうは約8倍になりますが、そうした鉄道利用率、今、特急で2時間かかっているものが、新幹線開業で最短で29分になる。だけれど、鉄道を使う人は1.6%しかふえない。これは定性的に考えても随分悲観的な予測だと思うんですが、きちんとした前提条件や計算に基づいた妥当な予測とを感じるのか、部長へ引き続きお伺いします。

○総合政策部長（永山英也君） 今回の調査におきましては、より客観的な費用対効果（BバイC）を算出するため、新幹線開業によります誘発需要、新しい需要を見込むことなく、現状の旅客需要をベースに推計をしております。宮崎—鹿児島区間の現状においては、車の利用が極めて多いことから、1日当たり鉄道旅客数667人に対して、全交通機関の旅客数は1万3,682人で、先ほどありましたように鉄道分担率は4.9%と、かなり低くなっております。この区間は車

での移動がかなり定着していることや、開業後の運賃など移動コストの面等から、新幹線にシフトする量を限定的に予測しております。このため、この区間の乗車人数を示す断面交通量についても、この鉄道分担率をベースに推計を行っていますことから、かための予測となっているところでございます。

○清山知憲議員 「かための予測」とおっしゃいましたけれども、これがかためかどうか全然わかりませんよね。なぜなら、前提条件、例えば運賃とか、自動車を使った場合のコストとか所要時間とか、そうした前提条件を教えてくださいと言っても、野村総研側が全然教えてくれないのですよね。だから、そうしたものが明らかにならないと、そして中間計算をどういうふうに行っているのかわからないと、妥当かどうか議論もできないんですけれども、今後、きちんと推計の根拠となっている前提条件とか中間の計算とかを求めていくことができるでしょうか、部長へお伺いします。

○総合政策部長（永山英也君） 今回の鉄道分担率の予測については、前提条件として、まず時間の面ですけれども、整備後の新幹線の所要時間は29分ですが、現行の特急が129分、自家用車が133分、高速バスが166分。コストの面としては、九州新幹線の水準をもとに新幹線の料金を5,480円として、現行特急が4,220円、高速道路の料金が3,780円、高速バスが2,780円、こういうデータのもとで分担率の推計を行っております。今回の調査は、先ほど申し上げましたけれども、客観的なBバイCを出すことを目的としたものでありまして、宮崎—鹿児島区間につきましては、自家用車の利用が全体の92%と極めて高く、自家用車は複数での利用

が可能なことから、この区間について新幹線への転換は多くないという考え方をベースに、調査機関の知見やノウハウを用いて推計をした結果、開業後の鉄道分担率は6.5%となったというふうな報告を受けております。

○清山知憲議員 今の部長の答弁で、担当とのやりとりで出てこなかった数字が新しく出てきたものがあるんです。難しく犠牲量モデルとかいろいろ計算しているんですが、もう一点ちょっと確認させてもらいますけれども、そうした前提条件で、どういうふうな経路、途中計算をたどってこの数字が出ているのか、もっと詳しい情報を後で教えていただけるように求めることができますか。

○総合政策部長（永山英也君） かなり難しい計算をしているようですので、私自身も全てを理解しているわけではありませんけれども、今回の鉄道分担率については、基本的には車からの分担の変更はなく、高速バスの利用者が転換するというふうなことがベースに推計をされているようでございます。どこまで議員に御説明できるか、また検討してみたいと思っております。

○清山知憲議員 たしか自家用車からの転換需要が160台とか書いている数字があったと思うんですけれども、この後も総合交通課を通して、ぜひさまざまな情報をいただきたいと思うんですが。

この報告書を見ると、北九州から大分までが実際に客観的にも有利であるということは間違いないんですけれども、この新幹線を大分だけではなく宮崎にもということで動くのであれば、この調査、本当にこれでいいのか、しっかり妥当性を考えていきたいと思っておりますし、また、鹿児島から宮崎まで独自に——全体の東九

州全線の整備を目指すという方針は持ったまま、鹿児島から宮崎まで先行開業したときのシミュレーションも行わないと、なかなか県内でもリアリティーを持って議論が進まないんじゃないかという気がします。

仮の話ですけれども、鹿児島一宮崎ルートができ上がっている状態では、旅客の動向もまるで変わってきます。福岡へアクセスするにしても、南から鹿児島を経由して行きますし、また整備費用でも、現状では、全線開通した場合は、宮崎県内区間の整備費用は全体の約4割を占めて1兆430億円というふうに想定されておりますけれども、宮崎一鹿児島までの区間に限ると、県内の整備費用は単純に割ったら2,900億円と減少していて、県の負担額も、全線開通の場合で毎年38～57億円で、単純計算で11～16億と、こういうのは思考実験にすぎませんけれども。

昨年度の総務政策委員会でもいろんな意見が出ましたが、鹿児島から宮崎まで先行開業した場合のコストや効果についてもシミュレーションするべきではないか、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 東九州新幹線の整備というものは、九州全体の高速交通ネットワークを形成する重要な基盤でもあります。また、大規模事業となるものでありますので、本県単独で推進できるものでなく、期成会の4県1市で十分に連携をし、将来につなぐ息の長い取り組みとして、まずは国に対し整備計画への格上げをアピールし続けていくことが重要であると考えております。将来的に、整備計画に決定された後には、工事実施計画を検討する中で、工事の区間や工事方法などの詳細が決まっていますが、県としましては、県内区間ができるだけ早く着工され、本県にとって早期にメリット

が出るように、どのように国にアピールをしていくのか。御指摘のようなシミュレーション等もいろんな選択肢の中であろうかと思っておりますが、現時点から長期的な課題として認識をしていく必要があると考えております。

○清山知憲議員 否定もされていないのかなとも思いますけれども、私自身も正直、30年、40年後の宮崎に新幹線が本当に必要かどうかというのは確信が持てないです。この調査報告書を見てもですね。しかし、東九州の全線開通のほかにも、議論のために理解しておきたい気もします。いずれにせよ、県民の機運というものが必要なプロジェクトですから、今後何をすべきなのか、また、何が本当に県民にとってベストなのかを検討していただきたいと思えます。

再質問したので時間がなくなってきて、早足で行きますけれども。次の財政の話題に移りたいんですが、近年、県債残高は順調に減り続けていて、また、財政調整2基金はこの数年、年度末には400億円台後半という水準に毎年戻しておりますけれども、今後、毎年の借金返済額に当たる公債費の水準というものはどれぐらいが適正と考えるのか。また、財政調整2基金はどういった水準が適正と考えるのか、総務部長へお伺いします。

○総務部長（桑山秀彦君） まず、公債費についてでありますけれども、地方財政の健全化を判断する指標の一つとして、財政規模に対する公債費の割合を示します「実質公債費比率」というものがございます。本県においては、平成26年度決算で16.7%であります。この比率が18%以上になりますと、毎年度の県債発行につきまして、国の許可が必要となってまいりま

す。これまでの本県の公債費と実質公債費比率の推移から勘案しますと、公債費が900億円を超過する状況が続きますと、実質公債費比率が17%台になっておりますことから、公債費がおおむね900億円を超えないことが一つの目安であろうと考えております。

次に、財政関係2基金についてでありますけれども、当初予算編成時に毎年度200億円程度を取り崩しておりますこと、それからまた、災害時などの緊急的な支出の備えとして、おおむね200億円程度は確保しておく必要があることから考えますと、現在とほぼ同規模のおおむね400億円から450億円程度は維持していく必要があると考えております。

○清山知憲議員 公債費は900億を超えない程度に、財政関係2基金は今の水準をキープするというので、今後の財政需要に対応していくのかなと思います。

県は近年、毎年、政策的な基金を造成していて、平成25年度は成長産業育成加速化基金、26年は人財づくり、27年は大規模災害、そして今年度は県営電気事業みやざき創生というふうにとくさんできてきているわけですが、県民にとって、どんな基金が今あって、残高がどれぐらいなのか、非常にわかりにくい状況ですが、そうした県独自の基金が幾つあって、残高が幾らに上るのか、総務部長にお伺いします。

○総務部長(桑山秀彦君) 県独自で設置しました基金の数及び残高につきましては、平成27年度末時点で、19の基金、残高は857億2,900万円余となっております。

○清山知憲議員 今年度加わった県営電気事業関係の基金を加えると、その数は20となっていて、財政関係2基金を差し引くと360億程度、そのうち193億円を県有施設整備基金が占めている

状況かなと思います。基金の数が20というのはやや多く感じますし、また、その中には役割がだんだん曖昧になってきているものもあるように見受けられるので、もう少し整理してはどうかなと感じたところです。

次の質問に移りますけれども、宮崎県住宅供給公社と県の道路公社は解散時期が迫ってまいりましたが、その2つの公社が解散するに当たり、県に入ってくる出資金の返還額や譲渡される資産についてはどのような状況か、県土整備部長へお伺いします。

○県土整備部長(東 憲之介君) 県住宅供給公社につきましては、出資金の返還額は1,020万円となっております。また、資産譲渡の見込み額につきましては、不動産の売却などの処分が終了しないとわかりませんが、平成28年3月末時点で保有する資産は、現金預金、有価証券などが約50億円、土地及び建物の不動産などが約20億円となっております。

次に、県道路公社につきましては、出資金の返還額は29億8,700万円となっております。また、譲渡する資産はありませんが、保有する一ツ葉有料道路は、解散後、県に帰属することとなります。

○清山知憲議員 その2つを合わせると、少なくとも80億円、多くて100億円程度の金額が4～5年以内に県に入ってくるのかなと思いますけれども、これはきちんと将来に備えて基金に積み立てておかなければいけないお金じゃないかなと思います。私もちょうど3年前の平成25年9月議会に、当時、公共施設マネジメント白書という言葉で作成を求めてきたものが、この議会で公共施設等総合管理計画として示されておりますけれども、それを見ても、行政庁舎、県営住宅、県立学校、警察施設、そして病

院施設など、非常に多くの施設に老朽化対策と維持にお金がかかり、また、大ざっぱに、今後40年間で6,700億円という試算もあります。今後の個別計画の策定をまたなければ正確な額はわからないということですが、今後、国体に向けた施設整備、それから防災拠点庁舎の整備、さらに膨大に上る県有施設の維持・管理、そうしたものの経費に備えてどうやりくりをしていくのか、知事にお考えを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 今後想定されます施設整備のうち、防災拠点庁舎については、現段階で120億円程度の整備費を見込んでいるところがあります。現在検討中であり、国体開催に伴う施設整備や公共施設の老朽化対策に係る経費等につきましては、現時点でその財源を見込むことはできませんが、極めて多額の財源が必要になるのではないかと想定されます。通常、施設整備を行う場合、国などの補助金・交付金を除いた県負担分について、その一定割合を県債発行で賄い、残りに一般財源を充てることとなりますので、整備に当たりましては、できるだけ財政運営上有利な補助金・交付金や起債などを活用し、県としての一般財源をできるだけ少なく充てる、そのような工夫をしているところではありますが、それでも相当な額が必要になってくるものと見込まれます。現段階で県有施設維持整備基金の残高は190億円程度しかなく、長期的には不足することが予想されますので、さらなる積み増しを行っていく必要があるものと考えております。

○清山知憲議員 数年後には臨時のお金が入ってくるといっても、近い将来の財政需要に備えなくてはならないということがわかりました。

財政課はよく、財政圧迫の原因として、毎年
の社会保障関係経費が、ことしだと一般財源べ

ースで841億円、これは一般財源の21%を占めているわけですが、これは一般的には、県内の医療や子ども・子育て、障がい者福祉など、あらゆる社会保障関係経費の県負担額が含まれているわけですが、特にその中で大きな額を占める医療費について、県内における後期高齢者医療費と市町村国保の医療費はそれぞれ幾らに上るのか、福祉保健部長へお伺いします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 確認できます直近の平成26年度の医療費で申し上げますと、後期高齢者医療が約1,534億円、市町村国保が約1,148億円となっております。

なお、本県の平成26年度概算医療費は約3,860億円となっております。

○清山知憲議員 次に、それらの後期高齢者と市町村国保の医療費に対して支出される、本県負担額及び医療費に対する割合をお伺いします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 平成26年度の県負担額でございますが、後期高齢者医療が約150億円、市町村国保が約124億円となっております。また、それぞれの医療費に対する県負担の割合でございますが、後期高齢者医療が約10%、市町村国保が約11%となります。

○清山知憲議員 今まで財政課は、社会保障関係費の上昇というところは説明されてきたんですけども、具体的に、県内の医療費がどのように県の負担につながっているかというところについては、余り説明されることがなかったように思います。それぞれ10%、11%ということですが、これの中には、高額療養費制度といって、医療費が高額に上ったときに患者さんの負担を一定額に抑えるための制度、それに対する県の拠出も含まれてはいるものの、我々の日々

の医療費の約1割に近い数字が県の一般財源から負担されていると。そうした数字はもっと意識してもいいと思いますし、また、そういうところに対する政策も必要なんじゃないかなと感じるところでございます。

国内では、医療の質を落とすことなく医療費の上昇を抑えることに成功した手法として、広島県呉市の手法が注目されており、「呉市モデル」と呼ばれたりもするわけですが、これは知事のお出身地、地元でもございますけれども、県として呉市モデルの手法についてどのように考えるのか、部長へお伺いします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） お話にありました広島県呉市の取り組みについてでございますが、県としても大変注目しているところであります。昨年度、国民健康保険団体連合会が主催したトップセミナーに、県内17の市町村長等が参加しておられまして、調査を行っているところであります。また、本県では、全ての市町村がデータヘルス計画というのを策定しているんですけれども、呉市同様、レセプトや健診データを活用した重症化予防に取り組んでいるところであります。県としましても、効果的な事業の実施に向けて、助言等の支援を行っているところでございます。今後とも、呉市を初め、効果的な先進事例の情報収集に努めながら、新たな透析患者を減少させる市町村の取り組みに対する支援を行うなど、本県の医療費適正化に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○清山知憲議員 平成30年には国保が県単位へ広域化されますし、国としては医療費適正化への取り組みに応じた自治体への財政支援も用意されているということで、今後、実効性のある取り組みを期待したいと思います。

次に、薬剤師会は医薬品の適正使用の周知徹底などに取り組んでおり、私も現場にいて、医薬品に関する知識が、患者さんや一般の方々にはまだまだ足りないなど実感することがよくあるんですけれども、非常に重要なこの取り組みを、地域でも積極的に推進していくおつもりはないか、福祉保健部長へお伺いします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 医薬品の正しい使い方などを地域で普及啓発する活動は、医薬品の多剤・重複の防止や残薬解消などが図られ、薬物療法の安全性・有効性が向上するほか、医療費の適正化にもつながるものと考えております。このため県では、薬剤師会が地域で実施している出前講座等に資料提供を行うなど、連携を図っているところであります。また、毎年10月に「薬と健康の週間」というのがあるんですが、ここにおきまして、医薬品に関する正しい知識などについて広く普及を図ることとしており、薬剤師会等と協力して各地域でイベント等を実施しているところであります。さらに、市町村におきましても、薬剤師会等と連携しながら、医薬品の多剤・重複服用者に対する訪問指導を実施しているところでありますが、県としましても、国の交付金を活用しながら、市町村の取り組みを積極的に支援してまいりたいと考えております。

○清山知憲議員 国の交付金がなくとも、ぜひ県としても取り組んでいただきたいなと思うところでございます。

続いて、がんサロンについてお伺いします。限られた資源である医療を適正に使うためには、患者さんが正しい知識を持つ必要があって、それは、我々が作成した地域医療を守り育てる条例やがん対策推進条例などでもうたったところでございます。そこで、がん患者やその

家族の学習の場として、がんサロンは非常に重要な役割を果たして、私も実際にその様子を見に行っただけでございますが、そこでは、患者さん同士や、時には医療者も交えて、さまざまな不安を打ち明けたり相談をしたり、不安軽減や正しい知識の習得につながっているわけですが、そうした取り組みは、ひいては過剰な検査やドクターショッピングを防ぐという意味でも効果があるものと感じております。しかし、宮崎県内では、鹿児島や熊本の広がり比べてややおくれをとっているように感じるんですけれども、県として、がんサロンの広報の強化や開催機会の拡充、また関係機関との連携強化に努めていくおつもりはないか、部長へお伺いします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） お話がありましたがんサロンは、がんの患者団体や医療機関などが運営主体となっておられまして、交流や情報交換をする場でございます。これにより、参加者は不安や孤独感を軽減することなどができるものと思います。その中には、医療関係者ががんに関する知識や情報を提供しているものもありまして、このような活動は大変有意義なものであると考えております。県としましては、がんに関する治療や療養生活全般、医療機関に関する情報などの相談対応については、がん診療連携拠点病院等に設置されております、がん相談支援センターを中心に体制整備を進めているところでありますが、今後とも、このセンターとがんサロンで相互に情報共有を図っていただくとともに、テレビによる啓発やリーフレットの作成・配布等により、広報の充実に努めてまいりたいと考えております。

○清山知憲議員 この質問を担当とやりとり等する中で、いろんな課題が浮き彫りになって、

非常に有意義な時間だったと思っております。何をがんサロンとみなすかとか、拠点病院の相談支援センターとのかかわり、また県職員とのかかわり。例えば、熊本県なんかでは県の職員が積極的にがんサロンに出向いて、お互いコミュニケーションをとっておりますし、今後そうしたかかわりのあり方なんかについても頑張っていたきたいなと思っております。

続いて、医師不足、特に小児科医の不足について取り上げますが、宮崎市は、ありがたいことに年間365日、お正月もお盆も夜の7時から翌朝7時まで、内科、外科、小児科、全部いつでもかかることができる夜間急病センターが整備されております。こうした体制は、県内だと宮崎市と都城市だけであります。また、都道府県レベルで見ても、必ずしもこれが当たり前じゃなくて、九州では佐賀市や大分市などは、全くこうした体制にはなく、小児科で言うと午後10時までの診療で、午後10時を過ぎると患者さんたちで探してくださいというような体制になっています。なので、こうした体制はいつまでも当たり前のものではなくて、いつなくなってもおかしくないものではあります。

近年、小児科医の高齢化に伴い、今から3年後には、宮崎市内でも午後11時以降の深夜帯に勤務する小児科の60歳未満の医師が6～7人程度まで激減することが予想されています。そうになると、まず深夜帯の診療を中止するということが現実的なものとなってきます。そこでまず、県内の小児科医の年代構成と全体の数の推移、それから他県の医学部からの派遣状況についてお伺いします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） まず、県内小児科医の年代構成についてであります。厚生労働省の調査により、現在、比較検討可能な平

成24年と26年を比較しますと、30代から50代までがそれぞれ30名前後で推移しておりまして、60代以上が32名から35名と若干増加しております。また、本県の小児科医の数ですけれども、新医師臨床研修制度が実施されました平成16年の129名から、平成26年は132名と若干増加しております。

次に、他県大学から常勤で派遣されている小児科医の数でございますが、平成28年4月現在で、福岡大学から都城市郡医師会病院に2名、熊本大学から都城医療センター及び県立延岡病院に、それぞれ5名となっております。なお、国立病院機構宮崎病院には、大分大学から平成26年度は3名、27年度は1名派遣されておりましたが、28年度は、大分大学からの派遣にかわり宮崎大学から2名派遣となっております。

○清山知憲議員 県内全体の小児科医の数、また年代別の数も、それほど減ってはいなさそうです。しかし、川南の病院は、今あったように大分大学が引き揚げてしまい、宮大がカバーするようになりました。また、都城は福岡大学、熊本大学からの派遣に大きく依存しており、特に熊本大学は、都城と延岡それぞれに常勤の小児科医を5人ずつ、合わせて10人も派遣して下さっていて、これは大変ありがたいんですけども、リスクでもあると認識しなければいけないと思います。こうした他県医学部への依存や急病センター当直医師の高齢化、そして、従来あるように県立こども療育センターの常勤小児科医の確保など、小児科をめぐる県内の状況は大変厳しいんですけども、県の認識と今後の取り組みについてお伺いします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 子育て支援など少子化対策に取り組んでいる中、お話にありました夜間急病センターの当直医師の確保を初

め、小児科医を含めた医師の確保は、県全域にわたる大変重要な課題であると認識しております。このため、宮崎大学医学部への地域枠、地域特別枠の設置や、医学生への医師修学資金の貸与、地域医療・総合診療医学講座の設置を初め、特に小児科医の確保を図るために、小児科専門医を目指す後期研修医に対し研修資金の貸与を行っているところであります。今後とも、宮崎大学医学部等と連携を図りながら、小児科医の育成・確保に取り組んでまいりたいと考えております。

○清山知憲議員 この小児科の問題は、一体何が本当に効果のある施策か考えながら、ぜひ真剣に取り組んでいただきたいと思います。

次に、病院局長へお伺いします。県立病院は、我が県にとって死活的に重要な若手医師の養成機関、また受け皿として、宮崎大学に並ぶ非常に重要な位置を占めるんですけども、この直近5年間で県立宮崎病院を基幹型研修病院として初期研修を終えたドクターのうち、県外へ転出した数、そして県立宮崎病院へ残った数、宮崎大学医局へ入局した数について、それぞれお伺いいたします。

○病院局長（土持正弘君） 県立宮崎病院を基幹型病院として初期臨床研修を修了した医師でございますが、平成23年度以降の5年間で計33人です。そのうち県外病院への転出者は18人、県立宮崎病院に残った医師は5人、宮崎大学医学部医局に入局した医師は10人となっております。

○清山知憲議員 過去5年で33人のうち18人が県外へ、半数以上が転出しているという数字です。これは率直に考えて、基幹的な県立病院としては大きな課題であると認識する必要があると思います。今後の新専門医制度を見据える

と、ますます宮崎大学の県内における役割は大きくなり、また、宮崎大学医局に入局するという進路も重要になってくると思いますけれども、今後、県立宮崎病院として研修医の県内定着を図るためどう取り組んでいかれるおつもりか、病院局長へお伺いします。

○病院局長（土持正弘君） 議員御指摘のとおり、県立病院において初期臨床研修修了後のいわゆる後期研修医をふやしますことは、医療体制の充実を図る上で大変重要であるとともに、数多くの医師を県立病院に派遣していただいている宮崎大学医局の入局者をふやしますことも、また重要であると考えております。このようなことから、平成25年度から後期研修医研修資金貸与事業を実施しておりますが、この事業は、宮崎大学において後期研修を行う医師を対象としていることから、宮崎大学各医局と連携して、その活用を図りますとともに、平成30年度から予定されております新たな専門医研修制度における、専門医を養成するための研修プログラムにおいても、宮崎大学や県内医療機関とも連携しながら、魅力ある研修プログラムの策定に努めているところであります。今後とも、宮崎大学や関係機関としっかりと連携を図りながら、後期研修医の県内定着に努めてまいりたいと考えております。

○清山知憲議員 研修医は、初期研修2年間の中でさまざまな指導医や先輩医師と出会って、その中で進路を定めていきますけれども、県立宮崎病院の研修医は、圧倒的に宮大医学部との接点が少ないと思います。今後、何かしら取り組みをぜひ考えていただきたいとお願い申し上げます。

次に、看護師不足に移りますけれども、県内の多くの医療機関・施設において、看護師不足

が非常に深刻になっておりますが、県内で就業している看護職員の数と現在離職中の看護職員の数、そして県ナースセンターへの届け出数について、部長へお伺いします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 県内で就業している看護職員につきましても、国の調査によりますと、平成26年12月31日現在で2万554人となっております。また、県内の潜在看護職員についてでございますが、正確に把握することは困難でありますけれども、厚生労働省の2010年の推計では、全国では約71万人と言われているところであります。離職した看護職員の県内の届け出数は、制度のスタートした昨年10月からことし7月までに151人となっております。

○清山知憲議員 潜在看護職員、離職中の看護職員が全国で70万というところ、宮崎県内に直すと約8,000人と推計することもできるようです。そうすると、ナースセンターへの登録というのは151人ということで、ほとんどカバーできていないと。これだとなかなか潜在看護師の実態も把握することができないし、求人情報も的確に届けることもできないということで、昨年10月より努力義務となったナースセンターへの届け出制度の周知、そして広報について、県としてより一層取り組んでいくおつもりはないか、部長へお伺いします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） この看護職員の届け出制度でございますけれども、これまで、関係団体の協力を得ながら、県内医療機関等への情報提供を行うとともに、県政テレビ番組あるいは新聞広告等を活用し、制度の周知を図ってきたところであります。しかしながら、制度がスタートして間もないことから、全国的にもまだ認知度が低いというような状況もございまして、届け出件数も少ない状況にありま

す。この制度は、看護職員の潜在化の防止や復職促進に役立つものと考えておりますので、県としましては、引き続き制度の周知に努めるとともに、加えまして、関係団体と連携し、医療機関等に対して在職中の看護職員への働きかけも要請するなど、さまざまな機会を捉えて、届け出の促進に取り組んでまいりたいと考えております。

○**清山知憲議員** ぜひお願いしたいと思いません。

次に、質問を変えて、県土整備部長へ、県内より要望を受けた件についてお伺いします。まず、公共事業については、その発注や施工時期の平準化は、建設業の経営基盤の安定や人材確保のためにも非常に重要ですが、ことし、宮崎県はゼロ県債の設定に10数年ぶりに取り組み、発注時期の前倒しや早期の予算執行に取り組んだところでございます。さらに、交付金の活用を見込んだゼロ県債の設定まで行うことができますよということで、ことしの2月に総務省と国土交通省から通知があったところでございます。この交付金の活用を見込んだゼロ県債の設定について、今後取り組むおつもりはないかお伺いをいたします。

○**県土整備部長(東 憲之介君)** ただいま御質問にありましたように、ゼロ県債につきましては、工事発注が少ない端境期の事業量の確保や、年間を通じた施工時期の平準化につながりますことから、県土整備部の県単公共事業において、お話がありましたように、本年2月議会で約10億円の設定について議決をいただきまして、3月末までに発注したところであります。御質問のありました、今回、国の交付金事業においてもゼロ県債の活用が可能とされましたことから、一層の効果が得られるよう、県単公共

事業に係るゼロ県債とあわせまして積極的に取り組むこととし、現在、11月議会への提案に向けて、前倒しして発注できる事業やその規模などについて、国の補正予算の動向も踏まえながら検討を行っているところでございます。

○**清山知憲議員** 交付金活用を見込めると、相当金額の大きな事業まで発注の前倒しが期待できるということで、よろしく願いいたします。

次に、県は、ことし1月に総合評価落札方式の実施要領について見直しを行い、「地産地消」という項目を評価項目として設定しました。そこでは、県産資材の活用という視点で評価されておりますが、しかし、他県の原材料を使用して本県で製造された資材についても、地産のものとして扱っております。例えば、木材なんかは県外の木材や、コンクリートなんかは県外の骨材を使っても、県内で製造・加工されていればそれで評価するということですが、これを県内産の木材や骨材といった原材料を用いた場合はさらに評価するというやり方について、県としての考えをお伺いします。

○**県土整備部長(東 憲之介君)** 御質問の県内産の原材料を用いた場合をより評価することにつきましては、原材料を県内から全て調達できない場合もあることから、対象とする品目やその使用割合の設定、県内産の原材料であることの明確な確認方法、さらには、これまでの取引の関係など、さまざまな課題があると考えておりまして、他県においても事例がない状況でございます。公共事業における地産地消は、県内産業振興の観点から大変重要であると認識しており、県内産原材料の利用促進につきましても、毎年、建設資材の製造関係団体に協力要請などを行っているところであります。今後と

も、幅広く関係団体の意見を伺いながら、公共工事の地産地消にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○清山知憲議員 県内企業の影響も慎重に考慮しなければいけないということですが、骨材、木材含めた県産材活用のために今後どうしたことができるのか、当局としても考えていただきたいと思います。

次が最後の質問になりますけれども、先月、総合政策部が主催した「データの力を地域に活かす」というテーマの講演会、ここでは講師として、「統計学が最強の学問である」の著者であり、私の大学の同級生にも当たる西内啓さんが呼ばれて話をされましたが、その内容を受け、どのような知見が得られ、今後の政策にどのように生かしていきたいと考えておられるのか、総合政策部長へお伺いします。

○総合政策部長（永山英也君） 今回の講演は、データの魅力と威力を実感していただくことで、データを積極的に活用する地域の人材を養成する目的で開催をいたしました。講演会では、携帯電話の位置情報や決済機能で把握した人の移動や消費動向を観光振興に活用する事例の紹介や、施策展開における統計データを用いた現状分析、効果検証の重要性などについて講演をいただきました。参加者からは、「ビッグデータを活用した先進的な取り組みや、客観的なデータに基づく判断の必要性が理解できた」などの声がございました。

厳しい財政状況の中、効果的な施策を講ずるためには、データに基づいて、可能な限りではありますけれども、現状と施策、その成果目標の因果関係を分析すること、また、その成果について、データに基づいて適正な評価を行うことが重要であろうと認識しております。県とい

たしましては、これまで以上に幅広いデータの収集に努めますとともに、データを的確に分析できる人材育成と、組織横断的に活用する環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○清山知憲議員 ありがとうございます。特に、データをただ見て判断するというだけじゃなくて、データにだまされない、その背後にある真の因果関係に注目するという点が非常に重要だと思います。

ただ、データに基づいて判断しているつもりでも、大きく間違えることはよくある話で、例えば、朝御飯を食べている子と学力に相関関係がある。だから朝御飯を食べると学力が高くなる。これは間違いです。その背後には、家庭の経済力とか子供の育て方といったような交絡因子が潜んでいるわけで、いわゆる疑似相関と言われるデータになります。もしくは、イソジンでうがいをすれば風邪予防になるかということも、これは単純に、消毒薬でのどのばい菌を駆除すれば風邪予防になるだろうという机上の論理、理屈で考えているわけで。これは実際に2005年に論文になりましたけれども、日本人が大規模な臨床試験をやった結果、ただの水でうがいをしたほうが風邪の予防になったというエビデンスが出てきております。これが風邪予防のうがいに関する唯一のエビデンスです。結局、複雑な人間なんて理屈どおりにはうまく扱えないというのが、非常に大きな教訓なんですけれども……。

もう質問はしないんですが、最後に少しそうしたことを述べさせていただきたいと思うんですけれども。郷土の偉人に、高木兼寛という、医師でもあり政治家、実業家がいましてけれども、彼ほどその功績を誤解されている人間はい

ないと感じております。「ビタミンの父」と言われるんですが、彼はビタミンを発見したわけでも、ビタミンがきっかけの原因だと主張したわけでも決してなくて、彼の歴史的な意味は、一言で言うと「日本における疫学の祖」とでも言うべき人物で、日本で初めて大規模な臨床試験をして、日本で初のエビデンスをつくり出した人物でございます。疫学というのは、広い意味で言うと、病気だけでなく人間集団というものを統計学的に扱って、そこからさまざまな洞察を得られるという学問であり——この説明を宮大の医学部の授業なんかですると、ほとんどの医学生が驚いて、「全然そんなこと知らなかった。高木なんて全然知らなかった」ということで、非常に残念なんですけれども。

この高木兼寛という人は、疫学の発祥地であるイギリスに日本人として初めて臨床留学をして、帰国してから彼がやったことというのは、当時、原因不明だったきっかけにかかる患者の集団とかからない集団を真摯に科学的に観察して、その集団の違いに着目したところ、食事という仮説を立てて、じゃ食事を変えてみようということで、軍艦「筑波」を使った大規模な臨床試験を行って、それを実証することに成功して、きっかけの予防法を確立したんです。しかし、当時は、病気の原因は感染症であって、まさか食事に病気の原因があるなんて誰も考えもつかないような時代です。もちろんビタミンなんて顕微鏡で見えないですから。微生物は顕微鏡で見えていた時代ですけれども。ですから、高木は、きっかけの原因というのはビタミンじゃなくてたんぱく質だとずっと思っていて、それは結果的に間違っていたんですけれども、そうしたことはもうどうでもいいわけです。エビデンスが重要なわけで、理屈は後からついてくる

ということです。こういう発想は、「論より証拠」と言われていて、言いかえると「論よりエビデンス」とでも言うべきものかもしれませんが、このエビデンスという言葉自体も、いまだにこの現代でも、高木の時代からなかなか理解が進まなくて誤解をされているんですが、単なる生データとか客観的な事実ではなくて、今の時代の概念で言うと、何らかの因果関係を示唆する統計学的なデータ、事実をエビデンスと呼んでいるわけです。

こうしたエビデンスを実際のプラクティスに生かす手法というのは、1980年代の医療に始まって、そこから教育、社会科学の分野に広がって行って、実際にイギリスとアメリカでは先進的に政策に取り込むような手法があって、エビデンスベースドイニシアチブとかポリシーメーカーキングとか。オバマ政権でも非常に強力に推進されてきたんですけれども、具体的に何かというと、実際にやり方を比較してみて、10代での妊娠を減らした性教育プログラムとか、貧困家庭に対する看護師の派遣プログラム、もしくは失業率を実際に減らしたような雇用プログラム、そうしたものが実際にエビデンスが確認され、実行されていっております。

政治・行政という分野では、私もよくそのわなにはまるんですけれども、特にこの日本では演繹的な発想が好まれます。先に原理原則論があって、そこから個別の事象を推論したり論述する。しかし、そうじゃなくて、実際に今の政治・行政の分野でもエビデンスが明らかな政策というのは一部ありますし、また、エビデンスの蓄積がない分野も幅広く物すごくあるんですけれども、そうしたところで、仮説に基づいて、論に基づいて何かの政策を実施するにしても、それは後で正しかったかどうか検証可能な

形でデザインをして、後で検証することなくしては、それが実際に事後的に正しかったかどうかというのはなかなかわからない話で、全部政策がやりっ放しに終わってしまうという話でございます。

いろいろ長々申し上げましたけれども、私たちが見ている世界は非常に複雑で、世の中、正解の政策がわからない課題ばかりです。例えば宮崎県では、高い自殺率とか、肥満率が高いとか、県内就職率が高校生は低いとか、県民所得が低い。その背後にある因果関係がわかっていないものがあって、仮説に基づく政策をやらざるを得ないことが多いかもしれませんけれども、郷土の偉人である高木兼寛の教訓に倣って、そうした背後にある因果関係というものをしっかり見通しながら、政策形成の現場では考えていくことが大事であると最後に申し上げて、私からの質問といたします。

ありがとうございました。(拍手)

○宮原義久副議長 ここで休憩いたします。

午後2時50分休憩

午後3時9分開議

○宮原義久副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、中野一則議員。

○中野一則議員〔登壇〕(拍手) 学校で言ったら課外なのに、みんな残っていただいてありがとうございます。

世界の人口は爆発的にふえております。なのに日本の人口はいよいよ減少が続いております。まだまだこれが進む。宮崎県の人口も減少いたしております。私のふるさとえびのの人口は、昨年1月から2万以下になりました。これには市民みんなショックでありました。けれ

ども、市長を先頭に、それこそ官民一体となって何とかえびの市を活性化しようということで頑張っているところでございます。

そういうえびのが頑張っている姿とか、えびのというところは本当は交通の便もよくて、地理的にも大変すばらしいところなんです。住んでよし、生活してよし、そういうえびのを紹介するのも私の務めだと、こう思っております。機会あるごとにそういうことも交えながら話していきたい、こう思っております。

ところで、私のうちの宗教は浄土真宗であります。この前、お寺に久しぶりに行きました。時間もありませんでしたので、お御堂ですっといろいろ見ておりましたら、そこに浄土真宗の教義とか宗風というものが書いてあって、その宗風の一番最後にこんなことが書いてありました。現世の祈禱やまじないは行わない、迷信に頼らない、それが浄土真宗だと、こういうことです。これを見て、苦しいときの神頼みではありませんが、いつも神仏に祈願する私としては、不真面目な信徒だったなど、つくづく反省をしたところであります。

えびのというところは、祈願する場所がたくさんありますから、それを2つ、3つ紹介しておきます。

まずは、皆さんが御存じの金松法然、ほとんど毎日のように誰か彼かが祈願に来ていただきます。特に受験シーズン前には、県内はもちろん、県外からもかなりの方が来られます。そういうところで、もう御存じだと思うんですが、ここは2つの決まりがあるんですね。まず、地元の焼酎「明月」を備えないかん、これが1つ。もう1つは、よこしまというか、余計に2つも3つも一緒に祈願したらだめなんです。一事だけ祈願する。だから、地元ではこれを「一

事さあ」とも言うんです。金松さんのことを一事さあとも言うんです。これは本当によく効いて、みんなお礼もまた一生懸命来られます。ぜひ、皆さん方の子供さんやお孫さん、受験シーズンになったら来ていただきたい、こう思っております。

それから、えびのは「田の神さあ」のまちであります。その中でも、えびの高原に行く途中に末永という地区がありますが、その田の神さあは、本当に豊作の田の神さあなんです。これを粗末にしたら必ず不作になる。米はとれません。これを大切に、いつもみんなが守っていけば、祈願していけば、豊作は間違いありません。米もたくさんとれます。現にJAえびの市の米の商標は、ここの田の神さあが商標になっているんです。だから、特A米も末永の田の神さあのおかげかなと、こう思っているところなんです。

この田の神さあは、実はもう一つ言うことを聞いてくれるんです。これは子宝の田の神さあなんです。特に夫婦でここの田の神さあに行くと、頭をきれいになでると懐妊間違いなし。必ず子供が生まれる。これは有名な話なんです。試される方は行ってなでてみてください。お願いいたします。

それから、あと一つ紹介しておきたいと思うんですが、えびのにはあちこち、いろんな「ほしやどん」という方がいらっしやいます。ほしやどんというのは祈禱師のことです。今で言えば星占い師。私の家の近くにも、女性の方で、もう故人なんです。ほしやどんがおられました。この方は非常に効く方で、当たらんことがない。全て当たる。千里眼があるというんですか、隣の地区にちょっとけちなおじさんがおまして、その方を例えばAさんとしておき

ますが、そのAさんがどうしても自分の財布が見つからぬ。しかも、その財布はへそくりの財布だったものだから、奥さんを初め家族に聞くわけにはいかぬ。それで、これは困ったというところで、「そうだ。あのほしやどんに頼めばいい」ということで、ほしやどんのところに行くことになったんです。

行きよったら、やはりお願いするのにただではいけませんから、何か持っていかないかというので、途中、酒屋さんに寄って、焼酎を1本買った。そして、行く途中で日ごろのけちな部分が出てきて、その入り口になったら、もし当たらんかったときは損だなという気がして、ほしやどんの門口の垣根にこっそり焼酎を隠して、何も持たずに行った。行って、実はこうこうして財布が見つからないとお願いしたら、ほしやどんが祈禱を始めて、しばらくしたら、「Aさん、あなたの財布はわかりましたよ。あなたの家の中にあります。しかも、あなたのあそこの棚の中にちゃんとしまってますよ」と。そうしたら、そのAさんも「ああ、じゃった。あそこに置いたんじゃった」と思い出された。そして、お礼を言って、「本当にありがとうございました。助かりました」と言って、ほしやどんのうちを出て行く。出て行ったときに「Aさん」と、またほしやどんから声をかけられたんです。振り向いたら、ほしやどんが、「あなたは帰るときには門口の垣根の焼酎は忘れないで帰ってくださいね」と、こう言われて、恥をかきながら赤面で帰られた。そのくらい当たるほしやどんでありました。

そういうことで、長々とこういうことを言いましたが、えびのには祈禱する場所がいろいろありますから、知事を初め、お困りのときには、また我々は選挙をせないかん身ですから、

まずはえびののに来て、金松さんやら、田の神さあなどに祈願してもらおうとありがたいがなと、そして帰りには白鳥温泉やえびのの温泉、京町の温泉につかって帰ってもらえば、えびのの活性化になる、こう思っているところであります。今回は、えびのの紹介はそれぐらいにしておいて、今から質問に入りたいと思います。

先月の23日に、ことしの最低賃金の改定額が決まりました。宮崎の労働基準局が主宰するわけですけれども、最低賃金審議会で、昨年よりも21円プラスで714円になりました。ところが、全部を照会してみたら、これまた昨年を引き続いて全国最下位でありました。何とかならなかったかなという気もいたしますが、この状況を知事はどのように評価されるのかということをお尋ねして、後の質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えいたします。

最低賃金についてであります。本県の最低賃金は、最低賃金法に基づき、厚生労働省の中央最低賃金審議会が示した各県ごとの引き上げ額の目安を参考にしまして、宮崎地方最低賃金審議会において議論され、その答申を受けて、宮崎労働局長が決定することになっております。

このたび、平成28年度の本県の最低賃金が決定され、昨年度より21円アップし、714円と、初めて700円台になったわけではありますが、昨年度に引き続き、全国最下位となりました。宮崎における審議会の審議過程においては、本県の産業構造や物価水準などさまざまな要因をもとに、ぎりぎりの議論がなされ、この答申がなされたものと考えているところであります。以上であります。〔降壇〕

○中野一則議員 最下位、ことしは宮崎と沖縄

県でありました。昨年までは、これに鳥取県、高知県があったわけですけれども、鳥取県、高知県においては、先ほど言われた目安、これに1円増しで決定して、最下位は沖縄県と宮崎県だけになってしまった、こういう状況なんですね。みんなから見れば、給料の一番安いところは沖縄県と宮崎県だと、4県が2県になりましたから、いよいよ残されたという感じで、これはどういうことかということになると思うんです。審議会が決めるわけですから、これを行政の長が云々というわけにはいかない。そうすると、審議会の形骸化ということにつながりますから、できないとは思いますが、高知県のことが新聞に載っておりましたが、高知県は、人手不足を何とかしたい、若者の流出を何とかとめたい、そういう機運があって、恐らく目安を1円上げたんだらうと、そういう記事がありました。

だから、知事は、そういう機運づくりとかをされておけば、宮崎県も高知県みたいになったんじゃないだろうか、こう思うんです。来年はそういうところがもっとふえるんじゃないだろうか。この目安よりもプラスされた県が全部で6県ありましたから、来年、沖縄もそうするかもしれない。いよいよ残る。だから、今から来年に向けて、知事はそういう機運づくりをして、宮崎県が一人最下位だったということにはならないようにしてほしい。そういう機運づくりをされる意欲があるかないかを、知事にお尋ねしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) この最低賃金の決定のされ方は、先ほど答弁したとおり、中央の審議会が示した引き上げ額の目安を参考としまして、地方の審議会において議論され、決定されるものであります。御指摘のとおり、若者の県

内就職も大変重要な課題となっている状況の中で、今回のような全国最低となったということが、どういう形のメッセージとして伝わっていくのか、それについては重く受けとめておるところでございます。しっかり関係者が議論していくことというのも非常に重要ではないかと受けとめておるところであります。

○中野一則議員 きょうの議会でも、高校生の県内就職率は全国最下位、2年連続というのが何回か出たし、報道もされました。先ほどは、知事もそれに触れられました。若い世代の労働力が流出している。えびのでも、ちょっとしたお店でも人手不足なんです。なかなか人を雇えないというのが現実です。「中野さん、何とかしてほしい」と、そういう声をよく聞くんです。そのぐらい人がどんどんいなくなっている。そういう状況でありますから、そこへ全国で一番給料が安いところというイメージが定着したら、いよいよ若い人がいなくなる状況になると、私は非常に懸念いたします。ここはひとつ、知事が指導力を発揮して、そういう機運づくりをやって、来年は1県残されることがないように取り組んでほしい、このように思います。再度、決意のほどを知事にお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 直接この最低賃金の決定過程について知事が意見をということは、なかなか難しい状況ではありますが、先ほど申し上げましたように、本県の置かれた状況、若者の就職率の向上というものが非常に重要な課題となっている中で、どのようなことが考えられるのか、しっかり産業界も含めて議論を深めていくことが大変重要であろうかと考えております。

○中野一則議員 次に、台湾との交流について

お尋ねしていきたいと思っております。

この質問をするきっかけは、10月31日からチャイナエアライン、宮崎1便運休というニュースが飛び込みました。それで、もっと台湾との交流を平素からすべきではないか、そういう思いがあって質問に選んだところでもあります。

今、言ったとおり、10月31日から1便、宮崎一台北間が運休になります。調べてみたら、九州・沖縄間で週38便、チャイナエアラインの便があるんです。そのうち宮崎県の1便だけが運休になる。これを発表してから10月31日までには3カ月あるわけですから、何とか回避できなかったものかなど。要は、乗客数がふえればいいんですから、60%が基準とか、何とかいうことを聞きました。それが50数%になっていることから運休となったわけですから、私は、それこそ知事のリーダーシップでいろんなところに呼びかければ、すぐ翌日から乗客がふえたんだと思いますよ。やりようがあったと思うんです。そこら辺のリーダーシップぶりを発揮していただきたかったとつくづく思ったわけですが、その1便運休についてどのような所感をお持ちか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 台北線につきましては、本県のグローバル戦略を進める上で大変重要な路線と認識しているところであります。熊本地震の後、インバウンドの搭乗率の低下ということで、大変危機感を持って、海外でのプロモーション等に取り組んできたところであります。今回、減便というような検討をされている情報を入手した時点で、直ちに担当次長をチャイナエアライン本社に派遣しまして、私からの親書をお渡しするとともに、利用促進策についても協議をさせたところであります。

重ねて8月には稲用副知事を本社に派遣し

て、路線の維持、便の回復について要望を行ったところであります。その際、私への伝言としまして、「熊本地震の影響で利用が落ち込み運休せざるを得ない状況となったが、便の回復に向けて、県と協力して利用促進に取り組んでいきたい」、そのような会社の方針でございました。このことから、今回、緊急対策として御審議をお願いしております、利用促進の強化に係る事業を初め、搭乗率の向上に全力で取り組みますとともに、私自身も、できるだけ早い時期にチャイナエアライン本社を訪問し、便の回復について要請してまいりたいと考えております。

○中野一則議員 知事も行かれるという話でありましたが、遅きに失したということがないように速やかにやっていただきたい、こう思っております。

60%を割ったという数字は、宮崎の国際路線は香港とソウルがありますね。台北よりも向こうのほうが搭乗率は低いですね。それなのに台北航路が運休ということになっているわけです。だから、他の路線も含めて、安閑としておれない状況だとはわかりますが、やはりリーダーシップを発揮していただきたかった。次長には親書を、副知事には伝言という話でありましたが、台北に行かれた稲用副知事は、運休回避は何とか説得されたと思うんですが、その辺のことや、再開のめどとか、そういう感触はいかがだったでしょうか、お聞きしたいと思えます。

○副知事（稲用博美君） 知事の指示がありまして、私は、チャイナエアライン本社を訪ねまして、副社長と直接話し、要望いたしました。熊本地震の影響が非常に大きくて、すぐすぐには搭乗率が回復しないので、やむを得ず次のダ

イヤで1便減便するというものであります。ただ、これは恒久的な措置ではないということ、はっきり向こうのほうからお聞きしましたし、できるだけ早くもとの便に戻したいというふうなお話もいただきました。ただ、そのためには搭乗率がアップしてこないといけないということで、チャイナエアラインの副社長からも、県と一緒に利用率向上に取り組んでいきたいと思います。今回、補正予算をお願いしておりますので、この予算等も活用して、何とか利用率を上げて、早い時期にもとに戻すように頑張りたいと思います。

○中野一則議員 再開の可能性はあるということですから、一安心はしているわけですがけれども、しかし、搭乗率が向上しない限りはどうにもならんわけですから、いかにして搭乗率を上げるかということの対策だと思えます。

そういうことを含めて、これは3航路を含めての事業であります。今回、議会に提案されている国際定期路線維持に向けた緊急対策事業、ほかもありますが、台北路線に特化してお答え願いたいと思うんですけれども、宮崎—台湾間、平成27年に台湾から日本に何人来たかというデータ、27年は368万人、これを台湾の総人口で割ってみましたら、実に台湾の15.7%が日本に来ている。大きな数字なんです。それでも毎年どんどん右肩上がりです。熊本地震と言われるけれども、台湾から日本に、ことしも10%ぐらいずつふえているんですね。その中でのこの運休路線です。片や、日本から台湾に行く人、173万人、約半分ですね。そして、これを日本の総人口で割ってみたら、わずか1.4%なんです。宮崎県のデータがないということでしたから、日本ということでしたが、台

湾から来るほうは15.7%なのに、行くほうはわずか1.4%なんです。だから、これをもっともっとふやしていかなければならんなど、こう思うんです。総合政策部長には、宮崎から台湾に行く対策の取り組みをお尋ねしたいと思います。

○総合政策部長（永山英也君） 県では従来から、国際定期便の利用促進事業に取り組んでいるところでありますけれども、先ほど知事、副知事の答弁にありましたように、台湾線の便の回復のためには、より一層の利用促進を図る必要がございます。今回の補正予算でお願いしております「国際定期路線維持に向けた緊急対策事業」におきましては、モニターツアーの実施、県内からのグループ旅行への補助、あるいは旅行商品の割引への支援、県内におけるテレビ等を活用したPR等々を行いまして、まず県内からの送客、アウトバウンドをふやし、あるいはインバウンドについてもしっかりとふやしながら、取り組んでいきたいと思っております。具体的な事業の実施に当たりましては、航空会社と十分連携し、話をしながら進めていくこととしておりまして、これらの取り組みにより搭乗率を上げる、安定的に60%、できれば60%台の後半を目指してしっかり取り組みまして、早期の便の回復に努めていきたいと考えております。

○中野一則議員 さっきから言うとおりの、何人乗ってくれるかという問題です。日本から行った人はまた帰ってもらうわけですから、この事業がなくても、いろんな関係機関やいろんなトップの人たちに、知事を先頭に皆さん方がお願いすれば、これはにわかにはふえると思うんです。そこも含めてこの事業に取り組んでほしい。よろしく願いしておきます。

次に、商工観光労働部長にお尋ねしますが、

さっきから言うように、台湾から日本にはたくさん来るわけです。日本に来るんだけど、宮崎の空港に来ないというのが課題、問題なんです。これを来るようにするためには、いろいろな政策をせないかん、誘致運動をせないかん、こう思うんですが、具体的取り組み等を含めて、商工観光労働部長に御答弁を願います。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 台湾からの誘客の取り組みといたしましては、まず、熊本地震の後、速やかに台湾を訪問し、チャイナエアラインや旅行会社に対し、本県の観光地の状況を説明いたしましたほか、新たなルートで周遊する旅行商品の造成等を要請したところでございます。また、台湾の消費者に対しましては、テレビ番組の放送やメディア等を招聘し、それらを通じまして、本県の観光地の魅力をアピールするとともに、国の交付金を活用した旅行商品の割引によって、本県への誘客促進に努めているところでございます。今後は、大分県や金融機関と連携したモニターツアーの実施や旅行博覧会への出展など、さまざまな誘客対策を行い、台湾からの観光客数の回復を図ってまいりたいと考えております。

○中野一則議員 宮崎からは、月、水、土だったのが、月曜日が運休になれば、いろんな旅行のローテーションが狂いますから、水、土も搭乗率がどんどん下がる可能性もありますので、うまく具体的に進めてほしい、このように思っております。どうか頑張ってください、こう思います。

それから、台湾との貿易振興策について商工観光労働部長にお尋ねしたいと思います。宮崎から台湾への輸出が現状で100億円ということですが、こういう取引も盛んになることで

交流が深まるわけですけれども、具体的な取り組み、あるいは将来の可能性、どのくらいまで輸出がふえるものか、部長にお尋ねします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 県が実施しております「貿易企業実態調査」によると、ただいま議員がおっしゃったとおり、平成26年の本県から台湾への輸出実績は、約100億6,700万円と、国・地域別では5番目であり、本県にとりまして重要な輸出先ということになっております。

このため県では、これまでも輸出促進に積極的に取り組んできたところでございますけれども、本年3月に策定いたしました「みやざきグローバル戦略」におきましても、主要なターゲットの一つに位置づけ、引き続き重点的な取り組みを進めることとしておるところでございます。今後は、この戦略に基づき、関係部局はもとより、ジェトロを初めとする関係機関とも十分に連携しながら、見本市への出展や市場ニーズに合致した輸出品目の掘り起こしなど、各種施策の推進に努め、さらなる輸出拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

○中野一則議員 ぜひ、輸出がふえるように再度の御努力をよろしくお願ひいたしたいと思っております。

逆に、輸入は半分の50億円なんです。だから、これではやはり貿易の不均衡ということになりますから、輸入もふやしていかないかん。やはり輸入するいろんなあれがあるんでしょうから、その辺、もっと将来ふえていくような手だても必要だなと。また、台湾企業の誘致、大陸のほうにかなり集中しておりますが、今の新しい総統は親日派だと言われておりますから、その辺もお願いして、宮崎のフリーウェイ工業団地もたくさんあいていますし、えびのはまだ

工業団地をつくろうとしておりますので、そういうところも含めて企業誘致を進めてほしい。その辺の取り組みを商工観光労働部長にお尋ねします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 先ほど申し上げましたけれども、本年3月に策定いたしました「みやざきグローバル戦略」におきまして、海外からの投資の促進を含めて、しっかり取り組んでいくということにしておりますので、関係市町村等とも連携しながら、本県の経済の発展のためにしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○中野一則議員 輸出の100億円の中の農産物はわずか1億1,600万円なんです。私は、もっと農産物が台湾に行っているかなと思ったら、今言った金額でありました。それが現状であります。これも将来を見越して、うんと輸出をふやさないかん、ふやすべきだ、こう思っておりますが、農政水産部長のお考えをお聞かせください。

○農政水産部長（郡司行敏君） 議員御指摘のとおり、台湾は日本から比較的近いこと、また日本食等の浸透度合いが高い親日の国であることから、有望な輸出先である、そのように考えておりますが、牛肉については、BSEが発生いたしました2001年9月から輸入が停止されておりますこと、また、農産物についても、独自の残留農薬基準が適用されており、輸出品目が限られていることなどの課題があります。

このため、県といたしましては、これらの規制緩和に向けた政府間の交渉を進めるように、引き続き国に強く要望してまいりたいと思っておりますし、また、現場では、台湾の残留農薬基準に合った産地づくりを進め、宮崎の農畜水産物の輸出拡大に努めてまいりたいと考えてお

ります。

○中野一則議員 次に、台湾との姉妹都市の締結についてお尋ねしていきたいと思うんですが、これは全て知事にお聞きしたいと思うんです。現在、宮崎県と台湾とは、県はもちろんですが、市町村、どこも姉妹都市の締結をしておりません。ですから、ここは知事が指導力を発揮して、県もそうですが、市町村への指導をして姉妹都市締結を促進すべきじゃないか、こう思いますが、知事のお考えをお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) 交流の仕方はさまざまな方法があるかと思えます。台湾は、本県とも地理的に近く、大変親日的であるということで、民間においてもこれまで、コーラスの交流、スポーツの交流——先日も若い世代のソフトボールのチームを招いて交流戦が、これは3年続けてこれから行われるというものもござります。また、本県出身の俳優永瀬正敏さんが台湾映画「KANNO」、嘉義農林高校が甲子園に出場したという映画の主演をされたということもあって、永瀬さんの台湾の写真展が行われたり、いろんな接点があるところであります。

県におきましても、台中市における物産フェアの開催——これは私も現地に行きまして、スーパーでプロモーションを行ったり——、新北市の博物館との学術交流、高雄市の農業関係者の交流など、さまざまな地域との多様な交流に取り組んでおるところでございます。大事なことは、こういう交流を深めていって、スポーツや文化、経済、そういう形での連携を深めていくことではないかと思っておるところでございます。また、民放のテレビ局によりまして、本県出身の大谷主水さんというタレントさんが現地で活躍をしておられますので、その方に宮崎

の観光情報を提供するというようなテレビ番組を今つくっていただいております。そんな形で、いろんな形で交流を深めていきたいと考えております。

○中野一則議員 人とのつながりで不思議なつながりもあり、ちょっとしたきっかけで姉妹都市なども結んでおられるようであります。私の調査では、17ないし20市町村が姉妹都市を締結している。残念ながら、都道府県は全く今のところないんです。その先鞭で宮崎県が都道府県の先頭を切って姉妹都市を結んでいただきたい。今、聞いたら、いろんな締結するような材料があるようですから、取り組んでほしいと思うんですが、いかがですか。

○知事(河野俊嗣君) 海外との姉妹都市交流につきましては、本県としては幅広くいろんな地域と、また、さまざまな分野について交流を深めていきたい、そのような方針で姉妹都市については締結していないところでありまして、引き続き、民間ベースも含めたいろんな交流の蓄積をふやしていくこと、その結果、いろんな連携協定というものが有り得るのではないかと考えております。また、市町村においても、台湾との、もし姉妹都市も含めた交流の締結ということであれば、県としても支援に努めてまいりたい、そういう基本的な考え方です。

○中野一則議員 私がいろいろ調べたら、今、連携協定と言われましたが、そういう協定とか、あるいは覚書とか、観光何とか、交流何とか、そういうレベルの締結もあるようですから、そういうところからでも入っていただきたい。九州では大分県がそういうことをやられておりますから、それ等もモデルにして何かやってくださいよ。

私が言いたいのは、こういう台湾との交流を

いろんな形で深めることで運休を減らせる。交流ですから、飛行機で行ったり来たりせないけませんから、週3便が週4便に、何便にとふえるんです。毎日運航ということになりますから、ぜひそういうことも取り組んでいただきたいという思いで質問させていただきました。

次に、畜産行政について質問していきたいと思えます。

来年、また全共があります。和牛オリンピック、3連覇を目指すわけですが、既に2連覇して、宮崎の牛肉は日本一おいしい、日本一だということを我々は自信を持っているいろんな機会に宣伝というか、言うわけですけれども、本当にそれが浸透しているのかなという気がしてなりません。

ことしの夏、実は2つの経験をしました。ある沖縄の人を介して中国地方の市長と会いました。この市長は非常に牛肉が好きで、石垣でしたが、石垣牛はおいしいということで、2人でそこに行ったんです。昼間でしたけれども、こんなにおいしい牛肉はないと一生懸命食べている。まあ、それなりにおいしかったですよ。やおら食べた後に、しかし、宮崎牛はこんなものではないと思って、その市長に「実は宮崎のは日本一おいしいんですよ」と。「宮崎も牛肉があるの」「ありますよ。日本一なんですから。和牛のオリンピックというのがあって、2連覇をしているんですよ。来年は3連覇を目指して頑張っている。そんなおいしい牛肉があるんですよ」と。中国地方で都市型の市長といえども知らないのです。それが一点。

それから、もう一点は、私は県外の知人に牛肉を送ろうと思って、県内のある有名な牛肉販売所に行って、送る手続をしました。高いですから、1人当たりがすぐ1万円を超えますよ。

送るときに、やっぱり宮崎牛を宣伝せないかんと思って、パンフレットでもいいから、あるいは和牛オリンピックで優勝したのもいいから、そういうパンフレットか何かそういうものも添えて送ってくださいと。そうしたら、そんなものありませんでしたよ。ありません。一生懸命、県や我々も取り組んでいるつもりだったけれども、そういうものはないんですよ。そのことをことしの夏、たまたま2件、経験しました。だから、部長、日本一、日本一と言うけれども、本当に全国にこういうのが浸透しているのかなと思います。部長の御認識をお聞かせください。

○農政水産部長（郡司行敏君） 厳しいお話をお伺いしたところでありますけれども、平成18年度から実施しております「みやざきブランド認知度調査」というのがございます。その結果によりますと、大都市圏における宮崎牛の認知度は、調査を開始いたしました平成18年度が34%であったものが、平成27年度は67%というふうになってございます。この結果、いろいろ見方があると思うんですけれども、上がったという見方もありますが、逆に見れば、残り3分の1の消費者は認知していない、3人に1人は知らないという見方もできるんだろうと思います。今、お話をお伺いしまして、やはりさらなる認知度向上にしっかり努力をしていく必要があるなと感じたところであります。

○中野一則議員 真面目な答弁で、3人に1人は知らない、不知だという話でしたが、本当はもっと厳しいんじゃないかなと、こう思っております。

販売力強化事業というのが3件あって、2,141万4,000円の予算で取り組まれております。しかし、もっと強化して、予算も増額せないかん、

創意工夫もせないかん、マンネリ化した事業もこの中にあるんじゃないか、こう思うんです。宮崎牛は日本一、そういう名声とともに消費も拡大する、そういう事業に取り組むためには、今言ったようなことに取り組む必要があると思うんですが、再度、部長の所感をお聞かせください。

○農政水産部長（郡司行敏君） 宮崎牛の消費拡大あるいは認知度向上のためには、やはりさまざまな対策に取り組む必要があると思います。これまで消費拡大につきましては、毎月29日を「ニクの日」ということで、その日に合わせて消費拡大フェアであるとか、広告媒体を使ったPRなどを行っておりますし、また、記念日に宮崎牛を食べていただきたいということで、「ハレの日には宮崎牛」キャンペーン、こんなものもやっているところであります。

また、県外におきましても、メディアを通じた消費者への認知度向上であるとか、あるいは、御質問にもありましたけれども、東京への生体出荷等を通じた卸売業者に対する認知度向上対策にも取り組んでおりますし、また、最近では、高級ホテルのシェフであるとか大手百貨店のバイヤー等を対象にした商談なんかもやっているところであります。しかし、御指摘のとおり、まだまだ不足しているところもあると思いますので、いろいろ知恵を出しながら、新しい試みにチャレンジする時期であろう、そんなふうにご考えているところであります。

○中野一則議員 次に、県産牛肉の輸出対策についてお尋ねしますが、一生懸命頑張っていたいて、27年度の実績が県全体で208トン、EUに対して22トンということで、ミラノの万博効果もあるんじゃないか、こう思っております。しかし、鹿児島県と比べたら、鹿児島は全体

が657トンですから3分の1弱、EUに対しても84トン輸出しているから、4分の1という数字なんです。これも、もっともっと努力せんと、なかなかふえないんじゃないかと思うんですが、そのためのお考えを農政水産部長にお尋ねします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 今、御指摘のとおり、私どもの県の牛肉の輸出につきましては、27年度で過去最高の208トンということになっておりますけれども、まだまだ頑張っていないかなければならないと思っております。主な輸出先としましては、アメリカ、香港、シンガポール、この3国で全体の約80%を占める状況となっております。このような状況を踏まえますと、県としましては、多くの富裕層を抱えるアメリカであるとか、東アジア地域を中心に、官民一体となって、宮崎牛の認知度向上であるとか販路拡大に、今後ともしっかり取り組んでいく必要があると考えております。また、EU等の輸出先の新しい販路の拡大、また、ヒレ、ロース等の高級部位以外の多様な部位の販売促進を総合的に実施しながら、さらなる輸出量の拡大を図っていききたい、そのように考えております。

○中野一則議員 EUとの関係を言われましたが、EUとは屠畜場の問題がいろいろありましたね。宮崎牛の処理ができないとか、その処理のことは前からいろんな人が質問していますが、今どういう過程になっているんですか。将来性を含めて、部長にお尋ねします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 現在は、EU向けの輸出認定工場が県内にはないという状況にありまして、鹿児島県内の工場を経由しての輸出となっております。今後、EU認定に向けた施設の機能整備などにつきましては、しっ

かりと関係団体と協議しながら進めていく必要があると考えております。

○中野一則議員 次に、和牛肥育農家への支援強化対策についてお尋ねしたいと思います。県内肥育仕向けへの頭数の増加対策をとということなのですが、子牛出荷頭数に対して県内農家の肥育牛の導入というものが、まだ69.5%なんです。あとの30.5%は県外から導入しているというのが実態であります。そのあたりをどのように考えていらっしゃるか、また部長にお尋ねします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 御指摘のとおり、本県の肥育経営につきましては、宮崎牛そのものが、宮崎生まれの牛を宮崎で育てるというふうなコンセプトでやっておりますけれども、県外からの素牛の導入もあるという状況でございます。ブランドを確立するには、やはり繁殖産地としての特徴を生かすという意味におきましては、宮崎で生まれた子牛をできるだけ県内で保留して、それを肥育牛として出していく、宮崎牛として売っていくというのが非常に大切なことだろうと思っております。そのような意味において、しっかり保留対策を打ち、県内で生まれた牛を県内で肥育していくという体制を、今以上にしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

○中野一則議員 ぜひ、そういう体制を早目に取り組んでいただきたいと思います。

次に、この和牛の肥育飼養戸数の激減というのを今回知りました。本当かなと思っておりますが、平成25年に戸数が887戸あったのが、28年の調査で469戸、わずか4年間で47%の減になっているんです。頭数のほうも9.5%、8,400頭、減になっています。この状況をどのようにお考えか、部長にお尋ねします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 今、御紹介があったとおりでございます。畜産統計における平成28年2月時点の県内の肥育農家戸数は469戸ということでございます。前年の27年同期と比較しましても、201戸減少しているというセンセーショナルな数字がございます。また、肥育頭数は7万9,800頭で、同様に8,700頭減少しているという統計数字でございます。

詳細に見てみますと、肥育農家戸数の減少につきましては、飼養頭数が10頭未満の比較的少頭数飼いの農家が182戸減少という状況でございます。減少戸数のおよそ9割を占める一方で、1戸当たりの平均飼養頭数は27年の132頭から28年は170頭に増加しているという状況でございます。また、肥育牛頭数の減少につきましては、昨今の子牛相場の高値を背景といたしまして、肥育農家が計画どおり子牛を導入できていないことが主な要因、そのように考えております。

○中野一則議員 戸当たりの肥育頭数はふえても、頭数も総体は減っていますから、その辺が問題だと思います。

それから、和牛肥育農家への施設整備の支援、肥育牛専用の事業をどうしてもつくっていただきたい。ことしつくってもらった「宮崎の畜産体制強化事業」、県単事業ですが、これは繁殖優先で、肥育は非常に使い勝手が悪いですから、ぜひこういう制度を来年度はつくっていただきたいと思っておりますので、その決意を含めて部長にお尋ねします。

○農政水産部長（郡司行敏君） まず、肥育農家の生産基盤対策といたしましては、畜舎等の施設整備を行う場合に、国の畜産クラスター事業や、これは御紹介がありましたけれども、本年度から実施しております県単独事業の「宮崎

の畜産体制強化事業」の活用を現在推進しているところであります。また、「宮崎牛」肥育素牛確保対策事業」により、家畜導入を後押しするなどの規模拡大を志向する農家の支援も、現在行っているところであります。また、肥育経営におきましては、素牛の導入に多額の資金が必要となりますことから、JA等の融資機関と連携しながら、制度資金の活用を推進しているところであります。さらに、経営安定対策といたしましては、収益がコストを下回った場合に差額の8割を補填いたします「牛マル緊事業」について、県では生産者積立金の一部を助成しているところであります。

これらの対策を総合的に講じることで、肥育農家の生産基盤強化や経営安定を図っていきたいと考えておりますが、今、御指摘のありました肥育向けの事業についても、今後、素牛価格が非常に高くなっている中で、肥育経営がどうあるべきか、しっかりと検討していきたいと思っております。

○中野一則議員 次に、国県道の整備についてですが、国道447号の整備についてであります。

非常にローカルな国道の話になりますが、えびのと鹿児島県出水を結ぶ国道なんです。しかし、これは南九州の大変重要な道路になります。10号線と3号線を結ぶ大きな効果のある道路の件であります。これが久しく休んでいたのが、本年度から真幸バイパスの工区が再開された。知事も6月に現場に行かれた。また、部長も行かれて、いろいろと、こういうことになったんだと感謝しているところでありますが、そのほとんどが宮崎県側の工事ですので、これを順調に進めてほしいと思うんですが、残念ながら、その工区の事業期間が11年、平成39年までかかるということなんです。これはどうしても

のかということ、この前、鹿児島県と組んで東京に行って、何とかしてほしいと。また、近く部長や知事のところにもお願いに行くことにしておりますが、これを何とか短縮してほしい。本来ならば、この真幸バイパスは平成14年にスタートして23年までの工区で、遅くとも24年か25年には完成せないかんかったものが、いまだに完成していないということですから、早期実現を図っていただきたい、短縮をしていただきたい、このお願いであります。よろしくお願ひします。部長、御答弁を。

○県土整備部長(東 憲之介君) 今お話がありましたように、真幸バイパスにつきましては、トンネル付近に重金属が確認されたということで、その調査関係で時間がかかり、ようやく事業開始になったということでございます。ことしの5月にその計画について地元説明会を開催したところでありまして、順次、道路の詳細設計とか、用地測量、用地取得を行うこととしております。

ただ、今後の工事の進め方なんです、現地の地形等の条件がありますので、まずは、トンネル工事に着手するために必要となる現道の迂回路とか残土の搬出路を確保するため、トンネルに至るまでの約400メートルの区間の道路改良工事を施工していく必要があります。したがって、一日でも早いトンネル工事の着手に向けまして、用地取得の状況によりまして、今年度、一部で工事にも着手したいと考えております。県といたしましては、地域間交流であるとか、南九州の観光振興ということで非常に重要な道路と考えておりますので、早期整備を図るため、予算の確保についても国へ強く働きかけてまいりたいと考えております。

○中野一則議員 逆に、国は県が予算をつけ

※ 179ページに訂正発言あり

ば幾らでも出しますという話でしたので、県の
実質負担が28%ですから、県が予算をつければ
国はするということですので、この短縮をぜひ
お願いしたい、こう思っております。

なお、この道路は非常に重要な道路ですか
ら、天草、島原を通れば長崎まで——いわゆる
川崎との関係ではありませんが——先々いい道
路になりますから、国の直轄道路にしてほし
い、こう思います。2桁道路も59号から99号は
欠番、1桁道路も0号が欠番ですから、直轄道
路への昇格も国に働きかけをしてほしいと思
います。その決意もよろしく申し上げます。

○県土整備部長（東 憲之介君） 済みませ
ん。決意の前に、先ほど答弁した中で、トンネ
ルに至るまでの距離を約400メートルとお話し
しましたが、約700メートルでございます。おわび
して訂正させていただきます。

先ほどからお話ししていますように、非常に
重要な道路ということで考えていますので、県
のほうでもしっかり、今後、予算の確保にも努
めながら、早期整備を図ってまいりたいと思
います。

○中野一則議員 よろしくお願いいたしまし
て、質問を終わります。（拍手）

○宮原義久副議長 以上で本日の質問は終わ
りました。

次の本会議は、12日午前10時開会、本日に引
き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後4時1分散会

9月12日（月）

平成 28 年 9 月 12 日 (月 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (38 名)

1 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	来 住 一 人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
5 番	岩 切 達 哉	(同)
6 番	右 松 隆 央	(宮崎県議会自由民主党)
7 番	二 見 康 之	(同)
8 番	清 山 知 憲	(同)
9 番	島 田 俊 光	(同)
10 番	日 高 博 之	(同)
11 番	野 崎 幸 士	(同)
12 番	日 高 陽 一	(同)
13 番	星 原 透	(同)
14 番	西 村 賢	(無所属の会)
15 番	関 師 博 規	(愛みやざき)
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18 番	田 口 雄 二	(県民連合宮崎)
19 番	高 橋 透	(同)
20 番	丸 山 裕次郎	(宮崎県議会自由民主党)
21 番	中 野 一 則	(同)
22 番	中 野 廣 明	(同)
23 番	黒 木 正 一	(同)
24 番	横 田 照 夫	(同)
25 番	山 下 博 三	(同)
27 番	井 上 紀代子	(県民の声)
28 番	徳 重 忠 夫	(自由民主党県民クラブ)
29 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
30 番	満 行 潤 一	(県民連合宮崎)
31 番	太 田 清 海	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	後 藤 哲 朗	(同)
34 番	外 山 衛	(同)
35 番	松 村 悟 郎	(同)
36 番	坂 口 博 美	(同)
37 番	蓬 原 正 三	(同)
38 番	井 本 英 雄	(同)
39 番	宮 原 義 久	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	永 山 英 也
総 務 部 長	桑 山 秀 彦
危 機 管 理 統 括 監	畑 山 栄 介
福 祉 保 健 部 長	日 隈 俊 郎
環 境 森 林 部 長	大 坪 篤 史
商 工 観 光 労 働 部 長	中 田 哲 朗
農 政 水 産 部 長	郡 司 行 敏
県 土 整 備 部 長	東 憲 之 介
会 計 管 理 者	高 原 みゆき
企 業 局 長	関 師 雄 一
病 院 局 長	土 持 正 弘
財 政 課 長	川 畑 充 代
教 育 長	四 本 孝
警 察 本 部 長	野 口 泰
選 挙 管 理 委 員 長	後 藤 仁 俊
代 表 監 査 委 員	高 橋 博
人 事 委 員 会 事 務 局 長	金 子 洋 士

事務局職員出席者

事 務 局 長	甲 斐 正 文
事 務 局 次 長	奥 野 信 利
議 事 課 長	長 倉 健 一
政 策 調 査 課 長	小 田 博 之
議 事 課 長 補 佐	伊 豆 雅 広
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	沼 口 恭 一 郎
議 事 課 主 任 主 事	森 本 征 明

◎ 一般質問

○星原 透議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、徳重忠夫議員。

○徳重忠夫議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。本日の一般質問のトップバッターを務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして順次質問をしてまいります。

まず最初に、都城志布志道路の整備についてお伺いをいたします。

皆様御承知のとおり、本道路は、宮崎自動車道の都城インターチェンジと志布志を直結する、延長44キロメートルの地域高規格道路であります。都城志布志道路の整備効果について、費用便益分析は事業区間ごとに出されているわけですが、おおむね2倍を超えているのであります。走行時間短縮、走行経費減少、交通事故減少の3つの便益だけで約2倍以上あるということで、現在の総事業費は1,200億円であることから、単純に計算すると約2,400億円を超える便益があるわけであります。費用便益分析は50年間で計算されておりますことから、単純に割りますと、毎年40億円以上の経済効果が見込まれると言えるのではないのでしょうか。これに加え、物流の効率化、新たな企業立地の促進、災害時に沿岸部と内陸部を結ぶ支援物資の輸送ルートの強化、救急医療体制の構築など、経済・防災・医療の道として効果が見込まれるわけであります。このように大変大きな事業効果が見込まれることから、ぜひとも早期に完成

させ、供用区間を一体的に利用できるようにする必要があると考えております。そこで、都城志布志道路の早期整備に向けた知事の意気込みを、まずお聞かせいただきたいと思います。

次に、県境部の整備についてお伺いをいたします。都城志布志道路は、国土交通省、宮崎県、鹿児島県で整備が進められており、現在の供用率は、計画路線指定以来、既に22年かかってまだ3割程度であります。平成30年までには、宮崎県側は南横市インターチェンジから金御岳インターチェンジ間の約10キロ、鹿児島県側は末吉インターチェンジから有明東インターチェンジの間13キロがつながり、約5割が供用することになっております。しかしながら、その間の県境部の約5.8キロはつながっていません。道路はつながってこそ効果を発揮するものでありまして、県境部の早期整備が必要と考えております。県境部については、平成25年から、宮崎県側は金御岳工区として約2.9キロ、鹿児島県側は末吉道路として2.9キロ、それぞれ事業に着手されておりますが、既に3年以上経過しておるところであります。都城志布志道路の総事業費が1,200億円であることから、単純に計算しますと県境区間が約150億円かかるということでありまして、今までの事業費が約30億円ありますことから、残事業に、まだ120億円も必要であります。仮にあと4年で開通させるとすると、毎年30億円が必要となり、相当頑張らないといけないと考えております。頑張るためには、目標を持って事業を進めることが重要と考えます。そこで、県土整備部長に、都城志布志道路の金御岳工区の完成見通しについてお伺いをいたします。

以上、壇上からの質問とし、後の質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。お答えいたします。

都城志布志道路の早期整備についてであります。都城志布志道路は、南九州圏域の経済基盤強化に欠かせない地域高規格道路であります。御指摘のように、防災・医療の面で大変重要な効果もあります。その効果を十分に発揮するためには、早期に全線の供用を図ることが大変重要だと考えております。このため、ことし1月には直接、石井国土交通大臣にお会いし、この道路の重要性や地元の皆様の熱い思いを伝えるなど、国に対して予算の重点配分と早期整備を強く訴えてきたところであります。また、ことし5月に都城市で開催された「都城志布志道路整備活用促進大会」に私も出席をいたしました。パネルディスカッションで地元の高校生が意見を述べるなど、大会に参加した約1,800人の熱い思いを直接肌で感じたところであります。今後とも、あらゆる機会を捉えて、国に対し予算確保を働きかけるとともに、県議会を初め、沿線自治体、商工関係団体等の御支援もいただきながら、国や鹿児島県ともしっかり連携をし、全線の早期整備に向け全力で取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○県土整備部長(東 憲之介君)〔登壇〕 お答えいたします。

金御岳工区の完成見通しについてであります。金御岳工区におきましては、これまで測量や設計を行い、用地取得につきましては、集団調印を実施するなど地元の皆様の御協力をいただき、約8割まで進んでおり、現在、残る用地取得と埋蔵文化財調査を行っている段階であります。また、鹿児島県側の末吉道路につきましても、用地取得と埋蔵文化財調査を進めている

段階と伺っております。したがって、今後の用地取得や調査の進捗、予算確保の状況を見きわめる必要があります。現段階で完成見通しをお示しすることは難しいと考えているところであります。しかしながら、完成見通しを公表することは、企業誘致や計画的なまちづくりに貢献する上で大変重要なことと考えております。このため、引き続き鹿児島県と連携しながら、整備に必要な予算確保に努め、県境部の整備にしっかり取り組んでまいりたいと存じます。

〔降壇〕

○徳重忠夫議員 大変前向きな御答弁、ありがとうございます。

そこで、2問目でございます。さまざまな条件があるとは思いますが、できるだけ早く完成予定年度を公表し、計画的な整備を進めていただきたいと思っております。鹿児島県では、御案内のとおり、新しい知事が就任されたわけでありませう。意気込みを形に示すために、宮崎、鹿児島両県知事が、国に対して合同で積極的に要望活動をしてほしいというのが地域住民の願いでもございます。県境区間5.8キロ、先ほど申し上げました残事業といたしまして、まだ120億円も必要であります。そこで、県境区間の早期整備を図るため、三反園鹿児島県知事、河野宮崎県知事、池田都城市長、五位塚曾於市長、本田志布志市長と合同で、関係省庁へ要望活動を実践していただきたいと思っておりますが、知事の考えをお聞きしておきたいと思っております。

○知事(河野俊嗣君) 都城志布志道路の早期整備に向けては、鹿児島県、また沿線自治体との連携が非常に重要でありまして、これまでも沿線の首長さん方と、総決起大会、また国への要望活動等に取り組んできているところであります。鹿児島県の新しい三反園知事との連携も

非常に重要でありまして、8月4日、宮崎県庁にお越しになり、特に防災や観光面での連携を図っていききたいというお話でありましたが、そのときに、私どもが国交省への要望で使います大きな地図、九州全体の地図で、ミッシングリンクを明示した地図をお見せして、鹿児島との間で、都城志布志道路、さらには東九州道路の早期整備が非常に重要である、連携をぜひお願いしたいということを強く要請し、「しっかりやってみましょう」というお言葉もいただいたところでもあります。今後とも、鹿児島県、関係市等とも十分連携をしながら、全線早期整備に向けて全力で取り組んでまいります。

○徳重忠夫議員 ぜひ実現をしていただきたいなと思います。やはり首長がそろって陳情することが、大変なインパクトになると考えておりますので、よろしくお願いを申し上げておきたいと思います。

それでは次に、医療提供体制の充実についてお伺いをしてまいります。

平成27年4月、都城市郡医師会病院が移転をいたしました。移転後、都城市や三股町、鹿児島県の曾於市や志布志市の住民だけでなく、西諸県の小林市やえびの市、高原町の住民の利用も大変ふえているところがございます。まさに、地域住民にとりまして安全・安心の両面で、より利便性が高まったのではないかと考えております。

ところで、県立3病院につきましては、毎年50億円程度の県の一般会計からの繰り入れがされているようであります。私は、医師会病院は、民間病院とはいえ、県立病院のない県西地区におきましては、準公立病院であると認知しているわけでありまして、救急医療あるいは地域医療に貢献しているものと考えております。

県は、都城市郡医師会病院移転整備に関しまして、総額15億円余りを支出していただいております。ところでございますが、県立病院のない県西地域における医療支援について、知事の考えをまずお伺いしておきたいと思っております。

○知事(河野俊嗣君) 県西地域におきましては、都城市郡医師会病院や国立病院機構都城医療センター等が、圏域の中核病院として、地域医療の充実に多大な貢献をいただいているところでもあります。一方、県立病院は、全県レベルあるいは地域の中核病院として、医療を安定的に提供するだけではなく、収入をもって充てることが困難な政策医療や不採算医療を担う使命がありますことから、関係法令等に基づきまして、一般会計が負担をしているところでもあります。県民の皆様が安心できる医療体制の確保を図るために、これまでも、財政状況が厳しい中、県内の僻地・小児・救急医療など政策的な医療支援を行っているところではありますが、今後とも、補助制度等を最大限に活用しながら、県西地域に必要な医療機能の充実の支援に取り組んでまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。

それでは、もう一問させていただきたいと思いますが、高度な医療を提供するには、高度な医療機器とそれを扱うスタッフが必要となります。しかし、県民の中には、高度な検査や治療を受けるため、わざわざ都市部の病院まで行って入院し、あるいは診察してもらおうという声をたくさん聞いているところでもあります。都城市郡医師会病院は、都城志布志道路が全線開通すれば、まさに南九州の中核拠点病院としての機能を果たすでしょうし、県民が県内で高度な医療を受けられる体制が整備できるものと考えます。このような中、都城市郡医師会病院では、

ここ2～3年のうちにMRI約5億円程度、CT約4億円程度と、高度な医療機器を導入したいという意向があると聞いておりますが、医療機器等の整備支援をしていく考えはないか、知事にお伺いをしておきたいと思えます。

○知事（河野俊嗣君） 都城市郡医師会病院は、圏域の中核病院でありますことから、その移転整備の際には、建物やヘリポート、備蓄倉庫などの施設整備だけでなく、エックス線CT装置の高額医療機器など総額15億円余を支援するほか、ドクターカーの配備や、地域の医療機関の連携に必要なネットワークシステムの導入支援等を行ってきたところであります。また、災害医療や小児救急医療の拠点機能の役割に配慮しまして、小児救急医療拠点病院や第二種感染症指定医療機関としての毎年の運営費などの支援も行っているところであります。今後とも、県内各圏域の医療提供体制の整備に必要な支援につきましては、各種補助制度や地域医療介護総合確保基金等を活用して、地元市町村とも十分連携を図りながら取り組んでまいります。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。前向きに御答弁いただいておりますが、平成28年度、一般会計から約47億円の繰り入れがなされております。そのうち交付税措置を差し引いた県費だけでも12億円という金額でございます。県内どの地域でも公平に高度な医療が受けられるよう、県西地域の中核病院である都城市郡医師会病院における医療機器等の整備に関する支援について、今後とも特段の御配慮をお願い申し上げたい、このように思っております。

それでは次に、子ども・子育て支援新制度についてお伺いをしてまいります。

新制度がスタートして1年余りとなりました。私は、この新制度が始まって以来、保育所を取り巻く環境が大きく変わったことを実感いたしております。それは、制度自体は平成18年度にスタートしたものの、なかなか進まなかった認定こども園への移行が、新制度を機に加速しているからであります。私は、新制度について、現場の関係者からさまざまな意見を伺う機会がありますが、「地方にはなじまない」という声や、「県内で認定こども園へ移行が進んだことにより、関係者の横のつながりが希薄になり、以前に比べて意思疎通がうまくいかなかった」という声を少なからず聞いておるところでございます。そこで、まず最初に、子ども・子育て支援新制度移行前と移行後の保育所、幼稚園、認定こども園の施設の状態はどのようになっているのか、福祉保健部長にお伺いをしておきたいと思えます。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 新制度移行前の平成26年4月1日現在の各施設の内訳でございますが、保育所が385園、幼稚園が89園、認定こども園が42園でありましたが、移行後のことし4月1日現在では、保育所が321園、幼稚園が70園、認定こども園が127園となっております。

○徳重忠夫議員 ただいま、数はお知らせをいただきました。これもまた、関係者の皆さんから伺っているところでございますが、県や市町村、保育団体等を通じて多くの資料が提出されているものの、新制度の仕組みが大変複雑であります。内容も多岐にわたっております。「それに目を通すだけでも一苦労だ」「なかなか制度の理解が進まない」といった意見をたくさん聞いておるところでございます。子供たちは、本県、我が国の未来を担っていく原石でありま

す。あらゆる可能性を持っております。保育所等経営者の間では、その子供たちをより輝かせていくための方策として、認定こども園へ移行すべきかどうか、それぞれが真剣に考えております。悩んでいるのが実情であります。最終的にどのような形で運営を行っていくかは、経営者が施設それぞれの特徴や地域のニーズなどをよく見きわめて判断していくこととなりますが、県としては、このような具体的・個別的な相談があった場合にも丁寧に対応し、関係者を安心させていただきたいと思う次第であります。福祉保健部長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 議員御指摘のとおり、新制度については、施設を運営する関係者の方々から、仕組みが複雑でなかなか理解が進まないという御意見、御相談が県にも寄せられているところであります。このため県では、保育連盟連合会や幼稚園連合会など、新制度に関する情報提供や意見交換を実施してきたところでございます。また、新制度の実施主体であります市町村とも連携強化を図っており、先月もブロック別の会議を実施いたしまして、市町村個々の状況等についても把握に努めているところであります。お尋ねの認定こども園については、保育所と幼稚園の機能をあわせ持つ幼保連携型認定こども園を初め、4つの類型がございまして、それぞれに認可要件等が異なりますので、関係者の方々から個別・具体的な御相談をいただいた場合には、引き続き市町村等とも十分連携を図りながら、円滑な移行を図られるよう、わかりやすく丁寧な対応をしてみたいと考えております。

○徳重忠夫議員 現在、乳幼児を預かる施設といたしましては、今、部長から御答弁のとおり、

保育所が321、幼稚園が70、認定こども園が127あるということですが、多くの経営者が、認定こども園へ移行すべきかどうか悩んでいると聞いておるところでございます。それはどういうことかといいますと、今おっしゃったとおりでございますが、認定こども園が幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つに分かれております。さらに、今までは幼稚園、保育所と2つしかなかったものが、合わせて6つの型になっているという、本当にわかりにくい状況になっているからでございます。新制度につきましては、経営者が制度を十分理解し適切な判断ができるように、関係者と十分相談をしていただいて、丁寧な対応を強く要望しておきたいと思っております。

質問を続けさせていただきたいと思っております。代表質問で松村議員からも質問されたところでございます、児童虐待についてお伺いをしてまいります。

平成27年度の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、全国では10万件を超えております。本県でも715件と過去最多を示しております。また、日々の報道において、全国的には、児童虐待により子供が亡くなる事案が聞こえてきており、幼い命が失われることは残念でなりません。このような児童虐待という悲しい出来事を防止するため、県や市町村等が懸命に児童虐待防止に取り組んでいることは承知しているのですが、行政が手を尽くしても児童虐待が後を絶たない深刻な状況について、懸念するものであります。本県では、平成26年度の対応件数540件から、27年度は実に1.3倍、175件の増となっておりますが、増加の理由について、福祉保健部長にお伺いをしておきたいと思っております。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 児童虐待相談

対応件数が増加した理由といたしましては、全国的に痛ましい児童虐待事件が後を絶たないことや、厚生労働省が運営する児童相談所全国共通ダイヤルが、昨年7月にそれまでの10桁から3桁に短縮されたこと、そして、その活用について国や県が積極的に広報活動を行ったことなどによりまして、県民の児童虐待への関心や通告意識の高まりにつながったこと等によるものと考えております。

○徳重忠夫議員 児童虐待は、家族の中で、保護者が加害者、子供たちが被害者となる悲しい問題として、悔しさとやり切れない思いを感じておるところでございます。児童相談所の職員等は、児童虐待が生じてしまった後の対応に全力で取り組まれていると考えますが、児童虐待が発生する前に水際で防止することが、家族自身にとっても、家族を支援する立場にある方々にとっても重要であると考えます。特に、児童虐待を引き起こす保護者の中には、人間関係や経済状態などに問題を抱え、やむにやまれず養育の放棄等を引き起こしてしまう方々もいると考えられ、児童虐待の未然防止のために、虐待予備軍も含めた保護者に対する支援策が講じられる必要があると思うのであります。そこで、福祉保健部長に、本県の児童虐待防止の取り組みについてお伺いしておきたいと思っております。

○福祉保健部長(日隈俊郎君) 議員御指摘のとおり、児童虐待の未然防止の取り組みは大変重要であると考えております。保護者への支援の取り組みといたしましては、本県ではこれまで、市町村が実施主体となり取り組む、乳児のいる家庭に子育てに関する情報提供等を行う乳児家庭全戸訪問事業や、これにより支援が必要と認められた家庭を継続的にフォローいたします養育支援訪問事業などの子育て支援事業に、

経費の一部を県のほうから補助を行い、事業の促進に取り組んできております。また、今年度から新たに、児童相談所全国共通ダイヤルに関し、24時間電話相談に対応する体制を整えたところでございまして、児童虐待相談に限らず、育児に関する相談にも対応しているところであります。さらに、地域からの相談に応じる児童家庭支援センターを今年度設置いたしまして、保護者からの相談に対して専門的な助言等を行う体制の強化も図ったところでございます。

○徳重忠夫議員 それぞれ大変努力をいただいております。大変ありがたいことだと思っております。児童虐待の痛ましさを知ってしまった以上は、地域の子供たちに対して、誰も無関心でいることはできないのであります。児童虐待を防止するために、しっかりと啓発に取り組んでいただきたい。お願いをしておきたいと思っております。

続きまして、子供の貧困についてお尋ねをしてみたい。

生活保護世帯の子供の高等学校への進学率は、平成26年度の全国の値が91.1%となっており、一般世帯の98.7%と比較して約8ポイントも低い水準となっております。また、生活保護世帯の高等学校中退率は、平成26年度の全国の値が4.9%となっており、一般世帯の1.5%と比較して3倍以上となっております。これらのデータは、家庭の経済状況が子供の教育を受ける機会に影響し、必ずしも平等とは言えない現状を示すものであります。子供の一人一人の成長スピードは速く、現在貧困の状況にある子供に対し早急に手を差し伸べなければならないことから、子供の貧困問題への対応は待ったなしの状況であると考えます。このような状況の中、昨年度、県は「宮崎県子どもの貧困対策推

進計画」を策定したところでありますが、都道府県の子供の貧困率が明らかになっていないことや、子供の貧困に関する指標の多くが割合で示されており、本県において、貧困の状況にある子供が実際にどの程度いるのか、わかりにくいと感じております。そこで、本県の子供の貧困に関する具体的な数値があれば、福祉保健部長にお伺いをしておきたいと、このように思います。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 子供の貧困に関連する指標としては、生活保護世帯やひとり親世帯の子供の数を初め、経済的な理由によって就学援助を受けている子供の数などがございます。具体的な数値をお示ししますと、生活保護受給者のうち、18歳未満の子供は、平成26年度時点で1,995人となっております。また、ひとり親世帯のうち児童扶養手当の支給対象となっている子供——18歳以下になりますが——は、平成26年度時点で2万3,173人となっております。さらに、就学援助を受けている子供——給食費等々の支援を受けている子供の数ですが——は、平成25年度時点で1万3,620人となっております。

○徳重忠夫議員 たくさんの子供たちが貧困の中で生活をされているということでございます。さまざまな捉え方がございますので、さらなる実態の把握に努めていただきたい、このように思っております。

計画の初年度に当たります今年度からは、そのような子供たちを対象として、計画に基づいての施策が展開され、必要な支援が行われていかなければなりません。計画を策定しただけでは、本県の子供の貧困問題が解決するものではなく、今後、より県民に近い市町村と連携し、計画を着実に推進することが重要となります。

そこで、計画を推進するためには、地域の実情に応じた取り組みが必要と考えますが、どのように考えておられるのか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 議員のお話にありましたとおり、地域の実情に応じた取り組みが必要であろうと考えております。今後、この計画を着実に推進していくためには、県内の各地域におきまして、それぞれの実情に応じた対策を講じていく必要があるかと考えております。中でも、地域住民に身近な市町村の取り組みが重要となりますので、国の交付金を活用いたしまして、市町村が実施する子供の貧困の実態調査や計画の策定などに対して支援を行うこととしたところであります。また、昨年度から、各福祉事務所ごとに「地域の子どもの貧困対策会議」を開催しておりまして、福祉、教育、民間団体等の関係者が一堂に会しまして、子供の貧困をめぐる管内の情報交換や今後の取り組みについて協議を行っているところであります。今後とも、これらの取り組みを通じまして、市町村や関係団体等との連携を深めながら、計画の推進にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。子供の貧困への対応は非常に重要な課題でありますので、計画の着実な推進に取り組んでいただきませうように、強く要望申し上げておきたいと思っております。

続いて、公共施設の老朽化対策についてお尋ねをしてみたいです。

まず最初に、宮崎県公共施設等総合管理計画についてであります。この計画につきましましては、昨年の9月議会においても質問をさせていただきましたが、インフラ施設など公共施設

は、県民の安全・安心な暮らしに密接にかかわる重要な問題でありますので、今回も取り上げさせていただきます。厳しい財政状況が続く中、庁舎や道路、トンネルなど公共施設の維持管理費用を抑制するために、本計画を策定されるようであります。一方で、防災拠点庁舎や2巡目国体のためのスポーツ施設の整備が計画されており、大きな財政負担も見込まれております。ところが、公共施設の現状については、建物系施設では半数が建築後30年を超えております。インフラ施設についても、橋梁やトンネル、治水ダムなど一部の施設は、建設後50年を超えているものとされております。公共施設の中には、緊急に修繕をしなければならない施設もかなりあると思っております。これに対応するため、公共施設の維持補修について、緊急性のあるものを早急に行うべきではないかと思っておりますが、公共施設等総合管理計画における個別施設計画の策定をどのように進めているのか、総務部長にお伺いしておきたいと思っております。

○総務部長(桑山秀彦君) 公共施設につきましては、これまでも、緊急性を考慮しながら、劣化や損傷の状況に応じた修繕等を行ってきたところでありまして、今後は、将来の財政負担の低減化・平準化に向けまして、施設の長寿命化を図ることが重要であります。このため、公共施設等総合管理計画におきましては、計画的な点検や適時・的確な修繕等を行います。予防的保全を実施することといたしまして、庁舎などの施設類型ごとに必要な対策の実施時期などを盛り込んだ個別施設計画を、平成32年度を目途に策定することにしております。この個別施設計画の策定に当たりましては、副知事をトップとして関係部局長で構成する公有財産調整委員会が中心となって、各部局が行う計画の

作成を推進しますとともに、その進捗状況を適切に管理することにしております。こうした取り組みによりまして、個別施設計画の早期策定を含め、公共施設の総合的な管理を積極的に推進してまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 総合的な管理は当然のことだと考えております。公共施設は県民の安全・安心のために欠かせないものであり、その維持補修対策は喫緊の課題でありますので、早期に個別施設計画をつくり上げ、万全を期されるようお願いをしておきたい、このように思います。

続きまして、警察署の整備について、警察本部長にお尋ねをしておきたいと思っております。皆さん御承知のとおり、都城警察署は建築後59年が経過して、日本一古い警察署であります。その老朽化は言うまでもありません。また、駐車場が狭いとか、庁舎の増改築等を繰り返したことによりまして、各種相談窓口の場所がわかりづらいなど、警察署の機能として問題があるものと考えております。また、防災対策の拠点施設として、都城市と三股町の約19万人の安全を確保するためには、現状では不安が残るところであります。財政状況が厳しいことは承知しておりますが、治安基盤及び防災拠点としてしっかりと機能させるために、早急に警察署を建てかえてもらいたいと考えております。そこで、都城警察署新庁舎の整備についてどのように考えておられるか、警察本部長にお伺いしておきたいと思っております。

○警察本部長(野口 泰君) 都城警察署につきましては、築後59年が経過し、老朽化が進んだ警察署となっておりますが、平成9年度に耐震補強を行いまして、防災活動拠点としての機能が果たせるよう、必要な措置をとらせていただいております。また、狭隘化への対応とし

て、昭和55年度と平成13年度には増築を行い、必要な事務室等を確保している状況でございます。県警察としましては、警察署の建てかえの考え方として、治安基盤及び防災活動の拠点としての機能を十分発揮できる施設整備を目指し、公共建築物の長寿命化の方針が示されるなど、厳しい財政状況下ではございますが、機能に支障のある警察署を最優先とし、順次整備していくという方針でありますので、どうぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。

○徳重忠夫議員 本部長の立場からなかなか言えないことかなと、こう思ってもおるところでございます。

都城警察署の整備につきましては、もう一つ私が気になっていることがございます。それは建設予定地についてでございます。言うまでもございません。現状は駐車場が不足しております。もっと広い土地に移転する必要があると思うのであります。最近、都城北消防署や医師会病院も郊外に移転しております。車社会である現代では、現在のような市の中心部にこだわる必要はないものと考えます。そこで、都城警察署新庁舎を整備する場合、どこにどのような用地の選定をされようとしているのか、警察本部長にお伺いをしておきたいと思っております。

○警察本部長(野口 泰君) 現在の都城警察署の敷地面積は約8,200平方メートルであり、宮崎北警察署、延岡警察署に次ぐ3番目の敷地面積であります。しかしながら、これまで狭隘化の解消を図る目的に必要な施設を増築してきたため、駐車場が不足しているところであります。一般論ではありますが、警察署を建てかえる場合、用地選定の要件としましては、防災活動拠点としての機能を発揮するための敷地の確保や、警察署管内で発生する事件・事故への対応、

県民の利便性の向上などが挙げられますので、県警察としましては、このような考え方で用地を選定していく方針であります。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。知事も本部長も、現地、都城警察署の状況を見て、建てかえの必要性を感じておられると私は思っています。知事、本部長からはなかなか言い出せないようなことかと思いますが、日本一古い警察署、これを解消しましょうよ。お願いいたします。早目に整備計画を立てていただくよう強くお願いをしておきたい、このように思います。

次に、スポーツ振興について、教育長にお伺いをいたします。

先月、スポーツ・観光対策特別委員会の県北調査において、新富町にある富田浜漕艇場を調査したところであります。富田浜漕艇場は、松林に囲まれた風景の美しい入り江にある、ボート競技やカヌー競技に適した自然条件を備え、また、スタートからゴールまでの直線コースが確保できるすぐれたコースであります。これまで、昭和54年の宮崎国体、平成4年の全国高校総体などの全国大会や、国体予選など県大会が開催されております。富田浜漕艇場は、このように各種大会の開催や高校生の日常の練習でも使用するなど、本県スポーツの普及・振興に寄与しているところであります。このような大変素晴らしい環境の中にある漕艇場ではありますが、全国や各地から応援や観戦に訪れる方々のための観客席と駐車場が十分整備されていないように思われます。そこで、富田浜漕艇場に観客席と駐車場を整備する必要があると考えますが、県はどのように考えておられるのか、教育長にお伺いをしておきたいと思っております。

○教育長(四本 孝君) 新富町にある漕艇場

は、県内唯一の漕艇場として活用されておりまして、これまで、地元の新富町と協力しながら、国体あるいは全国高校総体を初め、多くの大会を開催してきたところでございます。また、漕艇場が位置する富田浜一帯は、議員の御質問にもありましたが、海岸や松林、入り江など、すばらしい自然環境を有しておりまして、新富町では、漕艇場の隣接地に、これらの自然を生かしたキャンプ場やプール、駐車場などの公園施設を整備しているところであります。お尋ねの観客席や駐車場の整備につきましては、今後、新富町と話し合いながら、競技団体の御意見も踏まえつつ研究してまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 私もこの場に立ち会いまして、新富町の職員の方々と話したところでございます。「観客席や駐車場が整備されれば、より多くの観客が訪れると思うのであります」、そう新富町の職員の方も言うておられました。新富町と十分協議をいただいて、観客席、駐車場の整備をよろしくお願い申し上げておきたいと思っております。

続いて、県内就職率についてお尋ねいたします。

高校生や大学生の県内就職率についてでございますが、黒木議員からも代表質問で質問されております。先日の新聞記事で、本県の高校生や大学生の県内就職率が低迷し、若者の県外流出が深刻な状況となっていることが大きく取り上げられております。4年後に開催されます東京オリンピック・パラリンピック等の影響で、今後、県外企業からの吸引力がさらに強まることが懸念され、若者の県外流出にさらに拍車がかかるのではないかと強い危機感を抱いております。一方、高校生や大学生に対する県内企

業からの求人数は年々ふえている状況と伺っております。そうした中、高校生や大学生の約半数が県外企業を選択する背景には、県外企業との初任給や福利厚生之差が大きく影響しているのではないかと考えておるところであります。中でも、特に県外企業との初任給の格差が、高校生や大学生の県内就職率が低い大きな要因となっていると私は考えております。商工観光労働部長のお考えをお聞きしておきたいと思っております。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 高校生、大学生を対象としたアンケート調査などを見ますと、企業選択において求める条件はさまざまでございますが、初任給も重要な要素の一つであると考えております。このため県では、付加価値の高い産業の振興を図り、給与面も含めた良質な雇用の確保を実現するため、「みやぎき産業振興戦略」に基づき、成長産業の振興や中核企業の育成等に取り組んでいるところであります。一方で、仕事のやりがいや会社の成長性、職場の雰囲気など、給与面だけでは語れない企業の魅力や、通勤時間の短さや物価の安さ、恵まれた子育て環境など、都会にはない宮崎の魅力もありますので、それらを積極的にアピールして、県内就職の促進につなげてまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 給料だけではないというようにお話でございますが、私は、高校生が最初に就職するときに、給料が安いということが一番だと私なりに考えておるところでございます。これが差を縮められるような方策を、事業主さんと皆さん方で相談をしながら考えていただければ、1万円程度の差だったら何とかかなというように気がしておるところでございます。努力をいただきますようお願いしておき

たい、このように考えます。

最後の質問になりますが、選挙の投票率についてお伺いをしております。

私は、2月の一般質問でも、本県の投票率が九州・沖縄の中で低い傾向にあることから、九州・沖縄で1番になることを目標にしっかり取り組んでほしいと申し上げたところであります。ところが、7月に行われました参議院議員通常選挙では、本県の投票率は49.76%、47都道府県中44番目の投票率にとどまっております。九州・沖縄で最も低い投票率となったところでもあります。選挙は民主主義の原点であり、このように選挙に参加しない有権者が多いことは、政治や行政に関心がないことのあらわれと、極めて憂慮すべき事態であると考えております。そこで、今回の参議院選挙で、九州・沖縄で最も投票率が低かったことをどのように捉え、投票率向上に向けて今後どのように取り組んでいかれるおつもりか、選挙管理委員長にお伺いをしておきたいと思っております。

○選挙管理委員長（後藤仁俊君） 最近の本県の投票率は低い傾向にありますが、特に今回の参議院選挙では九州・沖縄で最も低く、全国平均を4.94ポイントも下回る、投票率49.76%にとどまったことは、大変残念であり、重く受けとめております。投票率を向上させ、この状況から脱するためには、常日ごろから有権者の政治や行政への関心を高め、主権者意識の醸成を図ることが何より重要と考えております。このため県選挙管理委員会では、若者向けワークショップや意見発表会などの啓発事業に加え、教育委員会等と連携・協力した学校への選挙出前授業などに取り組んでおります。今後もより一層、創意工夫を凝らしながら効果的な啓発活動に取り組むことで、主権者意識の醸成に努

め、投票率の向上につなげてまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 投票率を向上させるためには、啓発だけではなくて投票環境の向上も非常に大事ではないかと思っております。最近、過疎化に伴いまして投票所が廃止され、そのことが投票率の低下につながったと考えられる事例が発生をいたしております。都城市西岳の大塚地区は、以前は90%程度の高い投票率を誇る地区でございましたが、今回、投票所が廃止されたことによって投票率が下がったと聞いております。投票したい気持ちは持っているのに、交通手段がない等の理由によりその機会を失われることは、あってはならないことであり、選挙管理委員会には、投票機会を確保するための対策を講じてほしいと思っております。その対策として、今回の参議院選挙で、島根県の浜田市においては、ワンボックスカーを期日前投票所として中山間地を巡回させ、投票を受け付ける取り組みがされたと聞いております。大変よかったですと聞いておるところでございます。これは大いに参考になる取り組みであります。本県においても、このような投票支援策を講じるべきと考えますが、選挙管理委員長の考えをお聞きしておきたいと思っております。

○選挙管理委員長（後藤仁俊君） 投票区の見直しにより投票所が遠くなった場合、交通手段を持たない高齢者等は投票所に足を運ぶことが困難となるため、投票機会を確保するための支援策が必要と考えております。本県では、交通が不便な地域に短時間の期日前投票所を設けたり、期日前投票所や投票所までのコミュニティバスの運賃を無料にすることなどの取り組みを行っている市町村があります。今回、島根県浜田市が取り組まれた、自動車を期日前投票所と

し、各地区を巡回する取り組みも、大変有効な支援策の一つと考えております。県選挙管理委員会といたしましては、この事例を含め、市町村選挙管理委員会に対し、投票機会の確保を図るための取り組みの情報提供や助言を行い、それぞれの地域に適した取り組みを検討・導入いただくことで、投票環境の向上を図り、投票率の改善につなげてまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 投票率向上に向けて参考にするべき事例が、意外と身近なところにあるようがあります。新聞報道によりますと、今回の参議院選挙では、西米良村の投票率が91.13%、全国市町村で最も高い投票率に輝いたということでもあります。投票率九州一を目指してほしいと申し上げてまいりましたが、身近なところに日本一があったということで、これは称賛されるべきだと考えます。新聞記事では、防災無線を利用するなど、きめ細やかな啓発の取り組みが功を奏したと紹介されております。西米良村が日本一となった理由を検証し、県全体で生かしていくことで、県全体の投票率向上につながるのではないかと思います。選挙管理委員長の考えをお聞きしたいと思います。

○選挙管理委員長（後藤仁俊君） 西米良村が投票率日本一となった背景には、村民の皆さんの高い主権者意識に加えまして、防災行政無線を活用した投票の呼びかけや、新有権者に対する文書での投票呼びかけなど、地域の特徴を生かした、西米良村選挙管理委員会のきめ細やかな啓発の取り組みがあると考えております。これらの取り組みは、ほかの市町村においても大いに参考になる部分があると思いますので、県選挙管理委員会では、市町村選挙管理委員会職員研修会の場などにおいて、西米良村の取り組

みを含め、県内及び全国のすぐれた事例の紹介や意見交換を行うことで、各市町村の啓発のレベルアップを図り、投票率向上につなげてまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことによりまして、本県におきましても2万人が新たな有権者として投票に臨んでおります。今回の本県の18歳、19歳の投票率は、九州・沖縄で最も低く、全国でも下から2番目に低かったということでもあります。非常に残念であります。残念でなりません。そこで、今回の選挙を踏まえ、改めて若者の投票率を上げるための取り組みについて検証することが大切だと思います。特に高校生に対して、改めて継続的にしっかりとした主権者教育を行っていくことが、今後、新たに有権者となる18歳、19歳の若者の投票行動にもつながると考えます。今後の本県における高校生に対する主権者教育の取り組みについて教育長にお伺いして、最後の質問とさせていただきます。

○教育長（四本 孝君） 選挙権年齢が18歳以上に引き下げられましたことに伴い、県教育委員会といたしましては、これまで主権者教育の充実や投票意欲の高揚に努めてきたところであります。今回の参議院議員通常選挙につきましては、高校3年生に限って言えば、ことしの4月から7月11日までの約3カ月間に誕生日を迎えた生徒のみが有権者となっておりまして、全体としての評価については判断が難しいところもあるところでございます。今後は、公表されております投票率や、それぞれの学校における取り組みの検証等も踏まえ、高校入学時から計画的・継続的な指導を充実させるとともに、模擬選挙やディベートなど、より実践的な活動についても積極的に進めてまいります。

○徳重忠夫議員 どうもありがとうございました。

以上で質問を終わらせていただきます。(拍手)

○星原 透議長 次は、右松隆央議員。

○右松隆央議員〔登壇〕(拍手) 自由民主党、右松隆央でございます。

「沖縄県に次いで、本県の出生率が高い」と安閑としていられないことが、ことしの6月に厚生労働省が公表した、昨年度の人口動態統計で明らかになったところであります。人口減少社会への対応が、地方自治体の行く末を握る重要な課題として俎上にのり、今や全国各県において、「イクボス宣言」や「子育て王国」を唱え、攻めの少子化対策、そしてU I Jターンの取り込みにしのぎを削っております。

一昨年から比較をして、昨年度の出生率の上昇率が公表されております。上昇率の全国平均は0.04ポイントであります。本県はそれを下回る0.03ポイントとなり、昨年度の出生率は1.72となったところであります。本県より高い上昇率を示した県は21県あり、そのトップが0.14ポイント上昇させた島根県であり、その結果、昨年度の出生率が1.80となり、同じく0.08ポイント上昇させた沖縄県に次いで、島根県は本県を抜き、全国2位に上がっております。

そこで、島根県の出生率が伸びた要因を分析する中で、幾つかの特色が見られ、また、自治体の少子化対策への取り組みの本気度をうかがわせる政策誘導の中身と効果を示しながら、本県の現状を伺い、あわせて、出生率の向上や少子化対策の推進策を問うてまいりたいと思いません。

特色の一つとして、まず初めに、U I Jター

ンの内訳であります。島根県の合計特殊出生率が伸びた要因として、地元の大学院教授によると、「30歳前後の女性の田園回帰志向が高まり、彼女たちが出産したことが一因」と話されております。島根県によると、昨年の1年間でU I Jターンの数が4,252人にも上り、そのうち、20～39歳の女性が実に23%の1,000人近くを占めているとのことであります。そこで、まずは、本県の昨年度のU I Jターンの総数とその年齢別男女の内訳を、総合政策部長に伺いたいと思いません。

後は質問者席にて質問を行わせていただきます。(拍手)〔降壇〕

○総合政策部長(永山英也君)〔登壇〕 答えいたします。

県では、昨年度、移住の情報発信拠点を整備いたしまして、本格的に移住・U I Jターンを推進しており、その中で、公的な支援を活用しました移住世帯数を取りまとめておりますけれども、全体的な移住者の数については、現時点では把握できておりません。したがって、現在把握しているデータに基づいてお答えさせていただきます。

まず、性別につきまして、ひなた暮らしU I Jターンのセンターを活用した移住者94世帯159人で見ますと、子供を除く男女比では、男性が74人で57.8%、女性が54人で42.2%となっております。また、年齢別につきまして、世帯代表者の年齢になりますが、30代が最も多く40.4%、次いで20代が33.0%と、若い世帯が7割を超える状況となっております。

なお、先日開催されました県総合計画審議会におきましても、委員から、公的な支援を活用した世帯数だけではなく、実際の移住者の数の把握が必要との御意見をいただいたところでご

ございます。県といたしましては、移住者数は、人口減少対策に係る戦略の構築やその効果を把握する上で、重要な指標の一つであると考えております。今後、市町村とも連携しまして、可能な限り把握に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○右松隆央議員 攻めの人口減少・少子化対策を図っていく上では、男女、年齢層ごとに、さらなる施策の展開も必要になってまいります。今後は、移住者の総数や内訳など、統計的に細かいデータ収集を図ってもらうことを強く要望させていただきます。

昨年の移住実績が、今議会でも202世帯と公表されたところであります。前年の3倍以上に増加したことは、宮崎ひなた暮らしU I Jターンセンターの開設など、本県の取り組みの成果が着実に上がっている証左と言えます。一方で、全国を見ると、いわゆる「増田レポート」で、2040年までに896の自治体が消滅すると予測され、政府により地方創生策に多くの予算がつき、U I Jターンの誘致活動が一気に活性化した移住ブーム元年となった昨年度は、各県が軒並み数字を上げておりまして、その中でも——これは一昨年データではありますが——上位5県で全国の地方移住者総数の48%を占めるなど、地域間の格差が顕著になってきております。

上位5県に入っている県は、早くから移住支援に取り組んでおりまして、同じく山陰の鳥取県は、昨年度、本県の6.6倍となる1,337世帯の1,952人が移住しており、島根県は、冒頭申し上げました4,252人で、統計がとれていない本県の10倍以上と推測するところであります。そこで、知事に、全国で地方への移住者数がこの5年間で4倍以上にふえる中、各県独自の支援策

によって、自治体間の格差が広がってきているわけでありますが、本県の現状をどのように認識しておられるか伺いたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘のように、人口減少問題は地域の維持・存続に影響を及ぼす喫緊の課題でありまして、全国の自治体が地方創生に向けた取り組みを強化する中で、移住・U I Jターン施策に大変力を入れておられるところであります。本県におきましても、今、部長が答弁しましたように、昨年度、移住・U I Jターンに係る相談体制や情報発信、また、市町村と連携した移住者支援策の拡充に取り組んだ結果、移住世帯数が大幅に伸びたほか、ふるさと回帰支援センターの移住希望地域ランキングで10位になるなど、一定の成果につながったと考えておりますが、全国的な動向を考えますと、また、本県の定住先としてのポテンシャルというものを考えますと、まだまだ努力が必要であると考えておるところであります。

ある方によりますと、今、全国で、地方への移住ブーム、第3次の移住ブームであるという大きな流れがあるところでありますので、本県としても、しっかりその風を捉まえてまいりたいと考えております。本県の人口減少に歯どめをかけるためには、若者の定着促進やそのための産業振興・雇用創出対策、さらには少子化対策、そして移住・U I Jターンなど、総合的な取り組みが必要になってくると考えておりまして、より一層、市町村や関係団体とも一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、本県固有の温暖な気候と住みやすさに加えて、さらなる支援策を図っていただき、先ほど知事が第3次の移住ブームと言われましたけれども、移住の促進にっか

りとおつなげていただきますよう、よろしくお願
いいたします。

島根県と同様に、出生率が全国4位の1.69
で、上昇率が0.09ポイントと、本県に肉薄する
鳥取県もそうではありますが、各自治体の移住や
少子化対策への施策の本気度が、これからますます
問われてくると考えております。島根県では、今年
度、全国に先駆けて、3歳未満の子供の保育料の
軽減を、従来の第3子以降に加え、第1、第2子
にも適用する施策を始めております。また、中山
間地域など、子供が少ないために、国の補助金
だけでは運営が厳しい保育所や学童保育に補助
を上乗せするなど、市町村の取り組みを独自にサ
ポートしております。

各県どこも厳しい財政状況ではありますが、そ
の中で、少子化対策にどこまで本気になって取
り組んでいけるのか、本県の優位性であった高
い出生率も、攻めの施策を打ち出し続けていか
なければ、これを維持していくのは相当に難し
いものとする次第であります。そこで、島根
県が、若年世代の移住や少子化対策に力を入れ
ていく中で、乳幼児医療費や保育料の軽減、ま
た鳥取県の、子供を多く抱える世帯の保育料の
無料化、小児医療や不妊治療の助成の拡大な
ど、子育て世代の経済的負担の軽減に努める中
で、福祉保健部長に、本県の、子育てにおける
経済的な負担軽減も含めて、先進的な取り組み
事例があれば伺いたいと思います。

○福祉保健部長(日隈俊郎君) 県を挙げて子
育て支援に取り組むことは、現在直面する最優
先の課題の一つであり、経済的な負担軽減を含
め、各種の施策を展開し、的確に対応を図っ
ていくことが重要であると考えております。こ
のため県では、九州初の取り組みとして、妊娠
をするものの、流産などを繰り返して結果的に子

供を持たない女性の症状、いわゆる不育症の治
療費助成を平成27年度から開始したところで
あります。

また、本県独自の取り組みとして、昨年度か
ら「みやざき子育てサポート事業」をスタート
しております。これは、国の制度の対象となら
ない市町村を中心に、仕事や家族の介護など
で子供を急に預ける必要が生じた場合にサポ
ーターが預かるという、地域での共助の仕組
みを構築しているところであります。議員御指
摘のとおり、他県の先進的な取り組み事例等
も踏まえ、本県としても、国や市町村、関係
機関などと連携しまして、県内の子育て支
援のさらなる充実を図ってまいりたいと思
っております。

○右松隆央議員 部長の子育て支援への思
いを受けとめさせていただきました。財政支
出とのバランスを図りながらではありますが、
先進他県の経済的負担の軽減による出生率
向上に向けた独自の取り組みは、攻めの少
子化対策として、本県の活力を生み出す上
でも参考になるものと考えております。福
祉は、国が絡む事業も多くて、今の職員
の数で果たして足りるのかなと思うくら
いではありますが、これからは、子育て
支援のさらなる充実をお願いしたいと思います。

鳥取県では、「子育て王国とっとりプラン」
を6年前に策定し、子育ての負担感の軽減
を柱に掲げ、一昨年には「子育て王国と
っとり条例」の制定までつなげており、加
えて、理念条例には不可欠となる、条文
に沿った250から成る体系的な事業の
取りまとめを行っております。平井知事
は、「出生率の上昇などで、子育て王国
施策の効果があらわれてきた」と発言
しております。そこで、同じ子育て同盟
加盟県知事として、河野知事に、未来
みやざき創造プランに

において、2年後の平成30年に出生率1.82を目標値に掲げる中、その実現のため、具体的にどのように取り組まれていくのか、推進施策を伺いたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 平成30年に合計特殊出生率1.82という大変高い目標を達成するためには、あらゆる施策を総動員して、不断の努力を積み重ねることが大事だと考えておりまして、私が本部長となります「宮崎県子育て応援本部」を設置しまして、各部局一丸となった取り組みを進めております。今年度は、出会い・結婚、妊娠・出産、子育てというそれぞれのライフステージに沿った切れ目ない支援策及び家庭、地域、職場の各場面に即した支援策としまして、当初予算ベースでは、228の事業、410億円余りの事業を展開しておるところであります。

御指摘がありました子育て同盟、今、若手知事を中心とした13の県により取り組みを進めておりまして、ことし4月には、その知事が宮崎に集まってサミットを行う予定でありましたが、熊本の地震により、残念ながら中止になったところであります。今後とも、そういう場面で情報交換をし、各県のさまざまな有効な施策というものを広げていながら、さらには、国の新たな取り組み等についても積極的に情報収集を行い、あらゆる施策を総動員して、私も先頭に立って、県、市町村、企業、団体、県民一体となって、目標達成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 一步踏み込んだ施策を打ち出すためには、どうしても知事のリーダーシップが必要でありますので、今後の推進施策に期待したいと思います。

引き続き、移住・U I Jターンの推進におけ

る本県の取り組み状況であります。昨年の11月5日に創設された、産学官金労言の各関係機関が連携する「宮崎県移住・U I Jターン促進協議会」のその後の進捗状況と、移住希望者を登録し、さまざまな情報提供や特典を附帯する「移住応援メンバーズカード」のような取り組みができないか、総合政策部長に伺いたいと思います。

○総合政策部長(永山英也君) 県では、今お話にありましたように、移住・U I Jターンに係る県全体の機運の醸成を図りますため、県内25の関係機関・団体が参加しました「宮崎県移住・U I Jターン促進協議会」を設置し、ことし7月に2回目の協議会を開催したところであります。協議会におきましては、本県の移住施策や全国の動向に関して、情報の共有と連携した取り組みについて意見交換を行いました。また、市町村を構成機関とします地区別の会議を県内4地区に設置しておりまして、地域内の課題や具体的な移住の方策等について協議することとしております。

議員御指摘の移住希望者登録制度につきましては、移住希望者の掘り起こし及び情報発信を行うための有効なツールであると考えております。さきの協議会におきましても、会員登録制度の創設と特典等の付与について、関係機関等に対し協力要請を行ったところでございます。今年度中の実施に向けて、現在準備を進めているところでございます。

○右松隆央議員 ぜひ、県内で多くの協賛企業を募っていただいて、民間企業の新たな顧客の獲得とともに、移住前後に利用が見込まれる商品・サービスの提供で、本県への移住希望者へのサポートをお願いしたいと思います。

続いて、県外からの移住で欠かせない、住環

境の支援での本県の取り組み状況を伺いたいと思います。これは後ほど問わせていただきますが、本県と同様に、新規就農者の獲得において、隣県である大分県の研修制度も高い成果を上げております。この4年間で、県外からの就農者を2.6倍にふやした要因として、実践的研修はもとより、住環境の整備が、移住者の意欲と安心を生んでいるとのことであります。定住に向けた住居は、空き家バンクの制度を利用して行政が用意しており、県の事業で、空き家の改修費はもとより、住宅の取得費用として30万円や、不動産への仲介手数料、家財の後片づけ費用、さらには引っ越し費用まで、市町村とあわせて、さまざまな助成が効果を上げております。

一方で、人口減少や高齢化により、空き家の急増が大きな社会問題となっていることは、周知のとおりであります。私は地元自治会の副会長をしておりますけれども、中山間地域のみならず、宮崎市の中心部においても、空き家の増加は自治会関係者の共通の悩みであり、また、年々深刻化しているのが実情であります。まずは、県内の空き家の実態調査を行い、空き家の数や実情を具体的に把握することが先決で、それをもとに、幅広い利活用につなげていく必要があります。直接かかわる市町村においても、把握し切れていない潜在空き家はかなりあると認識しております。そこで、県内における空き家の実態をどこまで把握しているのか、また、利活用の目的で実態調査の推進を求めたいと思いますが、県土整備部長にお考えを伺いたいと思います。

○県土整備部長(東 憲之介君) 空き家問題につきましては、昨年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、住民に最

も身近な行政主体であります市町村が空き家に関する対策を実施し、県は市町村に対する助言や支援を行うこととなっております。県といたしましては、老朽化した危険な空き家への対策、さらには、御質問にありましたが、空き家の利活用を着実に進めるためには、実態を把握することが大変重要であると考えており、昨年10月には「空家等実態調査マニュアル」を作成するなど、市町村への支援に努めているところであります。

実態調査の取り組み状況であります。ことし8月末時点で、川南町、高千穂町、五ヶ瀬町の3町が終了し、宮崎市など7市町が実施中でありまして、実施予定は7市町となっております。今後とも、全ての市町村において空き家の実態調査が実施されるよう、引き続き強く働きかけてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 実態調査の結果が待たれますが、相当な数に上るのではと考えております。また、調査結果を報告していただければと思っております。空き家バンクに登録し、移住希望者への情報提供を行うためには、まずは実態調査が必要であります。本県も取り組んでいるとのことでもありますけれども、水道が1年間閉栓されている家屋を対象に調査を行い、業者が敷地外から外観などを確認し、状態がよい家屋から、AからDの4段階にランクづけし、調査後、所有者の意向を確認した上で、空き家バンクに登録する手法であります。これまで空き家の把握は、住民や自治会からの情報に頼ってきた中で、今後、積極的な移住促進を図る上でも、実態調査のさらなる推進をお願いしたいと思います。

総務省が、定住促進のモデル的な取り組み事例として、山梨県山梨市の空き家バンク制度の

実践例を取り上げております。自治体が取り組む空き家バンクに宅建協会が参画することにより、円滑な契約実施が可能となつて、不動産業界としては、行政との取り組みでイメージアップにつながり、行政側も、専門家が入ることで見学者の信頼を得ているとのことでありました。さらには、空き家バンクに登録した方をターゲットに、4泊5日で地域のことをじっくり見て回ってもらう「田舎暮らしお試し体験」事業を実施しているとのことでありました。そこで、本県への移住促進において、空き家バンク制度の活用状況と、今後の取り組みにおいて、移住希望者への利活用を促すようなシステムの構築に取り組めないか、総合政策部長に伺いたいと思います。

○総合政策部長（永山英也君） 空き家バンク制度につきましては、日南市など5市町が平成19年度に取り組みを開始して以降、県内23市町村に取り組みが広がっておりまして、これまで全市町村の合計で約150件の成約実績があるなど、一定の成果が上がっていると考えております。移住を実現するためには、住まいの情報が大変重要であります。県におきましては、市町村に対し、空き家バンクの運営や空き家の改修費用等への補助を行いますとともに、県宅地建物取引業協会と協定を締結し、物件調査や交渉を円滑に行っている県内5市町の先進事例を紹介しているところでございます。

県といたしましては、宮崎ひなた暮らしUIJターンセンターや移住情報ポータルサイトのほか、先ほど申し上げましたけれども、今年度実施予定の会員登録制度等を通じて、空き家の情報を移住希望者へ効果的に発信し、空き家を活用した移住促進策をさらに進めてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 防犯、防災、美観上の問題で、住民が頭を抱える空き家を地域資源として捉え、移住者の定住促進へとしっかりとつなげてもらいますように、さらなる取り組みをお願いしたいと思います。

それでは、2つ目の項目、地域防災対策に移りたいと思います。

4月14日に発生し、いまだに余震が続く熊本地震は、本県にとっても大きな衝撃と教訓を与えるものとなりました。数十年はかかると言われる中で、一日も早い災害復興、そして、被災された方々に心からのお見舞いと、亡くなられた方々に哀悼の意を表する次第であります。

まずは、本県における指定避難所の現状について伺いたいと思います。熊本地震では、被害の大きかった20市町村の指定避難所562カ所のうち、70カ所が被害を受け、全面閉鎖や一部閉鎖の措置がとられ、使用ができない状態であったことが、各市町村からの報告で明らかになっております。使えなかった指定避難所の施設の種別は、学校施設が45カ所、市町村体育館が15カ所、公民館が5カ所、庁舎などが5カ所となっております。このうち、約9割に当たる62カ所は、建物本体の耐震化に比べて対策がおくれがちとなる、天井や照明などの非構造部材の損傷が原因でありました。

災害時に指定避難所が使えないということになれば、被災者にさらなる心労や苦難を与えることとなりますし、指定避難所の存在そのものが問われかねないことになるわけでありました。そこで、県内の指定避難所における非構造部材の耐震性や補強の現状がどうなっているのか、危機管理統括監に伺いたいと思います。

○危機管理統括監（畑山栄介君） 県内では、主に、学校の校舎や体育館、公民館等の公共施

設が、市町村により指定避難所に指定されております。その数は、現在、合計1,235カ所でございます。各指定避難所におけるつり天井や照明、窓ガラスなどの非構造部材の耐震化についてでございますが、県立学校では、約7割がつり天井の撤去や落下対策を完了しており、その他の非構造部材についても、現在、対策に取り組んでいるところでございます。小中学校におきましては、耐震診断は全て完了しており、順次対策が進められているところですが、その進捗状況については、把握できておりません。また、それ以外の施設につきましては、現段階では、非構造部材の耐震性の確認が進んでいないところでございます。

熊本地震の教訓を生かし、避難者の安全確保を図るため、指定避難所における非構造部材の耐震化を進めることは大変重要であると考えておりますので、県としましては、市町村に対して、耐震性の点検や補強などの必要な対策の実施について、しっかりと働きかけてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 11年前の中越沖地震や、また、さきの東日本大震災でも、避難所施設での非構造部材の損傷が多数起きたことが問題視され、統括監も御承知のとおり、補強方法などを示した国からの指針も出ております。建物の骨格部分が大丈夫であっても、非構造部材の損傷で使用できなくなる事態をできるだけ未然に防いでいただきますよう、よろしく願いいたします。

引き続き、熊本地震の教訓として、ため池対策について伺いたいと思います。森山前農相がたびたび被災地に足を運ぶ中で、「熊本地震の教訓は、ため池対策。何かあったら大変なことになる」と指摘をし、老朽化した農村資源の再

整備の重要性を強調しておられます。今回の熊本地震で、ため池や農業用水路が被災する中、堤防に亀裂が入るなどした池は、少なくとも48カ所に上り、決壊による二次災害を防ぐため、大半が水をためられない状態になったわけでありませぬ。

ため池の多くは、江戸時代以降に人力でつくられたものが多く、耐震性の低さが心配される中、各自治体では、堤体の耐震性を調査して、不足するため池は耐震補強を順次行っているところでありませぬ。そこで、本県のため池は県内に何カ所あり、その耐震補強の状況はどうなっているのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（郡司行敏君） 県内には農業用ため池が699カ所あり、これまでも老朽化等により危険性の高いため池から整備を行ってきたところでありませぬ。そのような中、東日本大震災での人的被害の発生を受け、耐震調査が全国的に実施されているところでありませぬ。調査の対象は、人家等に影響を与えるおそれがあるため池となっており、本県におきましては、134カ所が対象となっておりませぬ。その中で、平成27年度までに調査いたしました89カ所のうち、66カ所において耐震不足があるとの結果を得ているところでありませぬ。

また、先般の熊本地震においても、地震により、ため池が被害を受け、営農に支障を来しているところと伺っているところでありませぬ。このようなことから、県といたしましては、早急に市町村や土地改良区等と協議しながら、耐震対策を考慮した、ため池整備に努めてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 まだ耐震不足のため池が多く残っておりますので、地元負担に考慮しながらも、国への要望も含めて、整備を進めていただ

きたいと思っております。

次に、地域防災計画の見直しについて伺ってまいります。通常、震度7クラスの地震の後には、余震を繰り返しながらおさまっていくのでありますが、今回の熊本地震は、最大震度7が連続して発生したところに、大きな衝撃を受けたわけでありまして。

今回の熊本地震を受け、課題として挙げられることは、最初の地震で壊れやすくなった建築物がその後の地震で倒壊し、甚大な人的被害を起していること、そして、指定避難所や防災拠点となる自治体庁舎などが一部で損壊し、住宅被害や余震で避難生活が長期化し、多くの方が車中泊を余儀なくされて、エコノミークラス症候群を引き起こすリスクが増大したこと、さらには、支援物資を緊急輸送するプッシュ型支援に乗り出したものの、配送が滞るケースが多発したことなどが挙げられるわけでありまして。そこで、今回の熊本地震を受けて、各県で災害対策の基本方針を定めた地域防災計画を見直す動きがある中、本県としてはどのような対応を図っていくのか、知事に伺いたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 今回の熊本地震では、車中泊など指定避難所以外への避難でありますとか、支援物資の受け入れ体制など、さまざまな課題が生じたところでありまして。本県では、南海トラフ地震等に備えた防災・減災対策に取り組んでおりますが、熊本地震を踏まえまして、建築物の耐震化のさらなる推進や、車中泊など指定避難所以外の避難者への対応、そして、県外からの人的・物的支援を円滑に受け入れるための体制整備などにつきまして、地域防災計画の見直しを検討しているところでありまして。

先日、熊本の蒲島知事と意見交換したとき

も、先ほど御指摘がありました、避難所における非構造部材の問題についても強く指摘しておられました。九州地方知事会におきましては、こうした今回の地震の経験・教訓というものをしっかり九州全体として共有し、今後の防災対策に生かしていこうということで、今、検証作業が進められているところでありますし、国の中央防災会議においても同様の検証が行われております。こういった情報というものをしっかり受けとめながら、本県としても、地域防災計画の見直しを進めてまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 知事の危機意識の高さが伝わる答弁であります。県が地域防災計画の見直しにかかれば、市町村はそれに沿って防災計画の変更に入り、住民への周知によって、県民一人一人の命を守ることにつながりますので、よろしくお願いいたします。

続いて、本県の農業政策の推進について伺ってまいります。

まずは、「宮崎県花き振興計画」の策定についてであります。私は、本県の地域資源の一つとして、お花をさらに生かしていくことが極めて重要だと認識しております。現代社会が抱えるさまざまな問題の中、県民が健康で心豊かな生活を確保するにおいて、お花が与える効用というものがいかに大きいか。そして、美しい県土づくりにおいて、本県が取り組む各種スポーツ大会の開催・誘致や観光誘客において、花卉で来県者をおもてなししていくことがどれほど大きな効果を生むのか。私は常々、行政のみならず、県民運動として花卉の振興に取り組むことが、本県にとってはかり知れないイメージアップにつながると確信いたしております。

全国に先駆けて、本県が沿道修景美化条例を

制定したものの、47年の月日がたち、また、県予算が厳しいこともあって、沿道修景が機能しているとは言いがたい状況で、景観の乱れも議会の中で数多く指摘をされているとおりであります。そのような中、東京オリンピックや2巡目の国体を迎えるに当たって、県内の景観保全に見直しをかけることを目的に、新しく県土美化条例を制定していく旨を、さきの2月議会で知事が表明されたところであります。

県民の皆様が積極的にお花を活用できるように、花卉の安定供給も大事でありまして、生産振興を図るとともに、私自身、お花を事務所に飾り、日々の手入れが癒やしを与えてくれるように、県民の日常生活に花卉の文化が浸透するような事業の展開も必要になってまいります。そこで、現在、宮崎県花き振興計画の策定作業を行っているとのことではありますが、策定のスケジュールと、どのような内容になるのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 「宮崎県花き振興計画」につきましても、「花きの振興に関する法律」に基づき策定するものでありまして、現在、関係団体や各地域からの意見聴取を終え、本年度中の策定に向け、作業を進めているところであります。この計画では、平成26年の花卉産出額73億円を100億円に拡大する目標を設定し、本県オリジナル品種の育成や種苗供給体制の整備、輸出の促進など、生産販売対策にしっかりと取り組んでいくこととしておるところであります。

さらには、毎月7日、8日に、県内の花卉小売店と連携して実施しております、みやざき「花の日」の取り組みや、花に親しみ、美しいものを美しいと感じる心を育てる花育活動などの消費拡大対策を通して、花が身近な生活に取

り入れられ、心豊かな県民性を育めるような内容にしたいと、そのように考えているところであります。県といたしましては、この計画に基づき、関係団体や市町村と連携を図りながら、早期に目標が達成できますよう、より一層の生産振興を図ってまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 花卉の振興については、部長御自身も大きな思いを抱いておられると感じております。全面的に応援しますので、ぜひ、いいものを策定していただきますようお願いいたします。

続いて、第3次安倍第2次改造内閣によって新しく就任した山本有二農林水産大臣が、職員訓示の中で示された、注目する2つの内容について取り上げたいと思います。1つは、「集落営農など地域農業を初めとして、農林水産業全般に情報通信技術（ICT）のさらなる活用を促すことで、新しい農林業、そして水産業を確立していく時期に来た」と示されたことであり、そしてもう1つは、「親元就農の後継者確保を第一に、農村の過疎化対策、農村定住への取り組みとして、新たに農業者の住宅建設を支援していく」という方向性を示されたことでもあります。まずは、地域農業におけるICTのさらなる利活用についてであります。とりわけ集落営農組織での取り組みの推進を問うてまいります。

ICTの利活用の前に、本県の集落営農の取り組み状況、そして、今後の集落営農の展開方向、あり方を問わせていただきたいと思います。本県は、第七次宮崎県農業・農村振興長期計画で、新たな時代に即したみやざき農業の重点プロジェクトとして、産地経営体構想を掲げました。その中核を担うのが、JA部会組織、集落営農組織、そして法人経営体の3つの組織

形態であります。マーケットニーズに対応したリクエスト生産に、この3つの形態が組織の垣根を越えて戦略的に連携し取り組む集団になり得るかが、成否の鍵を握っております。今後、産地経営体構想の母体の一つである集落営農の組織化並びに法人化において、県として、さらに指導的役割を果たしていただきたいと考えております。

まずは、ことしの3月29日に、農水省が集落営農の実態調査を公表しております。それによると、全国では集落営農数が1.9%増となり、集落営農に占める法人の割合が3.5ポイント増の27.9%となっております。そこで、本県における集落営農数並びに法人の割合、あわせて、九州圏内での比較認識を農政水産部長に伺いたいと思います。

○農政水産部長（郡司行敏君） 国の集落営農実態調査では、ことし2月時点における本県の集落営農組織数は115組織であり、そのうち、法人数は24法人で、約2割となっております。集落営農につきましては、全国的には、水田営農を主体とする地域で組織化されるケースが多くを占めますが、本県の場合、畜産や施設園芸との複合経営として営農がなされている実態があり、組織化が進みにくい背景はありますが、九州の中においても組織数は少ないことから、関係者一丸となって取り組んでいく必要があると考えております。

今後、さらに担い手の高齢化が進む中で、産地経営体の一翼を担う集落営農の組織化・法人化につきましては、大規模化や農地の集積、共同利用による作業の効率化を図る観点から、大変重要であると認識しており、その推進を図ってまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 集落営農実態調査は、人・農

地プランにおける位置づけ状況や、法人となる計画の策定数や予定年度など、33項目にわたる各県の数値が記載されております。

今は集落営農が機能していても、今後、さらなる高齢化や離農者がふえていくことになれば、国が推奨する法人化に取り組むことで、園芸品目や加工事業など経営の多角化や内部留保を可能とし、各種保険の加入による若い担い手の雇用環境を整えていくことは、大変重要だと考えている次第であります。改めて、農政水産部長に、集落営農組織の増加並びに法人化への取り組みを今後どう進めていかれるか伺いたいと思います。

○農政水産部長（郡司行敏君） 県では、平成32年に集落営農組織数を200組織に増加させる目標を立てておりまして、JA等関係団体と連携しながら、研修会等による集落リーダーの育成や、集落座談会での地域ビジョンについての話し合い活動を通じ、集落営農に取り組む地域の掘り起こしと、組織化に向けた支援を行っているところであります。県内でも、「地域の農地・農業は地域で守る」という集落ビジョンのもと、水田営農を展開していく中で法人化し、周年雇用を行いながら、バレイショや大豆などにも栽培品目を広げ、加工による6次産業化までの多角的な経営を実践している事例も出てきているところであります。

今後、高齢化が進む中で、既存の集落営農組織に対し、農地の引き受けや6次産業化、さらには、園芸品目導入などの新たな経営展開が可能となる法人化のメリットをしっかりと周知しながら、集落営農組織の法人化を進めますとともに、畑地が約半分を占めます本県では、畑作地帯における集落営農の育成もあわせて、総合的に推進してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ取り組みの推進をお願いしたいと思います。隣県の大分県は、集落営農構造改革対策事業として、露地や施設野菜の導入で、資材や機械、ハウスを最大300万円補助するなど、県の独自事業で集落営農の経営多角化を支援しております。

また、島根県は、今年度から、少ない投資で始められる「小さな起業」に取り組む集落営農組織の支援を始めておまして、国の補助事業の対象にならないような簡易な事業メニューを新設し、果樹栽培やジビエの商品化など、地域資源に着目した事業を「小さな起業」と位置づけ、上限50万円で、事業化に向けた研修会など、ソフト事業も対象としております。全国的には集落営農数の増加と規模拡大が進む中、小さな組織でも生き残れる経営モデルの構築を進めていくことも大事なことと考える次第であります。

引き続き、この項目の最初に申し上げました、ICTのさらなる利活用についてであります。今、集落営農組織の法人化の鍵として、情報通信技術を活用する動きが全国で活発化しつつあります。圃場の様子を1時間ごとに把握し、スマートフォンやパソコンがあれば、どこでも確認でき、遠隔操作で、流す水の量や開閉を操作し、圃場の見回りの省力化や事故防止にもつながっております。また、ICTの導入は、このほかにも、御承知のとおり、直売所での販売、タブレット端末での営農指導、経営内容や作業管理の見える化、環境制御しやすい施設園芸でも進んでいるところであります。そこで、本県の集落営農組織におけるICTの利活用の状況を、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長(郡司行敏君) 集落営農は、土地利用型の大規模経営を主体に展開されてお

りまして、ICTの導入で、栽培管理の効率化や収益性の向上、さらには、栽培技術の蓄積や継承などの効果も期待できるところであります。このため県では、国と連携し、本年度から県内4地区の水田で、水位や水温等のセンサーを設置し、クラウドシステムを用いて気象データや作業等の記録・管理を行うことで、水田の見回り作業の効率化や情報共有を図る、ICT活用の実証に取り組んでいるところであります。

また、畑地かんがい営農の推進の一環といたしまして、加工用ハウレンソウ等でのクラウドシステムを活用した省力化技術等の実証につきましても、民間企業と連携し、モデル的に進めているところであります。今後とも、実証の成果を検証し、関係機関・団体や民間企業と連携しながら、本県農業の生産力向上に向けて、ICTの活用を積極的に推進してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、さまざまな形態でICTの取り組みを進めていただきたいと思えます。

山本有二農相が、「早ければ早いほどいい」として取りまとめに意欲を示された、農家の住宅建設支援についてであります。農村住宅の普及は、農村の過疎化が進む中、便利で価値の高い住宅を整備することで、若者の人口流出に歯どめをかける狙いがあるとされております。想定する対象者については、「親元就農の後継者用の住宅になることが第一」とし、農村へのUIターン者には、当面は空き家への居住を勧め、農家住宅がふえてきた段階で対象に加えるとした、2段階支援を示したところであります。そこで、国の農家住宅の建設支援策の動向も視野に入れながら、農村へのUIターンによ

る新規就農者のさらなる獲得に向けて、空き家などの住宅を提供するといった住環境の整備を就農者へ附帯ができないものか、農政水産部長に伺いたいと思います。

○農政水産部長（郡司行敏君） U I J ターン等の新規就農を希望する方々を対象とした就農相談会では、住むところ、住居も大きな関心事項となっております、それが移住を決断する大きな要素となっております。県では、先ほど総合政策部長が答弁しましたとおり、移住者全般を対象に、市町村が空き家の改修を行う場合の助成事業等を実施しておりますが、新規就農者についても、その活用等を勧めているところでもあります。

また、県内では、綾町が独自に、新規就農者の受け入れのための住宅を整備し、貸し出しを行ったり、今年度からは延岡市が、就農後3年以内の家賃を助成する取り組みを新たに始めたところでもあります。U I J ターン等の新規就農者の住居の確保は大変重要でありますので、議員の御指摘にもございましたが、今後、農村地域での住環境の整備に向けた国の取り組みを、最大限の関心を持って注視してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 新規就農者にとって、就農後の理想と現実のギャップに悩まされ、農業所得が厳しい中で、あるアンケートでは、就農者の3割が農業を続けられず離農しているとの報告もあります。新規就農者の定着を図る上でも、住環境の整備は重要な取り組みだと考えておりますので、ぜひ、市町村と一緒に、取り組みの拡充をお願いしたいと思います。

続いて、ICTを使った鳥獣被害対策について伺いたいと思います。野生鳥獣による農林作物等の被害額は、この数年間、減少傾向にあり

ます。しかし、作物の被害を受け、御自身が高齢ということもあって、面積を減らすなど、生産意欲の減退を吐露する方は後を絶たない状況にあります。

そのような中、山梨県や徳島県において、農作物被害を深刻にし、狩猟することもできない猿に、GPSの発信機を装着させて、移動範囲や居場所を追跡し——ここまでであれば、本県も14年前に3年間にわたって生息状況調査をされたようではありますが——、これに加えて、山梨や徳島では、その情報を住民にメールで配信する取り組みを試験的に実施しております。位置情報をリアルタイムでつかむことで、被害が未然に防げる可能性があるとして、今後、検証を進めるようであります。

猿は、雌の家系で構成され、10数匹から100匹程度の集団で行動し、安易に捕獲すると、群れが分裂して複数の群れとなり、被害が深刻化することもあるとし、被害を出す群れや個体を特定することが重要とされております。そこで、高齢化が進む地域の現状に鑑み、効率のよい対策の一つとして、ICTを使った有害鳥獣対策の省力化に取り組むお考えはないか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（郡司行敏君） 議員御指摘のとおり、ICTを活用した鳥獣被害対策の省力化につきましては、地域住民の減少や高齢化が進む中、今後、検討を進めるべき重要な対策の一つであると考えております。このため県では、本年度から、捕獲情報を携帯端末に通知することで、わなの見回りに必要な労力を軽減する、ICTを活用したネットワークシステムのモデル的な取り組みを、都農町において着手したところでもあります。

御紹介のありましたGPSを活用した猿の監

視システムにつきましては、群れの動きをリアルタイムに把握できること、その情報による的確な追い払いが可能であること、さらには、情報蓄積による効果的な対策が講じられることなどの効果が期待されますことから、早速、担当職員を先進県に派遣し、調査・検討してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 すぐに行動される姿勢に感謝と敬意を表する次第であります。どうぞよろしくをお願いします。

この項目最後に、農水予算の獲得を改めて聞きたいと思っております。今月26日からの臨時国会で提出される国の第2次補正予算は、農林水産関係の総額が5,700億円を越す規模となります。T P P対策に3,400億円、土地改良事業関係予算は1,700億円の計上となり、いずれも昨年度の補正を大きく上回る水準であります。

農水関連で、政府が大きな柱として位置づけているのが、前回の一般質問でも問わせていただきましたが、農作物の輸出強化対策において、拠点整備に270億円、さらに中山間地域対策として、高収益の農作物に取り組む場合の施設導入などに助成する中山間地域所得向上支援対策に300億円を計上する予定となっております。また、T P P対策のうち、産地パワーアップ事業には570億円、畜産クラスター事業には680億円を盛り込んでおります。改めて、知事に、国の第2次補正予算で農水総額が大幅増となる見通しの中、本県配分の予算の獲得増に向けて、具体的な手応えをどう感じておられるか伺いたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 国の第2次補正予算につきましては、国の予算編成に先立ちまして、8月1日に、私みずから当時の森山農林水産大臣に直接面会しまして、T P P対策として必要

な関連事業の予算確保と、本県への重点配分を要望したところであります。前大臣からは、大変心強いお言葉をいただいたところであります。一方で、産地では、補正予算に速やかに対応できるよう、生産者や市町村、関係団体等と連携して、事業の掘り起こしや事業計画の磨き上げを進めてまいりました。

このような中、国の第2次補正予算におきまして、本県が強く要望しました農業農村整備事業や産地パワーアップ事業、畜産クラスター事業の予算が重点的に措置されましたことは、いち早く準備を進めてきた本県にとりまして、予算獲得の大きなチャンスだと捉えております。今後は、事業計画の熟度をさらに高めますとともに、国との協議を積極的に進めまして、必要な予算の確保に全力で努めてまいります。

○右松隆央議員 これは側面支援でありますけど、私たち県議会自民党農政部会が国への要望活動で予定をしていた8月22日は、残念ながら台風で、大臣や主計局次長との面談がかないませんでしたけれども、今後とも、知事と共同歩調で、私たちもできる限りの行動を起こしてまいりたいと思っております。

それでは、最後の項目、本県の森林政策の推進について伺ってまいります。

現在、森林環境税は、都道府県で35団体が課税自主権を活用し、森林と水源環境の保全を目的として、本県では平成18年4月に導入し、個人500円、法人5%の課税を実施し、今年度、新たに適用期間を延長したところであります。地球温暖化が進む中で、森林の有する公益的な機能であるCO₂の吸収、また水資源の涵養など、環境保全の施策を行うための重要な県税となっております。

そのような中、ことしの6月2日に閣議決定

された「経済財政運営と改革の基本方針2016」において、市町村が主体となった森林・林業施策の推進で、これに必要な財源として、都市・地方を通じて国民にひとしく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税）等の新たな仕組みを検討するとし、その時期については、適切に判断すると明記されたところであります。与党の税制改正大綱から政府の閣議決定へと移行した形になります。

国は、国税としての導入を視野に置き、基準財政需要額の単位費用に上乗せをかけた形がありますが、今年度の地方財政計画において、重点課題対応分として、森林吸収源対策等の推進500億円を盛り込んだところであります。そこで、環境森林部長に、森林吸収源対策費等の推進における事業メニューの4つの柱となる、林地台帳の整備の推進や、森林所有者の確定と境界の明確化、さらには林業の担い手対策、そして間伐材の利用促進の中で、特に具体的にどのような取り組みを図っていくのか伺いたいと思います。

○環境森林部長（大坪篤史君） 今般、森林吸収源対策として、森林整備に必要な地域主体の取り組みの経費が地方財政計画に盛り込まれたことは、本県の資源循環型林業の確立に資するものと認識しているところであります。今回、国が示しました4つの取り組み項目は、本県の森林・林業の課題解決のために必要な施策でございまして、特に、森林境界の明確化は、林地台帳を整備する観点からも大変重要でございまして、

このため本県では、平成21年度から、森林組合が行う現地調査などを支援してございまして、実施面積は平成27年度で1,776ヘクタール、累計

で1万1,258ヘクタールとなっている状況であります。今後は、所有者の高齢化や世代交代などで、境界の確認が難しくなることも十分予想されますので、市町村としっかり連携を図りながら、境界明確化の取り組みをより一層進めるなど、森林・林業の重点課題にしっかりと対応してまいりたいと存じます。

○右松隆央議員 今回の地方財政措置の500億円の活用状況は、国税としての森林環境税の導入にもリンクしていくものと考えております。取り組みの推進をお願いしたいと思います。

最後に、知事に、国が森林環境税の新たな仕組みを検討する動きに対して、今後、政府に対してどのような働きかけをしていくのか、お伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 国で検討されております森林環境税につきましては、地球温暖化防止や森林吸収源対策として、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てることとされております。しかしながら、税の導入時期につきましては、今後、適切に判断するとされてございまして、税収の規模や使途などについても、具体的には明らかになっておりません。

このため本県では、「みやぎきの提案・要望」に森林環境税の早期実現を盛り込み、5月に、農林水産省などに要望活動を行ったところであります。さらに、全国知事会等におきましても、国と地方公共団体の役割分担及び税源配分のあり方などの課題整理と都道府県の森林環境税との関係につきまして、十分調整を行うよう要望したところであります。県としましては、今後とも、国の動向を注視しながら、税の早期実現と地方の意見を踏まえた制度となりますよう要望してまいりたいと考えております。

○右松隆央議員 ぜひ、地方の意見を踏まえた

税の仕組みとなるように、国への働きかけを引き続きお願い申し上げまして、私の一般質問の全てを終わります。ありがとうございました。

(拍手)

○星原 透議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時48分休憩

午後1時0分開議

○宮原義久副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、日高博之議員。

○日高博之議員〔登壇〕(拍手) 自民党の日高博之でございます。先日、広島カープが感動の25年ぶりのリーグ優勝を果たしました。本当におめでとうございます。本県キャンプ地の油津商店街は大変盛り上がり、何といいましても、広島県出身の河野知事の喜びもひとしおではないかと思っておるところでございます。その陰で、我が読売巨人軍は最高の引き立て役となったわけでございますが、知事、どうか高橋巨人も長い目で見ていただければと思います。よろしく願いいたします。

また、リオ五輪では、日本人選手の躍進が私たち国民に感動を与えてくれました。私は特に、男子体操個人での内村航平選手の逆転Vには、身震いをするぐらいひどく感動したわけですが、内村選手が試合後のインタビューで、「出し切りました。もう何も出ないところまで出し切ったので、うれしいより、幸せです」。私も、こういった思いで一般質問に挑みたいと思いますので、よろしく願いいたします。

初めに、中山間地域の活性化についてでございます。

先月、総務政策常任委員会の県外調査で高知県庁に行っていました。調査内容は、高知県の中山間地域の現状と対策、集落活動センターの取り組みについてでございます。高知県はさすがに中山間地域対策の先進地で、「中山間地域の活性化なしに県勢浮上はなし得ない」を合い言葉に、平成24年に中山間総合対策本部長に知事みずからつき、また、中山間対策に部長級のポストを新設、そして、複数の集落が連携する地域活性化の拠点「集落活動センター」を、10年間で130カ所つくることを目指しております。各市町村に、地域企画支援員として県庁職員を駐在させ、地域支援を推進させています。そして、細かく地域を巡回し、市町村の中心部で限られた住民の話聞くだけでは実態がつかめないという動機から、小規模集落まで足を延ばし、親身になって住民の話聞き、高知県全体を押し上げていくという、異例の戦略と言っても過言ではないでしょう。後の説明は時間の関係で省略いたしますが、この背景には高知県ならではの事情もあり、森林面積が県土の約84%を占めており、山間部は急峻な地形で地盤も脆弱、歴史的には河川の氾濫など、容易ではなく、日本一厳しい地域であることは間違いないと感じております。

私は、選挙区が日向市であります。日向・入郷は運命共同体、入郷地域の活性化なくして日向市の発展はないという持論を強く持っておりますので、国が提唱するコンパクトシティや拠点都市構想のような発想は大間違いだと思っております。そこで、高知県を宮崎県に当てはめたらどうなるのか。宮崎県の森林面積は約76%、ある大先輩から言わせると、高知県と同じ暖流文化圏という表現をしております。そして、私が住んでいる県北地域の森林面積は、

何と高知県を上回る86.8%で、平地が13.2%しかなく、まさに中山間地域対策は待ったなしの圏域であり、そこでは、中山間地域の人たちが国土の保全あるいは環境の維持について果たしている役割は、目に見えないけれど、本当に大変重要でございます。そこで、知事に、中山間地域振興に対する思い、意気込みをお伺いいたします。

以下の質問は、質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

中山間地域は、国土の保全や水源の涵養など、多面的かつ公益的な機能を有しておりまして、都市部を含めた国民の暮らしにとって極めて重要な役割を担っている。特に本県の中山間地域は、本県の暮らしの豊かさを支える重要な地域であろうと思っております。私も県内各地に足を運び、多くの住民の方々からさまざまなお話を伺う中で、地域活力の減退や人口の減少、多面的な機能の低下が心配されるところでありまして、その振興を図ることは大変重要な課題であると認識しております。このため県では、私を本部長とします中山間地域対策推進本部を設置しまして、全庁を挙げて中山間地域の振興に取り組むとともに、本年度は新たな取り組みとしまして、中山間地域における所得の向上を目指した、各部局連携の具体的施策についての検討を指示しているところであります。今後とも、地域の方々の声や他県の取り組みを参考にしながら、市町村と一体となって、地域の魅力ある資源を生かした地域づくりへの支援や農林水産業の振興など、中山間地域の振興に全力で取り組んでまいります。以上であります。

[降壇]

○日高博之議員 各部連携し、具体的な施策について検討するということですが、人口減、高齢化の一層の加速化が急速に進む今だからこそ、中山間対策は待ったなし。喫緊の課題として捉え、手おくれにならないように、課題解決へのより具体的な仕組みづくりをお願いいたします。

次に、熊本地震関連公共インフラ整備についてでございます。

熊本地震では2度の震度7の地震に加え、集中豪雨による土砂災害等が重なり、甚大な被害に及んだことは御案内のとおりであります。相まって、発生主要異常気象別被害報告では、熊本県の被害額は約1,380億円、大分県は約41億円、宮崎県は約8.5億円となっており、公共インフラの脆弱さが露呈された結果になったと思います。県はそれを受けて、緊急対策道路保全事業により、震度5弱以上の地域、西臼杵、東臼杵等の道路、のり面の緊急点検を実施されていますが、その結果と、それを受けての対応について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長(東 憲之介君) 緊急点検につきましては、御質問にありましたように、熊本地震で震度5弱以上を観測した県北地域において、緊急輸送道路にかかる橋梁417橋と落石等のおそれのある道路のり面145カ所を対象に、専門技術者による点検を実施したところであります。その結果、橋梁の損傷は確認されませんでした。道路のり面は、通行どめ等の規制が必要な箇所はなかったものの、地震による亀裂や緩みなどがあり、対策工事の必要なのり面が41カ所で確認されたところであります。このため早急に、緊急性の高い箇所から順次、落石対策等の防災対策工事に着手することとしております。また、工事完成までの期間につきまして

は、日常の道路パトロールを強化し、より重点的に安全の確認を行うことで、道路利用者の安全・安心を確保してまいりたいと考えております。

○日高博之議員 対策工事の必要なのり面が41カ所確認されたということではありますが、この地域の道路は、生活の道、命の道として利用している方、他県から観光道路として利用されている方、そして、何よりも災害時の緊急輸送道路として重要な役割を担っており、そういった危険性が高い道路の重点化を図るとともに、早急な整備と計画的な管理を行っていただけるようお願いいたします。

次に、県北地域の国県道整備についてでございます。記憶に新しいところで、東日本大震災の際、国土交通省が行った被災地における道路啓開の取り組みとして、「くしの歯作戦」があります。内陸部の高速道路をくしの軸、沿岸部に向かう一般道路をくしの歯と見立てたものです。このくしの歯作戦は、大災害における避難路や、救助援護隊や救援物資の輸送に重要な役割を果たしたと聞いております。しかし、県北地域の山間部は地震、集中豪雨、平野部は南海トラフ地震で、県内でも被害想定が最も高い地域で、想定外かもしれませんが、一度に来れば逃げ場がございません。また、国県道も、特に327号、388号などは、県内でも改良率が低く脆弱で、東西軸としての機能を果たせる道路とは言いがたいのが現実であります。そこで、このような状況を踏まえた上で、県北地域の国県道整備の取り組みについて、再度、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 国県道は、県民生活の利便性向上や地域の活性化に必要不可欠な社会資本であります。また、熊本地震で

も改めて認識したところでありますが、災害時には、救助・支援活動を支える命の道として機能するように、その整備を着実に進めることは大変重要であります。現在、県北地域の国道につきましても、緊急輸送道路の中で未改良区間が残る国道327号の諸塚村から椎葉村間や国道388号の美郷町や椎葉村などにおいて、重点的に整備を進めております。また、県道につきましても、地形や道路の状況等を踏まえ、部分的な改良を行うなど、工夫しながら整備に取り組んでいるところであります。県としましては、引き続き、必要な道路整備を計画的に推進するため、予算確保に向け、国へ強く働きかけてまいりたいと考えております。

○日高博之議員 繰り返しますが、横軸のくしの歯は、災害時の緊急輸送道路として大変重要な道路です。そういった意味で、国県道の強靱化の推進をお願いいたします。

次に、九州中央道の整備についてでございます。内田副知事、よろしくようお願いいたします。国土交通省は、「熊本地震を踏まえた課題と論点」ということで、ネットワーク機能の確保を掲げ、課題として、熊本県では、緊急輸送道路が約2,000キロ指定してあったそうです。しかし、50カ所で通行どめが発生をしたと。また、今後の対応についての論点では、緊急輸送道路が具備すべき要件を見直し、国が積極的に関与し、集約化・重点化を図るとともに、計画的な整備・管理を行うことが必要としております。また、九州東西軸を戦略的かつ効果的に強化していく必要があるのではないか等、九州幹線道路ネットワークの中で、中九州道路と格上の九州中央自動車道の整備強化を国が積極的に関与していくというふうに私は受けとめております。そこで、内田副知事は、こういった国の動

きをどう受けとめ、今後の九州中央道の整備に向けてどのように考えているのか、お伺いいたします。

○副知事（内田欽也君） 九州の東西軸の強化につきましては、私自身もその必要性を強く認識しているところでありまして、南海トラフ地震における甚大な被害が想定される本県におきましては、大規模災害時における復旧支援あるいは経済活動の停滞を避けるために、この7月に、ミッシングリンクの解消を目指す10県の知事が連携した要望活動におきまして、国土交通省などに対して、九州の東西軸の多重性を確実に確保していく必要があるということ強く訴えたところであります。特に、熊本地震の際には、九州中央自動車道の未事業化区間であり、蘇陽―高千穂間の現道におきまして、落石による通行規制や、岩盤の亀裂などを確認したところであり、この区間の事業化を早期に実現しなければならないという思いを改めて強く実感したところであります。これらの状況を踏まえまして、県といたしましては、九州中央自動車道が一日も早く全線開通するように、引き続き国に対して強く要望してまいります。

○日高博之議員 強くという言葉が4回いただきました、ありがとうございます。九州中央道については、緒嶋議員を中心に、日之影高千穂道路は、東京オリンピックまでに完成させるという強い思いで、私たちも取り組んでいますので、よろしくお願いいたします。

次に、避難所の運営についてでございますが、基本的に、熊本地震や東日本大震災などの教訓をどう生かすのかが課題になるだろうと考えております。大規模災害で不可欠となる熊本県と市町村との連携については、10自治体がとれているとした一方、うまくとれていなかった

と答えた自治体も6つほどあり、うまくとれていなかった部分として、被災状況などの情報の伝達、支援物資の受け取り、県からの人的サポートなどで検証が求められております。私は、県と市町村が情報共有の基盤、いわゆるプラットフォームみたいなものをつくり、広域的に支援・受援できるようシステム化したほうがよいのではと考えています。そこで、熊本地震を踏まえ、避難所運営が円滑に行われるよう、県と市町村の連携強化が必要であると考えます。危機管理統括監にお考えをお伺いいたします。

○危機管理統括監（畑山栄介君） 私も、発災直後に、本県がカウンターパート方式で支援をしておりました阿蘇市や山都町に入り、現場の状況を拝見させていただきました。改めて、県と市町村との連携や支援物資の輸送、避難所運営等の重要性を認識したところでございます。本県では、これまでも、災害時に円滑な避難所運営がなされるよう、市町村が行う訓練に係る費用の一部助成を行うとともに、県の総合防災訓練に市町村の避難所運営訓練を組み込んで実施するといった取り組みをしてきております。今後は、熊本地震の教訓を踏まえまして、避難所運営に対する人的支援の仕組みや、国等からの支援物資の避難所までの確実な輸送等について検討するなど、市町村との連携強化を図りながら、円滑な避難所運営の実現に向けて取り組んでまいります。

○日高博之議員 よろしくお伺いいたします。

熊本地震関連で、ハード・ソフト両面から質問させていただきましたが、要は、後の世代から評価されるような減災による県土づくりが一日でも早く確立できること、これが望みだと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、港湾行政についてお伺いします。

大消費地から遠隔地にある本県にとって、この距離的なハンデをいかに克服するかが、産業振興を初め、本県発展の鍵だと思います。一方、物流を取り巻く状況は、長距離ドライバー不足や法令順守の点から、長距離トラック輸送に対する環境は深刻化しております。また、農産物輸送でのフェリーの重要度がますます大きくなっており、ローロー船につきましても、本県の貨物輸送を支える重要な手段であります。そこで、本県の物流機能を充実強化するためには、フェリーやローロー船等へのモーダルシフトをさらに加速させる必要があると思います。荷寄せによる荷の確保についての取り組みを、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（永山英也君） 大都市圏から遠隔地にあります本県にとりまして、大量輸送が可能な海上輸送により、物流の効率化を図り、本県産業の競争力を高めることは大変重要であります。また、近年、トラック輸送につきまして、先ほど御質問にありましておおり、特に長距離輸送のドライバー不足が深刻化しております。海上輸送等へのモーダルシフトの必要性がますます高まっていると認識しております。

このようなことから、県では、モーダルシフトを推進するため、県内港湾発着の海上定期航路等にシフトする荷主や運送会社に対しまして、貨物量に応じた助成を行います物流競争力強化事業を実施しております。県内外から、細島港などの県内港湾等への荷寄せを行うことで、航路の維持・充実を図っているところでございます。先日開催いたしました、荷主や運送会社、行政が参加いたします「物流に関する意見交換会」におきましても、物流の効率化や下

り荷の確保等について、意見交換を行ったところであります。今後とも、官民一体となって、本県の物流機能の充実強化について検討を進めてまいりたいと考えております。

○日高博之議員 次に、本県発展の鍵として期待されている九州中央自動車道につきましても、将来のストック効果を高め、早期整備を図っていく必要があると思います。大分県では、熊本県との中九州道整備を背景に清水港と結ぶローロー船の充実など、大分港の機能強化が加速しており、東九州の海の玄関を目指して、港湾、航路の充実のみならず、中九州道のストック効果を高める戦略的な取り組みとして本腰を入れており、先般、大分県の広瀬知事が、「東九州の海の玄関・大分港を目指す」と宣言しており、細島港がある地元の私としては、じくじたる思いでございます。ぜひ、本県も、より厚みのある戦略的な取り組みが肝要であると考えます。そこで、ストック効果を訴え、九州中央自動車道の早期整備のためにも、本県の物流を支える細島港の整備や荷主へのポートセールスに積極的に取り組む必要があると考えますが、県の取り組みについて、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 細島港におきましては、昨年6月に国際物流ターミナルを供用するなど、着実に港湾施設の整備を進めているところでありますが、さらなる貨物船の大型化や用地不足に対応するため、ことし2月に港湾計画を改定し、水深15メートル岸壁や工業用地の造成等の早期事業化に取り組んでいくこととしております。また、ポートセールスにつきましては、官民で連携を図りながら、県内外で港湾セミナーや企業訪問を行っており、これまで利用されていなかった荷主や船会社などに

も積極的に利用の働きかけを行っております。今後、細島港は、東九州自動車道や九州中央自動車道の整備により、九州の扇のかなめとして、その位置づけの重要性がさらに増すものと考えておりますので、県といたしましても、引き続き、港湾整備を促進するとともに、より戦略的なポートセールスに努めてまいりたいと存じます。

○日高博之議員 次に、細島港を広く発信し、ポートセールスの成果を上げるためにも、細島港に、「日向細島港」または「ひむか細島港」などの、セールスに有効と考えられるような通称をつけることはできないのか、再度、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 港湾の通称につきましては、京都府におきまして、港のPRのため、舞鶴港に「京都舞鶴港」の通称をつけた事例があると伺っております。また、細島港の港湾計画改定の際に、将来の細島港を考える中で、日向市民や港湾利用者を対象に、「通称を考えたほうがよいか」のアンケート調査を行っており、その結果は、「考えたほうがよい」が48%、「今のままでよい」が43%、「どちらでもよい」が9%という結果でありました。したがって、細島港に通称をつけることにつきましては、今後、日向市や港湾利用者などと、アンケートの結果も踏まえ、その効果などについて十分に議論していきたいと考えております。

○日高博之議員 地元のいろいろな意見を伺って、ぜひ進めていただきたいと思いますと考えております。

本県港湾行政について、るる質問してまいりましたが、今や、国内航路は既に大競争時代を迎えております。本県の産業発展のためには、

国内定期航路の充実は、物流強化のみならず、県民の悲願である九州中央自動車道の早期整備にもつながると期待されております。ぜひ各部連携をとって、一丸となって、より戦略的な取り組みをお願いいたします。

次に、アスリートフードについてでございます。

先月、宮崎に関連会社を持つ日本有数の食品メーカーの食品研究所に調査に伺い、アスリートを支える機能性食品について説明を受けました。この研究所では、動物の筋肉、特に鶏の胸肉に多く含まれるイミダゾールジペプチドという機能性食品を、15年の年月をかけて開発しております。この通称イミダは、抗疲労効果があると実証され、高強度トレーニング後のダメージを早く回復させ、疲労を蓄積しない体をつくり、スポーツパフォーマンスの向上が期待されます。そこで、さまざまな研究を経て機能性が実証されている鶏の胸肉について、本県産のものをアスリートフードにもっと活用できないものか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 本県産の農林水産物をアスリートフードに活用することは、スポーツ合宿の魅力を高めることや、その経済効果を農業などの他業種に波及させることにもつながることから、スポーツランドみやざきづくりを推進する本県にとりまして、大変重要な取り組みであると考えております。特に、議員のお話にもありましたように、鶏の胸肉に含まれるイミダゾールジペプチドは、日本有数の食品メーカーの研究所と筑波大学の共同研究などから、疲労回復に効果があるとの科学的知見が得られております。本県は、日本一のブロイラー飼養羽数を誇っておりますので、鶏胸肉

のアスリートフードメニューへのさらなる活用について、関係部局とも連携しながら検討してまいりたいと考えております。

○日高博之議員 ありがとうございます。特に、高強度スポーツであるトライアスロンの選手に効果てきめんということですので、トライアスロンをされている知事も試していただければ、よりスポーツパフォーマンスが向上されるのではないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、スポーツキャンプ地としての誘致力を高めようと、本県と県栄養士会は、スポーツ選手の体力づくりに役立つ食事メニュー、「みやぎアスリートフード」32種類のメニューを開発しております。そこで、私はまず、開発された「みやぎアスリートフード」がどうアスリートとかかわり合えるのかが、本県の掲げるスポーツの聖地としてのターニングポイントであると考え、先月、先進的な取り組みをしている北海道日本ハム球団の管理栄養士にお話を伺ってまいりました。本球団は、既にスポーツキャンプにおいて、管理栄養士がチームに帯同し、選手個々の身体的データをもとに栄養サポートを行い、さらに高いパフォーマンスを発揮するためにはどうすればいいのか、試合から逆算した食生活はどうすればいいのか、それを補うのが選手とのコミュニケーション能力、いわゆる顔の見える化だと、管理栄養士が経験をもとに話してくれました。また宮崎では、セレッソ大阪と横浜DeNAベイスターズのキャンプ等で栄養指導を行っているので、参考にしたらどうかとの指摘もいただきました。

今や、管理栄養士が食の優勝請負人として球団を支える時代です。そのことを踏まえ、スポーツランドみやぎがもう一段進化するため

に、県内の栄養士を対象に研修会を開催し、そのノウハウを習得するなどして人材を育成し、モデルケースとしてアマチュアチームへ派遣するなど、県内のスポーツキャンプの魅力をさらに上げる取り組みをしてはどうか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長(中田哲朗君) 県ではこれまで、県栄養士会と連携し、アスリートフードのメニュー開発や、スポーツ合宿の受け入れ先である宿泊施設のメニューについての助言など、受け入れ環境の整備に取り組んでおりますが、スポーツ合宿へ管理栄養士等の専門家を派遣することは、合宿参加者に食事の大切さを自覚させ、アスリートとしての意識の向上につながることをアピールできるなど、新たなセールスポイントになり得る取り組みであると考えております。今後、県栄養士会と連携しながら、プロチーム等の第一線で活躍されている専門家を招いた研修会の開催などを通じ、スポーツ合宿にかかわる栄養士の育成を図っていく必要があると考えているところであり、御提案のあった派遣についても検討してまいりたいと考えております。

○日高博之議員 宮崎のアスリートフードは先進的な取り組みです。やるからには腰を据えて本物をお願いしたいと思います。

次に、「日本のひなた宮崎県」のプロモーションについてであります。

きょう、私は、県産材を使ったひなたプロモーションということで、木を使ったこういうもの(バッジ)はなかなかないものですから、私が開発したと思っていますので、よろしく願いいたします。

県では、現在、プロモーションを積極的に展開されております。県内では、「ひなた」の知

名度は着実に向上し、県民からも一緒に「ひなた」を発信していこうという機運も盛り上がっているのではないかと感じております。このような中、先般県では、大塚食品と連携し、コラボによるボンカレー商品開発に取り組まれたところではありますが、このような取り組みもまた、とても有効ではないかと考えております。そこでまず、県が進めているひなたプロモーションについて、こうした民間企業とのコラボも含め、現在の取り組み状況を商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） ひなたプロモーションにつきましては、県内の民間企業の皆様に、建物への横断幕の掲示やバス車体を活用したPR、さらには、コンビニ等での食材メニューフェアの開催などに御協力いただき、多方面で「ひなた」を応援いただく輪が広がっております。また、県外に向けては、このたび、大手食品メーカーである大塚食品にコラボの提案を行いましたところ、ボンカレーとしては初となる、ご当地商品「ひなたの恵みボンカレー」が実現したところであります。商品には、県産野菜や鶏肉、日向夏果汁といった県産食材をふんだんに活用し、パッケージにもひなたロゴマークを掲載するなど、宮崎の魅力を発信でき、また、販売した1万食も約1カ月で完売するなど、一定の成果を上げることができたと考えております。

○日高博之議員 成果が上がっているということで安心しましたが、私は、この取り組みの成果の一つは、本県の農畜産物を最大限にアピールできた点ではないかと思っております。このような取り組みは、積極的にどんどん進める必要があると考えております。

そこで、先月、県執行部の皆さんと一緒に、

宮崎県に関連会社を持つ日本有数の食品加工メーカーを訪問し、コラボ商品の開発等について提案を行ってもらったところであります。先方の反応としては、とても好印象であったと受けとめております。実際の商品化にはいろいろと課題はあるでしょうが、何よりも、当たって砕けろという、食欲に売り込んでいく攻めの姿勢が必要ではないかと考えております。そのことがまた、宮崎の食材、魅力のPRにもつながると思います。そこで、「ひなた」の魅力を発信する上で、全国の大手民間企業とのコラボにどのように取り組んでいかれるのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 全国の大手民間企業とのコラボは、企業が持っております知名度やブランド力、発信力、さらには販売ネットワーク等の強みを生かすことによりまして、本県の認知度やイメージを向上させる効果的な取り組みであるというふうに考えております。今回の「ひなたの恵みボンカレー」のように、宮崎の豊富な農畜産物が活用されることによりまして、幅広い分野での経済波及効果が期待でき、本県の経済活性化にも寄与するものと考えております。当たって砕けろというお話がありましたが、もともとこのコラボにおきまして、マークが似ているということで、当たって砕けろのセールスで道ができたわけであります。今後とも、いろんな形で働きかけをしてまいりたいと考えております。御質問にありました食品加工メーカーを含め、大手民間企業等に対し、企画の提案や営業活動に積極的に取り組み、「日本のひなた宮崎県」の魅力を効果的に発信してまいりたいと考えております。

○日高博之議員 正直、私なんかが行くよりも、知事がトップセールスしたほうが、何十倍

も何百倍も効果があるなというふうに実感したところでもありますので、多忙だと思いますけれども、積極的な売り込みのほう、よろしく願いいたします。

次に、2巡目国体についてでございますが、教育委員会から示された主要3施設の課題は、現在の国体施設基準に適合しないことや、施設の老朽化のほか、特に県総合運動公園は、南海トラフによる津波浸水想定区域に位置していることが挙げられております。一方、経済性については、建設費や維持管理について、そのコストを可能な限り抑えることとしておりますが、競技団体からは非常に高い要望が上げられております。そこで、県有主要3施設の整備について、基本構想策定に当たり、どのように施設規模や整備場所を選定するのか、また、競技団体の意見をどのように反映するのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 県有主要3施設の整備につきましては、現在、国体準備スタートアップ事業におきまして、コンサルタント委託による調査・検討を進めているところであります。施設の規模につきましては、国体の施設基準に加え、競技団体等へのヒアリング結果や他県の施設等も参考にしながら、本県に適した施設規模・機能等について検討しております。整備場所につきましては、県有地のほか、市町村の都市公園や市町村から要望のある場所など、広く候補地を抽出した上で、交通アクセスや周辺人口等を考慮しながら絞り込みを行い、適切な整備場所を選定してまいりたいと考えております。県といたしましては、今後、コンサルタントによる調査結果や、競技団体、市町村を初めとする関係機関等の意見を十分に勘案し、今年度中に基本構想案を取りまとめ、来年度の早

い段階で県の方針を固めたいと考えております。

○日高博之議員 次に、競技会場の選定についてですが、東九州自動車道が開通しまして、県内のアクセスは、昭和54年当時と比べたら比較にならないほどよくなっております。2巡目国体につきましては、先ほどのアクセス面、そして、何よりも国体の全県化を図ることも、県民の盛り上がりには欠かせないものだと考えております。また、私ども宮崎県自民党の県政に対する提言でも、基本構想案を策定するに当たり、競技会場の分散化を提言いたしております。そこで、国体施設の整備については、全県的なバランスも考慮する必要があると考えております。そういった中で、延岡市から県立体育館の要望が提出されておりますが、延岡市も選択肢に入っているのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（永山英也君） 2巡目国体や全国障害者スポーツ大会に向けた施設の整備につきましては、総合政策部も教育委員会と一体となって検討を進めているところであります。検討に当たりましては、競技を円滑に運営するための機能性、安全性、経済性、あるいは、将来の活用などの点を考慮する必要があり、現地での建てかえだけではなく、さまざまな可能性を探っているところであります。御質問にありました延岡市のほか、西都市からも要望書をいただいているところであり、これらも踏まえまして、今後、幅広く検討していくことになると考えております。

○日高博之議員 延岡市も可能性があるというふうに理解いたしました。全県的に均衡ある発展のためにもよろしくお願いいたします。

次に、鹿屋体育大学のスポーツパフォーマンス

ス研究棟、通称S P L a bについてでございますが、正直、こんな近くにこれほどの研究施設があるとは、びっくりしたところでございます。国立スポーツ科学センター、通称J I S Sにも、ナショナルトレーニングセンター、通称N T Cにもない、戦術・戦略を科学的に解明する分析システムや、50メートル走ったときの1歩1歩の力のデータをとる装置、これは世界でここしかないということです。まさに、屋外スポーツを初めとするさまざまなスポーツの実践における選手一人一人のパフォーマンスの測定・分析を可能とした施設です。そこで、教育委員会として、この鹿屋体育大学のスポーツパフォーマンス研究棟の役割や機能について、どのように認識しているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 鹿屋体育大学スポーツパフォーマンス研究棟は、アスリートの競技力向上やコーチング等に関する実践研究を目的に、平成27年3月に設置されております。この研究棟は、例えば陸上競技では、今御質問にもありましたが、地面にかかる力を測定できる世界最長のコース（50メートル）、あるいは、テニスボールの肉眼では見えない回転数などの球質を解析するシステム、さらには、野球やサッカーといった団体競技における各選手の動きなどを踏まえた戦術等の分析システムなど、最先端の研究機器を備えた施設であると伺っております。このようなことから、本施設は、トップアスリートの育成や指導者の資質向上などに幅広く活用できる魅力ある施設であると認識しております。

○日高博之議員 教育長、詳しいですね。教育長もぜひ、このS P L a b、鹿屋に行って体験をされてみればどうでしょうか。きょうは時間

がありませんので、要望にとどめておきます。

次に、宮崎県が誘致を推進している屋外型ナショナルトレーニングセンターとの連携についてでございますが、日本体育協会の岡崎副会長がこんなことを言っております。「N T CとJ I S SとS P L a bのそれぞれの特性と役割分担を明確にすることが重要。そして、N T CやJ I S Sでできない部分をS P L a bで、トップアスリートも含め活用する方向が出てくるのではないかと、抜粋ですが、コメントをされております。こういった施設が近くにあり、連携できるということは、宮崎県の強みだと思います。そこで、優位性を持って屋外型ナショナルトレーニングセンターの誘致を進めるために、スポーツパフォーマンス研究棟などの施設を持つ鹿屋体育大学との連携を進めてはどうか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 屋外型ナショナルトレーニングセンターの誘致を進める上で、科学的な手法でアスリートのパフォーマンスを測定し、改善につなげる手法を研究する鹿屋体育大学との連携は、競技力向上のための機能を強化する観点から、有益であるというふうに考えております。現在、連携をしております宮崎大学が有するスポーツメディカル機能との活用とあわせて、今後、鹿屋体育大学とどのような連携ができるかなどについて、意見交換を行ってまいりたいと考えております。

○日高博之議員 知事は、全国知事会において、スポーツ・文化・観光プロジェクトの座長を務めておられます。また、九州知事会においても発言力がさらに増したと聞いております。宮崎県単独で誘致というより、九州に屋外型N T Cをという大きな視点で、ぜひ、これも貪欲に誘致に向けて取り組んでいただきたいと思います。

ます。ここは知事の強力なリーダーシップに期待いたします。よろしくお願いいたします。

次に、ホストタウンについてでございますが、これにつきましては、積極的に進めてもらいたいと思います。例えば、日向市は、アメリカのプロサーファーと交流があり、日向市当局もホストタウンの事業化に取り組もうとしております。そこで、このホストタウンの意義や本県の現状と、第3次登録を含めた今後の取り組みについて、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（永山英也君） ホストタウンは、事前合宿の受け入れを含めまして、参加国と地方との人的・経済的・文化的な相互交流を促進することを目的としており、本年6月の第2次登録までに、全国で91件が登録されております。県内では、宮崎、延岡、小林の3市がドイツ、宮崎、西都の2市がイタリアのホストタウンとして県と一緒に登録されており、それぞれ連携しながら、事前合宿の誘致や、現在開催中の伊東マンショ肖像画展など、スポーツ・文化の両面から取り組みを進めているところであります。ことし11月に予定されております第3次登録に向けましても、市町村の意向を十分に確認しながら、意欲を持っている市町村については、県も一体となって登録を進めますとともに、さまざまな交流事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

○日高博之議員 部長は日向のサーファーと交流がありますので、ぜひお願いいたします。また、そのほか、意欲ある自治体については、県が積極的に一体となって取り組んでいただきたいと思います。それと、ホストタウンになりますと、宮崎はすばらしい施設がありますので、特に野球場については申し分ないわけですか

ら、ここは1国でも野球のチームはぜひ連れてきてもらいたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、HACCPについてお伺いいたします。

本県は、農産物生産においては全国トップクラスである一方、農産物を利用した加工食品の製造品出荷額レベルは、これに比べ低く、本県で生産された農畜産物を他県で加工されている状況がうかがえます。このため、加工食品製造業の活性化が重要なテーマと考えておりますが、本県の食品の製造業の活性化に当たり、特に、製造段階における高い衛生管理は、消費者に安全で安心できる食品を提供することはもちろん、取引相手方の判断基準としても重要と考えております。

こうした中、食品の輸出において、欧米等先進国を初めとした諸外国で制度化が進み、国際基準となっているHACCP導入が相手国から求められている現状があります。また、県におきましても、平成27年度に、HACCPによる衛生管理基準を加えた食品衛生法施行条例の改正を行い、HACCP導入促進が始まったところでございます。そこで、県のHACCPに関する普及啓発や民間企業に対する支援の状況について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） HACCPによる衛生管理は、食品の安全性の向上が期待できますことから、その普及を図ることは大変重要であると考えております。このため県では、食品取扱事業者のHACCPに関する知識や理解を深めるために、保健所による講習会や巡回指導などを通じて周知を図ってきたところであります。また、今年度から、「HACCP普及・定着を目指した衛生管理促進事業」をスター

トさせたとおありまして、この中で、H A C C P 導入に積極的に取り組む事業者に対し、助言、指導を行うアドバイザーを派遣するなど、円滑な導入に対する積極的な支援を行っているところでありまして。

○日高博之議員 本県におきましても、県内事業者のH A C C P 導入に向けて、支援に取り組んでいるところでありまして、事業者にとっては、大変な労力、あるいは費用の負担も大きいものがあると考えております。多くが中小事業者である本県においては、H A C C P 導入はかなり高いハードルであり、H A C C P 導入まではいかなくても、衛生管理を徹底している事業者に対して、県などが評価をすることは非常に重要であると考えております。また、現在、国において、海外戦略をより積極的に進めるために、一部の業種、一定規模といった条件を満たす製造施設に対しては、H A C C P による衛生管理を求めていくための検討が進められていると伺っておりますが、一部の施設がH A C C P 導入ということになれば、これに該当しない施設に対しても、独自の評価をする制度があってもよいのではないかと考えております。他県では、衛生管理に努める業者に対して、レベルに応じた認証を行う制度があり、取引先へのアピール材料にもなっていると伺っております。そこで、このような自治体独自の認証制度について、導入を含め、県はどのように考えているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(日隈俊郎君) まず、自治体独自の認証制度についてであります。事業者における衛生管理水準向上への意識を高めるとともに、H A C C P 導入に向けてステップアップするための手法でもあると考えております。昨今のH A C C P をめぐる動きといたしまして

は、平成26年、国において、新たにH A C C P による衛生管理基準を示しており、これにより、既存の認証制度の見直しの必要性が生じた自治体もあると伺っているところでありまして。また、お話にありましたように、現在、国では、対象食品の範囲や事業規模などに基づくH A C C P の制度化について検討されているところでありまして、今年度中にも最終取りまとめが行われるとお聞きしているところでありまして。これらの状況を踏まえ、県といたしましては、国の動向などを注視するとともに、事業者のニーズ等の把握にも努めながら、認証制度のあり方について検討していく必要があると考えております。

○日高博之議員 既に28都道府県が先行的に自治体版H A C C P 導入をしておるわけですから。きのうからの答弁で、知事は、東京オリンピック・パラリンピックを好機として捉え、宮崎県の魅力である食の安全性・機能性をアピールしていくとのことですが、そのためには、H A C C P 認証は絶対条件になってきます。国の動向もいろいろとございますが、日隈福祉保健部長、先手先手の取り組みをしていただけることをお願いいたします。頭をひねって、よろしくお願

いいたします。

最後になります。飲酒運転撲滅についてでございます。

あの福岡の海の中道大橋で、当時市職員の飲酒運転により追突された車が博多湾に転落し、3児が死亡した事故から、ことしで丸10年を迎えました。この事故をきっかけに、酒気帯び運転などの罰則が強化され、厳罰化されましたが、現在に至っても飲酒運転は後を絶ちません。そこでまず、県内の飲酒運転の検挙状況について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長(野口 泰君) 平成18年に福岡県海の中道で発生した飲酒事故の年における本県での飲酒検挙数は996件で、その後の飲酒運転根絶に対する社会的機運の高まりや法令改正による厳罰化等が要因として、年々減少傾向にありました。しかし、ここ3年間の検挙数を見ますと、年間約350件前後と横ばい状態が続き、いまだ規範意識が徹底されず、飲酒運転の根絶には至っておりません。ことしの検挙数は、8月末現在、県下で228件を検挙し、やや増加傾向にあります。

○日高博之議員 ありがとうございます。増加傾向が若干出てきたと。やはり啓発をもっとしていかないかんというふうに思っております。日向市では、日向自動車学校と日向市、日向警察署の主催で、飲酒運転ゼロの日向市を目指してのキャンペーンを行って、地域の区長さんや民生委員、交通指導員の方々が集まり、日向警察署による講話や、飲酒状態のゴーグルをつけての体験などを行い、飲酒運転や危険のないまちを目指そうと、市民が決起いたしております。こういった市民を巻き込んだ啓発活動は、大変効果があるものだと私は感じました。そこで、飲酒運転根絶に向けた警察の取り組みについて、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長(野口 泰君) 警察における飲酒運転根絶への取り組みとしましては、夜間・早朝の取り締まりや、飲酒者に車両を提供するなど、飲酒運転を助長した者に対する捜査を徹底しているほか、企業対象の法令講習会では、飲酒運転の罰則や飲酒により交通事故を起こした場合の社会的責任について、周知を図っております。また、飲食店など民間と連携したハンドルキーパー運動、自治体など関係機関・団体と合同による街頭キャンペーン、新聞・テレビ

・ラジオを活用した広報啓発活動などにも取り組んでおります。今後さらに、飲酒運転根絶に向けて、広報啓発、安全教育、取り締まりを強化してまいります。

○日高博之議員 ぜひお願いいたします。飲酒運転をしない・させない・許さないを合い言葉に、県民一人一人が社会的な使命を果たすという強い意志を持って、飲酒運転撲滅に県民一丸となって取り組んでまいりましょう。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○宮原義久副議長 次は、横田照夫議員。

○横田照夫議員〔登壇〕(拍手) 自由民主党の横田照夫です。早速、一般質問をさせていただきます。

神話の中に、イザナギノミコトが、亡くなった愛するイザナミノミコトに会うためによみの国に行く話があります。醜い死者の姿になっているイザナミを見たイザナギは恐ろしくなって逃げ帰りますが、怒ったイザナミは仲間と一緒に追いかけてきます。そこでイザナギは、黄泉比良坂(よもつひらさか)というところに大きな岩を置いて道を塞ぎます。閉ざされたイザナミは怒って、「毎日人を1,000人ずつ殺してやる」と言いますが、イザナギはそれに対して、「それならば、毎日1,500人の子供が生まれるようにしよう」と言います。このことにより、人口はどんどんふえていくようになり、子孫繁栄がかなうようになったと言われていました。

神社の神主が奏上する祝詞の末尾に必ず出てくる文言があります。ちょっと言ってみます。

「子孫(うみのこ)の八十続(やそつづき)に至るまで、五十櫃(いかし)八桑枝(やぐわえ)の如く立ち栄えしめ給へと、恐み恐みもう白す」という文言です。「うみのこ」は子孫と

いう字を書きます。また、「やそつづき」は八十が続くと書きますが、八には末広がりの意味がありますので、永久にという意味合いだと思います。「いかしやぐわえ」とは、カシの木やクワの木のことです。つまり、カシの木やクワの木がたくさん生い茂るように、永久に子孫が繁栄していきますようにという、子孫繁栄を祈願するものです。

このように、神道の世界では、営々と子孫繁栄が祈願され、人々もそれにのっとり、子供がたくさん生まれることを喜びとしてきました。そして、これまで我が国の人口は右肩上がりにふえてきたわけですが、ここに来て少子化の時代となり、大きな社会問題になりつつあります。

最近、浅葉なつという小説家の「神様の御用人」という小説を読みました。人々から祭られることも敬われることも少なくなり、にもかかわらず途方もない願い事ばかりされて、だんだん力がそがれてきた神々たち、そんな神様たちの願い事を、御用人となった人間の若者がかなえてやる、そういった小説です。この小説を読んで、もしかすると、現在の少子化による人口減少問題は、神様の力がそがれて小さくなったことに起因しているんじゃないかなと思ったところです。何かすごく説得力がありますよね。

県は、宮崎県総合計画である「未来みやざき創造プラン」の長期戦略で、2030年までの目標として、合計特殊出生率2.07を挙げていますが、人口減少に歯どめをかけるには、合計特殊出生率2.07を達成するだけでなく、出生数を確保する必要がありますけど、どのように取り組んでいかれるのかを知事にお伺いし、後の質問は質問者席からさせていただきます。(拍手)

[降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えいたします。

少子化による人口減少に歯どめをかけるためには、御指摘のとおり、出生数の確保が大変重要であります。本県におきましては、現在、合計特殊出生率は緩やかに右肩上がりになっておりますが、出生数自体は減少傾向にあるということでもあります。本県では、結婚・出産・育児など、ライフステージに応じた切れ目のない支援や、市町村・企業と連携した子育て環境の整備などに取り組んでおります。また、本県では、若者が進学・就職時に県外に流出し、若者世代が減少していることが出生数減少の大きな要因となっておりますので、宮崎で学び、働きたい若者が定着できるような、魅力ある産業・雇用の創出、就学の場の確保などに力を入れているところであります。こうした施策を組み合わせることで実施することによりまして、いわゆる逆ピラミッド型となっております人口構造の転換に努めてまいりたいと考えております。以上であります。[降壇]

○横田照夫議員 簡単なことではありませんけど、知事の言われるとおりでと思います。それでは、そのことを人材確保という観点でもう少し掘り下げてみたいと思います。

まず、教育長にお尋ねします。先日、九電工が、県内高校新卒者に対して求人をして集まらず、部長みずからが高校に出向いていって紹介をお願いされたと聞きました。九電工は県内企業の中でも有数の優良企業ですが、それでも集まらないと聞いて驚きました。佐土原高校に行く機会があり、就職状況を聞きましたら、大半は愛知県などを中心とした県外ということでした。昨年度の高卒者の県内就職率は54.8%で、2年連続の全国最下位でしたが、このこと

の原因をどのように捉えているのか、お伺いします。

○**教育長（四本 孝君）** 昨年度の高卒者の県内就職率が全国最下位でありました原因につきましては、まず、生徒の大企業志向、あるいは県内には希望職種が少ないということなどが理由に挙げられます。また、県内企業の魅力や地元で働くよさというのが、生徒や保護者、教師に十分伝わっていないことも原因の一つであると考えております。

一方、求人票の出る時期が、県内企業は県外企業に比べて遅い傾向があり、多くの生徒が就職先を選定する8月中旬に求人票が出そろわないという状況もございます。県教育委員会といたしましては、宮崎労働局を初めとする関係機関等と一体となって、県内企業と生徒・保護者等との結びつきを強くするための取り組みや、求人票の早期提出に向けた働きかけなどを行い、県内就職率の改善に努めてまいりたいと考えております。

○**横田照夫議員** 5月30日に宮崎県職業能力開発審議会が開催され、第10次宮崎県職業能力開発計画の内容について検討がなされました。その中で、県教育委員会と本計画の方向性が一致するように、整合性を図る必要があるという意見も出たようです。県教育委員会として本計画にどのようにかかわっていくのか、お聞かせください。

○**教育長（四本 孝君）** 第10次宮崎県職業能力開発計画につきましては、現在、商工観光労働部を中心に策定作業を進めているところであります。県教育委員会といたしましては、本計画の基本施策の一つである「地域産業界や関係機関と連携したキャリア教育の推進」と、第二次宮崎県教育振興基本計画に掲げる「キャリア

教育・職業教育の推進」との方向性を一致させることが重要であると考えております。このため、第10次宮崎県職業能力開発計画を策定するワーキンググループ会議に参加し、関係機関との意見交換を行ってきたところでございます。今後、地域産業界や関係機関の御理解と御協力をいただきながら、キャリア教育の推進に向け、しっかり連携をしてまいります。

○**横田照夫議員** 先日、テレビで、静岡県にある平成建設という建設会社が紹介されておりました。そこで働く大工の8割が4年制大学の卒業で、中には東京大学大学院卒もいるということです。東大出身の大工が作業着とヘルメット姿で足場を組んでいるところが映っていましたが、その仕事が好きな人にとっては学歴は関係ないようです。

高校の先生には、進学させたい、大企業に就職させたいと考えている人が多いと聞きます。生徒の将来を考えてのことかもしれませんが、その思いが強過ぎると、もしかすると生徒の進路の道を奪っていることがあるかもしれないと考えます。高校においてどのような就職指導がなされているのか、お伺いします。

○**教育長（四本 孝君）** 高校における就職指導は、3カ年を通して系統立てて実施しているところであります。1年次には、進路決定の参考とするため、職業適性を知るための適性検査や面談等を行っております。2年次には、過去の求人票を参考にしながら、就職を希望する企業のイメージを膨らませたり、地元企業等に就職している卒業生などを招いて、社会人としての心構えや現場の具体的な情報等について身近な先輩の声を聞き、社会人としての志を高めたりしております。それから3年次には、就職試験対策として、一般常識の学習指導や面接指導

を充実させ、就職試験に備えるとともに、求人開始となる7月1日から、学校で受け付けられた求人票の中から、生徒が自分の希望や適性を考え、保護者や教師と相談しながら、総合的に判断して受験先を決定できるよう、就職指導を行っているところでございます。

○横田照夫議員 学校の先生は大学を卒業してすぐに教員となるために、ほかの職業のことをよく知らないのではないかとという人もおられます。先生が、県内企業の将来の可能性とか、ものづくりや建設産業などが、何十年、何百年も形として残るすばらしい職業なんだということを理解して、そのことを生徒に教えることも、県内に若者を残すことにつながると思いますが、見解をお伺いします。

○教育長(四本 孝君) 教師が県内企業を理解して、その魅力を生徒に伝えることは、生徒が就職先を決定するに当たり、県内企業に関心を持つきっかけになるものと考えております。そのため、県教育委員会では、商工観光労働部と連携し、県内の経営者等と進路指導担当者との意見交換会を実施したり、教師による企業視察を行ったりするなど、教師と企業との情報交換や交流の機会をふやしているところであります。このような取り組みを継続・充実させていくことにより、教師の県内企業への理解が深まり、生徒に県内企業で働くことのすばらしさを伝えることができるものと考えております。

○横田照夫議員 先日、「建設業魅力発信セミナー・体験フェア in みやざき」という催しが、竹中工務店とその協力会を中心に行われました。高校生を中心とした若い人に建設業の魅力を知ってもらい、人材確保につなげていこうとするものです。また、「キッズワークみやざき」という催しもありました。これは厚生労働

省の委託事業で、小学校の4、5、6年生を対象に、早い時期からものづくりに対する関心や体験をさせることで、働くことの意味や仕事の楽しさを経験させ、自分の将来の職業について考える機会を与えることを目的に行われたものです。キッズワークは、募集人数の倍以上の応募があるなど、どちらも多くの小学生や高校生が参加していました。このようなキャリア教育に対して、教育委員会としての考えと実際の取り組みについてお聞かせください。

○教育長(四本 孝君) キャリア教育につきましては、子供たち一人一人の社会的・職業的自立に向け、小・中・高等学校等において、児童生徒の発達の段階に応じた体系的な教育を行うことが大切であると考えております。

実際の取り組みといたしましては、小学校ではふるさと学習、中学校では職場体験を中心に、そして高校では、インターンシップやライフプランナーによる将来設計を描く授業等を実施しております。また、小・中・高校生に対し、地域で活躍する社会人が、働くことの意義などについて直接思いを伝える「よのなか教室」を実施することで、子供たちの地元企業への理解につながる先進的な取り組みもスタートしております。県教育委員会では、本年度より、学校が地域や企業等とさらに連携した取り組みができるよう、県キャリア教育支援センターを設置し、キャリア教育の一層の充実に取り組んでいるところであります。

○横田照夫議員 県内就職率のことは、午前中、徳重議員も触れられましたし、今議会でも何回も質問が出されています。今まで県内就職率のことは余り深く考えてこなかったように思いますが、今回、2年連続で全国最下位になったことは、逆に、いい意味で県内就職率に

目を向けるきっかけになったと思います。求人する企業側は、福利厚生などの処遇面を県外レベルに近づける努力をするべきだと思いますし、学校の先生は、職業に対する偏見をなくして、県内のいろいろな企業や仕事の将来性やおもしろさを理解し、生徒に情報として示していく。双方のこういう努力が必要だと思います。いずれにしても、産学官みんなが、若者を県内に定着させるんだという同じ思い、同じ方向性を持って努力することが大事なのではないでしょうか。

次に、技能士の活用について、県土整備部長にお尋ねします。技能士とは、技能検定に合格した人に与えられる国家資格です。技能検定とは、労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する国家検定制度で、労働者の技能と地位の向上を図ることを目的に、職業能力開発促進法に基づき、実施されています。

厚生労働省は、建築技能労働者等の人材確保や技能継承、工事の品質保証のためには、技能士の地位向上、処遇の改善を図ることが重要であり、そのための有効な方法の一つとして、官庁営繕工事に適用している「公共建築工事標準仕様書」の中で技能士の項を設け、1級または単一等級の技能士1名以上がみずから作業をするとともに、ほかの技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこととしています。いわゆる1級技能士現場常駐制度です。多くの都道府県もこれと同様の制度を設けているということですが、本県の状況はどうでしょうか。

○**県土整備部長(東 憲之介君)** 1級技能士現場常駐制度につきましては、国が昭和56年度に、公共建築工事における品質の確保を図るために設けた制度でありまして、本県では、昭

和59年度から導入しております。導入に当たっては、人材育成の観点から、適用範囲を全ての工事にまで拡大し、小規模な工事については、1級技能士に加え、2級技能士も対象としたところであります。また、技能士の職種につきましては、当初、建築大工や左官など6つの職種でありましたが、順次拡大し、現在では、とびやサッシ施工など、16の職種としております。

○**横田照夫議員** 現在、1級技能士の現場配置の確認は、資格証のコピーの保管と工事日報の記載による確認となっているようです。写真のない資格証のコピーでは本人確認ができず、他県、他地区の人間が宮崎に常駐していることになっていたり、いわゆる名義借りや資格証の無断借用などもあって、1級技能士現場常駐制度が形骸化していると聞きます。せっかく取った技能士の資格が仕事に結びつかなければ、意欲も湧きませんし、技能の衰退にもつながると思います。技能士の本人確認の充実・強化を図るため、今後どのように取り組んでいかれるのか、お伺いします。

○**県土整備部長(東 憲之介君)** 公共建築工事における技能士の本人確認につきましては、現在、受注者が提出する氏名や資格等を記載した技能士報告書や、現場代理人が作成する新規の職人記録簿により、確認を行っているところであります。議員御指摘のように、現在の技能士の本人確認については課題もありますので、今後、技能士報告書に本人が確認できる写真入りの書類などを添付させるとともに、現場において、県の監督員が適宜確認するようにしたいと考えております。県としましては、今後とも、公共建築工事の品質確保はもとより、技術の継承や人材確保にもつながるよう、技能士の活用を図ってまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 私たちが何の心配もなく、道路とか橋とか建物を利用できるのは、一流の技能労働者がしっかりとした施工をしてくれているからです。技能士がいなくなったり、能力が低下したりすれば、一番不利益をこうむるのは、その施設の利用者である県民ということになります。写真入りの技能士カードを利用すべきだと思いますし、県の技術者が技能士制度をしっかりと理解して、現場での本人確認もして、工事の品質確保をするべきと考えますので、しっかりとした対応をお願いします。

建設産業において、公平で健全な競争環境を構築するとともに、就労環境の改善による建設業の持続的発展に必要な人材の確保をするため、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を策定し、関係者を挙げて社会保険等加入対策に取り組んでおります。ガイドラインでは、遅くとも平成29年度以降においては、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の全部または一部について、適用除外でないにもかかわらず未加入である建設企業は、下請企業として認定しないとの取り扱いとすべきとしておりますけど、まだ必ずしも準備が整っておらず、不安視する声もあります。今後の県発注工事における社会保険未加入対策についてどのように考えておられるのか、お聞かせください。

○県土整備部長（東 憲之介君） 建設業者の社会保険未加入対策についてであります。国土交通省において、建設業許可業者の加入率を平成29年度までに100%とする目標を掲げ、総合的な取り組みが実施されており、国の発注工事につきましては、元請に加えて1次下請まで、社会保険に加入していなければならないとされております。

本県の発注工事につきましては、入札参加資

格において、平成26年度から、健康保険、厚生年金保険の加入を要件とし、平成28年度からは、雇用保険も加え3つの保険について要件とするなど、対策を進めてきたところでありませう。今後の未加入対策につきましては、国の取り組みや他県の状況、業界団体等からの御意見なども踏まえ、取り組んでまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 本県における建設業者の社会保険加入状況はどうでしょうか。

○県土整備部長（東 憲之介君） 社会保険の加入状況でございますが、国において、毎年、公共工事の元請・下請となった建設業者を対象に、公共工事労務費調査が行われ、都道府県別に加入率が公表されております。その結果によりますと、本県の平成27年度における健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の3保険全てに加入している企業の状況は、全国平均を2ポイント上回る97%であります。

○横田照夫議員 社会保険の保険料は、建設業者が義務的に負担をしなければならない法定福利費であり、必要と認められる原価に含まれます。ガイドラインでは、材料費や労務費などに加えて、法定福利費も明示した標準見積書の活用を求めています。下請の見積書に法定福利費相当額が明示されているにもかかわらず、元請がこれを尊重せず、法定福利費相当額を一方的に削減したり、労務費そのものや請負金額を構成するその他の費用で減額調整を行うなど、下請業者の中には、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金額で元請業者と請負金額を締結させられることを心配する声もあります。県としてどのように考えるか、お尋ねします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 法定福利費

が元請・下請契約に適切に反映されることは、建設産業の就労環境の改善等を図る観点から、大変重要であると考えております。このため、県におきましては、毎年開催する建設業者研修会において、社会保険加入の必要性や法定福利費の適正な支払い等を指導するとともに、建設業者ホットラインを設置し、元請・下請間のトラブルや、法令違反などに関する相談に対応しているところであり、また、県発注工事におきましては、下請代金の支払い状況に関する報告を求めるなど、適正な下請契約の履行確保にも努めております。今後とも、元請業者と下請業者との間で法定福利費に関する適正な契約・支払いが行われるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 ガイドラインでは、元請が下請に対して社会保険加入等の指導をすることとなっておりますが、法定福利費相当額を支払っていないと、指導も何もできないと思います。元請が下請や再下請分の法定福利費相当額を支払うためには、入札時においてその分の金額を確保することが必要です。そのための予定価格の積算のあり方とか最低制限価格についてどのように考えるか、お聞かせください。

○県土整備部長(東 憲之介君) 社会保険加入に必要な法定福利費につきましては、事業主負担分は現場管理費に、本人負担分は労務費に計上し、適切に予定価格に反映しているところであり、また、最低制限価格につきましては、現在、受注企業の採算性を分析するため、経費の詳細な内容を把握するためのコスト調査を進めているところであり、今後、この調査結果に基づき、最低制限価格の見直しの必要性について検討を行ってまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 建築業は、どちらかといえば公共工事よりも民間工事のほうが多いです。民間工事も同じ方向性を持って動かなければ、人材確保にはつながらないと思います。民間工事しか受注しない建設業者に対する社会保険加入に向けた県の指導状況についてお伺いします。

○県土整備部長(東 憲之介君) 民間工事しか受注しない建設業者への指導としましては、全国的な組織である「社会保険未加入対策推進協議会」において、業界団体を通じた取り組みが行われているほか、県といたしましても、建設業者研修会において指導を行うとともに、建設業許可と更新の申請時において、加入義務の有無と加入の状況を確認しております。その際に、加入義務があるにもかかわらず未加入が判明した業者につきましては、文書による指導を行い、その指導によっても加入しない場合は、社会保険担当部局へ通報も行っているところがあります。今後とも、建設業者の社会保険の加入に向けては、国や業界団体とも連携を図りながら、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 社会保険加入は、建設産業の人材を確保するためには絶対必要なことだと思います。でも、このことは、発注者、元請、下請など、建設関連産業の全てが、建設産業を守るんだという同じ思いで取り組んでいかなければ達成できませんので、県としても、いろんな機会を通じて啓蒙していただきたいと思っております。

次に、内水面漁業についてお尋ねします。

県内には40の内水面漁業協同組合があります。漁協には県知事から漁業権が免許されています。漁業権は、河川や湖沼において漁業を営む権利であり、同時に、魚などの資源を増殖さ

せることが義務づけられています。そのことにより、漁協は、稚魚を放流したり産卵場所を保護したりするなどの活動もしています。しかし、河川環境の悪化により、稚アユやシジミなどを放流しても成長できない河川等もあるようです。通常、アユなどは、放流量の10倍ぐらいの採捕量があるらしいんですけど、一ツ瀬川では10分の1くらいしかとれないということです。長期濁水により川底に泥がたまり、餌となる珪藻や藍藻などのコケ類がないことが理由とされています。長期濁水の原因は、上流の一ツ瀬ダムと言われているのですが、これまでにどういう濁水対策がとられてきたのか、環境森林部長にお尋ねします。

○環境森林部長（大坪篤史君） 一ツ瀬川の濁水対策につきましては、県、流域市町村、九州電力などで構成する「一ツ瀬川水系濁水対策評価検討委員会」が、平成20年6月に策定しました「濁水軽減対策計画」に基づき、関係者一体となって取り組んでいるところでございます。具体的には、県と流域市町村は、濁水の原因となる土砂の流出防止を図るために、山林の植栽等の森林整備事業や、作業道、崩壊地などの重点的な緑化作業を行っています。また、九州電力は、濁水を長期化させないように、選択取水設備や濁水制御膜を一ツ瀬ダムに設置するとともに、動植物への影響を調べるための河川モニタリングなどを実施しているところでございます。

○横田照夫議員 一ツ瀬ダムで行われている選択取水は、濁度の高い水を優先して放流して、できるだけ速やかにダム湖の清水化を図るというものですが、結局、放流された濁水は、下流域に流れていって、川底に堆積するんじゃないでしょうか。現在、杉安ダムで工事が進めら

れている底部放流設備も同じことだと思います。選択取水や底部放流は、濁水対策や河川環境の改善にはつながらないのではないかと考えますが、環境森林部長、いかがでしょうか。

○環境森林部長（大坪篤史君） 九州電力は、濁水対策を行うために、昭和49年から選択取水を実施しております。本年6月に開催された評価検討委員会におきまして、宮崎大学の専門家から報告された事業評価によりますと、濁水の長期化は軽減の傾向にありますので、今後とも、選択取水設備の適切な運用に努めるべきとされたところでございます。また、九州電力の杉安ダムの底部放流設備につきましては、現在建設中でございますが、選択取水設備と同様の濁水軽減効果が期待できるものと考えています。なお、県におきましても、一ツ瀬川の水質検査を実施しておりまして、現在のところ、特に異常は見られませんが、今後とも、継続してしっかりと監視してまいりたいと存じます。

○横田照夫議員 ダム湖には上流より多くの有機物が流入します。本来ならば、河口域まで流されて次第に分解していくはずのものですけど、それらが湖底に堆積し、攪拌の行われないうことによる酸素の少ない条件下で分解することで、次第にヘドロになると言われています。古いダムには多くのヘドロが堆積し、問題になっているところもあるようです。一ツ瀬ダムのヘドロ堆積に対する調査は行われているのでしょうか、環境森林部長にお尋ねします。

○環境森林部長（大坪篤史君） ヘドロ堆積に特化した調査というわけではございませんが、九州電力では、一ツ瀬川濁水軽減対策計画に基づきまして、平成19年から、ダム湖内の3カ所を含む流域で、有機成分等の分析を行う調査を

実施しています。この調査につきましては、評価検討委員会に報告されており、それを見ますと、ダム湖の底の部分では、ほかの地域と比較しまして、粘土や有機物が多い状況になっています。濁水問題につきましては、今後とも、しっかりとした監視体制や対策を継続することが重要ですので、地元を初め、関係機関と十分に連携して取り組んでまいります。

○横田照夫議員 ヘドロという概念は、公害問題が起こったころにできたものだろうと思いますが、いわゆる濁水とヘドロは分けて考えるべきだと思いますし、九電もヘドロの調査をするべきではないかと考えます。一般的には、ダムの放流が行われる際、ダム湖内でヘドロの巻き上げが起こってダム湖から流出し、下流の河道内で生態被害を起こすと言われていています。一ツ瀬ダムでもヘドロのダム湖からの流出があり、泥と合わさって川底に堆積して、魚介類や植物の生態に悪影響を及ぼしているんじゃないでしょうか。

私が若いころにはやった歌で「神田川」という歌があります。当時の神田川は、どぶ川の代表のような川でしたけど、その後のいろんな取り組みによって、今では、アユも遡上するきれいな川によみがえったそうです。一ツ瀬川も、県民の英知を結集して、流域漁協の皆さんが漁業で生計を営めるような、また、流域住民が水に親しめるような川に戻していこうではありませんか。県内の河川について、自然豊かで住民が水に親しめるような川への思いを、知事、お聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 本県は、緑豊かな山々を源としまして、日向灘に注ぐ多くの自然豊かな河川に恵まれております。これら地域の特色ある歴史や文化を育み、観光資源としても大き

な役割を果たしていると考えております。先ほどの御質問にありますように、濁水の問題解決に取り組んでおります一ツ瀬川では、昔、杉安あたりが「日向の嵐山」と呼ばれるほどの景勝地で、屋形船が浮かび、多くの人々でにぎわっていたということも聞いておるところであります。

現在、一ツ瀬川を初めとする県内の河川におきましては、河川法のもと、治水・利水に加え、河川環境の整備と保全のために、多自然川づくりに取り組んでいるところであります。

川といえば、以前、家族で西米良を訪れたときに、私も川遊びをしまして、魚の影を追いながら、飛び切り冷たい水の流れに身を任せる、これは、海やプールにはない魅力があるなというふうに感じましたし、アユ釣りをする姿、アユやな、これは、川の豊かな恵みを実感する眺めであろうかと思っております。

私としましては、政策提案に掲げております「美しい宮崎づくり」を推進するために、河川や海岸などまで広げた県土美化条例の制定に向けまして、現在、検討を進めているところであります。この条例のもとでの取り組みを含めて、今後とも、県民の皆様と一緒に、自然豊かで訪れる方々が親しめるような川づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

県には、九電、旭化成、大分県企業局、本県企業局などから、流水占用料として13億6,000万円余が一般財源として入っていますが、このお金は、いわば川の水から生まれるお金であって、川が県政推進に大きく寄与しているということになります。川では、資源の減少やカワウの被害等が深刻な状況にあり、内水面漁協は、

豊かな川を取り戻すためにさまざまな活動を行っておりますけど、年々その負担も大きくなっている状況にあります。これまで県においても、内水面漁業の振興等に対してさまざまな支援を行っていますが、平成26年には、「内水面漁業の振興に関する法律」が制定されましたので、その法に基づき、内水面漁協等の活動に対するさらなる支援も含めて、内水面漁業振興対策を強化する必要があるのではないかと考えますが、今後の取り組みについて、農政水産部長にお尋ねします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 内水面漁業は、アユ、ヤマメなどの水産物の供給機能はもとよりでありますけれども、先ほど知事からも体験談がございましたが、体験交流の場を提供するなどの多面的な機能を有しておるところであります。しかし、近年、漁獲量の減少などにより、これらの機能の低下が懸念されているところでもあります。このため県では、その再生に向け、内水面漁業振興計画を本年度中に策定することにしておりまして、効果的な放流や、カワウ等の被害軽減などの水産資源回復への取り組みや、水産生物が生息しやすい漁場環境づくりの取り組みを、施策の柱として掲げているところでもあります。今後、内水面漁業の振興に当たりましては、本計画を着実に推進するため、内水面漁協や流域の関係者と十分な連携を図るとともに、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 ぜひよろしくお願ひいたします。

次に、宮崎牛の産地維持について、農政水産部長にお尋ねします。

和牛子牛の競り価格が非常に高くなっています。8月にJ A宮崎中央家畜市場で開かれた子

牛競り市では、税込みの平均取引価格が約84万5,000円で、対前年度比で17万円以上高くなりました。本来、高く売れるということは喜ばしいことではありますけど、その先に横たわる大きな不安が繁殖農家の頭をよぎっています。以前は、子牛価格は、約7年周期のビーフサイクルの中で動いていました。子牛価格が低下したら、繁殖農家の生産意欲が下がって子牛頭数が減少する。そうすると子牛価格が上昇するので、繁殖農家の増頭意欲が出て子牛頭数が増加し、そしてまた、子牛価格が低下する。その繰り返しだったんですけど、最近は、繁殖農家の高齢化が進み、子牛価格が高いにもかかわらず生産頭数が減少してきて、さらに高くなってきました。こういう状況の中で、本来は繁殖素牛として県内に残るべき優良な子牛も、県外に売られているように思います。現状をどのように考えておられるのか、お伺いします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 全国的な農家の高齢化や担い手不足などにより、子牛の生産頭数が減少する中で、全国の購買者が、各地の市場で積極的に雌子牛を購入している状況にありまして、優秀な雌子牛の県内保留対策の重要性は、今までになく高くなっているものと認識しているところでもあります。

このため県では、国の肉用牛経営安定対策補完事業の活用に加えまして、県単独事業であります種畜再生対策基金事業により、県内保留対策に取り組んできたところでもあります。優秀な雌子牛の県内保留は、本県肉用牛の生産基盤の強化とともに、すぐれた種雄牛造成につながる大変重要な取り組みでありますので、関係機関と連携しながら、引き続き、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 古くから中国地方は和牛の産

地として有名で、全国からその優良な素牛を求めてバイヤーが集まっていました。そして、それぞれの地方は、中国地方から買ってきた優良な素牛を基礎にして改良を進めてきた結果、和牛の産地は、中国地方から九州地方へと移ってきました。しかし、今は、宮崎も含めた九州地方の優良な繁殖素牛が、北海道などの他の地方に多数買われています。このままではかつての中国地方の二の舞で、宮崎の和牛の産地としての名声もなくなってしまうのではないのでしょうか。先ほど述べた「その先に横たわる大きな不安」とは、こういうことを言います。本県はそのような事態にならないように、また、本県の畜産が日本のトップランナーへ躍進できるように、宮崎県畜産新生推進プランを策定して課題解決していこうとしておりますけど、推進プランに基づいて肉用牛振興をどのように図っていくと考えておられるのか、お伺いします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 本県の重要な基幹品目であります肉用牛生産において、その基盤となります繁殖雌牛頭数が近年減少していることから、その生産基盤の強化を図ることが重要かつ喫緊の課題であるというふうに考えております。このため県では、8月に策定いたしました畜産新生推進プランにおきまして、県内9地区ごとに具体的な生産基盤対策の目標を定めた「人・牛プラン」の着実な実行を重点取り組み事項として位置づけ、県全体で繁殖雌牛頭数8万頭を目標とすることとしたところであります。

具体的には、JA宮崎中央等の繁殖センターの取り組みなど、肉用牛の分業化を推進する地域拠点施設の整備や、農家等の規模拡大に向けた施設整備等を積極的に推進いたしますとともに、分娩間隔の短縮等、生産性の向上にシッ

りと取り組むことといたしております。県といたしましては、今後とも、関係機関と一体となってこれらに取り組みながら、さらなる肉用牛の振興に努めてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 和牛の改良や生産の最も大事な礎となるのが種雄牛です。種雄牛の造成には、長い年月と大きな労力がかかります。口蹄疫が発生した際、全頭処分の危機が迫っていた家畜改良事業団のスーパー種雄牛6頭を、超法規的な判断で東米良に避難をさせました。私個人としては、あの判断は間違っていなかったと考えております。残念ながら、そのうちの1頭が感染して殺処分されましたけど、5頭が残ったおかげでここまで復興できましたし、全共2連覇も達成できました。それだけ種雄牛は大事だということです。

口蹄疫の終息以来、種雄牛の造成に力を尽くしてきた結果、「義美福」や「耕富士」、「秀正実」など、将来有望な種雄牛が成長してきましたし、先日、「真華盛」の現場後代検定の結果が出て、過去最高の成績だったこともわかりました。しかし、検定結果はあくまでも目安であり、真価が問われるのは、本格的に現場で流通し出してからです。また、県有種雄牛の数は口蹄疫発生前に戻りましたが、実際に供用されるのはその中のほんの一握りです。そういう意味でも、これからもたゆみなく種雄牛の造成に力を注いでいかなければいけないと思いますが、今後の種雄牛造成に対する県の考えをお聞かせください。

○農政水産部長（郡司行敏君） 本県では、これまで長年にわたり、生産者や関係機関、県が一体となって、本県独自の種雄牛の造成に取り組んでおり、その結果、本県の肉用牛は、県内

外から高い評価を受けるまでになっておりません。平成22年の口蹄疫では、議員からもお話がございましたけれども、非常に大きなダメージを受けましたが、その後、6年間の歳月を経て、種雄牛頭数は、口蹄疫発生前と同規模の58頭まで回復し、新たに「真華盛」などの将来のエース候補も出てきたところであります。優秀な種雄牛の造成は、農家経営の安定や品質の高い宮崎牛を生産し続ける上で大変重要でありますので、県といたしましては、引き続き、生産者の協力をいただきながら、JA、家畜改良事業団等、関係機関と連携しながら、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 ここからは、知事も総務部長もしっかり聞いてほしいんですけど、現在、種雄牛候補牛は上限80万円で買い上げられていますが、実は、20年前と同じ価格なんです。20年前の子牛価格は40万円前後でしたが、現在は2倍以上になっています。つまり、20年前は、競り市平均価格の2倍ぐらいの買い上げだったんですけど、今は競り価格のほうが高くなっているという状況です。

種雄牛候補牛は、育種組合員が持つ優良雌牛、すなわち基礎雌牛に計画交配をして生まれた雄牛を買い上げますが、本当は、高く売れる「美徳国」のような種をつけたいという思いもあります。しかし、そういうリスクを負いながらも、種雄牛造成のために協力をしていただいております。自分のところで生まれた牛が種雄牛になることは名誉なことではありますが、名誉やロマンだけでは種雄牛はつくれないと思います。そういう意味でも、そのときの競り価格に相当額の上乗せをした買い上げ価格を確保すべきだと考えます。ぜひ、そういう方向で検討していただきたいと思います。

次に、特別支援学校のスクールバスについてお尋ねします。

みなみのかぜ支援学校の高等部の保護者から、スクールバスの件で相談を受けました。みなみのかぜ支援学校には、平成22年4月に高等部が開設され、現在、高等部に約60名の生徒が通学しているそうです。みなみのかぜ支援学校では、小学部、中学部まではスクールバスが利用できますが、高等部になると利用できなくなるようです。高等部がスクールバスを利用できない理由は何か、教育長にお伺いします。

○教育長(四本 孝君) みなみのかぜ支援学校につきましては、平成15年度から、小・中学部の児童生徒を対象にスクールバスを運行しております。高等部生徒の登下校につきましては、将来の自立と社会参加の観点や卒業後の就労や生活を見据え、教育的見地から、公共交通機関の利用をお願いしているところであります。

○横田照夫議員 高等部を設置していただいたことには感謝しておられますし、当然、スクールバスの利用ができなくなることはわかった上での進学でもあります。しかし、在学生のうちの80%ぐらいの保護者がスクールバスの利用を希望しているそうです。その理由を幾つか挙げてみます。

将来の自立と社会参加の観点や教育的見地から、公共交通機関の利用をお願いしているということですが、みなみのかぜ支援学校の生徒は、重度や重複の子が多いので、公共バスには乗れないということです。それで家族が自家用車で送迎するので、逆に自立と逆行することになると言われます。父親は通勤の関係がありますので、自家用車で送迎はほとんど母親か祖父母がしているそうですが、学校の子供の受け

入れは、8時40分から8時50分の間しかしてもらえないそうで、もし早く着いても、重度の子供を一人にはしておけないそうです。

みやぎ中央支援学校は、高等部の生徒もスクールバスの利用ができるそうです。自立できる子供が多いので、バスに乗る生徒も少なく、もったいないので、自立できる子も乗っているそうです。

みなみのかぜ支援学校の中等部の生徒を持つ親が、高等部に入ったらスクールバスの利用ができなくなるので、子供と一緒にほかの特別支援学校に見学に行ったら、なれない環境に適應できず、子供がパニックになって、しばらく登校拒否になったそうです。

病気になった母親が、子供の送迎のことを考えて、入院治療をあきらめたという話も聞きました。どれだけ保護者が悩み困っているか、わかると思います。

こういう保護者の思いを何とかかなえてやって、スクールバスの運行はできないものでしょうか。教育長の考えをお聞かせください。

○教育長（四本 孝君） みなみのかぜ支援学校高等部生徒のうち、公共交通機関の利用が難しい生徒につきましては、保護者による送迎がなされている状況であります。現在、児童生徒の登下校に関し、保護者の重篤な病気など、やむを得ない事情により送迎ができない場合については、十分に話し合いを行いまして、所定の審査を経て、個別の対応を図ることとしております。みなみのかぜ支援学校高等部につきましては、生徒の数が増加していることや、今、議員のお話にもありましたが、障がいの重度・重複化が進んでいることでもありますので、ほかの特別支援学校とのスクールバスの乗り合わせも含め、今後どのような通学手段を考えていくべ

きなのか、早急に関係者間で協議を進めてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 ありがとうございます。校舎の増設とか、ほかの学校との絡みもあって、優先順位等の問題もあろうかとは思いますが、保護者の声を真摯に聞いていただいて、適切な対応をしていただきますようお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○宮原義久副議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、一般質問、人事案件の採決及び議案、請願の委員会付託であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時42分散会

9月13日（火）

平成 28 年 9 月 13 日 (火 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (38 名)

1 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	来 住 一 人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
5 番	岩 切 達 哉	(同)
6 番	右 松 隆 央	(宮崎県議会自由民主党)
7 番	二 見 康 之	(同)
8 番	清 山 知 憲	(同)
9 番	島 田 俊 光	(同)
10 番	日 高 博 之	(同)
11 番	野 崎 幸 士	(同)
12 番	日 高 陽 一	(同)
13 番	星 原 透	(同)
14 番	西 村 賢	(無所属の会)
15 番	関 師 博 規	(愛みやざき)
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18 番	田 口 雄 二	(県民連合宮崎)
19 番	高 橋 透	(同)
20 番	丸 山 裕 次郎	(宮崎県議会自由民主党)
21 番	中 野 一 則	(同)
22 番	中 野 廣 明	(同)
23 番	黒 木 正 一	(同)
24 番	横 田 照 夫	(同)
25 番	山 下 博 三	(同)
27 番	井 上 紀 代子	(県民の声)
28 番	徳 重 忠 夫	(自由民主党県民クラブ)
29 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
30 番	満 行 潤 一	(県民連合宮崎)
31 番	太 田 清 海	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	後 藤 哲 朗	(同)
34 番	外 山 衛	(同)
35 番	松 村 悟 郎	(同)
36 番	坂 口 博 美	(同)
37 番	蓬 原 正 三	(同)
38 番	井 本 英 雄	(同)
39 番	宮 原 義 久	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	永 山 英 也
総 務 部 長	桑 山 秀 彦
危 機 管 理 統 括 監	畑 山 栄 介
福 祉 保 健 部 長	日 隈 俊 郎
環 境 森 林 部 長	大 坪 篤 史
商 工 観 光 労 働 部 長	中 田 哲 朗
農 政 水 産 部 長	郡 司 行 敏
県 土 整 備 部 長	東 憲 之 介
会 計 管 理 者	高 原 みゆき
企 業 局 長	関 師 雄 一
病 院 局 長	土 持 正 弘
財 政 課 長	川 畑 充 代
教 育 長	四 本 孝
警 察 本 部 長	野 口 泰
選 挙 管 理 委 員 長	後 藤 仁 俊
代 表 監 査 委 員	高 橋 博
人 事 委 員 会 事 務 局 長	金 子 洋 士

事務局職員出席者

事 務 局 長	甲 斐 正 文
事 務 局 次 長	奥 野 信 利
議 事 課 長	長 倉 健 一
政 策 調 査 課 長	小 田 博 之
議 事 課 長 補 佐	伊 豆 雅 広
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	沼 口 恭 一 郎
議 事 課 主 任 主 事	森 本 征 明

◎ 一般質問

○星原 透議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問、人事案件の採決及び議案・請願の委員会付託であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、河野哲也議員。

○河野哲也議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。一般質問最終日のトップバッターでございます。どうか明快な答弁をお願いいたします。

まずは、災害等に負けない学校づくりについてでございます。

先人の教えを日々の生活の中に根づかせる、そのような発想のもとに、90名の園児の命を守った保育所があります。「釜石の奇跡」ほど有名ではありませんが、「野田村の奇跡」と言われています。東日本大震災、岩手県野田村の野田村保育所。建物は津波でなくなりましたが、90人の園児と14人の職員は全員無事でした。野田村には、「大地震が起きたら源平坂に逃げろ」という昔からの言い伝えがありました。震災時、上り切れば1キロある源平坂に逃げることで命を守りました。知っていることとできることは違います。ましてや、園児を率いての避難です。なぜなし得たのか。

主任保育士の廣内裕子さんは、震災後、「津波の恐ろしさはだんだん薄れる。先祖や親から教えられたように、子供たちや若い職員にも伝え続けていかなければならない」と語っています。

野田村保育所では、伝えるだけでなく、保育課程に位置づけられていました。園児たちに無理なく、訓練に無駄なく、むらなく生活に避難

訓練を溶け込ませていました。園児たちの大好きなお散歩。行きは早足、帰りはゆっくり歩くという早足散歩を行っていました。そこに避難訓練を重ねていました。職員は、毎月、避難場所への所要時間を測定していました。繰り返すたびに子供たちの所要時間は短くなっていったそうです。訓練を無駄にしない仕組みをつくってました。また、たまに別なコースも試み、いかに早く避難所の場所まで行けるかも試していました。あらゆるコースをむらなく調べる努力を重ねていました。結果、震災時に園児たちは慌てることなく、無理なく、ビニールハウスがある場所を突っ切って源平坂を上ったそうです。

先人の教えは、言葉だけだと薄れていきます。しかし、毎月の避難訓練やお散歩に継承する仕組みがあれば、先人の教えを継承していきます。そして、もっといい避難方法に発展させることができます。このような子供と職員の防災能力を高める大きな成功事例を参考に、新たな避難訓練として模索していくべきだと考えます。そこで、防災能力を高めるため、本県における児童生徒、教師はどのような避難訓練等を行っているのか、教育長に実践例を紹介していただきます。

以下、質問者席で行います。（拍手）〔降壇〕

○教育長（四本 孝君）〔登壇〕お答えします。

防災能力を高めるための実践例についてであります。各学校で行われる避難訓練につきましては、東日本大震災以降、各学校の実情に応じ、随時、点検と見直しが進められております。具体的には、従来行われている授業中を想定した訓練に加え、登下校時や昼休みなど、児

児童生徒が教室にいないときや、寮や寄宿舎で夜間に災害に遭遇したときなど、さまざまな避難場面を想定して訓練を行ったり、地域と合同訓練を進めたりするなど、きめ細かな取り組みを行っている学校もあります。県教育委員会といたしましては、児童生徒、教師がいつ、どこで災害に直面しても、状況に応じて適切に判断し行動できるよう、今後とも、避難訓練等の充実を図ってまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○河野哲也議員 きめ細やかなとありましたが、県内を調べてみて、回数として避難訓練は6回程度でありました。ちなみに東京都では、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校は、年間11回避難訓練を行っています。高等学校においては年間4回以上です。都教育委員会の指導です。平成25年度からでございます。

野田村の奇跡のお話を聞いたのは、8月27日、熊本で開催された、教育研究団体T O S S熊本が主催する「学校改革セミナー」に参加したときでありました。当日、国道218号を通り、甲佐を北上し、御船から熊本市内の水前寺公園の会場に向かいましたが、まだまだブルーシートに覆われた家屋が数多く見られました。復興に向けて尽力されている被災者の皆様に、改めてお見舞いを申し上げます。

セミナーの内容の一つが、今回の質問のテーマである「災害等に負けない学校づくり」でございます。熊本地震で被災した教師の生の声を聞くことができました。今回の報告を受けて、改めて、宮崎の教育現場における自然災害を含めた危機管理について確認をしていきます。

熊本地震で被災した学校現場は、惨たんたるものだったそうです。子供たちがもしそこにいたらと思うとぞっとすると報告されていまし

た。避難訓練を初めとして、さまざまに見直すべきだと報告を受けました。

具体的には、「1、学校の避難訓練を再考する。毎月の実施、あらゆる時間帯を計画すべき。2、学校の緊急招集体制を明確にすべき。3、軍手の常備（学校も家庭も）。停電、断水への対応。4、学校職員のボランティア活動の義務化とスキルと検定制度の創設。学校職員にしかできないようなスキルもある。5、教員間のLINEによる連絡網の整備。——昨日もWi-Fi整備とありましたが、後ほど説明しますが、携帯は使えなかったという事実がありました——避難してパソコンを開ける者はいない。皆、スマホである。6、地震発生直後から5～6時間のテレビの情報はほとんど現実の10分の1、現実の情報はLINE、ツイッターにある。発信のスキルを学校で指導する必要がある。何を発信すべきなのか指導されていない」とありました。

そこで、このことから何点か伺います。あらゆる場面を想定した避難訓練の中に、児童生徒の保護者への引き渡し訓練があります。本県の児童生徒の引き渡し訓練の状況について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 県内の各学校では、緊急時に児童生徒を円滑に引き渡すための手順を、学校経営案や危機管理マニュアルに示しておりまして、その手順について、学校通信や参観日等を通して保護者に周知を図っているところでもあります。また、実際に訓練を実施している学校もあります。県教育委員会では、県立学校及び市町村教育委員会等に危機管理マニュアルを作成するための指針を配付し、その中で、引き渡し実施上の留意点や、引き取り者がいない児童生徒への配慮及び、児童生徒の引き渡し

緊急連絡カード等を示しております。今後とも、各学校の実情に応じた取り組みがなされるよう、積極的な支援に努めてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 熊本の学校では、保護者が参加する安全・安心メールが全く機能しなかったという報告がございます。震災時の保護者への引き渡し、集団下校は、やはり実際に訓練すべきだと考えます。10回以上避難訓練を行っているところは、必ずこの内容を位置づけています。学校の危機管理が問われています。本県の基本方針を教育長に確認したいと思います。

○教育長（四本 孝君） 学校の危機管理につきましては、県全体の危機管理対策の枠組みを定めました宮崎県危機管理指針を基本に据えながら、学校保健安全法において策定が義務づけられております学校安全計画に基づき、対応を図っているところであります。

計画の内容としましては、地震や津波などの災害安全に関すること、不審者や声かけ事案などの生活安全に関すること、さらに、登下校中の交通事故などの交通安全に関することなど、学校において想定されるさまざまな危機に対応するものとなっております。

県教育委員会といたしましては、全ての公立学校の学校安全担当者に対する研修会を毎年実施いたしますほか、県内外で危機事象が発生した際など、機会あるごとに注意喚起を促す通知を発出し、各学校における安全計画が実効性を伴ったものとなりますよう、指導の徹底に努めているところであります。

○河野哲也議員 3つの安全について事細かに方針が決められているようですが、きょうは時間がないので、災害安全ということで、絞って質問をさせていただきます。

答弁の中に、実効性を伴ったものとありました。具体的に聞きたいと思います。まず、地震発生時の——済みません、県職員のほうを先に確認しますが——県職員の参集基準というのがありますか。ある場合、その基準を伺います。また、熊本地震の際の参集状況はどうだったのですか。危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（畑山栄介君） 災害時の職員の参集基準につきましては、地震、津波、風水害などの災害の種類ごとに、その規模に応じた参集基準を定めております。地震についてでございますが、震度ごとに参集基準を定めており、県内で震度4の地震が発生した場合は、情報連絡本部を設置し、危機管理局と12の関係課及び関係出先機関の緊急要員が参集します。また、震度5弱または5強の場合は、災害警戒本部を設置し、危機管理局と17の関係課及び関係出先機関の緊急要員が参集します。さらに、震度6弱以上であれば、災害対策本部を設置し、本庁及び関係出先機関の全職員が参集することとされております。今回の熊本地震におきましては、県内で震度5弱が観測された時点で、直ちに災害警戒本部を設置し、緊急要員が参集の上、被害情報の収集などの初動対応を行ったところであります。

○河野哲也議員 同じく、緊急時の県立学校職員の参集基準の有無について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（四本 孝君） 災害等の緊急時における県立学校職員の参集につきましては、災害の種類や規模、発生した時間帯、避難所指定の有無など、さまざまな状況に応じて校長が判断することとしておりまして、これまで、県教育委員会としての統一した基準は設けておりません。

○河野哲也議員 校長に責任があるということで、実は、熊本の学校も参集は校長判断だったようです。しかし、余震のとき、職員への連絡は、先ほど言いましたが、携帯電話での通話・メールは全く役に立たなかったそうです。また、翌日から学校が避難所になるところがあります。その初動が大事だと言われています。管理職と行政の事前の打ち合わせが、その後の避難所運営を大きく左右します。そのためにも、参集基準の検討は必要ではないかと考えます。

熊本地震後、県の教育委員会では何か取り組んだことがございますか。教育長、お願いします。

○教育長（四本 孝君） 県教育委員会では、熊本地震発生直後に、西臼杵地区の被害状況を確認するため、指導主事を派遣しますとともに、県内全ての公立学校に対して、緊急時の連絡方法の再確認や、通学時を含めた児童生徒の安全確保の徹底について指導したところであります。また、避難所等での生活を余儀なくされている児童生徒もおりましたので、児童生徒の心のケアを図るために、臨床心理士を派遣できる体制を整えました。さらに、7月に全ての県立高等学校等の生徒会役員——それぞれ3名でありますが——と防災教育担当教員を対象にした防災にかかわる講座の中で、熊本地震の報告を踏まえた災害図上訓練等の演習を実施いたしました。教職員に対する実践的対応能力の向上と、高校生の防災意識の高揚に努めたところであります。

○河野哲也議員 指導主事の派遣、それから、県内全ての公立学校への緊急時の指導、避難している児童生徒へのケア等、迅速な対応、ありがとうございました。答弁の中で、県内全ての公立学校への緊急時の指導とありましたが、学

校現場はどう受けとめて対応したのでしょうか。この熊本地震を対岸の火事と捉えず、防災能力を高める手だてを行ったのでしょうか。

なぜこういう疑問を抱くかという、実は、熊本県内の被害のなかった学校は、地震の後、緊急の避難訓練等の特別なものはほとんど行われなかったという実態がありました。そこで、最後ですが、災害等に強い学校づくりは、あらゆる教育計画において子供の命を守るという危機意識を持って取り組まなければならないと考えます。教育長の見解をお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 子供の命を守るという視点は、学校教育における大前提でございます。あらゆる教育活動において欠かせないものであると考えております。県教育委員会といたしましては、児童生徒がみずから安全に行動できる資質や能力を高める安全教育、また、児童生徒を取り巻く環境を整える安全管理という2つの視点に基づき、全ての教育活動が計画的に実施されるよう、各学校に対して指導しているところであります。このことを踏まえ、各学校におきましては、各月ごとに目標を定めた上で、避難訓練や安全点検の実施はもちろんのこと、例えば、理科の時間において災害発生メカニズムについて学習するなど、全ての教育活動を通して、子供の命を守るための安全教育、安全管理の徹底を図り、トータルとしての学校の危機管理能力の向上につなげてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 学校の危機管理、子供の命を守ることになっているのか、もう一度見直していただきたいと思います。物理学者寺田寅彦さんは、「私たちは災間（災害と災害の間）で暮らしている」と言っています。どうかよろしくお願いします。

次に、里親へのケアについて、福祉保健部長にお伺いいたします。

先日、里親の相互交流のための里親サロンに重松議員と参加いたしました。参加した里親さんのほとんどが、長い間の不妊治療をあきらめ、それでも子供を育てたいという思いで登録をされている方々でした。最初はぎこちない会話でしたが、徐々にさまざまな声が出始めました。特に、里親さんたちの支援についてでございました。まず確認ですが、本県における過去3年間の登録里親数と委託里親数の推移についてお伺いいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 本県の登録里親数と委託里親数の推移についてであります。3カ年の年度末現在の数字で、まず、登録里親数が、平成25年度は93世帯、26年度が90世帯、27年度が102世帯となっております。また、委託の里親数でございますが、同様に、25年度が50世帯、26年度が51世帯、27年度が45世帯となっております。

○河野哲也議員 登録数はふえています。委託数が減りました。少なくなっている理由に措置解除があるのではないのでしょうか。さまざまな理由で、里親さんが委託児童を施設に戻す、または児童相談所の判断で戻されてしまうものです。「子供に申しわけないという思いはありましたが、その子が実子に手を出し始めたときにどうしようもなく、この措置に委ねました」と、心中を吐露してくれた里親さんもいました。全国的にも、大体4組に1組の割合で委託児童を施設に戻すケースがあると報告されていますが、平成27年度の里親委託を措置解除となった件数についてお伺いいたします。また、解除後の次の委託について、本県におけるルールがあればお伺いいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 平成27年度中に里親委託の措置が解除となった件数は、16件となっております。また、措置の決定に関しましては、児童等の意向はもとより、児童に適した生活環境の確保を図るため、児童相談所の会議において、これまでの養育状況などのさまざまな情報等を踏まえた上で、個別に決定しております。措置解除後の次の委託につきましても、同様の手順で取り扱うこととしております。

○河野哲也議員 再委託を8年待っている里親さんがいました。心が折れそうな中を里親さん同士で励まし合っていると語っていました。委託児童の生育歴は、養育に関する情報として提供されますが、制限があります。養育して初めて気づくことがあるようです。だからこそ、専門的な研修を受けて技術を身につけないと、里親は続けられません。ぜひ、再委託に向けてのフォローアップ研修や、心理的ケアなど、包括的に取り組んでいただきたい。要望しておきます。

心理的ケアにつながる里親レスパイトケア事業があります。委託児童を養育している里親が、一時的な休息のための援助を必要とする場合に、乳児院、児童養護施設、他の里親等に委託児童を預ける制度でございますが、平成27年度の里親レスパイトケア事業の実績についてお伺いいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） ただいまお話にありましてとおり、里親レスパイトケア事業というのは、児童を委託された里親が、みずからの疾病や家庭の事情などによりまして、一時的な休息等を必要とする場合に、他の里親や施設等を活用するものであります。その実績は、平成27年度で申し上げますと、9件となっております。

ります。

○河野哲也議員 利用が足りないと思います。調整は児童相談所だと思います。里親の休息は、子供の育成の上でも大変重要ですので、積極的に活用できるよう働きかけていただきたいと思います。先ほども申し上げましたが、養育に必要な情報は提供しているとのことでしたが、里親さんからすると、もう少し情報が欲しいと感じる場面があるとのことでした。里親さんたちと話をして強く感じたのは、児童相談所との信頼関係がなければ里親への支援も成り立たないということです。そこで、里親のケアとして、児童相談所との信頼関係（ラポール）づくりが重要です。県の考えをお伺いいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 里親家庭の支援につきましては、委託に至るまでのマッチングや委託後の児童の養育等、さまざまな場面での対応が必要でありまして、それらは、児童相談所と里親家庭との信頼関係のもとで取り組むことが重要であると、同様に考えております。このため、県ではこれまで、児童相談所の児童福祉司等の専門職員を中心に、定期訪問による相談支援など、各種の対策を講じてきたところであります。加えまして、今年度からは、各児童相談所に里親委託等推進員を2名ずつ配置し、訪問支援の充実などに努めるとともに、児童家庭支援センターの里親トレーナーが、新しく登録された里親等への相談に対応するなど、里親支援のための機能強化を図ったところであります。今後とも、児童相談所が中心となり、これらの機関と密に連携を図りながら、里親家庭に対する確実な支援を行ってまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 緒についての支援があります

が、しっかりと見守っていきたいと思います。子供たちを守るために、確かに守秘義務は絶対でございます。しかし、里親さんは、児童相談所の職員ともっと対話をしたいと望んでいました。

同じく、福祉保健部長に、困窮する高齢者への支援についてお伺いします。

9月19日は敬老の日。兵庫県八千代町が昭和22年に提唱した「としよりの日」が始まりであるとされています。老人を大切にし、年寄りの知恵をかりて村づくりをしようと、9月15日を「としよりの日」と定めたと言われていました。本来、9月15日だったものが、ハッピーマンデー制度により、9月の第3月曜日となりました。蛇足ですが、変更当初、何を大事にしようとしているのかと、高齢者団体が強く反対されたと聞きます。

総務省は、6月29日に、2015年国勢調査の1%抽出速報を発表しました。その1%抽出速報によると、総人口に占める65歳以上の割合、いわゆる高齢化率は、1920年の調査開始以来、最高の26.7%となり、初めて高齢者が4人に1人を超えることとなります。知恵をかりなければいけない、大切にしなければならないはずの高齢者の貧困問題が深刻になっています。低年金や無年金の増加が貧困化に拍車をかけています。高齢者における生活保護制度の利用者の増加も大きな問題になってきています。高齢者の単身世帯も増加傾向で、65歳以上では男性の8人に1人、女性の5人に1人がひとり暮らしであることがわかっています。今回、26.7%だった高齢者人口の割合は、2060年にはほぼ40%に達すると推計され、このままだと高齢者の9割が貧困化します。

以上のことから、まず、1%抽出速報による

本県の高齢化率、高齢者の単身世帯人数についてお伺いいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 先般公表されました平成27年国勢調査の抽出速報集計結果によりますと、本県の総人口は110万4,400人で、このうち、年齢不詳者を除いた108万4,800人の中で、65歳以上の高齢者数は31万8,800人となっており、高齢化率は29.4%となっております。また、高齢者の単身世帯数は、5万6,400世帯となっております。

○河野哲也議員 本県も確実に加速化をしているという実態だと思います。

一方、厚生労働省の調査によれば、生活保護の受給世帯のうち、65歳以上の高齢者を中心とする世帯は、ことし3月時点で過去最多の82万6,656世帯、50.8%となり、初めて半数を超えたことが明らかになりました。この10年で1.7倍にふえた計算です。本県の生活保護世帯の中で、高齢者の受給世帯の推移についてお伺いいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 生活保護世帯数でございますが、リーマンショックの発生した平成20年度が1万75世帯、直近の平成28年6月現在では1万4,360世帯でありまして、この8年間で4,285世帯の増加となっております。そのうち、高齢者世帯数につきましては、同じく平成20年度が4,995世帯、直近の平成28年6月現在では7,582世帯であり、2,587世帯の増加となっております。

○河野哲也議員 厚生労働省は、高齢者の働き口が少なく、就労しても十分な収入を得られていないと分析しています。特徴的なことは、生活保護受給高齢者の9割を単身者が占めているということでございます。雇用や家族形態の変化を反映した対応が追いついていないというふ

うな分析をしています。生活保護に至る手前の新たなセーフティーネットとして昨年4月に始まった生活困窮者自立支援制度も道半ばです。特に、高齢者世帯のうち4割を占める女性の単独世帯は、収入がほかの高齢者世帯よりも圧倒的に低い状況にあります。実際のデータでも、男性年金受給者の半数近くが年間200万以上に集中するのに対して、女性受給者の多くは年間60～80万台に集中しています。この背景は、昭和36年の国民皆年金制度の成立時の脱退手当金の選択や、昭和61年までのサラリーマン妻の任意加入が、現在の年金の受取額を結果的に少なくしてしまっていると見られています。また、65歳以上で働いている女性の4人に1人は、働いても暮らしが楽にならないワーキングプアであるとの指摘もあります。そこで、本県の生活困窮者自立支援制度による高齢者の困窮対策の取り組みについて、お伺いいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 平成27年度に生活困窮者自立支援制度がスタートいたしましたけれども、県及び市では、各福祉事務所に生活困窮者のための相談窓口を設置いたしまして、専門の相談員が、就労や心身の不調など、生活全般にわたる相談を受け付けるとともに、相談者の状況に応じた支援を行っているところであります。特に高齢者に対しましては、介護に関する地域包括支援センターや、就労に関するシルバー人材センター等との連携を図っているところであります。また、高齢者の中には、みずから相談窓口にお越しになれないケースもありますので、訪問支援や民生委員等との連携による日常的な支援についても実施しているところであります。県では、本年度、相談員を2名増員いたしまして、よりきめ細かな支援を行うこととしたところでありますが、議員御指摘

のとおり、高齢者の経済困窮の問題はなかなか厳しいものがございます。引き続き、関係機関との連携を深めながら、この制度の充実を図ってまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 今の答弁の中の高齢者の就労についてはシルバー人材センター——これは非常に役割は大きいのではないかと思います。連携をよろしくお願ひしたいと思ひます。

無年金者対策の観点及び、将来の無年金者の発生を抑制していく観点から、平成24年2月に閣議決定された社会保障・税一体改革大綱に明記された、年金の受給資格期間の短縮があります。平成19年調査における無年金見込み者を含めた無年金者数は最大118万人で、このうち65歳以上の無年金者は最大42万人と推計されています。また、厚生労働省は、仮に受給資格期間を10年に短縮すれば、65歳以上の無年金者の約4割に当たる17万人が受給権を得る可能性があるとしています。

この無年金者対策については、本年8月に示された政府の「未来への投資を実現する経済対策」において、その実施が明記されました。県においても、必要な財源の確保を含め、安心の社会保障の実現を図るため、早急に取り組むことを国に強く要望していただきたいと思います。

社会福祉施設等の安全確保と再発防止についてでございます。

神奈川県相模原市の知的障がい者施設での事件は、余りにも凄惨で衝撃的でした。今回、複数の議員により、本県の社会福祉施設におけるこれまでの防犯対策の状況把握、本県の措置入院の現状と退院後の支援状況の課題、事件を教訓として本県の再発防止への取り組み等、質問があり、議論されたので、重複を避け、私は、

関連で1問だけ質問させていただきます。

障害者差別解消法に基づく障がいへの理解促進のための県としての取り組み状況について、福祉保健部長にお伺ひいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 障がいのある人が、人間としての尊厳が守られ、障がいの有無によって分け隔てられることなく、ともに生きる社会を実現するため、県におきましては、障害者差別解消法の施行に合わせ、本年4月から、「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例」を施行したところであります。この条例に基づきまして、「障がい者差別解消シンポジウム」の開催や、さまざまな団体を対象とした出前講座の実施、広報紙やテレビ・ラジオ等による啓発等に積極的に取り組んでいるところであります。また、今回の事件を受けまして、県の各所属長はもとより、各市町村に対しまして、各種イベント等、さまざまな機会を通じて、障がい及び障がいのある人への理解を求める啓発に取り組んでいただくよう、改めて依頼したところであります。

○河野哲也議員 4月に施行した条例の中では、「宮崎県障がい者差別解消支援協議会」を設置する等、不利益な取り扱いの解決のための仕組みづくりをすることになっていました。その期待を持って今回、答弁を求めました。調査すると、まだメンバーが確定できていないとのこと。施行からもう半年です。できていれば、今回の事件に対応できたのではないのでしょうか。条例による早急な仕組みづくりをお願いしたいと思います。

地方創生についてお伺ひいたします。

地方創生の実現に向け、本県も、人口ビジョンや地方版総合戦略に基づき予算化され、本格的な実施年度が始まりました。代表質問でも

あったとおり、8月2日に、地方創生推進交付金及び加速化交付金の配分が決定いたしました。東京23区を含めた全国の1,739自治体の地方創生戦略競争が本格的に展開されます。また、参議院選後に安倍総理の指示で策定された「未来への投資を実現する経済対策」に基づく第2次補正で、さらに地方創生整備推進交付金が800億程度積まれる予定であります。この交付金はハード中心の事業を対象とするもので、地方創生のため、必要な箱物整備に充当することができますとされています。2分の1補助で半分は地方負担となりますが、補正予算債を充てることのできる見込みです。効果的な事業の取り組みが可能となるものと考えます。

まず、三山本の一人の山本幸三地方創生担当大臣が、就任時のインタビューで、「地方創生は、地方の平均所得を上げること」と発言していますが、知事の考えを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 地方創生を進める上では、どんどん今、都市に向かっております人やお金の流れを変えること、そして、持続可能な地域づくりを実現するための基盤や仕組みをつくり上げていくことが大変重要だと考えておりました。山本大臣の発言も、同様の趣旨であると理解しております。問題は、これをどう実現していくかであります。

本県はこれまで、フードビジネスなどの成長産業や競争力の高い中核企業の育成などに取り組んできております。さらに今年度は、産学官労官が一体となりまして、企業への集中支援や産業人材の育成を行うプラットフォームを立ち上げたところであります。これまでの取り組みによりまして、産業振興については手応えを感じるとともに、県を挙げて地方創生に取り組む機運も醸成されつつあるものと考えておりまし

て、こうした取り組みをさらに加速させながら、地方創生の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 知事がおっしゃった機運醸成が勢いづくであろう交付金が決定いたしました。今年度の地方創生推進交付金の採択状況と取り組みの内容についてお伺いいたします。また、国の経済対策において検討されている新たな交付金について、どのように取り組むか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（永山英也君） 地方創生推進交付金につきましては、申請した5つの事業全てが採択をされまして、8月末に1億9,742万4,000円の交付決定を受けたところであります。この交付金を活用しまして、高校生の県内就職の促進や、観光推進のための宮崎版DMOの創出などの事業に取り組んでまいります。また、先月閣議決定されました国の補正予算案におきまして、地方創生の観点から、未来につながる先導的な施設整備等の取り組みを進めるための新たな交付金が検討されております。これにつきましても、積極的に活用してまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

以前、富士市産業支援センターf-Bizセンター長の小出氏にお会いしたときに、「地方でもできる」と強調されたことが、頭から離れません。「今いる中小企業者、小規模事業者の活性化が重要なんだ。そのためには3つの方向性しかない。販路の拡大と新商品の開発と新分野進出、もう一つは、業界の常識に縛られないということ」と、ノートに記録してありました。本県地方創生の施策目標である「しごとを興す」を推進するためのポイントだと考えます。

本県は、中小企業をどう強くするかが課題であります。本県における中小企業等の経営革新を支援する取り組みについて、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 本県経済を支える中小企業等の成長を図るためには、新商品開発や新サービスの提供など、中小企業等の経営革新への取り組みを促進することが極めて重要であると認識しております。このため、県におきましては、企業経営者の経営革新に対するチャレンジ意識の醸成を図るとともに、経営戦略の策定に必要なスキル向上のためのセミナーやワークショップを開催しております。また、商工会議所や商工会、よろず支援拠点などと連携し、経営の相談から事業計画の策定、さらに実行段階までの支援を実施しているところであり、低利融資などの各種支援策の利用が可能となる経営革新計画の策定についても促進しているところであります。今後とも、関係機関と連携し、中小企業等の経営革新の取り組みを積極的に推進してまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 今年度から導入予定の企業版ふるさと納税について、詳細は今議会中にもありましたので省略いたしますが、御案内のとおり、宮崎も、「県民と築く「美しい宮崎づくり」沿道修景美化モデル事業」の1事業が認定されました。計画では、28年度7,300万の事業費に3,650万の寄附を見込んでいます。非常に大胆な取り組みが必要じゃないかと思えます。企業版ふるさと納税の企業へのPRなど、促進策と期待について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（永山英也君） 企業版ふるさと納税は、自主財源に乏しい本県にとりまし

て、財源を確保するために有効な手段でありますが、県外に本社を置く企業が対象となっておりますので、この制度を十分に活用していくためには、県外の企業にいかに強くアピールできるかが重要となってまいります。このため、現在、県外事務所を中心に、制度の趣旨や目的を説明し、協力をお願いしているところであります。また、今後に向けましては、より多くの企業に賛同いただけるよう、魅力ある事業の構築に取り組みますとともに、寄附をしていただいた企業を広報PRする方法についても検討してまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 この認定を受けるに当たって、各自治体はある程度企業へリサーチしてまいりました。結果、九州は、長崎が3事業認定されています。企業の選択肢が広がっているということになると思います。また、ニトリホールディングスが、北海道夕張市の「コンパクトシティの推進加速化と地域資源エネルギー調査」に、4年で5億円のふるさと納税を寄附する予定となっています。本県はどんな戦略でPRするのか、注視してまいりたいと思います。

今後、内閣府は、11月に第2回の認定を、平成29年3月に第3回の認定を出す予定です。先ほど答弁に、今後も魅力ある事業の構築に取り組むとありましたが、申請の予定はあるでしょうか。

○総合政策部長（永山英也君） 先ほど申し上げましたとおり、企業版ふるさと納税は、自主財源に乏しい本県にとりまして、財源を確保するために有効な手段であります。来年度事業の財源となります第3回の申請に向けまして、魅力的な事業の構築や企業へのPRに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 ぜひ、積極的な取り組みをお

願いたいと思います。

この項目の最後です。先日の特別委員会県南調査で、宮崎大学地域資源創成学部の吉田雅彦学部長の講演を拝聴いたしました。宮崎の地方創生への示唆をいただきました。そこで、宮崎大学地域資源創成学部の吉田学部長は、「地方創生は、正しい戦略と継続が成功の鍵」と言われました。知事のお考えをお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 地方創生の眼目は、先ほど申しましたとおり、これまでの流れを変えていく、そして持続可能な地域づくりのための新たな仕組みをつくっていくこととありますので、そのためには、目標や具体的な手段を明確にした戦略を立て、かつ、継続的に展開していくことが重要であると考えております。このため本県では、地方創生の指針となります「県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定したところでありまして、引き続き、この戦略に基づく取り組みをしっかりと進めてまいりたいと考えております。また、継続性の確保の観点からは、産学官が一体となって、企業支援や人材育成を推進していくためのプラットフォーム体制整備などを進めているところであります。地方創生につきましては、交付金や企業版ふるさと納税制度など、国からもさまざまな支援措置が講じられております。これをいかに活用するか、地方における知恵や努力というものが求められていると考えておりますので、宮崎らしい地方創生が実現できるよう、十分に活用して、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 具体的な取り組みを今後注視していきたいと思います。

太田議員から宿題が出されていた件について、最後にただしたいと思います。

最後に、沿海北部広域農道6期地区について、農政水産部長にお伺いいたします。

先日、延岡市選出の県会議員が、土々呂・伊形区長会からの陳情を受け、現地調査を行いました。広域農道の完成に伴い、影響のある箇所について確認をいたしました。そこでまず、広域農道沿海北部地区の整備状況をお伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 広域農道沿海北部地区につきましては、延岡市大峽町から日向市塩見までを結ぶ全長約26.8キロメートルの農道で、昭和58年度に事業に着手し、現在までに約22.4キロメートルの区間が完成しております。本広域農道は、農畜産物輸送の合理化を図るとともに、地域の利便性の向上など、県北地域の活性化にも大きく寄与するものと考えておりまして、現在、全線の早期完成に向けて、残る延岡市伊形町から門川町門川尾末間の約4.4キロメートルの整備に取り組んでいるところであります。

○河野哲也議員 住民の大きな心配は、整備による交通量の変化と、それに伴う安全性の確保でございます。県道北方土々呂線の整備、伊形小学校の通学路の安全確保等、具体的な改善要望が出ています。そこで、広域農道沿海北部地区が開通すれば、交通量の増加が見込まれますが、接続する県道、市道への影響について、どのような対応を考えているか、お伺いいたします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 広域農道沿海北部地区が開通いたしますと、本広域農道に接続いたします県道や市道についても、交通量が増加するということが予想されております。また、沿線には、御質問にもありましたけれども、小学校もございまして、地域の安全の確保

は非常に重要な課題だと認識しております。整備に当たりましては、今後とも、地域の方々の意見交換や、きめ細やかな情報提供を行いながら、それぞれの道路管理者や県警察本部との協議を進めてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 ありがとうございます。太田議員が確認されたように、県が調整役となって安全性の確保をお願いしたいと思います。お願いをして質問の全てを終わります。ありがとうございました。(拍手)

○星原 透議長 次は、蓬原正三議員。

○蓬原正三議員〔登壇〕(拍手) 時間の都合もありますので、感情移入はできるだけ避け、ストレートに聞いてまいりたいと思います。

知事の政治姿勢について、9点伺います。

「週刊ダイヤモンド」という雑誌に「知事力ランキング」と題した記事があります。統一地方選挙前に、県民1万人の知事支持率をランクづけしたものでありますが、何とトップに輝いたのは、本県の河野知事であります。平均支持率54.0%に対して、県民の74.0%から支持を得ております。実務型の知事として高い支持を集め、特に20～30歳代の子供のいる女性の支持率が高く、支持理由のトップは「人柄」とあります。しかし、現状の満足度や居心地のよさがわかる指標として、「10年後もいたいと思う」

「いたいと思わない」「わからない」を尋ねて居住者満足率をとってみると、残念ながら、満足率は「中位」と低い結果であります。「人口が社会減となっていることから、知事の支持率が高く、問題の認識はできているが、対策が不十分な地域」と結論づけております。ちなみに、支持率、満足度がいずれも高かったのは、「くまモン」で有名な熊本県の蒲島知事でありました。「課題は認識しているが、対策が不十分」

と指摘されていることについて、知事の感想をお聞かせください。

後は自席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

議員御指摘のこの記事、雑誌に掲載されたわけでありまして、これにつきまして、今の居住者満足率63%でありまして、決してそれほど低いわけではありませんが、全国を並べると大体真ん中ほどになるというところでの今のカテゴリーであり、「課題は認識しているが、対策は不十分」とそれを位置づけるかどうかというのは、いろいろ考えるところはあります。しかし、宮崎の県民として、いろんな課題というものを受けとめておられる、今後の地域づくりにおいてさまざまな対策を講じる必要があるということは受けとめておるところであります。

平成27年1月に再び知事に就任し、直ちに私の政策提案を踏まえたアクションプランを策定しまして、進むべき方向や重点的に取り組む施策を県民の皆様にお示ししたところでありまして、2期目におきましては、復興から成長へとギアを入れ替え、フードビジネスを初め成長産業の育成など、あすの礎づくりに全力を挙げて取り組んできております。まだまだ努力すべき点は多々ありますものの、確かな手応えも感じているところでもあります。今後とも、私の基本姿勢であります対話を通じて県政の課題を把握し、それを的確に施策に反映させ、みずから先頭に立ちながら、「くらしの豊かさ日本一の宮崎」の実現に向け、しっかりと県政を前に進めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○蓬原正三議員 早い話が、頑張ってくださいということでもあります。

県総合計画審議会は、アクションプランの重点施策である8つのプログラムについて、昨年1年間の外部評価をまとめ、知事に答申し、池ノ上会長は、「個別に課題はあるが、一定の成果が出ているのではないかと総括したとの報道であります。さて、知事が就任されて6年が経過をいたしました。6年間の成果が指標としてそろそろあらわれてもいいころではないかと考えます。経済的、社会的、文化的その他さまざまな部門において、よくなった指標、悪くなった指標があると思いますが、主な指標について、知事の御見解をお願いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 知事就任以来、口蹄疫からの復興と新たな成長に向けて全力で取り組みました結果、陸海空の交通インフラの整備というものは前進をしているのではないかと考えておりますし、さらには、そのストック効果なども相まって、県内総生産や県民所得などの経済指標は改善してきているところであります。一方で、人口につきましては、この6年間で約4万人減少するなど、厳しい状況が続いているものと考えております。また、県民意識調査の結果では、今後も住み続けたいと思う人などの割合が、大体80%は超えているわけではあります。思うように上昇していないなど、まだまだ努力すべき点もあると感じております。引き続き、成果の上がっている分野におきましてはさらなる高みを目指し、課題に対しては真摯な姿勢で真正面から向かい合ってまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 数ある指標の中で、県民の関心事である所得向上に関して伺います。今さっきも質問があったところですが、6月1日に内閣府が発表した「平成25年度県民経済計算について」を見ますと、本県1人当たり県民所得

が、順位にして44位であります。45位から47位に、鹿児島県、鳥取県に沖縄県が続いております。金額で見ると、本県240万7,000円で、全国平均の78.5%、約4分の3、福岡県の85.0%、東京の53.4%、約半分ということであります。所得をふやし、中央との格差を縮小していくことは、県民全ての願いであり、本県浮揚の永遠の課題だと言っても過言ではないと思います。その課題解決のために、これまでさまざまな政策が講じられてきているわけではあります。なかなかその成果が見えてこないところに、昨年、知事の政策提案「みやざき新時代!」「くらしの豊かさ日本一」を受けて、未来みやざき創造プランでは、知事2期目の終了年、平成30年に、県際収支の現況値4,433億円の収支不足を、4,322億円の111億円改善するとの目標値が具体的に明記されました。このことが、結果として県民所得の向上に寄与すると期待するものであります。そこで知事にお尋ねいたします。この県際収支111億円——あと2年しかありませんけれども——改善へのこれまでの取り組み状況と目標達成の見通しについてお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） この県際収支は、県外から外貨を稼ぎ、それを地域内で循環させることや、原材料等の一部を県産品に置きかえることなどによって改善するものでありますので、地域経済循環構築プログラムの重点指標としていただいております。これまで、フードビジネスなどの成長産業の育成、再生可能エネルギーなどの地域資源を活用した産業振興、また、広い意味での地産地消の推進などに取り組んできたところであります。直近の平成25年度の県際収支は、計画策定時の現況値とした平成20年度から24年度の平均と比較をしまして、約195

億円改善をしているところでありまして、現時点では目標を上回っているところでもあります。しかしながら、依然として大幅な移入超過の状況にありますので、引き続き、中核企業の育成や地域内での企業間の取引拡大などに取り組むことにより、さらなる県際収支の改善に取り組んでまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 かなり改善されているようで、好ましいことだと思います。

次に、県内の所得格差について伺います。県内の1人当たり市町村民所得については、正確なデータがありませんので、総合政策課から参考データとして宮崎市、都城市、延岡市、小海市、日向市、そして私の住む三股町の5市1町についてのデータをいただきました。ただし、このデータは平成25年度の市町村民所得の推計値を推計人口で除したもので、一定の傾向は読み取れますが、あくまでも参考値であります。この5市1町を、所得の一番高い宮崎市を100として所得順に割合を述べますと、2位都城市91、3位日向市84、4位延岡市79、5位小海市75、そして私の三股町71となります。県内の所得格差は歴然としており、これが過疎市町村となりますと、まだまだその格差は広がるものと思われまます。日本全体では東京一極集中の構図があり、宮崎には宮崎市一極集中の構図が存在しているわけでありまます。地方創生、均衡ある県土発展の観点から、この格差もまた本県の永遠の課題として、解決に向けて対策を講じるべきことと思ひます。県内の所得格差是正について、知事の御見解をお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘の所得というのは、それぞれの市町村におきます企業や事業所の集積度合いによってもかなり数字が変わってくるわけでありまます、人口減少時代にありま

して、本県のさらなる発展を図るためには、県内の各圏域において、市町村それぞれが持つ強みを生かし、また弱みを補い合いながら、個性あふれる魅力的な地域づくりが大変重要であろうと考えております。その中でも、議員御指摘のとおり、仕事を興し所得向上を図ることは大変重要でありますので、例えば北諸県圏域では、強みである農畜産業や、これらを生かした食品関連産業など、各地域の特性を生かした産業振興、また中山間地域の所得向上などに取り組んでいるところでありまます。県内の交通インフラ整備も進展をしておりましたので、こうした基盤も生かしながら、各圏域ごとにしっかりとした産業をつくり上げ、雇用の確保、また所得の向上に結びつけてまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 次に、「豊かさの指標化」についてであります。知事の政策提案に、「新しい生き方、価値観の提案」として「豊かさの指標化」を行うとあります。独自の指標には、隣の井本議員の詳しいブータンの国民総幸福（GNH）が有名であり、九州では、過去に福岡県と熊本県が独自の幸福度を調べているそうであります。本県では初めて、今年度予算に376万円の予算も計上されておりましたが、「豊かさの指標化」への知事の思いと検討状況、今後のスケジュールについて、お聞かせいただきたいと思ひます。

○知事（河野俊嗣君） 将来に夢や希望を持って心豊かに暮らすことのできる、真に豊かな暮らしを実現するに当たりましては、宮崎に住んでいる私たちが実感しております、暮らしやすさでありますとか、心豊かに暮らすことのも、そういった本県の価値を再認識する機会とし、県内外へ広くアピールするため

に、この「ゆたかさ」を、経済的な側面だけでなく、健康、時間、暮らしの便利さなど多面的に捉えた指標を作成しているところであります。指標づくりに当たりましては、全国から見た本県の客観的な状況を明らかにすること、また、県民の意識を反映したわかりやすい指標とすることなどを基本としております。昨年度は、「ゆたかさ」をテーマとした県民会議を県内8地域で開催して御意見を伺い、現在、専門家の助言もいただきながら指標の選定等を進めているところであります。今後、県民アンケートを実施するほか、県議会や総合計画審議会の御意見を伺いながら、今年度中には県民の皆様にお示しできるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 参議院合区問題についてであります。今回の参議院選挙では、島根・鳥取、徳島・高知、4県の選挙区が2つの1人区に統合されました。最高裁判決が、一票の格差は違憲状態として選挙制度の見直しを求めたことを受けて、格差を3倍未満に抑えるため導入されたものであります。これに対し全国知事会は、合区の早急な解消を求めるとともに、選挙制度をめぐり、憲法改正についても議論するよう決議したとの報道であります。大都市への人口集中には歯どめがかからず、このままでは、合区の解消はおろか、他の選挙区、ひいてはこの宮崎にも波及する可能性がなきにしもあらずであります。今回、2合区選挙区で、島根を除く3県が投票率の過去最低を更新したのも、参議院選挙区が都道府県単位であることが、有権者の意識として既に定着していることのあらわれでもあります。参議院選挙区の合区について、全国知事会における議論と知事のお考えをお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) 7月に行われました全国知事会議におきましては、合区について、投票率の低下や、選挙区において自県を代表する議員が出せないことなど、さまざまな弊害が顕在化しているということで、合区の解消が必要という認識については、多くの知事で一致をしたものの、一部反対意見があったこととか、抜本的な見直しを図る方策につきましてさまざまな意見が出され、予定した時間を超過するほど大変活発な議論となったところであります。最終的には、一部反対意見や慎重意見があったことを付記した上で、合区の早急な解消を求める決議に至ったところであります。私としましては、国のあり方を考えていく上で、多様な地方の意見が国政の中でしっかり反映される必要があるということ、また、都道府県ごとに集約された意思が、参議院を通じて国政に届けられなくなるのは非常に問題ではないかと考えておりますので、合区について、このままずるずると合区ということには反対でありまして、公職選挙法の附則において抜本的な見直しが規定されているということで、早急に解消させる対応というものも求めていく必要があると考えております。

○蓬原正三議員 明確に「反対」という言葉をいただきました。ありがとうございました。

金融機関との連携について伺います。「大分銀行が営業目標撤廃、低金利貸し出し競争脱却」との記事を宮崎日日新聞で目にしました。

「貸し出し規模ではなく、取引先企業の経営課題の解決を追求することで、取引関係を強化し、低金利での貸し出し競争からの脱却を図る。行員の評価を、貸し出しなどの営業目標の達成度合いではなく、顧客企業の課題解決のためにどう行動したかを重視する方針に転換」と

あります。金融庁が地方銀行に地方創生への貢献を求めていることが背景にあるようであります。さて、知事の言葉に「産学官金」という言葉をよく耳にいたします。未来みやざき創造プランにも、この言葉はあちこちにちりばめられておりますが、どうも産学官に比べ「金」の姿がよく見えないように感じます。本県の政策を推進する上で、金融機関とどのように連携しているのか、お聞かせください。知事をお願いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 金融機関との連携につきましては、これまで、さまざまな機会を捉えて情報交換、意見交換を行いますとともに、人事交流や協調融資など、主に本県産業の振興を中心に取り組んできたところであり、このような中で、地元金融機関におかれましては、地方創生を推進するための新組織の立ち上げやファンドの創設などを行い、従来の事業活動にとどまらない、地域経済の活性化に寄与する新たな取り組みを進められているところであります。県としましては、地元金融機関との包括連携協定の締結等によりまして、企業の成長促進、産業人材の育成、観光誘客を初めとしました本県経済の活性化のための取り組みや、防災・災害時の支援、さらには青少年の健全育成など、緊密な連携のもと幅広い分野での取り組みを行っていくこととしております。地域の実情や企業の状況を熟知する地元金融機関との連携というものは、本県産業の振興のみならず、真の地方創生を実現していく上でも大変重要でありますことから、今後とも、より一層連携を深めて、施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 金融庁からのそういう、指示とは言いませんが、求めも出ているようであり

ますので、さらに「金」の姿がよく見えるように、政策的に強い連携をお願いしたいと思っております。細かいことは申し上げます。

外国人技能実習生について伺います。このことについては、ずっと以前、松形知事に質問をしたことがございます。

このたび厚生労働省が、外国人を技能実習生として受け入れている事業所に対する2015年の監督指導状況を公表しました。実習事業を行う5,173事業所に監督指導を実施し、うち71.4%の3,695事業所で労働基準法関係法令の違反があったということでもあります。違反内容は、違法な長時間労働、安全措置を講じない、残業代などの賃金不払いなどであり、本県の実態までは公表されておきませんが、違反は複数存在していると聞いております。先進国の成熟した社会にはあるまじきことで、本県の労働環境を向上させる上でもマイナス、結果的には若者の地元定着にまで影響する問題ではないかと思っております。そこで、知事にお尋ねいたします。外国人技能実習生を受け入れている県内事業所で法令違反があるというこの現状を踏まえ、どのように考え、対応していくおつもりなのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○知事（河野俊嗣君） 外国人技能実習生を受け入れる事業所におきましても、法令遵守により適正な労働環境が整えられていることが必要であると考えております。このため、まずは国において、法に基づく指導監督が行われているところではありますが、県としましては、県内4カ所に設置しております中小企業労働相談所や公益財団法人宮崎県国際交流協会において、各種労働問題の相談窓口として対応していきますほか、宮崎労働局とも連携をして、関係法令の遵守について県内企業への啓発を行って

まいりたいと考えております。

○**蓬原正三議員** この制度に対する知事のお考えをお聞きしたいと思います。当時、松形知事は、まだここまで外国人技能実習生を目にしない時期でありましたけれども、「将来必要になるだろう」、そういう答弁をいただいたのを覚えております。外国人技能実習制度に対する知事のお考えをお聞かせください。

○**知事（河野俊嗣君）** 外国人技能実習制度は、開発途上国等の経済発展を担う人材育成を目的として創設をされている制度であります。一方で、実態として地域の産業を支える貴重な役割を担っているところであります。本県におきましては現在、1,371名の実習生がさまざまな分野で技能習得に励んでおられますが、その数は年々増加しているということでもあります。今後とも、人材確保が困難な職種を中心に外国人技能実習生へのニーズが高まっていくことが予想されますので、本制度が適正に運用されることを期待しているところであります。

○**蓬原正三議員** 最後に、活断層について伺います。武蔵野学院大特任教授の島村英紀氏が、内陸直下型地震に関して宮崎日日新聞に寄稿された文章を読みました。島村教授は地震学が専門で、北海道大学の教授や国立極地研究所長を歴任された方でありまして、文中、次のように述べておられます。

内陸直下型地震は日本列島のどこでも起きる可能性がある。地震としての規模は海溝型より小さいが、人の直下で起きるので揺れが強く、被害も大きい。直下型地震の特徴は地面の加速度が大きいことだ。重力の加速度980ガル、俗に言う「g」を超える地震動を超える大きな値が最近観測されるようになった。熊本では1500ガルを記録したとも言われている。

る。こういう状態だと、地面にある石が上に飛び上がる状態だ。この連鎖が続くかどうかは、隣の候補地にどのくらいの地震エネルギーがたまっているかによる。活断層は中央構造線だけではない。日本中にあり、その数2,000、わかっていないものはその3倍以上もあるのではないかと。知られていない直下型地震は、これからも日本のどこかを襲うに違いない。この事実を私たちはいつも心に刻んでおく必要がある。

以上であります。

熊本地震後、知事は、評価対象となっていない活断層について調査・評価を行うよう、国に要望されましたが、その後の国の動きはどうなっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○**知事（河野俊嗣君）** 活断層につきましては、国の地震調査研究推進本部におきまして、断層の長さが10キロメートル以上のものを対象に調査・評価が進められているところであります。本県におきましては、この調査・評価の対象となる活断層は確認をされておらず、国による調査も行われておりません。しかしながら、本県でも活断層の存在を否定できないわけでありまして、必ずしも発生のメカニズムを詳細に把握しておりませんが、昨日は、めったにない韓国での地震も発生をしたというような状況もあるわけでありまして、先般の熊本地震の発生を踏まえまして、調査の対象となっていない活断層についても調査を行うよう、国に要望を行ったところであります。要望の趣旨につきましては御理解をいただいたところでありますが、調査・評価を行うに当たっては、ボーリング調査等に多額の予算が必要となりますことから、現時点で完了していない活断層の調査・評価を加速

させる方針だというふうに伺っております。

○蓬原正三議員 国としても調査をしないといけない活断層がいろいろまだ残っているということも、実際聞いてはおります。大変と思いますが、引き続き要請活動を行っていただきますように、よろしく願いをいたしたいと思いません。

オリンピック効果について伺います。

全国知事会スポーツ・文化・観光プロジェクトチームリーダーの河野知事は、松野博一文科相に、2020年東京五輪・パラリンピック大会に関する要望活動を行ったとの報道がありました。これは、これまで何回も質問がありましたのでダブるところもありますが、プロジェクトチームの提言内容と、とりわけ本県に期待される事項、そして今後の取り組み方針について、知事の御見解をお聞かせいただきたいと思いません。よろしく願います。

○知事（河野俊嗣君） オリンピック・パラリンピックの開催により、スポーツ、文化、観光などのさまざまな面で大きな効果が期待されますので、この提言におきましては、それを東京にとどめることなく、その効果を全国に波及させ、国全体の活性化につなげるとともに、大会後もしっかりと引き継いでいけますよう、地方の取り組みに対する国の積極的・継続的な支援、財政措置とかさまざまな施策による支援というものを要望したところであります。その中で、本県としましては、特に、事前合宿の誘致や屋外型ナショナルトレーニングセンターの整備、また、本県が提案しております、開会セレモニーにおける天岩戸開き神話の採用などの実現を目指してまいりたいと考えております。リオデジャネイロ大会が終了すれば、東京大会に向けた準備が本格化してまいりますので、このプロ

ジェクトチームのリーダーとして、引き続き、さまざまな形で国に働きかけてまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 次は、スポーツ少年団についてであります。高い山ほど裾野は広いと言われます。スポーツも同じ。トップアスリートを育成するためには、底辺と裾野をより広くすることが肝要であります。その底辺を広げる役目に最適な団体が、スポーツ少年団であります。本来、健全育成が目的の団体ではあります。スポーツを好きにさせ、ゴールデンエージを少年団で過ごすことで、運動能力は飛躍的に向上します。中学校からの競技力向上の基礎をつくることにもつながっております。リオオリンピックの興奮冷めやらぬ今、子供たちはトップアスリートたちの雄姿に感動し、多くの子供たちがスポーツに強い関心を寄せている時期であります。過去の例からも——私は三股町のスポーツ少年団本部長をしておりますが——今が少年団加入を促進する絶好のチャンスだと確信をいたしております。ただ、少年団だけの力では限界があるわけでありまして、県として、少年団加入促進に取り組むべきと考えますが、教育長の御見解をお聞かせください。

○教育長（四本 孝君） スポーツ少年団は、「スポーツを通じた青少年の健全育成」という理念に基づきまして、全ての市町村に設立され、現在、1万3,000人を超える児童生徒が加入をしております。しかしながら、近年、少子化等の影響を受けて団員数の減少が続いておりますことから、県体育協会や各市町村のスポーツ少年団体本部等が中心となりまして、指導者の資質向上を図る研修会や、スポーツ少年団の理解・啓発につながる各種交流大会を開催するなど、スポーツ少年団活動の充実を図っていると

ころでございます。県教育委員会といたしましては、本県での2巡目国体等を見据え、団員数を増加させ競技人口の裾野を広げることが極めて重要であると考えておりますので、今後とも、県体育協会を初め市町村等と十分連携を図りながら、スポーツ少年団の支援に努めてまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 少年団関係者はこの議場には多いわけでありまして、星原議長も都城市の少年団の本部長、日高議員も、もしかすると日向の少年団本部長ではなかったかと思っております。過去には2万人近い団員がおりました。少子化以上に加入率が下がっております。もう細かい数字は言いませんけれども、そういう状況でありますので、よろしく願いをいたしたいと思えます。我々は我々で頑張るんです。県のお支えがほしいという意味であります。

競技力向上について。競技力向上については、我が会派の松村議員から質問がありましたので、私は1件だけ伺います。東京オリンピック・パラリンピックあるいは2巡目国体に向けた競技力向上のためには、教育委員会ですることにはどうしても限界があると考えます。民間等を含めたオール宮崎として推進すべきと考えますが、県の取り組みについてお聞かせください。教育長、お願いします。

○教育長（四本 孝君） 本県では、競技力向上を図るために、行政や民間企業、競技団体などで構成する「宮崎県競技力向上推進本部」を設置しまして、官民一体となった取り組みを進めているところでございます。具体的には、選手の育成・強化では、私立学校を含めた競技力強化推進校・育成校の指定、中学生、高校生の有望選手を集めた強化合宿への支援等に取り組んでいるところであります。また、指導者の養

成・確保では、指導者の県外派遣研修や教員の特別選考採用などを行っております。さらに、民間企業等に御協力をいただきながら、有望選手の就職による県内定着の促進や、大学や民間病院と連携した医学的サポート体制づくりなど、総合的な強化策に取り組んでおります。今後、競技力向上推進本部を中心に、オール宮崎で競技力の向上に努めてまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 次に、メダル数になります。本県ゆかりの選手が獲得したメダル数について。我が国が夏季五輪で獲得した金メダルは、2012年のロンドン大会終了時点で130だそうです。このメダル数を個人競技の出身地別に見ると、愛知県と北海道が9個で1位、九州・山口では、福岡県が6個、熊本県が5個で上位に入っております。今回、リオオリンピックが終了したところで、これまでの宮崎ゆかりの選手が獲得したメダルの数は何個になるのか、大変気になるところであります。これまでオリンピックに出場した本県ゆかりの選手数と、メダルの獲得数をお知らせください。教育長、お願いいたします。

○教育長（四本 孝君） これまでオリンピックに出場しました本県ゆかりの選手は、ことしのリオデジャネイロ大会の11名を含めまして、私どもが把握する限り、総数で74名になっております。その中でメダルを獲得されましたのは、1920年アントワープ大会で銀メダルを獲得し、日本人初のメダリストになられた、テニス競技の熊谷一弥さんを初め、2000年シドニー大会で金メダルを獲得された柔道競技の井上康生さんや、ことしのリオデジャネイロ大会を含め3大会連続してメダルを獲得された水泳競技の松田丈志さんなど、21名の方がいらっしゃいま

す。お尋ねのメダルの獲得数は、総数で29個であり、その内訳は、金メダル9個、銀メダル9個、銅メダル11個となっております。

○蓬原正三議員 ゆかりについては、その定義は難しいところですが、いずれにしても宮崎は、今度のオリンピックもあって、かなりふえたのではないかなと思っていますので、今後の目安として、みんなで頑張りたいものだというふうに思います。

農業問題に移ります。

平成28年度第2次補正予算が、先月24日臨時閣議で決定されました。農林水産関係の総額5,739億円のうち、TPP関連対策には3,453億円を確保したとのこととあります。宮崎県議会ではこれまで、平成22年11月議会を皮切りに、国に対し9回の意見書を提出してまいりましたが、ついにTPP交渉は妥結、今日を迎えております。政府は、9月臨時国会でTPPの承認を目指しており、TPPの発効を見据えて国内農業の体質強化を急ぐとの考えのようであります。意見書のことを考えますと、じくじたる思いはありますが、TPPとはかかわりなく、国内農業の体質を強化していくことには何も異論はないわけとあります。むしろ、さらに強化された体質強化策を望みたい思いであります。そこで、農政水産部長にお尋ねいたします。国のTPP関連対策に係る補正予算の本県への配分の見通しと、産地パワーアップ事業の今後の進め方についてお聞かせください。特に産地パワーアップ事業については、増額に関して、県内産地からの強い要望があるというふう聞いております。よろしくお願いします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 国の補正予算につきましては、今後、国会において審議が行われることとなりますが、TPP関連対策予算

は、お話がございましたように、本県農業の競争力強化に向けた生産基盤の構築に必要なものであると考えており、県といたしましても、しっかり準備をし、必要な予算の獲得に全力で臨む考えであります。

また、産地パワーアップ事業につきましては、生産現場の期待が大変大きいわけでございますけれども、現時点では、国からの配分は6億9,000万円となっております。要望とはまだかなりの差があるという状況にあります。今回の補正予算は、前回は上回る予算規模となっており、県といたしましては、これを好機と捉え、事業要件となっております産地パワーアップ計画の策定など、産地と一体となってしっかりした準備を行い、生産現場の期待に応えてまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 産地パワーアップ事業については、これまでの要求額とその配分額の差が余りにも大きかったために、ことしこの補正予算等にかなり期待があるようでございますので、頑張ってくださいと思います。

次に、省力化・軽労化について伺います。国内の農業は高齢化し、体力的に農作業を続けるのが難しい人もふえており、省力化や軽労化、技術の伝承が課題となりつつあります。農林水産省は、農産物の品質向上や農作業の効率アップのため、人工知能やIoT、ロボットなど第4次産業革命の農業分野への活用を本格化させるとの報道であります。高齢化や農家の担い手不足を補い、コスト削減や高品質化につなげるのを目的にしており、平成28年度補正予算と平成29年度当初予算の概算要求に関連費用を盛り込むと聞いております。GPS利用によるトラクター走行、除草ロボット、トマトの収穫ロボット、農業用ドローン、ベテラン農業者の技

術や経験をデータ化し、新規就農者が学べるシステムや、ICTによる農薬や水の散布量の最適化などなどが、いよいよ現実のものとなりつつあります。本県でも、里芋の収穫機械の開発待望との報道もございました。これまで似たような質問を何回かしてきましたが、農業が変わる、農業を変える好機と捉え、積極的に取り組むべきだと考えます。そこで、農政水産部長にお尋ねいたします。本県農業へのAI（人工知能）、ICT、IoTなどの先端技術の活用にはどのように取り組んでいくのか、御見解をお聞かせください。

○農政水産部長（郡司行敏君） 農業従事者の高齢化が急速に進み、労働力の不足が顕在化する中で、農作業の省力化や軽労化を進めるとともに、新規就農者等に生産技術を継承していく上で、AIやICTなどの先端技術の活用は大変重要であると認識をしております。このため、6月に改定いたしました第七次宮崎県農業・農村振興長期計画では、生産技術の高度化を重点プロジェクトの一つに位置づけ、施設園芸や畜産の自動環境制御システムの開発普及や、加工用ハウレンソウなどの機械化一貫作業体系の構築、さらには、GPSつき大型トラクター等の先端技術の実証などにも取り組んでいるところであります。議員から、さまざまな事例について紹介がありましたけれども、このAIやICTの分野は、次々と新しい技術が開発されております。県といたしましては、アンテナを高くして、これらの情報をしっかり捉まえ、関係団体や大学、民間企業等と連携した上で、先端技術の開発や普及に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 できたら、来年度の予算にそういう予算が組まれるといいなと、期待をして

おります。

定年帰農について伺います。このことについては、10数年前、やはり松形知事でしたが、質問をしたことがあります。今回は、里山資本主義の著者、藻谷浩介氏の日本農業新聞「論点」への寄稿文に意を強くしての再度の質問であります。藻谷氏は、「自給的農業を見直す」「第二の人生の受け皿に」と題して、もっと多くの他産業従事者、都会居住者が、老若男女問わず、第二の人生に農業を選ぶよう、関係者各位は意識した誘導策を従前以上に打ってほしいと、提言をしております。藻谷氏によれば、製造業や商業、医療・福祉や建設業においては団塊世代の就業者は減少したが、農業でだけは4万人ほどふえ、2005年から2010年にかけては、戦後生まれの全ての世代で合計13万人、農業従事者がふえたのだそうであります。健康な高齢者をふやすことは、高齢者の生活不安や年金逼迫、医療保険・介護保険原資の不足といった高齢化問題の対処になるばかりでなく、農山村の側から見ても、農地保全の主体として重要な存在というわけであります。農政水産部長にお尋ねをいたします。高齢化問題への対処や農地保全の担い手として有望な定年帰農を進めてはどうかと思いますが、御意見をお聞かせください。

○農政水産部長（郡司行敏君） 本格的な高齢化社会を迎える中で、いわゆるシニアパワーを農村地域で生かしていくことは、農村社会を維持し、地域農業を活性化していく上でも大変重要であると考えております。定年帰農者は、その豊かな経験や技術が、地域活動や農業の生産・販売に大きな力となることが期待されておりますが、農業をスタートするに当たり、基本的な技術の習得に一定の支援が必要なケースもあ

ろうかと考えております。このため県では、関係機関が一体となったワンストップでの就農相談や農業実践塾での研修など、支援体制を整えていく必要があると考えております。今後とも、定年帰農の事例や農業・農村の魅力などの情報発信を強化していくとともに、市町村等の関係機関とも連携しながら、シニアパワーの活用に取り組んでまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 農政水産部長、将来はいかがでございましょうか。既に技術はお持ちだし、即戦力で支援も要らないと思いますし、集落の方も大変お喜びだと思います。私は、縁故米ですが、米はつくります。先祖伝来の土地を耕作放棄地にしないように、元気である限りずっと実践をするつもりでおります。

次に、農作業事故について伺います。秋の農作業安全確認運動が始まりました。9、10月の2カ月間であります。建設業など他産業では事故を減らす中、農作業中の死亡事故は減らないとの指摘があります。農作業中の事故死亡者数は年間350人と横ばいですが、農業就業人口が減少する中、事故率は高まっており、就業者10万人当たりの事故死亡者数は、建設業7.5人に対して、農業は15.4人と倍以上であります。農業就業人口が減少する中、事故で担い手を失うことはまことに残念のきわみであります。農政水産部長にお尋ねいたします。本県における農作業死亡事故の現状と、その安全対策にどのように取り組んでいるのか、お聞かせください。

○農政水産部長（郡司行敏君） 本県における農作業死亡事故につきましては、平成22年からの5年間で64名の方が亡くなっておられます。直近の平成26年には9名のとうとい命が失われているところであります。県では、全国に先駆けまして、平成25年度に、県警察本部を初め、

農業団体、農業機械メーカー、農業機械士会で構成する「宮崎県農作業安全推進協議会」を設立したところでありまして、春と秋に「農作業安全確認運動」の推進月間を設け、農業大学校や各地域で農作業安全研修会を開催いたしますとともに、各種啓発活動等に取り組んでいるところであります。また近年、農業機械が大型化し、使い方を間違えれば大事故につながる可能性が大きくなっております。今後は、機械操作等にふなれな新規就農者や女性農業者にも呼びかけをいたしまして、機械操作研修等も充実することといたしております。これらの取り組みによりまして、個々の農業者の安全意識を醸成し、事故の撲滅を目指してまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 目指すは死亡事故ゼロでしょうから、よろしく願います。

教育問題に移ります。

新学習指導要領についてであります。新学習指導要領が中教審で了承され、2020年度から順次、小中高で開始されると聞いております。

「ゆとり教育」と呼ばれた2002年実施の改訂学習指導要領は、受験戦争を過熱させた詰め込み教育の反省から、学校週5日制の導入や「総合的な学習の時間」を新設するなどの変更を実施しましたが、「教育内容が3割減り、学力低下を招いた」などの批判が続出し、「脱ゆとり宣言」と言われる今回の改訂になったと聞いております。教育長にお尋ねいたします。今回改訂される学習指導要領の基本的な方向性と、どこがどのように変わるのか、主な変更点についてお聞かせください。

○教育長（四本 孝君） 次期学習指導要領改訂の基本的な方向性としましては、情報化やグローバル化などの急激な社会的変化が進む中

で、未来のつくり手となる子供たちに必要な資質・能力を育む学校教育の実現を目指すことが示されており。主な変更点といたしましては、小学校では、3・4年生で外国語になれ親しむ「外国語活動」を導入するほか、5・6年生で「外国語」を正式教科にすること、中学校では、部活動のあり方を見直すこと、高等学校では、みずから国や地域の諸課題を解決する力を育む新科目「公共」を新設することなどが計画されており。また、質の高い学びを実現するために、小中高を通じた授業改善の視点として、子供の主体的な学びを目指すアクティブラーニングを導入するなど、時代の変化に応じた新しい学びの姿が打ち出されたところでございます。

○蓬原正三議員 次に、教職員定数の増員について伺います。文部科学省がまとめた中期的な学校指導体制構想によると、発達障がいやいじめ、貧困など、子供が抱える多様な課題への対応を充実させるために、2017年度、来年度からの10年間で公立小中学校の教職員定数を約3万人ふやし、構想1年目の17年度は3,000人超の増員を、予算の概算要求で求めるということでもあります。さて、本県の教職員定数はどのように改善されるのか、教育長、見通しをお聞かせください。

○教育長（四本 孝君） 文部科学省がまとめた構想では、発達障がい等の児童生徒への「通級による指導」の充実や、いじめ・不登校問題への対応の強化など、複雑・困難化する教育課題に対して必要な教職員定数の充実を図るため、今御質問にもありましたが、平成29年度からの10年間で2万9,760名の教職員定数の改善を計画しております。なお、この構想の初年度となる平成29年度予算の概算要求において、3,060

名の教職員定数の増員を財務省に求めているところでもあります。本県といたしましても、ことしの5月に知事が、8月には私が、直接、文部科学省を訪問して、教職員定数の増員を要望したところであり、今後、教職員定数がどのように改善されるのかについて、国の動きを注視してまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 次に、プログラミング教育について伺います。新学習指導要領には、小学校段階からのプログラミング教育の導入もうたわれております。安倍政権は、国家戦略の柱の一つにITを掲げ、プログラミング教育を人材育成の基盤に位置づけております。内閣官房がプログラミング教室を対象に行った調査によると、受講生には、プログラミング技術の習得だけでなく、課題に自発的に取り組み解決する力、ものづくりへの意欲、物事をやり遂げる粘り強さ、新しいものを生み出す力、自分から学ぼうとする意欲などの教育効果があらわれるということでもあります。プログラミング教育の狙いと、今後どのような教育が行われるのか、教育長、お願いをいたします。

○教育長（四本 孝君） 現在、国において議論がなされておりますプログラミング教育の狙いにつきましては、コンピューターを活用する際に必要なプログラミング言語を学ぶことだけではなく、論理的思考や創造性、問題解決能力といった資質・能力を育むことにあります。今後のプログラミング教育であります。小学校では、例えば理科の時間に、さまざまな電気製品は組み込まれたプログラムによって条件に応じて作動しているということを感じさせるなど、各教科を通して、新たにプログラミング教育の導入を図ること。中学校では、技術・家庭科において、現在行われているプログラミング

に関する学習内容の充実を図ること。高校では、「情報」の授業の中で、全ての生徒がプログラミングの内容を必ず学ぶことなどが予定されているところでもあります。

○蓬原正三議員 次は、今のプログラミングにも多少かかわってくると思いますが、教育長の御見解を伺います。人工知能(AI)が目覚ましく進化しております。「指数関数的に」という表現もあるようですが、さまざまな仕事が将来は機械に置きかえられ——河野議員からも前、この発言はあったように思っていますが——子供たちの65%は、今は存在しない職業につくとの予測を、最近よく耳にしております。事実、野村総合研究所は、昨年12月、「10～20年後には日本の労働人口の半分の職種が人工知能やロボットに置きかえられる可能性が高い。特別な知識やスキルが必要ない仕事のほか、体系的操作をする仕事にその傾向が強い」との試算を出しているそうであります。平成28年版科学技術白書では、20年先の近未来がAIでどのように変わるかを述べてありますが、マスコミや専門家等の論評には、「バラ色で楽観的ではないか」など、負の側面への警告も目にしているところでもあります。子供たちにとっては、便利だが、大変な時代となるのかもしれませんが。

私は若いころ、自動制御という分野の設計の仕事をしておりましたが、学生時代の実験は真空管からトランジスター、就職してからはICがLSIに変わり、そして超LSIへと目まぐるしく進化するところで、製品は日を追って小型化していきました。そして今——はしょって申しますが——スマートフォンの時代。当時からすれば夢のまた夢、技術の進歩にはただただ驚くばかりで、スマートフォンの存在など、当時は考えも及ばないことであります。しかし、こ

こまではまだ、ツールの進化の世界ということで大きくくりできると思います。AI(人工知能)の大変さは、社会のシステムまで変わってしまう、変えてしまうということのようでもあります。

さて、未来を担う子供たちをどう育てるのか、我々大人がしっかりと考えなければならないときであります。今後どのような教育を展開していくべきか、教育長の御見解をお聞かせください。

○教育長(四本 孝君) 生産年齢人口の減少やグローバル化、IT化が進む中で、子供たちが社会で活躍するところには、今御質問にありましたが、絶え間ない技術革新等によりまして、社会や職業のあり方そのものが大きく変容するという予測がなされているところでもあります。現実には、例えば囲碁やチェスの世界では、トッププロが人工知能にかなわないという状況があるようでもあります。また、最近報じられたところでは、戦闘機の操縦シミュレーションも、人間よりも人工知能がまさったそうであります。また、近未来的には自動車が自動運転をされるであろうということにもなっております。まさに我々の想像を超えるスピードで進みつつあると思っております。しかしながら、人工知能等が幾ら進歩しようとも、人間には、みずから考え行動する力、他者と協調し他者を思いやる心、新たな創造に挑戦し未来を切り開いていく力など、人工知能等がなし得ることのできない人間のすばらしさがあります。そう信じております。教育は、いわば未来を創造する営みであり、教育のあり方も一層進化させる必要があると考えております。その上で、子供たち一人一人が豊かで創造的な人生が送れるような教育の実現を目指してまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 この人工知能にも1つだけ、欠点というか人間を超えられない部分があるそうです。経験的なデータからだけ判断していくので、要するに人間が持つ想像力、イマジネーションとかクリエイション、インスピレーション。ものづくり、創造、クリエイティブ、つくり上げていく、そういうことについては人間には勝つことができない、そういう専門家の意見もあるようですから。それと心の部分、そういうところをやっていくのかなと。それにしても非常に難しい時代を迎えていることは間違いないうであります。

最後になります。自転車の活用について伺います。

いよいよ待望の自転車活用推進法案が成立するようであります。9月の臨時国会に議員立法として提出されると聞きました。この法案は、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的に、自転車が、環境や健康の増進、交通の混雑の緩和、または災害時において機動的であるなどの特性を有することから、交通体系における自転車の役割を拡大することを基本理念としております。国及び地方公共団体には、自転車活用推進計画を定めるよう努めるなどの規定があり、一方では、自転車専用道路や自転車専用通行帯、駐輪場の整備なども必要であり、新たな公共事業の需要も期待をされるところであります。この法案成立を先取りして、自転車を活用した観光施策やまちづくりを推進すべきと考えます。宮崎にはぴったりお似合いのツールかと思えます。まずは、近年の自転車事故の推移と現状について、警察本部長、お聞かせください。

○警察本部長（野口 泰君） 自転車事故は、平成21年の1,693件をピークに年々減少傾向にあ

り、昨年は1,060件でした。本年も7月末現在で532件と、前年同期と比較し89件減少しておりますが、死亡事故につきましては、昨年5件、本年は既に3件発生しております。自転車事故は重大な結果を生じる危険性が高いものであります。そこで、警察では、交通指導取り締まりのほか、学校を初め関係機関・団体と連携し、安全教育や広報啓発に取り組んでいるところであります。

○蓬原正三議員 そこで、いわゆる自転車活用推進法案ができますと、自転車専用通行帯、あるいは車と自転車の分離とか、そういうことにもなってくるんじゃないかと思っています。ただ、事故は減っているという現実はわかりました。

最後に、商工観光労働部長にお尋ねいたします。これは以前、茂部長にも聞いたことがあって、大いに関心があるんだと前向きな答弁をいただいたことがありました。自転車を活用した観光施策の推進についてお聞かせください。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 県内各地におきまして、近年、ヒルクライム等の大会や自転車関連イベントが開催されるなど、サイクルツーリズムへの機運が少しずつ高まっております。こういう中で、昨年10月には、自転車環境の整備等を図るため、国、県、関係市等により日南海岸サイクルツーリズム協議会が設立されたところであります。本県は、美しい景色や温暖な気候に加え、各地に点在する神話ゆかりの地や多彩な食など、サイクリングを楽しむための魅力的な資源に恵まれておりますので、観光誘客を図る上で、自転車の活用は大きな可能性を秘めていると考えております。このため県では、サイクリング団体や関係機関等と連携し、本県の強みを生かしたサイクルツーリ

ズムのあり方について検討を始めたところでありまして、今後、インバウンドを含めた本県の新たな観光誘客の柱となるよう、その実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 今のが最後の質問のつもりでしたが、米政策を後ろのほうに回しておりましたので。23秒で終わりますから。

米政策について。平成30年以降、国の米政策が変わります。現在のところ、米の作付についてはブロックローテーションによる秩序ある減反が行われておりますが、政策の変更によって秩序が壊れ、水路保全や薬剤散布に支障を来すことや、これを機に廃業者がふえ耕作放棄地がふえるなどが懸念されます。米政策見直し後の水田農業はどうなるのかお聞かせください。農政水産部長、お願いします。

○農政水産部長（郡司行敏君） 米政策の見直しにより、平成30年産以降は、行政が生産数量目標の配分を行わなくなるとともに、米の作付に対する交付金の廃止が決定しております。一方、国は、平成30年産以降も、地域で実効性のある需給調整が行われることを目指しまして、引き続き、全国ベースの需給見通しを提示するとともに、飼料米等の戦略作物等に対する交付金を継続することといたしております。県といたしましては、本年4月以降、生産者や関係機関・団体との意見交換会を行いますなど、幅広く意見を伺ってきております。また、今月1日には、「平成30年産以降の米政策の見直しに係る研究会」を設置し、地域の担い手や水田営農体系について、将来に向けた検討を開始したところでありまして。水田は、地域農業の基盤であり、伝統文化や景観などの観点からも守るべき地域の宝でありますので、水田のフル活用と持続的な水田農業経営の確立に向けまして、しつ

かりと取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○蓬原正三議員 終わります。ありがとうございました。（拍手）

○星原透議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時48分休憩

午後1時0分開議

○星原透議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、渡辺創議員。

○渡辺創議員〔登壇〕（拍手） 県民連合宮崎の渡辺創です。通告に従い、一般質問を行います。

8月22日、日南市で開催された小村寿太郎侯頭彰高校生弁論大会に出席しました。同大会は、国際社会と日本の関係などをテーマにしたもので、予選を通過した高校生8人が、それぞれのみずみずしい感性と真っすぐなまなざしで国際社会への貢献のあり方などを説く姿は、とても爽やかで、すがすがしく、彼らの将来に大きな期待を持つに十分なものでした。また、彼らの弁論の多くが、「唯一の被爆国としての経験」や「戦後70年間の不戦」を柱にし、日本らしい国際貢献のあり方を模索しようとしていることも非常に印象的でした。

その中でも、2席となった宮崎西高校2年生の井上杏芳さんの弁論は、国連を「世界中に意見を発信する場」と位置づけ、原爆を投下された当事国としての日本の役割を問い直すものでした。祖父母の戦争体験やオバマ米国大統領の広島訪問などを通して、井上さんは、みずから戦争体験を聞き、後世に残すために、その経

験をまとめていく活動に直接かかわっていくとの決意を語りました。「(戦争体験を)後世に残すための活動を行い、戦争の悲惨さを風化させないようにするのが私たち若者の責務です」と力強く締めくくった高校生の姿に胸を熱くし、大きな刺激を受けたところです。

さて、間もなく9月19日を迎えます。安全保障関連法制が国会で成立して1年となります。国民の間で大きな議論を呼んだ安保法制は、ことし3月に施行され、この国の安全保障政策は大きな転換点を迎えたと言わざるを得ません。この安保法制をめぐるのは、賛否両サイドから幅広い声が上がりました。国会前に30万人を超える市民が結集したことや、大学生を中心に過去に例のないスタイルで発信を続けたシールズに象徴されるように、「声を上げる」という観点で、新しい「政治と国民」の関係性の模索が始まったことは間違いありません。このことは、政策への賛否を超えて、「国民の意思の発露」という観点で新しい胎動が起きていると受けとめるべきでしょうし、私たちのように直接的に政治にかかわる立場の人間は、もしかすると、その存在意義が問われているのかもしれない。

もう一つ、安保法制をめぐる議論を通して、非常に考え込んだ、もっと素直に言ってしまえば、悲しい気分になったのは、政策の違いが人格否定や存在の否定にまでたどり着いてしまうようなやりとりが、ネット上などを中心に起こってしまったことです。これは、決してどちらかワンサイドの話をしているわけではありません。賛否どちらの立場からもあったと言えるかと思います。政策の違いや目指す方向性の違いは、あって当然です。いずれも、それぞれの暮らす社会のあり方を思っただけの議論のはずで

す。しかし、政策への賛否が簡単に越えてはならないハードルを越え、非国民や売国奴などというような人格否定の言葉を投げつけ合うような社会になってしまっているのではないかと。みずからと相違があれば、それはすぐに攻撃の対象となる、とげとげしい社会になってしまっているのではないかと危惧するところです。

知事は、太田清海議員の代表質問での「ルサンチマンな社会」という問いかけに、「不寛容の広がり」という言葉を使われたように記憶しております。私もまさに同じく思うところです。安保法制成立から間もなく1年にあわせ、この機会に、法制への評価のみならず、同法制の成立までの社会の動きも踏まえて、知事の御所感をお伺いしたいと思います。

知事にもう一問お伺いします。今夏の参院選挙を受け、与党は早ければ秋の臨時国会にも改憲に向けた動きをスタートさせるのではないかとされています。緊急事態条項や財政規律条項、憲法改正発議の要件緩和などから優先的に取り組むとの見方もありますが、その本丸は平和主義にかかわる9条と考えるのがオーソドックスではないでしょうか。仮に改憲となれば、地方行政とも無関係ではありませんし、一人の政治家としても、みずからの憲法観を示すことは大切です。知事の憲法観と改憲に向けた動きについての所感をお伺いします。

壇上からの質問は以上とし、残余の質問は自席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 答えします。

まず、安全保障関連法についてであります。安全保障関連法は、世界を取り巻く安全保障環境の大きな変化に対応していくために制定されたものと認識しております。昨今、国際的なテ

口の発生や、北朝鮮による核開発、弾道ミサイルの相次ぐ発射など、我が国周辺を初め、世界の情勢は厳しさを増してきておりますので、政府におかれましては、国民が抱いている、平和な暮らしを守りたい、平和な国であってほしいという強い願いに、しっかりと応えていただきたいと考えております。

なお、法の制定までに、国民に賛否両論ある中でさまざまな議論があり、その中で、自分の考えと違う相手の人格を否定するような極端な言論等があったというような報道がなされておるところであります。国の安全保障にかかわる重要な問題について、正面からしっかりと向き合って議論すべきであると考えております。反対なら反対であり、何が反対なのか、しっかりと論点を明確にして、前向きに議論することが非常に重要ではないかと考えております。そうした中であっても、今回、若い世代が政治に対し高い関心を示したことは、意味のあることだったと考えているところでもあります。

次に、憲法についてであります。憲法は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義などを基本原理として示した、国の根幹をなす最高法規でありまして、基本原理というものは、とても重要なものであり、しっかりと守られていくべきものと考えております。現在、参議院議員選挙を経て、憲法改正をめぐる議論が活発化しつつあるところではありますが、議論というものをしっかりとすべきだと思っておりますし、議論に当たりましては、こうした基本原理を大切に、また、国内外の情勢の変化なども考慮に入れながら、まずは国会において、国民の意見を踏まえ、しっかりと熟議、また議論をしていただきたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

引き続き知事にお伺いいたします。きょう午前中、蓬原議員の質問の中にもありましたけれども、7月に行われた参議院選挙から選挙区の合区が実施されました。島根県と鳥取県、それから、徳島県と高知県となりました。この合区は、一票の格差を是正するための措置であったわけですが、議論のさなかでは、合区して2人区をつくるという議論も一時期ありました。その中では、野党、与党の一部から出た案でも、宮崎県も合区の対象になるという議論もあったわけで、決してよその話というわけではありません。

ただ、一方で、一票の格差の問題は、長く政治サイドがその解決から逃げてきたというか、十分に役割を果たしてこなかったという面もあり、非常に難しい要素を含んでいる問題だと思っています。都道府県という基礎単位を守らなければ、きょう午前中もありましたように、地方の声は届きづらくなる。片や一方で、都道府県にこだわると、一票の格差の解消が難しくなっていくという状況にあると思います。与党の中には、都道府県代表ということを経験の中で明記して位置づけるという、若干どさくさに紛れた議論の展開というような気もしなくはないものもあるような気がしますけれども、都道府県制をとっている限りは、都道府県の意見がきちんと反映される体制は必要だと私は考えるところです。午前中と重なるかもしれませんが、合区に関して、知事会の動きもありますので、知事、御答弁をいただければと思います。

○知事（河野俊嗣君） 参議院には、都道府県単位で選出された代表が、地方の声を国政に届ける役割があるものと考えております。今回、

初めて4つの県で合区が導入されましたが、合区対象となった県では、投票率低下に見られる有権者の関心の低下や、自県を代表する議員が出せず、県の意味を国政に十分届けられないなどの問題が顕在化したため、合区解消を求める声が各方面から上がり、全国知事会におきましても、さまざまな議論を経て、合区の解消に関する決議をしたところであります。私は、合区は一票の格差是正のための緊急避難措置であって、次の参議院選挙までに抜本的な見直しが必要とされておられるべきものと考えております。その見直しにつきましては、今後、さまざまな方策、今、憲法改正という御意見がありました、そういった選択肢も含めて、幅広く議論を展開していく必要があると考えております

○渡辺 創議員 同じく参議院選挙に関連して、18歳選挙権の導入についてお伺いします。

今回の参院選は、国政選挙において投票権を18歳に引き下げる初めての選挙となりました。先日の選挙管理委員会の発表によると、年齢別の投票率は、18歳が38.54%、19歳が28.07%、18歳足す19歳で33.61%となりまして、全体の投票率49.76%とも大きな開きが出ましたし、新聞報道もありましたように、18歳選挙権、かわる18歳、19歳というのは、他の都道府県と比較しても極めて低い結果となったようです。選挙管理委員会としても、啓発のために、さまざまな取り組みを行ってきたと思っておりますけれども、この間、具体的にどのような啓発を行って、また、その結果をどう受けとめているか、選挙管理委員長にお伺いします。

○選挙管理委員長（後藤仁俊君） 県選挙管理委員会では、参議院選挙での18歳選挙権導入を見据え、教育委員会や市町村選挙管理委員会と協力しながら、高校生対象の啓発イベント開催

や、高校での選挙出前授業などに取り組んでまいりました。また、選挙時には、実際の参議院選挙を題材とした模擬選挙マニュアルを作成し、各高校に実施を呼びかけたほか、ポスター、チラシやコマーシャルなどを使い、投票を呼びかけました。

しかしながら、本県の18歳、19歳の投票率は33.61%と、全国平均を13.17ポイントも下回る結果となったことは大変残念であります。一方で、これは20歳代前半の投票率を上回る水準であり、これまでの啓発活動が一定の成果を上げたものと認識しておりますので、今後も創意工夫を重ねながら継続して取り組むことで、政治や選挙への関心の高い若者をふやし、投票率の底上げにつなげてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 同じく啓発といいますか、主権者教育の取り組みは、教育委員会でも進められたわけですが、主権者教育という観点での取り組みという意味では、今回の参院選は、高校における主権者教育を大きく進展させるきっかけになったのではないかと考えております。教育委員会、また各県立高校ではどのような取り組みが行われ、その効果をどのように整理していらっしゃるか、教育長にお伺いします。

○教育長（四本 孝君） 今回の選挙権年齢引き下げを受けまして、県教育委員会では、これまで主権者意識を高める指導や投票意欲の高揚に努めてきたところです。例えば、主権者教育の充実を図るため、校長会等で周知・啓発を行うとともに、各学校で主権者教育の企画・立案を行う「主権者教育推進リーダー」を任命し、指導の充実に向けた研修会等を行ってまいりました。また、今回の参議院議員通常選挙を題材とした模擬選挙を、県立学校17校でそれぞれ実

施しておりまして、約3,600人の生徒が参加しております。

効果につきましては、今回の選挙の結果のみで高校生の投票行動を評価・判断することは難しいところではありますが、今後、公表されております投票率や各学校における取り組みを検証し、生徒の主権者意識の醸成に生かしてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 今回の結果を見たときに、もちろん十分な数字が上がっているとはとても言えないだろうと考えます。しかし、例えば、18歳と19歳の投票率を比較してみると、10ポイントの開きがあって、これは、高校において新しい主権者教育を受けた層と、それが十分ではなかった層との違いと見ることもできるかと思えます。また、今回の18歳というのは、高校生に当たるところは、4月、5月、6月生まれと7月生まれの一部ですので、18歳全体の4分の1しか新しい主権者教育を受けた高校生というのは当てはまらなかったということになります。例えばこれが年度末に行われていれば、10ポイントの開きというのがもっと大きく出たという可能性も考えられるかとは思いますが。

引き続きの取り組みが重要になるわけですが、その意味では、今回、現役高校生の投票行動はどのような形だったのか、本当に選挙に行ったかどうかも含めて、もちろん秘密投票の原則に十分配慮するということが大事ですが、取り組みをしてきた以上は、そこにどういった効果がついてきたのかということ、学校であったり教育委員会でもきちんと検証するという視点も大事ではないかと思っておりますので、意見として申し述べておきたいと思っております。

教育委員会に引き続きお伺いしますけれども、教育委員会、学校で取り組んできた主権者

教育は、言うまでもなく、今回の参議院選挙で終わるものではありません。今後も継続的・安定的に取り組んでいくことが極めて重要になると思いますが、今後の方針について、教育長にお伺いします。

○教育長(四本 孝君) 主権者教育では、子供たちが、国や地域の課題をみずからの問題として捉え、その解決に向け、主権者として主体的に行動していく力を身につけさせることが求められておりまして、学校においては、これまでの指導をさらに充実させながら、計画的・継続的な指導を進めることが大事であると考えております。このため県教育委員会では、本年度から全ての県立学校で年間指導計画を作成させるとともに、模擬選挙やディベートなど新たな実践的取り組みについても、計画的に実施するよう指導してまいりました。今後、このような取り組みをさらに進めるとともに、各学校における取り組みや課題について、年度末に実施する研修等において検証を行い、工夫・改善に努めながら、主権者教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 このテーマ、最後は知事にお伺いしたいと思います。参院選までの議会での答弁などを振り返ってみましても、知事が今回の18歳選挙権導入に対して、新しい世代が政治に関心を持ってくれるのではないかと、そういう機会になればという期待感を持っていらっしやったことはよく伝わってきました。また、知事も、選挙管理委員会や新聞社などが主催する意見交換会など、積極的に出ていらっしやったという印象を持っておりますが、改めて、今回の選挙結果を受けて、どのように受けとめていらっしやるかお伺いしたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 今回、本県の18歳、19

歳投票率が他県に比べて低かったことは残念に受けとめておりますし、今回、18歳選挙権ということで、若い世代を中心として、全体として投票率の向上につながらないかという期待、また、そのようにしていかなければならないという思いがあった中で、必ずしもそのような状況になっていないということも残念に受けとめておるところであります。一方で、18歳の投票率が19歳を10ポイント以上上回った、これは注目すべきではないかと考えております。18歳は、選挙権年齢引き下げが決まった後の本格的な主権者教育を受けてきた世代でありまして、その取り組みに対する一定の手応えが感じられる結果ではないかと受けとめております。

しっかり若者と向かい合って、主権者教育や啓発に取り組めば、きっと吸収して応えてくれると思いますので、教育委員会、選挙管理委員会には、今後とも自信を持ってその方向で取り組んでいただきたいと思っております。また、そのことが、若い世代を中心に、ほかの世代にも意識を変えていく大きなきっかけにならないかということをご期待するところであります。私も知事として、また政治家の一人として、あらゆる機会を通じて、若者の政治への関心の向上に努めてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 私も、知事が高校生の皆さんと意見交換をするような場に同席させていただく機会がありましたけれども、その際に、知事が高校生に向かって、「自分でしっかり考えること」がとても大事だという趣旨のアドバイスをされていたのが非常に印象に残っています。高校生に向けて、極めて的確なメッセージだったのではないかとと思うところです。今後の国政選挙では、今回ほど18歳の子たちの動向というのが注目されることはないかもしれませんけれ

ども、知事と直接、高校生や若い世代が語り合うというのは、これ以上ない主権者教育の場ではないかと思っておりますので、ぜひ、知事には、今後ともそういう場を積極的につくっていただくようお願いしたいと思います。

それでは、テーマ変わります、屋外型ナショナルトレーニングセンターについてお伺いしたいと思います。

今議会でも、自民党の代表質問や昨日の日高博之議員の一般質問でも話題となりましたが、県が誘致に取り組んでいる屋外型のナショナルトレーニングセンターについて、お伺いいたします。県は昨年8月26日に、シーガイアオーシャンドーム跡地への、五輪選手らを育成する屋外型ナショナルトレーニングセンターの誘致を表明しました。シーガイアを運営するフェニックスリゾート社の松永社長と知事、宮崎市の戸敷市長が並んで記者会見に臨むという、非常に大きな打ち出しであったと今も記憶しています。その後、誘致に向け、どのような取り組みをしているのか。また、誘致が実現した際には、どのような効果が得られると考えているのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 屋外型ナショナルトレーニングセンターの誘致につきましては、昨年8月の構想発表後、10月には官民一体の誘致推進委員会を設立するとともに、国や競技団体などに対し、機会あるごとに要望活動を行ってきたところでございます。

誘致の効果につきましては、ナショナルトレーニングセンターができますと、日本を代表するアスリートや指導者が数多く来県することが予想されます。このことは、「スポーツランドみやざき」のブランド力向上に資するだけでなく、新たなスポーツキャンプの誘致につながっ

ていくものと考えておりました、それらに伴う来県者の増加などにより、本県経済に大きな効果が期待できると考えております。また、来県されたトップアスリートや指導者との交流の場や指導の機会もつくっていきたいと考えておりますので、本県の競技力向上にも寄与するものと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

屋外型のナショナルトレセンですが、東京都北区にある屋内型スポーツ向けのナショナルトレセンに比べると、それぞれの競技の特徴を踏まえたときに、各競技の集約に難点があり、ことしの8月にまとめられた「トップアスリートにおける強化・活動拠点の在り方について」という国の報告書の中でも、その点は明確に指摘されています。つまり、屋内型のように、さまざまな競技の選手が共通して集って使うことができるという側面に難点があるという意味だと理解しています。

誘致合戦の先頭を走っていると見られる神奈川県横須賀市などは、自転車とか馬術などに加えて、水上系競技の練習拠点も加えた、かなり総合的なものと考えていると伺っているところですが、宮崎県が誘致を目指している屋外型ナショナルトレセンのイメージというものはどのようなものでしょうか。商工観光労働に、できるだけ具体的に御説明いただければと思います。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 現時点で想定しております施設につきましては、芝生グラウンドや400メートルトラックの共用コート、メディカル機能等を備えたトレーニングセンターなどでありまして、屋外系競技の競技力向上に資するものでございます。対象種目といたしましては、トラック競技や投てき競技などの陸

上競技、ラグビーやサッカー、トライアスロンなど、本県での受け入れ実績が豊富な種目が考えられます。

○渡辺 創議員 昨年8月の誘致構想の記者会見の際には、同じ日に文部科学省への提案・要望書の提出も済んでいるという非常にスピーディーな運びに驚くのと同時に、私も県議会でいろいろと話は聞かせていただいていたけれども、余り具体的にナショナルトレセンの誘致ということが議論されたことはなかったという印象があつて、若干、唐突な印象を持ったのも事実でありました。この機会に改めてお伺いしたいと思いますが、この屋外型ナショナルトレセンの誘致構想は、誰が——人物という意味ではないかもしれませんが、主体はどこが中心となつて、いかなる経緯の中で進めてきたのか、構想を表明するに至ったのかということ、商工観光労働部長にお伺いしたいと思います。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） スポーツキャンプ・合宿の誘致競争が激化している中で、「スポーツランドみやざき」を推進する本県の優位性を確保するためには、科学的なトレーニングやスポーツメディカルの機能を備え、提供できるような体制づくりが重要であると考え、以前から、こうした機能を有する施設について、調査・研究を行ってきたところでありました。こうした中、昨年6月にフェニックスリゾート社から、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会を視野に入れた事業展開として、オーシャンドーム解体後の跡地に屋外型ナショナルトレーニングセンターを誘致し、地域振興にも貢献したいとの提案があつたところでありました。県といたしましては、「スポーツランドみやざき」のさらなる推進につながると判断

し、官民一体となって誘致に取り組むこととしたところでございます。

○渡辺 創議員 経緯はわかりました。

もう一問、商工観光労働部長にお伺いしますが、国は、そもそも屋外型ナショナルトレーニングセンターの整備については、有効性は認めながらも、整備を行うか否かという結論は現時点でも出していないところですか。先ほど答弁にもありましたけれども、2020年の東京オリ・パラを視野に入れてということであれば、専門家によると、整備には最低でも3年はかかるという話もあるようですので、極端な話ですが、仮にあした整備が決まったとしても、開催まで既に4年を切っている東京五輪の選手強化に資する施設になると考えるのは、既に無理がある状況ではないかと思えます。

もちろん、選手強化というのは東京五輪の後に必要な観点では、今マスコミ等でも課題が指摘されておりますけれども、東京五輪関係の巨額な施設整備費の問題を考えれば、2020年以降にも選手強化のために新しい施設をつくっていくということが、それほど容易なものだとは思いません。また、東京オリンピックの際に新しくつくった施設を今後は選手の強化に活用すべきだという考え方も次第に支配的になっていくだろうと思えます。そのことは、ことし8月に国が出した報告書の中でも明確に示されているところだと考えています。

このあたりの状況を勘案すると、屋外型ナショナルトレーニングセンターの誘致というのは、ただ頑張れば何とかなるという次元を少し超えた課題を抱えているようにも感じるところです。再度、商工観光労働部長にお伺いしますが、今の現状は、県が当初考えていたスケジュール感と比べて、どのような状況になっている

のか。また、屋外型ナショナルトレーニングセンターの実現度をどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 屋外型ナショナルトレーニングセンターにつきましては、昨年度中に整備についての方針が国から示されるということを想定し、誘致活動を進めてまいりましたが、議員のお話のとおり、スポーツ庁設置の有識者会議から先般出された検討状況報告では、具体的な整備方針には触れておらず、検討すべきさまざまな課題が示されたところであり、県としましては、可能な限り早い時期に整備されることを期待しておりますので、これらの課題解決に向けての調査を行い、本県の貢献可能性や優位性等について取りまとめるなどして、本県への誘致について粘り強く要望してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。宮崎県としても国に要望している立場ですので、そういう状況について、なかなかすっきりとした物言いがしづらいということはよくわかります。私も、屋外型のナショナルトレセンの意義や、そのナショナルトレセンを宮崎へという取り組みを否定するものでは決してありません。ただ、国の動きが極めて遅く、本気度がなかなかうかがえないというのは、既に早い段階から明らかになっていたことで、ライバルである横須賀市では、昨年末の時点で「もう東京五輪にこだわるのは無理ではないか」という空気が支配的になっていると、神奈川の地元の新聞等々では繰り返し報道されているところなんです。

先ほど部長の答弁にもありましたように、本来であれば、昨年度中に出ると予想していた報告書はことしの8月になって、しかも、その8月に出た報告書の中身は、結論ではなくて、中

間報告的な内容にとどまっているというのが今の現状ですので、とても残念な状況と言わざるを得ないかなと思っております。

横須賀市長は、東京五輪にこだわらず、息長い誘致活動にでも取り組むという姿勢を示していらっしゃるようですが、宮崎県の場合は、現時点では、関係者の中でそこまでの合意形成ができていないと感じられませんか、県の姿勢としても、東京オリ・パラを見据えた短期的な誘致活動なのか、それとも、国の結論が出るまで、いつまでも粘り強く頑張る誘致活動なのか、その辺がいま一つわかりづらい状況かなと感じております。

もし息長く誘致活動を続けるということであれば、それはそれで非常にいいことだと思いますが、その場合に、県民の意識として一つ大きな課題があるかなと思うのは、かつて観光宮崎のシンボルでもあったオーシャンドームの跡地利用と屋外型のナショナルトレーニングセンターの誘致が結びついているところにあると思います。もちろん跡地利用については、所有者であるフェニックスリゾート社の意向が極めて重要になると思いますけれども、仮に国の屋外型ナショナルトレーニングセンターの整備に関する結論が先延ばしされて、長期にわたって誘致活動を行わなければならないという場合に、オーシャンドームの跡地利用に影響はないのか。また、そのような中で誘致活動を中止するか否かという判断を迫られるような場合には、この問題は誰が判断していくのか、知事にお考えをお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 屋外型ナショナルトレーニングセンターの設置につきまして、仮に今後の誘致活動に影響を及ぼすような国の方針が示された場合には、まず、土地の所有者である

フェニックスリゾート社の意向を踏まえる必要があるものと考えておりますし、その上で、官民一体で組織します誘致推進委員会において、意見をよく整理する必要がある、そういうふうな手順であると考えております。

屋外型トレセンにつきましては、今回のリオデジャネイロオリンピックにしましても、41個という過去最高のメダルの獲得がなされたわけでありましたが、これは、北京オリンピックの直前に北区に整備された屋内型ナショナルトレーニングセンターの成果が、ロンドン、そしてリオデジャネイロというふうに出てきたわけでありまして、

我々、運動論としまして、東京オリンピックまでにぜひ整備をということで働きかけをしておりますが、強化の必要性は、先ほど議員も言われたように、その後も続くわけでありまして。我々、ゴルフやトライアスロンのナショナルトレーニングセンターに位置づけをされている、また、いろいろなさまざまな受け入れ実績、また恵まれた環境等を生かして、引き続き、中長期的に誘致を行っていく価値ある施設ということを考えております。国の省庁移転が今、地方にということが言われている中で、トレーニングセンターが首都圏に集中しなければならない理由はさらさらないわけでありまして、本県の恵まれた環境というのを引き続き強くアピールして誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 今、知事から、中長期的に取り組む価値がある施設であるということが、はっきりと御答弁あったと思いますので、県の姿勢としては、今回、やりとりを通して、かなりすっきりわかったと思っております。オーシャンドームの取り壊しが始まって、知事もそ

の際の心境などをフェイスブックなどにもつぶっていたと記憶しておりますが、私も宮崎市の東大宮というところの出身ですので、今もおりますが、中学生のころに、次第に背が高くなっていくホテルオーシャン45やオーシャンドームの屋根ができていくのを中学校の窓から眺めていた世代であります。

大学に進学するのに宮崎を飛行機で離れるときにも、最後に目に焼きつけた光景は、シーガイアのオーシャンドームがあって45があるというのを焼きつけてふるさとを離れたということも感じながらいった世代ですので、オーシャンドームの跡地利用というのが、県民の皆さんにとっても、非常に関心も高く、いろんな思い出も詰まった問題であるということ、今回、ナショナルトレセンの誘致のことと関連して、少し指摘させていただければと思います。打ち上げた花火のままにならないように、実のあるものへとつながっていくよう、ぜひ期待したいと思います。

それでは、話題を変えたいと思います。中山間盛り上げ隊等々に関してお伺いしたいと思います。

まず、総務省が、都市部から過疎地域等の条件不利地域に生活拠点を移した者を地域おこし協力隊員として委嘱し、一定の費用負担を行う、地域おこし協力隊の制度がスタートして8年となりました。宮崎県の受け入れは2年目からであったと思いますが、同制度の受け入れ状況と制度の課題を県としてはどのように捉えているのか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（永山英也君） 地域おこし協力隊につきましては、本年6月末現在では、小林市など14市町村が48名を受け入れております。また、これまでに活動を終了した25名のう

ち、14名が本県へ定住されております。残り11名につきましては、定住に至っておらず、その主な要因としましては、「ほかの場所でやりたいことが見つかったから」というものや、「家族や健康上の理由から」というものでありますけれども、中には、「仕事の内容がイメージとは異なっていた」という事例もあったところでございます。

県といたしましては、隊員の定住をさらに促進するため、隊員同士の交流を深める研修会に加えまして、今年度から新たに、隊員と受け入れ地域のミスマッチを防ぎ、地域とのつながりを深める取り組みといたしまして、地域づくり団体とのネットワークを構築する事業を行っているところでございます。

○渡辺 創議員 秋の臨時国会に提出されるであろう国の今年度の2次補正予算案の中に、「ふるさとワーキングホリデー」制度の導入というのが盛り込まれていると新聞報道でも見たところ、地域おこし協力隊と少し似通った制度という印象も受けますが、県はこの新しい制度にどのようなスタンスで臨む方針でしょうか、総合政策部長。

○総合政策部長（永山英也君） 国の平成28年度第2次補正予算案及び29年度の概算要求には、都市部の若者が休暇中に地方に滞在し、働きながら地方の生活を体験してもらうことで、若者の受け入れによる地域の消費喚起や、将来的な地方への移住・定住につなげます「ふるさとワーキングホリデー」制度が盛り込まれております。制度の詳細等は明らかになっておりませんが、報道等によりますと、今年度は複数の地域をモデル的に支援し、来年度以降、他の自治体の自主的な取り組みを広げていく予定であるとのことでございます。県内では、西米良村

が平成10年以降、全国に先駆けてワーキングホリデー制度を行っておられます。西米良村からその成果や課題等も伺いながら、今後、国の制度設計の情報収集等に努めてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 県は独自の取り組みとして、7年前から、県内の都市部の住民が中山間地域の集落の維持にかかわる作業や祭りなどの支援を行う中山間盛り上げ隊の事業を続けています。事業の運営自体は民間への委託ということになっておりますけれども、この7年間の取り組みをどう評価されていらっしゃるか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（永山英也君） 中山間盛り上げ隊は、平成21年度の事業開始以来、16市町村で延べ3,000名を超える皆様に、集落道の清掃活動や祭りの運営補助など、さまざまな集落活動に参加いただいております。集落側では、「隊員が来てくれたことで、我々も頑張らなければならないという気持ちになった」という意識の変化や、参加者からは、「自分が成長できるいい機会となった」といった声があるなど、中山間地域における各種活動の維持・活性化はもとより、都市住民と集落住民との交流・連携の促進が図られていると考えております。

また、これまでの取り組みの中で、集落と隊員との継続的な交流や、隊員の中には、盛り上げ隊の活動とは離れて自主的な交流を行う例も見られるなど、新たな動きも生まれてきております。一方で、参加隊員や活動範囲が固定化されつつある面もございますので、このような点については、今後、改善を図っていく必要があると考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。今回の総務省の各種施策は、都市部から地方へと

人の流れをつくり、地方の集落を維持することを目指しているわけですが、そこには思っていたことと現実のギャップが必ずあるわけですし、必ずしも定住につながらないケースがあるということもよくわかりました。これはきっとUIJターン等でも同じ課題があると言えるのかと思います。また、県の中山間盛り上げ隊は、主に県内で市部から中山間地への流れをつくり、マンパワーを補い合って中山間地の集落の力になろうという取り組みだと思えます。

先日、機会がありまして、中山間盛り上げ隊の運営をしていらっしゃる「みんなのくらしターミナル」の皆さんとお話をする機会をいただきました。いろいろと議論をしたのですが、まずは、中山間地の実情を知り、なれるという意味で、移住であったり地域おこし協力隊を検討している皆さんが、中山間盛り上げ隊を活用するというのも有効ではないかという意見もありましたし、私もそういう印象を持ったところです。ほかにも新たな活用方法はあるというような気がしていますが、中山間盛り上げ隊の今後の活用方法について、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 中山間盛り上げ隊、私も神楽の公演で活動状況を実際に拝見したことがあります。支援を受ける側も支える側も、喜びや気づきがあり、双方にメリットがあるという意味で、共助の仕組みとして先進事例ではないかと考えておりますし、行政施策により、継続的な交流が行われる中で、新たなきずなが生まれ、個人的な支援活動等にもつながっておりますので、民間と行政の協働という意味でも先進モデルではないかと考えております。

この盛り上げ隊を移住施策などに活用することにつきましては、都市住民が地域住民と一体

となって現場で汗を流し、触れ合うことで、地域の実情を知るよい機会となりますので、お試し滞在の一つのメニューとして活用することも考えられるのではないかと考えております。今後とも、さまざまな方策を検討しながら、盛り上げ隊の参加者及び活動地域の拡大に努め、中山間地域と都市住民との交流を進めてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 次に、LGBT（性的少数者）の皆さんが抱える課題についてお伺いします。

このテーマについては、平成26年6月議会やことし2月議会で太田清海議員が取り上げてこられました。今回はテーマを絞ってお伺いするつもりですが、まず、LGBTの方々が暮らしやすい社会を実現するために、県ではどのようなことに取り組んでいるのか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（永山英也君） LGBT、いわゆる性的少数者の方が暮らしやすい社会を実現するためには、周囲の人々が性の多様性について理解を深めていくことが必要だと考えております。県といたしましては、このような認識のもと、性的少数者に対する理解の促進を宮崎県人権教育・啓発推進方針の課題の一つとして掲げまして、講演会や研修会、関連パンフレットの配布など、各種の啓発活動を展開しているところであります。また、県職員に対する研修の中でも、性的少数者についての人権問題をテーマとして取り上げているところであります。

○渡辺 創議員 ことしの5月に、国会では衆議院にLGBT差別解消法案が提出されています。まだ国会用語でいうところのつるしたままの状況で、審議入りはしていないというところ

になっていますが、国会でのこのような動きや、自治体における同性カップルを「婚姻に相当する関係」と認める証明書発行の動きなども含めて、性的マイノリティーであるLGBTに対する社会的課題認識は広く広がりつつあると思います。

その動きは、実は民間企業のほうが顕著であって、例えばANA（全日空）では、2015年に「ANAグループダイバーシティ&インクルージョン宣言」を行って、多様性を大切にし、人それぞれの違いを生かしながら、新しい価値を創出する取り組みを続けています。ことしの6月には、公共交通機関であるということも踏まえて、空港内の自社ラウンジにある多目的トイレのサイネージ——わかりやすく表記する看板みたいなものですが——に、LGBTフレンドリーの象徴であるレインボーフラッグを記載していくことを決定しています。誰でもが使いやすい多目的トイレを考えた場合に、非常に配慮した対応であって、今後、民間企業の間でも広がる動きかと思えますけれども、県庁の多目的トイレで同じような試みが現時点であるか、総務部長に現状をお伺いします。

○総務部長（桑山秀彦君） 県ではこれまで、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方に基きまして、県庁舎内に、障がい者や高齢者、子供連れの方など、多様な利用者に配慮した多目的トイレを整備してまいりました。しかしながら、現時点では、LGBTの方を念頭に置いた案内表示は、特に行っていない状況でございます。

○渡辺 創議員 現状は理解しました。この後の別の項目の質問とも関係しますが、宮崎県は「日本のひなた」を標榜しています。「ひなた」の意味するところは、単純に気候のことを

表現しているのではなくて、誰にとっても居心地のいい宮崎をつくるということの決意を表現しているものだと思っております。多数にとっては気づかないような障壁であっても、当事者にとっては非常に大きな課題となる。そんな課題の除去にみんなで力を合わせて取り組む、そんな宮崎県であってほしいと願うところです。

今、多目的トイレのお話をしましたけれども、県が市町村や民間を引っ張っていくという観点からも、今回提示したLGBTの方々が少しでも過ごしやすくなるように、県有施設の多目的トイレの表記について、LGBTフレンドリーな姿勢を示してはいかがかと思いますが、総務部長のお考えをお伺いします。

○総務部長（桑山秀彦君） 県が、さまざまな利用者を想定しまして、率先して施設面での対応を進めていくということは、社会全体が多様性を受け入れる環境づくりという観点から、大変重要な取り組みであると認識しております。御質問にありました県庁舎の多目的トイレにつきましても、LGBTの方も含めて、誰にでも利用しやすいトイレとなりますよう、案内の表示等を工夫してまいりたいと考えます。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。工夫していただけるとの答弁をいただきましたので、ぜひよろしく願いいたします。

続いて、広報戦略についてお伺いします。

機会あるごとに積極的な広報戦略の必要性は問うてきておりますので、きょうは状況確認にとどめたいと思いますが、「日本のひなた」のプロモーション、宮崎県のキャラクターであります「みやざき犬」、非常にいい浸透を見せていると感じておりますけれども、現状をどうお考えでしょうか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 県におきましては、宮崎への愛着を高め、知名度やイメージの向上を図るため、ひなたのキャッチフレーズや、シンボルキャラクターであります「みやざき犬」などのさまざまな手法を活用しながら、プロモーションを積極的に展開しているところであります。県のこうした取り組みに対しまして、多くの県民や企業の皆様に御賛同いただき、2万4,000個を超える「ひなたピンバッジ」の着用を初め、年間約740件に上るイベントへの「みやざき犬」の派遣要請、また、商品や広告物へのひなたロゴマークや「みやざき犬」のイラスト掲載など、さまざまな形で協力いただいているところであります。

このように、「ひなた」や「みやざき犬」は、県民の皆様が目につける機会もふえ、身近に感じてもらえる存在となるなど、着実に浸透し、本県の認知度向上にもつながっており、プロモーションによる一定の成果は上がっているものと認識いたしております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。特に「日本のひなた」は、県民や県内企業も積極的にかかわって、県が進めているというよりも、自走可能なキャンペーンになってきたという印象があります。実は、私も最近、「日本のひなた」の手拭いを見つけまして、結構、県内や県外で出張とかに行くときにお土産に持っていったりしているんですけども、きょうも実はお尻のポケットに入っております。大変好評だというふうに受け取りますが、これからもこのキャンペーンが息長く継続していくためには、県民の協力だったり、さまざまな方の協力も必要だと考えます。知事にお伺いをしたいと思いますが、今後の展開について、いかがお考えでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) 「日本のひなた」プロモーションであります。息の長いものとしていくためには、県だけがやっているということではなしに、多くの県民や企業の皆様から共感や賛同を得て、ともに宮崎の魅力を発信していく、いわば県民運動的な展開というものが非常に重要ではないかと考えております。このため、県ではこれまで、ひなたダンスや写真コンテストなどの県民参加型の企画に加えまして、ロゴマークを原則自由に使用可能としたり、民間企業と連携した情報発信を行うなど、県民や企業の皆様がみずから進んでPRできる機会の提供や機運醸成に取り組んでまいりました。会社の外に大きな看板などを出していただいたりとか、そういうような取り組みもあるところであります。

今後、こうした取り組みにより、一人でも多くの方々に宮崎のすばらしさを認識していただき、自信と誇りを持って「日本のひなた宮崎県」の魅力を全国に発信していただけるよう、息長く取り組んでいくこととあわせて、話題づくりというのも必要でありましようから、いろんな工夫を凝らしながら取り組んでまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。引き続き、多くの県民で盛り上げていければと思っております。

続いて、遷延性意識障がいについてお伺いいたします。

遷延性意識障がいというのは、重度の昏睡状態を指す症状のことで、大脳の全面、また大部分、広範囲が壊死、損傷することによって発症するということです。直接的な原因は、事故による脳挫傷や脳梗塞、脳腫瘍など、さまざまなパターンがあるということのようすけれど

も、いわゆる植物状態と言われる状況ということのようであります。御家族にも非常に重たい負担が生じて、御苦勞もある状況が続くと伺っております。この遷延性意識障がいについて、県はどのように認識し、県内ではどの程度の方々がそういう状態にあるか、実態を把握しているのでしょうか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長(日隈俊郎君) お話にありましたように、脳梗塞などによる脳血管の病気や交通事故などによる脳外傷等が原因で、長期間、意識障がいが続いている遷延性意識障がいの方の御家族の御苦勞は、大変大きなものがあると考えております。特に、急性期を脱しまして、在宅で療養されている場合は、自力での移動や食事等ができず、意思疎通もできないため、24時間の介護が必要なことから、御家族の介護負担ははかり知れないものがあると認識しております。

また、この障がいを患われている多くの方々は、身体障害者手帳を持っていると思われるんですけども、当該手帳では、正確な症状が反映されていないというようなことから、現時点で人数の把握はできていない状況にあります。

○渡辺 創議員 障害者手帳の仕組みの問題もあって、実態把握がままならないということだったかと思えます。実は1年前に、宮崎県内の患者家族の皆さんも中核的にかかわられて、遷延性意識障害者・家族の会九州「つくし」が結成され、2年目の活動に入っております。私も御縁をいただいて賛助会員になっておりますが、会報を見ている、またお話を聞いても、懸命に患者の皆さんのケアに当たっていらっしゃる御家族の姿が浮かんできます。先ほど、さまざまな課題はあって、実態把握ができてい

ないという御答弁がありましたけれども、行政が少しでも力になる道を探るためには、まずは実態把握が必要ではないかと考えています。人数など実態把握の必要性について、福祉保健部長にお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 遷延性意識障がいの方は、常時、医療的なケアも必要であり、医療と福祉のそれぞれの分野のサービスを、状況に応じて利用していくことが大切であると思います。現状では、これらの方々が介護保険サービスや障がい福祉サービス等を利用しながら、病院や施設、在宅で療養しておられると思いますが、その詳細は不明でありますので、まずは、お話にありました、人数の把握が必要であると認識しております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。ぜひ御検討のほど、よろしく願いいたします。今回は時間の関係もありますので、この程度の頭出しにとどめますが、ぜひ県当局も目を向けていただけるようお願いしたいと思います。また、10月16日には、宮崎県宮崎市で家族会主催の講演会も行われると、県にも御後援いただいておりますが、ぜひ当局からも御参加いただければと思うところですので、よろしく願いいたします。

大項目としては最後の項目となります。県はさまざまな施設を所有し、その中には、ダムや道路施設など、県民の見学等を受け入れる施設も持っていると思いますが、県行政を県民に幅広く理解してもらうためにも、いかに効率よくそのPRを行うかというのは大切な観点だと思います。今回は、土木施設についてどのようなPRを行っているか、県土整備部長と企業局長にそれぞれお伺いいたします。

○県土整備部長（東 憲之介君） 道路や河川

などの土木施設の役割や事業効果について、県民皆様の理解を深めることは、大変重要だと考えております。このため県では、さまざまな取り組みを行っているところですが、昨年度は、インフラのストック効果事例集を作成するとともに、西米良村や諸塚村において、県民の皆様を対象とした「ストック効果体験ツアー」を開催し、御参加いただいた85名の皆様に、道路整備による時間短縮などの効果を実感していただいたところであります。

また、県が管理する13ダムにおいて、ダムの写真とその特徴を記載した「ダムカード」を配布しており、これを目的に県外から観光客が訪れるなど、好評を得ており、周辺観光地を含めたPRに寄与しております。さらに、今年度からは、これらの取り組みをより一層推進するため、「ふるさとみやざき土木の魅力発信事業」を立ち上げたところであり、今後とも、土木施設のPRに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○企業局長（図師雄一君） 企業局では、水力発電所やダム、工業用水道施設、河川敷ゴルフ場などを保有しており、これらを活用した事業を行うことにより、産業経済の振興と住民の福祉の増進に努めております。このような企業局で実施しております事業の意義を県民の皆様に御理解いただくため、水力発電や工業用水道に関するPRに積極的に取り組んでいるところがあります。

具体的には、インターネットを活用して、各種施設の概要や役割などを幅広く紹介したり、県立図書館などでの水車模型の実演やパネル展示を通して、発電の仕組みや施設についてPRしているほか、発電所等の見学についても、個別に対応しているところがあります。また、未

来を担う子供たちに、企業局の仕事や環境負荷の少ない水力発電などについて学習していただくため、企業局を紹介したDVDを県内の小学校へ配付するとともに、毎年、社会科授業の一環として、小学生を対象とした施設見学ツアーも実施しているところでもあります。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。県土整備部のダムカードというのを、私、今回初めて知りましたが、実物も見せていただきましたけれども、なかなか人気ということで、そういう楽しい取り組みがあるというのも、多くの県民に知ってもらえればと思うところです。

さて、いよいよ10月11日に近づいてきておりますが、県企業局としては、治水ダムを活用した初めての小水力発電所となる酒谷発電所が開業いたします。一般道からのアクセスもよく、地域住民のみならず、たくさんの県民の皆さんに見学にお越しいただけるようになればと期待しているところですが、開業に向けまして、県民へのPRをどのように図るのか、どのような工夫を施しているのか、企業局長にお伺いしたいと思います。

○企業局長（図師雄一君） 酒谷発電所は、県内で初めて治水専用ダムの水を有効活用した水力発電所であり、この施設を通して、広く県民の皆様にも小水力発電導入の意義を御理解いただくことは、大変重要であると考えております。このため、発電所への入り口になります隣接の公園に、発電の仕組みを解説した看板を設置するほか、発電所の完成後には、地域の方々を対象とした見学会を行うとともに、広く一般の見学希望者についても対応してまいりたいと考えております。

さらに、小学生を対象とした施設見学ツアーにつきましても、これまで毎年、県内の2カ所

で行ってきたところではありますが、来年度は、酒谷発電所を加え、3カ所で実施することとしております。企業局といたしましては、今後とも、本県の豊かな水資源を有効活用した小水力発電など、環境に優しい再生可能エネルギーに対する理解を深めていただけるよう、PRに取り組んでまいりたいと思います。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。酒谷発電所については、地元選出の高橋透議員や外山衛議員から11月定例会で質問が続くかもしれませんので、この程度にさせていただきます。一般質問を終了させていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○星原 透議長 次は、来住一人議員。

○来住一人議員〔登壇〕（拍手） 通告に基づいて質問してまいります。

さきの参議院選挙では、幾つの特徴がありました。それは第1に、戦後初めて野党と市民が全国的規模で選挙協力を行う歴史的な選挙となったことでもあります。さまざまな困難を乗り越えて、全国32の1人区全てで野党統一候補が実現し、安保法制廃止、立憲主義回復、安倍政権打倒という共通の大義を掲げて戦われ、11の選挙区で激戦を制して野党統一候補が勝利いたしました。

第2の特徴は、安倍首相は、その野党共闘を双葉のうちに摘み取る思いから、個別政策に優先する立憲主義の回復という国民的大義で結ばれた野党共闘を野合と攻撃を強めましたが、その思いどおりにはならなかったことでもあります。NHKによると、自民党は選択と集中で、接戦とみなした選挙区を選んで力を集中する戦術をとったと言われます。安倍首相が公示後、遊説に入った1人区は11であり、2度、3度入ったところもありますが、そこで自民党候補

が勝利したのは、熊本と愛媛だけでありました。

第3の特徴は、安倍首相は「憲法を争点とすることは必ずしも必要ない」と述べ、遊説で憲法を語らなかったことでもあります。FNNの調査では、6月22日から7月3日の間の安倍首相の遊説で、経済・アベノミクスは321回使われましたけど、憲法改正はゼロだったそうでもあります。ところが、投票日の翌日の記者会見で、「いかに我が党の案——自民党の案ですが——をベースにしながらかつ3分の2を構築していくか。これがまさに政治の技術」と公言いたしました。選挙中は語らずして、終わると国民の信頼を得たとばかりに、なし崩し的に改憲に着手しようとする、これは日本の根幹である憲法について、だまし討ちに等しいと私は思います。

知事に伺いたいと思います。参議院選挙の結果をもって、国民は安倍政権に憲法改正について白紙委任したと認識されますか。また、どの条文を改正するかは明らかにしないまま改正論議を行おうとする動きは、まさに改正先にありきだと思えます。こうした憲法をめぐる動きについて、どうお考えになるか、答弁を求めたいと思えます。

安倍首相の憲法改正の本丸は、9条の改正にあると思えます。自民党の改正草案の中心は、9条第2項を全面的に書きかえ、国防軍を保持するという点にあると思えます。政府はこれまで、第2項があるため、自衛隊を軍隊ではなく自衛のための必要最小限度の実力組織であると主張してきました。このことから、武力行使の目的を持っての海外派遣、また集団的自衛権の行使、そして武力行使を伴う国連軍への参加の3つについては、いずれも許されないとしてまいりました。第2項を国防軍に書きかえるこ

とによって、自衛隊を軍として追認するにとどまらず、今述べた3つの制約は完全になくなり、米国とともに海外で戦争できる国になります。

憲法9条第1項を変更しないなら平和原則が維持されるかのように思われますが、これは違います。第1項は、戦争の違法化を進めた1928年のパリ不戦条約と紛争の平和的解決を規定した国連憲章の到達点を確認したもので、この第1項だけで日本国憲法特有の平和原則を規定したものとは言えません。平和憲法と呼ばれ、その先駆性が強調されるのは、第2項において、戦力の不保持と交戦権の否定を明記しているからであります。日本は戦後71年、一人の戦死者もなく、また一人の外国人も殺すことはありませんでした。このような国は、サミットに参加する国では日本だけではないでしょうか。ここには憲法9条の先駆性が輝いているのではないかと思います。憲法9条の持つ歴史的・国際的な先駆性について、どう評価しておられるのか、知事の所見を伺いたいと思えます。

後は質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

まず、憲法についてであります。先般の選挙におきましては、さまざまな争点がありましたが、その中で、憲法改正については、選挙の結果をもって白紙委任されたという受けとめにはなっていないものと認識しているところであります。現在、憲法改正をめぐる議論が活発化しつつありますが、その議論に当たりましては、憲法の基本原理を大切に、また、国内外の情勢の変化なども考慮に入れながら、まずは国会において、国民の意見を踏まえ、しっかりと議論されるべきものと考えております。

次に、憲法9条についてであります。憲法9条は、戦争の放棄、戦力の不保持と交戦権の否認を定め、憲法の基本原理の一つである平和主義を定めたものであります。憲法がまさに平和憲法と呼ばれておりますように、その性格を最も特徴づけているものであると認識しております。9条の根底にあります平和主義という理念は、人類共通の財産と言うべきものであり、今後とも守られるべきものと考えております。以上であります。〔降壇〕

○来住一人議員 白紙委任していないということを中心しているのは、私ども日本共産党や野党だけではありません。投票日の翌日、7月11日の宮日の社説でありますけど、これは「参院選で与党圧勝「改憲」白紙委任していない」という社説を宮日は発表しました。それが翌日の12日には、今度は「改憲に動く首相 国民置き去りに議論急ぐな」という社説が掲げられております。

安倍政権と野党、国民との間には、TPPなど対決点がありますけど、憲法改正を許すかどうかは、日本国民が直面する、まさに歴史的課題であると私は思います。私たちは決して楽観はしておりませんが、悲観もいたしていません。安倍政権が憲法9条に手をかけるなら、安保法制のときとは比較にならない国民の抵抗を受けると思います。もちろん手をかける前に退陣に追い込んでいかなきゃならないと決意いたします。次の総選挙においても、野党共闘とその勝利のために全力を尽くしてまいりたいと思います。

原発問題について質問いたします。九州電力は、三反園鹿児島県知事の2度にわたる川内原発の一時停止の要求を拒否いたしました。さきの知事選挙において、薩摩川内市においても前

知事を上回る得票を得て、全体では8万4,000票の大差をつけて当選された三反園知事の申し入れは、県民を代表して大変重いものがあると思います。九電が拒否した最大のよりどころは、原子力規制委員会の許可にあると思います。

3・11福島以前は、何事が起こっても、日本の原発は建屋から放射性物質が飛び出ることとは絶対ないと、このように言われてきました。当時も、最高の知見をもって原発の稼働を許可していたと思います。3・11後、世界一厳しい安全基準で進めているとされています。つまり日本の原発は世界一安全であるということ宣言しているものだと思います。私たちが、規制委員会の審査をパスしたものを政府の許可を得て稼働させているのだからと、こう言って無批判的に追随することは、3・11以前よりさらに深く安全神話に浸ることになるのではないかと思います。原発事故は、他の自然災害とは比較にならない特異性があります。知事は、安全神話との関係で、今日の原発行政をどう捉えていらっしゃるか、御答弁をお願いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 福島原発事故や使用済み核燃料処理の問題などを踏まえ、将来的には、英知を結集し、可能な限り原発に頼らない社会を実現していくことが重要であると考えておりますが、一方で、安定的な電力供給や地球温暖化への対応等を考慮しますと、今すぐ原発をゼロにすることは現実的ではないものと考えております。原発の稼働は、科学的・技術的知見に基づく安全性の確保を大前提とし、国が判断すべきものでありまして、県としては、国や原子力規制委員会に対し、全国知事会を通じて、県民の生命・財産を守る立場から、絶えず国内外の最新の知見を収集し、新規制基準を見直していくことなどを要望してい

るところであります。

○来住一人議員 私は、その立場に立つことが安全神話に事実上浸るんじゃないかというように思います。フランス原子力安全局が、国内の原発で使われているフランスのクルーズ・フォルジュ社と日本鑄鍛鋼が製造した原子炉圧力容器に強度不足のおそれがあると発表いたしましたので、調査を継続いたしております。川内1・2号機も日本鑄鍛鋼が製造したものでございます。このような新たな問題が浮上してまいりました。

三反園知事は再要請のときに、「私は知事として県民の安全を守らなければなりません」、こうして社長に切り出して、面会后、「一番重要なものは住民の安全。安全なくして次はない」、このように語られていたと報道されております。隣県の知事として、また、原発の風下にある宮崎県の知事として、川内原発の一時停止を求める考えはないか、答弁を求めたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 三反園知事の申し入れは、熊本地震を契機としました住民の不安の声を受け、みずからの選挙公約に基づいてなされたものと理解しております。一方、原発の稼働につきましても、東日本大震災の反省を踏まえ、科学的・技術的知見に基づく安全性の確保を大前提として国が判断したものでありまして、そのわかりやすい説明や十分な情報提供が重要であるものと考えております。

○来住一人議員 次に、子供の貧困の問題に移ります。

子供の貧困とその対策について質問いたします。平成25年国民生活基礎調査によると、子供の貧困率が16.3%と過去最高を更新し、先進国の中でも最も高い水準となっております。先

日、大学生の貧困問題を取り上げたNHKの「クローズアップ現代+」を視聴いたしました。余りの深刻さに多くの方が衝撃を受けたのではないかと思います。まず、政治的に子供の貧困とその対策の重要性について、どう捉えていらっしゃるのか、知事の所見を伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 我が国では、生活保護世帯の増加やひとり親世帯の困窮化が進む中で、十分な生活環境に置かれていない子供が増加しており、そのような家庭環境が子供の学力や進学率などに影響し、貧困が世代を超えて連鎖することが強く懸念されているところであります。こうした傾向は、本県におきましても全国と同様でありまして、子供の貧困問題への対応は、喫緊かつ最も重要な課題の一つであると認識しております。

このため県では、ことし3月に「宮崎県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、貧困の世代間連鎖を断ち切るために、保護者の生活・就労支援や子供の居場所づくりを含む学習支援など、さまざまな施策に取り組むこととしたところであります。計画の実現に向けましては、引き続き、市町村や関係団体等との連携を深めながら、県を挙げて、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○来住一人議員 県内の子供の貧困問題を把握していく上で、幾つかの指標について報告を求めたいと思います。まず第一に、平成16年度と26年度の要保護・準要保護の認定数と認定者割合及び増減について報告を求めます。

○教育長（四本 孝君） 文部科学省の公表によりますと、県内市町村において、平成16年度に要保護・準要保護の認定を受けた児童生徒数は1万131人で、全児童生徒数の9.4%となって

おります。また、平成26年度につきましては、暫定値ではありますが、認定を受けた児童生徒数は1万4,030人であり、全児童生徒数の15.32%となっております。平成16年度と26年度を比較いたしますと、3,899人増加しており、認定者の割合は5.92ポイント増加しているところであります。

○来住一人議員 済みません。数字が続きますけれど、平成19年度と26年度の生活保護世帯の18歳未満の子供の数とその増減、また、平成26年度の生活保護世帯と一般世帯の高等学校及び大学の進学率について報告を求めます。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 本県の生活保護世帯における18歳未満の子供の数につきましては、平成19年度が1,482人、26年度が1,995人でございまして、7年間で513人の増加となっております。

また、平成26年度の高等学校等の進学率でございしますが、生活保護世帯が83.3%、一般世帯が98.0%となっております。さらに、大学等への進学率でございしますが、生活保護世帯が25.5%、一般世帯が66.9%となっております。

○来住一人議員 もう一つお願いします。本県の母子世帯・父子世帯それぞれの世帯数と月収の状況について報告をお願いします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） これは、平成24年度に県が実施しました、ひとり親世帯の生活実態調査でございしますが、推計値で、母子世帯が1万5,675世帯、父子世帯が1,645世帯となっております。また、同調査による月収の状況でございしますが、月収で20万円未満の世帯が、母子世帯で79.9%、父子世帯で57.4%でございまして、このうち10万円未満の世帯が、母子世帯で21.6%、父子世帯で8.8%となっております。

○来住一人議員 ここ5年、10年の間に、貧困化が急速に進行してまいりました。貧困化の原因はいろいろあると私は思います。最大の根本問題は働き方の問題、つまり労働行政にあると思います。数字がちょっと古いですが、1990年に881万人であった非正規労働者が、2012年には1,962万人に膨れ上がりました。年収200万円未満の労働者が1,139万人であります。一方、大企業の内部留保は300兆円を超えました。働き方の問題を根本的に解決しなければ、子供の貧困はなくなれないと思います。

貧困問題は深く、その克服は総合的なもので、短い時間で議論できるものではありません。部分的なものになりますけれど、そのごく一部について提案もしてみたいと思います。まず、県の計画によりますと、生活保護世帯の子供の高校進学率を平成31年度までに93%に引き上げるとなっておりますけれど、目標達成のための具体的な方策はどのようなものか、御答弁をお願いいたします。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 高等学校等への進学率を高めるための取り組みといたしまして、福祉事務所では、ケースワーカーが夏休みなどの長期休暇中に家庭を訪問した上で、保護者だけでなく、子供本人とも直接面談を行いまして、進学に対する意識啓発を行うとともに、家庭の実情に応じた助言の徹底を図っております。また、不登校などの問題を抱えていた場合には、教職員やスクールソーシャルワーカーなどと連携を図りまして、課題解決に向けた支援を行っているところでございます。

さらに、経済的な理由により進学を諦めてしまうことがないように、県では、昨年度から奨学金等の支援制度をまとめたガイドブックを作成したところでございまして、毎年度、全ての中

学2年生や関係機関に配付を行うこととしております。今後とも、関係機関との連携を図りながら、このような取り組みをより一層推進することにより、高等学校等への進学率を高めてまいりたいと考えております。

○来住一人議員 貧困の連鎖を断つ上で、一つの課題として、高等学校や大学の進学率を引き上げることは大変重要だと思います。高校を受験しない原因の背景に貧困があるのは当然なことだと思います。同時に、こうした子供たちは、「どうせ自分にはできない」とか「仕方がない」、こうして学習する喜びを失っている、また失いかけているのではないかと思うんです。本来、こうしたことを解決するのが学校でありますけど、現実的に勉強についていけない子供たちが生まれていると思います。

こうした子供たちにわかる喜びを会得してもらうためには、それなりの援助が必要ではないかと思います。自主的には県内あちこちで行われていると思いますが、退職された先生方の協力をいただいて学習塾は組織できないのか。もちろん市町村ごと、または地域ごとになるかと思いますが、いかがでしょうか。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 現在、県内各地におきまして、NPO法人等の民間団体が、貧困の状況にある子供などを対象にしまして、退職された先生方や大学生などのボランティアを活用しまして、学習支援の取り組みを行っております。このような取り組みは、子供の居場所づくりの観点だけではなく、子供の向学心を目覚めさせ、ひいては、学力向上による貧困の連鎖の解消にもつながるものと思われ、重要な役割を担っていると考えております。県といたしましては、市町村や関係団体とも連携を図り、学習支援の取り組みが今後さらに広がるよ

う、支援してまいりたいと考えております。

○来住一人議員 次の提案でありますけど、とにかく大学を卒業した段階で大変な借金を抱える、つまり奨学金の借金を抱えて、借金を返済できずに破産宣告をしている、そういう大学生がかなりたくさんいらっしゃるんですが、この前テレビで出ていました。県として大学生向けの給付型奨学金制度は創設できないのか、御答弁をお願いしたいと思います。

○教育長（四本 孝君） 大学卒業後の返還を免除する給付型奨学金は、その実施に向けてさまざまな検討課題があると思いますが、在学中は、安心して学び続けられることや、卒業後は、非正規雇用の増加などを背景とした若年層の生活困窮への対策等の観点から、有意義な面があると認識しております。

本県では、高校生や大学生等に対して、奨学金を貸与する宮崎県育英資金事業を実施しておりますが、返還金を次世代の貸与者への原資としておりますことなどから、給付型奨学金を創設することは、本県では難しいものと考えております。現在、国において、給付型奨学金の創設を初め、制度の充実を図ろうとする動きがありますので、引き続き国の動きを見守ってまいりたいと考えております。

○来住一人議員 子供の貧困問題の解決の一つとして、子供の医療費の助成制度を中学校卒業まで広げることについて改めて求めるものでございますけど、答弁をお願いしたいと思います。

○福祉保健部長（日隈俊郎君） 乳幼児医療費助成制度につきましては、乳幼児の健やかな成長と子育て家庭の経済的負担の軽減を図るものでございまして、大変重要な子育て支援であると考えておりますが、制度をさらに拡充するに

は、相当な事業費の増額が必要でありまして、交付税措置もない県単独事業としては、現状としては厳しい状況にあるものと考えております。現在、国を挙げた人口減少対策、いわゆる地方創生の取り組みが進められている中でありますので、制度の拡充は、国の責任において全国統一的に行われることが望ましいものと考えております。

これまで、全国知事会や将来世代応援知事同盟などを通して、地方の実態を踏まえた制度の設定及び必要な財源の確保を国に働きかけてきたところではありますが、今のところ、かなっておりません。今後とも、さまざまな機会を捉えて、積極的に働きかけを続けてまいりたいと考えております。

○来住一人議員 全ての子供にひとしく教育を保障するための一つとして、就学援助がございます。これも子供の貧困の問題としては非常に大きい課題だと思います。教育費ぐらいは親が出すのが当たり前だとか、子供がいじめられる、また周りの方の目が気になる、こういうことなどから、申請をためらう方々がいらっしゃると思います。就学援助の目的を明確にすることが大事だと思います。教育長、申しわけないですが、憲法第26条、教育基本法の第4条、学校教育法の第19条の趣旨について述べていただきたいと思います。

○教育長（四本 孝君） 初めに、日本国憲法第26条において、「すべて国民は、ひとしく教育を受ける権利を有する」とあり、次に、教育基本法第4条におきまして、「経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない」などとされております。また、学校教育法第19条においては、「経済的理由によって、就学困難と認められる児

童、生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」と規定されております。これらは、経済的理由などにかかわらず、ひとしく国民に学ぶ機会を提供するため、国及び地方公共団体が、就学を支援する義務について定められたものであると認識しております。

○来住一人議員 就学援助は、ねだるものでも施すものでもありません。憲法が規定しているように、義務教育は無償です。なぜ無償か。全ての子供たちが教育を受ける権利を有しているからであります。親が人目を気にして申請をためらい、これによって、ひとしく教育を受けられないということは誤りです。個人である子供の権利を奪うこととなります。就学援助制度を知らせるために、どのような文書を保護者に配付されているか承知しておりませんが、憲法や教育基本法から制度の意義と目的を説き明かした文書を保護者に配付している自治体があるのでしょうか、御答弁をお願いします。

○教育長（四本 孝君） 市町村が主体となって取り組まれている就学援助につきましては、定期的にその状況を把握しているところではあります。憲法や教育基本法に基づく制度の意義や目的について、保護者等への説明が行われているかについては、確認いたしておりません。

○来住一人議員 就学援助を申請しない方の中にも、援助に対する偏見があることも考えられますので、憲法や法律から明らかにした文書を出すように、各教育委員会に要請したらいかかと思いますが、どうでしょうか。

○教育長（四本 孝君） 就学援助制度の周知徹底につきましては、市町村へお願いしているところではありますが、その具体的内容・方法な

どは、市町村が検討すべきことと認識しております。

○来住一人議員 非常に大事なことだと思います。とにかく就学援助というものが、憲法や教育基本法や学校教育法、そういうものに基づいて出されているわけでありますから、そのことをしっかり県民の皆さんに知っていただくというのは非常に大事なことだと思います。

いただいた資料によりますと、制度の周知方法について8項目あります。この項目を全て駆使すること、また、気軽に申請できるように用紙を全保護者に配付するなど、各教育委員会に要請すべきだと思いますけど、いかがでしょうか。

○教育長(四本 孝君) 就学援助制度の周知につきましては、市町村が実施主体であります。その取り組み内容に市町村間で若干差が生じております。そのため県教育委員会では、保護者等への就学援助制度の趣旨及び申請手続の周知を図るよう、これまで市町村に対してお願いしてきたところであります。

国が策定しました「子供の貧困対策に関する大綱」におきましては、「市町村における就学援助の活用と充実を図ること」が施策の一つとして盛り込まれており、その周知徹底について、文部科学省から通知がありましたので、県教育委員会では、平成28年2月に、改めて市町村に対し、通知を発出したところであります。今後とも、支援の必要な児童生徒の保護者に対し、適切な就学援助が実施されるよう、市町村への助言等に努めてまいりたいと考えております。

○来住一人議員 ぜひ前のほうにしっかり進むように期待したいと思います。

準要保護の認定基準であります。これも19

項目あります。都城、延岡、日南の3市は、生活保護基準額に一定の係数を掛ける1項目だけを採用しております。ちなみに、宮崎市は15項目を採用しています。都城市と延岡市は生活保護基準に1を掛けた基準、日南市は1.1を掛けたものとなっています。1というのは、生活保護基準値、または生活保護基準以下の生活をしている子供しか認定されないということになります。これでは、義務教育は無償とするとか、また先ほど言われた第19条、こういうものが実際には生かされないのではないかと思います。したがって、1とか1.1というのは余りにも低過ぎますので、これの善処を図るよう各教育委員会に御指導をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長(四本 孝君) 就学援助制度につきましては、各市町村間において、運用面で若干異なった取り扱いがあることは承知しておりますが、それぞれ適切に御判断いただいて実施されているものと考えております。県教育委員会といたしましては、家庭の経済状況にかかわらず、全ての子供たちが教育を受けられるようにすることは大変重要であると考えておりますので、各市町村において適切な就学援助が実施されるよう、引き続き情報提供や助言に努めてまいりたいと考えております。

○来住一人議員 適切に判断されている、しかし、実際には、宮崎県の場合、9つの市の中で一番高いのが串間市です。一番低いのが西都市です。西都市は串間市の半分以下です。ですから、私は、それは適切かという、考えなきゃならぬことではないかと思います。ぜひ善処方をお願いしたいと思います。

特別支援学校の教室不足の問題は、これまで多くの議論が行われてきたところでございま

す。私は、都城きりしま支援学校の問題を中心に質問したいと思います。

私ども共産党県議団は、同校をこの夏、2回訪問するとともに、保護者の方の話も聞いてまいりました。教室不足は本当に深刻で、議員として申しわけなく、また、恥ずかしい思いもいたしました。同校が高等部を設けて3年生まで詰まったのは、平成9年であります。当時の生徒数は小・中・高等部合わせて131名、学級数は32でありました。現在は218名、57学級で、学級数は1.78倍であります。教室不足が急に発生したわけではありません。今から10年前の平成20年の段階でも49学級となっておりまして、1.5倍になっておりました。

教室を間仕切りして、2つの教室にして使用されているのも幾つもあります。そして、音に敏感な生徒たちもいまして、あるお母さんは、「自分の子供は非常に音に敏感だ。教室を間仕切りした、それで隣のクラスの声が聞こえる。それじゃ本当に心配だ」という話もされておりました。図書室などの特別教室が普通教室に、それから、2階の踊り場までもが仕切られて教室となっていました。アスレチック広場と中庭は、職員の車でほぼ詰まっております。障がいを抱えている子供たちが200名も学んでいる学校であります。中庭は車で埋まっており、火災などの災害時はどうなるのだろうか、簡単に運動場に避難できないのではないかと、このように思いました。

踊り場までもが教室になっている普通学校を見たことはありませんが、支援学校だから許されるのか。10年前には既に学級数が1.5倍にもなっていました。学校現場から要望が上がっていたと思います。皆さんも実態は把握されていると思います。とても充実した教育を施す施設

とは言えないと私は思います。私は、きりしま支援学校の実態は、設置者としての怠慢ではないかと思えます。現状をどう認識されているのか、答弁を求めたいと思えます。

○教育長（四本 孝君） 児童生徒にとって、安全に安心して学べる環境を整備するということは、最も重要なことでもあります。特に、障がいのある子供たちにとって、教室環境は、学校生活の中心となり、学習効果を上げる上でも大切なものと考えております。都城きりしま支援学校におきましては、近年、児童生徒の増加により、教室が不足している状況が生じております。このため、緊急の措置として、活用頻度の少ない特別教室等を改修して、教室に転用するなどの対応を図ってきたところでございます。

○来住一人議員 今のような状態になっていることに対して何の反省もないというのが、正直言って、がっかりします。現状を述べられただけで、実際に、それに対して、設置者としての責任の弁は全くないというのが特徴だったと思えます。本当に残念です。

「新たな特別支援学校づくり検討委員会」がことし3月に協議のまとめを行っております。きりしま支援学校に関するまとめを要約いたしますと、「都城さくら聴覚支援学校に高等部の移転を視野に入れて検討することが望ましい。しかし、移転となると、教室の増設や実習棟や実習園の施設が必要となる。このことを含めて検討することが望ましい」と、このようになっておりますけど、この検討委員会のまとめを受けて、教室不足について、いつまでにどのようにされるお考えなのか、答弁を求めたいと思えます。

○教育長（四本 孝君） 県教育委員会では、平成27年度に、学識経験者、障がい者団体代

表、保護者代表等の方々から成る「新たな特別支援学校づくり検討委員会」を組織し、本年3月に各種意見を取りまとめたいただいたところでございます。この結果を踏まえまして、都城きりしま支援学校につきましては、今後、教室を増設することや、近隣の特別支援学校の余裕教室等を活用するなど、適切な対応を検討してまいります。

○来住一人議員 そんなのきなことを言っている場合じゃないと思いますよ。来年4月になると、新たに3つの教室が不足すると、そういうことは皆さんも聞いていらっしゃるでしょう。これをどうするんですか。教育長は、最近、きりしま支援学校を視察されたことはございますか。もしされていないのであれば、お勧めします。ぜひ行ってください。

不足しているのは教室だけではなくて、食堂も目いっぱいだそうです。それから、体育館も、生徒と教師が全員入りますと、それこそ目いっぱいになります。それから、運動場も非常に変形であるために、運動会するときには、保護者が見るところは、普通は学校だったら、運動場の周りですと保護者が見るんですけど、あそこはそれはできないです。一つの区画だけで子供たちの運動会を見るしかない状況でございます。

それで、私から一つの提案でありますけど、確かに高等部を移設するというのも一つの案ではありますけど、学校の北側に隣接する農地を買収して、校舎の増設、運動場の整備、職員駐車場の確保などを行ったらどうかと思います。高等部をさくら聴覚支援学校のほうに移すということになりますと、学校の一体化がなくなってしまう。ですから、小学校から高等部まで、同じ敷地の中にあつたほうがいいのではな

いか。僕は、教育の専門家でも何でもありませんから、わかりませんが、しかし、いずれにしても、同じところにあつたほうがいいんじゃないかと。

そして、現場を見てみますと、運動場の北側はまだ十分——いわゆる民家が建っているとかいう状況でもありませんし、まだ畑でありますから、ぜひ、あそこを買収したりして、今、私が申しましたように、校舎の増設だとか運動場の整備、職員駐車場の確保などを行ったらどうかと思いますが、一つの提案ですけど、いかがでしょうか。

○教育長(四本 孝君) 都城きりしま支援学校におきましては、高等部の設置による校舎の新設や在籍者数の増加による教室の増設に伴い、学校敷地の狭隘化が進んでいる状況にあります。隣接する農地の買収につきましては、現在のところ予定しておりませんが、狭隘化を解消するためにどのような解決策があるのか、今後、幅広い視点で研究してまいりたいと考えております。

○来住一人議員 「新たな特別支援学校づくり検討委員会」の「協議のまとめ」というのも読ませていただきました。僕は、そういう検討委員会を組織して、多くの方々の英知を集めて出されるというのは、非常に大事だと思います。僕はこれ自身を決して否定しません。しかし、僕は、そういう専門家というのは、皆さんの教育委員会の中にもいっぱいいらっしゃると思います。皆さん自身の手で、現実に行ってみていただいて、どうすべきかということ判断される。

もちろん、このまとめを見てみますと、まとめの中に結論めいたことは特別書かれていないんですよ。ですから、どうするかというのは当

然、教育委員会に裁量権がありますから、いずれにしましても、僕は、皆さん自身が現場に直接出かけていかれて、お話を聞いたり、また、現実に関今の状況を見ていただきたい。もう質問はしませんが、来年3月に3つの教室をどこにどう確保するのか。教頭・校長室をなくすのか、どうするのかわかりませんが、いずれにしても、現場任せだったら、僕は余りにも無責任だと思います。

最後に、日向ひまわり支援学校や児湯るびなす支援学校など5校には、スクールバスが導入されておりません。日向ひまわり支援学校は導入要求などがあると聞いておりますけど、今後の導入計画についての答弁を求めて、私の質問を終わります。

○教育長（四本 孝君） 特別支援学校のスクールバスにつきましては、これまで全県的な視野に立って整備を進めてまいりました。現在、8校でスクールバスを運行しておりますが、まだ導入できていない学校もあります。今後、保護者のニーズや児童生徒の実態等を十分調査した上で、スクールバスの利用のあり方について検討してまいりたいと考えております。

○来住一人議員 一刻も早く、とにかく障がいを持つ子供たちですから、障がいを持つ子供たちに合わせて、一日も早く実現するようにお願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

○星原 透議長 以上で一般質問は終わりました。

○星原 透議長 次に、今回提案されました議案第1号から第21号までの各号議案を一括議題といたします。

質疑の通告はありません。

まず、教育委員会委員及び土地利用審査会委員の任命の同意についての議案第12号から第20号までの各号議案についてお諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

◎ 議案第12号から第20号まで採決

○星原 透議長 これより採決に入ります。

議案第12号から第20号までの各号議案について、一括してお諮りいたします。

各号議案については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は同意することに決定いたしました。

◎ 議案第1号から第11号まで及び第21号並びに請願委員会付託

○星原 透議長 次に、議案第1号から第11号まで及び第21号の各号議案並びに新規請願は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

ここで、議案第21号に係る委員会審査のため、暫時休憩いたします。

午後2時46分休憩

午後3時14分開議

**◎ 常任委員長審査結果報告
（総務政策常任委員会）**

○星原 透議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第21号を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議案第21号を議題といたします。

ここで、総務政策常任委員長の審査結果報告を求めます。総務政策常任委員会、二見康之委員長。

○二見康之議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件のうち、議案第21号「平成28年度宮崎県一般会計補正予算（第5号）」についてであります。

これは、宮崎県議会西都市・西米良村選挙区におきまして、議員辞職により欠員が生じたことに伴い、補欠選挙を執行するための経費を措置するもので、3,400万円余の増額補正となっております。歳入財源は繰入金であります。

その主な内訳は、西都市及び西米良村に交付する選挙経費や、候補者のポスター作成費などの公営負担に要する経費であります。

審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○星原 透議長 総務政策常任委員長の審査結果報告は終わりました。

質疑及び討論の通告はありません。

◎ 議案第21号採決

○星原 透議長 これより採決に入ります。

議案第21号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決で

あります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす14日から22日までは、常任委員会、特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、23日午前10時開会、常任委員長の審査結果報告から採決まで及び決算議案の上程であります。

本日はこれで散会いたします。

午後3時16分散会

9月23日（金）

平成 28 年 9 月 23 日 (金 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (38 名)

1 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	来 住 一 人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
5 番	岩 切 達 哉	(同)
6 番	右 松 隆 央	(宮崎県議会自由民主党)
7 番	二 見 康 之	(同)
8 番	清 山 知 憲	(同)
9 番	島 田 俊 光	(同)
10 番	日 高 博 之	(同)
11 番	野 崎 幸 士	(同)
12 番	日 高 陽 一	(同)
13 番	星 原 透	(同)
14 番	西 村 賢	(無所属の会)
15 番	関 師 博 規	(愛みやざき)
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18 番	田 口 雄 二	(県民連合宮崎)
19 番	高 橋 透	(同)
20 番	丸 山 裕次郎	(宮崎県議会自由民主党)
21 番	中 野 一 則	(同)
22 番	中 野 廣 明	(同)
23 番	黒 木 正 一	(同)
24 番	横 田 照 夫	(同)
25 番	山 下 博 三	(同)
27 番	井 上 紀代子	(県民の声)
28 番	徳 重 忠 夫	(自由民主党県民クラブ)
29 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
30 番	満 行 潤 一	(県民連合宮崎)
31 番	太 田 清 海	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	後 藤 哲 朗	(同)
34 番	外 山 衛	(同)
35 番	松 村 悟 郎	(同)
36 番	坂 口 博 美	(同)
37 番	蓬 原 正 三	(同)
38 番	井 本 英 雄	(同)
39 番	宮 原 義 久	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	永 山 英 也
総 務 部 長	桑 山 秀 彦
危 機 管 理 統 括 監	畑 山 栄 介
福 祉 保 健 部 長	日 隈 俊 郎
環 境 森 林 部 長	大 坪 篤 史
商 工 観 光 労 働 部 長	中 田 哲 朗
農 政 水 産 部 長	郡 司 行 敏
県 土 整 備 部 長	東 憲 之 介
会 計 管 理 者	高 原 みゆき
企 業 局 長	関 師 雄 一
病 院 局 長	土 持 正 弘
財 政 課 長	川 畑 充 代
教 育 長	四 本 孝 子
公 安 委 員 長	藤 田 紀 泰
警 察 本 部 長	野 口 博 継
代 表 監 査 委 員	高 橋 秀 継
人 事 委 員 長	村 社 秀 継

事務局職員出席者

事 務 局 長	甲 斐 正 文
事 務 局 次 長	奥 野 信 利
議 事 課 長	長 倉 健 一
政 策 調 査 課 長	小 田 博 之
議 事 課 長 補 佐	伊 豆 雅 広
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	沼 口 恭 一 郎
議 事 課 主 任 主 事	森 本 征 明

◎ 常任委員長審査結果報告

○星原 透議長 これより本日の会議を開きます。

議事に先立ちまして申し上げます。

台風16号の大雨等により発生した災害で、大勢の方々が被害に遭われました。この台風災害により被災された皆様に対し、心からお見舞いを申し上げます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決まで及び決算議案の上程であります。

まず、議案第1号から第11号までの各号議案、請願第14号から第17号まで、並びに継続審査中の請願第3号、第5—1号及び第6号の各号請願を一括議題といたします。

ここで、常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、二見康之委員長。

○二見康之議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外3件であります。先般、9月13日に審査結果報告をいたしました議案第21号を除く3件について、慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願2件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第1号は賛成多数により、請願第6号は賛成少数により、その他の議案及び請願第3号については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成28年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）についてであります。

今回の補正は、国庫補助決定に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するものであり、75億6,900万円余の増額補正となっております。この補正予算に要する歳入財源の主なものは、繰越金72億6,700万円余、国庫支出金1億6,300万円余であります。この結果、さきに可決されました議案第21号を含めると、補正後の一般会計の予算規模は5,938億1,800万円余となっております。

このうち、総合政策部の補正予算は、一般会計で5,300万円余の増額であり、特別会計を合わせた補正後の予算額は128億500万円余となっております。

また、総務部の補正予算は、一般会計で72億4,300万円余の増額であり、特別会計を合わせた補正後の予算額は2,648億200万円余となっております。

次に、宮崎県中山間地域振興計画に基づいて行った主な施策についてであります。

このことについて委員より、「10年後の存続が危ぶまれる地域もある中で、中山間地域振興にどう取り組んでいくのか」との質疑があり、当局より、「現在、「仕事がある中山間地域づくり」を初めとした、計画に掲げる4つの重点施策に基づいた取り組みを行っている。中でも、所得の確保は最優先の課題として取り組んでいるところであるが、すぐに成果が出るものではなく、一歩ずつ着実に進めていくとともに、今後も、各地域の実情に即した必要な施策に、関係部局と連携して取り組んでいきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、市町村と連携し、地域の状況を把握するとともに、中山間地域が果たす役割への理解促進などのさまざまな視点も取り入れながら、県を挙げて、より積極

的に取り組んでいただくよう要望いたします。

次に、防災拠点庁舎整備事業についてであります。

このことについて当局より、「熊本地震を踏まえ、防災拠点庁舎のシミュレーションを新たに行ったところ、耐震性の余裕が少ないという結果が出たことから、耐震性をより高めるために、柱のサイズや免震装置などについて、設計の一部見直しを行いたい」との説明がありました。

これに対して委員より、「設計見直しは、庁舎建設費用の増額を伴うものである。今後、本県では、国体施設整備等による多額の財政支出が予想されており、見直しに当たっては、必要な耐震性を確保しながら、十分にコストに配慮したものとなるようにしていただきたい」との要望がありました。

次に、宮崎県国土強靱化地域計画についてあります。

これは、国土強靱化基本法に基づき、南海トラフ巨大地震等を想定した災害リスクを回避するために、施策分野ごとに推進方針を策定するものです。

このことについて委員より、「計画に基づいて行われる事業は、交付金等で一定の配慮があるとされている。本県の強靱化に向けて取り組むべきさまざまな施策が想定されるが、その事業実施に当たって必要な予算確保が図られるよう、できるだけ早期に、しっかりとした計画策定をお願いしたい」との要望がありました。

これに対し当局より、「県の計画には、国の基本計画で設定されているものに加え、各自治体との広域連携体制の構築や地域活性化の取り組みなど、本県独自の幅広い施策分野の設定を予定している。今後、年内の策定を目指し、庁

内会議や有識者の意見聴取等の手続を着実に実施していきたい」との答弁がありました。

次に、所得税法第56条の廃止を求める意見書についてであります。

これは、当委員会に付託を受けました請願第3号に基づくものであります。

本県経済の発展に貢献している小規模企業者にとって、家族従業者は非常に大きな支えとなっておりますが、所得税法第56条では、その家族従業者の労働対価は、必要経費に算入しないこととされております。

同法第57条では、青色申告を行うことにより必要経費への参入が認められることとされておりますが、いわゆる白色申告では、事業主の所得からの控除額として、配偶者が86万円、その他の親族では50万円が認められているだけです。

世界の主要国では、一定の要件のもとで必要経費として認められており、現在の日本の所得税法上の取り扱いは、家族従業者の労働が適正に評価されているとは言いがたく、申告形式にとらわれない労働実態に応じた税制にすべきであります。

このため、所得税法第56条を廃止することを強く要望するものであります。

意見書の提出につきましては、全会一致で決定したところでありますので、議長においてよろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。

す。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、厚生常任委員会、太田清海委員長。

○太田清海議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第3号外4件及び新規請願3件の計8件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願第5—1号については請願者からの取り下げ申し出を了承し、その他の案件については、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、請願第16号及び第17号については賛成多数により、その他の議案及び請願については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、公立大学法人宮崎県立看護大学定款の制定について及び公立大学法人宮崎県立看護大学に承継させる権利を定めることについてであります。

これは、自主性・自律性に富んだ大学運営を図るとともに、客観的な評価による自己改革などの制度改革を進めるため、新たに地方独立行政法人である公立大学法人を設立し、平成29年4月に運営を移行するためのものであります。

このことについて委員より、「出資財産として、現在使用している土地・建物を承継させることであるが、大学をしっかりと運営していくための経費は、今後、どのようになるのか」との質疑があり、当局より、「今の大学費予算は約10億円であり、そのうち約2億7,000万円が自己収入、残りは現在においても県の一般財源で賄っている。法人化後も収支構造は現在と大きく変わらないため、自己財源で賄えない

部分は、県が運営費交付金として支出し、運営を支えていくことになる」との答弁がありました。

これに対して委員より、「今後、大学の建物などで大規模改修が必要になった場合、その経費は大学で賄うことになるのか」との質疑があり、当局より、「大規模改修のような経費については、大学が自己で賄えるものではないため、先行する法人においては、基本的に、必要が生じたときに県などの設立団体において臨時的な支出として交付しており、本県においても、同様の対応になるものと考えている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、県立看護大学の財政面については、法人化後も引き続き県が責任を持って安定的な運営を支え、教育・研究面に関しては、自主性・自律性が発揮できるよう体制整備に努めていただくとともに、優秀な人材の育成及び県内への就職率向上に資する取り組みなどを積極的に進めていただくよう要望します。

次に、県立宮崎病院再整備の進捗状況についてであります。

このことについて委員より、「病院スタッフへの200回以上のヒアリングなどを通じて、どのようなところが見直されたのか」との質疑があり、当局より、「基本構想時点では新病院本館の面積は約4万5,000平方メートルであったが、その後、必要な機能を図面に落としていくなどの見直しを行った結果、現在は約4万7,400平方メートルとなり、当初と比較して約2,400平方メートルの面積増となっている」との答弁がありました。

さらに委員より、「将来を見据えて拡張や増築が可能なスペースは設けているのか」との質

疑があり、当局より、「将来的な医師数の増加や部門の新設などに備えて、拡張スペース等は確保している」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、現病院を建築後38年で建てかえることになった経緯などを十分に検証した上で、新病院については、より将来を見通した満足度の高い建物としていただくよう要望いたします。

次に、「後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書」についてであります。

これは、当委員会に付託を受けました請願第15号に基づくものであります。

後期高齢者医療制度は、増大する高齢者医療費を現役世代と高齢者でともに支え合うものとして平成20年度に創設されました。制度施行に当たっては、激変緩和の観点から、世帯所得に応じた保険料の軽減特例措置が国の毎年度の予算措置によって講じられてきたところですが、平成27年1月の社会保障制度改革推進本部が決定した「医療保険制度改革骨子」において、当該特例措置については、段階的に縮小することとされたところであります。その中で、低所得者に配慮しつつ、急激な負担増となる者については、きめ細かな激変緩和措置を講ずることとされておりますが、消費税率再引き上げの延期により、低所得者層の負担軽減措置が担保されない懸念があります。

このようなことから、後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の見直しに当たっては、低所得者の負担に配慮したものとなるよう、国に対して、その継続を含めた見直しを行うことを強く要望するものであります。

当委員会といたしましては、この意見書の提出を全会一致で決定したところでありますの

で、議長においてよろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、商工建設常任委員会、清山知憲委員長。

○清山知憲議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外1件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、第10次宮崎県職業能力開発計画についてであります。

このことについて委員より、「計画策定の基礎資料とするため、学生などを対象に実施したニーズ調査では、高校生の県内で働きたくない理由等を調査しているが、この結果をどう施策につなげるのか」という質疑があり、当局より、「県内には希望する企業・職種が少ないから」という理由で県外を希望する者も多いが、生徒や保護者、教師などが地元企業を詳しく知らないという実情もある。このことについて、今年度から企業と学校等をつなぐさまざまな事業を展開しており、このような事業を幅広く継続的に実施することで県内就職の促進が図

れるのではないかと考えている」との答弁がありました。

若年者の県内就職は地方創生における重要課題であり、当計画においてもその低さが課題として掲げられているところでもあります。

当委員会といたしましては、計画の推進に当たっては、若年者の県内就職率の向上に向け、ニーズ調査の分析結果について教育委員会等としっかり情報共有しながら、効果的な事業実施に連携を密にして取り組むよう要望いたします。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で500万円余の増額であります。この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は717億1,200万円余となります。

このうち、木造住宅耐震化リフォーム推進事業についてであります。

これは、当初計画を上回る件数が見込まれることなどから、必要な予算の補正を行うものであります。

このことについて複数の委員より、「熊本地震以降、住宅の耐震化に対する県民の関心が非常に高まっていることから、想定を超える数の申し込みも考えられる。必要に応じて予算の確保に努めるなど、引き続き耐震基準に適合しない木造住宅の耐震化を推進していただきたい」との要望がありました。

次に、建設工事等におけるコスト調査の実施についてであります。

これは、県が発注した建設工事等について、受注企業の採算性を分析・把握するためのコスト調査を今年度末にかけて実施し、最低制限価格の検証を行うための基礎資料とするものです。

このことについて複数の委員より、「公共工事の減少等により、建設業界が疲弊している。将来にわたる公共工事の品質確保と、その担い手の中長期的な育成及び確保という改正品確法の趣旨を踏まえ、早期に最低制限価格に係る方向性を示していただきたい」との要望がありました。

次に、みやざき臨海公園の堆砂問題についてであります。

このことについて複数の委員より、今後の維持管理方針について質疑があり、当局より、「みやざき臨海公園は本県の重要な海洋性レクリエーション拠点であり、同様の施設をほかの場所に新設することが困難な現状においては、効果的な堆砂対策を検討することが最善ではないかと考えている。今回の分析結果をもとに、利用者や専門家などの意見を聞きながら、宮崎海岸の浸食対策事業と連携しつつ、効果的な対策の検討を進めてまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、これから先も当該公園を海洋性レクリエーション拠点として機能させる上で、砂のしゅんせつ費用の軽減や施設の利便性向上を図ることが必要不可欠となることから、これらの課題解決に向け、抜本的な対策を含めてしっかりと取り組んでいただくよう要望いたします。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましても、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○星原 透議長 次は、環境農林水産常任委員

会、右松隆央委員長。

○右松隆央議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外1件及び新規請願1件の計3件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で2億6,500万円余の増額であり、この結果、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の予算額は239億4,500万円余となります。

次に、第七次宮崎県森林・林業長期計画についてであります。

このことについて委員より、「山を守るという観点から、森林を環境林と経済林に区分した上で、今後の森林づくりを進めていくべきではないか」との意見があり、当局より、「森林のゾーニングは市町村森林整備計画で定めているが、森林の詳細な情報を収集して分析し、より現地に適合したゾーニングを示していくことが必要と考えている。長期計画においても、そのような観点を踏まえた森林づくりを掲げているところであり、引き続き着実に実行してまいりたい」との答弁がありました。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、特別会計で2,800万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は455億7,700万円余となります。

次に、公益社団法人宮崎県農業振興公社についてであります。

当公社が実施する農地中間管理事業の借入面積は、平成26年度と比較して、平成27年度は大きく進展したところでありますが、事業3年目にして、国の協力金制度が変更され、本県への交付見込み額が昨年度実績ベースで換算すると3分の1程度に減額される可能性があり、目標達成に向けてはさらなる推進が必要な状況にあります。

このことについて委員より、「農地中間管理事業の推進に当たっては、制度のさらなる周知徹底を図るとともに、地域における話し合い活動で中心となるリーダーの育成が必要と考える。また、地域の実情に合った耕作放棄地対策のより一層の充実を、国へ強く働きかけていただきたい」との要望がありました。

次に、第七次宮崎県農業・農村振興長期計画についてであります。

このうち、産地づくりに向けた具体的取り組みとして、平成27年7月に竣工した次世代施設園芸団地につきましては、運営主体のJA出資法人以外に、当初3戸が研修として参加していましたが、現在は3戸全てが研修を1年で終え、新たな研修募集にも応募がなかったところでもあります。

このことについて委員より、「大規模経営での雇用管理やリース料の負担等から応募がないと考える。当団地に対する次世代施設園芸拠点としての期待は大きいので、課題を十分に整理し、大規模施設における効率的な生産・労務管理モデルの確立に向けて、全力で取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、県立農業大学校の学科再編等に伴う学校用地の活用方針についてであります。

このことについて当局より、「平成29年度に学科再編を控える中で、本校が管理している用地のうち、活用されていない圃場等を教育用地から除外し、民間と連携した新たな活用方法を検討していく」との説明がありました。

これに対して委員より、「未利用地については、民間の活力を生かしつつも、教育拠点としての目的を大事にしながら有効活用していただきたい」との要望がありました。

次に、指定生乳生産者団体制度の存続と機能強化を求める意見書についてであります。

これは、当委員会に付託を受けました請願第14号に基づくものであります。

当制度は、指定団体が地域で生産された生乳の一元集荷や複数の乳業者に対する多元販売を行うことにより生産者の価格交渉力を高めるなど、酪農経営の安定や牛乳・乳製品の安定供給等を支えるものであります。

このような中、国においては、制度の是非や、現行の補給金の交付対象のあり方を含めた抜本的改革について検討し、ことし秋までに結論を得るとしたところであり、本県などの大消費地から離れた条件不利地域で経営を行っている酪農家にとって、大きな影響が危惧されております。

このようなことから、酪農家が安心して経営を継続し、安全・安心な牛乳・乳製品の安定供給が図られるよう、現行制度の存続とさらなる機能強化を、国に対し強く要望するものであります。

当委員会といたしましては、この意見書の提出を全会一致で決定したところでありますので、議長においてよろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策

に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○星原 透議長 次は、文教警察企業常任委員会、渡辺創委員長。

○渡辺 創議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外1件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、公安委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で200万円余の増額であり、この結果、補正後の予算額は271億5,100万円余となります。

次に、公益財団法人宮崎県暴力追放センターについてであります。

この暴力追放センターは、暴力団による不当な行為の防止とその被害の救済を図ることを目的としており、賛助会員の会費も重要な財源になっているところですが、賛助会員のうち個人会員が少ないという現状説明があったことについて、委員より、「県民の暴力追放の意識をより高めるため、個人会員をふやす努力をすべきではないか」との意見がありました。

これに対して当局より、「これまで行っている講習会や研修会の充実等を図りながら、広報啓発に努め、個人会員もふやしていきたい」と

の答弁がありました。

また、別の委員より、「先日の宮崎市内での暴行殺人事件は、暴力団絡みの可能性が高いとの報道もなされたところであり、暴力団員を減らし、暴力団を弱体化させるためには、その離脱者が社会で安心して生活できるようにすることが重要なので、当該センターと十分連携しながら、離脱者に対する支援体制を充実させていただきたい」との要望がありました。

次に、東九州自動車道において、交通事故が多発している現状についてであります。

このことについて当局より、「県北に白バイを3台配置して指導しており、一定の効果が上がっている」との説明がありました。

これに対して委員より、「交通事故を減らすためには、より安全性の高いセンターラインや付加車線の設置などが有効と考えるので、警察の立場からも、道路管理者に対して、これらの要望・協議をお願いしたい」との要望がありました。

次に、発電所施設見学ツアーについてであります。

このことについて当局より、祝子発電所で実施した見学ツアーについての報告があり、「子供たちが企業局の事業や環境保全について学習するよい機会になっている」との説明がありました。

これに関連して委員より、「来月竣工する酒谷発電所においても、例えばモニター等を設置するなど、子供たちにもわかりやすい工夫を検討していただきたい」との要望があり、当局より、「酒谷発電所においては、隣接する公園に発電所の説明ボードを設置することとしているが、発電所内部はスペースが限られていることから、パネル等を展示するなど工夫を凝らしな

がら、わかりやすい説明に努めていきたい」との答弁がありました。

次に、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてであります。

このことについて当局より、「平成27年度の実績の点検・評価を行うに当たっては、第二次宮崎県教育振興基本計画に掲げる施策23項目全てについて、指標の達成状況や取り組み実績、保護者や地域の方々へのアンケート結果等の分析を行った上で、今後の方向性を明確にした」との説明がありました。

これに対して委員より、「点検項目によっては、目標達成状況の評価と現実のイメージにずれを感じるところがある。基準値や目標値の設定が難しいところもあるが、この点検・評価の結果が現場にどう生かされるかが重要なので、点検・評価方法をより実態に即したものにし、県民にとってわかりやすい評価となるように、今後、工夫・改善の余地があるのではないか」との意見がありました。

次に、いじめ問題対策についてであります。

このことについて当局より、いじめ防止対策推進法による調査の流れ及び宮崎海洋高校の事案についての調査状況の結果報告と、これを受けて、いじめの再発防止により一層取り組んでいくとの報告がありました。

当委員会といたしましては、他県において、いじめが子供の自殺につながっている事案が多く発生していることを踏まえ、いじめ問題は、人の命、そして子供の未来にかかわる重大な問題であるとの認識のもと、今回のようないじめ事案が二度と起こらないよう、再発防止に向けた対策をさらに強化していただくよう要望するとともに、今後、同様の事案が発生した場合には、適切な対処はもちろん、当事者に対する十

分な説明など、その納得が得られるような対応をしていただくよう強く求めるものであります。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○星原 透議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○星原 透議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員 [登壇] おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。日本共産党を代表して、今議会に提案されました議案及び請願に対する討論を行います。

まず、議案第1号「平成28年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)」について、反対の立場から討論いたします。

今回の補正予算は、鳥獣被害対策や木造住宅耐震化事業など必要な予算も組まれています。しかし、その中で、社会保障・税番号制度システム整備事業1,496万8,000円についての問題点を指摘したいと思います。

同事業は、国が進める社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の施行に当たっ

て、国のネットワークシステムと県のシステムとの連携運用のテストを行うとするものです。

マイナンバー制度は、ことし1月から実施が始まりました。我が党はこれまで、マイナンバー制度の導入については、反対の立場からその問題点を指摘し、中止を求めてきました。

そもそもマイナンバー制度とは、全ての国民に個人番号をつけて、税金や保険料納付、医療・介護・年金・保育サービス利用などの各種個人情報データベース化して、国が国民の個人情報を一元的に管理・活用しようとする制度です。利便性が強調されていますが、決してそうではなく、犯罪等の危険性を高め、国民に負担増をもたらすものであることを問題視しなければなりません。

昨年、日本年金機構から125万件に及ぶ個人情報が流出するという重大な事件が明らかになりましたが、何より、一人一人の個人情報が容易に名寄せ・集積されるということであり、一たび流出したり悪用されたりすれば、甚大なプライバシー侵害や成り済ましなどの犯罪性を飛躍的に高めることは明白です。

また、この制度は、個人情報保有機関を結ぶITインフラである情報関連システムが不可欠であり、そうしたシステム上の危険性への対処のための複雑なシステム設計に巨額なコストが強いられています。行政の効率化のために、これほど複雑で巨額のシステムがそもそも必要だったのかが問われています。

現在、個人番号カードの交付がシステムのふぐあいでおくれている問題が浮上しています。カード作成を担う地方公共団体情報システム機構が、カード管理システムを開発した富士通などに損害賠償を求める方針であることが明らかにされていますが、こうしたトラブルから、見

切り発車で始めた制度のずさんさと費用の増大が懸念されているところです。

多額の税金を投入して進めるマイナンバー制度が本当に国民にとって必要なものか再検討が求められるものであり、本事業の補正予算は、この問題にかかわる予算として反対をするものです。

次に、請願についてです。

継続審査の請願第6号「高等学校の公私間格差解消のため、私学助成の増額を求める請願」について、不採択との委員長報告に反対し、採択を求めるものです。

教育費の父母負担軽減が求められる中で始まった高校授業料無償化もすぐにその見直しが行われ、再び教育費の負担は各家庭に大きく及び、期待を裏切るものとなっています。とりわけ、県立高校に比べ授業料以外の学校納付金が多額な私立高校において、保護者の負担は大きいものとなっています。

子供たちが将来の職業に希望を持って積極的に進路を選択しようとする上で、その選択肢を提供する私立高校の果たす役割は大きく、家庭の経済的理由で、子供たちの学びの場が、未来が閉ざされるようなことがあってはなりません。

私学への助成を増額して、学費の保護者負担や教育条件の公私間格差を解消して、子供たちが安心して学べる教育の場にしてほしいと願う請願者の思いは切実です。県議会は、こうした県民の思いをしっかりと受けとめ、子供たちの教育条件を整えるためにも、本請願について採択すべきであることを強く申し述べて討論といたします。以上です。(拍手) [降壇]

○星原 透議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第1号採決

○星原 透議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○星原 透議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第2号から第11号まで採決

○星原 透議長 次に、議案第2号から第11号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 請願第5-1号採決

○星原 透議長 次に、請願第5-1号についてお諮りいたします。

本請願については、請願者から取り下げの申し出があり、付託先の厚生常任委員会において、これが了承されております。本請願の取り下げを承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、本請願の取り下げは承認されました。

◎ 請願第6号採決

○星原 透議長 次に、請願第6号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○星原 透議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎ 請願第16号採決

○星原 透議長 次に、請願第16号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○星原 透議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◎ 請願第3号、第14号及び第15号採決

○星原 透議長 次に、請願第3号、第14号及び第15号について、一括お諮りいたします。

各号請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、各号請願は委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○星原 透議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔卷末参照〕

まず、請願第17号についてお諮りいたします。

本請願を委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○星原 透議長 起立多数。よって、本請願は委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りしました請願を除く閉会中の継続調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎ 議員発議案送付の通知

○星原 透議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会及び議員から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

[事務局長朗読]

平成28年9月23日

宮崎県議会議長 星原 透 殿

提出者 議会運営委員長 黒木 正一
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」の期限延長に関する意見書

議員発議案第 2 号

「鉄道の安全・安定輸送」及び「地域を支える鉄道の発展」を求める意見書

議員発議案第 3 号

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書

議員発議案第 4 号

子どもの貧困対策の推進と強化を求める意見書

議員発議案第 5 号

チーム学校推進法の早期制定を求める意見書

議員発議案第 6 号

有害鳥獣対策の推進を求める意見書

平成28年 9 月 23 日

宮崎県議会議長 星原 透 殿

提出者 総務政策常任委員長 二見 康之

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第 7 号

所得税法第56条の廃止を求める意見書

平成28年 9 月 23 日

宮崎県議会議長 星原 透 殿

提出者 厚生常任委員長 太田 清海

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第 8 号

後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書

平成28年 9 月 23 日

宮崎県議会議長 星原 透 殿

提出者 環境農林水産常任委員長

右松 隆央

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第 9 号

指定生乳生産者団体制度の存続と機能強化を求める意見書

平成28年 9 月 23 日

宮崎県議会議長 星原 透 殿

提出者 宮崎県議会議員 井本 英雄

宮原 義久

松村 悟郎

野崎 幸士

太田 清海

田口 雄二

前屋敷恵美

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第10号

スティッフパーソン症候群を指定難病とするよう求める意見書

◎ 議員発議案第 1 号から第10号まで

追加上程

○星原 透議長 ただいま朗読いたしました議

員発議案第1号から第10号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第1号から第10号までの各号議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○星原 透議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。来住一人議員。

○来住一人議員〔登壇〕 ただいま議題となっております議員発議案のうち、第2号及び第5号について、日本共産党を代表して反対の立場から討論いたします。

まず、第2号「「鉄道の安全・安定輸送」及び「地域を支える鉄道の発展」を求める意見書」について述べます。

我が党も、鉄道の安全や安定的な輸送、また、地方における鉄道が果たす重要性について認識いたしておりまして、この立場に変わりないことを先に述べておきたいと思っております。

意見書は端的に言って、JR九州の車両の固定資産税を非課税にすること、また、自然災害からの復旧や大規模改修の際に支援を行う、つ

まり国税の投入を政府に求めるものであります。

公共交通機関としての住民の安全と生活を支えるという第一義的な任務と、民営化及び株式の上場による利益至上主義は、相矛盾の進行を免れることはできないと思っております。

JR九州は、昨年3月14日、32の駅の無人化を強行いたしました。この中には、1日平均4,484人が乗降する駅も含まれております。無人化によって利用者等の安全性がさらに後退し、定期券を購入できないなど利便性が格段に損なわれるなど、多くの問題点が発生いたしております。しかも、無人化は、関係する自治体などと協議するどころか、一方的なものであります。このような一方的な無人化は、株式の上場のための準備であったことは明白であります。

上場すれば、当然のごとく、高い成長と配当を求める株主から、採算性の低い鉄道部門のさらなる合理化が求められ、ローカル線の廃止や駅の無人化が進められることは必定だと思われまます。もはやJR九州は、公共交通機関という国民的任務を放棄しようとしているのではないかと思います。

JR九州は、不動産部門では利益を上げております。株式を上場しようという企業に新たに税金を投入するなどの支援を行うには、国民の合意と納得が当然必要であります。JR九州が公共交通機関としての使命から、安全性や利便性などを向上させる国民的公約を明らかにすることは、最低の条件となるものではないでしょうか。株主など一部の者の利益を確保するためのもものとなつてはならないことは明白です。本意見書はこうした問題点を内包しており、同意できないものであります。

次に、第5号「チーム学校推進法の早期制定を求める意見書」について述べます。

本意見書は、政府に対して4つの項目を求めているものでありますが、2、3、4の3つの項目は、現在の学校教育法などのもとでも解決に向けて努力できるし、また、解決しなければならぬ課題であり、チーム学校推進法という新たな法律を必要としないものと考えられます。したがって、本意見書の目的は、第1項の教職員体制の整備充実を図るとともに、専門職員や専門スタッフ等が学校運営や教育活動に参画していく「チーム学校」の実現を図るため、チーム学校推進法を早期に成立させることに限られてくると思います。

チーム学校推進法制定の必要性は、意見書の前文と第1項で述べております。要約すると、「学校現場が抱える課題が複雑・多様化している中で、学校に求められる役割が拡大し、学校や教員だけでは解決できない課題が増大している。教員は長時間勤務となっており、改革が必要」と説き、「専門職員や専門スタッフ等が学校運営や教育活動に参画していくためにチーム学校推進法が必要である」と述べております。

国会に提出されているチーム学校運営の推進等に関する法律案によると、第2条に定義があり、ここでは、「学校」とは「学校の教職員等」とは」など、5つについて定義しております。意見書が述べている「専門職員」や「専門スタッフ等」というのは、多分第2条第2項の「専門的知識等を有する者」と解されると思います。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの任につかれています方は、一人で多くの学校を受け持っているのが現実であります。

意見書が述べているように、学校においては

複雑で多様な問題を抱えております。その解決の中心に置くべきは、一人一人の子供に行き届いた教育が行われることでもあります。そのために今なすべきは、学級の児童生徒の定数を30人とする30人学級の実現、教員の長時間勤務や多忙化を改善し、教育の質の向上を図るために教職員の定数を改善すること、そして、このことを財政的に保障する義務教育国庫負担を2分の1に戻すことなどではないでしょうか。

この法律によって何がどのように変わるのか、中でも子供の成長にどうかかわるのかなど、よく見えないのが現実であります。したがって、私たちとしては、この法律案の慎重な審議を求めることでもあります。そして、国会審議を通じて、学校関係者を初め、国民の理解を得ることが重要であると思います。

以上で討論を終わります。(拍手)〔降壇〕

◎星原 透議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎議員発議案第10号採決

◎星原 透議長 これより採決に入ります。

まず、議員発議案第10号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎星原 透議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員発議案第2号及び第5号採決

◎星原 透議長 次に、議員発議案第2号及び第5号について、一括お諮りいたします。

両案を原案のとおり可決することに賛成の議

員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○星原 透議長 起立多数。よって、両案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員発議案第1号、第3号、第4号及び第6号から第9号まで採決

○星原 透議長 次に、議員発議案第1号、第3号、第4号及び第6号から第9号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員派遣の件

○星原 透議長 次に、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

◎ 議案第22号から第26号まで上程

○星原 透議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から議案第22号から第26号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○星原 透議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 ただいま提案いたしました特別議案の御説明に先立ち、御報告をさせていただきます。

今週19日夜から20日朝にかけて、本県を直撃しました台風16号についてであります。

今回の台風では、県内各地で短時間に記録的な大雨が降り、延岡市や日向市などで多数の家屋が浸水被害を受けるなど、大きな被害が発生しました。被害に遭われた方々には、心からお見舞いを申し上げます。

県といたしましては、台風接近前に災害対策本部を設置し、市町村や関係機関と連携した迅速な対応ができるよう、情報収集等に努めたところであります。今後は、現在進めております各種施設や農作物を含む被害の全容把握を速やかに行い、早期復旧や災害対策の強化に万全を期してまいりたいと考えております。

それでは、議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、議案第22号「平成27年度宮崎県歳入歳出決算の認定」についてであります。

これは、平成27年度の一般会計と15の特別会計の決算について、地方自治法の規定に基づき、議会の認定に付するものであります。

このうち、一般会計歳入歳出決算の概要について御説明申し上げます。

決算の結果は、歳入7,060億6,084万9,000円、歳出6,934億5,783万4,000円となっており、翌年度への繰越事業に充当する財源を差し引いた実質収支は72億6,751万6,000円となっております。なお、決算額には、平成27年度の特種要因として、口蹄疫復興対策のために発行しました口蹄疫対策転貸債等の償還金1,200億円が計上さ

れております。

平成27年度の財政運営につきましては、2期目の県政運営の初年度として、人口減少問題への対策や経済・雇用対策、地域医療の再生、危機管理の強化、社会資本の整備などに積極的に対応するため、必要な財源確保に取り組む一方で、人件費の抑制や投資的経費の重点化、一般行政経費の徹底した見直し等を行い、財政調整のための基金の取り崩し額の縮減や、県債の発行抑制により将来的な公債費の負担軽減を図ったところであります。

しかしながら、年々増加する社会保障関係費に加え、防災・減災対策や公共施設の老朽化対策、さらには国体開催に伴う施設整備等に多額の財政負担が見込まれる上、人口減少対策を初めとする地域経済の活性化にもより一層取り組む必要があることから、本県財政は引き続き厳しい状況が続く見通しとなっております。

このため、今後とも、不断の取り組みとして、歳入・歳出両面からの財政改革を進めつつ、本県が抱える課題に的確に対応した施策や将来を見据えた施策に計画的に取り組んでいく必要があると考えております。

議案第23号から第26号までは、平成27年度の電気事業会計、工業用水道事業会計、地域振興事業会計及び県立病院事業会計につきまして、地方公営企業法の規定に基づき、決算について議会の認定に付するものなどであります。

このほか、報告が2件ございますが、平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、また、平成27年度宮崎県公営企業会計（電気事業）継続費精算報告書につきまして、地方公営企業法施行令の規定に基づき、それぞれ議会に報告するもの

であります。

以上、追加提案いたしました議案の概要等について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○星原 透議長 知事の説明は終わりました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす24日から27日までは、議案調査等のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、28日午前10時開会、決算議案に対する質疑、決算特別委員会の設置及び決算議案の委員会付託であります。

本日はこれで散会いたします。

午前11時3分散会

9月28日（水）

平成 28 年 9 月 28 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (38 名)

1 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	来 住 一 人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
5 番	岩 切 達 哉	(同)
6 番	右 松 隆 央	(宮崎県議会自由民主党)
7 番	二 見 康 之	(同)
8 番	清 山 知 憲	(同)
9 番	島 田 俊 光	(同)
10 番	日 高 博 之	(同)
11 番	野 崎 幸 士	(同)
12 番	日 高 陽 一	(同)
13 番	星 原 透	(同)
14 番	西 村 賢	(無所属の会)
15 番	関 師 博 規	(愛みやざき)
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18 番	田 口 雄 二	(県民連合宮崎)
19 番	高 橋 透	(同)
20 番	丸 山 裕次郎	(宮崎県議会自由民主党)
21 番	中 野 一 則	(同)
22 番	中 野 廣 明	(同)
23 番	黒 木 正 一	(同)
24 番	横 田 照 夫	(同)
25 番	山 下 博 三	(同)
27 番	井 上 紀代子	(県民の声)
28 番	徳 重 忠 夫	(自由民主党県民クラブ)
29 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
30 番	満 行 潤 一	(県民連合宮崎)
31 番	太 田 清 海	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	後 藤 哲 朗	(同)
34 番	外 山 衛	(同)
35 番	松 村 悟 郎	(同)
36 番	坂 口 博 美	(同)
37 番	蓬 原 正 三	(同)
38 番	井 本 英 雄	(同)
39 番	宮 原 義 久	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	永 山 英 也
総 務 部 長	桑 山 秀 彦
危 機 管 理 統 括 監	畑 山 栄 介
福 祉 保 健 部 長	日 隈 俊 郎
環 境 森 林 部 長	大 坪 篤 史
商 工 観 光 労 働 部 長	中 田 哲 朗
農 政 水 産 部 長	郡 司 行 敏
県 土 整 備 部 長	東 憲 之 介
会 計 管 理 者	高 原 みゆき
企 業 局 長	関 師 雄 一
病 院 局 長	土 持 正 弘
財 政 課 長	川 畑 充 代
教 育 長	四 本 孝
警 察 本 部 長	野 口 泰
代 表 監 査 委 員	高 橋 博
人 事 委 員 会 事 務 局 長	金 子 洋 士

事務局職員出席者

事 務 局 長	甲 斐 正 文
事 務 局 次 長	奥 野 信 利
議 事 課 長	長 倉 健 一
政 策 調 査 課 長	小 田 博 之
議 事 課 長 補 佐	伊 豆 雅 広
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	沼 口 恭 一 郎
議 事 課 主 任 主 事	森 本 征 明

◎ 決算議案に対する質疑

○星原 透議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、決算議案に対する質疑、決算特別委員会の設置及び決算議案の委員会付託であります。

まず、議案第22号から第26号までの各号議案を一括議題といたします。

これより議案に対する質疑に入りますが、質疑についての発言時間は、1人10分以内といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員 おはようございます。早速ですが、平成27年度宮崎県歳入歳出決算の認定について、数点質疑をさせていただきます。自席から行います。

まず、財政運営についてお伺いいたします。

歳入において、県債を発行して地方交付税の肩がわりをする臨時財政対策債ですが、平成27年度の臨財債の発行額についてお伺いします。また、どのように臨財債の分を交付税措置されているのか、あわせてお聞かせください。

○総務部長（桑山秀彦君）平成27年度の臨時財政対策債の発行額は、311億5,301万4,000円です。臨時財政対策債につきましては、その元利償還金相当額の全額が交付税措置されることになっておりまして、具体的には、過去に発行した臨時財政対策債について、おおむね30年で償還するものとして理論上算定した元金及び利子の合計額が、毎年度の交付税算定における基準財政需要額に算入されております。

○前屋敷恵美議員 あわせて、平成27年度の県債発行額と県債残高についてもお聞かせくださ

い。

○総務部長（桑山秀彦君）一般会計における平成27年度の県債発行額は617億9,551万4,000円ですが、償還財源が確保されております。臨時財政対策債を除いた発行額は306億4,250万円となっております。また、27年度末の県債残高ですが、8,955億8,796万2,000円となっております。臨時財政対策債を除く県債残高につきましては、5,157億9,530万7,000円となっております。

○前屋敷恵美議員 平成27年度の県税収入が前年度より増加しております。主な増減の内容についてお聞かせください。

○総務部長（桑山秀彦君）平成27年度の県税収入は955億9,214万4,000円となっております。前年度より100億6,077万6,000円の増収、率にして前年度比111.8%の増となっております。

主な内訳といたしましては、法人県民税や軽油引取税などが減収となりましたけれども、個人県民税が給与所得の増加や特別徴収の推進、その他徴収努力等によりまして約2億7,000万円の増加、法人事業税が税制改正の影響及び業績好調業種の伸びによりまして約19億4,000万円の増加、また、地方消費税が平成26年4月からの税率改正による効果の平年度化によりまして約82億8,000万円の増加となっております。

○前屋敷恵美議員 今、御報告いただきましたが、県税収入が増加する中で、収入未済の多額を個人県民税が占めている。このことをどう分析して対策を講じておられるか伺いたいと思います。

○総務部長（桑山秀彦君）御質問ありましたように、個人県民税の収入未済額が全体の未済額の8割以上を占めておりまして、その徴収対策が喫緊の課題となっております。このため、

賦課徴収権があります市町村との連携を図りまして、併任人事交流や市町村から県への徴収引き継ぎなどの対策に積極的に取り組みました結果、収入未済額はピーク時よりも約39%圧縮されるなどの成果が得られているところであります。

○前屋敷恵美議員 こうした滞納についてなんですけど、27年度中に県が行った滞納処分の状況について伺いたいと思います。

○総務部長（桑山秀彦君） 平成27年度に行いました滞納処分ではありますが、件数で2,125件、滞納税額で1億5,596万円の財産の差し押さえを行っております。この主な内容は、預金や給与等の債権の差し押さえでありまして、件数で1,964件、滞納税額で1億3,853万円余となっております。全体の9割程度を占めております。

○前屋敷恵美議員 では次に、歳出について伺います。各部署での不用額が総額で70億8,460万円余と前年度を上回っておりますが、この不用額について、主に労働費、商工費、農林水産業費、教育費について、その額と要因についてお聞かせください。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 労働費及び商工費の不用額についてであります。

まず、労働費についてであります。不用額は1億1,000万円余で、その主なものは、UIJターン者のお試し就業に係る補助事業において、助成実績が見込みを下回ったことなどによるものであります。

次に、商工費につきましては、不用額は5億1,000万円余で、その主なものは、国の交付金事業において、国からの交付額が見込み額を下回ったことや、企業立地促進補助金において、企業の設備投資額や雇用者数が見込みを下回っ

たことなどによるものであります。

○農政水産部長（郡司行敏君） 農林水産業費の不用額につきましては、全体で20億6,330万円余となっております。主なものは、国の補正予算に伴います平成28年2月補正のうち、経営体育成支援事業等において、国からの交付額が見込み額を下回ったことによるもの、また、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の危機事象に対応する予算について、当該疾病の発生がなかったことによる執行残等であります。

○教育長（四本 孝君） 教育費の不用額7億971万円余ではありますが、主なものは、職員の人件費において、「職員手当等」や「給料」などの実績が見込みを下回ったことなどによるものであります。

○前屋敷恵美議員 次に、監査意見書での指摘事項について伺いたいと思います。

まず、随意契約について、今回も改善を図ることが指摘されておりますが、具体的な内容を伺いたいと思います。

○代表監査委員（高橋 博君） 随意契約について、主なものといたしましては、コピー用紙等の年間の購入金額が多額であるにもかかわらず、1回の購入金額が10万円未満であるとして、定期的に同一業者と一者随意契約により購入しているものがありました。

○前屋敷恵美議員 次に、財務会計事務について、意見書では、事務処理の誤りや大幅なおくれなどが依然として見受けられると指摘する一方で、職員の事務負担の増加、また多様化の問題も指摘されております。どのような対策・改善が図られているのか、会計管理者に伺いたいと思います。

○会計管理者（高原みゆき君） 会計管理局におきましては、財務会計事務の研修や出先機関

に出向いての指導検査、電話相談対応などを通して、職員の事務能力の向上に取り組んできております。また、職員の負担軽減を図るために、事務決裁手続の簡素化や、物品の区分の見直しなどに努めてきております。

なお、監査において指摘を受けた件数は、平成26年度の102件から、平成27年度は60件と減少したところでございます。

○前屋敷恵美議員 では次に、各種施策・事業について伺いたいと思います。

まず、職員定数についてです。職員人件費の削減が続けられておりますが、知事部局及び教育委員会について、27年度の職員実数はどうなっているのか、前年度との比較もあわせて伺いたいと思います。

○総務部長（桑山秀彦君） 知事部局等における職員数は、平成27年4月1日現在で3,808人となっております。前年度同期比で18人の増加となっております。

○教育長（四本 孝君） 公立学校の教職員数は、法令に基づき5月1日現在の学級数等により算定されますことから、平成27年5月1日現在の職員数は、事務局職員を含め1万1,207人となっております。これは前年度と比べて21人の減となっております。

○前屋敷恵美議員 では次に、震災・防災関連についてですが、平成27年度で事業が終了いたしました、新総合防災情報ネットワーク整備事業の成果について伺いたいと思います。

○危機管理統括監（畑山栄介君） この事業によりまして、防災行政無線設備をデジタル化するとともに、県と市町村等との間を光回線と無線回線で2重化することによりまして、災害時における通信の信頼性の向上が図られたところでございます。また、県と市町村等で各種災害情

報を共有するとともに、避難勧告等の情報について、テレビ、ラジオ等を通じて、迅速に住民に伝達されるようになったところであります。

○前屋敷恵美議員 では続いて、木造住宅耐震化リフォーム推進事業の平成27年度の実績について伺いたいと思います。

○県土整備事業（東 憲之介君） 平成27年度の実績であります。アドバイザー派遣が80件で、前年度と比較しまして4件の増となり、同じく耐震診断が121件で29件の減、耐震改修工事が25件で6件の増、27年度より開始いたしました耐震改修設計につきましては、11件となっております。また、本事業の決算額は536万3,000円であり、前年度に比べまして2万円の増となっております。

○前屋敷恵美議員 次に、雇用関連で伺いたいと思います。平成27年度に支出いたしました企業立地促進補助金の対象企業数と総額について、また、補助対象となった企業の雇用者数及びそのうち非正規の雇用者数について伺いたいと思います。

○商工観光労働部長（中田哲朗君） 平成27年度に支出いたしました企業立地促進補助金は、22社に対しまして3億4,661万2,000円となっております。また、補助対象となりました新規雇用者数は633人で、そのうち非正規雇用者は276人となっております。

○前屋敷恵美議員 次に、教育関連で伺います。県立学校施設の老朽化対策の平成27年度の実績と内容についてお聞かせください。

○教育長（四本 孝君） 平成27年度における県立学校施設の老朽化対策といたしましては、日向工業高校や明星視覚支援学校など15校23棟において、外壁改修工事や屋根防水工事などを実施したところであります。

○前屋敷恵美議員 次に、特別支援学校におけるスクールバスの設置に関して、平成27年度の実績と現状についてお聞かせください。

○教育長(四本 孝君) 特別支援学校のスクールバスにつきましては、平成27年度は導入及び更新ともに実績はありませんでした。現状といたしましては、県内13校中、8校で16台のスクールバスを運行いたしております。

○前屋敷恵美議員 もう一件、私立高等学校生徒に対する就学支援金の支給者数、そして支給額について伺いたいと思います。

○総合政策部長(永山英也君) 私立高等学校生徒に対する就学支援金の平成27年度における支給者数は14校合計で8,892名、支給額は15億6,357万6,650円となっております。

○前屋敷恵美議員 質疑の最後ですけれども、次に、交通関連で信号機について伺いたいと思いますが、信号機設置の要望件数及び平成27年度設置実績、26年度との比較について、あわせてお答えいただきたいと思います。

○警察本部長(野口 泰君) 宮崎県警察で把握しています信号機の設置要望件数は、累積で約400件あります。信号機の設置につきましては、必要性・緊急性などを総合的に検討し、予算の範囲内で計画的に進めているところであります。また、信号機の設置実績としましては、平成27年度に13基、平成26年度に11基をそれぞれ設置しております。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。それぞれ質疑をさせていただきましたが、最後に、河野県政2期目の初年度ということで、骨格予算、肉付け予算による県政運営が行われてまいりました。平成27年度の決算において、総括してお答えいただきたいと思います。

○知事(河野俊嗣君) 平成27年度は、本県の

厳しい財政状況を踏まえながら、人口減少問題への対策、経済・雇用対策、地域医療の再生や危機管理の強化など、本県が直面しております緊急的課題に積極的に対応する一方で、人件費の伸びの抑制や投資的経費の重点化、一般行政経費の見直しによる収支不足の縮減に努めますとともに、県債の発行抑制によりまして、将来的な公債費負担の軽減にも努めたところであります。これらの結果、実質収支、単年度収支は黒字となり、県債発行額、県債残高ともに減少するなど、堅実な財政運営を行いながら、将来を見据えたあすの宮崎の礎づくりを進めることができたものと考えております。

○前屋敷恵美議員 ありがとうございます。

質疑は以上で終わらせていただき、後は委員会の質疑に移らせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○星原 透議長 ほかに質疑の通告はありません。

以上で質疑は終わりました。

◎ 議員発議案送付の通知

○星原 透議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

[事務局長朗読]

平成28年9月28日

宮崎県議会議長 星原 透 殿

提出者 議会運営委員長 黒木 正一

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第11号

決算特別委員会の設置について

◎ 議員発議案第11号上程、採決

○星原 透議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第11号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明及び質疑を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第11号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第22号から第26号まで

決算特別委員会付託

○星原 透議長 次に、議案の委員会付託についてお諮りいたします。

議案第22号から第26号までの各号議案については、お手元に配付の付託表のとおり、ただいま設置が決定しました決算特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原 透議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

ここで、決算特別委員会の正副委員長互選等のため、暫時休憩いたします。

なお、執行部はここで退席となります。

午前10時19分休憩

午前10時28分開議

◎ 議長の報告（決算特別委員会正副委員長互選結果）

○星原 透議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会の正副委員長互選の結果を報告いたします。

その氏名を事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

決算特別委員会 委員長 宮原 義久

副委員長 二見 康之

○星原 透議長 ただいま朗読のとおりであります。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす29日から10月6日までは、決算特別委員会及び議事整理等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、10月7日午前10時開会、決算特別委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時29分散会

10月7日（金）

平成 28 年 10 月 7 日 (金 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (38 名)

1 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	来 住 一 人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
5 番	岩 切 達 哉	(同)
6 番	右 松 隆 央	(宮崎県議会自由民主党)
7 番	二 見 康 之	(同)
8 番	清 山 知 憲	(同)
9 番	島 田 俊 光	(同)
10 番	日 高 博 之	(同)
11 番	野 崎 幸 士	(同)
12 番	日 高 陽 一	(同)
13 番	星 原 透	(同)
14 番	西 村 賢	(無所属の会)
15 番	関 師 博 規	(愛みやざき)
16 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
17 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18 番	田 口 雄 二	(県民連合宮崎)
19 番	高 橋 透	(同)
20 番	丸 山 裕次郎	(宮崎県議会自由民主党)
21 番	中 野 一 則	(同)
22 番	中 野 廣 明	(同)
23 番	黒 木 正 一	(同)
24 番	横 田 照 夫	(同)
25 番	山 下 博 三	(同)
27 番	井 上 紀代子	(県民の声)
28 番	徳 重 忠 夫	(自由民主党県民クラブ)
29 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
30 番	満 行 潤 一	(県民連合宮崎)
31 番	太 田 清 海	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	後 藤 哲 朗	(同)
34 番	外 山 衛	(同)
35 番	松 村 悟 郎	(同)
36 番	坂 口 博 美	(同)
37 番	蓬 原 正 三	(同)
38 番	井 本 英 雄	(同)
39 番	宮 原 義 久	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	永 山 英 也
総 務 部 長	桑 山 秀 彦
危 機 管 理 統 括 監	畑 山 栄 介
福 祉 保 健 部 長	日 隈 俊 郎
環 境 森 林 部 長	大 坪 篤 史
商 工 観 光 労 働 部 長	中 田 哲 朗
農 政 水 産 部 長	郡 司 行 敏
県 土 整 備 部 長	東 憲 之 介
会 計 管 理 者	高 原 みゆき
企 業 局 長	関 師 雄 一
病 院 局 長	土 持 正 弘
財 政 課 長	川 畑 充 代
教 育 長	四 本 孝 子
公 安 委 員 長	藤 田 紀 泰
警 察 本 部 長	野 口 博 継
代 表 監 査 委 員	高 橋 秀 継
人 事 委 員 長	村 社 秀 継

事務局職員出席者

事 務 局 長	甲 斐 正 文
事 務 局 次 長	奥 野 信 利
議 事 課 長	長 倉 健 一
政 策 調 査 課 長	小 田 博 之
議 事 課 長 補 佐	伊 豆 雅 広
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	沼 口 恭 一 郎
議 事 課 主 任 主 事	森 本 征 明

◎ 決算特別委員長審査結果報告

○星原 透議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、決算特別委員長の審査結果報告から採決までであります。

まず、議案第22号から第26号までの各号議案を一括議題といたします。

ここで、決算特別委員長の審査結果報告を求めます。決算特別委員会、宮原義久委員長。

○宮原義久議員〔登壇〕(拍手) 当決算特別委員会に付託されました議案第22号から第26号に係る平成27年度決算の認定等について、各分科会を中心に審査を行ってきたところでありますが、その審査の経過及び結果について御報告を申し上げます。

まず、議案第22号「宮崎県歳入歳出決算」の概要についてであります。

平成27年度の一般会計決算額は、歳入7,060億6,084万9,000円、歳出6,934億5,783万4,000円で、前年度決算額と比べ、歳入が20.6%の増、歳出が20.8%の増となっております。歳入、歳出ともに大幅にふえておりますが、これは、口蹄疫対策転貸債等償還金の1,200億円を含んでいるためであり、これを除きますと、ほぼ前年度並みの決算規模となります。

歳入から歳出を差し引いた形式収支は126億301万5,000円であり、このうち翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は72億6,751万6,000円の黒字となっております。

また、小規模企業者等設備導入資金など15の特別会計の決算状況は、総額で、歳入が2,262億6,599万4,000円、歳出が2,240億6,776万6,000円となっております。

次に、議案第23号「宮崎県電気事業会計決

算」の概要についてであります。

平成27年度の事業収益は46億1,920万5,000円、事業費用は38億304万9,000円で、当年度純利益は8億1,615万6,000円となっており、その他未処分利益剰余金変動額と合わせた未処分利益剰余金は13億2,388万4,000円となっております。また、その処分については、一部を資本金へ組み入れ、残余は建設改良積立金等に積み立てることとされております。

なお、供給電力量の目標達成率は、降雨に恵まれるとともに、効率的な発電が行われたため、118.2%となっております。

次に、議案第24号「宮崎県工業用水道事業会計決算」の概要についてであります。

平成27年度の事業収益は3億6,884万6,000円、事業費用は2億9,338万6,000円で、当年度純利益は7,546万円となっており、その他未処分利益剰余金変動額と合わせた未処分利益剰余金は1億8,858万7,000円となっております。また、その処分については、一部を資本金へ組み入れ、残余は借入金償還積立金に積み立てることとされております。

なお、常時使用水量の目標達成率は、一部ユーザーの増量予定が延期となったこと等により給水量が減少したため、95.1%となっております。

次に、議案第25号「宮崎県地域振興事業会計決算」の概要についてであります。

平成27年度の事業収益は2,436万2,000円、事業費用は1,730万8,000円で、当年度純利益は705万4,000円となっており、その他未処分利益剰余金変動額と合わせた未処分利益剰余金は1,596万4,000円となっております。その処分については、一部を資本金へ組み入れ、残余は借入金償還積立金に積み立てることとされております。

なお、施設利用者数の目標達成率は、天候不順の影響等により97%となっております。

最後に、議案第26号「宮崎県立病院事業会計決算」の概要についてであります。

平成27年度の事業収益は303億3,862万8,000円、事業費用は301億1,243万1,000円で、当年度純利益は2億2,619万7,000円となっており、前年度と比較すると、純損益は3億873万円改善しております。

これらの決算審査に当たっては、予算の執行が議会の議決の趣旨及び目的に沿って適正かつ効率的になされ、所期の事業目的が達成されたかどうかについて確認することを基本とした決算審査方針に基づき、慎重な審査を行いました。

その結果、一部に改善すべき点は見受けられるものの、全般的に適正に執行されており、議案第22号については賛成多数、議案第23号から第26号については全会一致で、認定、または可決及び認定すべきものと決しました。

以下、当委員会における指摘要望事項について申し上げます。

まず、総括的事項であります。

本県の財政を取り巻く状況は、年々増加する社会保障関係費に加え、国体開催に伴う施設整備等の多額の財政負担が見込まれており、厳しさが増すものと考えられます。そこで、引き続き、財政改革を推進し、効果的・効率的な予算の執行に努めるなど、健全な財政運営に取り組むことを求めます。

次に、「主要施策の成果に関する報告書」に記載されている施策の進捗状況を示す指標について、県民が施策の成果をより具体的にイメージしやすいよう、引用元となっているアクションプラン等の次期策定に向けて、見直しを検討

することを求めます。

次に、個別的事項として、次の諸点について県当局の今後一層の取り組みや検討、改善を求めるものであります。

1つ、地域政策共同研究事業により生まれたアイデアを生かし、中山間地域の課題解決に関係団体と連携して取り組むこと。

1つ、東日本大震災復興活動支援について、被災地や被災された方々のニーズと実態を踏まえて事業内容を見直しながら取り組むこと。

1つ、自殺対策について、自殺死亡率が依然として高い水準にあることから、これまでの取り組みをより一層充実させること。

1つ、健康寿命対策について、運動と食べ物と心のバランスが大事なので、関係課等が連携して、取り組みをさらに推進すること。

1つ、県立病院について、引き続き経営の改善に努めるとともに、心臓カテーテル治療などの高度医療への取り組みを充実するなど、本県の中核病院としての役割をさらに果たせるよう取り組むこと。

1つ、産業を支える人材の育成・確保について、企業や労働者のニーズに応じた利用しやすい認定職業訓練のあり方について検討を行うとともに、人材供給の拠点である産業技術専門校においては、高校などと連携しながら、技能の重要性や訓練内容等の周知啓発に努め、生徒の確保を図るなど、その役割を十分に果たすこと。

1つ、観光振興について、観光入り込み客数等が落ち込まないように、その時々に応じた適切な対策を講じることはもとより、国内外からのより一層の誘客促進を図るなど、勢いを緩めることなく、さらに上を目指す姿勢で取り組むこと。

1つ、道路等の環境保全活動への県民参加について、道路愛護等の機運醸成を図るとともに、参加を促す仕組みづくりの充実を検討すること。

1つ、「水を貯え、災害に強い森林づくり事業」について、森林を県民共有の財産として引き続き守り育てていくためにも、この取り組みが全国のモデルとなるよう、今後ともしっかりと取り組むこと。

1つ、「みやざきスギ」など県産材の輸出促進について、今後も海外市場のニーズ等を的確に把握し、取り組みをさらに推進すること。

1つ、畑地かんがい営農の推進について、畑作農業の振興を図る上では、施設の整備と有効活用が大変重要であることから、さらなる推進に努めること。

1つ、宮崎県水産業・漁村振興長期計画に基づき、儲かる漁業の実現に向けた具体的な取り組みを進めるとともに、本県漁業の担い手確保に積極的に取り組むこと。

1つ、文化の振興について、「旅する美術館事業」など、広く県民が美術や文化に親しむ機会を創出する館外展開事業等に継続して取り組むこと。

1つ、育英資金特別会計について、償還促進に向けてより一層の努力を続けるとともに、延滞金の利率についても見直しを検討すること。

当委員会での指摘要望事項は以上であります。今後の予算編成及び事業執行に当たっては、当委員会並びに監査委員の指摘要望事項について特段の改善と努力が図られるよう、重ねて要望するものであります。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○星原 透議長 以上で、決算特別委員長の審

査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○星原 透議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員 [登壇] おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。

日本共産党を代表して、議案第22号「平成27年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」、反対の立場から討論いたします。

河野県政2期目の初年度、「子どもの貧困対策元年」が位置づけられた年でもありましたが、十分機能したでしょうか。県民が置かれている暮らしの状況は、決して安易なものではありません。本当に必要なところに必要な予算化や手だてが講じられたでしょうか。平成27年度も医療、介護、年金などの社会保障、子供の貧困、子育て、雇用、地域経済などなど、県民生活の安定にかかわる課題解決の県政運営が求められました。しかし、こうした県民の期待に十分応えたとは言いがたいものです。

まず、財政運営において、歳入歳出に関して、そのあり方も含め、もろもろ述べたい点がありますが、今回は、県民生活に直接かかわっている問題点に絞って述べたいと思います。

一つに、福祉・社会保障の分野についてです。国の医療介護総合確保推進法に基づいて、地域医療介護総合確保基金に積み増しを行いながら、国主導の事業が行われてきたことです。医療介護総合確保推進法は、今後迎える高齢化

のピークに備えて、かかる費用の抑制を図ろうとするもので、医療・介護の制度を改悪しながら、入院病床の削減や介護抑制を本格化させ、病院から施設へ、施設から在宅への流れをつくり、高齢者に在宅での自立を求めるもので、また、高齢者のみならず、県民の安心できる医療や介護の体制を根底から覆すことにつながるものとして看過できないものです。

特別養護老人ホームについては、入所基準を要介護3以上に制限する中で、2,000名を超える入所待機者に対する手だては大きく立ちおくれしています。

また、国民健康保険財政安定化基金の創設が行われましたが、この基金は、2018年度から国が実施しようとしている市町村国保の都道府県単位化、いわゆる広域化を推進するためのものです。この国保の都道府県単位化は、現在、深刻な事態にある高過ぎる国保税などの構造的な問題を何ら解決するものではなく、医療供給体制と医療費支払いをリンクさせ、医療の適正化、医療費の削減を図ろうとするもので、医療介護総合確保推進法のさらなる具体化です。

子育て支援においては、放課後児童クラブ事業一つとっても、原則3年生以下だった児童クラブの対象が全学年に拡大され、利用申請がふえる中で、前年度より受け入れはふえたとはいえ、入れなかった児童は465人と調査されておりますが、児童クラブのない自治体もあり、利用したくてもできない待機児童はもっと多いと思われまます。こうした状態は、働く親にとって安心して子育てできる環境とは言えません。施設の整備を含め、特に夏休みなどの対策は喫緊の課題です。また、子育て世代の要望が強い子供医療費助成の拡充についても、しっかり受けとめるべきだと思います。

さらに、TPP対策関連予算、総額31億8,100万円が計上されたことです。特に農業分野の内容を見れば、本来の農業の振興にとって必要な事業もあります。しかし、要は、国際競争力をつけて、攻めの農業で対処しようとするものであり、今後どれほどの対策費が必要となるのでしょうか。こうした流れに乗れない農家を取り残されていくことになれば、本来の崇高な農業のあり方から大きく逸脱するものと言わなければなりません。政府は、最低限守ると公約した重要5品目を聖域とした国会決議もほごにして、今臨時国会での批准を図ろうとしています。が、早晚、こうした対策予算での限界は見えてくるのではないのでしょうか。

TPPは、農業のみならず、食の安全、医療、地域経済などに影響を及ぼし、命と暮らし、そして環境を犠牲に企業の利益をふやすルールを押しつけるというものです。県民が不利益をこうむるからには、県は国に対し、国会批准の中止はもとより、TPP交渉からの撤退を強く要求することが何より求められていると思います。

最後に、東九州新幹線整備計画路線への格上げに向けて、予算をつけての調査が開始されましたが、知事が言われる「くらしの豊かさ日本一」を目指す宮崎県として、今、力を注ぐべきは、県民の長年の念願でもあります日豊本線の複線化を現実のものにすることではないでしょうか。もっと日常生活の利便性を追求することではないかと思えます。

以上、平成27年度決算について、問題点を絞って指摘いたしました。県民の期待に応えるべく今後の予算編成に生かしていただくことを申し述べて、決算認定についての反対討論いたします。以上です。(拍手) [降壇]

○星原 透議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第22号採決

○星原 透議長 これより採決に入ります。

まず、議案第22号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は認定であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○星原 透議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

◎ 議案第23号から第26号まで採決

○星原 透議長 次に、議案第23号から第26号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は、可決及び認定、または認定であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり、可決及び認定、または認定されました。

◎ 議員派遣の件

○星原 透議長 次に、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○星原 透議長 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎ 閉 会

○星原 透議長 以上で、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成28年9月定例県議会を閉会いたします。

午前10時21分閉会

資

料

平成28年9月定例県議会日程

36日間

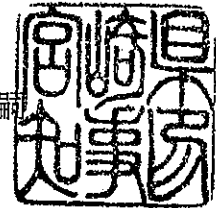
月 日	曜	区分	議 事	備 考		
9. 2	金	本会議	開会 議席の一部変更 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議員の辞職許可 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30		
3	土	休 会	(閉 庁 日)			
4	日					
5	月				(議 案 調 査)	代表質問通告締切 12:00
6	火					一般質問通告締切 12:00
7	水	本会議	代 表 質 問	議会運営委員会 9:30		
8	木					
9	金			一 般 質 問	請願締切 16:00	
10	土	休 会	(閉 庁 日)			
11	日					
12	月	本会議	一 般 質 問	議員発議案締切 17:00 (会派提出)		
13	火			一 般 質 問 質疑、討論、採決(人事案件) 議案・請願委員会付託	議会運営委員会 9:30	
14	水	休 会	常 任 委 員 会			
15	木					
16	金				議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く)	
17	土			(閉 庁 日)		
18	日					
19	月					(閉 庁 日) 敬老の日

月 日	曜	区 分	議 事	備 考
9. 20	火	休 会	特 別 委 員 会	議会運営委員会
21	水		(議 事 整 理)	
22	木		(閉 庁 日) 秋分の日	
23	金	本会議	常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 議案上程 (決算議案) 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30
24	土	休 会	(閉 庁 日)	
25	日			
26	月		(議 案 調 査)	
27	火			
28	水	本会議	質疑 (決算議案) 議員発議案上程、採決 (決算特別委員会設置) 議案委員会付託 (決算議案)	議会運営委員会 9:30
			決 算 特 別 委 員 会	
29	木	休 会	決 算 特 別 委 員 会	
30	金			
10. 1	土		(閉 庁 日)	
2	日			
3	月		(議 事 整 理)	
4	火			
5	水		決 算 特 別 委 員 会	
6	木		(議 事 整 理)	
7	金	本会議	決算特別委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 閉会	議会運営委員会 9:30

215-1181
平成28年9月2日

宮崎県議会議長 星原透 殿

宮崎県知事 河野俊 殿



議案の送付について

平成28年9月定例県議会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

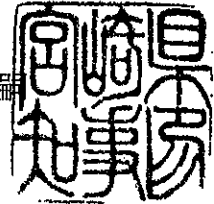
- 議案第1号 平成28年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）
- 議案第2号 平成28年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第3号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 退職年金及び退職一時金に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 宮崎県地方独立行政法人評価委員会条例
- 議案第7号 宮崎県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 工事請負契約の変更について
- 議案第9号 宮崎県公共施設等総合管理計画の策定について
- 議案第10号 公立大学法人宮崎県立看護大学定款の制定について
- 議案第11号 公立大学法人宮崎県立看護大学に承継させる権利を定めることについて
- 議案第12号 教育委員会委員の任命の同意について
- 議案第13号 教育委員会委員の任命の同意について
- 議案第14号 土地利用審査会委員の任命の同意について
- 議案第15号 土地利用審査会委員の任命の同意について
- 議案第16号 土地利用審査会委員の任命の同意について
- 議案第17号 土地利用審査会委員の任命の同意について
- 議案第18号 土地利用審査会委員の任命の同意について
- 議案第19号 土地利用審査会委員の任命の同意について
- 議案第20号 土地利用審査会委員の任命の同意について

（文書取扱 財政課）

215-1186
平成28年9月7日

宮崎県議会議長 星原透 殿

宮崎県知事 河野俊 謹



議案の送付について

平成28年9月定例県議会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

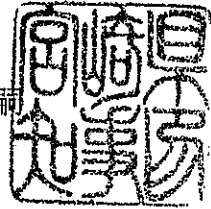
議案第21号 平成28年度宮崎県一般会計補正予算（第5号）

（文書取扱 財政課）

215-1203
平成28年9月23日

宮崎県議会議長 星原 透 殿

宮崎県知事 河野 俊 嗣



議案の送付について

平成28年9月定例県議会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

- 議案第 22 号 平成27年度宮崎県歳入歳出決算の認定について
- 議案第 23 号 平成27年度宮崎県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第 24 号 平成27年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第 25 号 平成27年度宮崎県地域振興事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第 26 号 平成27年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について

(文書取扱 財政課)

代表質問時間割

9月7日(水)

順序	会派	質問者	時間	備考
1	自由民主党	松村 悟郎	10:00~12:00	休憩
2	自由民主党	黒木 正一	13:00~15:00	

9月8日(木)

順序	会派	質問者	時間	備考
3	県民連合宮崎	太田 清海	10:00~12:00	休憩
4	公明党	重松幸次郎	13:00~14:20	

* 会派別の質問時間 (質問取扱要領)

自由民主党 120分以内

県民連合宮崎 60分以内

公明党 40分以内

一般質問時間割

9月9日（金）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	自由民主党	山下 博三	10:00～11:00	
2	愛みやぎき	函師 博規	11:00～12:00	休憩
3	県民連合宮崎	満行 潤一	13:00～14:00	
4	自由民主党	清山 知憲	14:00～15:00	休憩
5	自由民主党	中野 一則	15:10～16:10	

9月12日（月）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
6	自由民主党県民クラブ	徳重 忠夫	10:00～11:00	
7	自由民主党	右松 隆央	11:00～12:00	休憩
8	自由民主党	日高 博之	13:00～14:00	
9	自由民主党	横田 照夫	14:00～15:00	

9月13日（火）

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
10	公 明 党	河野 哲也	10:00～11:00	
11	自由民主党	蓬原 正三	11:00～12:00	休憩
12	県民連合宮崎	渡辺 創	13:00～14:00	
13	日本共産党	来住 一人	14:00～15:00	

* 1人当たりの質問時間 30分以内（質問取扱要領）

議案・請願 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	平成28年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)	可決		可決	可決	可決
第2号	平成28年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)				可決	
第3号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例		可決			
第4号	退職年金及び退職一時金に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第5号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例		可決			
第6号	宮崎県地方独立行政法人評価委員会条例		可決			
第7号	宮崎県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例					可決
第8号	工事請負契約の変更について			可決		
第9号	宮崎県公共施設等総合管理計画の策定について	可決				
第10号	公立大学法人宮崎県立看護大学定款の制定について		可決			
第11号	公立大学法人宮崎県立看護大学に承継させる権利を定めることについて		可決			

[請願]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第3号	所得税法第56条の廃止を求める意見書を国に提出することを求める請願	採択				
第5-1号	介護福祉士等修学資金貸付制度の強化並びに介護福祉士養成に係る離職者訓練(委託訓練)制度の定員数の拡大を求める意見書の提出に関する請願		取下げ			
第6号	高等学校の公私間格差解消のため、私学助成の増額を求める請願	不採択				
第14号	指定生乳生産者団体制度の存続と機能強化に関する国への意見書提出を求める請願				採択	
第15号	後期高齢者医療制度の保険料軽減特別措置の継続等を求める意見書提出の請願		採択			
第16号	宮崎県議会よりスティッフパーソン症候群を指定難病とするよう国の関係機関に意見書を提出していただくよう求める請願		採択			
第17号	子どもの医療費無料化を中学校卒業まで引き上げることを求める請願		継続			

議案 委員会審査結果表

[議案]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第21号	平成28年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)	可決				

閉会中の継続審査・調査申出一覧

平成28年9月定例県議会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	総合政策及び行財政対策に関する調査	調査を要するため
厚生常任委員会	請願第17号 子どもの医療費無料化を中学校卒業まで引き上げることを求める請願 福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査	慎重な審査・調査を要するため
商工建設常任委員会	商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	調査を要するため
環境農林水産常任委員会	環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業常任委員会	教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査	調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

平成28年9月定例県議会

決算議案 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	委員会審査結果
第22号	平成27年度宮崎県歳入歳出決算の認定について	認定
第23号	平成27年度宮崎県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について	可決及び認定
第24号	平成27年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	
第25号	平成27年度宮崎県地域振興事業会計利益の処分及び決算の認定について	
第26号	平成27年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について	認定

議案議決件名一覽表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	平成28年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）	9月23日・可 決
〃 第2号	平成28年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第3号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第4号	退職年金及び退職一時金に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第5号	宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第6号	宮崎県地方独立行政法人評価委員会条例	〃
〃 第7号	宮崎県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第8号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第9号	宮崎県公共施設等総合管理計画の策定について	〃
〃 第10号	公立大学法人宮崎県立看護大学定款の制定について	〃
〃 第11号	公立大学法人宮崎県立看護大学に承継させる権利を定めることについて	〃
〃 第12号	教育委員会委員の任命の同意について	9月13日・同 意
〃 第13号	教育委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第14号	土地利用審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第15号	土地利用審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第16号	土地利用審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第17号	土地利用審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第18号	土地利用審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第19号	土地利用審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第20号	土地利用審査会委員の任命の同意について	〃
〃 第21号	平成28年度宮崎県一般会計補正予算（第5号）	9月13日・可 決
〃 第22号	平成27年度宮崎県歳入歳出決算の認定について	10月7日・認 定
〃 第23号	平成27年度宮崎県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について	10月7日・可決及び認定
〃 第24号	平成27年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第25号	平成27年度宮崎県地域振興事業会計利益の処分及び決算の認定について	10月7日・可決及び認定
〃 第26号	平成27年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について	10月7日・認 定
議員発議案 第1号	「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」の期限延長に関する意見書	9月23日・可 決
〃 第2号	「鉄道の安全・安定輸送」及び「地域を支える鉄道の発展」を求める意見書	〃
〃 第3号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書	〃
〃 第4号	子どもの貧困対策の推進と強化を求める意見書	〃
〃 第5号	チーム学校推進法の早期制定を求める意見書	〃
〃 第6号	有害鳥獣対策の推進を求める意見書	〃
〃 第7号	所得税法第56条の廃止を求める意見書	〃
〃 第8号	後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書	〃
〃 第9号	指定生乳生産者団体制度の存続と機能強化を求める意見書	〃
〃 第10号	スティッフパーソン症候群を指定難病とするよう求める意見書	〃
〃 第11号	決算特別委員会の設置について	9月28日・可 決

議 員 発 議 案 等

議員発議案第 1 号

「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」 の期限延長に関する意見書

特殊土壌地帯の災害防除と農業生産力の向上については、昭和 27 年に「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」が制定されて以来、これまで 12 回にわたる期限延長が図られ、多大な成果をあげてきているところである。

しかし、近年、局地的な集中豪雨による甚大な災害が続く中、侵食を受けやすい特殊土壌地帯においては、治山、治水や急傾斜地崩壊対策、道路・農地防災など住民が安心して暮らしていくために必要な対策を引き続き講じていく必要がある。

また、特殊土壌の不利な点を補い、収益性の高い農業を効率的かつ安定的に展開していくための農用地整備についても、さらに推進する必要がある。

このような中で、「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」が平成 29 年 3 月 31 日で期限切れとなる。

については、災害の多発や農業の生産性に不利な面があるなど、特殊土壌地帯の厳しい実情を御賢察のうえ、「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」の期限を 5 年間延長することを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 9 月 23 日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	伊達忠一	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
総務大臣	高市早苗	殿
農林水産大臣	山本有二	殿
国土交通大臣	石井啓一	殿
内閣官房長官	菅義偉	殿

議員発議案第 2 号

「鉄道の安全・安定輸送」及び「地域を支える鉄道の発展」を求める意見書

J R九州は、本年 10 月には株式上場し完全民営化を予定しているが、会社発足当初から営業赤字を前提とした経営で、この間、経営安定基金の運用益や税制特例等の支援策により経営を維持してきた状況である。

J R九州では、これまで台風や集中豪雨、平成 28 年熊本地震からの復旧対応、予防保全措置など防災対策の強化、さらには鉄道構造物（トンネル、橋梁等）の老朽化に伴う大規模改修の必要性など、安全輸送確保のために早急な対処をせまられているが、一事業者の努力の範疇を超える課題については、国家的な観点からの対応が求められる。

そもそもローカル線を多く抱える J R九州の鉄道事業は、その体質上、きわめて厳しい経営環境にあり、今後、人口減少の進む社会の中で、さらに少子高齢化が顕著な九州において、地域の産業や住民生活を支える鉄道の安全・安定的な運営と、地域交通や鉄道貨物ネットワークの維持・発展のためには、総合的な支援が欠かせない。

よって、国においては下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 J R九州の鉄道用車両に対する固定資産税を非課税とすること。
- 2 鉄道事業各社の経営自立に向けた、安定的な運営と地域交通や鉄道ネットワークの維持・発展に資する所要の措置を図ること。
- 3 鉄道防災・予防保全策への支援、及び自然災害から鉄道施設・設備を復旧させる場合の支援、並びに、老朽化が進む鉄道構造物の大規模改修に向けた支援を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 9 月 23 日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	高市早苗殿
国土交通大臣	石井啓一殿
内閣官房長官	菅 義 偉殿

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数も、教員1人当たりの児童生徒数も多い状況にある。

また、障がいのある子どもたちに対する合理的配慮への対応、日本語指導などを必要とする子どもたちへの支援、いじめ・不登校の課題など、学校を取り巻く状況は複雑化、困難化しており、学校に求められる役割は拡大している。

さらに、学習指導要領の改訂により、授業時数や指導内容も増加しており、こうした課題や問題の解決に向けて、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数の改善が必要である。

いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが当然でなければならない。

自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置し、一人ひとりの子どもたちへのきめ細かな対応や、学びの質を高める教育環境を実現するため、また、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、下記事項のとおり対応されるよう強く要望する。

記

- 1 計画的な教職員定数改善が推進できるよう国全体として取り組まれること。
- 2 義務教育費国庫負担制度は、義務教育には必要不可欠なものであることから、この制度の堅持はもとより、義務教育費国庫負担の拡充を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月23日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 殿
参 議 院 議 長	伊 達 忠 一 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 殿
文 部 科 学 大 臣	松 野 博 一 殿
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 殿

子どもの貧困対策の推進と強化を求める意見書

日本の子どもの相対的貧困率は16.3%（2014年発表）で、6人に1人が貧困状態にある。特に、ひとり親世帯等の相対的貧困率は54.6%で、2人に1人強が貧困状態にあり、先進国の中で非常に厳しい水準である。

貧困の連鎖を絶つことを目的とする「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、国が教育や保護者の就労、経済支援等を総合的に進める大綱を策定して2年が経過した。地方自治体は、地域の状況に応じた施策に取り組み始めているが、大半の自治体はその基礎となる実態調査を行っていないのが実態である。

経済的貧困は生活資源の不足にとどまらず、子どもの健康、成長・発達、学力・進学、家族関係・人間関係、精神保健など、様々に影響を及ぼし、子どもの将来のみならず、社会の安定にも深く関わっている。

子どもたちが自分の可能性を信じ、未来を切り拓いていけるようにするためには、同法の意義を十分に踏まえ、国の予算を確保し、問題の解決に向けて対策を行う必要がある。

よって、子どもの貧困対策の推進と強化のため、国においては下記事項について早急に取り組むことを強く要望する。

記

- 1 地方自治体が「子どもの貧困」把握のための実態調査を実施し、貧困対策について計画策定ができるよう、調査の実施や分析についての支援、財政支援などを行うこと。
- 2 地方自治体の調査、取組などのフォローアップを徹底し、国の総合的な対策に生かすこと。
- 3 子どもの貧困対策に取り組む民間の活動を官民一体で支援する「子供の未来応援基金」については、真に有効な活用ができるようあり方を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月23日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	高市早苗殿
文部科学大臣	松野博一殿
厚生労働大臣	塩崎恭久殿
内閣官房長官	菅義偉殿
内閣府特命担当大臣 (少子化対策)	加藤勝信殿

チーム学校推進法の早期制定を求める意見書

グローバル化や生産年齢人口の減少などの社会や経済の急速な変化、学校現場が抱える課題が複雑化・多様化する中、貧困問題への対応や保護者等からの要望への対応など、学校に求められる役割が拡大し、学校や教員だけでは解決できない課題が増大している。それに伴い、教員の勤務実態に関する国内外の調査からも、我が国における教員の長時間勤務の実態が明らかになっており、待ったなしの改革が必要である。

このため、教員が総合的な指導を担う日本の学校の特徴を生かしつつ、複雑化・困難化する課題に対応できる「次世代の学校」を構築していく必要があることから、国に対し下記の事項について強く要望する。

記

- 1 教職員体制の整備充実を図るとともに、専門職員や専門スタッフ等が学校運営や教育活動に参画していく「チーム学校」の実現を図るため、チーム学校推進法を早期に成立させること。
- 2 教員が担うべき業務に専念し、子どもと向き合う時間を確保するため、学校や教員が携わってきた従来の業務を不断に見直し、教員の業務の適正化を促進すること。
- 3 部活動は、教員の負担軽減を図りつつ部活動の指導を充実するため、休養日の設定を徹底した上で、地域のスポーツ指導者や引退したトップアスリート、退職教員、運動部や文化部所属の大学生等、地域の幅広い協力を得て行えるよう、環境整備を進めること。
- 4 教員の長時間労働という働き方を見直し、心身ともに健康を維持できる職場づくりを推進するため、国は定期的な実態調査の実施やメンタルヘルス対策の推進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月23日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
総務大臣	高市早苗殿
文部科学大臣	松野博一殿
内閣官房長官	菅 菅 義 偉 殿

有害鳥獣対策の推進を求める意見書

有害鳥獣については、これまで対策を講じてきているが、地球温暖化による生息環境の変化、高齢化による狩猟者数の減少などにより、有害鳥獣の数は増加し、農作物に対する被害は200億円程度で推移しており、有害鳥獣による被害により国内農業従事者が事業を継続する上において深刻な事態を招いている。

財産のみならず身体・生命を守るためには、生態系に配慮しながら、有害鳥獣を一定数駆除する必要があると考えられるものの、捕獲後の処理にかかる負担や駆除が追い付かないなど、様々な課題により、有害鳥獣の個体数削減に至っていない状況がある。

このため、有害鳥獣駆除の促進や負担軽減、処分後の利活用並びに地域資源への転化など、有害鳥獣対策の推進を図る必要があることから、国に対し下記の事項について強く要望する。

記

- 1 有害鳥獣被害を低減させるため、そして住民の生命を守るためにも、被害対策の中核となるコーディネーターを育成するとともに、必要な数の狩猟者（鳥獣被害対策実施隊）を確保できるよう、鳥獣被害防止特措法の改正など、さらなる措置を講ずること。
- 2 侵入防止（電気）柵施設における安全を確保するため、さらなる指導を徹底すること。
- 3 有害鳥獣の行動様式を的確に把握し、個体数を管理するため、ICTの積極的な活用を推進すること。
- 4 国内各地域に広域で利用できる有害鳥獣向け食肉処理施設を整備すること。
- 5 ジビエとして積極的に活用し、「六次産業化」を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月23日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
農林水産大臣	山本晋二殿
経済産業大臣	世耕弘成殿
環境大臣	山本公一殿
内閣官房長官	菅義偉殿

議員発議案第7号

所得税法第56条の廃止を求める意見書

経済の担い手として本県経済の発展に貢献している小規模企業者は、家族従業者の支えによるところが非常に大きい。その労働対価は、所得税法第56条の規定により、必要経費に算入しないこととされている。

一方、同法第57条では、事業に専従する家族従業者の労働対価は、青色申告を行うことにより必要経費への算入が認められるが、いわゆる白色申告では、事業主の所得からの控除額として、配偶者の場合で86万円、その他の親族の場合は50万円が認められているだけである。

しかしながら、ドイツ、フランス、アメリカなど、世界の主要国においては、家族従業者の労働対価は、一定の要件の下で必要経費として認めており、現在の日本の所得税法上の取扱いは、家族従業者の労働が適正に評価されているとは言いがたく、かねてより、その問題点が指摘されていることから、申告形式にとられない労働実態に応じた税制にすべきである。

よって、国におかれては、家族従業者の労働が適正に評価されるよう、所得税法第56条を廃止することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月23日

宮崎県議会

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	高市早苗殿
内閣官房長官	菅義偉殿

後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書

後期高齢者医療制度については、増大する高齢者医療費を現役世代と高齢者とともに支え合うものとして、従前の老人保健制度、退職者医療制度を廃止した上で、平成20年度に創設された。

制度施行に当たっては、激変緩和の観点から、世帯所得に応じた保険料の軽減特例措置が設けられ、保険料のうち均等割については9割まで、所得割については5割軽減することとし、国の毎年度の予算措置によって講じられてきたところであるが、平成27年1月の社会保障制度改革推進本部が決定した「医療保険制度改革骨子」において、当該特例措置については、段階的に縮小することとされたところである。

その中で、低所得者に対する介護保険料の軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施することにより低所得者に配慮しつつ、急激な負担増となる者については、きめ細かな激変緩和措置を講ずることとされているが、消費税率再引上げの延期により、それらの社会保障関連施策の見直しが検討されており、低所得者層の負担軽減措置が担保されない懸念がある。

また、全国後期高齢者医療広域連合協議会においても、平成27年11月12日「後期高齢者医療制度に関する要望書」において、「低所得者に対する保険料軽減特例措置について」は、「高齢者の生活に影響を与える保険料とならないよう、現行制度を維持すること。やむを得ず見直す場合は、激変緩和措置を講ずること。」を求めている。

よって、国におかれては、低所得者の負担に配慮したものとなるよう、後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続を含めた見直しを行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成28年9月23日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 殿
参 議 院 議 長	伊 達 忠 一 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 殿
総 務 大 臣	高 市 早 苗 殿
厚 生 労 働 大 臣	塩 崎 恭 久 殿
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 殿

指定生乳生産者団体制度の存続と機能強化を求める意見書

指定生乳生産者団体（以下「指定団体」という。）制度は、地域で生産された生乳の一元集荷や複数の乳業者に対する多元販売により生産者の価格交渉力を高め、集送乳の合理化、適正な価格形成や需給調整を行うことを通じて、酪農経営の安定や国内生乳生産の確保及び牛乳・乳製品の安定供給を支えている。

このような中、政府の規制改革会議は、去る5月19日に、今年秋までに「指定団体制度の是非や現行の補給金の交付対象の在り方を含めた抜本的改革について検討し、結論を得る。」とした。

生乳は腐敗しやすく、日々・季節毎に供給・需要ともに変動する等の特性があり、今後とも、指定団体の果たしている重要な役割である①乳業メーカーとの交渉、②条件不利地域を含む集乳の引き受けや集送乳の効率化、③価格の高い飲用乳と低い加工原料乳の調整などの機能を引き続き堅持することが必要である。

現行の指定団体制度を廃止することは、本県など、中山間地域等の条件不利地域で経営を行っている酪農家にとって、生乳の輸送コストの増大や再生産のための適正な取引価格の形成が困難になるなど、大きな影響が危惧される。

よって、国におかれては、酪農家が安心して経営を継続し、安全・安心な牛乳・乳製品の安定供給に繋げるために、現行の指定団体制度の存続と更なる機能強化を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月23日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
農林水産大臣	山本有二殿
内閣官房長官	菅義偉殿
内閣府特命担当大臣 (規制改革)	山本幸三殿

スティッフパーソン症候群を指定難病とするよう求める意見書

スティッフパーソン症候群は、脳と脊髄（中枢神経系）にまつわる病気であり、脳から脊髄を通り筋肉へ命令がうまく働かないため、体の筋肉に力が入ったままとなり、歩行など日常の動作に支障を来すほか、けいれん、こわばり（強直）が出ることもある。

こうした症状は周囲の環境によって誘発され、大きな音、体への刺激で悪化し、全身に症状が及ぶと寝たきりになったり、肺が動かなくなり、呼吸がとまることもある。そして、これらの症状は多くの場合、激しい痛みを伴い、片腕や片足、肩にしか症状が出ないこともあるが、主に背中、腰、足に症状が現れ、進行すると全身の筋肉が固まったようになる。

当該病気に罹っている人は非常に少なく、はっきりしたデータはないが、一説には100万人に1人とも言われ、日本での患者数は数十人程度とされる希少難病の一つである。そして、罹患している患者数が少ないため、治療、研究は遅れており、国の指定難病にも指定されておらず、患者は高額な医療費を負担しながら、入退院を繰り返している厳しい状況に置かれている。

患者たちの願いは、1日も早く国の指定難病に指定され、治療方法の研究、開発の取組が始まることであり、効果的な治療法の早期開発が待たれるところである。

よって、国におかれては、「スティッフパーソン症候群」に苦しむ患者の救済に向け、当該難病を早急に指定難病に指定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成28年9月23日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 殿
参 議 院 議 長	伊 達 忠 一 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
財 務 大 臣	麻 生 太 郎 殿
厚 生 労 働 大 臣	塩 崎 恭 久 殿
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 殿

決算特別委員会の設置について

- | | | |
|---|-----|---|
| 1 | 名 称 | 決算特別委員会 |
| 2 | 目 的 | 次の各号議案の審査
・議案第22号「平成27年度宮崎県歳入歳出決算の認定について」
・議案第23号「平成27年度宮崎県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について」
・議案第24号「平成27年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」
・議案第25号「平成27年度宮崎県地域振興事業会計利益の処分及び決算の認定について」
・議案第26号「平成27年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について」 |
| 3 | 権 限 | 地方自治法第98条の議会の権限を委任する。 |
| 4 | 定 数 | 議長及び監査委員の任にある3名を除く議員全員 |

議員派遣

平成28年9月23日

次のとおり、議員を派遣する。

1 地方議会活性化シンポジウム2016

- (1) 目的 18歳選挙権の実現により若者の政治参加の機運が高まる中、この機会をどのように評価し、また、いかに活用して、地方議会を巡る課題の解決につなげるかについての意見交換
- (2) 派遣場所 東京都
- (3) 期間 平成28年11月 7日(月) から
平成28年11月 8日(火) まで
- (4) 派遣議員 井本 英雄 渡辺 創

2 第16回都道府県議会議員研究交流大会

- (1) 目的 議会の透明性の確保、議会の政策立案機能・行政監視機能の強化、住民との関係強化及び災害時における都道府県議会の役割などについての意見交換
- (2) 派遣場所 東京都
- (3) 期間 平成28年11月15日(火) から
平成28年11月16日(水) まで
- (4) 派遣議員 外山 衛 山下 博三 松村 悟郎 二見 康之
島田 俊光 日高 博之 田口 雄二 岩切 達哉
前屋敷恵美 来住 一人

議 員 派 遣

平成28年10月7日

次のとおり、議員を派遣する。

1 第11回九州・沖縄未来創造会議

- (1) 目 的 九州・沖縄が抱える課題等についての検討・協議
- (2) 派遣場所 長崎市
- (3) 期 間 平成28年11月24日(木)から
平成28年11月25日(金)まで
- (4) 派遣議員 山下 博三 野崎 幸士 渡辺 創 重松 幸次郎

請 願 一 覽 表

總 括 表

委 員 会	請 願		計	備 考
	新 規	繼 続		
総 務 政 策	—	2	2	
厚 生	3	1	4	
商 工 建 設	—	—	—	
環 境 農 林 水 産	1	—	1	
文 教 警 察 企 業	—	—	—	
計	4	3	7	

新規請願

			環境農林水産常任委員会
請願番号	請願第14号	受理年月日	平成28年9月8日
請願者住所・氏名	宮崎市霧島1丁目1番地1 宮崎県酪農協議会 会長 石川 幸保		
請願の件名	<p>指定生乳生産者団体制度の存続と機能強化に関する国への意見書提出を求める請願</p> <p>(要旨) 指定生乳生産者団体制度の存続と機能強化に関する国への意見書提出を求める請願</p> <p>(理由) 指定生乳生産者団体（以下、「指定団体」）制度は、地域で生産された生乳の一元集荷や複数の乳業者に対する多元販売により生産者の価格交渉力を高め、集送乳の合理化、適正な価格形成や需給調整を行うことを通じて、酪農経営の安定や国内生乳生産の確保及び牛乳乳製品の安定供給を支えている。</p> <p>このような中、政府の規制改革会議は、去る5月19日に、今年秋までに「指定団体制度の是非や現行の補給金の交付対象の在り方を含めた抜本的改革について検討し、結論を得る。」とした。</p> <p>生乳は腐敗しやすく、日々・季節毎に供給・需要ともに変動する等の特性があり、今後とも、指定団体の果たしている重要な役割である①乳業メーカーとの交渉、②条件不利地域を含む集乳の引き受けや集送乳の効率化、③価格の高い飲用乳と低い加工原料乳の調整などの機能を引続き堅持することが必要である。</p> <p>現行の指定団体制度を廃止することは、本県など、大消費地から離れた条件不利地域で経営を行っている酪農家にとって、生乳の輸送コストの増大や再生産のための適正な取引価格の形成が困難になるなど、大きな影響が危惧される。</p> <p>よって、下記のとおり持続可能な酪農経営が実現されるよう、国に対して求める旨、貴議会において採択いただき、意見書を国へ提出されるよう請願する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>酪農家が安心して経営を継続し、安全・安心な牛乳・乳製品の安定供給に繋げるために、現行の指定生乳生産者団体制度の存続と更なる機能強化を図ること。</p>		
紹介議員	丸山 裕次郎 中野 一則 横田 照夫		

新規請願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第15号	受理年月日	平成28年9月9日
請願者 住所・氏名	宮崎市大島町天神前1175-3 宮崎県高齢期運動連絡会 会長 田中 哲史		
請願の件名	<p>後期高齢者医療制度の保険料軽減特別措置の継続等を求める意見書提出の請願</p> <p>(請願の要旨) 低所得者に対する負担に配慮したものとなるよう、後期高齢者医療制度の保険料軽減特別措置の継続等を求める意見書を国に提出すること。</p> <p>(請願の理由) 後期高齢者医療制度の施行に当たっては、激変緩和の観点から、世帯所得に応じた保険料の軽減特別措置が設けられ、保険料のうち均等割については9割まで、所得割については5割軽減することとし、国の毎年度の予算措置によって講じられてきました。 ところが、2015年1月の社会保障制度改革推進本部が決定した「医療保険制度改革骨子」において、後期高齢者医療制度の軽減特別措置については、段階的に縮小することとしています。 「特例軽減」が廃止されれば、加入者の約半数となる865万人の保険料が増加する。現在、「8.5割軽減」を適用されている人は2倍、「9割軽減」の場合は3倍、健保の被扶養者だった「9割軽減」の人は5倍から10倍の大幅な負担増となります。 後期高齢者医療制度被保険者実態調査報告(2014年度)から、後期高齢者の年金収入の平均は127万円で、基礎年金満額の80万円以下が4割を占めています。こうした低所得の高齢者への負担増は生きる力を削いでしまうことにもなりかねません。 また、全国後期高齢者医療広域連合協議会においても、2015年11月12日「後期高齢者医療制度に関する要望書」において、「低所得者に対する保険料軽減特別措置について」は、「高齢者の生活に影響を与える保険料とならないよう、現行制度を維持すること。やむを得ず見直す場合は、激変緩和措置を講ずること。」を求めています。 よって、低所得者に対する負担に配慮したものとなるよう、後期高齢者医療制度の保険料軽減特別措置の継続を含めた見直しを行うよう強く要望するとともに、地方自治法第99条の規定に基づき、国に意見書を提出する必要があるので請願します。</p>		
紹介議員	前屋敷 恵美 来住 一人		

新規請願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第16号	受理年月日	平成28年9月9日
請願者 住所・氏名	日向市新生町2丁目6 上村 明美		
請願の件名	<p>宮崎県議会よりスティッフパーソン症候群を指定難病とするよう国の関係機関に意見書を提出していただくよう求める請願書</p> <p>要旨 国の関係機関への意見書の提出について</p> <p>理由 私は、日向市に住む53歳の主婦です。6年前に突然スティッフパーソン症候群といわれる神経難病を発症し、治療のため入退院を繰り返しています。 痛みの原因は不明で、根本的に治療するには、この病気を指定難病としていただき、徹底的に治療法を研究してほしいと思っています。 宮崎県難病支援ネットワークなど、多くの方々が支援を受けて署名をいただき、一部は既に厚生労働大臣に提出致しました。 宮崎県議会の上としても、県民の代表として国の関係機関に意見書を提出していただきますようよろしくお願い申し上げます。</p>		
紹介議員	二見 康之 島田 俊光 日高 博之 西村 賢		

新規請願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第17号	受理年月日	平成28年9月9日
請願者 住所・氏名	宮崎市和知川原2丁目55番地 子どもの医療費無料制度を県に求める宮崎県ネットワーク 代表 平野 千恵子		
請願の件名	<p>子どもの医療費無料化を中学校卒業まで引き上げることを求める請願書</p> <p>【請願の趣旨】</p> <p>現在、子どもの貧困が大問題になっており、政府の調査でも6人にひとりの子どもが貧困状態にあると言われていています。宮崎県の子育て世代の貧困率は19.5%と全国平均よりも高くなっています。貧困状態におかれた子どもたちは、食事も満足にとれず、病気になっても十分な治療が受けられないなどのちが脅かされています。子どもの将来がその生まれ育った環境で左右されず、どの子どもも等しく治療を受けられる制度をつくることは政治の責任です。</p> <p>子どもが病気にかかったとき、お金の心配なく病院にいける事は、早期発見・早期治療につながり、重症化を防ぎ、さらには医療費の軽減にもなります。</p> <p>県の『乳幼児医療費助成事業の助成状況（平成28年4月1日現在）』調査によると、県内でもすでに、入院では中学校卒業までが13自治体、小学校卒業までが7自治体で、通院でも、中学校卒業までが10自治体、小学校卒業までが4自治体で実施されています。新富町・川南町・木城町では高校卒業まで入院・通院ともに助成が始まるなど、県内でも無料化の動きが広がっています。</p> <p>子どもは未来の社会を作り支えていく宝です。どこに住んでいても、安心して医療を受けられる子育ての環境をつくることは、大きな子育て支援となります。また、少子化の打開にとっても大きな力になります。宮崎県においても、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるために、中学校卒業までの医療費を無料にさせていただきたく、請願します。</p> <p>【請願事項】</p> <p>1. 子どもの医療費を中学校卒業まで無料にすること</p>		
紹介議員	前屋敷 恵美 来住 一人		

継 続 請 願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第3号	受理年月日	平成27年11月30日
請願者 住所・氏名	宮崎市大字小松936-3 宮商連婦人部協議会 会長 村上 美智子 (署名 1,794筆)		
請願の件名	<p>所得税法第56条の廃止を求める意見書を国に提出することを求める請願</p> <p>【請願の趣旨】</p> <p>私たち宮商連婦人部協議会は、県内の自営商工業の女性事業主や家族従業者で構成する団体です。業者婦人の社会的・経済的な地位向上を求め、「所得税法第56条を廃止し、1人の人間としての働き分（給料）を正当に認めて」と運動を続けています。</p> <p>所得税法第56条は、事業主と共に働く配偶者やその家族（主に妻や息子、娘）がどんなに長時間働いても、税法上その働き分を経費に算入することができず、事業主の所得から年間で最高86万円のみ（配偶者以外は50万円）控除される制度で、1人の人間として人格を認めない差別的な法規です。中小業者の多くが加入する国民健康保険には休業補償や出産手当もありません。</p> <p>世界の主要国では、「家族従業者の働き分は経費に算入する」ことが常識です。</p> <p>これまでの私たちの運動で、「働いた事実に対して対価を支払うのは当然」という世論が広がり、「56条を廃止し、家族従業者の働き分を認めよ」と、全国で416の自治体はその旨の意見書を国に対し提出しています（今年10/1時点）。</p> <p>第176国会では、当時の財務副大臣が「家族従業者の対価をどう保障するか考えたい」、経産相は「56条は見直す意義がある」と答弁しています。</p> <p>つきましては、別紙の意見書案にも深くご理解をいただき、宮崎県議会で意見書を採択していただきますようお願い申し上げます。</p>		
紹介議員	来住 一人 満行 潤一 前屋敷 恵美		

継 続 請 願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第5-1号	受理年月日	平成27年11月30日
請願者住所・氏名	宮崎市田野町甲1556番地1 公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会会員 九州ブロック協議会 役員 宮崎県介護福祉士養成校連絡会 幹事校 学校法人東洋学園 宮崎医療管理専門学校 理事長 内田 安信		
請願の件名	介護福祉士等修学資金貸付制度の強化並びに介護福祉士養成に係る離職者訓練（委託訓練）制度の定員数の拡大を求める意見書の提出に関する請願 【請願の要旨】 急速な高齢化の進展等に伴い、国民の福祉・介護ニーズはますます拡大し介護関係業務に係る労働力の需要が増大する一方、生産年齢人口の減少や他分野への人材流出等の中で質の高い介護サービスを安定的に提供していくためには、介護人材の安定的確保・資質の向上が不可欠となっています。 現在、介護福祉士養成施設（以下、「養成施設」とする）への入学者の減少傾向は歯止めがかからず、養成施設の定員に対する充足率は50%（離職者訓練制度による受入者を除くと40.8%）と近年では最も低い数値となっており、課程の廃止や入学生の募集停止を余儀なくされている養成施設も少なくありません。介護福祉士養成施設協会としては大々的な啓発や学校訪問等の活動、介護の日のイベントなどにより、環境改善のための努力をしておりますが、このままでは、施策や社会の要請に応えていくことは困難になることが予想されます。 つきましては、養成施設において、今後とも国民の要請、政策課題に応え、専門性をより一層高め、質の高い介護福祉士を養成して、社会に安定的な供給を図り、これにより国民の安心・安全、介護に要する費用の節減等社会貢献を図っていくことが必要であることから、下記の通り、介護人材養成と確保のための大きな魅力となっている介護福祉士等修学資金貸付制度の強化、入校生の学習意欲も高く修了生の就職先での評価も得ている介護福祉士養成に係る離職者訓練（委託訓練）制度の定員数拡大の実現のため、意見書を国に提出されるよう願うものであります。		
記			

【請願事項及び理由】

介護福祉士等修学資金貸付制度の全額国庫負担実施について

この貸付制度は、入学者の経済的負担の軽減を図ることで、介護福祉士養成施設への入学を志す者にとっての魅力となっています。またこれによって優秀な人材が確保され、介護サービスの質の向上の大きな要因ともなっております。一方、急速な高齢社会に伴う介護ニーズへの対応のため「地域包括ケアシステム」の構築が図られていますが、これには体系的な教育のもとで知識・技術を修得し他職種と連携できる介護福祉士が求められています。このようなことから、これら介護人材の養成は国家的事業として推進する必要があると考えられるため、全額国庫負担で実施することをお願いしたい。

紹介議員

重松 幸次郎 清山 知憲 日高 陽一 函師 博規
前屋敷 恵美

継 続 請 願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第6号	受理年月日	平成28年2月29日
請願者住所・氏名	宮崎市希望ヶ丘4-18-7 ゆきとどいた教育で楽しい学校づくりをすすめる宮崎県実行委員会 代表 河内 進策 (署名 713筆)		
請願の件名	高等学校の公私間格差解消のため、私学助成の増額を求める請願 請願項目と趣旨 私学助成を増額して学費と教育条件の公私格差を解消してください。 公立高校の授業料が無償となり私立高校にも平成22年度より月額9900円の就学支援金が給付されるようになって喜んだのも束の間、昨年度（平成26年度）からは条件に所得制限が設けられ、高校現場は混乱しています。 そもそも、県立高校に比べて私立高校は授業料以外の学校納付金が格段に高く、保護者の大きな負担となっています。 例えば、県立高校の入学金が5,650円であるのに対し、私立高校は約10～14万円です。さらに私立高校の場合、入学時に払う「特別施設費」が2～7万円にも上ります。制服・カバン等にかかる費用も高く、公立が6～7万円代であるのに対し、私立は7～9万円代です。父母は入学時に一度に支払わなければならない金額は、ゆうに30万円を超えるのです。（公立は約14万円） さらに、スクールバスや寮費などの必要なケースも多く、経済的理由で進路の選択肢から外されてしまうのです。 調理科や看護科等、私立高校には、県立にはない特色をもった学科があり、子どもたちは将来の職業選択に向けて真剣に進路を考えます。そのときに、家庭の経済状況次第で初めから門が閉ざさるということがあってよいのでしょうか。 子どもたちがお金の心配なく学べるように、私立高校の保護者負担を県立高校並みに近づけていくための、私学助成増額を講じてください。		
紹介議員	満行 潤一 前屋敷恵美 来住 一人		

議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
9月2日	金	本 会 議	開 会 議席の一部変更 会議録署名議員指名（松村悟郎議員、前屋敷恵美議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議員の辞職許可（押川修一郎議員） 議案第1号～第20号上程 知事提案理由説明
9月3日	土	休 会	(閉庁日)
9月4日	日		
9月5日	月		
9月6日	火		
9月7日	水	本 会 議	議席の一部変更 議案第21号追加上程 知事提案理由説明 代表質問（宮崎県議会自由民主党・松村悟郎議員、 宮崎県議会自由民主党・黒木正一議員）
9月8日	木		代表質問（県民連合宮崎・太田清海議員、 公明党宮崎県議団・重松幸次郎議員）
9月9日	金		一般質問（山下博三議員、函師博規議員、満行潤一議員、 清山知憲議員、中野一則議員）
9月10日	土	休 会	(閉庁日)
9月11日	日		
9月12日	月	本 会 議	一般質問（徳重忠夫議員、右松隆央議員、日高博之議員、 横田照夫議員）
9月13日	火		一般質問（河野哲也議員、蓬原正三議員、渡辺 創議員、 来住一人議員） 採決（議案第12号～第20号）（同意） 議案・請願委員会付託 ----- 常任委員会（総務政策） ----- 常任委員長審査結果報告（総務政策常任委員会） 採決（議案第21号）（可決）

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
9月14日	水	休 会	常任委員会
9月15日	木		
9月16日	金		
9月17日	土		(閉庁日)
9月18日	日		(閉庁日) 敬老の日
9月19日	月		
9月20日	火		特別委員会
9月21日	水		(議事整理)
9月22日	木		(閉庁日) 秋分の日
9月23日	金	本 会 議	常任委員長審査結果報告 討論(議案第1号に反対、請願第6号不採択に反対)(前屋敷恵美議員) 採決(議案第1号)(可決) 採決(議案第2号～第11号)(可決) 採決(請願第5-1号)(取り下げ承認) 採決(請願第6号)(不採択) 採決(請願第16号)(採択) 採決(請願第3号、第14号、第15号)(採択) 採決(継続審査・調査案件)(委員長の申し出のとおり決定) 議員発議案送付の通知 議員発議案第1号～第10号追加上程 討論(議員発議案第2号、第5号に反対)(来住一人議員) 採決(議員発議案第10号)(可決) 採決(議員発議案第2号、第5号)(可決) 採決(議員発議案第1号、第3号、第4号、第6号～第9号)(可決) 議員派遣の件 議案第22号～第26号上程 知事提案理由説明
9月24日	土	休 会	(閉庁日)
9月25日	日		
9月26日	月		(議案調査)
9月27日	火		

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
9月28日	水	本 会 議	決算議案に対する質疑（前屋敷恵美議員） 議員発議案送付の通知 議員発議案第11号上程、採決（可決） 議案第22号～第26号決算特別委員会付託 議長の報告（決算特別委員会正副委員長互選結果） 決算特別委員会
9月29日	木	休 会	決算特別委員会
9月30日	金		
10月1日	土		（閉庁日）
10月2日	日		
10月3日	月		（議事整理）
10月4日	火		
10月5日	水		決算特別委員会
10月6日	木		（議事整理）
10月7日	金	本 会 議	決算特別委員長審査結果報告 討論（議案第22号に反対）（前屋敷恵美議員） 採決（議案第22号）（認定） 採決（議案第23～第26号）（可決及び認定、または認定） 議員派遣の件 閉 会

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 星 原 透

宮 崎 県 議 会 副 議 長 宮 原 義 久

宮 崎 県 議 会 議 員 松 村 悟 郎

宮 崎 県 議 会 議 員 前屋敷 恵 美